

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
昭和十四年二月廿八日發行

同盟旬報

(No. 60) 行發日八十二月二・號五第卷三第

【號旬中月二年四十和昭】

主要記事

第七十四帝國議會論戰……
 臨時增稅三法案內容……
 海軍陸戰隊三亞港上陸……
 陸空軍蘭州大空襲……
 上海テロ事件深刻化す……
 海南島占據で佛英米申入……
 英龍大國防豫算白書發表……
 バルカン協商國會議開く……

附錄 自第二卷第二十八號至第三十六號索引

行發社信通盟同人法團社

昭和十四年
二月中旬
重要日誌

二月十一日(土)

- △紀元節祭の御儀
- △ローマ教皇廳へ御弔電
- ▽臨時政府舊法幣建による契約禁止令
- ▲海南島占據で英佛兩總督會談
- ▲米海軍當局各國潜水艦現勢發表
- ▲スペイン人職團議對策協議
- ▲米伯會談進む
- 同十二日(日)
- ▽陸空軍蘭州大空襲
- ▽國府第三次國民參政會開催
- ▽上海アロ取締に工部局側發表
- ▲愛蘭フ政權承認
- ▲瑞西フ政權正式承認通過
- ▲ローマ教皇儀儀執行
- ▲伊最高國防委員會終了
- ▲ルチニア地方議會政府黨大勝
- ▲ハル長官國防強化を強調
- 同十三日(月)
- ▲十四年度總豫算衆議院通過
- ▲十三年度追加豫算閣議決定
- ▲傷痍軍人職業保護打合せ
- ▲機肥配給會社に配給統制命令
- ▲地方債の引受條件据置に決定
- ▽戰歿遺家族に「給付金制度」創設
- ▽佛、海南島占領で對日申入れ
- ▽海南島海口海軍接收
- ▽陸空軍西安急襲
- ▽國府軍事委員會政治訓練會議・成都行轅正式成立・民衆節約命令
- ▲ビルマ雲南間に新空路開設

- ▲佛印國防費に三億フラン計上
- ▲米驅逐艦海口へ
- ▲米海軍大演習始まる
- ▲ラングーン裁判所に投擲
- ▲フ政權承認問題で英伊協定
- ▲英伊外相會談
- ▲獨伊通商協定成立
- ▲ソ・ラ通商協定成立
- ▲フリーゲア氏ル大統領攻撃
- ▲ハル長官軍縮會議を拒否
- 同十四日(火)
- ▲大審院長・檢事總長決定
- ▽英、海南島占領で對日申入れ
- ▽陸戰隊海南島南端三亞港に敵前上陸・三亞街・榆林港・崖縣等を占領す
- ▽滿支間に労働協約成る
- ▲滿國の貿易統制法による組合設立令
- ▲在米佛大使館米軍用機購入全貌發表
- ▲米國防二ヶ年計畫下院本會議上程
- ▲英蘭兩國外相會談
- ▲國際避難民委員會閉會
- ▲佛政府再度特使を決定
- ▲伊、世界周航艦隊に歸國命令
- ▲ソ・リ通商協定成立
- ▲ル大統領民主黨の協力要望
- 同十五日(水)
- ▲大藏省顧問會議
- ▲陸軍軍需動員會議閉會
- ▲標準船型決定(船舶管理委員會)
- ▲興亞院現地に連絡部設置

- ▲英當局對日報復を拒否
- ▲英、尨大國防豫算白書發表
- ▲英、國防關係借入金増額
- ▲米下院國防二ヶ年計畫主要部分可決
- ▲米下院海軍委員會防備強化案可決
- ▲ビルマ内閣不信任案上院可決
- ▲西、人民戰線外相バリ着
- ▲英、フ政權承認方針決定
- ▲英首相フ政權承認考究言明
- ▲伊大評議會教育刷新案可決
- 同十六日(木)
- ▲干瓢の最終販賣卸賣價格決定
- ▽海軍、浙東海門附近に新作戰
- ▽三國回答文起草完了
- ▽國府桂林で長官會議開催
- ▽空戸司令官工部局に覺書提出
- ▽英陸軍追加豫算發表
- ▲燃料資源保護教書提出
- ▲ビルマ政府不信任案通過
- ▲英國の對聯盟通告
- ▲マドリッド猛爆撃
- ▲ハンガリー政變
- ▲米財務次官補辭任
- 同十七日(金)
- ▲町村制改正案見合せ決定
- ▲鐵鋼配給切符發行八團體を指定
- ▲國內向三月分綿糸スフ糸人絹糸需給計畫並にスフ使用割當
- ▲鑛業法中改正法律案上程
- ▽米、海南島占領に對日申入れ
- ▽海南島に總領事館開設
- ▲滿國貿易統制品目追加公布施行
- ▲英の調停申出を拒絶
- ▲ペーラル佛使節出發

- ▲駐獨米大使、議會で證言
- ▲對佛飛行機輸出は當然(大統領談)
- 同十八日(土)
- ▲釘、針金、鐵線の配給統制實施
- ▲臨時増稅關係三法案衆議院提出
- ▲生糸思惑金融の抑制方日銀通過
- ▲工具及測定器重要輸入品に指定
- ▽蔣介石新生運動記念日に放送
- ▽米國務長官、海南島占據に三國海軍の對日共同示威説を否定す
- ▲在滿六日本領事館閉館
- ▲ビルマ内閣總辭職
- ▲波國、フ政府正式承認
- ▲希首相ユーゴー訪問
- ▲ル大統領民主制擁護を強調
- ▲桑港萬國博開く
- 同十九日(日)
- ▽海南島定安占領
- ▽維新政府陳外交部長上海で暗殺さる
- ▲埃及もフランコ承認
- ▲ソ波通商協定成る
- ▲ペルーに内亂
- 同二十日(月)
- ▽陸空軍蘭州大空襲
- ▽三浦總領事テロ事件で工部局に申入
- ▲滿洲開拓事業方針確立
- ▲英藏相再軍備計畫聲明
- ▲佛、英の軍事援助聲明要望
- ▲ペルー政府もフランコ承認
- ▲パドリオ元帥リビアへ
- ▲英大使チアノ外相と協議
- ▲ソ聯極東開發計畫審議
- ▲北歐四外相會議
- ▲バルカン會議開催
- ▲米外交問題のラジオ討論

同盟旬報 第三卷・第五號 二月月中旬號

主要目次

●印は「表紙掲出」記事

宮廷

- 紀元節祭の御儀.....四
- 池田・加藤兩家に幣帛祭料下賜.....四
- ローマ教皇顯(御弔電).....四
- 三笠宮様伊勢・名古屋へ.....四
- 大奥に三陛下御團圓.....四
- 兩外國使臣に勳章贈與.....五
- 宮中新年祭.....五

支那事變

- 海軍、浙東海門附近に新作戦.....四
- 米驅逐隊司令皇軍部隊長訪問.....四
- 給付金制度創設.....四
- 桑中將歸還.....四
- 戰死將校氏名.....四
- ▲佛英米對日申入.....四
- 英佛領りに協議.....五
- 英佛對日申入に決定.....五
- 英、佛駐日大使に申入訓令.....五
- 英、佛大使外相と會見.....五
- 米大使、外相と會見.....五
- 三國回答文起草完了.....六
- ▲北支戰況.....六
- 河北・冀中・山東・山西・河南省北・江蘇省北・安徽省北部等討伐戰況.....六
- ▲中支戰況.....六
- 武漢附近討伐戰々果(一月).....八
- 南京附近討伐戰況(七月十一日).....八
- 江南地方殘匪掃蕩.....九
- 安慶西南方中洲掃蕩.....九
- 揚州北方新四軍擊破.....九
- 黃梅附近の殘敵擊破.....九

餘杭警備隊の奮戰

▲南支戰況

- 東江北岸の遊撃隊擊滅.....九
- ▲海南島戰況.....九
- 澄邁灣奇襲上陸詳報.....九
- 正規軍の大半は事前逃亡.....九
- 瓊州・海口攻略迄の戰果.....九
- 各方面に戰果擴張中.....九
- 海口海關接收・定安占領.....九
- 海軍三挺港上陸.....九
- 陸戰隊南端三挺港に敵前上陸.....九
- 三挺街占領・三挺街より猛進.....九
- 榆林港・崖縣占領・崖縣附近掃蕩.....九
- 南北よりの奇襲に敵山中へ逃亡.....九
- ▲空中戰・空爆.....九
- ▲海空軍.....九
- 南陽・浙贛線金華線爆撃.....九
- ▲陸空軍.....九
- 馬占山の根城爆撃.....九
- ▲蘭州大空襲.....九
- 冀中討伐協力.....九
- 西安急變.....九
- 阜城・館陶爆撃.....九
- 辛縣の敵に地上掃射.....九
- ▲國民政府.....九
- 蔣介石成都へ.....九
- 蔣介石放逐.....九
- 國防最高委員會發足.....九
- 中央貯蓄銀行設立準備.....九
- 民衆に節約命令.....九
- 成都行轅正式成立.....九
- 各戰區に監視隊派遣.....九
- 軍事委員會政治訓練會議.....九
- 第三次國民參政會開催.....九
- 西南情勢.....九
- ▲海南島失陷對策.....九

重慶政府狼狽

▲事變と列國動向

- 宋子文等對外策動開始.....三
- 蔣・外人記者團會見內容.....三
- 王正廷昆明へ.....三
- 桂林で長官會議.....三
- ▲汪派動向.....三
- 重慶和平に乗出せば援助せん.....三
- 中央も漸次汪と同意見.....三
- ▲英.....三
- カール大使上海へ.....三
- ビルマ・雲南間に新空路開設.....三
- 英下院の在支權益問答.....三
- 英當局對日報復を拒否.....三
- ▲米國支那向軍需品積載船關與へ.....三
- ▲海南島占據と列國.....三
- 英・佛兩國總督會談.....三
- ▲英.....三
- 英政府海南島對策協議.....三
- 英は軍艦派遣せず.....三
- 香港への經濟的影響少し.....三
- 英汽船海口寄港中止.....三
- 英下院海南島問題討論.....三
- ▲佛.....三
- 佛占領の性質に關心.....三
- 佛印防備強化計畫.....三
- 佛外交部委員會、三國勦作要請.....三
- 佛印政府對支國境制限撤廢か.....三
- 海防からのトラック輸送活躍.....三
- 佛軍艦の派遣考慮か.....三
- ▲米.....三
- 輿論冷靜・驅逐艦海口へ.....三
- 三國海軍共同示威否定.....三
- ▲獨逸滿洲の贊意.....三
- ▲外紙論調.....三
- ▲海南島占據論評.....三
- ▲新支那建設.....三
- ▲興亞院.....三
- 興亞院連絡部設置.....三

北支情勢

▲中支情勢

- 鐵道沿線等に高祥作物禁止.....三
- 冀縣に治安維持會成立.....三
- 天津民團で團債發行.....三
- 江蘇省公署徐州辦事處成立式.....三
- ▲北京臨時政府.....三
- 舊法幣建による契約禁止令.....三
- 修正國籍法公布.....三
- 春耕貸款補助金支出.....三
- 滿支間に労働協約.....三
- 山西省を七道に分つ.....三
- ▲中支情勢.....三
- 山田最高指揮官難民救済金寄贈.....三
- 九江治安維持會發會式舉行.....三
- 武漢三鎮新政權樹立促進大會.....三
- ▲上海テロ事件深刻.....三
- 上海テロ取締に工部局開發表.....三
- 我が大使館側反駁.....三
- 又も反日工部二件.....三
- 六戶司令官工部局に覺書提出.....三
- 工部局參事會議長回答.....三
- 又邦人三名重傷.....三
- 陳外交部長暗殺さる.....三
- 我が出先當局極度に憤慨.....三
- 六戶司令官重大對策に出でん.....三
- 租界内不穩分子一掃が急務.....三
- 三浦總領事嚴重申入れ.....三
- 租界當局無稽の放言.....三
- ▲南京維新政府.....三
- 棉花增產計畫.....三
- 上海港貿易高事變來の記録.....三
- ▲南支情勢.....三
- ▲海南島情勢.....三
- 松平副領事等海口佛領事訪問.....三
- 海南島に總領事館開設.....三
- 華僑送金拂渡.....三
- 現山治維會成立.....三
- 海口民衆相談所開設.....三

政府、政黨連絡懇談會

▲貴族院

- 政府提出法案.....三
- 追加豫算案提出.....三
- 朝鮮に參政權附與請願書提出.....三
- ▲貴族院.....三
- 臺灣米管理說明廳取.....三
- ▲本會議.....三
- 海南島政略感謝祝電.....三
- 郵便年金・花柳病豫防法案上程.....三
- 宗教團體法案外三件可決.....三
- 人事調停法案外十一件可決.....三
- ▲豫算總覽.....三
- 豫算審議日割.....三
- ノ聯關係權益問題、土木、教育問題等.....三
- 國民勸導運動組織問題.....三
- 官吏關係事項.....三
- 司法制度改正・地方機構改善問題.....三
- 學術振興問題.....三
- 我憲法政治の本質闡明.....三
- 新東亞建設・揚子江開放問題.....三
- 國際知識漁業問題.....三
- 小學校新卒業生の入學難問題.....三
- 一般施政方針.....三
- 物價・對支經濟問題.....三
- 人口問題研究所開設言明.....三
- 東北振興策.....三
- ▲委員會.....三
- 宗教團體法案・北海道土功組合.....三
- 借地借家法・法律第四十九號.....三
- 郵便年金法改正・花柳病豫防委員會.....三
- ▲衆議院.....三
- 各派交渉會.....三
- ▲本會議.....三
- 十四年度總豫算案可決.....三
- 豫算通過と各派黨綱.....三
- 對ノ羅益確保決議案上程.....三
- 臺灣米移出管理特別會計法上程.....三
- 兵役法中改正法案等上程.....三
- 青年校費補助法案外十七件上程.....三
- 十件可決.....三

第七十四帝國議會

△豫算委員會..... 〇
十三年度追加豫算審議..... 〇
十三年度追加豫算說明書..... 〇
△委員會..... 〇
森林法・朝鮮事業公債法・軍馬
資源保護・民衆衛生保護・赤字
公債・建議・人事調停法案・軍
用自動車・決算・青年救濟國庫
補助法案・裁判所構成法・鐵の
輸入税免除・名古屋帝大創設委
員會..... 〇

【各派動向】..... 〇
第一議俱、第二控合併具體化
農業生産確保決議案提案か
吏道刷新決議案提出運動..... 〇
【餘 録】..... 〇
裁判所構成法改正當局意見..... 〇

政治・外交..... 〇
樞密院定例參集..... 〇
【政 治】..... 〇
政府提出法案內容..... 〇
鶴馬法臨時特例法案..... 〇
郵便年金改正法案..... 〇
臨時利得稅法改正法案..... 〇
臨時租稅措置法改正案..... 〇
●事變特別稅法改正案..... 〇
米穀會社案政治的折衝に入る..... 〇
內政彙報..... 〇
國民精神總動員聯誼會組閣問題..... 〇
町村制改正案提出見合..... 〇
商工省機構改革問題..... 〇
前田鐵相談..... 〇
國策研究會定例懇談會..... 〇
開 議..... 〇
法案二件決定..... 〇
十三年度追加豫算決定..... 〇
鐵道法改正提案決定..... 〇
農村自治制度改正案首相内相に
一任..... 〇

三法案提出決定..... 〇
內閣參議 定例參議會..... 〇
閣員參内..... 〇
往 來..... 〇
法令公布..... 〇
▲內 務..... 〇
傷痍軍人職業保護法合會
防空建築規則制定..... 〇
名古屋市第一助役に佐藤
三重縣知事..... 〇
▲大藏 顧問會議..... 〇
▲司法 大審院長、檢事總長決定..... 〇
▲文部 東大經濟學部問題..... 〇
▲農 林..... 〇
森林・林業種苗法の命令規定事項
軍馬資源保護命令規定..... 〇
▲厚生 官廳被用者申告特例..... 〇
【外 交】..... 〇
一 般..... 〇
日ソ漁業問題..... 〇
ソ聯船員釋放..... 〇
ソ聯浦鹽航路の定期性否認..... 〇
滿、汎兩國防共參加調印..... 〇
佛官邊谷大使受諾說否定..... 〇
【國 防】..... 〇
陸軍 將校下士官の轉科範圍擴張..... 〇
陸軍三長官會議..... 〇
陸軍々需動員會議..... 〇
海軍 第十二號掃海艇進水式..... 〇
【實業兩院】..... 〇
【政 黨】..... 〇
政友會 總裁公選即決を要請..... 〇
其 他..... 〇
新黨結成問題..... 〇
革新政黨結成申合せ..... 〇
【人 事】..... 〇
官廳辭令・叙位叙勳臨時辭位喪失..... 〇

財政・經濟..... 〇
【一 般】..... 〇
昨年中興業對策狀況..... 〇
商工會請所法改正原案骨子..... 〇
入織糸元賣商業組合設立..... 〇
【配給統制】..... 〇
昭和石炭、需給割當に備む..... 〇
鐵鋼配給切符、行八團體を指定..... 〇
釘、針金、鐵線の配給統制實施..... 〇
各糸の需給割當は四月より設備
主義に據る..... 〇
生糸消費配給統制に農林省反對..... 〇
古絹靴下輸入配給統制構想成る..... 〇
毛襪襪の一元的蒐有配給實施..... 〇
國內向三月分綿糸スフ糸人絹糸
需給計畫並にスフ使用割當..... 〇
タイヤ再製用ゴムの配給統制..... 〇
古ゴム配給統制協議會を設け..... 〇
米穀會社案で農商兩省意見衝突..... 〇
襪配給統制に配給統制命令..... 〇
最近の主要肥料供給概況..... 〇
農林省、過磷酸製造業者に警告..... 〇
【物 價】..... 〇
内外卸賣物價(一月)..... 〇
卸、小賣物價(一月)..... 〇
公定物價違反頻出に取締強化..... 〇
輸出綿糸布低價防止に輸組結成へ..... 〇
酒精原料の甘藷買上値問題..... 〇
干瓢の最終販賣卸賣價格決定..... 〇
【財 政】..... 〇
十三年度追加豫算案..... 〇
臨時増稅關係三法案提出..... 〇
國庫現計(十二年末)..... 〇
寺院貸付國有財産法案命令事項..... 〇
【金 融】..... 〇
保證準備擴張決定一顧問會議..... 〇
預金部國債買入限度八億圓に..... 〇
資金運用に關する勅令案要綱..... 〇
生糸恩惠金融の抑制方日銀連署..... 〇
貯蓄增加額五十六億六千萬圓..... 〇
退職積立金、労働者貯金額調..... 〇
中小商工業融資損失再補償限度..... 〇

撤廢..... 〇
日本晝夜、市指定の信組に融資..... 〇
全國信託財産調(月末)..... 〇
全國手形交換高減少(一月)..... 〇
全國銀行主要勘定(一月末)..... 〇
全國組合銀行勘定(一月末)..... 〇
全國貯蓄銀行勘定(一月末)..... 〇
△日本銀行..... 〇
昨年の戰時金融指標(日銀勘定)..... 〇
昨年中日銀の政府納付金..... 〇
津島副總裁金融情勢報告..... 〇
△公社債..... 〇
事變公債等三億圓發行..... 〇
事變國債第八回郵便局賣出..... 〇
地方債の引受條件据置に決定..... 〇
第一回恩給債券二千萬圓發行..... 〇
東京電氣社債千五百萬圓發行..... 〇
宇治電社債一千萬圓發行..... 〇
東拓社債三千萬圓發行..... 〇
【貿 易】..... 〇
對外貿易(一月中旬)..... 〇
對滿支貿易(一月)..... 〇
外地對外貿易(一月)..... 〇
人絹糸布、スフ織物の滿洲支向
輸出割當..... 〇
生糸輸出激減(一月)..... 〇
人絹糸布輸出高(一月)..... 〇
内地木材の輸出累年増加..... 〇
個人リンクは輸出單價を引下..... 〇
工具及測定器重要輸入品に指定..... 〇
亞爾然丁、邦品閉出しの形勢..... 〇
日商の圓アロツク貿易通貨對策..... 〇
【市 場】..... 〇
二月初有價證券時價總額..... 〇
大豆、落花生、藥料飼料暴騰..... 〇
【産 業】..... 〇
鐵道法改正正法律案上程..... 〇
開業炭の我が需要額百二十五萬噸留
標準船型決定(船舶管理委員會)..... 〇
【會 社】..... 〇

資金審査百六十四件認可..... 〇
汽車製造會社、日産汽船増資..... 〇
東洋紡傘下の子會社合併進捗..... 〇
日本鐵業、北支産金に進出..... 〇
理研、朝鮮の砂金採取に着手..... 〇
【社會・文化】..... 〇
【學術・文化】..... 〇
第八回芥川賞直木賞決定..... 〇
帝國學士院受賞者決定..... 〇
學術研究會活動準備..... 〇
法隆寺國寶保存協議會..... 〇
工大に資源化學研究所設立..... 〇
昭和洋誌獎勵賞受賞者決定..... 〇
【事故・遭難】..... 〇
標示板で乗客三名重傷..... 〇
【雜】..... 〇
建國祭奉祝..... 〇
バス、トラックの木炭化強制..... 〇
鐵製品特別回收開始..... 〇
女性の機械工場進出顯著..... 〇
代用品廿四種に補助金交付..... 〇
計..... 〇
【スポーツ】..... 〇

滿洲國..... 〇
靈感島築港着手..... 〇
興安四省行政機構改革..... 〇
滿洲開拓事業方針確立..... 〇
【外交・國防】..... 〇
初代ワルソ一總領事任命..... 〇
在滿六日本領事館閉館..... 〇
ソ聯滿洲里方面不法越境..... 〇
【財政・經濟】..... 〇
滿洲の對滿輸出限調..... 〇
英國のセメント輸入減少..... 〇
糧食會社設立外米輸入..... 〇
大倉事業會社正式創立..... 〇
貿易統制法による組合設立令..... 〇
貿易統制品目の追加公布施行..... 〇

中央銀行収益激増……………六
 上旬貿易對第三國品出超縮進……………六

世界軍擴充

各國潛水艦現勢發表……………六
 ▲英國……………六
 ▲形大國防豫算白書……………六
 ▲國防白書と英財界……………六
 ▲國防關係借入金増額……………六
 ▲陸軍追加豫算發表……………六
 ▲藏相再軍備計畫聲明……………六
 ▲佛蘭西……………六
 ▲佛の米軍用機購入の全貌……………六
 ▲獨逸……………六
 ▲キール運河近く擴張……………六
 ▲新銳主力艦進水……………六
 ▲米國……………六
 ▲驚異的新銳戰艦開成……………六
 ▲海軍大演習愈々始まる……………六
 ▲大西洋艦隊に四巡洋艦……………六
 ▲ウイチタ號就役……………六
 ▲海軍關係法案可決……………六
 ▲國防二年計畫本會議上程……………六
 ▲國防強化案採擇に議々沸騰……………六
 ▲國防二年計畫主要部分可決……………六
 ▲海軍委員會附屬強化案可決……………六
 ▲燃料資材保護教書提出……………六
 ▲米海軍委員會少數派報告……………六
 ▲海軍防備案明日より審議開始……………六
 ▲亞細亞諸國……………六
 ▲ペルマ……………六
 ▲議會開會と同時に形勢不穩……………六
 ▲マンダレーの死傷者九十餘名……………六
 ▲蘭貢に反英デモ行進……………六
 ▲蘭貢パス争議負傷者を出す……………六

ラングーン裁判所に投擲……………六
 内閣不信任案上院可決……………六
 内閣不信任民衆デモ……………六
 政府不信任案通過……………六
 緬甸内閣總辭職……………六
 ▲印度……………六
 ▲印度人民抗爭激化の形勢……………六
 ▲印ソを結ぶ鐵道建設計畫……………六
 ▲邦人捜査事件落着……………六
 ▲シリア……………六
 ▲シリアの反佛氣運……………六
 ▲イギリス……………六
 ▲英獨通商交渉……………六
 ▲グワトキン氏ベルリンへ……………六
 ▲英獨交渉に二閣僚出席か……………六
 ▲英獨通商交渉の見透し……………六
 ▲英ソ通商工作……………六
 ▲首相貿易相の派遣言明……………六
 ▲英ソ通商協議の意義……………六
 ▲輸入信用保持擴張案第二讀會通過……………六
 ▲増税不可避か……………六
 ▲英國の對聯盟通告……………六
 ▲蘭英兩國外相會談……………六
 ▲國際選民委員會閉會……………六
 ▲人相會社價格協定締結……………六
 ▲泰洲……………六
 ▲日本向け行統制荷役を始……………六
 ▲フランス……………六
 ▲佛、英の軍機援助聲明要致……………六
 ▲爲秤安定資金の弗買……………六
 ▲スペイン……………六
 ▲スペイン内亂日誌……………六
 ▲戰況……………六
 ▲マドリッド猛爆撃……………六
 ▲英艦擄撃問題英首相言明……………六
 ▲フランコ軍避難民收容……………六

バルセロナ附近で列車衝突……………六
 ▲人民戦線政府……………六
 ▲人戦閣議對策協議……………六
 ▲人民戦線外相パリ着……………六
 ▲對フランコ軍媾和提案説……………六
 ▲人民戦線遂に屈服か……………六
 ▲休戰調停……………六
 ▲今週中に休戰成立か……………六
 ▲英の調停申出を拒絶……………六
 ▲内亂收拾に英西協同……………六
 ▲承認問題……………六
 ▲英國……………六
 ▲英佛無條件承認か……………六
 ▲英對西借款を考慮……………六
 ▲英フ政權承認未定……………六
 ▲英國承認問題で奔走……………六
 ▲承認問題で英伊協定……………六
 ▲英フ政權承認方針決定……………六
 ▲英首相フ政權承認考を言明……………六
 ▲英紙フ政權承認を主張……………六
 ▲英愈々一兩日中に承認か……………六
 ▲佛蘭西……………六
 ▲フランコ承認に佛兩論……………六
 ▲佛は承認を急がず……………六
 ▲佛のフランコ政權承認未だし……………六
 ▲佛政府再度特使派遣を決定……………六
 ▲佛先づ事實上承認か……………六
 ▲ペラル佛使節出發……………六
 ▲ペラル佛使再度アルゴスへ……………六
 ▲ペラル佛特使活動開始……………六
 ▲佛特使の打診失敗か……………六
 ▲伊太利……………六
 ▲伊は英佛の干渉絶對排斥……………六
 ▲伊飽迄フランコ政權支持……………六
 ▲明日のスペイン……………六
 ▲各國承認……………六
 ▲フ政權は強いて承認を求めず……………六

愛蘭フ政權承認……………六
 瑞西フ政權正式承認通過……………六
 波蘭フ政府正式承認……………六
 埃及もフランコ承認……………六
 ペル政府もフランコ承認……………六
 フ政權承認と米洲諸國の態度……………六
 ▲イタリヤ……………六
 ▲地中海情勢……………六
 ▲伊紙の對佛強硬論……………六
 ▲世界周航艦隊に歸還命令……………六
 ▲英伊外相會談……………六
 ▲獨伊樞軸の動向緊迫……………六
 ▲伊大勳員説と英佛……………六
 ▲英リビア増兵確認……………六
 ▲パドリオ元帥リビアへ……………六
 ▲英大使チアノ外相と協議……………六
 ▲三巨頭會談否否……………六
 ▲獨伊通商協定成立……………六
 ▲伊外相訪波の意義……………六
 ▲最高國防委員會終了……………六
 ▲大評議會教育刷新案可決……………六
 ▲教皇昇格執行……………六

▲獨伊通商協定成立……………六
 ▲伊外相訪波の意義……………六
 ▲最高國防委員會終了……………六
 ▲大評議會教育刷新案可決……………六
 ▲教皇昇格執行……………六
 ▲ドイツ……………六
 ▲總動員計畫着手……………六
 ▲獨動員説に佛憂慮……………六
 ▲獨ソ通商會談續進……………六
 ▲來月中旬獨逸で防共民衆大會……………六
 ▲聯邦……………六
 ▲極東開發計畫審議……………六
 ▲ソ聯の對佛東策……………六
 ▲ソ聯海軍使節團渡米……………六
 ▲ソ聯建艦と中立法……………六
 ▲保健人民委員失脚……………六
 ▲ソ・ラ通商協定成立……………六
 ▲ソ・ラ通商協定成立……………六
 ▲ソ波通商協定成立……………六
 ▲駐ソ佛大使活躍……………六

歐洲諸國……………六
 北歐四外相會議……………六
 バルカン會議廿日開催……………六
 希首相ユーゴ訪問……………六
 バルカン協商ソ聯の接近排除……………六
 ハンガリー政變……………六
 白内閣難産……………六
 波外相近く訪英……………六
 ルテニア地方議會政府黨大勝……………六
 ▲アメリカ……………六
 ▲外交政策問題……………六
 ▲外交問題を繞つて米輿論沸騰……………六
 ▲ハル長官國防強化を強調……………六
 ▲フーヴァ氏ル大統領攻撃……………六
 ▲ハル長官軍縮會議を拒否……………六
 ▲ル大統領民主黨の協力要望……………六
 ▲米再軍備は不戰條約侵犯……………六
 ▲大統領の政策に反對……………六
 ▲戰爭論者斃命……………六
 ▲歐洲情勢と中立法改正……………六
 ▲ル大統領民主制擁護を強調……………六
 ▲外交問題ラヂオ討論……………六
 ▲軍用機輸出問題……………六
 ▲對佛飛行機供給問題更に紛糾……………六
 ▲財務次官補辭任……………六
 ▲對佛軍用機供給問題と米紙……………六
 ▲駐獨米大使議會で發言……………六
 ▲米陸軍動搖か……………六
 ▲對佛飛行機輸出は當然(大統領)……………六
 ▲佛航空使節の言を反駁……………六
 ▲軍用機機密保護案……………六
 ▲オランダも飛行機購入……………六
 ▲アラスカ漁業保護施設法案……………六
 ▲委港萬國開く……………六
 ▲經濟……………六
 ▲中南米諸國……………六
 ▲ペルに内亂……………六

▲外交問題を繞つて米輿論沸騰……………六
 ▲ハル長官國防強化を強調……………六
 ▲フーヴァ氏ル大統領攻撃……………六
 ▲ハル長官軍縮會議を拒否……………六
 ▲ル大統領民主黨の協力要望……………六
 ▲米再軍備は不戰條約侵犯……………六
 ▲大統領の政策に反對……………六
 ▲戰爭論者斃命……………六
 ▲歐洲情勢と中立法改正……………六
 ▲ル大統領民主制擁護を強調……………六
 ▲外交問題ラヂオ討論……………六
 ▲軍用機輸出問題……………六
 ▲對佛飛行機供給問題更に紛糾……………六
 ▲財務次官補辭任……………六
 ▲對佛軍用機供給問題と米紙……………六
 ▲駐獨米大使議會で發言……………六
 ▲米陸軍動搖か……………六
 ▲對佛飛行機輸出は當然(大統領)……………六
 ▲佛航空使節の言を反駁……………六
 ▲軍用機機密保護案……………六
 ▲オランダも飛行機購入……………六
 ▲アラスカ漁業保護施設法案……………六
 ▲委港萬國開く……………六
 ▲經濟……………六
 ▲中南米諸國……………六
 ▲ペルに内亂……………六



紀元節の御儀

【三二】十一日時局下二度日記元の佳節を迎へ國を擡げて華國の御鴻業を思ひ奉り建國の大精神を宣揚したが、この日宮中三殿に於ては午前十時天皇陛下御親祭の御もとに厳かに紀元節祭の御儀を行はせられた、なほ時局を思召されて群臣を召されて聖明教に備えられる御盛宴は事變以來の四大節同様御取止めとなつた

池田・加藤兩家に幣帛祭料下賜

【三三】畏き過りでは大審院長池田寅二郎氏去る九日逝去したる趣禮召され十一日同邸へ勅使戸田侍従を、又午後三時には九日逝去した海軍大將加藤寛治氏邸へ勅使牧野侍従をそれぞれ差遣遊ばされいづれも幣帛並びに祭料金一封を下賜せられた

ローマ教皇へ御弔電

【三四】天皇陛下にはローマ教皇ピオ十一世十日崩御の趣禮召され十一日ローマ教皇總理大臣に對し御鄭重なる御弔電を御發送あらせられた

三笠宮様伊勢・名古屋へ

【三五】三笠宮殿下には十二日午前九時九分省親山田驛御着、外宮、内宮に御參拜遊ばされ午後一時廿三分山田驛發名古屋に向はせられた

【三六】大神宮御參拜を終へさせられた三笠宮殿下には十二日午後三時廿八分名古屋驛御着、御泊所名古屋觀光ホテルに入らせられた、殿下には同ホテルに御三泊、騎兵第三聯隊、豐橋陸軍補充馬廠、

支那支事

旬間大觀

皇軍の海南島占據に關し果して佛英米三國から我方に申入れがあつた。先づ十三日に本國の訓令に基きアンリー佛大使が有田外相と會見し翌十四日にはクレイギー英大使、十七日にはグルー米大使がそれ／＼外相と會談した。しかし、いづれこゝから尋ねられたところで、帝國政府の態度は十三日の外務省發表に明らかにならぬが飽くまで軍事的行動の範囲を出ないものであり、第三國のちつぽけな權益を侵害するなどといふ歐視みの、量見の狭い目的で行動したのではないのだから、外相の説明だつて勿論毅然たるものであつたらう。お、は、その外相の説明の報告を受けた三國政府の態度が注目される番だ。

海軍、浙東海門附近に新作廠

上海【三六】帝國海軍は近く浙江省中部海岸茨江口海門附近に新たな軍事情報を起すに先ち第三國船の危険區域外へ避難方勸告に關し三浦總領事に對し要請した、よつて三浦總領事は十五日附を以て在上海各國領事に對し「帝國海軍が海門附近に於て軍事情報を執るの必要あるに付き第三國船は豫め危険を避ける爲め來る十七日没迄に海門より三十哩外に避退されたい、撤退せざる爲めに蒙つた第三國船の損害に對しては帝國海軍はその責任を負はぬ」旨の通告を發した

米驅逐隊司令、皇軍部隊長訪問

海口【三五】海南島在留米人の狀況視察の爲め軍艦アルデン號にて海口に來航し

た米國アジア艦隊驅逐隊司令ジョン・スタップラー大佐はミルトン・スマイル艦長及び在留米人と共に十五日午前十一時廿分我が陸海兩部隊長を相次いで訪問來港の挨拶を述べ在留米人の生命財産が皇軍の手で完全に保護されてゐる實狀を感謝し此の狀況を直ちに本國政府に打電報告すると深く感謝の意を表した、之に對し我が陸海兩部隊長は「今後第三國人の保護には充分注意する」旨答へ次いで日米兩國の爲め乾杯をなし和氣霜々裡に會見を終つた、尙ほ我が陸海軍代表はスタップラー大佐をその宿舎たる海口海關長ゴールドスミス氏邸に訪問答禮をなした

【三三】戦歿勇士の遺族に對しては現在國家より恩給法その他に依つて扶助が行はれてゐる中に、單に戸籍上の手續き未済のため事實上妻であり、親子である遺族が獨りこの種の恩典から除外されてゐる事實に對して恩賜財團軍人援護會では準恩給制度とでも云ふ可き「給付金制度」を創設、援護の手を差し伸べることにしこの程成案を得たので十三日の常務理事會で同案の要項を發表した、これにより

- 一 給付金は陸海軍下士官兵又は之に相當する軍属で戦歿しても遺族として恩給法に依る扶助料を給せられない者に限り支給する
二 給付金を受けるものは死歿者が死亡の當時事實上その妻子、父又は母たる關係に在る者の世帯にあつたか又は死歿者より扶養を受けてゐたものに限る
三 給付金は年金、一時金の二種に分ち年金たる給付金は(1)遺児、戦歿者の父又は母を擁する妻(2)未成年の子(3)生活資料を得るの途なく且之を扶養する者なき父又は母に支給
一時金たる給付金は前記以外のものに支給
四 年金たる給付金の年額は大體恩給法所定扶助料の七割以下
五 年金たる給付金は三年毎に更新する
六 死歿者の遺族たるの體面を汚したる者その他給付金の支給を適當ならすと認められた者には支給しない
七 必要な場合には減額支給の規定を設ける
等であつて之により所謂内縁の妻、子、父母等にも法律上の遺族に準じて軍事扶助の福音が齎されるわけである

秦中將歸還

【三七】北支戰線に赫々たる武勳を擡げた秦雅尚中將は十七日朝門町入港の原田丸で一年振りに歸還した、同中將は郷里山口に立寄り廿日頃新任地に赴任の豫定である

戦死將校氏名

- 太原【二二】工藤部隊岩館新太郎少佐は九日翼城東南方の殘敵掃蕩戦で戦死した
【二三】北支戰線に奮闘中の小出部隊(元廣社部隊)部隊長小出信義中佐は二月六日河北省東南省境慶雲縣東方十キロの地點胡麻灣で敵大軍と交戦多大の戦果を収めたが右戦闘に於て小出部隊長以下歩兵中尉金堂信重(北海道)同田村喜久治(北海道)等十六勇士は壯烈なる戦死を遂げた旨十三日原隊より發表があつた
【二五】(原隊發表) 齊藤部隊(一月二十四日戦死) 歩兵少佐 犬塚 榮(福岡縣)
【二六】(原隊發表) 渡邊部隊(戦死) 軍醫中尉 菅 義富(川崎市)

徐州【三〇】十八日猛吹雪と泥濘を衝いて我が北川討伐隊が敢行した西子李の敵戦(北支戰況参照)に於て勇猛果敢奮戦中の高橋儀兵衛中尉(福井縣)は壯烈なる戦死を遂げた

【三一】(原隊發表)

徳川美術館及び三菱重工業、愛知時計電機、の兩軍需工場を御視察の上御歸京の御豫定と拜承する

三内親王様大宮御所御成り

【二三】女子學習院御在學の昭宮、孝宮順宮三内親王様には十三日御揃ひにて御久方振りに大宮御所へ成らせられ皇太后陛下に御對面、新春初の御挨拶を遊ばされ陛下の御もとにて御團圓樂あらせられた

大典に三陛下御團圓

【二四】皇后陛下の御慶事も愈々御開近と拜せられ御内山は日増に緊張して御慶びの日を御待ち申上げてゐるが陛下には極めて御順調に涉らせられ十四日皇太后陛下新春初の御參内を遊ばされ瑞祥みなぎる大典に御久方ぶりに三陛下御和やかな御團圓樂を遊ばされた

兩外國使臣に勳賞贈與

【二四】畏き邊りでは十四日今般離任歸國する伯國大使ベドロ・レオン・ヴェロゾフ氏に勳一等旭日大綬章、ポーランド國大使館一等書記官ヤツェク・トラウインスキー氏に勳三等瑞寶章贈與の御沙汰あらせられた

宮中祈年祭

【二五】宮中では十七日午前十時から三殿に祈年祭の御儀を執り行はせられ祖宗神祇の大前に五穀豐穰、國運隆昌を祈願せられた

伯國大使大宮御所伺候

【二六】轉任の爲近く離任するブラジル國特命全權大使ベドロ・レオン・ヴェロゾフ氏は十五日午前十一時夫人同伴大宮御所に伺候、皇太后陛下に謁見仰付けられ御暇乞を言上した

▲田村部隊(中支)(一月十九日戦死)

步兵中尉 飯野 正夫(茨城縣)

佛英米對日申入

「事變と列國動向」參照
英佛頻りに協議

【二二】駐英フランス大使コルボン氏は十一日午前英國外務省にハリファツクス外相を訪問要談を遂げた、一方パリでは十日午後ボンネ佛外相とツイツプス英國大使が會談してゐるが英佛の緊密な接觸は海南島問題に對する英佛の共同態度を協議する爲だと解されてゐる、右につきアヴアス通信ロンドン支局は更に海南島占領が恒久的性質のものであると判明した場合英佛の採るべき共同防衛措置乃至對日報復策をも考慮してゐるのではないかと見てゐる、又同支局は英國政府の意向として

海南島占領はフランスのみならず英國の利害をも脅威するものである、英佛の利害が全く一致することは曩にチェンパレン首相が下院で聲明した通りだが海南島問題により英佛の連帯が實際に證明されよう

英佛對日申入に決定

【二三】日本軍の海南島占領に對し英佛兩國が如何なる態度に出るか注目されてゐるが十一日アヴアス通信社がフランス官邊から得た確報として報ずるところによれば英佛兩國政府は海南島問題につき日本政府に申入れを行はしめるため夫々駐日大使に訓令を發した、申入れの内容は海南島占領の理由、その性質、占領期間につき日本政府の明確な回答を要

求するものであるといはれる

佛、駐日大使に申入訓令

【二三】フランス政府は十一日駐日アンリ大使に對し海南島占領につき日本政府に申入れを行ふ様訓令した、即ち同島占領の理由、性質及びその期間につき日本政府の回答を求めんとするものである、英國政府も共同して同様の措置に出るものと見られる

英も駐日大使に申入訓令

【二三】フランス政府は日本の海南島占領につき對日申入れを爲すに決したが續いて英國政府も十二日クレイグ駐日大使に對し日本政府にフランスと同様の申入れを爲す様訓令を發した模様である、英國は昨年六月廿七日下院でパトラー外務次官が行つた

日本軍が海南島を占領せる場合英佛兩國政府は相互に援助を與へることゝなる

との言明に基きフランスと緊密なる聯繫の下に海南島問題につき共同措置に出るものと解される

佛大使、外相と會見

【二三】アンリ駐日佛國大使は十三日午前十一時外務省に有田外相を訪問した

が右に關し同日午後零時半情報部より左の如く發表があつた

二月十三日午前十一時アンリ佛國大使有田外相を來訪、海南島占領に關し日本政府の説明を求むる處があつた、即ち海南島占領の目的、期間、及性質如何との質問に對し外相は「今回の海南島占領は南支封鎖を嚴重ならしめ將政權の擡高を速ならしめんとする軍事

上の目的に出たもので性質に於ても期間に於ても軍事的必要以上に出るものではない」旨並に領土的目的のないことを明した、佛國大使に於ては右説明を諒承し會談四十分行して辭去した

英大使、外相と會見

【二四】クレイグ駐日英大使は十四日午前九時半外務省に有田外相を訪問、海南島占領問題に關し口頭を以て帝國政府の意向を質した、即ち右は昨十三日のアルセーム、アンリ駐日佛大使の質問内容と全く同様で海南島占領に付て帝國の目的、期間及性質の説明を求めたもので、有田外相は佛大使に對する場合同様海南島占領は南支沿岸封鎖強化を目的とするもので軍事的必要以上に出るものでなく又領土的野心から出たるものでない

旨を説明、帝國の行動の公正妥當なることを明らかにした、尙英佛政府が同問題に對し今後共同歩調を以て臨むとしても帝國としては帝國の公正なる行動について何ら干渉を受けるべき筋合のものでもなく毅然たる態度を以てこれに處するものと見られる

米大使、外相と會見

【二三】皇軍の海南島占領に關し英佛兩國は既に有田外相に對し帝國政府の同島占領の目的、期間並に性質等につき説明を求めたが、グルー駐日アメリカ大使は十七日午後五時半外相官邸に有田外相を訪問、英佛兩國大使のなしたると同様の趣旨により帝國政府の意圖を訊したが、外務省では右につき左の如き情報部長談を發表した

十七日午後五時半米國大使は有田外務大臣を官邸に來訪し口頭を以て海南島には米國領事館の設置はないが多數の米國市民、宣教師、學校等があり、且米國は同島に就ては一般の利害關係を有するを以て同島占領に關する日本政府の意志を承知し度しの趣旨を述べたるを以て、外相は先般佛國大使に對し與へたる説明と同趣旨を以て海南島の占領は南支封鎖の強化と將政權を擡高せしむるを目的とするものにして軍事上の必要以上に出でざる旨を答へ、かくて會談十五分行して辭去した

因みに海南島に於ける米國市民、宣教師學校数は左の如くである
△米國市民數三十九名(一九二二年調査)
△米國宣教師廿五名(△教會數三海口、那大、嘉禧)
△中學校一(海口教會所屬)
△女學校一(同)
△小學校六(前記各教會に二校宛附屬)
△病院三(各教會に附屬)
▲米政府發表
ワシントン【二七】ウェルズ國務次官は十七日微恙で靜養中のハル國務長官に代つて新聞記者團と會見、海南島問題に關する米國政府の對日申入れについて左の如く發表した
國務省は十七日グルー駐日大使に對して有田外相と會見し日本軍による海南島占領に關し一般の申入れをなすやう訓令した、即ち日本政府が從來屢々日本は支那に何等領土的野心なしと聲明した事實を想起し更に海南島には米國は宗教上及び教育上の利害關係を有し又宣教師其他多數の米國市民が居住し且つ同島には米國領事館が存在しない事實に鑑み、米國政府は駐日大使を通

じて海南島占領に關する日本の意圖を訊す爲の申入れを行はしめたのである。有田外相との會見に關するグルー大使よりの報告によれば有田外相は日本が從來海南島占領についてなした聲明の趣旨を繰り返し同島占領は軍事上の必要以上に出でない旨を言明した。續いてウエルズ次官は現地米海軍當局よりの報告を基礎として海南島の現状について左の如く述べた。

現地米海軍當局が海南島を訪問した。後本國に送つた報告によれば海南島の海口、瓊州等の現状は平靜且つ満足すべきもので第三國國民は安全に保護せられ彼等の財産は何等損害を蒙つてゐない、但し奥地との連絡は杜絶してゐるが日本軍當局は出來得る限り速かに奥地の状態について報告する旨を約した。

尙國務省官邊の洩す所によれば米國政府の對日申入れの趣旨は全く政治的の目的は日本の意圖を確めるに在り、従つて申入れの措辭についてはグルー大使に一任された模様である、更に國務省は十七日現地海南島に在つて避難民三千名を保護してゐる長老派教會の宣教師からも報告を受け受したといはれる。

三國回答文起草完了

【二三】英米佛三國政府の對日通牒に對する帝國政府の回答については外務事務當局では一應起草を了したが、帝國政府の回答に關する態度は有田外相が議會に於て明らかにした如く

英米佛三國政府の對日通牒は將來に對する記錄的性質を重んじたものであると解し且帝國の方針は既に説明を試み

てありまた公文を以て通達してあるので取急いで右に對する回答を發するの必要はない、即ち有田外相としては回答を發するとしても右は記錄的性質のものとして取扱ふものと解せられ、それ故に差迫つて研究の必要も認めない模様で、むしろ既に説明済回答済の帝國の方針を具體的に明示し現實の事態によつて帝國の公正なる態度を知らしむるの方針を執るものと見られ、その意味に於て在京英米大使との自由討論の如きも今當分のうちその効果を認めてゐないものと解せられる。

北支戰況

河北省討伐戰況

北京【二三】福見部隊は十二日保安西北方滿城附近で獨立一師第一團長陳範芳の率ひる二千の敵を攻撃之を西方の山地に潰走せしめた、敵死百

冀中地區掃蕩戰

▲八日戰果 寧晉【二三】二月八日より十日迄の冀中地區掃蕩戰に於て、福榮、毛利、太田各部隊は合計主要戰團回數廿三回に上つたがその戰果左の通りである、敵の遺棄死體四百五十七、捕虜四百四十五

北京【二三】〇〇部隊による冀中肅清戰は各要點を奪取後引續き戰果を擴張すべく各地の殘敵を掃蕩中であるが特に八、九、十日の三日間に亘る南宮、冀縣附近の戰團に於ける戰果左の如し
敵死五百卅、捕虜五十、虜獲品(小銃

百卅、馬四廿、拳銃、迫撃砲、機銃その他若干)
尙毛利部隊は冀縣西北一里大窪にある敵の兵器製造廠を占領したが同廠は交通不便の土地にも拘らず豫想外に大規模なもので、同廠に於て製造した兵器彈藥は冀中各地の海陸隊その他に配布してゐたと判明、特に迫撃砲の製造には力觸をいれてゐた模様で迫撃砲彈製造資材を始め鐵材七十噸を押収その他衛生材料三噸半を虜獲した

▲八日十五日戰果 濟南【二三】冀中東南地區を縱横に活躍、赫々たる武勇を發揮した元寇、千葉兩部隊の八日以降十五日に至る戰果左の如し
遭遇敵總兵力一五、〇〇〇、敵遺棄死體一、二八六、捕虜六八、虜獲品(小銃四〇、一〇、同彈藥八、五三五、手榴彈一、四三六、その他多數)

▲十一日 石家莊【二三】我が果敢なる攻撃に石友三、鹿鍾麟軍の五萬の敵は今や全く四分五裂の状態となりいづれも我が方の隙を窺つて潰走せんともがいてゐるが、水も洩らさぬ我が索敵行動にさす

が退却に巧みな支那軍も施す術もなく各所に於て殲滅の運命となつてゐる即ち
一 毛利部隊は冀縣を完全に掃蕩の一掃機械部隊は〇〇に進出衡水附近より退却し來れる約三千の敵の退路を遮斷した
一 東鹿縣を占領した福榮部隊は附近の殘敵掃蕩し十一日その一部は南知丘附近に於て四百の敵を撃破した
一 棗強、武強附近に相當數の敵散亂しあるも完全に我が包圍に陥り全滅間近かにありと見られる

一 毛利部隊は滄州附近の敵を求めてこれを掃蕩したる後十一日その主力を以て〇〇に轉進、〇〇附近に現はれた有力なる敵を撃滅すべく急進中である
寧晉【二三】冀中殘敵掃蕩の一部隊は去る十一日午前一時十分冀縣西北方十二村の辛店、祁村附近に於て趙雲洋を長とする新編遊擊隊十八路軍の二千と遭遇彼我激戰を交へること十三時間及び之を撃破したが、更にそれを東北十二村の割戸庄に追撃、赤城部隊と協力敵に殲滅的打撃を與へた、敵の遺棄死體七十、推定死傷三百、捕虜十に達した

▲十二日 寧晉【二三】冀中掃蕩中の赤城部隊は去る十二日早朝冀縣西方小寨を占領、同地に在つた敵の宣傳機關河北日報社を襲ひ之を破壊し更に同地西北方碼頭に於て民團群二千と交戦、同日午後三時四十分之を撃破潰走せしめた、敵は河北保衛第二旅に屬するものであつたがこの戰團に於いて皇軍に協力した寧晉保安隊百五十は勇敢に敵と交戦大隊長及び兵一の負傷者を出した

寧晉【二三】福榮部隊、須藤部隊は十二日午後三時冀縣西北方碼頭李家莊附近に於て第八路軍一千二百を攻撃これを潰走せしめたが敵の損害遺棄死體百廿、捕虜廿二、武器彈藥多數、我が方損害なし

北京【二三】保安東方地區掃蕩中の細川部隊は十二日容城南方地區において交戦五回合計一千の敵を撃破し安新を占領した、我が須藤飛行部隊はこれと密接なる連絡を保ち安新附近の殘敵を掃蕩地上部隊の安新占領を容易ならしめた、敵は死體百廿を遺棄東方に潰走した

▲十三日 寧晉【二三】横山部隊は十三日寧晉東方約五里の清善橋附近に於いて第八路軍の二、三百の敵を發見これを攻撃、敵遺棄死體廿、捕虜三を獲得引續き同部隊は連日(寧晉東方三里)に進出した
▲十三日十四日 石家莊【二三】冀中地區肅清戰は更に戰果を擴大す可く引續き殘敵を求めて徹底的掃蕩を續行してゐる
一 須藤部隊快速部隊は十三日午前十一時祁村冀縣西北方十六村附近に於て民軍約二千と遭遇激戰の後これを西南方に撃退した、敵遺棄死體七十二

一 矢木部隊は大名西方の有力なる敵に大打撃を與へた後反轉して大名北方の敵を攻撃すべく前進中のところ西符集に約一ヶ師の敵掃蕩しあるを知り、十四日午後急轉してこれを襲撃敵に徹底的大打撃を與へて南方に潰走せしめた
石家莊【二三】冀中地區其後の肅清狀況左の如し

一 高井部隊の一部は十四日清河西側地區に掃蕩する共産第八路軍の遊擊隊約四百をその背後より急襲北辛店附近に於て之と交戦北方に潰走せしめた、敵死、捕虜多數の見込

二 西大條部隊は邱縣占領後十三日未明邱縣南方十二村北寺頭附近に掃蕩する約四百の敵を潰走せしめ息つく暇もなく反轉十五日午前八時卅分〇縣東北地區に掃蕩する約二千を捕獲撃滅すべく東南進中である
三 南宮西北附近に集結せる孫良誠、米文和、夏夏の合流軍約四千を撃滅すべく岡部隊は〇〇より又一部隊は冀縣より出動敵の本隊に向つて猛進中である

▲十四日 北京【三】冀中地區にける包圍掃蕩戰は各部隊の巧妙なる分進合擊により冀縣、南宮、以下の重要據點を悉く占領、呂正藻、石友三、萬福麟各部隊に大打撃を與へたが、これにより潰亂に陥つた敵呂正藻麾下の一部敗殘部隊はその企圖した西北移駐を放棄して德州西南の河北、山東省境附近に遁走した、又萬福麟の敗兵は我が進路後の兩側に潜伏しつゝあり、我が空陸軍は相呼應して冀中の肅清を完成すべく引續き掃蕩を續けてゐる。

北方より進撃した小西部隊は十四日深縣東方十村大馬營附近に呂正藻麾下二千の敵を發見、これに大打撃を與へた敵死一五〇。

▲十四日 冀中地區掃蕩の元泉快速部隊は十四日午前十一時半倉房口南方の敵七百を擊破し續いて同地の敵を掃蕩して前進、更に草庄附近において二千餘の敵部隊と衝突、局部包圍を敢行激戦の後その主力を殲滅、更に照華鎮に進出した敵は龍鱗驛下の保安第二旅の二個隊及特務大隊の二千五百で、旅長義省三以下營長その他の遺棄死體六百餘、捕虜五十(營長以下將校多數) 鹵獲品銃五十、小銃二百卅五、馬廿六、手榴彈卅、槍百廿、その他多數に上り赫々たる殲滅掃蕩を發揮した、尙龍華鎮附近の敵は我入城を前に早くも退却してゐたが十五日未明同地の我部隊に五、六百を以て逆襲し來つたのを迎へて猛撃を加へ忽ちにして潰走せしめた。

▲十四日 石家莊【二七】冀中地區肅清戰の後の進歩状況左の通り

一 水口部隊は十五日午後四時清河西北の菊泉村南方に於て約一千の共產黨遊撃隊と交戦之を南方に擊退した、敵遺棄死體營長、副官以下廿六名、捕虜廿鹵獲品多數

一 冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

一 冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

一 孫良誠、米文和等の合流軍は冀縣南方宮威縣を連ねる龍附近を徘徊我が包圍圈脱出の機を窺ひ一部はその攻撃に堪へ兼ね漸次東方又は南方に後退しつゝある模様

▲十六日 石家莊【二九】毛利部隊は十六日午後一時南宮西南三里の孟家莊に據る宋文和軍一千を猛襲これに徹底的打撃を與へ手榴彈四十、迫撃砲彈十五、其他多數を鹵獲して敵を西方に潰走せしめ、尙も息をもつかずこれを追撃、十七日正午官亭に於てこれに徹底的打撃を與へた引續き十七日午後三時同地西方杜庄に在る步騎兵約一千の遊撃隊第十團を急襲これに又徹底的打撃を與へた、この戦闘

に於て敵遺棄死體のみにても五十、負傷三百を下らず青龍刀十七、手榴彈千六百無練機銃の外馬四多數を鹵獲した、更に毛利部隊は十九日杜庄北方二里史家嘴に集結中の敵に攻撃を加へつゝあり、一方

▲十一日 冀中地區に於て我が毛利、福榮、太田、西大條の各部隊は各地に轉戦する處に於て敵を包圍大打撃を與へたが十一日より十五日に至る主要戦闘は十五回に及び我が戦果は目下判明せるもの左の如くである

▲十一日 冀中地區に於て我が毛利、福榮、太田、西大條の各部隊は各地に轉戦する處に於て敵を包圍大打撃を與へたが十一日より十五日に至る主要戦闘は十五回に及び我が戦果は目下判明せるもの左の如くである

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

▲冀中地區掃蕩戰は十五日午後一時威縣東方六里の大尖峯鎮に於て約四、五百の敵を急襲これを南方に潰走せしめ同地を占領した

三 矢島討伐隊は十六日午前二時半西張莊に潜入の石友三系の敵二百と交戦之を潰走せしめた、敵屍十五

四 十八日未明浦浦縣縣西北方の双橋に三百の敵來襲したが我が軍之を反撃交戦三時間にして之を撃破した

▲陸戰隊芝罘附近清掃 上海【二三】艦隊報道部午後四時發表)北支方面に於ては豫てより山東省大辛店、潮水方面に蟻踞して福山、芝罘襲撃の機を窺ひつゝあつた敵遊撃隊の一部は芝罘の西方廿村附近に遷せるを以て芝罘陸戰隊は九日潮水方面に出撃之を急襲し附近の敵約五百と激戦の後潮水城内に突入之を殲滅し次の如き多大なる戦果を収めたり

敵遺棄死體三百八十、鹵獲品小銃五十

一、拳銃六十七、手榴彈百五十

▲山西省討伐戰況

太原【二三】山西各地の殘匪肅清工作その後の狀況は左の通りである

一 田原部隊の一部は十日五臺山南方十五村の甲子灣、神喜村附近に於て新編第二師の約三百を攻撃頑強なる抵抗を拒けて之を東方に潰走せしめた、敵の大部は十五、六歳の少年より成りその抵抗意識は非常に激烈であつた、敵遺棄死體七十

二 薄部隊の一部は十日定襄北方の橫山村附近に蟻踞する殘匪に猛撃を加へ之を北方に潰走せしめた、又他の一部は橫山村西北方に進出し同村より退却せる敵を激撃之に多大の損害を與へた

三 谷口部隊は九日午後二時離石西南方約十村の侯家山附近に蠢動を續ける第十九軍の兵三百を扼撃抗戦一時間にして西方に潰走せしめた、敵遺棄死體四十、捕虜一

四、我が張店鎮守備隊は十日安島東方の王峪口の附近にて四川軍第七十八師に屬する六百の敵を粉碎した、敵の遺棄死體十三

太原【三五】山西殘匪肅清工作其後の狀況左の通り

一 後藤部隊の一部は十三日汾城西方約六村の地點に於いて山西教導第二師の四百五十と遭遇之を撃破した、敵遺棄死體三十、捕虜五

二 曲沃、翼城間の自動車掩護隊は十三日午後一時頃稷下村附近にて第八十三師の五、六十の敵と遭遇、我方僅か十名の兵を以て之を撃破した、敵遺棄死體五

三 三原部隊は十二日靈石東方南王集村附近に蟻踞する百五十の敵を攻撃之を撃破した

太原【三六】垣曲附近より黄河を渡河して絳縣東方斜曲里附近に潜入、陣地を構築、我が後方擾亂を策しつゝある第六十五師の敵を殲滅すべく我が定襄部隊は十三日拂曉を期して之を奇襲、敵は迫撃砲四、山砲二、輕多敷を有し頑強に抵抗せしも我が果敢な攻撃で撃破され多大の損害を受けて東方に潰亂した、敵遺棄死體七十

太原【三六】松井部隊の一部は十四日午前四時汾陽西南方八村の庄子林附近で第八路軍第二百師の決死隊約二百を二回に亘り攻撃、之を潰亂せしめた、敵遺棄死體三、捕虜五

太原【三六】山西共產軍約千五百が陽平村(夏津東北方)附近に蟻踞するを察知した我が森本部隊は之を覆滅すべく十四日夜半夏津、硯山、西崑口を出發十五日黎明を期し包圍態勢を整へ之を奇襲して殲滅的打撃を與へた、敵遺棄死體五〇〇、捕虜二六

河南省北部討伐戰況

北京【三六】黄河北岸京漢線以東地區討伐中の我軍は十三日夜半楊武、富寧集、新郷の三方から同時に行動を起し汲縣南方地區に前進十四日午前九時汲縣南方十五村黃庄東北地方地區に在つた騎兵第四師の約四百を攻撃、殲滅的打撃を與へた、敵は死體百六を遺棄して東北方に潰走したがこれを三討伐隊は潰滅すべく急追中である

北京【三七】十四日河南省北部京漢沿線の汲縣東南部地區に於て敵騎兵第四師に殲滅的打撃を與へた、我が三快速部隊は十五日早朝汲縣道口鎮延津の三方より前進汲縣東南方四村雷固南方地區に蟻踞せる敵歩騎混合部隊一千三百を挾撃大打撃を與へた、敵遺棄死體百を下りず我方損害なし

北京【三六】河南省北部の討伐狀況左の如し

十五日早朝漢線汲縣東南方地區に約一千の敵を包圍殲滅したが討伐隊は更に前進同日上午十一時四十分道口鎮東南方廿四村梁村附近に於て七百の敵に大打撃を與へ退却せる敵を急追梁村東方八村東高平で約二百の敵と交戦これを潰滅した、敵遺棄死體百八十、捕虜十

安徽省北部討伐戰況

濟南【三三】安徽省の討伐狀況左の如し

水元討伐隊は十日午後一時安徽省北部泗縣南方地區にある第八十九軍の四百を攻撃更に敗敵を急追して上塘集を占領した、敵死

濟南【三五】安徽省内討伐近況左の如し

北支軍兒玉討伐隊は十二日臨瀛集(安徽省西北部)北方岳州附近にて五百の敵を攻撃之を潰走せしめた、敵遺棄死體廿九

江蘇省北部討伐戰況

濟南【三六】江蘇省方面の討伐狀況左の如し

一 徐州東方肅清の中島部隊が十三日官湖鎮(邳縣東南六村)西南方で三百及び百五十を撃破し十三日更に邳縣附近を掃蕩して邳縣城に入城した、此の敵遺棄死體廿、鹵獲品迫撃砲二、小銃十、更に同部隊主力は十三日官湖鎮東南方において韓德勳麾下の江蘇警備軍第四路の一、千五百と遭遇、これを撃破潰走せしめた、敵遺棄死體五十

二 同部隊は尙も前進十五日早曉二百の敵を撃破し東部臨海線上の重要地點新安鎮を占領、尙我軍に協力した李冠英部隊は十三日午前十時半官湖鎮を占領した

安徽省北部討伐戰況

一 淮南線方面 市川部隊〇名は七日午前十時廢店子に蠢動せる李靜川軍三百を討伐これを四北方に潰亂せしめた

安徽省北部討伐戰況

一 淮南線方面 市川部隊〇名は七日午前十時廢店子に蠢動せる李靜川軍三百を討伐これを四北方に潰亂せしめた

安徽省北部討伐戰況

一 淮南線方面 市川部隊〇名は七日午前十時廢店子に蠢動せる李靜川軍三百を討伐これを四北方に潰亂せしめた

中支戰況

武漢附近討伐戰々果(一月中)

漢口【三三】武漢を中心とする江北、江南兩戰線に於ける一月中の討伐狀況は左の通りである、討伐回數百六十五、敵兵力三萬六千二百六十、敵の遺棄死體三千卅二、捕虜二百三、鹵獲小銃一千五百十九同各種彈藥六萬九千七百七十、自動銃器四、迫撃砲二、尙この敵は中央直系軍は一つもなく何れも舊東北軍、舊宋哲元軍廣西軍のみである

南京附近討伐狀況(七一一日)

南京【三五】去る七日以降十一日に至る南京附近の我が討伐狀況は左の通りである

一 增田部隊〇名は十日午前七時卅分鎮家舖に潜入せる李明陽軍約四百を奇襲これを東南方に潰走せしめた、敵遺棄死體廿五、鹵獲小銃二、我が損害なし

安徽省北部討伐戰況

一 淮南線方面 市川部隊〇名は七日午前十時廢店子に蠢動せる李靜川軍三百を討伐これを四北方に潰亂せしめた

安徽省北部討伐戰況

一 淮南線方面 市川部隊〇名は七日午前十時廢店子に蠢動せる李靜川軍三百を討伐これを四北方に潰亂せしめた

敵遺棄死體五、捕虜一二、鹵獲小銃三

○、その他

一 同部隊は十日午前十時仰光集に出没せる王耕聯軍三百を掃蕩、敵遺棄死體七四、鹵獲小銃二、我が負傷三

一 津浦線方面 前田、笠原の各部隊は十一日鳥衣、蘇縣及び伏家灣附近敵根據地の掃蕩を完了、敵に多大の打撃を與へた

一 金壇方面 山田部隊は九日大浦鎮に便衣遊撃隊が宿營せし報に接し午前六時を期し〇〇名を以て奇襲、敵十五名を射殺、捕虜一名その他敵書類等多數を押収した

江南地方遊撃掃蕩

南京【三二】去る四日我が溧水警備隊はその北方四里郭庄廟を襲ふて敵約百を潰亂せしめ續いて七日には洪藍埠(溧水西南方)に機銃を有する敵約二百を攻撃敵は死體廿小銃及び同彈藥多數を遺棄して潰走した、又大熊部隊は淳家集附近に陣文を首領とする正規軍混合の敗殘兵奮動しあるを探知し去る七日武山中尉指揮の下に出動交戦の結果敵に大打撃を與へて撃破した、其他最近に於ける各地討伐状況左の通りである

一 江陰警備隊は六日西方三里の地點及び八日南方八里の地點に奮動する四百の匪賊をそれぞれ討伐、敵遺棄死體六十、多數兵器を鹵獲した

一 常州警備隊は八日東南方三里坂上鎮に新四軍と覺しき兵力不明の敵來攻ありしに對しこれに死體廿一の損害を與へて撃退せしめた

一 如皋方面では舊家莊、磨頭鎮附近を七、八兩日に亘り清掃敵に死傷百の損

害を與へた

一 無錫警備隊は東方二里の地點にて九百四十の匪賊を殲滅した

羅仙山の敵殲滅

漢口【三三】浙河市警備隊は十一日その東北十二軒羅仙山附近にあつた迫撃砲數門を有する敵遊撃隊を攻撃殲滅し多大の戦果を收めた

安慶西南方中洲掃蕩

南京【三三】一昨十一日拂曉我が清水部隊は安慶西南方の中洲倍文洲の掃蕩戰を敢行敵の本據たる李家鼓附近に於て激戰を交へ之を完全に掃蕩した、敵遺棄死體百、その他多數兵器を鹵獲した

廬州北方掃蕩

南京【三三】十三日我が森山部隊は安徽省廬州北方三十崗附近に於て程仲仁の指揮する敗殘兵二百を掃蕩、敵遺棄死體卅五重機及び輕機十七挺、馬六頭を鹵獲した

揚州北方で新四軍撃破

南京【三七】我が總坂部隊は十四日早朝を期して江蘇省揚州(江都)北方三里の部落張紅鎮に據り執拗なる抵抗を續けてゐた新四軍約二百を攻撃、之を潰滅せしめ、更に同部隊は餘勢をかつて正午頃隣接部落都天廟に蟻踞する呂海鈞の指揮する約百の敵を完全に粉砕潰滅に陥れた、此戰團により多數の武器彈藥を鹵獲、敵重要軍機書類をも押収した

黃梅附近の殘敵撃擣

漢口【三二】十七日黃梅の南方十軒の據港に約三百の敵遊撃隊が侵入したので我が部隊は忽ち撃破、更にこれを追つて十九日黃梅に入り目下掃蕩中である

漢陵襲撃の便衣隊擊退

南京【三三】十八日午前五時約八百の新四軍便衣隊は漢陵(丹陽西南)を襲撃し來つたので宇留田准尉の率ゆる我が警備隊は約六時間に亘つて寡兵よく奮戦、午前十時丹陽より友軍の應援を得遂に之を潰走せしめた、本戰團に於て敵百廿を斃し小銃、手榴彈等多數を鹵獲、大なる戦果を收めたが、陣頭に立つて奮戦せる宇留田員一准尉(三重縣出身)以下十三名は壯烈極まる名譽の戦死を遂げた

餘杭警備隊の奮戦

上海【三三】餘杭(杭州西方)警備の田中部隊は支那舊正月の十九日拂曉を期し餘杭西北方八軒の康村に蟻踞する敵遊撃隊二百を奇襲し死體九十八を遺棄せしめた外迫撃砲一、小銃九、彈丸二萬二千八百手榴彈卅六、等多數を鹵獲して殲滅的打撃を與へた、この討伐戰に於て同部隊の飯原平夫歩兵中尉(茨城縣出身)は奮戦中名譽の戦死を遂げた

南支戰況

東北北岸の遊撃隊撃滅 廣東【三四】東北北岸一帯に蟻踞する廣東軍遊撃隊は我が後方擾亂に出でんとしてゐるので馬淵、長谷川、中島の各部隊は去る二月八日夜から行動を起し九日早曉より一齊に掃蕩戰を展開した、即ち中

高部隊は石龍東北約廿軒の龍華墟方面の敵一千五、六百を攻撃、又他の一隊は增城北方約廿軒の派潭墟方面の敵約三千を撃滅したのをはじめ、大平墟(廣東東北約廿五軒)、七嶺、王子洞、福田墟等の

敵據點を潰滅之に大打撃を與へた、右掃蕩戰に於ける戦果は敵の遺棄死體百廿八捕虜十一であつた

海南島戰況

澄邁奇襲陸上陸詳報

▲海南島派遣軍發表 海口【三二】(海南島派遣軍報道部正午發表)我が海南島派遣軍の艦隊は九日夜半開夜を肩して澄邁灣に入港、十日前二時卅分夜淡き灣内の激漣細波を蹴つて舟艇を進め午前二時五十分早くも海南島の一角に大舉上陸せり、天明と共に秀英砲臺を制壓する海軍巨砲の轟き爆音高らかなる陸海荒鷲の活躍と相呼應して猛進撃を續け午前十時四十分其先方早くも數百の敵を撃破して首都瓊山に入城之を占領、時を同じうして陸海兩部隊は緊密なる協力の下に海口を占領せり、斯くして海南島の要衝は上陸後半日を出でずして我が有に歸し堂々入城を開始するや過半數市街に止まる住民は日の丸を繫し囁々として我軍を迎へたり、其夜は市街の電燈燈々として新戰場の觀更になし、明けて紀元の佳節の朝日にたちこむる我軍占領地域は日章旗を以て埋められ軍艦旗翻翻として海口の海上を壓す、住民の復歸するもの續々として踵を接して街に溢れ新海南島の黎明は正に曙光を輝かせつゝあり

▲艦報報道部發表 ○〇艦上【三三】(第一艦報報道部發表) 一 昨日來霧深し、上陸取行當日の惠れたる天候は眞に天佑神助なりしを思ふ

二 此の濃霧を冒し我が海軍航空部隊は連日海南島北部要地を襲撃して陸軍部隊の進撃に協力敵を殲所に粉砕し更に

に曾州半島要地を襲撃せり

三 敵前上陸執行地點附近の殘敵掃蕩に轉じたる我が艦艇聯合陸戰隊は濃霧を冒して其の任務を敢行し昨夜々々陸艦せり

四 今次作戦に於ける我が方損害戦傷二名を出したるのみ

無血上陸成功は秘密と天佑

【三二】今回の海南島上陸作戦の成功に關し陸軍當局は十一日次の如く語つた 一 今回の海南島上陸作戦は昨秋の廣東作戦の經驗に鑑み作戦に關する連絡者の範圍を更に極端に減少し企圖の秘匿に努めたる結果、支那軍に對しては勿論第三國の諜報網に對し完全に企圖を秘匿する事が出来た無血上陸、無血攻略戰となつた、之は當事者の辛苦もさる事ながら多數關係方面の深甚なる理解と又國民の自衛自戒によつたものといふべく感謝に堪へなかつたものであつて結構な事である、作戦の要訣は敵の意表に出る事であつて之が爲には我が企圖なり兵力なり完全に隠されなくてはならぬ、この點に關しては將來益々國民が理解を深めその成果を擧げん事を當局としては希望に堪へない次第である

たま風があつて霧を拂つた結果で、而も風あつて波高からず上陸には何等の不便をも感ぜなかつたのは實に天佑といふべく今更ながら神助に感謝する外はない

正規軍の大半は事前逃亡

瓊州【二二】我が軍の澄邁海敵前上陸に關し捕虜の談によると我が軍の澄邁海陸來攻を知り瓊州防空指揮部では直ちに非常サイレンを鳴らして市民に警告を發したため市中の動搖は聲音に絶し正規軍は逸早く四百臺の自動車に分乗して瓊州街道を遁走道路を破壊しつゝ澄邁海に向つて逃げのびたが、敗走の機を失つた四百の敵兵は海口、瓊州間より脱走を企てたが、日本軍の進撃が餘りに早かつたため退路を遮断され遂に自滅の運命を辿るに至つたものである

海口【二三】一瞬の間に皇軍の手に制壓された海南島の支那留守備軍は元第六十二軍長の張漢を總司令とし、王毅を副司令とする一個師二旅の兵力より成つてゐたが、遂に皇軍の廣東攻略によつて戦々兢々たる同軍は逸早く海を渡り北海方面より廣東廣西省境方面に逃亡し我が軍が澄邁海に上陸せる當時は總司令張漢は既に海南島に在らず、副司令の王毅の指揮する一個旅の不正規軍のみが海口を中心として歸備に當り、島内の主要地點にも若干の兵を分駐してゐたものであつた、尙ほ右の外に保安隊自衛團を中心とする民兵約十六個中隊が全島に散在してゐたが、武装士民も相當多數あり島内の各部落に散在する小銃数は一萬超えると云はれてゐる、十日我が軍が瓊州占領の直前に抵抗を試みた敵は右王毅の部下の一部

であつて大部分は安定、加烈の方面に潰走、既に便衣に姿を變へてゐるが尙も抵抗するものには斷乎として追究の手を緩めぬが歸順者たるものは積極的に援助して正義に就かしめるとともに全島内に積極的宣傳工作を進める方針である

瓊州海口攻略迄の戦果

海口【二三】澄邁海の敵前上陸から瓊州海口攻略迄の半日に滿たざる疾風の如き作戦に於いて收めた赫赫たる我が戦果は左の如くである

敵の遺棄死體二百五十、捕虜六十、齒獲品廿四種砲三、十五種砲一、小銃二百五十、小銃彈五千、機關銃二、砲彈二百

我が軍の受けたる損害は極めて少數にして次の通りである

戦死三下士官一、兵二、戦傷二

各方面に戦果擴張中

【二二】(大本營陸軍部正午發表) 上陸第一日瓊山、海口を攻略したる我軍は息づく間もなく本十一日更に各方面に向ひ戦果擴張中なり

▲海空軍振ふ 【二二】(大本營海軍報道部午後五時發表) 海南島軍作戦我が海軍航空隊の其の後十一日正午迄の戦況左の如し

我が海軍航空隊は引續き陸上作戦に直接協力せる外、南渡江海軍週江部隊に協力、海口灣三角州地帯敵陣砲臺を猛烈之を破壊々滅すると共に瓊東、清瀾、文昌、三江市、塔市等の敵陣地兵營を

機銃、小銃を以て我を射撃せるも我に損害なし

海口海關接收

海口【二三】海口を占領するや直ちに我が陸海外現地當局は海口稅關長ゴールドスマス(米人)に對して海關接收を申入れたが、之に對してゴールドスマス海關長も日本軍の海關接收には全く異論なき旨を申出たので我が當局は十三日午後二時ゴールドスマス稅關長に對し接收を正式に申渡す事となつた

定安占領

定安【二五】我が提督隊と重久部隊は十九日朝露を踏んで瓊山を通過、燒けつてやうな炎熱の中を定安瓊山南方に向つて進撃同午後七時半何等の抵抗も受けず定安縣城を完全に占領した、定安の住民は避難する者極めて少く、戸毎に日章旗を掲げて皇軍の入城を歓迎した

海軍三亞港上陸

陸戰隊南端三亞港に敵前上陸

【二四】(第〇艦隊報道部午前四時四十分發表) 北方より南進せる陸軍部隊に策應し陸戰隊は十四日未明海南島南部三亞港海岸に敵前上陸を遂行〇〇方面に前進中なり

▲東西に分進中 【二四】(第〇艦隊報道部午前四時十分發表) 目下海軍陸戰隊は航空部隊及び艦艇協力の下に〇〇及び〇〇方面に向け東西に分進中なり、天氣晴朗、暑氣未だ甚だしからず、將兵一同士氣旺盛なり

三亞街占領

海南島三亞街【二五】十四日午前五時四十分海南島派遣太田(泰)部隊は海南島最南端榆林西方三亞港附近に奇襲上陸を敢行直ちに進撃を開始し同六時四十五分に

は早くも井上部隊は三亞街を占領感敵の軍艦旗を齎した

三亞街より猛進

三亞街【二五】海南島派遣海軍聯合陸戰隊は一齊に進撃を續け、三亞街を攻略した井上部隊は息づく間もなく對岸の〇〇を占領、北側自動車路より東進した太田(泰)部隊は〇〇方面に進出した、又加藤中洲兩部隊は〇〇に切迫攻撃中である

榆林港占領

軍艦〇〇艦上【二五】奇襲上陸と共に〇〇、〇〇兩市を一瞬にして占據した太田、井上部隊は折柄の晴天に惠まれて長驅進撃を續行、遂に六キロの鐵路を征服して十四日午前十一時十分先づ榆林市街を一蹴した後、招呼の間に混亂を極める榆林の一角に雪崩を打つて突入し同正午完全占據した、引續き西岸及び山嶽に沿つて進軍中の中洲、加藤の兩部隊は炎熱と惡路を克服して同十時半頃には四キロの地點に達し、更に猛進に猛進を重ね午後三時海の鐵脚は遂に〇〇にその駿足を延し、敵の破壊せる橋梁の修理工事を開始、同五時忽ち復舊せしめた、息をもつかぬ進撃で疲勞甚しい所へ南國の直射日光が威しいため少數の罹病者が出るなど涙ぐましい奮闘が續けられた、之に奮激した西方部隊は時を移さず進軍、凡ゆる困難と闘ひ夜に入り目的の〇〇は日暈の間に迫つた、敵はこの猛攻のため全く戦意を失つて敗走した、尙榆林は海南島の最南端に位し鐵爐、三亞兩港の間にあり港は内外の二港に分れてゐる、島内第一の良港で南方支那軍の唯一の重要港市であると共に位置、地勢から見ても

重視してゐた港である、附近に鹽田多く又漁業盛んである

▲艦隊報道部公表【二五】(第〇艦隊報道部午後九時十分發表)

一、陸戰隊は暑熱を耐し猛進を續け太田井上部隊は十四日正午榆林方面を占領確保した、更に前進中、中洲、加藤部隊は〇〇方面に向け進撃中なり

二、敵は我が進撃を阻止すべく多少の抵抗を試みたるも陸空の猛攻に支ふる能はず潰走し殲滅的打撃をうけ附近敵影なし

三、榆林方面住民は既に避難せるもの多し

四、我が方戦死一

崖縣占領

崖縣【二五】十四日三亞港に上陸、最左翼より一路西進崖縣に向ひ進撃した我が海軍部隊富山、大島兩部隊は約十里の熱砂を長驅しひた押しに敵司令部の據點崖縣に迫り若干の敵抵抗を排して同日午後十一時富山、大島兩部隊は同時に城内に突入これを占領した午前零時半過ぎには市内掃蕩を終り、感激の軍艦旗を齎した

▲艦隊報道部公表【二五】(第〇艦隊報道部午後二時十分發表) 今朝零時海軍陸戰隊中洲、加藤兩部隊は崖縣々城を占領確保す

崖縣附近掃蕩

【二五】(第〇艦隊報道部發表)

一、艦隊聯合陸戰隊中洲部隊は炎天下の難進撃に次ぐ崖縣附近殘敵掃蕩をつけたる後昨日特別陸戰隊加藤部隊にその警備を委ねそれぞれ原艦船に歸艦せり

一 海軍航空部隊は昨日も引續き海南島全島を襲撃の下に收め南北海陸兩軍の連絡に當る傍ら多數の傳單を撒布し、皇軍の恩威を島民に周知せしめるなど縱横の活躍をつづけた

一 占領地域内外極めて平穩、住民も漸次復歸し來る者多し

一 連日天氣晴朗、信風運吹し、涼味自ら到り青蟲、毒蛇などの危害殆んどなく、將兵一同士氣益々旺盛なり

南北よりの奇襲に敵山中へ逃亡

海口【二六】我軍の海南島南北兩端よりの上陸に依つて海南島守備支那軍は極度の恐怖に怯へ四分五裂となつて中部山地に遁入し全く戦意を失つて居るが既に皇軍の慰撫と温情に投降する者續出してゐる

一 澄邁老城南方地區にあつた百五十の敵は十一日及び十二日の闇夜を利用して西南方に退却し現在では該地區には全く敵影を認めない

一 十日より十二、三日頃に亘つて定安にあつて避難民保護を要請して居る敵は漸次兵をまとめて避難民に交つて日本軍占領地域に歸來する者續出しその一部は南方に遁走した模様である

一 文昌、樂會、瓊東、萬寧附近に敵影ありと傳へられるが我が飛行機の偵察に依れば全く姿を見せない

一 文教(文昌縣東方約廿キロ)東方に約二百の敵があつたが十五日我が飛行機を見るや忽ち四散し十五日以後同附近を搜索せるも全く敵影を認めない

一 十三日秀英附近に敗殘兵三名現れ我が巡察兵に誰何されるや手榴彈を投棄して逃走せんとしたが何んなく逮捕さ

空中戦・空爆

—「海南島戦況」参照

☆海空軍

南陽爆撃(十五日)

上海【二六】(艦隊報道部午後四時發表) 十五日中支方面に於て海軍航空隊の有力部隊は南陽(河南省)急襲を敢行、全市街に亘る重要軍事施設多數を破壊し之に多大の損害を與へたり、敵は既に戦意を失へるものゝ如く城内外ともに防禦砲火を認めず全機無事歸還せり、尚ほ別に一部隊は浙贛線交通機關攻撃に向ひ關隘驛構内建物及び附近にありし倉庫を大破せる外線路多數を破壊せり

浙贛線金華驛爆撃(十六日)

上海【二六】(艦隊報道部午後四時發表) 中支方面に於いて既に關隘を空襲せる海軍航空隊の有力部隊は一昨十六日再び浙贛線金華驛を攻撃し構内建物を大破壊路數箇所を切断したる外倉庫一を炎上せしめた

☆陸空軍

馬占山の根城爆撃(十日)

北京【二二】支那西北角に露命を繋ぐ馬占山は河曲西方約卅哈拉寨において將領を集め防備工作につき會議を開催しつゝありとの報に接した我陸の荒鷲山瀾部隊の中村、蘇爾揚擊部隊は十日折柄の悪天候を衝いて〇〇基地を出發離航に難航を續け哈拉寨上空に達するや巨彈の雨を降らせて完全に同部落を粉砕絶大な効果を收めて同日午後一時全機無事〇〇基地に歸還した

冀中掃蕩戰に協力(九、十日)

〇〇【二二】冀中大掃蕩戰に参加の陸の荒鷲國枝部隊は連日地上部隊と緊密なる連絡をとり石友三、鹿鍾麟麾下の遊撃隊の殲滅に多大の成果を擧げた、即ち

一 九日國枝部隊〇〇機は午前千葉部隊の清河攻撃に協力正午喬村鎮(冀縣南方)にて友軍と交戦中の敵三百を猛襲更に同日午後四時強襲の敵に猛襲を加へて敵を潰走せしめた

二 十日午前〇〇機は清河附近の掃蕩に協力同地に在る千葉部隊の一部が數百の敵包圍の中に交戦しつゝあるを發見直ちに敵に猛烈な爆撃を加へ更に同日午後四時〇〇機編隊を以て清河四圍の部落にある敵匪に猛襲及び地上猛射を加へ殲滅的打撃を與へ潰走せしめた尚その際深谷機は大膽にも敵包圍陣中の清河東側の畑に敵前着陸して千葉部隊と連絡奮戦した

三 同日午前十一時〇〇機は再度強襲を爆撃し更に武強西北に三百の敵を發見これを爆撃粉砕し同午後更に地上部隊に協力して衡水北側の敵を爆撃、原田機も亦勇敢に同地の畑の中に敵前着陸して友軍との連絡に成功した

蘭州大空襲(十二日)

〇〇【二三】(中支軍發表) 我が陸軍航

空部隊は二月十二日西北に逃避中の敵空軍を求めて殲滅を敢行せり此の日陝西、甘肅の空は快晴にして寒氣強しまづ河鳥部隊長の率ゐる大編隊は敵の空軍大根據地たる蘭州上空に現はれるや敵飛行機に上昇の機會を與へず降時に蘭州市内外の軍事施設に對し猛烈なる爆撃を加へてその心膽を奪ひ續く秋山部隊長の率ゐる各編隊は廿數機の敵戦闘機と壯烈なる空中戦を交へつゝ蘭州東飛行場において約四十機の飛行機に對し交々猛襲を加へ全彈火網を以て完全に之れを蔽ひ潰滅的損害を與へたり、この空中戦に於て我の撃墜せる敵機は實に十一機にして清水中尉機(の如きは一機にして敵の戦闘機七、八機と交戦し機體に五十二發の命中彈を受けたるも見事敵機四機を撃墜せり、續いて坂口部隊長の率ゐる各編隊は敵十數機と壯烈なる空中戦を交へてその七機を撃墜し蘭州東飛行場にある敵機に巨彈を投じその十機を撃破せり、この空中戦に於て我が八機は各數發の敵弾を受けたるも輕傷を負ひたるもの一名に過ぎず、又別に山田部隊長の率ゐる一編隊は寶雞に又宮九部隊は西安に敵空軍を求めて出動せるも敵機の影なし、今次の空中戦殲滅に於て敵に與へたる損害は殲滅機十八機地上に於て撃破せるもの約廿機なり而して我が航空部隊は全機無事歸還せり

冀中討伐協力(同日)

北京【二三】須藤飛行部隊は十二日冀中地區威縣東方香城固附近にける一二九師の四、五千の敵に對して果敢なる爆撃を浴びせ、これを潰亂に陥れた、香城固は我が包圍圈内最南端にある要衝である

西安急襲(十三日)

〇〇【二三】十三日拂曉山田部隊長の指揮する我が陸軍〇〇機は折柄の悪天候を衝いて赤色ルートの要衝西安を急襲し敵軍事施設に對し攻撃を敢行した、此日も敵機は片影だも現はさず我が方は凱歌を奏して全機悠々歸還した

阜城の敵爆撃(同日)

〇〇【二三】我が陸の荒鷲國枝部隊は今冀中地區掃蕩戰に協力多大の戦果を收め地上部隊の行動を容易ならしめてゐるが昨十三日我が〇〇機は滄陽河及び津浦線に挟まれた滄縣大の地區に追詰められた鹿鍾麟、石友三麾下敵の逃走監視中折柄、阜城に集結中の約一千の敵を發見、これに前後二回に亘り猛襲を加へて徹底的打撃を與へ全くその戦闘力を喪失せしめた、これがため武邑を進發せる江田部隊は同日午後五時過ぎ堂々阜城に入城、引續き周圍の部落に離散せる敗敵を掃蕩中である、尙一部隊は編隊を以て出動、同日午後三時安東北方山嶽地帯を濟南方面へ向け北上せる舊八十一師の殘敵四千に對し王家峪、乾科の線で捕捉、痛快極まる猛襲を加へこれに大打撃を與へて潰走せしめ全機無事歸還した

館陶爆撃(十五日)

北京【二六】陝の荒鷲國枝部隊は十五日午前午後二回に亘り〇〇機編隊を以て地上〇〇部隊に協力河北、山東省境の臨清の東南十五村館陶附近に驚動する約二千の敵を爆撃、多大の損害を與へた

莘縣の敵に地上掃射(十八日)

濟南【二九】冀中地區肅清に協力活躍を續けて居る陸の荒鷲國枝部隊の〇〇機は十八

日午後二時四十分山東省西北部大名東方華縣に匪騎軍の三百の敵を窺見、これに地上掃射を敢行して殲滅的打撃を與へ潰走せしめた

蘭州大空襲(廿日)

〇〇三三(中支軍午前九時發表)わが陸軍航空部隊は廿日午後三時四十五分より四時十分に至る間數十機の大編隊群をもつて再び敵軍西北空軍大根據地たる蘭州を空襲し敵飛行機及び地上軍事施設に對し殲滅的打撃を與へたり、即ち蘭州上空に至るや敵戦闘機凡そ四、五十機と壯烈なる空中戦闘を交へ忽ちその卅六機を撃墜し且つ蘭州東及び西飛行場の敵機多數を爆撃破壊更に市街の敵軍事施設を爆撃しこれに多大の損害を與へたり、わが一機は蘭州付近において不幸敵彈を受け壯烈なる自爆を敢行せり、その他は何れも奮勇激戦の痕を留むるも空前の戦果を収めて意氣揚々基地に歸還せり

〇〇三三(蘭州空中戦において壯烈極まる自爆を敢行して敵機を寒からしめたわが飛行機の搭乗者は上田二井兩大尉、市川准尉、合津、木輪田、丸山、田中の四曹長でこれまで幾度か決死の機躍行に勇躍参加、數多くの敵機を撃墜、敵陣を粉碎せる殊勳赫々たる荒鷲連であつた、なほこの日の敵機は殆ど全部ソ聯人パイロットが操縦するソ聯機であつたことは大いに注目される

國民政府

蔣介石成都へ

香港【二三】重慶來電に據れば蔣介石は

十六日朝南昌行營主任張篤倫を伴ひ重慶より飛行機で成都に赴き成都行轅に入つた、蔣は成都に數日滞在の上南昌に赴く豫定と云はれる

蔣介石放送

上海【二九】蔣介石は十八日午後九時より新生活運動五周年記念講演を行ひ重慶放送局より各地に放送したがその要旨は左の如く新生活運動を通じて抗戰力量を増大すべきことを強調してゐる

新生活運動開始以來五ヶ年間の成果を顧るに同運動は我が民族をして建國復興の大道を歩ましめたものであつて今や民衆は新生活運動の眞價を覺ゆるに至つた、今後の工作上最も重要な點は口舌、文字の宣傳に止らず實際運動を推進して行くことである、即ち新生活運動を通じて民族の潛勢力を變動せしめ抗戰の勝利を爭取し建國の成功を収めねばならぬ、抗戰は既に第二期に入り吾人は今や成敗存亡を決定する重要な關頭立つてゐる、吾人は須らく最後の一關を突破し最後の勝利を實現しなければならぬ、本來新生活運動の精神は「禮讓廉恥」であつて抗戰建國の道程にあつては禮即ち規律は一切より重きことを意味し義は慷慨犧牲につくことを意味し廉は節約を意味し恥は切實の覺悟を以て勇奮することを意味する依つて一切の生活は須らく此の禮義廉恥を以て最高の準則となし以て古人の衣食住の生活をして國家社會の軍事化、生産化、合理化にまで高めなければならぬ

國防最高委員會發足

▲常務委員決定 上海【二二】五中全会に於て決定を見た最高國防委員會は愈々來週より正式成立活動を開始することとなつたが、ソ聯共產黨のポリティビューローにも匹敵す可き全國黨政軍の指揮權を握る國防最高委員會常務委員の額額について十日の國民黨中央執行委員會常務委員會が同會代表として陳果夫、葉楚傖、鄒魯の三名を國防最高委員會常務委員會に送ることに決定せるため委員長蔣介石以下十一名全委員が左の通り正式決定を見た

孔祥熙(中央執行常務委員、行政院長兼財政部長)、居正(中央執行常務委員、立法院長)、孫科(中央執行常務委員、立法院長)、戴傳賢(中央執行常務委員、考試院長)、于右任(中央執行常務委員、監察院長)、王寵惠(中央監察委員、外交部長)、何應欽(中央執行常務委員、軍政部長兼大本營參謀長代理)、白崇禧(中央執行常務委員、大本營參謀副長)、陳果夫(中央執行常務委員、元江蘇省政府主席)、葉楚傖(中央執行常務委員、新任中央黨部宣傳部長)、鄒魯(中央執行常務委員、國立中山大學々々)右十一名の委員の構成は國防最高委員會常務委員構成規則に則り國府五委員長、外交部長大本營正副參謀長及び國民黨中央執行委員會常務委員會代表三名より成つてゐるが、大本營參謀長程潛は西北行營主任を兼ね重慶に不在のため何應欽が參謀長代理を拜命、同時に國防最高委員會常務委員として席を運べることもなつた

▲國民黨の絕對指導下に 上海【二二】國防最高委員會常務委員の組織並に額額を

見るに政府の五院々長及び外交部長、軍部の大本營總參謀長及び副總參謀長、國民黨の中央執行委員會常務委員三名と云ふ配列は黨、政、軍三方面的の各最高幹部を網羅したものであつて、この組織に依つて黨、政、軍三方面的の連繫を緊密ならしめんとする意圖が明瞭に觀取される、更に外交部長王寵惠を除く十常務委員が全部國民黨中央常務委員である點は國防最高委員會が決して國民黨が中國共產黨と提携せんとすることを第一義とする機關でなく飽くまで國民黨の絕對的指導階下に長期抗日戰を繼續せんとするものであることを物語つて居る、然しこれを以て中共の勢力を過少評價することは早計で今の國防最高委員會常務委員に共產黨員を任命しなかつた事は共產黨實力の低いことに原因するものではなく寧ろ第三國關係を考慮する蔣介石の慎重さと中共産黨を操るソ聯の深慮遠謀が潜在するものと見られて居る、從つて今後中國共產黨側が如何なる手段を弄して國防最高委員會に働きかけるか注目される點であるが親ソ派の互頭孫科が連絡係として活動することは論を俟たぬが同委員會には寧ろ反ソ派と目すべき居正、戴傳賢、陳果夫、葉楚傖、鄒魯等を擁する一方汪精衛と一脈相通する何應欽、廣西派の領袖白崇禧等をも網羅し極めて複雑なる相貌を帯びてゐるので今後如何なる動向を示すかにつき極めて注目すべきものがある

▲事務開始 上海【二五】重慶來電によれば五中全会の閉會後正式開設を急いでゐる國防最高委員會は蔣介石委員長の下に十一名の常務委員の任命を見たので十四日より事務を開始した

中央貯蓄銀行設立準備

上海【二三】支那側消息によれば國府財政當局は目下下民衆から資金を狩り集めるため貯蓄銀行の設立に着手する組織法案は中央當局に於いて鋭意審議中で可及的速に成立せしめる豫定である、三月一日より重慶に於いて開かれる全國銀行家會議に於いては右貯蓄銀行に關するものが最も重大な議題の一となるものと豫想される

沈鴻烈が笑止な布告

濟南【二三】沈鴻烈偽山東主席は目下魯南山地に潜伏して居るが打撃く我が討伐に士氣全く沮喪し部下を賞金で釣る策をとり本月三日左の如き笑止千萬布告を出してゐる

- 一 敵司令官又は宣傳官生捕一千元、射殺半額
 - 一 敵將校又は漢奸の首領生捕二百元、射殺半額
 - 一 敵兵又は僑便衣隊員(歸順兵を含む)生捕百元
 - 一 敵のタンク及び砲一門奪獲四百元、機關銃百元、步兵砲五十元
 - 一 その他敵の軍旗、軍用品、軍事機密文書は數量及び内容に應じ賞金を與ふ
- 民衆に節約命令
上海【二三】國民政府は昨年七月の國民參政會會議に於て人民節約運動計畫大綱を決定、抗戰遂行の手段として物資の節約に努めつゝあつたが抗戰の繼續により物資不足は益々重大問題化しつゝあり支那側報道によれば國民政府は最近左の如き命令を發し社交、娛樂はもとより國民の日常生活に對して可成り徹底的な消費

節約を勵行するの餘儀なきに至つた

此の全面抗戰時期に際し全國上下均しく糧食を節約し生産方面にあつては甘藷、芋から、落花生、大豆等食用品の生産を多くし棉花及び煙草の如き非食用物の生産を制限し又消費方面にあつては舊服を利用し新衣を作る事を廢め半搗米を常用し米無しデーを設け主要食料品を以てする酒の醸造を抑制、飲酒喫煙を節すべし

成都行轅正式成立

香港【二六】成都來電によれば軍事委員長成都行轅は昨十三日より賀國光を主任に正式業務を開始した、同行轅は西方奧地に追詰められた蔣政權が四川中央化の爲めに新設したものであり本行轅設置に伴ひ四川に對する蔣の壓力は俄然強化されるわけであるが同時に之に對し四川將領が如何なる動きを見せるか注目されてゐる

各戰區に監視隊派遣

北京【二六】蔣介石は最近各地の遊擊隊の軍潮、風紀が極度に弛緩状態に陥つたため各戰區に對し軍規、風紀監視隊を派遣し憲兵の任務を異さしむべく嚴重にその非違を糾問せしめてゐるがこれは中央系各軍に對し派遣の擧に出でゐる共產軍に對する監視の手段とも見られ遊擊隊内の相剋、激化を示すものとして注目されてゐる

軍事委員會政治訓練會議

上海【二五】重慶來電によれば國民政府軍事委員會は同委員會政治部長陳誠司會の下に去る一日より八日間に亘り重慶に政治訓練會議を開き十三日閉會式を行つた、同會議に於て過去の政訓工作の缺陷が各出席政訓委員より指摘され蔣政府側よりは五中全會の政訓工作決議に基づき今後の政訓綱領に關し支持を與へ政治訓練、民衆訓練、宣傳、經理の各分科會提案の八十九件を討論決議したが抗戰第二期段階に於いて政治を軍事より重しと爲す蔣政府は今や政治訓練を第二期抗戰に適應せしめんと必死となつてゐる

た、同會議に於て過去の政訓工作の缺陷が各出席政訓委員より指摘され蔣政府側よりは五中全會の政訓工作決議に基づき今後の政訓綱領に關し支持を與へ政治訓練、民衆訓練、宣傳、經理の各分科會提案の八十九件を討論決議したが抗戰第二期段階に於いて政治を軍事より重しと爲す蔣政府は今や政治訓練を第二期抗戰に適應せしめんと必死となつてゐる

第三次國民參政會開催

香港【二六】第三次國民參政會については蔣政府並に中央通信より何等の發表なく香港支那側消息通の間には「當分延期説」さへ傳へられたが、十八日の香港報界聯合刊(舊正月休刊中各支那紙聯合で發行するもので中報が編輯)に據れば、參政會は重慶に於て去る十二日より開會され參政員廿五名出席、中央側から右任、孫科、何應欽、孔祥熙、陳調元等五十名列席、先づ蔣議長開會の辭を述べたのち次いで十三日午後本會議を開催、孔祥熙より政治報告、續いて何應欽の軍事報告、王寵惠の外交報告あり參政員側より夫々質問をなしたのち羅維同胞及び前線將士に對する慰問電を可決した、十四日午前も續いて大會を開き何鍵、翁文瀾より内政報告あり、陳立夫教育報告をなした次いで各分科審查委員會を任命したが各審查委員會は十五日から廿日迄午前午後に亘つて開かれ廿一日を以て閉會式を舉行する段取りであると傳へられる、尙今大參政會の重點は精神物資及び能力の總動員と淪陷區に對する政治問題に置かれてゐるといわれる

蔣介石演説

香港【二六】十二日の第三次國民參政會開幕式當日蔣介石が國民參政會議長として行つた演説の大意は次の如く相不變最後の勝利は支那にありと夢の如き豪語を續けてゐる
宋明の亡びたるは人がなきに非ず、當時名將多數ありと雖も私心を用ひ自ら其主張を分譲せしめ遂に國家を滅亡に導いた、現に我が國抗戰一年七ヶ月、日本人の力量を消耗すること甚だ多く我が方の失地數省に及ぶと雖も尙全國同胞一心一德個人の自由を犧牲にして以て國家の自由を争ひ最後の勝利は我に歸せん、全國同胞に望む所は物力財力を集中して積極的行動をとるにあり更に參政會同人に望むところは和衷協同前二回の參政會の精神を以て共同責任をとり抗戰建國の精神の貫徹をみるにあり、中正議長を委ねなくし光榮これに過ぎるものなし、冀くは同人隨時余に叱正を給らんことを

▲ビルマ國境に税關 香港【二六】昆明よりの支那側情報によれば滇緬公路の工事は大體終り竣成の見込みも近くなつたので滇緬公路副局長楊文清はビルマ側官憲と数日前から打合せを續けた結果雲南ビルマ國境の遮放に取敢へず税關を設置、こゝで貨物検査を行ふ事となつた

海南島失陷對策

重慶政府狼狽 香港【二二】重慶外人側よりの情報によれば日本軍海南島上陸に引續き海口、瓊州占領と相次ぐ悲報に重慶官邊では勉めて冷靜を裝つてゐるが相當狼狽の色あることは蔽ひ難い、政府當局は目下海南島に關する國際關係を殊更に誇大宣傳し以て第三國の同情を惹くべく例によつてその理由捻出に腐心してゐる有様である

西南情勢

▲昆明・重慶間電話三月一日開通 香港【二六】昆明來電によれば先般來試驗中の昆明、重慶間長距離電話は來る三月一日より一般の使用を許される事となつた尙料金は一通話二弗八十仙である
▲雲南鑛物資源開發會社創立 香港【二六】雲南省の鑛物資源開發を目的として國民政府資源委員會と雲南省政府共同で組織された滇北鑛務公司(資本金二百萬圓)は去る十五日昆明に於て創立總會を舉行、雲南省主席龍雲を董事長に任命來る三月一日より業務を開始することとなつた雲南の重要資源たる錫、石炭等の開發に當り以て抗戰財政を支持せんとするものと見られる

▲負け惜しみの辯發表 上海【二二】重慶來電によれば國府軍事當局は日本の海南島占領から長期抗戰政策に毫も影響せずとその蔣政府への痛撃をひた隠し相不變の負け惜しみを述べ十日左の如き見解を發表、併せてフランスその他列國に呼びかけるべく必死となつてゐる

日本記者團會見内容

蔣・外人記者團會見内容 上海【二三】重慶來電に依れば蔣介石は十一日午前在重慶外人記者團と會見し海南島問題に關して左の如き一問一答を行ひ「日支事變の勝負は嶼の爭奪戰によつて決するものでない」と負け惜しみを述べ「日本軍の海南島上陸作戦は太平洋上の滿洲事變である」と列國の對日牽制誘引に躍氣となつてゐる會談大要左の如

待つべきものがある、殊に日佛兩國間には支那領土保全に關する一九七年の日佛條約があり、又最近佛首相グラデー氏はフランスが支那の領土保全を擁護すべき演説を行つてゐる、然しヨーロッパの狀勢が海南島占領に對するフランスの態度に何等かの影響を及ぼさしめはしまいかとの懸念もある、尙國府は未だ嘗つて海南島に軍事據點を置きたる例はなくそれ故日本の占領は日支戰の將來に影響するところは極めて尠くない、これに反し日本軍は同島を完全に占領せんとするに當つては自衛團の強硬なる抵抗に遭遇し異常の消耗を餘儀なくされるものと思考する

宋子文等對外策動開始

香港【二三】皇軍海南島上陸に香港民衆は漸次動搖の色を見せつゝあるが當地の同島出身有力者を網羅する海南島同鄉會では十日夜緊急會議を召集前後處置に就き協議したが大體會長の宋子文を始め外國人間に頼る廣い會員の努力により歐米諸國に訴へ列國をして結局何等かの對日措置に出づる様事態を導くの方針を決議した模様である

問 海南島攻略の日本の真意は那邊にあると思ふか

答 海南島は太平洋、印度洋間に於ける戦略上の重点をなし、若し日本軍が同島を完全に占領せば香港、シンガポール間の交通は切斷され、更にヒリッピン、グアム島、佛領印度支那も非常な脅威を受けるであらう、従つて吾人は今次日本の海南島作戦は太平洋問題に出発したものとする可く、又明かに昨年来米國軍艦のシンガポール訪問に對する日本のセステチアと解する(一)て我國の今次行動が全く蔣政府崩壞促進を目的とせる軍事的理由より發せるを故意に列國關係に結びつけて列國の脅威感を煽り更に)

問 日本は海南島占領は極東平和に何程の影響を與へ得るか

答 即ち二月十日海南島事件は海陸揚場を異にすれども九・一八滿洲事變の勃發に等しく完全に同一影響を與ふるもので余はこれを太平洋の九・一八事件と見る

問 支那軍は海南島に幾何の防備をなし居るか

答 支那は海軍力を喪失したために同島の海岸線を護ることは不可能であるが陸上には相當程度の防備あり日本軍に重大なる打撃を與へるものと確信する

問 日本は海南島占領は日支戦の全局面に幾何の影響を與ふるか

答 支那は多大の影響を蒙るものに非ず、なんとすれば日支戦の勝負は大體に於ける軍事行動により決するものであつて一局の喪失の如きは問題でない

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

香港【三】昆明來電によれば日本軍の海南島占領を以てこれを國際關係に結びつけ對日牽制に専らんと苦心してゐる國民政府は昨十二日前駐米大使王正廷を重慶より昆明に派遣し暗囑せしめることに決定した、王は重慶出發を前にして米國は終始一貫支那を援ける方針をとつてゐる、歐洲諸國亦概ね同様である

スペイン問題の一段落で外國の注意が極東に轉ぜられる折柄として日本の海南島占領は國際的注目の焦點となつてゐる

桂林で長官會議 香港【三】當地に達した確報によれば十六日より桂林に於て軍事、政治、財政責任長官會議が開かれる事となり既に周恩来、陳誠、陳銘銜、李宗仁、白崇禧等が集つ居るが此の會議に於て日本軍の海南島占領に對する善後措置が論ぜられるものと見られ注目されてゐる

重慶和平に乗出せば援助せん 香港【三】去る九日重慶政府スポークスマンはロイター記者に對し日支問題解決の和平交渉に當つてはワシントン會議の如き性質を有する極東國際會議を開催すべき旨語つたが右につぎ本日汪精衛を進行せんとす、汪精衛先生野に在つて贊助せん」といふ見出しで最近重慶からハノイを経て香港に到着した某要人の左の如き一問一答を掲げてゐる

重慶方面は將に英米佛の調停を得て日支和平談判を行はんとする積願

汪正廷昆明へ

だが右に對する汪先生の意見如何、又汪先生は此の事實を知るや否や

出國後の汪先生は恐らく知られぬであらう、併し之は汪先生が嘗て云はれた事であるから余の推測する所では國民政府が和平談判を進行すれば汪先生は當然野に在つても之を援助するであらう

ワシントン會議の如き性質の太平洋國際會議は開催の可能性ありや

先年の九國條約會議は休會してゐる之は當然再開されねばならない最近の英米佛三國の對日關係は既に九國條約修正の範圍あることを承認してゐる、よつて之等三國によれば此の種の國際會議開催が期待される

日本政府當局は議會に於ける質疑應答に於て國會議員による日支問題解決の方法を拒絶し英米佛と個々に直接談判をなすことを主張してゐる如く見えるが如何

中國が再び戦争するの容易ならざる事を認識し日本が又中國を征服するの困難なることを認識すれば和平談判開始は相方共十分決心つく筈である、之は實際形式の問題であつて何等重要な問題ではない、故に重慶政府スポークスマンの談話は殊に注意すべきである

重慶政府は汪先生を極重處分した後自ら斯る種類の和平意思表示をなしてゐる、この中には必ず深刻な且重要な内在的原因がある事は斷言出来る、その原因如何は吾人が今後利目して時勢の發展を觀察する事により知ることが出来る

中央も漸次汪と同意見

香港【二】本日の南華日報は社説に「中央正に和議を容れるか」と題し大要左の如く論じてゐる

汪先生が昨年十二月十九日和平建議を行ふや中央は遽かに慌て汪先生を黨籍永久除名處分に付した共產黨機關紙は汪先生を猛烈に非難攻撃し、吾人はこの四十數日間蔑視と威嚇の中に生活した、斯かる状態では東亞の和平は永遠に望みなき事であつたが吾人は中央が先生の和平建議に對して如何なる處置に出でるか注視してゐた、共產黨及び準共產黨の脅迫的行爲の如きは中央の本旨ではないのである、果然九日のロイター重慶電による重慶政府の聲明は即ち和平の意であることを示したのである、該聲明中の重要點を擧げれば次の通り

一 該聲明中最も重要な一點は即ち和戰問題が結局條件問題に歸結することであり「日本は勝利者としての停戰條件を要求してゐる、よつて中國は之を永遠に承認することは出来ぬ、又中國の提出する條件は日本側に於て承認することが出来ない」と言つてゐるが之を一言にして言へば和を請すると否とは結局その條件の輕重にあり此の點は正に汪先生の主張と相同じである、十二月廿二日の近衛聲明は決して日本が亡國の條件を中國側に提出してゐるとは思はれない、又議會中に於ける諸大臣の答辯も汪先生の解釋を否認しては居らない、汪先生はたゞ國民政府が以上の三點、即ち近衛聲明を和平談判の根據とすることを希望したに過ぎないであつて大公報記者の言ふが如き無條件無條件の講和を主張してゐるのではない、無條件無條件の和平はこれ投降である、對等の和平をなし條件の輕減を圖らんとするには談判しなければならぬ、汪先生が和平の爲めの談判を開始せん事を主張したに過ぎないに中央はこれを採用せずして却つて黨籍剝奪し一切の職務を褫奪した、中央が共產黨の壓迫を受けてゐる苦衷は察するが吾人は憤慨せざるを得なかつたのである

二 該聲明は又曰く「日本は停戰を希望してゐるらしい、日本の目的はその政治工作を強化せんとするに過ぎない」と言つてゐるのは汪先生の日本は中國を滅亡する事が出来ないとの見解と正に一致するものである、日本は既に中國を滅亡せしめる力量はない、同時に又和平の意向あり、こゝに於いて日本の提出する條件が決して中國を滅亡せしめるが如きものでないことが分る、條件にして斯くの如くんば何故に和平の一途を辿らないのであらうか

三 該聲明中汪先生の和平建議と僅に異なるところは汪先生が直接談判の妨げなきことを主張するに對し、重慶側では國際會議による可きことを堅持してゐる點である、國際會議に對しても汪先生は決して反對してゐるのではない

然し若し今國際會議を以つて日支事件を解決せんとすれば恰も極東に於けるミュンヘン會議の如き結果となる

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

汪正廷昆明へ

ことを恐れる、即ち中國の受ける損失はより大とならう、該聲明の内容は既に協同防共を受諾することを暗示してゐる、即ち

一 其解決し易からざるものは防共問題である、蓋し此問題は今具體的に解決することは不可能である

一 共產黨の地位は決して國民黨に匹敵するものではない

と此暗示は中國がよく合理的和平を得るとの説明にはなつてゐない、協同防共の問題を考慮して初めてよくし得るもので中央は民族の前途に無量の思ひ

事變と列國動向

英國

カー英大使上海へ

北京【二】北支の實情を視察のため滯京中のカー駐支英國大使は十一日午後一時四十分正陽門發列車で上海歸還の途に就いた

▲加藤總領事等と會談 青島【二】駐支英國大使カー氏は北支各方面視察の歸途十七日午前十一時重艦パーミンガム號で來青同夜八時英國總領事館に各國領事を招待、特に加藤總領事とは三時間に亘つて日支問題解決策につき意見の交換を行ひ十八日午前十一時再びパーミンガム號で上海へ向つた

ビルマ・雲南間に新空路開設

ロンドン【三】最近ビルマを通じての英國の對華援助は益々熾烈となつてゐる模様だが十三日英國下院の質問時間に於てミューアヘッド印度ビルマ事務次官は

を致すべきことを吾人は希望する、兎もあれ汪先生の和平建議通電以後全國の輿論は所謂口で肥して心で衰へてゐる、中央の汪先生に對する處置は徒らに人心を失つた、故に最近重慶方面では圖らずも故意に和平空氣を作つて以つて人心安定の手段としてゐる、今次の閣府の聲明は人心安定の手段であらうけれども、これだけでは吾人はその意義を認めない、共產黨及び準共產黨の脅迫から脱してこそ前途一つの希望があるのである

ビルマ・雲南航空連絡開始につき左の如く言明した

英國政府は過般國民政府との間にビルマ・雲南新航空路開設に關して協定を締結、現在既に航空連絡開始の爲め種々準備施設が行はれつゝある

次いで労働黨議員ロバート・ギブソン氏は英國政府は海南島の占領に對抗してビルマ・支那間の貿易促進の爲め何等かの手段を講ずる積りであるか

との重大質問を行つたがミューアヘッド次官は事前に質問通告を受けなかつた事を理由として答辯を拒絶した

ビルマ經由援給輸送活況

ラングーン【三】最近ビルマ・雲南間の國境を通過する歐米諸國の對支武器輸送は餘程活潑となり暹に報道された支那の西南輸入會社の支店をラングーンに設置

した外、米人ゴリー氏を支配人とする米國系インターコンチネンタル輸入會社が當地のイラワディー・フロチラ會社の建物内に事務所を開き専ら飛行機及び飛行機部分品の輸送に當つて居る、而して國境では六ヶ所に飛行場を建設し九十臺の飛行機を備へて居るが緬甸政府では外國より當地に到着した支那向飛行機の輸送を便にする爲ラングーン川の沿岸モンキイ・ポイントに飛行場建設を計畫してゐる、緬甸公路を利用する歐米諸國の對支武器輸送の活潑に行はれて居ることは注目し得る

ラングーン【三】豫て當地に貯蔵されてあつた支那向武器は少しづつ國境方面へ送られてゐるが、十七日初めて武器輸送用の特別列車が仕立てられ憲兵に護衛され乍らラシオへ向つた、また支那が當地の自動車業者ワットソン・アンド・ソンのから買入れた積載量二噸のトラック五十臺も武器を積込み之亦昨日ラシオへ向つた、更に當地の請負業者でアルメニア人ヴァタナス取扱ひの二噸積トラック廿五臺も支那向武器を満載して十七日當地よりパーモに向つた外、アイエフ會社の河船は支那向武器を満載して去る十三日午後當地よりパーモに向け出帆、一方河船サガミヤ號は十九日に、又河船カンシ號は其後に、夫々武器を積んで當地からパーモに向ふ豫定である、是等の輸送船は何れも自ら武器を積込むと共に他に武器彈藥を満載した八百噸積の傳馬船を多數繋いで居り、武器の種類は小銃、機關銃、迫撃砲等である

英下院在支權益問答
ロンドン【三】十三日午後の英國下院質問時間に於て又復在支英國權益に關する諸問題が蒸し返され珠江封鎖問題、上海市政問題、北支幣制問題、天津租界問題等についてパトラー外務次官と議員との間に左の如き應酬が行はれた

▲珠江封鎖問題
議員(保守黨) 珠江封鎖問題の後の経過を伺ひたい
パトラー次官 珠江は依然封鎖された儘である、政府はさきには支那政府後には日本政府に向つて本問題に關し申入れを行つた、政府は今後も珠江再開を確保するためあらゆる手段を講ずる考である

▲上海市政問題
議員 上海共同租界の行政に對し日本政府が行政權侵犯の態度に出てる事實に對する政府の交渉はその後如何なる結果に到達したか即ち揚子江及び虹口を工部局の行政下に復歸せしめる手等は整つたか
パトラー次官 この問題は現在工部局と現地の日本當局の間で交渉中である、政府は現地の交渉が終結する迄はこの問題について日本政府とは交渉を開始せぬ意向である

▲北支幣制問題
議員(保守黨) 政府は日本當局が中國聯銀券の使用を在支外國銀行に要請したのに對して外國銀行はこれを拒否した事實を御承知か、更に政府は日本政府に對し貿易の公認を求めるとして使用し得ぬやうな通貨の公認を求めるとは無駄だとの議員の申入れを行つたか
パトラー次官 政府は御質問のやうな情勢の存在することを知つてゐるが、

この際御意旨のやうな申入れを日本政府に對して行ふことは無益と考へる、日本政府は既に北支に於て不換紙幣を流通せしめるのは貿易關係を有するすべての國にとつて必ず有害であることを知つてゐるやうだ、しかし政府はこの問題を篤と心に留める考へである

▲天津租界問題
議員 天津の英國租界と現地日本當局の間の交渉は何等かの聲明をなし得る程度迄進んだか又政府は天津租界の英國權益を軍事行動及び經濟的壓迫から護る決意を有すると言明し得るか
パトラー次官 天津の日本當局は去る十二月十四日英佛兩租界よりの輸出に最後の防禦を設け人及び商品の移動には相當の制限を加へた、これ等の措置を採つた理由について日本當局は反日分子の策動に對する警戒と説明した、政府はこれに對して直ちに現地日本當局並びに日本政府に對して申入れを行つた、政府は今後も情勢の推移を注視する考へである

英當局對日報復を拒否
ロンドン【三】英國の在支權益擁護問題は連日下院の論議を賑はしてゐるが十五日の下院質問時間に於て、保守黨アラソン・グラハム議員とパトラー外務次官との間に在支權益擁護問題につき左の如き質疑應答が行はれた

議員 廣東に於ける英國貿易に對する日本陸海軍當局の侵襲行為が漸次増加しつゝあるに鑑み英國政府は近く一九一一年の日英通商條約を廢棄する意向はないか

△パトラー次官 英國政府は極東に於ける英國の權益を擁護するため最善と思惟される對策を常に考究してゐる

△グラハム議員 これらの事實に對する抗議が完く効果のないこと、又満足な結果を達成する手段は何等かの報復的措置以外にないことは明白なことではないか

△パトラー次官 余は適當な結果を招來するためには貴下の言はれる措置が唯一の手段とは考へない

米 米船離貨へ支那向け豆タンク陸揚

△ラングレン【二二五】昨日當地に入港した米船ステールエンジニヤ一號は米國より支那向けの豆タンク二百發を積み來り本日陸揚げを行ひつゝ、これに對し米國領事館では同號の積荷は建築材料なりと稱し又、米國系の運輸會社でも鋪裝材料だと稱して極力これを隠蔽せんとはかつてゐるが記者が確實な筋からつきとめたところによれば、號の積荷はタンクなること確實である

☆ 海南島占據と列國

「佛英米對日申入」(五頁)参照
英・佛兩總督會談
河内【二二】シンガポール總督トーマス氏は佛印當局提供の水上機で佛印の古都順化(ユエ)に飛び同所です、十一の兩日に亘りブルウイエ佛印總督と會見した、

兩總督會見の目的に關しては佛印側では單に友誼的なものとして多く語るを避けてゐるが佛印當局では日本軍の海南島占據を即刻順化の總督の下に報告してをり會談席上この問題に關し佛總督が意見交

換をなしたことは必然と見られる、ブルウイエ總督は十二日夕刻河内に歸着の豫定であるが河内佛字紙中夕刊紙アブニールツ・トンカンが社説を掲げ兩總督會見と海南島問題を結びつけ單なる儀禮的措辭の交換をやめ極東に於ける英佛協力の本質をこの機會に於て大いに擧げるべしと要請してゐるのは輿論の有力なる動向を示すものとして注目される

河内【二二三】ユエ(順化)で二日に亘りトーマス、シンガポール總督と會談したブルウイエ佛印總督は十二日夜河内に歸來トーマス總督は陸揚タラトに向ひ夫人と落ち合ひ近く歸任する、會談の内容は何等發表されぬが注目すべきはトーマス總督は佛印訪問前蘭印、暹羅を歴訪、更に當地新聞によれば此の會談には特に英國側から二名の軍人が参加したとの事である儀禮的會見でない事を暗示して居る、之と相前後して蘭印駐在佛領事ドラジユ氏も來越、總督と會見して居り比島前業會議所書記長ロップ氏もサイゴン經由河内に至り各方面と會見、近く佛極東總隊司令官ルヒゴ提督のシヤム訪問についで十二日には佛軍事視察團一行がバノックに到着數日に亘りシヤムの軍事施設を視察するなど偶然の一致とは云ひ我が海南島占據と相前後して佛印を中心

に慌だしい人の動きを見るは注目を要する

英 英政府海南島對策協議

ロンドン【二二】駐英フランス大使コルバン氏は十一日午前英國外務省を訪問ハリファックス外相と會見して日本軍の海南島占據につき對策を協議した、英國政府は十三日下

英 英政府海南島對策協議

院に於ける討議で方針を闡明すると見られるがパトラー外務次官が去る六月廿七日下院で言明した通りフランス政府と協力して日本政府に申入れを行ふ事となり、英國政府としては現行條約の解釋上りも

一 極東に於ける英佛兩國の權益並に軍事上の打撃
一 海南島につき領土的意圖がないとの日本政府從來の口約
に鑑み對策を決定するものと見られる、因みに昨年六月廿七日下院に於けるパトラー英外務次官の海南島問題に關する言明は左の通り

英佛兩國政府は既に夫々駐日大使を通じて日本政府に對し若し日本軍が海南島を占據するが如きことあらば必ずや望ましからざる紛糾を惹起するであらうとの見解を通達した、假にかゝる不祥事が勃發した場合、英佛兩國政府は勿論四圍の情勢から正當と判断される援助を相互に與へることゝならう

英は軍艦派遣せず
ロンドン【二二七】英國政府は皇軍の海南島占據に對しフランス政府と共同して對策の獨立に腐心してゐるが、チエンパル首相は十七日午前首相官邸にチャットフィールド國防調整相、ホア・ベリシヤ陸相、モリソンランカスター公領相等國防關係閣僚を招致して海南島問題につき意見の交換を遂げた、協議の内容は明かにされないが米國政府が海南島在住米國人の保護のため軍艦を派遣するに決定したのに對し英國もこれと共同歩調を探るべきか否かにつき検討した結果、海南島に英國人が殆んど在任してゐない事實に

鑑み軍艦の派遣は徒らに日本側を刺戟することになるとしてこれを取止めた模様である
香港への經濟的影響少
香港【二三】我が海南島の占領に依り當地の蒙つた影響は目下の所廣東攻略當時程明瞭でないが海南島海口が純軍事的目的から日本軍の手中に歸した以上香港から海口への連絡線は當然中止されることとなり同航路經營のデヤードマジンソン及びチャイナ・ナビゲーションの兩船會社は運輸中止に依る損害を受けることゝなつた、又これに依り從來香港に輸入されて居た家畜及び砂糖の輸入杜絶する爲め多少の値上りを見せられてゐるがこれとも廣東占領當時缺乏した野菜、食糧品、薪炭程のこともなく、從來海口との間に大なる取引も行はれてゐなかつたため經濟的にはさして損害は蒙らないものと見られる

英汽船海口寄港中止
上海【二二四】支那沿岸航路を營む英商怡和、太古兩洋行は海南島海口陥落に伴ひ兩社南支航路の海口寄港を停止することゝなつた、兩洋行は廣東陥落以來上海、香港、海口、北海、海防航路の重要性に鑑み多數船舶を配してゐるが海防回運航は従來通り行はれる

英下院海南島問題討議
ロンドン【二二二】英下院十三日の質問時間に於いて保守黨のワイドロー・ミル議員は海南島占領問題につき
日本政府は海南島の占領につき事前に英佛兩國政府にその意圖を通達したか又海南島占領の期間につき何等か通告

をなしてゐるか
と質問したが、これに對しパトラー外務次官は次の如く答辯した
質問の重要性に鑑み事前に通告してはしいと思ふ、海南島占領問題については英國政府は現にフランス政府と緊密な連絡を保つてゐる
ロンドン【二二五】英國下院十五日の質問時間は海南島問題を中心に英國極東權益の擁護論を蒸返したがその主なるものは次の通り
△ワイドロー・ミル議員(保守黨) 海南島占領につき日本政府は英佛兩國に對し事前にその旨を通告して来たか又占領期間につき何等か通告してゐるか
△パトラー外務次官 日本政府が英佛兩國政府に對し事前に占領の實意を通告して来た事實はない、尤も日本はその後海南島に對しては何等領土的野心無く同島占領も軍事的必要のある期間に限られてゐる旨を通告して来た
△ワイドロー・ミル議員 日本側がかくの如く言明してゐる以上假令英國が海南島に軍艦を派遣したり、軍隊を上陸せしめても日本側がこれに反對する理由は無いと思ふが、英國政府は現在の措置をとる意向はないか
△パトラー次官 この質問については豫め質問内容の通告をしてきたときたい

△シンクレア議員(自由黨) 英國政府は日本側の言分に満足して戦争繼續中は海南島の占領を默認する意向であるか
△パトラー次官 本問題については既に書面でお答へしてゐる
△ワイドロー・ミル議員 米國政府は既に海南島に軍艦を派遣したと言ふが

如何

△パトラー次官 お答へ致しかねる

△グラハム議員(保守黨) 英國政府は日本軍による海南島占領を出来るだけ速かに終結せしめ、もつて極東に於ける英佛兩國の領土並びに商權に對する脅威を除去するためフランス政府との間に何等か共同動作に出る意圖はないか

△パトラー次官 英佛兩國政府は南支那海に於ける兩國の共同權益を防衛するため最も適切な措置を講ずべく絶えず緊密な聯絡を保つてゐる

佛占領の性質に關心

佛 本軍の海南島占領に關し十一月一日駐日アンリ大使に對し日本政府に申入れを行ふやう訓令を行つたが、日本軍の海南島上陸が既成事實となつてゐる現在、フランス政府が最も重大關心を拂つてゐるのは日本軍の同島占領が果して作戰上の必要に基く一時的のものか否かといふ點で、右訓令に於ても日本軍の海南島占領の理由、性質及びその期間につき日本政府の説明を要求してゐる、更に右申入れに於ては日本は從來もフランスが支那事變に於て中立を堅持する限りフランスの支那に於ける權益を尊重するとの方針を示したが、斯る建前に従へばフランス側としては佛領印度支那を通ずる對蔣武器供給禁止は一九〇七年の日佛協約の趣旨が維持されてゐる場合に限るとの方針をとらざるを得ない旨強調してゐる模様である、向バロ政界消息の海南島占領問題に關する觀測を綜合すれば次の通り

一 日本は海南島占領とイタリヤの地中海

海マヨルカ島占領とは軍事的見地からその性質を同じうし兩島共に英佛に對し作戰上重大意義を有する關係上英佛兩國は勢ひ同様の共同態度に出でざるを得ない

一 英佛兩國は最近スペイン内亂に關する外交措置に於て成功を収めその結果イタリヤ義勇兵はカタロニア戰線に於て佛西國境に近接せず又フランコ軍がマドリッド攻略の曉イタリヤ義勇兵撤退の保障を得たのに氣をよよくして海南島問題に關しても同様の共同態度をとるものと見られる

一 フランスの對日申入れに對する日本政府の回答がフランスの期待通り作戰上の必要に基づく事變繼續中の暫定的なものである旨保障するならばフランスとしても差當りこれを不問に附し今後の展開を注視する

政治的目的に利用すべしと主張してゐるものと觀測しフランス政府もこれに對處するため英國始め關係各國と愈々提携を強化せねばならぬと見てゐる模様である

佛印防備強化計畫

△カムラン灣施設強化 パリ【二三】海南島の占領を機としてフランス朝野の印度支那に對する關心が急速に高まりつゝある折柄フランス政府は十三日本年度國防費中に印度支那國防強化費として三億フランを計上發表した、マンデル植民相は豫ねてより印度支那カムラン灣の軍事施設強化の意向を表明してゐたが日本軍の海南島占領によりその實施が促進されるに至つたものと仄聞する、カムラン灣は南支那海を制壓するに極めて有利な地位にあり三方山に圍まれて暴風を防ぎ且つ地層は花崗岩より成る爲め爆撃に耐え又河内、西貢鐵道に連絡する軍事上、商業上の理想港である、又カムラン灣北部には大きな潟を控へ水上飛行機の根據地にも使用し得べく斯くて同灣一帯の軍事施設改良が具體化すればフランスの極東基地としてシンガポール、比島と併せ重大なる地位を確保するに至るものと豫想されてゐる

一 海南島の占領は谷公使のアグレマン問題とは關係ないと思はれるがもし之が絡んでるとすればフランスは谷公使個人を問題とせず同公使の言明につきき聲明を求めてゐるだけであり海南島占領との間に因果關係があるべからざることを強調しよう

能性を豫想して佛領印度支那は沿岸地方に要塞を設け砲兵隊を配置するは勿論、これと同時に砲艦並に水上機の強力なる編隊を裝備しなければならぬ、同地は非常に隔遠の地にあるから、萬一の場合にもフランス本國が救援に赴くチャンスは先づあるまい、斯る見地から余が議會に提案した勸告は次の内容を含んでゐる

一 印度支那に於ける哨戒水上機大編隊の編成並に佛印の防衛には不可缺な潜水艇多數を含む艦隊の増強

一 トレーヌ、ハイフォン其他戰略上の重要地點にある現存砲臺の即時改善強化

佛外交委員會、三國動作要請

佛 日本軍の海南島占領はフランス朝野の視聽を集めてゐるが、フランス下院外交委員會は十五日海南島占領に對して探るべきフランス側の措置につき檢討を遂げた、席上ミストレル外交委員長は海南島占領の軍事上の重要性を指摘して次の如く述べた

海南島の地位は英米佛三國の勢力範圍に相接してをり、この際三國は宜しくその外交的措置に於て共同動作を探るべきである、更に海南島に關しては一九〇七年の清佛協約、一九〇七年の日佛協定が存在し同島占領問題は法律的にもこれを取り上げる餘地がある

次いでミストレル委員長は過般行はれた英佛兩國の對日申入れの經過をも説明したが右討論の後下院外交委員會はボンネ外相が海南島問題につきフランス政府の意向に至急下院に報告すべき旨の決議を採擧した、一方下院海軍委員會も海南島

問題に關聯してフランス海軍交通線の確保方法につき討議を行ひカンペンキ海相が下院に對して報告を行ふ様決議した

佛印政府對支國境制限撤廢か
河内【二三】十六日附のフランス・イン

ド・チャイナ紙はフランス政府が極めて近く對支國境を完全に開放輸送の凡ゆる制限を撤廢するに決した旨報じてゐる、同紙によれば右フランス政府の態度急變は最近パリで行はれた佛印からの運河の結果及び日本の海南島占據に對する報復的意味であると言はれるが當地消息通筋では尙半信半疑の態である

海防からのトラツク輸送活潑
河内【二三】海防からの蔣政權向けトラツク輸送は相續せず續けられ一月中に約七百臺が新に到着六百人の苦力が日夜荷揚げ作業を續けて居るが海南島占據に依り極度の不安を感じた輸送關係者は海南島の日本軍が次の行動に移らぬ中に爾來頗に馬力をかけ十五日だけで百臺近く輸送され其他の輸送も目下大童となつてゐる

佛軍艦の派遣考慮か
パリ【二八】フランス政府過般アンリー駐日大使を通じて海南島問題につき日本政府に對し申入れを行つたが、十八日アナス通信社が政界消息通の情報として報ずるところによればフランス政府は目下海南島に對するフランス軍艦派遣問題につき考慮を進めてゐると言はれる

▲政界軍艦派遣に反對 パリ【二八】フランス政府は目下海南島に對し軍艦の派遣を考慮中と傳へられるが英國側が消極態度をとつてゐるのでその實現に對して

はフランスの國內輿論にも相當異論があり、政府の態度は未だ決定に至らぬ、従つて軍艦派遣に決定するとしても精々極東艦隊中の一隻位を派遣するに止まり象徴的意義以外に何等効果なく結局不必要に日本を刺激するに過ぎないからフランス政界消息通は政府の軍艦派遣に對し聲を擧げて反對してゐる

米輿論冷嘲
ワシントン【二三】日本軍の海南島占領以來既に數日を經過してゐるに拘はらず米國政府當局は依然これに關して沈黙を保持し新聞の取扱ひ振りに占領の事實を報じたのみでニューヨークタイムズ紙の他これと言ふ特別の論説もなく一般に平靜である、又十三日のハル國務長官の記者團との定例会見の席上記者團より「海南島在住米人の生命及び利益保護の必要が在る海軍武官スタツプラー大佐を海南島に派遣するとの報道があるがその眞否如何」との質問があつたが、これに對しハル國務長官は

右に關しては未だ何等の報告に接しないが海南島には米國人としては數名の宣教師が在住するのみである

と語つたのみであつた、尙右海南島問題で英佛兩國が米國にとだけ働きかけてゐるが疑問であるがフランス側ではそのに武器を供給してゐない」と國務省にその旨傳へた事實はある、又英佛の策劃により今後米國の態度がどう動くかは注目を要するところであるが議會に於ける外交問題の討議以來國務省が一層慎重な態度を持してゐることは明らかであり民間輿論も今のところ依然冷靜である

香港【二三】香港碇泊中の米國驅逐艦ジョン・デイ・エドワード號(一、二〇〇噸)は十三日海口に向け出發した同艦派遣の目的は海口在住米人の權益状態調査の爲めと言はれ避難希望の米人を乗せて一兩日の後直ちに歸還の豫定である

▲在留米人保護に満足 海口【二三】米國軍艦エドワード號は香港に停泊中皇軍の海南島攻略を聞き海口、瓊山附近に在住する米國人の状況視察のため十四日午後六時海口灣に入港した、同艦艦長の驅逐艦司令スタツプラー大佐及びミルトンスマイル艦長は直ちに海口に上陸、在留米人と共に松平副領事を訪問「海南島に於ける日本軍占領地域在住の第三國人は總て日本軍によつて生命財産共に完全に保護されてゐる事實を實際に見て感謝に堪へない、この事は廣東に歸任したら米國總領事に詳細に報告し度い」旨述べた之に對して松平副領事は「日本軍の占領地域内に於ける第三國人の權益に關しては嚴重に保護するやう政府より訓令を受けてゐるから、今後とも特に障害の起らぬことを期待してゐる」と述べて會見を終つた、スタツプラー艦長は十五日午前更に陸海軍當局を訪問挨拶をなし廣東に歸還する筈である

三國海軍共同示威否定
ワシントン【二六】INS通信社パリ特電は十七日米國政府が英佛兩國に對して海南島問題につき三國海軍の共同示威を提唱したと報じてゐるが、右報道はワシントン政界では一笑に附されてゐる、ウエルズ米國務次官も十八日記者團との會

見で質問に先立ち共同海軍示威提唱説に言及して

米國政府は海南島問題で英佛に何等意思表示をしたことなく少くも米國の關する限り現在海南島問題では三國間に何等交渉は行はれてゐない、この點は特に力強く否定したい

と述べた、海南島占領は米國のグラム島防備問題に日本が刺激された結果ではないかと見る向もあり、これら説を纏つて多少批判的態度を採るものもあるが一般米國輿論は案外冷靜で對佛軍用糧輸出問題にからんで政府の對英佛援助行過ぎが攻撃的となつてゐる事情もあり政府筋は一層慎重な態度を持してゐる

獨滿腔の贊意
ベルリン【二二】日本軍の海南島占領に關しドイツ政界消息通は今回の日本軍の措置を以て過激の民主主義諸國の對日抗議に對する回答を意味するものとなし防共協定國の立場から歡迎して左の如く批評してゐる

日本軍今回の海南島占領は西歐の民主主義の脅迫行爲に對する日本の回答ともいふべきものである、同島占領により日本は列強の對將武器軍需品供給を更に阻止し得ることになり戦略的並に外交的の見地から重大意義を有するものと言へやう、この點海南島占領は日本の實力を示したもので滿腔の贊意を表するものである

外紙論調

對日強硬を戒む (英紙)
ロンドン【二六】十六日ロンドン・タイ

ムス紙は東京通信として大要次の如き論説を掲げ東亞新秩序の必然性と日本の斷乎たる決意に注意を向け之に對する列國の積極的攻勢を要望してゐる

日本の鎖國の歴史は國民性を反映するもので今や再び西洋に對抗し東亞に於て自己保全を圖らんとする民族的欲求の露頭を見つゝある、たゞ今回は孤立を求めず東亞の新秩序確立に依つて鎖國時代と同様の安全を確保せんとする外には無價値であり列國は對日輸出禁止を行ふまでもなく日本品に差別待遇を加られば之を窮地に陥れ得べく日本としてはこの故に東亞に經濟上の安住の地を設定する必要に迫られてゐる、

日本は東亞プロツクに依り英帝國及び米國と同様の經濟的安全の確保を圖り日本を盟主とする自給國家の大同盟を造らんと欲するもので、従つて領土賠償等を要求せぬが支那に永く駐兵し内蒙を特殊地域とする意向である、斯る大事業を短期間に強行するは史上未曾有のことである、尤も日本は専ら原料、市場の確保、蘇支同盟の阻止と現實の目的を追究し新政權に對し和平收拾を圖る方針で前途を悲觀せず列國の經濟壓迫に直面しても簡單に目的を放棄するとも思はれず、事變勃發以來比較的困難なく思過して來た爲もあり、ドイツの成功に幻惑されてゐる日本としては防共協定と海軍力とを武器として持久戦に臨む覚悟あるものと見受けられる、他方列國は對支貿易維持に専念するに止まらず支那の獨立を犠牲にして建設されんとしてゐる獨裁軍事帝

國を建設されんとしてゐる獨裁軍事帝

國を建設されんとしてゐる獨裁軍事帝

國出現を阻止せんとしてゐるから、友好的解決を見る爲には日本が新秩序を修正し支那の獨立保全を可能ならしめる必要がある、重光駐英大使が日本の需むるものは支那の友誼であると述べたのは眞實を語つたもので日本人は一般に支那征服の思想を嫌惡して居り、支那としても又極東を安定に導く解決に依り利する立場にある、列國は巧妙なる外交と共に強硬政策を必要とするが餘り露骨に經濟力を誇示する時は却つて逆効果を生ずべく寧ろ日本の立場に對する考慮こそ日本を穩健なる態度に誘導する所以であり、極東の秩序を案さずして日本の安全を達成せしむべき方法を検討すべきである、この際日本がその計畫と和平條件を明確にすることが急務で、親日政權の樹立、駐兵内蒙分離、門戸閉鎖等に基く新秩序では支那は日本の植民地と化する他はありまじ。

日本の餘力を強調 (英紙)

ロンドン【三】保守系デリー・テラグラフ紙は十六日の紙上にヘッデス氏署名の東京電報を掲げたが、ヘッデス氏は特に支那事變に對して日本が強硬な決意と國民の團結と經濟的餘力を以つて依然目的の貫徹に邁進してゐる事實を強調し次の如く論じてゐる

日本は勝利以外には和平の途はないと考へてゐるし、蔣介石も屈服しないであらうから日支間には當分和平の見込みはない、日本としては北京、南京等の新政府となら何時でも媾和を取決めることが出来るが之ではまるで自國を相手に和議を結ぶ様なものである、しか

のみならず日本軍の戦死傷者は既に夥しい數に上つてをり、日本の主張を貫徹せしめて和議を結ぶことは軍として不可能と言へよう、日本には革命勃發の如き可能性は全然なく、國民は戦ひを支持する爲に一種團結してゐることには變りなく國の爲には身命財産を喜んで犠牲に供してゐる、日本が經濟的に崩壞に瀕してゐると言ふ説も間違つてゐる、戦争に依る金準備の減少は免れないが日本の通貨は非常に健全でまだ大きな試験にも充分耐え得るだらう、インフレーションはあくとして信用、特に銀行信用のインフレーションに過ぎない、日本は戦争を全部自分でだけで賄つてゐるもので貸付の形では總一文も外國からの援助を仰いでゐない、軍の國民に對する把握は固きものあり、現在軍に對抗し得るものは皆無である、最近唱へられてゐる東亞の新秩序は必ずしも外國權益を全然排斥する譯ではなからうが、外國は日本のあてがふものを貰ふに過ぎないこととなる、日本は外國に向つて平等權を主張し特に原料の平等を求め、今や武力によつて之を獲得せんとしてゐる、媾和は日本の望むところであるが、それは日本の命令する媾和である

海南島占據論評

佛紙論調

▲十日 パリ【三】十日夕刊各紙はロイマ敬皇ビオ十一世の逝去とスペイン問題を大きく取扱つたが海南島作戦に關す

る種々の東京電報も掲載されパリ・ソワール級の如きは之を相當大きく扱ひ海南島が東京灣を扼してゐること、日本海軍當局が印度支那を侵す意志なき旨を聲明すること、日本が獨伊兩國に事前に通報しフランスには通報しなかつた模様であることを等要視してゐる、尤も論評は未だ一つも現れてゐない、又フルニエ通信はフランス官邊では海南島は支那領土で一九〇七年の日佛協約にも別段の規定がない故フランスとして日本の占領に反對する權利はないが、從來日本側が屢々與へた保障には反する譯だと思つてゐると報じた、なほ週刊ジュ・スイ・パルトウ紙はアグレマン問題はフランス外務當局の失態なりとて長文の攻撃を加へた

佛紙論調

▲十日

▲十日 パリ【三】十一日のフランス各紙は海南島問題を重視し種々論評を掲げてゐるが就れも日本軍の同島占領が英米佛三國の極東に於ける地位に脅威を與へることを特筆してゐる、英佛兩國は提携していづれ對日申入れに出るであらうと見てゐるが他には特別背景に値する意見は見當らない、昨日駐佛フイツプン英國大使とボンネ佛外相との會談につきマタン紙は「早くも海南島問題検討する」と報じてゐるが一般はスペイン問題の急轉回を備へてその對策協議と見る向が多い、フランスが今後對日交渉を行ふ上の條約上の根據については餘り有力意見がないがジュルナル紙は

してゐる、更にプチ・ジュルナル紙はワシントン條約の領土保全條項を蒸し返してをりその他各紙とも日本が事前に獨伊兩國に通告しなかつたのは重大であると思つてをり、フランスのミノルカ島占據と同時期なるを結びつけ防共獨軸國のやり口として特別意義を附してゐる

▲十一日 パリ【三】十一日のフランス各紙はローマ法皇ビオ十一世逝去の記事輔駁にも拘らず海南島問題も相當大きく扱ひ、論評を加へたものは朝刊十四、夕刊三を數へ、何れも同島が印度支那の交通や防禦に重大關係あるを指摘し條約關係については日佛協約違反呼ばはりしてゐるもの五紙程あるが、マタン、ジュルナル、プチ・ジュルナル各紙はフランスは條約上では反對する根據なしとしてゐる、主要紙の論調左の通り

△タン紙 作戰の必要上一時的占領ならは條約違反とはならぬ

△ウーヴル紙 フランスが條約上抗議する根據は薄弱である

又占領目的については支那と外界との聯絡遮断のためといふに大體一致して居るが左の各紙の見解が有力である

△ジュルナル紙 同島占領は雲南鐵道等の機警準備である

△タン紙 日本が南支で大規模な作戦を始めためである

その他の新聞で將來交渉の際の交換物をとつて置かためと米樞東に於ける英佛の實力をためす爲とか、アグレマン問題も無關係でないとか説くものあり正に諸説紛々たる有様である、又マタン紙並プチ・ジュルナル紙は「海南島の占領が永続

的か否かが重要な點だ」と指摘し、フランスの取るべき措置についてはジュルナル、ウーヴル、エボック、デバ、ボビニール紙等が如何ともなし難かるべきも今後益々警戒を要すといひ、プチ・ブル紙は海南島はもはや救へぬが原因は印度支那政廳が中央の命に服せず對蔣援助をした爲とも見られるから今後更に恐るべき軍艦を招かぬやうにし佛印政廳の態度を改めさせる必要があるといつてゐる

又

△ニューマニテ紙 ミノルカ島問題と同じく政府は何もせぬだらう

△リベルテ紙 日本當局は印度支那を犯さずと言明してゐるが例の如く當てはならぬ

更に英國との連絡については多數新聞が英國の利益にも重大關係あることを指摘し、昨年六月末のバトラー英外務次官の議會に於ける言明に言及して英佛兩國は共同して外交措置をとるだらうと推測してゐる、プチ・ジュルナル紙は米國とも協力すべきだと述べ又多くの新聞殊に左翼紙は擧げて日獨伊三國が東西相呼應して防共樞軸を活用させてゐると論じてゐる

▲十一日 有力紙タン紙は社説を掲げ海南島占領が永久的性質を帯びるに於ては海南島に關する國際條約に抵触するものである旨次の如く論じてゐる

日本軍の海南島占領は暫定的なものであらうか、それとも永久的なものであらうか、今回の海南島占領が支那側の頑強な抵抗を粉砕する意圖に出たことは疑問の余地がない、海南島に關して

締結された條約は、一八九七年の清佛兩國間の海南島不割讓に關する交換公文、一、一九〇七年の日佛協約の二つがある、海南島占領に關する日本側の主張はフランスを納得せしめるに足らず、印度支那の現状維持を確約した日佛協約の原則に牴觸するものと思はれる、この際日本政府が英佛兩國大使に對し日本は海南島迄占領する意思なき旨を數回に亘つて確言したことを想起したい、尤も若し海南島占領が暫定的性質のものであれば海南島に關する前記二條約に違反するものではないかも知れないが海南島占領が永久的性質を帯びる時はそこに問題が起つて来る事實フランスが放棄するのを欲しない權益の存在する地方に日本軍が施設を構築することにでもなればフランスにとり重大な脅威とならう、この點は英佛兩國が支那事變及び極東の一般情勢の進展につれて英佛兩國の態度を決定するためにも速かに明かにされねばならぬ

▲十二日 パリ【二三】日本軍の海南島攻略はバリ言論界に多大の反響を呼んでゐるがバリ各紙は十一日に引續き十二日の朝刊紙上に海南島占領問題を取上げて依然として區々たる論評を加へてゐる、主要論調左の通り
▲エウセルシオール紙(報道紙) 日本軍の海南島占領は日支戦局に直接の效果はない、今回の占領目的についてはスペインに於けるフランコ軍の勝利を期して獨逸の歐洲に於ける政策を支持する以外は想像出来ぬ

▲フティ・パリジャン紙(報道紙) 日本軍今回の軍行動は國際的な重大意義を有し防共樞軸の決定的一試練を構成するものだ、フランスは宜しく一八九七年、一九〇七年の兩條約及び同趣旨の日本政府口約の破棄等に關し日本の聲明を求めざる可きだ
▲ウィウル紙(急社系) 日本は從來歐洲政局の危機を利用しては自己の計畫實現に成功して来たが今回はそうは巧く行かないだらう、長期に亘る海南島占領は明白にフランスに對して非友誼的行爲であり、フランスも今後は日本に對し非友誼的たらざるを得ないだらう
▲レニブリック紙(急社黨機關) 日本軍の海南島占領は英佛兩國がミノルカ島のフランコ軍による占領を延期させる爲め行つて来た策謀に對抗して獨逸兩國が日本を唆かしたものだとの論をなすものであるが、海南島の占領が實際上の利益を持たない事實に鑑しても一顧肯定されよう

▲十三日 パリ【二三】日本軍の海南島占領に關し十三日のフランス各紙は東京重慶、ロンドン等各地からの電報を掲載してゐるが論評を加へてゐるものは少い主なる論調左の通り
▲アクション・フランセーズ紙(デルベック氏署名) 國民新聞が日佛兩國間の國交が正規でない以上一九〇七年の日佛協約を死文化したと言つてゐるのは谷公儀のアグレマン拒絶を拒すものであらう
▲週刊ジュ・ヌイ・パルトウ紙(シヤポニカス氏署名) 現に東京にはフランス大使が駐刺しバリにも日本代理大使がある以上日佛國交が正規でないといふのは了解に苦しむ、日本は防共協定参加以來條約を反古同然に見なす獨逸のやり口に仲間入りをし獨逸と相呼應して英佛の隙を窺つてゐるのである
▲リベルテ紙(ジャック・ドリオ氏署名) フランスもすべからず雲南鐵道の支那國內の部分軍軍占領すべし
▲十四日 パリ【二三】十四日のパリ各紙は十三日の有田外相とアンリ駐日佛大使との會談に關する東京發アヴァス電を掲載してゐるが、見出しには「有田外相は領土の意圖なき旨を言明」といふ主旨のもの多く又及び方は小さく論評も殆んど見當らない、又十三日アヴァス通信は佛官邊は日本新聞に掲載されたフランス人飛行士四十九名が支那援助の爲三組に分れて支那に赴きつゝありとの報道は全く事實無根であると聲明した日報も、數紙がこれを掲載した、なほジュルナル・アンド・ストリエル紙は十四日から同紙特派員の東京通信を掲載し始めたがこれは日支事變に對する全日本國民の決意の極めて固いことを述べたものである
▲十五日 パリ【二三】海南島占領に關する我が對佛回答に對するフランス政府の態度につき十五日バリ各紙は夫々次の如く論じてゐる
▲ポピュレール紙(社會黨機關紙) 十四日フランス閣議のコミニケが閣議の席上行はれた海南島問題に關する重大な意見の交換に言及してゐないことは遺憾である、閣議ではマンデー植民相が日本の行動に依つて惹き起された事態の重大性に對し政府の注意を喚起したと言はれるではないか、ボンネ外相はこの問題に就いて他の關係全部と

意見が一致しては居るまい
▲ユマニテ紙(共產黨機關紙) ボンネ外相は海南島に關する有田外相の聲明に満足である旨を表明するかも知れずその同僚に向つては日本は領土の野心はないとの日本の聲明に立脚して説明するであらうが既に日本の新聞は日本の眞意が奈邊にあるかを明かにしてゐるではないか
▲アントランシジャン紙(中央系) 印支那に對する日本の野心は差違つた問題ではない、海南島占領は獨逸兩國と非謀してなされたものらしいが日本が印度支那を祖ふとしてもそれは必ずと先のことで今の處日本には他に爲すべきことが多くあるからこの際フランスの輿論をしてフランスだけが祖はれてゐるかの如く思ひ込ませることは他のものつと直接に脅威を受けてゐる諸國の爲に働くことになるから注意すべきである
▲十六日 パリ【二三】フランス下院外交委員會は十五日開會、ミストレル委員長の海南島問題に關する説明を聽取した後各委員の間に相當長い意見の交換が行はれた結果成るべく近い將來にボンネ外相から同問題に關する説明を聞くことに決したがこれに關し各紙は十六日次の如く述べてゐる
▲ユマニテ紙(共產黨機關紙) 下院外交委員會の席上社會黨のグルンパツハ氏は日本の進出の危険を強調し共產黨ベリ氏は海南島占領がミノルカ島占領に引續いて行はれたことを指摘した後フランスは印度支那經由武器輸送を止めれば海南島を占領されぬと誤信して支

那を裏切つたがまんまと日本に欺かれたのだから今後は須らく支那に武器を送り印度支那から日本への輸出を止めべきだと主張して政府の屈服政策を攻撃した、同共產黨のグルニエール氏は支那を最も助けたのはソヴェト聯邦で日本の抗議に對するリトヴィノフ外務人民委員の斷乎たる態度を見做すべきであると述べ前外相デルボス氏はフランスの祖ふべき政策は佛米英ソを一致せしめるにありと説いた後海南島が占領された今日支那向武器輸送問題は考慮し直されねばならぬと述べた
▲タン紙其他によれば同日の委員會では右翼諸派の考も發言した模様で又ミストレル委員長は海南島は英佛米の勢力の交又するところであるから必置の場合には三國一致した外交行動を考慮するのが適當と思はれる旨を述べた模様である
なほ之に對する論評も幾つかあるが主なるもの次の通り
▲オールド紙 全體主義樞軸の一國が海南島を占領して印度支那の安全さへ脅かすに至つた爲下院外交委員會や海軍委員會は大なる關心を示してゐるがこの際英米佛が同一歩調で行動する以外には途がない、但し何時如何に行動し得るかは問題で又もや民主主義國の立場入りに入る惧れがある
▲アントランシジャン紙 海南島占領は將來英國が逆襲し來るべきに備へたものでフランスを目前にしたものではあるまい、支那にある租界の如きもどの途廢止されるだらう
▲フチ・ブル紙 海南島占領は極東のみ

ふのは了解に苦しむ、日本は防共協定参加以來條約を反古同然に見なす獨逸のやり口に仲間入りをし獨逸と相呼應して英佛の隙を窺つてゐるのである
▲リベルテ紙(ジャック・ドリオ氏署名) フランスもすべからず雲南鐵道の支那國內の部分軍軍占領すべし
▲十四日 パリ【二三】十四日のパリ各紙は十三日の有田外相とアンリ駐日佛大使との會談に關する東京發アヴァス電を掲載してゐるが、見出しには「有田外相は領土の意圖なき旨を言明」といふ主旨のもの多く又及び方は小さく論評も殆んど見當らない、又十三日アヴァス通信は佛官邊は日本新聞に掲載されたフランス人飛行士四十九名が支那援助の爲三組に分れて支那に赴きつゝありとの報道は全く事實無根であると聲明した日報も、數紙がこれを掲載した、なほジュルナル・アンド・ストリエル紙は十四日から同紙特派員の東京通信を掲載し始めたがこれは日支事變に對する全日本國民の決意の極めて固いことを述べたものである
▲十五日 パリ【二三】海南島占領に關する我が對佛回答に對するフランス政府の態度につき十五日バリ各紙は夫々次の如く論じてゐる
▲ポピュレール紙(社會黨機關紙) 十四日フランス閣議のコミニケが閣議の席上行はれた海南島問題に關する重大な意見の交換に言及してゐないことは遺憾である、閣議ではマンデー植民相が日本の行動に依つて惹き起された事態の重大性に對し政府の注意を喚起したと言はれるではないか、ボンネ外相はこの問題に就いて他の關係全部と

意見が一致しては居るまい
▲ユマニテ紙(共產黨機關紙) ボンネ外相は海南島に關する有田外相の聲明に満足である旨を表明するかも知れずその同僚に向つては日本は領土の野心はないとの日本の聲明に立脚して説明するであらうが既に日本の新聞は日本の眞意が奈邊にあるかを明かにしてゐるではないか
▲アントランシジャン紙(中央系) 印支那に對する日本の野心は差違つた問題ではない、海南島占領は獨逸兩國と非謀してなされたものらしいが日本が印度支那を祖ふとしてもそれは必ずと先のことで今の處日本には他に爲すべきことが多くあるからこの際フランスの輿論をしてフランスだけが祖はれてゐるかの如く思ひ込ませることは他のものつと直接に脅威を受けてゐる諸國の爲に働くことになるから注意すべきである
▲十六日 パリ【二三】フランス下院外交委員會は十五日開會、ミストレル委員長の海南島問題に關する説明を聽取した後各委員の間に相當長い意見の交換が行はれた結果成るべく近い將來にボンネ外相から同問題に關する説明を聞くことに決したがこれに關し各紙は十六日次の如く述べてゐる
▲ユマニテ紙(共產黨機關紙) 下院外交委員會の席上社會黨のグルンパツハ氏は日本の進出の危険を強調し共產黨ベリ氏は海南島占領がミノルカ島占領に引續いて行はれたことを指摘した後フランスは印度支那經由武器輸送を止めれば海南島を占領されぬと誤信して支

那を裏切つたがまんまと日本に欺かれたのだから今後は須らく支那に武器を送り印度支那から日本への輸出を止めべきだと主張して政府の屈服政策を攻撃した、同共產黨のグルニエール氏は支那を最も助けたのはソヴェト聯邦で日本の抗議に對するリトヴィノフ外務人民委員の斷乎たる態度を見做すべきであると述べ前外相デルボス氏はフランスの祖ふべき政策は佛米英ソを一一致せしめるにありと説いた後海南島が占領された今日支那向武器輸送問題は考慮し直されねばならぬと述べた
▲タン紙其他によれば同日の委員會では右翼諸派の考も發言した模様で又ミストレル委員長は海南島は英佛米の勢力の交又するところであるから必置の場合には三國一致した外交行動を考慮するのが適當と思はれる旨を述べた模様である
なほ之に對する論評も幾つかあるが主なるもの次の通り
▲オールド紙 全體主義樞軸の一國が海南島を占領して印度支那の安全さへ脅かすに至つた爲下院外交委員會や海軍委員會は大なる關心を示してゐるがこの際英米佛が同一歩調で行動する以外には途がない、但し何時如何に行動し得るかは問題で又もや民主主義國の立場入りに入る惧れがある
▲アントランシジャン紙 海南島占領は將來英國が逆襲し來るべきに備へたものでフランスを目前にしたものではあるまい、支那にある租界の如きもどの途廢止されるだらう
▲フチ・ブル紙 海南島占領は極東のみ

ならず全世界のフランス植民地の終末を告げる弔鐘となることなきやを懼れる

▲十七日 パリ【二七】海南島問題は十七日も引續きパリ新聞紙上に取上げられたがその主なものは次の通り

△フイガロ紙はロミニエ氏署名の社説に於て、海南島占領は獨伊のみには事前の通知があつて行はれたものである、日佛間には現在谷大使アグレマン問題に關する小さな懸察以外には懸關係なく日本の新聞も印度支那に對する野心には何等觸れておらず海南島占領に依つて脅かされるのはフランスよりも寧ろ英米である

と論じてゐる、プチ・ジュルナル紙は四段抜き見出し地圖入記事で海南島問題の重要性を強調してゐる、又レブブリーク紙上ではフランス太平洋問題調査會主席ロゼルオリ氏が

米國の輿論は國內及び歐洲問題に熱心で東洋問題には大して關心を持つてゐると述べてゐる
▲佛印紙十一日 河内【二二】我が海南島占領に關し當地佛語、土語各紙刊刊は豫想外に地球に取致ひ多くは東京電報による事實の報道にとゞめ殆んど批判を爲さず外交關係については巴里政界筋の消息電をあげて「日本が再三の保障を裏切つてこの擧に出でたものだ」としてゐるに過ぎないが僅にツオロンテ・アンド・シーアーズのみが社説に於て最近の日獨伊の態度を非難し大要「海南島の戰略的位置は英佛は勿論、各民主國家、米國の權益とも關係がある、これが日本に對す

る民主主義國際陣營の新態度のきつかけとなる事を希望する」として直接には何等の關係もない英米を擁護し出して列國の對日態度硬化に望みをかけてゐる

▲同十三、四日 河内【二四】十四日の當地各紙は我が軍の海南島占領に對する英、佛の説明要求及び之に對する我が方の回答を大々的に報じてゐるが、ボロンテ・アド・シーアーズは社説に於て右回答を攻撃し「有田外相は何等領土の野心なしと言ふもその野心は以前から明瞭である」とし蔣介石の言を引用「日本は英佛が豫め同島を占領しておかなかつた意圖を利用したものだ」と暴論を吐き相變らず極端な反日的氣勢を煽つてをり、スペイン事件は中立が無効であつたためであるとして積極的對露援助を力説してゐる

十三日のハノイ・ソアールは「日本の海南島占領は歐洲に於ける獨、伊の側面援助である」として強力な英、米、佛の共同戦線の結成を激越な調子で要求してゐる
▲同十四日 河内【二五】こゝ一兩日佛印各紙は海南島占領の驚愕から漸く我に選つた形で、思ひ／＼の論陣を展開し始めてゐるが、今日まで比較的穩健な態度を持續して來たカトリック機關紙アブニール・ド・トンカン紙は十四日社説で大要左の如く海南島占領に關し悲觀的な論調を掲げ注目を感じた

海南島の占領はあらゆる保障にも拘らず長期に亘るであらう、吾人は茲に再び既成事實の前に屈伏し、外務省の説明に満足する外はないのだ、吾人は英國によつて強制されたこの露露政策を忍ばねばならぬ、一年前に吾人自身の手で海南島を占領してゐたならば今更東京でかゝる慘めな奔走をしないで済んだのだ、最早や英佛にとつては力以外の理屈のない今日再武裝以外に術はないのだ

英紙論調

▲十三、四日 ロンドン【三二】英國紙の注意が歐洲情勢に集中されてゐる折柄日本軍海南島占領に關し社説を掲載した新聞は至つて少く十四日までのところ左の三紙に過ぎない、論調上の通り
△ヨークシャー・ポスト紙 日本は海南島占領に依り支那全海岸を支配するに至り更に南支に於いて攻撃の態勢を整へて、早急露政權打倒を企圖してゐるが、太平洋に於ける米國權益に對する脅威である

△テレグラフ紙 佛印經由武器が繼續されたため日本が今回の海南島占領の舉に出たものとも考へられるが、日本側に武器輸送を禁止し、又は同島を占領する法律上の根拠はなく、且つ若し日本が永久占領を考へるとすれば米國も憂如たり得ぬだらう

△マンチェスター・ガーディアン紙 何にも今日日本が海南島を占領しなくてはならぬ理由はないから、右占領は獨伊兩國と相談の上イタリアのミノルカ占領と時を同じくして行はれたものか又はグラム島防備強化に關する米國大統領の提案に對する返報であらう
▲上海英國系紙十一日 上海【三二】我が海南島占領に關し十一日のノース・チヤイナデーリー・ニュースは社説に於て左の如く論じ、當地英國側の見解を明らかにしてゐる
日本の海南島上陸は日支事變に伴ふ國

際關係を更に著しく複雑多岐ならしめる、海南島は東京灣に於ける軍事上の重要地點であり、且又この島がフランスに組せざる何れかの列強の手に陥ると言ふことはフランスにとつて常に心配の種であつた、それ故今回の事變發生以來フランスは常に日本が今回の如き擧に出ることを氣にしてゐた、尙一九〇七年の支那領土保全に關する日佛條約につきフランス政府は日本が今回の擧によつて直接同條約を破棄したものと看做すであらう、日本政府の發言人は現在の情勢は一九〇七年のそれとは異り又海南島は軍事據點として使用されてゐたと説明してゐるが、斯かる説明は既に聞き飽きてゐる、日本政府が條約破棄の辯解に常に情勢の變化といふことを拵げることが認められて來たが斯くの如き辯解が日本のために用ひられる場合は其議論を容認することは拒否してゐるのである

▲濠洲紙十三日 シドニー【三三】濠洲に於ける日本軍の海南島占領の報道はその第一報がローマ法皇の逝去とフランコ軍のミノルカ島占領の報道と前後した爲之等に押されて小さく扱はれてゐたが十三日に至り始めてシドニー・モーニング・ヘラルド紙はその社説に於て

この占領は日本の太平洋制覇の端緒であり香港とシンガポールを去勢するものである
と論じてゐる、又デーリー・テレグラフ紙のロンドン電は
日本軍の海南島占領は濠洲の國防に脅威を與へるものである
と報じてゐる

米紙論調

▲十一日 ニューヨーク【三四】ニューヨーク・タイムス紙は十一日の紙上に「海南島占領さる」と題する社説を掲げ日本軍の海南島占領は米國にとつても對岸の火災視すべき事件ではなく比島に對し重大脅威を與へるものと爲して左の如く述べてゐる

日本軍の海南島占領は米國が比島に關聯を有する限り米國に取ても決して輕視すべからざる重大事件で我々は日本の海南島占領を以て次の如く解釋する
一 日本は從來歐米民主主義諸國の輿論を無視して來たが海南島占領により右事實は益々明瞭となつた
一 海南島占領は日本政府の説明する軍事的必要とか蔣政權屈服の手段たる以外に日本は更に遠大な意圖を包藏してゐることを示すものである
一 更に海南島占領は歐洲に於ける獨伊ファッショ國の活動と支那事變の進展との間には一脈の關聯あることを暗示してゐる

ニューヨーク【三四】米フイラデルフィア・パブリック・レッチャー紙は十一日の紙上日本は海南島占領と題する社説を掲げ左の如く論じてゐる
日本の海南島占領が多分に國際紛争誘發の懼れがあることは確實だが歐洲現在の政治情勢から判斷して實際問題として英佛兩國對日本の外交危機を惹起するとは思へぬ、即ち日本の海南島占領を以て日本側の釋明通り「軍事上已むを得ざる措置」なりと認めたとのパリ情報に如上の判斷を裏書するものである

新支那建設

興亞院

興亞院連絡部設置

【三】興亞院では現地連絡機關として三月一日より開設の予定を以て、北京、上海、天津、厚和、厦門の五ヶ所に連絡部を、又開封、彰德、太原、南京、漢口その他の要地に漸次連絡部出張所を設置することに決定、經費として約二十萬圓を明年度豫算に計上、近く議會に提出することとなつたが初代連絡部長は作戰方面との關係上陸海軍より任命される等北京は喜多誠一陸軍少將、厚和は酒井隆陸軍少將、上海は野村直邦海軍中將が夫々連絡部長に就任することに略々確定を見てゐる、なほ柳川興亞院總務長官は連絡部の開設を機會に議會終了を待ち四月上旬現地視察のため渡支する

▲興亞院北京連絡部機構 北京【三】興亞院北京連絡部設置に關しては既に軍部當局の意向も中央に廣し準備が進められてゐる、連絡部の開設は現地各機關との連絡協調及び各政府顧問の建言、技術等をも當然考究されつゝあり諸般の政治經濟、文化諸機構は茲に一應二的に整備強化されるものとして注目されてゐる、即ち連絡部長官には喜多少將が内定、その機構も現地としては連絡部官制に準ずる限度内に於て最大限に北支の特殊性を織り込む事を希望し分課も政務、經濟、文化の三分野の中經濟は二乃至三分轉各局長には勅任官を要求し務務局長には

武官をもつて連絡部長をして兼任せしめ經濟、文化各局長は將佐官級をもつて充當する事を望んでゐる、當然問題となるのは北支顧問として臨時政府側と接觸してゐる日華經濟協議會副會長平生夙三郎氏、行政顧問湯澤三千男、法制顧問大達茂雄氏等と連絡部との關係で、當局側としてはこの際顧問制度を確立強化すべく大體次の如き意見に一致を見てゐる模様である

北支情勢

鐵道沿線等に高稈作物禁止

北京【三】北支の現下の情勢に鑑み鐵道沿線及び左記の個所に高稈作物(高粱又は丈五尺以上の作物)植栽を禁止することとなり十三日その旨各地に示達された

- 一 鐵道の兩側各五百米
- 一 重要道路兩側各三百米
- 一 飛行場の周圍三百米
- 一 縣城及び重要部落その他特に重要建築物の周圍三百米

冀縣に治安維持會成立

寧晉【三】冀中の中心地として鹿鐘驛一派活動の根據地であつた冀縣は去る十日我が海野、赤城兩部隊の奇襲によつて脆くも陥落したが、早くも皇軍の溫い庇護の下に長い共產軍の壓迫から解放され住民は復讐にとりかゝり、去る十一日治安維持會が成立、その發會式が進行された

天津民團團債發行

天津【三】事變以來増加に増加を重ねてゐる天津居留民は今や四萬に垂んとしてその子弟の教育問題に就き天津居留民團當局では對策を練つた結果、小學校二校増設、中學校新設青年學校擴張、高等小學校の復活等を決定したが、これら各學校の校舍及び中學校の寄宿舎建築費等

に充當するため、十四、十五、十六の三ヶ年度に亘り、二百五十萬圓の團債發行に方針を決定し取敢へず十四年度分として百萬圓乃至二百二十萬圓の團債を發行することにになり、且下關係方面と折衝中である、新團債は利率年五分、五ヶ年償還十五ヶ年間に年賦償還の豫定である

修正國籍法公布

修正國籍法公布

北京【三】臨時政府では滿蒙來諸法規の改善に努めつゝあつたが、就中行政の基本法規たる國籍法については民國十八年二月國民政府の制定せるまゝにして新中國の新事態に適合せぬ章があるの爲でこれが修正整備を急ぎつゝあつたところ十四日修正國籍法五章廿條を公布、即日施行した

春耕貸款補助金支出

北京【三】臨時政府當局では皇軍の治安、宣撫諸工作と表裏して聯銀券の普及物資配給農村対策等諸般の工作を進め中國聯銀の春耕資金貸款三百萬圓(河北省百五十萬圓、山東省九十萬圓、山西省四十萬圓、河南省廿萬圓)も既に新民會、河北棉產改進會、縣公署等を通じて貸附けを開始しつゝあるがこの程新に春耕貸款補助金五十萬圓を支出別に皇軍の手を通じ五十萬圓を維民救濟費として支出することに決定した、右春耕借款補助金は中國聯銀の春耕貸款餘額諸機關取扱諸經費に充當せしめ春耕貸款の圓滑な運轉を期せしめんとするものである

滿支間に勞動協約

北京【三】東亞新秩序の建設に邁進する滿支經濟提携の進捗に伴ひ滿支勞働力の合理的調整が緊要化するに至つたので滿洲國並に臨時政府兩當局では種々協議

に充當するため、十四、十五、十六の三ヶ年度に亘り、二百五十萬圓の團債發行に方針を決定し取敢へず十四年度分として百萬圓乃至二百二十萬圓の團債を發行することにになり、且下關係方面と折衝中である、新團債は利率年五分、五ヶ年償還十五ヶ年間に年賦償還の豫定である

北京臨時政府

舊法幣建による契約禁止令

北京【三】北支の通貨統一工作は來る三月十日の舊法幣流通禁止により愈々本格的軌道に乗り聯銀券一色化を呈現することとなつたが臨時政府ではこれが事前工作として舊法幣建による新規約を一齊禁止すると共に現在の舊法幣建による貸借契約並に預金契約を總て聯銀券建に改めしむることに決定、十一日左の如き政府命令、布告並に財政部訓令を十日附を以て公布した

舊通貨建による契約を禁止する政府命令

第一條 舊通貨建を以てする新規契約はすべてこれを禁止す

第二條 舊通貨建を以てする現存の貸借契約及び預金契約等は均しく直ちにこ

れを國幣建に改むべし

第三條 舊通貨建を以てする現存の契約にして中華民國廿八年二月十九日迄に國幣建に改められるものは同年二月廿日に於て六割の率を以つて國幣建に改められたるものと見做す

舊法幣建による契約禁止令

舊法幣建による契約禁止令

北京【三】北支の通貨統一工作は來る三月十日の舊法幣流通禁止により愈々本格的軌道に乗り聯銀券一色化を呈現することとなつたが臨時政府ではこれが事前工作として舊法幣建による新規約を一齊禁止すると共に現在の舊法幣建による貸借契約並に預金契約を總て聯銀券建に改めしむることに決定、十一日左の如き政府命令、布告並に財政部訓令を十日附を以て公布した

舊通貨建による契約を禁止する政府命令

第一條 舊通貨建を以てする新規契約はすべてこれを禁止す

第二條 舊通貨建を以てする現存の貸借契約及び預金契約等は均しく直ちにこ

れを國幣建に改むべし

第三條 舊通貨建を以てする現存の契約にして中華民國廿八年二月十九日迄に國幣建に改められるものは同年二月廿日に於て六割の率を以つて國幣建に改められたるものと見做す

中支情勢

を行つた結果この遼東、山西各省に労働協會を設立、滿洲労働協會内部と緊密なる聯絡を取り北支労働力の培養並に滿支間の調整に積極的の乗り出す事に決定した、即ち従来の河北、山東各省より滿洲國方面に供給する労働力は毎年五十萬乃至百萬の多數に達してゐたが滿洲經濟計畫の強化は一層労働力の需要を増大する傾向にあり、一面北支側に於ても開發計畫の進行と共に労働力の需要増加を招來し、これを放置するに於ては開發計畫にも影響少くないため愈々労働力の合理的調整を行ふことゝなつたものでその滿支協約要綱は次の如くである

一 中國労働者の滿支に關する合理的配分協定その他滿支間の労働に關する連絡協力のため臨時滿洲國臨時政府間に連絡會議を開催するも當分の間開催地は北支とす

一 臨時政府側は皇軍の援助を仰ぎ河北省天津、山東省濟南、山西省太原に北支労働協會を設立右各地の労働協會には滿洲労働協會内部を參加せしめ密接なる聯絡をせしむ

一 北支に於ける労働者の募集員は北支労働協會の指定するものに限る、滿洲労働協會の指定した國外労働者募集員は北支各地労働協會に於て指定するものとす

山西省を七道に分つ

太原【二三】山西省公署では過般の省政會議で省内を七道に分劃運城に河東道公署を設置することに決定した、初代河東道々尹には王發署が任命された

山田崇高指揮官難民救済金奇贈

南京【二八】山田中支方面最高指揮官は陰曆歲末に際し困窮難民に對し救済資金の一部として金五萬六千元を十八日南京督辦公署の手を通じて奇贈した

九江治安維持會發會式舉行

九江【三〇】豫て結成を急いで居た九江治安維持會の發會式は十九日午前十一時より九江縣政府に於て千田部長、稻葉特務機關長を始め日支要人九江市民等多數列席の下に舉行、式後祝賀演藝會、祝賀行進等盛大に行はれ九江市内は大賑ひを呈した、尙同會會長には元皇子縣々長吳應璋氏が就任した

武漢三鎮新政權樹立促進大會

漢口【三〇】武漢三鎮では舊曆正月の二日にあたる廿日午前十一時より十萬の支那大衆が反共倒蔣と東亞の新秩序確立、武漢新政權樹立促進の民衆救國大會を舉行し更に三鎮の目貫き通りを遊行し新中國建設の氣勢をあげた、即ち漢口では同時刻、新市場内劇場にて何佩琴氏を會長とする救國大會を開催し會する者約二萬新生の意氣に燃えた青年や女性も多く參加、會場正面の大五色旗に三拜の禮を行ひ、會長起つて反共倒蔣の宣言を發表すれば會衆之に和して新中國の建設を誓ふ斯くて萬歳を三唱した後午後一時から宣言文をしたゝめた横幕を先頭に五色の小旗を打振つて中山路から市内大通りをデモ行進し、途中反共倒蔣、武漢新政府樹

立促進等の傳單を撒き沿道の民衆も亦之に歡呼の聲を送つた、武昌では民衆劇場に於て、漢陽では舊縣政府にて同時に救國大會を開催して三鎮相呼應して氣勢を擡げた、この日參集せる民衆は約十萬に上り何れも五色旗を掲げ街頭には色刷りの傳單が貼られ又標語幕が掲げられるなど大いに景氣を添へた

上海テロ事件深刻

上海テロ取締に工部局側發表

上海【二三】最近上海に頻發するテロ事件に鑑み三浦上海總領事は上海外國租界工部局に對しその取締強化方を申入れしたが、これに對しフランクリン工部局參事會議長は去る十日三浦總領事と會見、工部局の見解を通告し工部局は十二日夜同交渉の經過を各新聞に發表したが、これによればフランクリン議長は公然越界築路に隣接する上海西部地区に犯罪者の巢窟がありこれを日本側が取締らね限りテロ行為の絶滅は期し難いとの奇怪な言説をなし自己の罪を棚にあげ顧みて他をいふの態度に出でゐる、同會見で行つたフランクリン議長の言明として工部局の發表した大要左の如くである

工部局は日本側の指摘された如き最近に於けるテロ事件の頻發を遺憾とするものであるが、これに對し工部局警察の取締には遺憾な點はない、工部局としては建設的御意見があればこれを承るに吝かでないが工部局警察は一切の實際的手段をとつてゐると思考するものである、この際強調しておきたいことは日本當局が更に工部局と協力し越

界築路の隣接地域が犯罪の巢窟となつてゐると思惟するを以てこれらの清掃に努力するに非れば工部局としてはテロ行為を満足に取締る事は不可能なことである

我が大使館側反駁

上海【二四】帝國大使館スポークスマンは十三日の外人記者團との會見に於て去る二月十日三浦上海總領事よりフランクリン工部局參事會議長宛申入れた共同租界内に於けるテロ事件頻發に對する取締要求に關する十二日工部局側發表に就き次の如き反駁の談話を發表した

本問題に關し三浦總領事の提出せる抗議は特に政治的暗殺事件の防遏にあつたのであるが工部局側はかかる暴行は滬西地區の賭窟に於て計畫されたものであり受諾するを得ないと主張した、之に對し三浦總領事は「之等の政治的暗殺が共同租界内に於て行はれたにも拘らずかかる兇行犯人に對し工部局警察は追跡逮捕することが出来なかつた、よつて工部局警察はかかるテロ行為防遏の爲め、一層の努力をされたき」旨要求した、工部局側では最近租界内のテロ行為は滬西地區、特に同所

の賭窟及び阿片窟に於て計畫されたものであると主張してゐるが然し滬西地區に於て行はれつゝある事と租界内のテロ行為との連絡は何等明らかになれてゐない、殊に二月十日並に同十三日の上海特別市警察署に對する襲撃の如きが滬西に於て計畫されるといふ事は殆ど不可能事に屬する、更に工部局側聲明に於ては二月一日以降八日まで工部局警察に於て逮捕せる武裝犯人

百四十四名は何れも滬西地區より來たものであるとしてゐるが之亦妥當でない、殊に日本側當局は所謂滬西地區の肅清に努力したが工部局警察の協力を得なかつた爲めその目的を達成し得なかつたのである、例へば大西路特別市警察署再開を工部局側が拒否したるが如き協力除外の一例である、日本側當局は目下その管轄區域内に於て凡ゆるテロ行為の防遏に努力しつゝあり更にその完全を期する爲め工部局側と協力すべき充分なる用意を有してゐるよつて我々は今後租界内に於ける政治的テロの完全なる防遏の爲め工部局側が努力を惜まざらんことを希望するものである

又も反日テロ二件

上海【二六】連日に亘りテロ横行之上海に於て十六日の午前中にも二つの政治的暗殺事件が突發市民の恐怖を更に加重した、即ち午前七時卅五分上海市政府水巡隊員高鴻漢はフランス租界安納路教仁里二十五號の自宅より外出した瞬間支那人の拳銃の連射によつてその場に射殺され又維新政府南市地方法院長屠復は午前十一時五十分前記の場所と程遠からぬフランス租界貝勒路恒慶里廿四號の自宅附近で顔面に拳銃頭を受けて即死した、毎月舊正月前には犯罪都市上海に犯罪の頻發するのを常とするが本年は二月十九日の舊正月を控へて月初來特に事件多く連日數件に上つてをり而もその事件が何れも維新政府關係者、市政府關係者、親日支那人及び日本人を對象とする點は隨る重大視されてゐる、尙確報によれば蔣政權の軍事委員會は重慶より上海始め各地特

務機關に對し「新組織に關係せる支那人にして速かに職責改換せざるものは嚴重に處斷するべきものなり」との命令を通達したと云はれてを我方としても上海の治安確保の上から重大關心を拂つてゐる。

六戸司令官工部局に覺書提出

上海【二三】上海海軍陸戰隊司令官六戸少將は最近上海に頻發する抗日テロ事件を重視し更に舊正月を控へてのテロ計畫に對して共同租界當局と協力之を未然に防止せんとの趣旨から共同租界工部局參事會議長フランクリン氏に對し十六日次の如き覺書を三浦總領事を通じて送附した。

不安なき状態に肅清確保することに更に一段の努力を拂はれ以て相互に協力して上海の治安を維持せんことを熱望するものである。

尙ほ三浦總領事も亦十五日付文書を以てフランクリン議長宛不穩分子の舊正月を指してのテロ計畫に對し嚴重なる警戒手段を執る様要望した。

工部局參事會議長回答

上海【二三】十九日の舊正を期し不穩計畫ありとの情報に鑑み租界内の治安維持に關し去る十五日六戸陸戰隊司令官、三浦總領事より工部局參事會議長フランクリン氏に申入を行つたが同氏は之に對し十六日附書翰を以て次の如く回答し來つた。

最近に於ける不祥事件に就いては租界當局も又日本側當局と同様憂慮に堪へず、舊正月に當り不祥事件の再發を防止する爲め、凡ゆる可能な手段を探るべき事はいふ迄もなく既に工部局警察は特別警戒をとりつゝあり、日本側との密接なる協力を一層希望するものである。

又邦人三名重傷

上海【二三】テロ事件頻發する上海に十九日の舊正月を期し種々の政治的陰謀が行はるべしと傳へられてゐたので朝來租界工部局當局では嚴重監視の眼を張つて居たがこの警戒の隙を狙つて又々抗日テロ分子が邦人に向つて拳銃を亂射多量の重傷者を見る事件が勃發した、即ち十九日午後一時四十分プレス・ユニオン・フオートサーピス勤務小柳次一(三)寫眞製作所勤務佐藤六郎(三)氏等が上海目抜の南

京路支那料理店冠生園にて贅食を終へたクシーに乗りまさに走り出さんとする瞬間突如廿五、六歳のインテリ風支那青年が扉をこぼりて拳銃六發を亂射、小柳氏は右腕に貫貫銃創、佐藤氏は左腕に擦過傷を受け、同乗の森岡正子(三)さんは腹部に貫貫銃創を負つて福民病院に擔ぎ込まれたが重傷である。

▲我方重視

上海【二三】舊正月日に當る十九日午後共同租界南京路に於て軍報道員小柳氏外三名の日本人に對して行はれたテロ事件に對しては軍としても同事件が日本軍團に對する計畫的狙撃事件である點を嚴重に視し廿日午後の現地三省會議に於ても單なる一片の文書を以て抗議の意思表示をなして足れりとなすが如き輕々な問題にあらざることを強調し更に同夜引續き關係各部が協議を進めてゐるが軍としては一昨年十二月皇軍の租界行進に際しゼラード工部局警視總監と我が楠平大佐との間に取交された楠本ゼラード覺書に於ても「再び不祥事件を惹起する場合には斷乎たる措置に出づべし」と云ふ強硬意志を表示してゐる行き懸りもあり、又今回は事前既に大規模の抗日テロ計畫ありしに鑑み豫め工部局當局に對してテロ發生防止に萬全の努力を拂ふべき事の注意を喚起せるにも拘らず、工部局當局は昨年八・一三記念日當時の如き警戒を爲さざるのみか却つて十九日は工部局警察職員半数を休ませる状態に於て誠意を缺き不穩極まる租界内の現状に鑑み無能なる工部局の警察力は全く信頼するに足らず、この際テロ防禦に抜本塞源の方策を講ずべしとの見解を持してゐるので今後の成り行きは頗る注目されるに至つた。

陳外交部長暗殺さる

上海【二三】維新政府外交部長陳鏡氏は十九日午後七時十五分共同租界愚園路十六號の私邸に於て食事中突如十五名の支那人暴漢闖入し來り一齊に陳氏に向つて拳銃を亂射、陳氏は身に十數彈を浴び即死した、陳氏は舊正月を自邸で迎へたため昨十八日南京より歸郷した許りでこの奇禍に遭つたものである。

▲犯人は中國青年鐵血團

上海【二三】今春來上海共同租界及び滬西地區を中心にして跳躍する抗日テロ團は一名の犯人も逮捕されざるためその正體否として判明しなかつたが昨十九日夕維新政府外交部長陳鏡氏暗殺現場に撤布された「抗日必勝青年鐵血團」の所爲なることが判明した、その組織的な手口より見て右中國青年鐵血團と稱するテロ團は新政府の政治建設を妨害し且つ上海の外國租界を舞臺として日本對第三國の關係を惡化せしめる使命を帯びて重慶より派遣された都市遊撃隊の暴舉と見られる。

▲外交部長は暫時梁院長兼攝

上海【二三】兇彈に瘉れた陳外交部長の後任は未定であるが茲當分の間外交部長梁鴻志氏が兼攝の形をとり外交部次長廉陽氏が代行することとなる模様である、尙維新政府では廿日朝來梁行政院長以下政府首脳部が公式參集を行ひ陳氏の餘り職務を悼むと共に益々結束を堅くして新東亞建設に向つて邁進することとなつた。

我が出先當局極度に憤慨

上海【二三】蔣政權指令下に頻りに暗躍を續けつゝある藍衣社系の抗日テロ團は今月初旬以來上海に滲入し各所に於て暴虐を逞にし、連日テロ行爲が繰り返され既に十數件の多きに達してゐるが、これ等事件は維新政府市政關係その他親日要人及び日本人に對して行はれてゐるもので、南京路の雜沓中に於て邦人數名が狙撃され、同夜又も維新政府外交部長陳鏡氏が私邸に於て、十數名のテロ團のため暗殺されるに至り事態は極めて重大化しつゝある、然るに共同租界工部局ではこれに對し何等積極的取柄りを行はず事件發生後速かに狼狽して犯人の捜査を進むると云ふ有様である、かくの如き工部局當局の失態に對し我が出先陸、海、外務三當局は極度に憤慨、事態を嚴重大視してゐるが、既に共同租界、フランス租界兩工部局に對し六戸陸戰隊司令官並に三浦總領事の名を以て再三警告を發し不祥事件の發生を未然に防止せんとと極力努めて來たにも拘らずテロ團は益々跋扈し、租界側當局は重々々々失態を暴露してゐる、我が出先官憲當局は更に嚴重なる抗議を發すると共にこれが根本對策に對して種々協議中の場合によつては重大なる措置に出る方針である。

六戸司令官重大對策に出でん

上海【二三】相次ぐ不祥事件の勃發に上海共同、フランス兩租界は今や恐怖の巷と化した我が方に於ては大乗の見地からこれが治安維持に協力、不祥事全般を期すべく昨夜海軍外務首腦部の緊急會議を開催これが對策を協議したがこの協議の結果に基づき三浦總領事は工部局に對し我が方の決意を通告すると共に六戸陸戰隊司令官は共同租界國際警備軍最高

を續けつゝある藍衣社系の抗日テロ團は今月初旬以來上海に滲入し各所に於て暴虐を逞にし、連日テロ行爲が繰り返され既に十數件の多きに達してゐるが、これ等事件は維新政府市政關係その他親日要人及び日本人に對して行はれてゐるもので、南京路の雜沓中に於て邦人數名が狙撃され、同夜又も維新政府外交部長陳鏡氏が私邸に於て、十數名のテロ團のため暗殺されるに至り事態は極めて重大化しつゝある、然るに共同租界工部局ではこれに對し何等積極的取柄りを行はず事件發生後速かに狼狽して犯人の捜査を進むると云ふ有様である、かくの如き工部局當局の失態に對し我が出先陸、海、外務三當局は極度に憤慨、事態を嚴重大視してゐるが、既に共同租界、フランス租界兩工部局に對し六戸陸戰隊司令官並に三浦總領事の名を以て再三警告を發し不祥事件の發生を未然に防止せんとと極力努めて來たにも拘らずテロ團は益々跋扈し、租界側當局は重々々々失態を暴露してゐる、我が出先官憲當局は更に嚴重なる抗議を發すると共にこれが根本對策に對して種々協議中の場合によつては重大なる措置に出る方針である。

指揮官として重大對策に出でるものと見られる

租界内不穩分子一掃が急務

上海【二〇】蘇浙皖贛務處長俞漢、南市地方院屠復など要人が相次いで抗日分子に暗殺されその度毎に我が方は嚴重取締り方を共同、フランス兩租界當局に對し申入れたが何等の效なく最近では國民黨共產黨の特務機關が續々租界内に設けられ無電或は外國船を利用して奥地と連絡宣傳に當るのみ我が全占領區内に於ける遊撃隊とも密接なる連絡を保ちこれを指導するばかりでなく武器供給にも當つてゐると傳へられる、即ちこれ等租界内に於ける抗日不穩分子の一掃は上海明朗化、中支那新秩序建設の第一歩として要望され今次の陳外交部長遭難によつて愈々之が急務が叫ばれるに至つた

三浦總領事嚴重申入れ

上海【二〇】上海共同租界並に佛租界に顯發する抗日テロ事件に對して我が陸、海外出先當局は事態を頗る重大視し廿日午前十一時より約三時間に亘り領事館に各機關代表者會議を開き種々對策を協議したが三浦總領事は取敢へず廿日午後四時フランクソン參事會議長をその自邸に訪ひ左の申入れをなした

- 一 昨十九日行はれたテロ事件に對し日本側としてはこれを極めて重大視してゐる
- 二 之等政治的犯行に就ては租界當局に於て責任を負ふべきものと認む
- 三 いづれ文書を以て正式に抗議すべきも取敢へず右二點を口頭を以て申入れ

尙陸海軍當局はテロ事件絶滅に就て極めて強硬なる態度を保持してをり工部局當局の出様如何によつては斷乎たる處置を探るべく更に協議を行つてゐる

租界當局無權の放言

上海【二〇】十九日南京路に發生した我軍報道部員狙撃事件は兇惡なる抗日支那テロ分子の計畫的仕業なることは餘りにも明瞭なる事實にも拘らず共同租界警察當局が廿日夕刻外人記者に對し同事件は痴情に原因する日本人の同志討ちであつて犯人は抗日テロ分子にあらざることを仄かした事が判明し在留邦人の憤激を高めて居る、共同租界當局が事前我が嚴重なる申入に對しては單に儀禮的回答を爲したるに止まり舊正當日は却つてその警察力を半減した事も頗る奇怪とすべき點であるが遂に不祥事件の發生するやその非を悟らざるのみか逆に斯る荒唐無稽の言辭を弄して責任を回避せんとし誠意の片鱗だに見るべきものない爲め事態は愈々複雑微妙なる相貌を呈するに至つた

南京維新政府

棉花增產計畫

南京【二〇】維新政府實業部では豫て改良棉產管理委員會を設置し増產計畫を進めてゐたが、協議の結果左の如き具體策を得たので近く實施することゝなつた

- 一 日支官民合作による棉業改進會の設置
- 一 棉花研究機關の創設
- 一 棉業指導技術員の養成
- 一 舊國民政府の中央農事試驗場を再び開場し棉花實驗區として二千畝を充て

一 優良苗木を輸入し各所に配布する

上海港貿易高事變以來の記錄

上海【二〇】海關當局は本日一月中の上海貿易に關し左の如く發表した

一月中の上海港貿易は昨年十二月に比し輸出入とも増加し事變以來の最高を示し昨年一月に比すれば二倍半以上となつてゐる、統計次の如し(單位千元)

純輸出	三、〇〇七
純輸入	六、〇四三
輸出合計	九、〇五〇
輸入	八、〇一七
超入	一、〇三三

主要國別輸出入次の如し(單位千元)

一月	前月比
日 本	七、四四四 一、三二四減
英 國	三、二二九 五五増
日 本	三、〇〇五 二、〇七三減
米 國	七、八三三 二、一四増
香 港	四、〇七七 三三三増
日 本	二、八五二 九〇減
英 國	三、〇三三 一、〇〇増
獨 逸	三、四四四 四四減
米 國	四、三三三 一五増

南支情勢

☆海南島情勢

松平副領事等海口佛領事訪問
海口【二〇】我軍の海南島攻略と共に海口に派遣された松平副領事は十三日午前十一時海軍側の前田大佐、陸軍側の今田中佐と同行、海南島に於ける唯一の第三國公館たる佛國領事館を訪問、ヤンケレグレイツチ領事と會見、今回日本軍が海南島に上陸し島内の治安維持に任することゝなつたが第三國人の生命財產に關しては責任を以て保護する方針である旨を述べ挨拶をなして辭去した、これに對し佛國領事は直ちに松平副領事を答訪し「日本軍が本島に上陸されたことは全く意外とする所でも少しも知らなかつたが海口に眞先に上陸した日本軍はいづれも我々に對して親切な態度をとられることは敬服に堪へない、又日本軍の手によつて土賊を追拂ひ治安を確保して戴くことは深く感謝する所である」と懇篤な答禮をなした

海南島に總領事館開設

海口【二〇】廣東總領事館の松平副領事は館員三名と共に十日我が軍の海口占領直後海口に至り直ちに廣東總領事館の出張所を設け海南島に於ける涉外事項に關する處理に當つてゐる

廣東【二〇】海南島攻略後の諸工作は着々進捗してゐるが、今後涉外事項の繁雜化を豫想されるので海南島に帝國總領事館が設置されることゝなり、初代總領事に前駐獨大使館一等書記官呂忠氏が任命されるに決定した、同氏は既に廣東に到着してゐるが小黒俊太郎書記生を帶同し廿日廣東海口に向ひ、目下海南島に在る松平領事と交替し總領事館開設に當る筈

華僑送金拂渡

海口【二〇】海南島出身の華僑は相當多數に上り主として南洋方面に多くその送金額は毎年二千萬圓の多數に達してゐるが十日我が軍が海口入城當時海口郵政局には之等島内出身華僑から送金して來てゐた額が約十萬圓に達して居た、爾來同郵政局は閉鎖されてゐるが我軍は來る十九日は恰も陰曆正月に當るので民衆をして心行くまで更生第一の正月を祝福せしめる方針から正月前に右華僑より送金を民衆に拂渡すべく來る十八日我が陸海軍監督指導の下に海口郵政局を再開する事となつた

瓊山治安維持會成立

瓊山【二〇】我が軍の指導の下に諸島の準備を急ぎつゝあつた海南島の要地瓊山の治安維持會は十八日午後二時半より市内瓊山縣政府禮堂に於て盛大な成立大會を舉行、新主席瓊山の力強い第一歩を踏出した、正副委員長は漢仁豐、王士祐の兩氏である

海口民衆相談所開設

海口【二〇】海口の我が憲兵隊では十五日から民衆相談所を開設して良民證、良民家屋證、通行證等を發行公布したが開設當日未明より民衆は同相談所に殺到し十七日まで交付せる良民家屋證九百六十三、良民證六百一十一、通行證明書二百八十一の多數に達した良民家屋證は日本國旗と共に掲げて不逞支那人の侵入を防止せんとするもので良民證は家族を迎へたり正月用品を近在から買集めたりする際使用し通行證明書は人力車夫、占領地域内の帆船運送業者等に交付されてゐる

第四十七回 帝國議會

旬間大觀

閣議會も今や會期の半ばに達せんとし、衆議院は昭和十四年度本豫算並に各特別會計を可決、貴族院に送つて一息入れたが、廿日には愈々増税案が上程され事變處理を大眼目とする臨時軍事費、昭和十四年度追加豫算も近く見参することとなつたので再び活気づき貴族院も本豫算を組上に眞剣味を加へて来た。

内務文部の意見不一致で委員會を面喰はせた難航宗教法案は今議會をはじめの修正付で先づ貴族院の關門を通つたが、貴族院院を通じての官僚獨善論におつけたか問題の町村制改正案は抹殺され、其他重要國策審議の好題目は行方不明になりそうな形勢である。

議案拂底をかこつ衆議院は十四日對ソ權益維護決議案で氣をあげた、貴族院の關心も之に劣らぬものがある。其後更に上海租界テロ問題も委員會でとり上げられたが、之等に對する有田外相はじめ關係當局の答辯は聊か心許ない氣がする。政府は國民の決意を如何に認識するか暫く注目しよう。

政府、政黨連絡懇談會

【三七】政府政黨の連絡懇談會は十七日午後二時より院内大臣室に於て開會、政府側より田邊書記官長、政黨側より勝(民政)砂田(政友)山崎(第一)河上(社大)各委員出席、田邊書記官長より當日の關議に於て町村制改正案の措置を首相、内相一任に決定せる経緯を報告し更に政府提出法案も來週になれば相當に出揃ふ豫定である旨を述べて了解を求め、種々懇談して同三時散會した。

政府提出法案(政治・外交)要略

政府は左記法律案を議會に提出した

- 一 郵便年金法中改正法律案
- 一 昭和三十二年度各特別會計繰入歳出豫算案

追加豫算案提出

【三七】政府は十七日左の追加豫算案を衆議院に提出した

- 一 昭和三十二年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)
- 一 昭和三十二年度各特別會計繰入歳出豫算案

算追加案(特第一號)

一 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第一號)

朝鮮參政權附與請願書提出

【三二】議會毎に朝鮮參政權問題に關して猛運動を續けてゐる京城の國民協會では今議會に對しても理事全富一、黃德純兩氏を代表として上京せしめ會員四萬の連署に依る「朝鮮に衆議院議員選舉法の實施請願書」を十三日守屋榮夫、朴春霖兩代議士の紹介を以て衆議院に提出した

貴族院

久しく前半戦の單調になれた貴族院も十四年度總豫算案の送付を得て活氣を取り戻した。これからは例年の如く會期の切迫と共に議案集積して多忙を極めることであらう。

本會議は豫定通り十四、十六、十八、廿日と開會、この間宗教團體法案、北海道土功組合法、公證人法及明治卅五年法律四十九號中改正法律案を可決し、國務大臣に對する質疑の履行では平沼首相をして「現状維持で進むものに非ず」と言明せしめるなどの收穫があつた。

委員會では先づ十四日から開始された豫算總會に主力集中され内治外交に亘つて注目すべき検討が進められた。これに次いで非難船の宗教團體法案委員會がどうやら修正付で纏り、同法案の前途に光明を與へた。爾余委員會何れも順調に進行してゐる。

澱米管理說明廳取

【三八】貴族院共同調查會では十八日午後一時半院内に在いて臺灣米穀移出管理特別會計法案に對する懇談會を開き公正火曜、同成、同和、交友の五派並に無所關の各有派議員四十餘名出席、先づ森岡臺灣總督府總務長官より同法案の大綱につき田端同種殖局長より要綱につき詳細説明あり、終つて次田大三郎(同成)丸山鶴吉(同成)倉知鐵吉(同和)の三氏より

一 同法によれば米價の實際價格より二圓乃至四圓安く買上げる結果他の重要産物を獎勵することとなり、米の生産の減少を來すこととなり、事變下に米の減産はよくないと考へるが如何

一 米價を臺灣總督府の力で下げる結果米價を基準としてあるところの他の生産品例へば甘蔗の價格が下ることとなり、これによつて製糖會社の利益は増大する反面農民の収入は益々減少することとなる、事變下に斯の如き法案を實施することは民心に及ぶ影響重大ではないか

一 若し不自然に高い米價を下げることに目的なら寧ろ移出税の如き方法を設けては如何

一 管理すべき米穀は五百萬石といふが若しこれが内地の米穀豐作のため不要の場合には巨額の損失を生ずることとなるが如何、又臺灣米を取扱ふため米穀會社を設立することに決定して該法案を今議會に提出するといふが不成立の場合に於ける對策如何

等の質問があり、これに對し森岡長官、田端局長より

一 一時的には米の減産することもある

かも知れぬが永續性はないと思ふ

一 甘蔗については買上價格を許可とし、又糖業令を公布して統制を圖る考へであるから不當に甘蔗の價格を安く買上げるやうな弊は生じない

一 米に移出税を課することは差別的になつてよくない、又米穀會社法案が不成立の場合は農林省で内地の臺灣を扱ふ民間當業者をして會社を設立せしめる方針のやうである

旨を答へたが充分納得するに至らなかつた模様で該法案に對しては前記五派の外研究會内でも相當反對論があるやうであるから衆議院より送附され愈々審議開始の場合には波瀾は免れぬ形勢にある、尙次田大三郎氏は同法案の貴族院送附に先立ち同法案について豫算總會で内相、拓相に質問する旨十八日通告した。

本會議

海南島攻略感謝祝電

十四日は午前十時十三分開會

日四頭

松平議長 我が陸海軍は海南島を占領し戦果を擴張中である、貴族院は院議を以て出先最高指揮官並に關係方面に對し感謝と祝賀の電報を發し度と認り滿場一致左の如き感謝文打電を可決

感謝決議文

帝陸海軍は周到なる作戦と緊密なる協同により奇襲能く海南島の攻略に成功す、其の戦局に及ぼす效果實に甚大なるものと謂ふべし、貴族院は茲に院議を以て其戦捷を祝し併せて將兵諸士の勞苦に對し深甚なる感謝の意を表す

之に對し

板垣陸相 只今本院一致の院議をもつて
海軍島政略に對し御懇篤なる決議をい
たゞましたことは誠に感謝に堪へな
いところである、第一線將兵は益々奮
勵努力、大元帥陛下の聖旨に答へ奉り
國民の熱誠に酬ひる覺悟である將兵一
同を代表して衷心感謝の意を表するも
のである

米内海相 海軍島政略に對し全會一致の
院議をもつて感謝決議を頂き感激の至
りである、速かに第一線の將兵に傳達
すると共に全海軍を代表して厚く御禮
申上げる

と夫々答禮の辭を述べ次いで石渡藏相登
壇、財政方針に關して衆議院に於けると
同様の演説をなした後日程に入り

一 明治卅五年法律第四十九號中改正法
律案(政府提出)

を上程、黑崎法制局長官提案理由を説明
質疑なく十名の特別委員會に附託

一 借地借家臨時處理法中改正法律案
(委員長報告)

を上程、秋月委員長より委員會の經過並
に結果を報告し採決の結果満場一致委員
會長報告通り之を可決、次いで

一 濠川低水工事促進の請願外十件
を議題として何れも採擧に決定、續いて

國務大臣の演説に對する質疑に入り
長岡半太郎氏(無) 油田開發は科學的方
法をもつてその存否を打診せねばなら
ぬ、物理的探検法による時は七十五バ
ーセントは當り極めて好成績である
と前提してイタリヤ、ビルマ等における
油田開發の實例を引用し轉じて人造石油
問題に論及し

フイツシャー石炭液化法は生産費が嵩
む、理化學研究所藤部博士の發明にな
る活性炭素を使用する方法はライツシ
ャー法に較べて餘程廉く出来るが未だ
實驗室の域を出ない、政府は之を助成
して日本獨特の方法を採用された、
又我國は金屬資源が極めて貧弱である
が磁刀による鐵礦、電氣による銅鐵の
探検は極めて有効である、商工省はか
くの如き方法により金屬鐵礦を探検せ
られ度い、
次いで資源保護の問題につき我國殊に朝
鮮に於ける輕金屬資源の埋藏、化學工業
製品の副産物利用等を論じ發明発見によ
る我國資源の利用を強調して降壇

八田商相 物理探検法は最近各方面で研
究せられ商工省の地質調査等に相當應
用せられてゐる、技術の向上、技術員
の養成等には今後第一層つとめる、磯
部博士の活性炭素の利用による石炭液
化方法には政府も一層の力を致して助
長につとめる方針である、又我國地下
埋藏の鐵物資源の發掘利用についても
充分なる合理的方法により貴重なる之
等資源を無駄のない様利用する
次いで
田中館愛楠氏(無) 萬國博に對する出品
説明に用ひてあるローマ字が内閣訓令
によらずへボン式を用ひてゐるものが
ある、政府は宜しくローマ字綴り方の
統一を圖りたい
とて降壇
八田商相 ローマ字綴り方統一に關する
御意見は尙尤もである、萬國博出品物
についてはローマ字の使用法を改める
事にしてその手續きをとつた

かくて午前十一時五十五分散會

日六十

郵便年金・花柳病豫防兩法
案上程

十六日は午前十時五分振鈴、海
軍島政略關係陸海軍最高指揮官
に對する貴族院の感謝電報打電の報告あ
りて後同十三分開會、劈頭日程を變更し
て
一 郵便年金法中改正法案(政府提出)
を上程、廣瀬厚相より提案理由を説明、
質疑なく九名の特別委員に附託

一 花柳病豫防法中改正法律案(政府提
出)
を上程、廣瀬厚相より提案理由を説明、
之また質疑なく九名の特別委員に附託、
次いで日程第一に戻つて國務大臣の演説
に對する質疑に入り

國內改革問題

大藏男 新事態に對應する新しい政治秩
序が建設されることを國民は熱望して
ゐる、對外的には總親和の態度で臨ま
ねばならぬが國內的には現状維持派の
勢力があるから多少の摩擦は生じても
斷乎として國內改革を行ひ東亞の新秩
序、新しい政治に應じた革新を圖らね
ばならぬ、國內一部の利害、相剋摩擦
を畏れて最少限度必要な國內革新をす
ら斷行し得ない様では國民は失望する
の外ない豫算案を見ると近衛内閣の革
新政策は削除されてゐる、平沼首相の
謂ふ總親和は單なる現状維持に過ぎな
い感をも與へる、内閣制度、議會制度、
官吏制度は勿論、進んで地方制度にま
でも改革刷新を斷行せねばならぬ
とて貴族院改革、内閣制度改正問題の經
過並に諸具體案を陳べ

政府は國家總動員法を發動して國民に
協力を求めるに拘らず自分は何らの改
革をも行はずして易きに居ることは許
さるべきでない
と結んで降壇、これに對し

▲現状維持に非ず改革は不言實行
平沼首相 只今大藏男爵より三點につ
いて御質問がございました、その第一は
政府は如何にして民間の協力を求める
のであるかといふことでございます
申すまでもなく政府は決して政府だけ
で一切のことを行ふといふ譯でなく、
殊にこの重大時局に當りまして民間の
協力を求めなければならぬといふこと
はよく承知いたして居ります、然し乍
らその事たるや物心兩方面に亘りまし
てその必要を感じますことは極めて

切なるものがあるのであります、近頃
問題になつて居ります國民精神總動
員、このことにつきましては先達て來
部内におきましても又中央聯盟の在來
このことに關係して居られる方々とも
協議をいたしましてこれを強化するとい
ふことにつきまして方針を樹て、居
ります、今後これを實行に移すといふ
ことに相成つて居ります、又生産擴充
物動計畫等につきましても、もとより
之は民間の協力を問題にせんければなら
んことは申すまでもないことであり
ます、これらの方面につきましても
計畫を樹てましてこの功績の上るやう
にいたしたいと考へて居ります、決し
て政府は獨り自ら大なりといたす心慮
は更にごさいませんそれから國內問題
についてこれを斷行するの決心がある
かどうかとのお訊ねであります、この
ことは單に支那事變處理のみではござ
りません、之に伴ひまして國內の革新
も必要でありますし又この問題を離
れましても現今の内外の情勢に鑑みま
して革新の必要であるといふことを自
分は痛感をして居るのであります
しかしこれは多岐に亘ります、只今大
藏男爵の御引例になりました事項の如
きも大いに考慮を要せんければならぬ
點であらうと考へます、殊に官吏の現
今の民間に對する態度等につきまして
種々考へを伺ひまして、もとより現
今の官廳に察職いたして居りますもの
は大藏男爵の仰せの如く日夜この時
局に際しまして非常な職務に勉勵いた
して居りますことは私は疑ひない事
實であると考へて深く感謝をいたして

居る次第であります、然し乍ら自ら信ずることが餘りに高うござりますると或は他の理論を排斥するとか或は又これに對する當りが悪いとかいふやうなことは自然に起りますことでありませぬ、然しこれは深く戒むべきことでありまして人より探つて以て善を爲すといふことは古來日本の餘らざる傳統でござります、このことはよく官吏自體の心得なければならんこととござります、此點に付ましては私は今後充分に注意をいたしまする心底で居ります、殊に……官吏制度の改正につきましては御言及になりました、自分は現今の官吏の任用の制度がこれで宜しいといふことは決して考へて居りません、廣く人材を登用いたしまするためには現今の制度には改正を加へなければならんといふことも自分は深く考へ居ります、次第であります、私は決して現状維持で進んで行くといふ考へは持つて居りません、必要な改革は之を行はなければならぬのであります、唯私は徒らに聲を大にして實行は伴はんといふことは深く戒むべきことと考へます、必ず必要ある事項は之を實行するといふことに努めたいと考へて居るのでござります、この點につきまして大藏男爵の御注意になりました點は私も甚に同感と存じます、左様御諒承をお願いいたします

大藏男爵より首相の答辯を諒承する旨を述べて質問を打ち切り同十四時四十八分散會した

日八十

宗教團體法案外三件可決
十八日は午前十時三分振鈴、安藤南支隊長、近藤南支海軍兩最高指揮官よりの副電報告あつて後十時十四分開會、日程に入り

一 宗教團體法案(委員長報告)
を上程、柳原委員長より委員會の經過並に結果を報告、質疑に入り

土方寧氏(無所属) 法案第一條に宗教團體として神道各派、佛敎、基督教のみを規定し回教を加へてゐないのは不當である、回教は世界三大宗教の一でありその信者は反共產主義で我國民と志を同するものである、これを法文上無視した理由如何

荒木文相 本法は我國內に於ける宗教團體の活動狀況に基いて立案したもので將來回教が我國に於て隆盛なる宗教的活動を行ふやうになれば回教に對しても充分考慮する方針である
次いで討論に入り

山岡萬之助氏(研究) 宗教團體法案は過去屢々提出せられたが今回の法案はこれらに在るものに比し宗敎結社の結成を認可主義から届出主義に改めたことは憲法廿八條の臣民の信教自由の趣旨にも合致するものである、又特別委員會に於て法人たる宗敎團體を破産により解散せしめる規定を削除したことは宗敎團體が精神團體たるべき本質よりして妥當である、故に宗敎團體は法理上私法人ではあるが其の關するところは社會公益と密接であるから不法運用に當りては特に注意を要する、國家非常の時に當り國民精神運動の基準となるべき宗敎制度につき本法が制定せ

られ法的根據を確立せられることは至極同慶に堪へない
とて賛成意見を陳べ採決の結果委員長報告通り修正可決、次いで

一 北海道土功組合法(改正法律案) 委員長報告)
を上程岩倉委員長より委員會の經過並に結果を報告採決の結果委員長報告通り可決

一 公證人法(改正法律案(委員長報告))
を上程、秋月委員長より委員會の經過並に結果を報告、質疑なく採決の結果委員長報告通り可決、次いで

一 明治卅五年法律第四十九號(改正法律案(國務調査に關する件)) (委員長報告)
を上程橋本委員長より報告あり質疑なく採決の結果委員長報告通り可決最後に

一 豫定線任用、智頭間鐵道速成の請願外請願六件を採擇して十一時五十四分散會

日十二

人事調定法外十一件上程
廿日は午前十時十分開會直ちに日程に入り

一 昭和十四年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案(政府提出、衆議院送付)

一 作業會計法(改正法律案(同上))
一 兌換銀行券整理法(改正法律案(同上))

一 農業再保險特別會計法案(同上)
一 海軍工廠資金會計法(改正法律案(同上))

以上を一括上程石渡藏相より提案理由説明あり質疑なく十八名の委員に附託、次いで

一 人事調停法案(政府提出、衆議院送付)

を上程鹽野法相提案理由を説明し、質疑のため
岩田實浩氏(同和) 調停に關しては既に四つの法律があり本案を加ふれば五つの調停が成立する次第であるがこれら諸法律を通する調停に關しての根本問題について御伺ひし度、調停に於ける調停は裁判と異り調停機關が判事ではなく調停委員であること並に此の内容が必ずしも權利者に利益を與へ義務者に義務を課するものでなくは法律上の權利義務以外の事項に亘ることが調停の特色である最近の事例に徴するも調停は裁判の半數に及び事務の煩雜を來してゐるので調停委員によるき人を得ることは非常に困難となつてゐる、裁判と雖も常に必ず法律によつて行はれるのではなく信義誠實の判斷によつて判別されるのであるからむしろ優秀な裁判官が事を裁く方が素早く悪い調停員による調停よりもよい結果となるのである、又訴訟は代理人をして行はせるが調停は本人自ら出頭するのであるからかへつて當事者双方の感情を害することにもなる、更に裁判の判決による債務の履行も調停にかけた結果之を緩和されることがあるがかくの如きは司法權の執行を妨害するものである其の結果國民の法律的義務の觀念を消耗するものである、しかして調停に代るべきものはないかと云へば現在裁判所には和解と云ふ處置がある、此の和解制度を擴張することによつて調停の目的を達することが出来るのである、無暗に調停制度を擴張すべき

ではない
として

現行調停制度は司法權に惡影響を及ぼしてゐるが政府の所見如何、現行法を改正し和解制度を擴張するの意思なきや、現行の金錢債務調停法はこれを廢止しては如何と質して降壇

平沼首相 調停法に付ては司法權と正義とは一致すべきであるとの見地から出發し現今の裁判の多くはこれに傾いてゐる、單なる法律でなくひろく社會正義を基礎として裁判されることは結構であると思ふ、しかし最後まで裁判所で争ふのでなく成可く國民の間で融和の情に基き事を解決することは我國古來の淳風美俗であつて殊に親族間の争に於て然りと考へる、この意味から調停法の精神は存置の必要ありと思つてゐる

鹽野法相 調停法に對する政府の根本觀念は首相答辯の如くであるが其の運用に當つては司法當局に於て充分注意を拂ふ

調停委員の人事については今後敍選の方法をとり譲りなきを期し度、又現行和解制度の擴張は司法制度調査會に於て研究し度い考へである、次いで

土方寧氏(無所属) 歐米の法治國に於ては調停はない、日常生活皆法律をもつて律してゐるのである、我國は古來徳治國であるが社會の進運は徳治のみでは不充分になり現行の法律制度を樹立

するに當りては特に注意を要する、國家非常の時に當り國民精神運動の基準となるべき宗敎制度につき本法が制定せ

したのである、調停といふ制度は法律上の裁判と全然非法律的な社會慣習との中間に屬する變態的なものである、法律が完備すればかくの如きものは不要となるのが當然である、政府は速に調停を不要とすべき程度に民法を改正すべきである次に調停制度の運用に當つては區裁判所が最も民情に適する裁斷を必要とするものであるから區裁判所の判事を優遇しその素質の向上を圖られ度い、

鹽野法相 民法その他法律を國情に適するやう改正することには充分努力して居る、裁判官の任命任用についても御意見に同然である

之に質疑を終り十五名の委員に附託、次いで

一 軍用自動車検査法案 (政府提出、衆議院送付)

を上程板垣陸相より提案理由の説明あり質疑なく九名の委員に附託

一 朝鮮事業公債法中改正法律案 (政府提出、衆議院送付)

一 朝鮮鐵道株式會社所屬金泉、慶北、安東間鐵道買収の爲公債發行に關する法律案 (同上)

の三案を一括上程、松村大藏、寺田拓務兩政務次官より提案理由の説明をなし十五名の委員に附託、更に

一 非訟事件手續法中改正法律案 (政府提出)

を上程鹽野法相より提案理由の説明あり人事調停法案特別委員に併託、次いで一 花柳病預防法中改正法律案 (委員長

報告

を上程實吉委員長より委員會の経過並に結果を報告、採決の結果委員長報告通り可決して十一時五十二分散會

豫算總會

豫算審議日誌

【二四】貴族院の豫算總會に於ける審査日程は十四日迄の如く決定した

△總會 二月十四日より廿四日迄 (日曜日を除く) 十日間

△分科會 廿五日より三月三日迄 (日曜日を除く) 六日間

△分科終了後の總會 三月四日一日間

尙本會議に於ける豫算委員長報告は三月六日又は七日に行はれる豫定である

十日

ソ聯關係權益問題

貴族院に於ける第一回豫算總會は十四日午前十一時十八分開會、次田大三郎氏 (同成) 資料の要求をなし、次いで質疑に入り

岩倉道俱男 (公正) 過去に於て我が國民がロシア官憲と通謀して漁區の入札に際し目星しい漁區の大部分を奪つた事がありこの時我が國の輿論を巻き起したその後廣田カラハン協定により漁區の入札に關しわが國はそれに参加しない事になった、前の様にわが國民のうち不都合なものがないと思ふがその點について當局の所見を問ふ、ロシアの國營の力でわが國に對し押し立てる場合に之に對しわが國の事業は果して立ち向ふ事が出来るかどうか、我國に於ては五十度以北を農林省五十度以南は北海道廳が管轄してゐるが之は當然農

林省に管轄せしむべきものと思ふが如何、沖取漁業について如何なる対策ありや

櫻内農相 廣田、カラハン協定による漁區は安定漁區として決定されてゐる故外務當局は當業者と協議、この入札に参加しない事に決定した、又ロシア人と通謀する様な不都合な日本人の出ぬ様に充分注意はするがそんな不都合な者は日本人にはないと思ふ、次に國策の會社を設立する事も考へてゐるが現在の會社を合同統一して一國策會社にする事は非常な困難がある、たゞ之を統制した別個の會社の創設が考へられるがそれについては目下研究中であるまた北洋漁業の監督が農林省と北海道廳との二本建となつてゐるのは出来る限り一本建としたいが現在のところ出来る限り連絡をとつてゐる、沖取漁業についてはソ聯政府が帝國政府の正當な要求を容れるであらうと期待してゐるので外務省も折角努力中である

岩倉男重ねて沖取漁業の統制を要求し同十一時五十分休憩、午後二時四十六分再開、渡邊委員長より

午前中次田大三郎氏 (同成) より物資動員計畫の内容説明方要求があつた件に就ては政府と打合せの結果、十五日午後一時半より秘密會を開き青木企畫院總裁から説明を聴取することとなつたと述べ續いて質疑に入り

岩倉男 (公正) 北樺太石油に對するソ聯の壓迫は極めて根強いものがある、漁業は幸にして日本の驅逐艦の大砲とよく範圍で活動してゐるのであるが石油、石炭は陸地に於てロシアの監視の

下に置かれてゐる、これは北樺太石油會社にとつて大打撃である、ロシアは社員を抑留したりその他労働者等にも壓迫を加へてゐる、これに對し我國として何等措置のとりやうのないことは遺憾である、日本としては他日よい油田が手に入る見込みが差當りないのだから北樺太の石油はその意味で極めて重要である、會社は石油を掘り出すだけの所謂井戸掘り會社であるが、何とかこれを多角經營方法に改める必要があるのではないか

八田商相 北樺太の石油、石炭は帝國の重大權益で政府としても同會社には助成方針をとつてゐる次第であるがソ聯の不當な壓迫のために會社は經營不能に陥り甚しきは試掘も出来ない有様である、當局としてはこの權益を一つの企業會社の權益としてではなくわが國の重要な權益と考へ外務、商工兩當局の間に於てその保持につき協議中である、石炭についても北樺太鑛業會社は採炭不能の状態にあるので石油と同様に對策を講じてゐる、尙ほ石油會社の多角的經營如何に關しては海軍とも協議して研究したい

紀男 國民學校の制度を來年度から實施することになると教師に人を得ることが必要である女子青年學校についても義務制にする意向はないか

荒木文相 教員の養成は更らに考慮を要する、女子青年學校の義務制に關しては男子と事情を異にする爲に考慮中である

紀男 今日教育不振の原因は命令二途に出づるが爲である、即ち小學校は市町村の管下に、中等學校は府縣の管下にある、命令は内務省と文部省の兩方から出でゐる、今日教育機構の根本的改革を斷行することは必要と思ふが如何

木戸内相 昨年十二月の閣議で一億七千五百四十萬圓の國庫補助を計上することに決定し本年度の豫算に於ては右計畫の一部四千百萬圓を計上した

石渡藏相 砂防工事については總額一億八千萬圓と申せば相當多額であり今回の豫算は第一期七ヶ年の豫算を計上したものである

教育問題 紀男 學制改革につき當局はその複雑なるの故を以て實行を遷延してゐるが、義務教育延長については衆議院に於て來年度から實施するとの答辯があつたと新聞に傳へられてゐるがその通りであるか

荒木文相 學制改革の促進については私も速かに實行に移したいと考へてゐる、義務教育年限の延長も法令規則の改正及び財政上の都合もあるので大體十五年度には豫算に計上したいと考へてゐるが確言は出来ない

紀男 國民學校の制度を來年度から實施することになると教師に人を得ることが必要である女子青年學校についても義務制にする意向はないか

荒木文相 教員の養成は更らに考慮を要する、女子青年學校の義務制に關しては男子と事情を異にする爲に考慮中である

紀男 今日教育不振の原因は命令二途に出づるが爲である、即ち小學校は市町村の管下に、中等學校は府縣の管下にある、命令は内務省と文部省の兩方から出でゐる、今日教育機構の根本的改革を斷行することは必要と思ふが如何

木戸内相 昨年十二月の閣議で一億七千五百四十萬圓の國庫補助を計上することに決定し本年度の豫算に於ては右計畫の一部四千百萬圓を計上した

とて平沼首相の答辯を求めて同四時十九分散會

日五十五 國民精神總動員運動組織問題

十五日は午前十時十五分開會、十四日の紀男の質疑に對し

紀男 改革實施の豫定期間如何 平沼首相 早くしたいが只今いつ頃と正確に申す事は出来ぬ

松井茂氏(同利) 國民精神總動員について指導精神がなくては困るのであるがそれは教育勸語並に國民精神作興に關する御詔書の趣旨を出来るだけ平易に國民に普及徹底せしめる事が必要である、尚それに關聯して官吏制度の改革を考慮せられたい、官吏の煩繁な更迭も困る

と前提し國民精神運動の具體的方法に論及し この運動の具體的方法としては第一に國際正義に則る事、第二に東洋教化に着眼する事、第三に府縣の教化團體に活動の中心を置くこと、第四に中間機關として郡役所の復活、第五に市町村の教化網を張る事、第六に娯樂協會の活動に着眼する事、第七に家庭協會を見直す必要がある、以上の具體的方法を考慮する必要なか

平沼首相 教育勸語、國民精神作興に關する詔書は根本で今後の精神運動はこれを基としなければならぬと思ふ、實行方法については努力する考へであると同時に各方面の有力者に於ても充分の協力を願ひ度いと思つてゐる、これに關聯して官吏制度の改革については現法律萬能になつてゐることは私も認める、國民精神總動員運動の具體的方法として述べられた數ヶ條については趣旨は賛成である、なほ精神總動員に關しても物質と云ふことを度外視出來ないのでそれを考慮に入れて難局の打開に當り度い

非常警備組織の再検討

松井氏 非常警察の組織について師團長に出兵を要求する時にも平素からよく連絡をとつておかないと應急の場合に不都合を生ずる、次に防衛法が施かれた之に對し内務省の組織が不完全である、その組織の一元化が必要と思ふ

松井氏更に警備團、警察調査會について質し之に對し 木戸内相 非常警察組織の再検討について中央、地方を通じて出來得る限り手配をしてゐる、經費の點について充分でないのが遺憾である、防空法の實施に關しては計畫は計畫局で行ふが防空の實際は警備局で行ふので或は二元的といふ御説の心配もあるが此の點充分考慮する

かくて午後零時七分休憩、午後一時卅五分再開、直ちに協會に入り青木金堂院司裁より物資動員計畫並に生産力擴充計畫に關する詳細なる説明あり終つて午後四時廿分そのまゝ散會

十六日は午前十時廿七分開會、岡喜七郎氏(安友)より板垣陸相に對し秘密會を要求し同廿八分

より十一時十六分まで秘密會に入り、次いで

岡氏 官吏の勤務振りについてとあるが中には自己の優越感のため上下に對し遺憾の行爲をなすものがあり、之がため官吏の獨善となり或は同僚の軋轢となり人民に對し不親切な態度ともなる中央地方を通じてかういふ事實は相當に上つてゐる、又近來歴代内閣は非常時の名の下に種々官吏の増員、官廳の増設をする、勿論國運進展のため敢へて不都合とは申さぬが現存のものを整理し冗員のないやうにし度い、次に官吏の賞與は此の兩三年相當増加してゐる、今日の如き多額のボーナスを與へることは一般後國民に好からざる影響を與へるものではないか、なほ昨年此の委員會に於て各種の委員會の委員手當を廢止されてはどうかと申上つたが此點についても首相の實權を伺ひ度い

平沼首相 今日官吏は己れの所信深きため徳に乏しくなつて他人の言を容れなといふ弊がないとは申さぬ、これは甚だ遺憾であるので私も責任をもつて是正し度い、次に官吏の増加は事實であるが減すべきは減じ將來充分注意する、又官吏の賞與については各官廳應るの慣例として人件費の剩餘をもつて之に充當してゐるので不均衡なものもある之に對しては適當に考慮し度い、しかしボーナスと云ふ委員手當と云ひ今日官吏は多忙を極めてゐる際であるから只今これを廢止する考へはない

かくて十一時四十五分休憩、午後一時四十八分再開

司法制度改正問題 關屋貞三郎氏(研究) 司法制度の改正について司法官の素質向上待遇改善の問題に留意されたいが第一に司法權の最高に立つ大審院長の地位を高める考へはないか、司法大臣の地位におくことは遺憾である

平沼首相 司法權の尊重すべきことは勿論にして大審院長の地位についても尤である、宮中席次の問題もあるので考慮はするが必ず希望通りにするとは申しかねる

鹽野法相 大審院長の地位を高める事は同感である研究して實現に努力したい

地方機構改善問題 關屋氏 今日長期建設に對應して所期の目的達成のため府縣廳と市町村役場との二元的方法を以て足れりと考へらるゝや、中間機關を置いて適切な行政を行ふことは必要と思ふが如何

首相 府縣と市町村の間に中間機關を設けよとの説は尤もと思ふが關係省と協議して十分研究する

木戸内相 今日制度として中間機關を設けることは目下内務省でも研究中である、御趣旨の點は十分考慮する

學術振興問題 關屋氏 國力の發展は學術及その應用に關する研究の振興に俟つこと大である我國の研究は未だ歐米におかれてゐるの遺憾である然らば如何に進めたらよいかと言ふに第一に有能なる人々が餘額の憂なく研究に専念できることが必要である、第二にはこの研究の結果を應用する爲各方面を網羅した綜合研

究が極めて必要である、さらに第一に人文科學及び自然科学の研究、特に文化の發達は健全なる人文科學の發展に俟つことが多い、第二に學術の研究と徳育とは相反するものではないことは言ふまでもない、第三に學術の研究は世界平和及び文化に貢獻するところに我國學術振興の重大使命があると思ふ

首相 國力の發展國策の遂行上其の應用を全うせしむるために研究することは非常に必要である、政府も大いに保護獎勵の必要を認めてゐる、自然科学と人文科學とを問はぬ人文科學の健全なる發達についての御説は全く同感である、又學術の研究は精神修養と難るべからざるものであることは同感である

文相 明治以後の我國の科學の進歩は甚しいものであるがなほ研究の不充分なるものもあると思ふ將來必ず大きな發展を期待してゐる取敢へず今日は大學の研究、民間の研究を盛んならしめる標努力してゐる本年度に九大の理學部名古屋帝大の創設を見るに至つた、又大學内部の研究、綜合研究についても出來るだけ實行し度いと思ひ、大學に腹案作成を求めてゐるから出來次第實行し度い

石渡藏相 學術振興に關する問題については政府としても可成り努力してゐるので今年も學術振興會の經費は増加してゐる、其他の研究費も増加してゐる次第である

我憲法政治の本質闡明 出淵勝次氏(同利) 今日英米は我國の政治をもつて獨裁政治なりとしてゐる、此の根本に於ける誤解を除くことが必

要である、第二にはこの研究の結果を應用する爲各方面を網羅した綜合研究が極めて必要である、さらに第一に人文科學及び自然科学の研究、特に文化の發達は健全なる人文科學の發展に俟つことが多い、第二に學術の研究と徳育とは相反するものではないことは言ふまでもない、第三に學術の研究は世界平和及び文化に貢獻するところに我國學術振興の重大使命があると思ふ

要である現内閣は此の誤解を一掃することに努力して頂き度い、首相が先に衆議院に於て我國は全體主義の國ではないと申されたことを軍民一般に徹底させて頂き度い、

平沼首相 我國は民主國でもなく獨裁國でもないことは明かである、統治大權は皇室が把握されるところで萬民之を輔翼するのが我が國體で憲法はその趣旨を明言してある、その精神は諸外國に理解されてゐないことは御説の通りと思ふ、我が國が民主主義の國でないと同時に全體主義の國でない事を明かにする必要がある

十七日

新東亞建設問題
十七日は午前十時十九分開會
出淵勝次氏(利) 新東亞建設の根本は日滿支三國が結合して進んで世界の列強と協力して世界平和達成に努力することである、この原則により結合する日滿支三國は共通の目的を有するので濫りに第三國の權益を制限するものでない事を諒解せしめる必要がある、この理想を諒解せしめると同時に列強との間の懸案解決を圖る事が肝要である、我が國東亞の一角に立籠るといふ小さな考へでは不可であるとして聯軍撤退の際賜りたる詔勅を奉讀して外相の所見を質す

▲外國の要求なくとも解決
すべきものは解決に努力
有田外相 只今奉讀せられた聯軍撤退の際に煥發せられた詔書に御示しになつてゐる御趣旨は我々外政の局に當つてゐるものゝ常に脊々服膺して忘らざる

事を期してゐる次第である、殊に東亞に備して友邦のよしみををおろそかにする様な事があつてはならぬと云ふ點について特に意を致してゐる積りである……東亞に於ける新秩序の建設……日滿支の關係は決して一つが他に從屬するといふやうな事ではない事は勿論である、歐米各國の中には此の東亞新秩序の建設といふことは支那をして日本に從屬的役割を演ぜしむることであるといふやうなことを言つて居るものもあるが、それ等は日本の企圖してゐるところと正反對のことを考へて居るのである、皇道主義については總理大臣が度々述べられた様に萬民其所を得せしめるといふことが趣旨である、これを國策的に見るならば各國をしてその所を得せしむるといふことが皇道精神であると思ふ、即ち日滿支の關係に於ては日本も滿洲も支那も各々其所を得せしめるといふことは皇道主義の精神である、此の東亞に於ける新秩序の建設といふ國策の根本の趣旨とするところはこれら三國の結合によつて東亞の平和繁榮延びては世界の平和繁榮により多く寄與することが出来るといふ考へに發見してゐるのである、從つて廣い世界を狭くするからいふ風な考へとは全然正反對である、歐米の各國は日本の此の國策を充分未だ理解するに至つてゐないことは御話の通りであるしかしこれは各國各々其立場利害關係といふことが考へる基礎であるために諒解し難い點もあらうと思ふが他面に於て此の東亞に於ける軍事行動に伴ふ非常事態といふことを以て、直ちにこ

れを平時の状態と假定して考へて不知不識の内にさういふ風に考へるのである、日本の説明に合點が行かないと云ふ點もあるかと思ふがこの點については出来るだけ列強をして日本の眞意を存するところを認めしむるやう努力しなければならぬと考へてゐる、いづれにしても今日日本の向つてゐるところは詔書に御示しになつてゐる東亞に備するやうなことのないやうに努めてゐるのである、この點について東亞の一角に狭い世界を作るといふやうなことは斷じてない、また出來得べきものでないことを確信してゐるのである、この上ともこの理想を彼等に漸次諒解せしめるやう努めて行き度いと思ふ、また懸案の解決については各國から要求せられるまでもなく日本として進んで解決し得べきものは解決し度いと考へてゐる、然し懸案の性質によつて緩急もある、難易もある、これらを判斷して解決して行くべきだと思つてゐる、然しながら今日は軍事行動が行はれてゐる際であるから或は調査不能のため解決が遅れてゐるものもあり、調査が出来てゐても軍事行動進行中なるため解決が出来ないものもある、然し既に解決されたものも少からずある

揚子江解放問題
出淵氏 帝國政府は昨年英米佛に對し揚子江開放は未だ其の時に非ざることを聲明した、軍事上の必要とならば勿論開放の必要はない況んや英米の抗議の如きは意に介するに當らぬ、然し揚子江は支那の經濟大動脈だこれが開放は新東亞の建設にも役立つと思ふので軍

▲軍事目的解消すれば航行開放
米内海相 元來揚子江は支那の河川であつて列國の共有物ではない、もう少し詳しく申せば航行の權利は列國は持つてゐるが國際法上の所謂國際河川ではないのである、今日我が國は支那に於て將政權と事實上交戦中である、而も目下揚子江は作戦上の大動脈となつてゐる關係上作戦上の必要ありとすれば之を閉鎖するに何の遺憾も要らぬと考へる、日本が作戦上の必要から揚子江を閉鎖したところ之に對して列國がこれこれ申すべき筋合でないといふことを私は考へてゐる、しかし乍ら諸國の事情を考へて作戦上の必要が緩和されるといふ事になれば茲に始めて揚子江の開放といふことが考慮に入るべき問題となると考へる、只今仰せのとは揚子江を經濟上から見ると支那に於ける經濟上の大動脈である、從つて之を開放する事は支那民衆の經濟狀態を改善する事となり從つて新東亞建設に寄與するといふ事は非常に大きいと考へてゐる、揚子江を開放する事が一日速かなればそれだけ支那民衆は潤ふわけである、しかし乍ら折角支那民衆の爲と考へて開放した揚子江も將政權の利益になるといふやうな逆効果が生れると折角こちらが考へた事が水泡に歸する次第である、だから開放するとしても必要とする或る種の制限はどうしても續けなければならぬ、次に日本の力の偉大であるといふ事は確信してゐる、從つて揚子江を開放するといふスタートに於て列強に寧ろハンデキャップを與へてやつても直ちに之は取り返し得ると考へてゐる、開放そのものに關しては何等懸念を持つてをらぬ日本人は一人として作戦といふ障にかくれず持つて居る者は恐らく一人もあるまいと確信する次第である、結局しからば一體いつ開放するかといふ問題に歸着するのであるが之は主として作戦上の必要といふことが重大なる考慮の要點でいつ開くといふ事を明言いたし兼ねる事は甚だ遺憾であるが私としてはなるべく速かに開放し得る時期の到達を希望してゐるものである

國際知識涵養問題
出淵氏 近年我國に國民的意識が昂まり日本精神が大いに昂揚せられて來たことは非常に結構であるが一方獨善の傾向となつて濫りに諸外國を輕視する風あるは遺憾である、此點について文相の所信如何次に國際知識の涵養については中學校の公民科を利用し又は高等學校、大學に於て課外講演を行つては如何、又在外研究員は近來非常に減少してゐるがこれに對する対策如何、さらに國際學術會議をも少し尊重されてこれに多數參加せられ度い

荒木文相 今後の我國を背負ふ國民は我國の世界的地位を示すと共に我國體の眞髓を諸外國に知らせることが必要である、從つて世界の動きをよく認識しし獨善に陥ることのないやうに度い公民科に於ても大學に於ても今後充分に國際知識の涵養につとめる、在外研

究員は現在非常に少數となつてゐる、これについては國際文化協定を結んでゐる國々と研究員を交換し度、國際學術會議にも人を派遣する必要があるからこの人選につとめ度、我國に國際學術會議を開くことについても努力し度い

出淵氏さらに知的資材と物的資材とを同等に取扱ふべきことを述べ荒木文相同感の意を表明し次いで有田外相は國際知識の涵養につき留意すべき旨又石渡藏相は在外研究員の問題につき考慮すべき旨を答へ十一時十六分休憩、午後一時四十分再開、出淵氏(和)より新東亞建設並に防共協定の性質につき速記を中止して質問し平沼首相より答辯あり二時五十七分速記中止を解き次いで

小學校新卒業生への入學難問題

前田利定子(研) 本年度小學校を卒業して中等學校に入學希望者の數を見ると夥しき數に上りその競争は激烈を極めてゐる、文部省は種々對策を講じてゐるかに見受けられるが對策は總て的外れてゐると思ふ、或は筆記試験を口頭試験に改めたり或は暗記科目を中止して見たり、或はまた校長の答申に重きを置いたりする位で積極的の豫算を要求するが如き事はやつてゐない、今日の入學難は中等學校の數が少いといふ點に原因があるものと思はれない、各學校中にあまりに優秀の差が甚しいために優秀なる學校に志願者が殺到する爲に試験地獄が發生するものと思はれる、文部省としては學校間の優秀の差を少くする事に努められる必要があると思ふ、以上に対する所見如何

平沼首相 試験地獄の弊は私も痛感してゐる、從來種々の對策が講ぜられて居り現に文部省でも對策に努力してゐる荒木文相 目下その根本原因の研究をしてゐるがその原因の一つは一つの學校に生徒が集中する事である、之に對しては學校の優秀の差を少くすると共に或る學校の卒業生を特に優秀視するといふ點を改める必要ありと思ふ私立學校を府縣立にするとか官立學校の新設等は豫算の關係もあり實行はなかく困難である、特に重要なのは一定の學校の卒業免狀を有しなれば社會に於てよい地位につけないといふやうな弊害を改め資格の平等化を圖る必要ありと考へてゐる

前田子尚この點に關し種々質問を試み三時五十六分散會

一般施政方針

十八日は午後一時卅八分開會 大河内輝耕子(研) 町村制改正案の提出を見合せるといふ事が新聞にあるが事實か
木戸内相 今議會に提出したいと考へてゐるが地方制度全般に亘る改正を行はねばならぬので今回は提出を見合せた大河内子 近來議會はその機能を失ひ官僚政治が行はれるに至つてゐる、國民の無聲の聲を聴くため衆議院と政府の連絡は最も緊密に行はねばならぬ
平沼首相 今日政黨の領袖が内閣を組織した時代とは狀態が異つてゐる、しかし出来るだけ民意を政治に反映せしめる事は當然の事だと思ふ、之に對して今後種々施設を講じたい
大河内子 近衛無任相の兼任につき平沼

首相は衆議院に於て妥當ならずと申されたが之は將來行ふべからざるものと諒解してよいか
首相 妥當とは考へて居らぬ、先例によつて行つたのでもなければ、又これを將來先例とする考へもない
大河内子 妥當ではないが對支關係上行はれたと言ふ以上適當の機會に善處を要する、無任所相か稱府議長か何れかを辭任するのが必要と思ふ
首相 近衛公を現在の地位から去らしむる事情には至つて居らぬ、近い將來に何れかの地位を辭せしむる事はないと思ふ

大河内子 民間の言論統制があまりに行過ぎてゐると思ふ、言論の民間統制を噓しく申され乍ら國家の官吏の言論の統制が行はれざる理由如何
内相 言論の取締については目下支那事變中であるので窮屈な取締りがあるがその取締りと國家の必要とを調和したい、官吏の言論は最も慎むべしとの點は充分注意する
平沼首相も同様の答辯をなし
大河内子 支那の新政權擁護運動は一種の外交と思ふが之に對して誰が責任を持たれるか
首相 責任は首相が負ふ事になつてゐる大河内子 度々政府の聲明により此の事變の目的は日支親善で領土野心なしといはれてゐる、從來の外交は失敗した爲に今日の支那事變が勃發したのである、その失敗は二元外交に歸すると思ふ、又支那に於ける日本の機關を必ずしも一元化してゐると思はれない

以上に対する所見如何
首相 只支那に對する各般の施設は統帥に屬するものと内閣に屬するものがある、内閣に屬するものとしては興亞院が設けられ、現地には連絡部がある
次いで大河内子は二時廿五分より同四十八分の間互り速記を中止して有田外相に質問をなし同五十分散會

物價・對支經濟問題

廿日午前十時廿三分開會 加藤敬三郎氏(研究) 今日金は融政策よりも物價政策に重點がある特に商工省の仕事は重要性を増して來たのであるが結局問題は制度よりもこれを運用する人にあると思ふから政府に於ても充分注意せられたい、商工當局の物價對策に關する所信如何次に我が國の現状において消費の節約は尙ほ相當に出来る筈である、本豫算案を見ても本年度からは是非なさればならぬといふ事業ばかりとは受けとれぬ繰り延べられるものについては繰り延べる必要ありと思ふが如何、更に日銀の公債所有高もだん／＼増加し物價も騰勢に向つてゐる、公債消化も余り樂觀は出来ないと思ふが政府の所信如何
石渡藏相 今日豫算は國民經濟に對して從來より一層密接なる關係を生じて來たのである、政府は既に昭和十二年度において一般特別兩會計を通じ繰り延べも相當行つたのである、昭和十三年度においても一般特別兩會計を通じ二億數千萬圓の節約をなした今年度においては今日のところ實行豫算を組む考は持たないが豫算の實行については充

分御趣旨を考慮する、第二に公債の消化は戰時體制運行の要諦である、今日のところ公債の消化は相當順調に行はれてゐる、將來も政府の撒布資金が銀行に還へるやうになり民間の貯蓄も充分行はれてゆけば公債の消化は悲觀するに當らぬと思ふ
八田商相 物價對策は昨年暴利取締令並に輸入臨時措置に關する法律等によつて取敢へず物價が現状以上に騰貴することを防ぎ又中央地方に物價委員會を設けたがこれらはかなり効果ある對策となつた、又今回中央物價委員會を改組し事項別、物價別の各專門委員會を設けることに決した、かくして民間の専門家にも御努力を願ふ考へである、物價の統制は物資の統制、消費の統制の両面より見て綜合的に行つてゆきたい、中央物價委員會で決定したことは地方の物價委員會に及ぼし恒久的物價をつくりたい、尙商工省内に物價對策部といふか物價對策局といふかそ

ういふやうなものをつくる考へである
加藤氏更に中支の幣制と租界問題等につき質問をなし、石渡藏相、有田外相よりそれぞれ速記を中止して答辯をなし、ついで
加藤氏 今日如く我が國が大いに海外に發展する時代に於いてこれに隨伴して有力なる金融機關を必要とすると思ふ、現在正金銀行があるがこれは専ら爲替銀行であつて海外にあつて長期資金を貸付ける仕事はしてゐない、幸に朝鮮、臺灣の兩銀行があるがこれを打つて一丸として社債發行權を與へて長期資金の貸付の便にしては如何

石渡藏相 御承知のやうに正金銀行は爲替銀行であるが必ずしも爲替業務のみ

三浦新七氏(同和) 生産費により物價對策を樹立すると最も條件の悪い生産費

八田商相 物價の恒久對策としては生産配給を通じて一層價格を合理的ならしめ

八田商相 開相場場の對策については當局も苦心して居る、小賣商の問題について

か委員會を作つて専門家の意見をききたいと思つて居る、商業者の轉業は結局許可制度等もよいのではないかと思ふ

久恒貞雄氏(交友) 人口を五十年間に一倍増加するため奨励金其他積極的對策を講じては如何

久恒氏 結核撲滅策如何 厚相 結核病については種々對策を講じて居るが國民全體が自覺して豫防に努めるならば必ず良結果をあげ得ると

川村竹治氏(交友) 東北地方は年々霜雪害のために住民は極めて困難して居る

二倍三倍の負擔である、嘗つて岡田内閣が東北振興を重大國策と聲明しその後の内閣も之を國策として居たが現内閣も同様國策と考へられるか如何か

川村氏 東北興業會社の重大なる創業期に於て二年間に三人も總裁を更迭して居る、將來如何なる態度でこの人事を行ふか

川村氏 東北の特異性に基き東北廳を設けて之に充分なる權限を付與し思ふ存分計費を實行させねばならぬ、内相の所見如何

川村氏 岡田内閣は東北振興調査會の答申に基き三億圓の經費を支出することに閣議で決定したが各省の年度割を見ると一億九千萬圓に減少して居る、第一に何故かくも減少したか、第二にその年度割すらも實行されず、その一部を豫算に計上したのに過ぎないのは何故か、第三にかゝる少額の豫算で東北の振興が出来ると思ふか

千萬元位で前年よりも一千万圓程増加して居る、閣議に於て三億圓と決定したものを何故減少したかと言はれるが之は東北振興調査會で決定し答申したもので閣議で決めたものではない、將來政府は東北振興には充分努力する心算である

委員會

宗敎團體法案委員會 宗敎團體法案修正協議(二三) 宗敎團體法案委員會は十三日午前午後二時に互り内務、文部兩政府委員の出席を求め前日に引續き未成年者の場合代務者を置くや否やの點につき懇談的に意見交換の結果大體代務者を置くことに一致し、更に結社取締方法につき懇談を繼續したが内務、文部兩省府委員間に意見一致を見ないので更に充分なる研究を遊けた上十四日午前十一時より懇談會を開くこととなつた

▲小委員會で修正案を議す(二三) 宗敎團體法案小委員會は十四日午前十一時より開會、一條小委員長以下各委員、政府側舟橋清賢子(研究)より「これらの修正に對し政府は同意であるか」とたゞし、小柳文部政務次官(當局)に異議はない」と答へ尙大河内輝耕子(研究)田所美治(同和)内田重成(交友)下村宏(研究)等の諸氏よりそれぞれ質疑ありて討論に入り千秋季隆男(公正)岡部長登子(研究)田所氏、大河内子などより賛成意見あり、採決の結果全會一致を以て小委員長報告通り修正可決して正午散會した

▲宗敎團體法案修正可決(二三) 十六日の委員會は午前十一時一分開會、一條小委員長より小委員會に於ける審査の經過を報告し次いで舟橋清賢子(研究)より「これらの修正に對し政府は同意であるか」とたゞし、小柳文部政務次官(當局)に異議はない」と答へ尙大河内輝耕子(研究)田所美治(同和)内田重成(交友)下村宏(研究)等の諸氏よりそれぞれ質疑ありて討論に入り千秋季隆男(公正)岡部長登子(研究)田所氏、大河内子などより賛成意見あり、採決の結果全會一致を以て小委員長報告通り修正可決して正午散會した

との主張に對し内務省側では第廿三條及び第廿五條の宗敎結社については治安警察法第八條第二項の規定を適用するものであるからその必要なしとの見解を持し宗敎結社に對して治安警察法以外に文部大臣の認可取消權を賦與することに反對、午後一時卅分再開、午前中に引續き第廿三條及び第廿五條の宗敎結社の取締問題につき協議の結果内務省側の意向を容れて原案を認めることに決し、次いで第四條、第七條、第十六條第十七條、第廿六條の修正點につき懇談を交へ左の如く修正することに決し五時過ぎ散會した

△第二次小委員會修正點 一 第四條第三項及び第七條第二項中に「未成年なる時の字句を挿入する 一 第十六條中「二年内の期間を限り」と及び第十七條中「二年内の期間を限り」とあるを削除する 一 右に關聯して第廿六條の罰則規定に修正を加ふ

▲宗敎團體法案修正可決(二三) 十六日の委員會は午前十一時一分開會、一條小委員長より小委員會に於ける審査の經過を報告し次いで舟橋清賢子(研究)より「これらの修正に對し政府は同意であるか」とたゞし、小柳文部政務次官(當局)に異議はない」と答へ尙大河内輝耕子(研究)田所美治(同和)内田重成(交友)下村宏(研究)等の諸氏よりそれぞれ質疑ありて討論に入り千秋季隆男(公正)岡部長登子(研究)田所氏、大河内子などより賛成意見あり、採決の結果全會一致を以て小委員長報告通り修正可決して正午散會した

▲宗敎團體法案修正可決(二三) 十六日の委員會は午前十一時一分開會、一條小委員長より小委員會に於ける審査の經過を報告し次いで舟橋清賢子(研究)より「これらの修正に對し政府は同意であるか」とたゞし、小柳文部政務次官(當局)に異議はない」と答へ尙大河内輝耕子(研究)田所美治(同和)内田重成(交友)下村宏(研究)等の諸氏よりそれぞれ質疑ありて討論に入り千秋季隆男(公正)岡部長登子(研究)田所氏、大河内子などより賛成意見あり、採決の結果全會一致を以て小委員長報告通り修正可決して正午散會した

▲寺院等無償貸付國有財産處分法案併審
【二七】十七日は午前九時開會、併託さ

れた寺院等に無償にて貸付しある國有財
産の處分に關する法律案の審議に入り江
口營繕管村局理事より説明あり質疑に入

り
千秋季隆男(公正) 往々寺を護るといふ
名の下に私利私慾を計る運動をなすな
ど宗教の權威を阻害することがある、

又此の法律の成立と同時に種々煩瑣な
問題が起ると思ふ、當局としては審査
會の構成等につき充分注意され度い

江口理事 讓渡問題は審査會の公正なる
審議に俟つこと大なりとの意見は尤も
である我々も特に注意して遺憾なきを
期したい

内田重成氏(交友) 寺院境内地の處分に
ついては國の財政上にも寺院及び檀信
徒の利害にも大なる關係があるから慎重

に審査が行はねばならぬが寺院境
内地處分審査會は此の命令案で見ると
東京に一ヶ所だけであるが、それで圓

滑な運用が出来るか、第一次審査、第
二次審査の制度にして一應地方に於て
審査したものを第二次的に東京で審査

した方が事情を逐かに調るべことが出
來ると思ふが如何
江口理事 問題は少いからそれは東京一
ヶ所で行つて充分であると思ふ

託の
一 寺院等に無償にて貸付したる國有財
産の處分に關する法律案
を議題として
田所美治氏(同利) 無償讓渡を寺院だけ
でなしに教會等へも擴張しては如何

は沿革の上からも一寸無理である
塚本清治氏(同成) 寺院境内と公園との
關係につき伺ひ度い

之に對し政府は答辯を午後保留し大河
内輝耕子(研究)内田重成氏(交友)等より
夫々質疑十一時五十八分休憩、午後一時

四十八分再開、寺院境内地と公園敷地と
の關係について午前引續き塚本氏、大
河内子、舟橋清賢子(研究)田所氏、下村

宏氏(研究)
より夫々質疑あり三時五十九分散會
北海道土功組合委員會

【二四】十四日は午後一時卅九分開會、
漢那内務政務次官提案理由説明の後質疑
に入り
大森佳一男(公正) 組合の指導助成につ

いて今後の重點如何
半井北海道長官 土地の改良施設を行ふ
ことに最も力を入れ之に對して當局と

しても補助を出來得る限り行ふ考へで
ある
金岡又左衛門氏(同成)木場員長氏(研究)
より組合の協議の問題について質疑あり

見の陳述あつて採決の結果全會一致可決
二時卅七分散會
借地借家法委員會
【二四】十四日の特別委員會は午後一時

五十二分開會先づ鹽野法相、大森民事局
長より夫々提案理由につき説明あり、次
いで質問に入り河井彌八氏(同利)奥田剛

郎男(公正)から質疑あり同二時廿分散會
▲公證人法改正案可決【二六】十六日の
委員會は午後一時四十分開會、附託兩案

たる
一 公證人法中改正法律案(政府提出)
につき直ちに討論に入り宇佐美勝夫氏
(同和)より賛成意見の陳述あり採決の結

果全會一致可決、同四十三分散會
法律四十九號委員會
【二五】十四日の貴族院本會議に於て委

員附託となつた明治卅五年法律第四十九
號(國勢調査に關する件)中改正法律案委
員會は午前十時開會委員長に橋本實斐伯

(研)、副委員長に大島健一(利)兩氏を互
選決定したる上議員法制局參事官川島内
閣統計局長より提案理由の説明あり質疑

に入り丸山鶴吉(同利)橋本辰二郎(研究)
白川養子(研究)の三氏より質疑あり政
府委員の答辯あつて同十一時廿五分散會
▲法律第四十九號改正案可決【二六】十

員附託となつた郵便年金法中改正法律案
特別委員會は十八日午前十一時廿八日開
會、廣瀬厚生並に政府委員の説明あり午

後零時十分散會
【二六】廿日は午後一時卅八分開會
長基運男(公正) 郵便年金制度は敬老の

醇風ある我國に適した制度なりと思ふ
が簡易保險に比し普及の程度が悪いが
如何なる理由か

之に對し進藤保險院長官より説明あり
長男 政府としては各種郵便年金制度中
何れが一番發達すると思はれるか

藤川副保局長 保障期間付年金制度は我
國に於ては最も適してゐる
なほ之に關聯し元金放棄制、元金留保制

に對し長男と藤川局長との間に問答あり
河原田稼吉(研究)稻畑勝太郎(同利)兩氏
から夫々質疑をなしたる後二時五十四分

散會
花柳病豫防委員會
【二六】十六日の貴族院本會議に於て委

員附託となつた花柳病豫防法中改正法律
案委員會は十七日午前十時開會、委員長
に實吉純郎子(研)、副委員長に松尾義夫
男(公正)を互選決定の後質疑に入り金杉

將來國民のこの問題に對する根本的自
覺を促し且つ財政の許す限り國家の之
に對する施設を樹立して民族の向上國
家の發達を圖りたい
高崎彦彦男(公正) 診療所の施設を充實

改善して今回の改正の趣旨を徹底して
行くものとすれば花柳病專門醫師に對
して相當の影響を及ぼすものと思ふが

如何
厚相 現在政府の態度を申上ぐる時期に
至つてゐないが重大な問題であるから
廳案制度調査會の審議を俟つて醫師に

對する態度を決定したい
かくて同十一時六分散會
▲花柳病豫防法改正案可決【二八】十八

日の貴族院花柳病豫防法改正委員會は午
後一時卅七分開會速記を中止し二時十一
分討論に入り金杉英五郎氏(研究)賛成の

意見の開陳あつて全會一致可決同二時十
七分散會
衆議院は十三日の本會議で愈々十

四年年度總豫算を手放すと目前さした
る重要問題なく一息入れて十四日は
各派の委員の機益確保決議案可決、十

六日は委員會議議した法案可決の
ためそれ、開會したが、其後は議
題不足から十八日も廿日も休會とな
つた。會期半ばに早くもこの始末、
政府の黒星である。
委員會は豫算總會が十三年度追加
豫算を得て廿日から再開し剩餘十指
に餘る委員會も審議順調に進行、何
の奇もない。
今午本會議を通過した法案は赤字
公債、農業再保險、人事調停、軍用
自動車検査、朝鮮私買収の新法律
案と作業會計、免振銀行券整理、海
軍工廠資金會計、朝鮮事業、朝鮮私
鐵補助の各改正法律案。すべて原案
可決。

衆議院

衆議院派交渉會

【二三】衆議院各派交渉會は十六日午前十一時各派交渉に於て開會協議の結果来る十八日は本會議日に當るが政府提出法律案が無く僅か議員提出法律案数件あるのみであるから休會する事に決定した

本會議

十四年度總豫算案可決

十三日は午後一時廿七分開會、小山議長の開會の宣言に引續き海南島占據の經過報告のため發言を求め

板垣陸相 我が陸海軍の精銳部隊は緊密なる協同の下に十日未明海南島の遼瀋灣に敵前上陸を執行し見事奇襲上陸に成功致しました、爾後天候に恵れ水陸空の作戦極めて迅速に進歩し陸軍部隊は海口、瓊州を占領し、海軍部隊は海口南水道を通航し、殆んど同時に海口に到着し陸海軍間に協定せる地域及び施設を占據、整備してをりますが市街は被害なく静穏で一時避難した市民も續々歸來しつゝあります、航空部隊は偵察並に敵軍隊及び軍事施設を爆撃してをります、尙陸軍部隊は十一日より乾嶺及び大林方面に進撃し十二日これを占領しました、當方面の敵は保安隊税團約一千名ほどでありましたが山地方面に逃走した模様であります、只今までに敵の損害は遺棄死體二百、捕虜三百でありますが我損害は極めて輕微でございます

感謝決議文

我が陸海軍は緊密な協力の下に海南島の上陸作戦に成功し南支の要衝を占據し一帯の制海權を把握しその戦局に及ぼす功績洵に偉大なり衆議院は院議を以て閣下及び將兵諸士の絶大なる勳功を感謝し深甚なる祝意を表す

之に對し板垣陸相及び米内海相より御熱篤なる決議を賜はり感激に堪へない、決議の趣旨は直ちに第一線將兵に傳達する將來益々奮勵努力して最終の戦果をおさめ度い

と天々陸海軍を代表して答辭を述べれば満揚又々一齊拍手をもつて之に酬ひる、終つて日程に入り一 昭和十四年度歳入歳出總豫算案並昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算案一 豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲す件を上程豫算委員會の經過並びに結果につき報告のため櫻井豫算委員長登壇本豫算案は東亞新秩序建設の根幹をなすものであるから之が實行にあたる政府の信念を實したるに政府は生産力擴充と物動計畫、東亞新秩序建設に伴ふ國防充實と經濟建設の概要を詳細に説明し其の信念を明かにしたと述べ豫算委員會は全員一致原案を可決

した旨を報告、終つて討論に入り前田房之助氏(民政) 本豫算は前内閣の豫算案を踏襲したもので幾多の缺陷を含有する、即ち本豫算のみでは我國財政經濟、國防の全體を知ることが出来ず此の故に之を論議し盡すことは不可能であるこれこそ政府が議會の輿論を輕視するものであり否むしる無視するものである、かの如き三本立ての豫算編成は適當でない旨を警告すると共に政府は速かに臨時軍事費及び一般追加豫算案を提出してその全體を明かにすべきことを要望する、十四年度の總豫算は全體を合して百億圓を突破するものと思はれ十三年度に比し公債も増發されることを考へる、これがため消費物價増加しかくて物價高を招來すべくことに悪性インフレーションの危機にあり今日こそ悪性インフレーションの潜伏期と見るべきである、これが豫算實施上其の運用につき政府は特に注意すべきである、又公債消化に不安なしと云ふが日本銀行の公債手持高は最近累増してゐる、公債消化の方策については政府は萬全を期すべきである、更に今日奢侈に流れつゝある社會風教を矯正し必要あれば自治的に貯蓄強制をなし低金利政策の普通化を圖るべきことを要望する、生産力擴充については民間の積極的協力を要する、而して物動計畫實施については需給を調整すべき統制に自ら限度あることを知らねばならぬ、物資統制は斷じて目的に非ずして手段方法である、これが兩計畫に關する限り内閣諸公は其の影響が深刻にして民間の怨嗟の聲あるを知らない、その中間

の官吏にさへまぎられてゐるのである、よろしく政府は官吏制度の改革を斷行し官吏身分保障制度を撤廢すべきことを要望する、而して物動による平和産業の犠牲は甚大である、政府の今日迄の轉業政策は單なる應急策であつたが長期經濟建設時代に入つた今日經濟の計畫化の線に沿つて之を轉業せしめ組織化して大資本へ密接に連繫し得る様施策して將來の生計を確保すべきである、此點政府に強く要望する、政府は物價政策として今日迄應急的騰勢抑制をやつて來たが新段階に入れる今日物價政策は生産機構に組入る原材料、製品、配給機構までを有機的に一貫してその正常價格を形成するやうすべきである、若し悪性インフレーションとなれば聖戰の目的を達成することが出来なくなるべく更に圓ポツク内の輸出統制緩和を要望する後現内閣に事變處理の新しい、新構想なきを雜誌し前田氏 帝國は愈々防共協定を強化して行かねばならぬが赤色ソ聯は今や帝國の權益を蹂躪して暴威をたくましくしてゐる、國民は犠牲と負擔を忍んでその總力を集中して事態を克服するの強固なる決意をしてゐる、しかし現内閣の諸公によるこの國民と均しき迫力ありや政府はよろしく全力を事變處理に集中して聖戰目的達成に邁進せよ、私は以上の諸點に關し政府の善處を要望して本豫算案に賛成するものである大日喜六氏(政友) 私は原案に賛成する然しこの際聊か所見を開陳したい、首相が施政演説で陳べた經濟統制の強化その他は今日國民の常識である、問題

はこの具體的方策如何にある、政府の生産力擴充四年計畫を見るに滿洲支那に關しては未だ確定せるものがない然かもこの計畫に於ては國防の充實が主であつて經濟力の充實は従である、今日の場合戦争の遂行に緊急するものを充實することに努めるのは當然であるがそれだけで長期建設に向つたのは國力の減退は免れない經濟力の充實は併行して行はねばならない、即ち國內資源開發と輸出入貿易の振興である、これを實行することは又國防の基礎を強化することである、特に支那の經濟開發については今日政府の英斷を要すべきもの二、三にとまらぬ、政府は速やかに肚を決めねばならぬ、政府の生産力擴充計畫は廣く衆智を集めてゐない憾がある、今回の豫算案を見ると企畫院内に科學部を設けるやうだが其の豫算は僅か二萬八百餘圓に過ぎない、過般科學會議から提出された答申は如何に實行せんとするか、第三國に對する輸出は困難とは云へ奮闘努力良價廉價のものを出せば販路を見出せないことはない、貿易振興を商工省だけに委かせずに政府全體の力をこめて行くとせよ、纖維製品の販路の萎縮して行くのを放置しておいては斷じてならぬ、物價騰勢の抑制には國民の購買力を抑へねばならぬ、然しこれは今日國民の自制に俟たねばならぬ、政府は物價問題の根本に觸れようとしてゐるやうだが物動計畫は物價問題と關聯して樹立されねばならぬ、政府の深甚なる考慮を求めぬ、食糧問題は輕視するわけには行かぬ、豫算本案はこの

點について缺けるところがある殊に農村問題と物價問題については充分考究せねばならぬ

その他治水、砂防計畫問題に觸れた後政府が本豫算案に於いて時局打開の積極的努力を傾注せんとしていることは感取し得るが迫力に於いて何か缺けるところがある、政府は奈邊まで進まうとするのか、および腰の感があるのは遺憾である、政府は國民總動員聯盟を改組するといふが如何に改組しても政府の方かついて来いと命令されたことでは國民は眞の協力が出来はせぬと一段聲をばりあげて政府を強硬すれば満場拍手を送つて應酬する

鈴木正吾氏(第一) 有田外相は遺棄外交を屢々言ふがこれは決して英米迫迫外交であつてはならない、日英協調政策は日本の世界政策の上から決定されるべきである媚態外交といふ如きは斷然不可である、日獨伊防共協定の擴大強化こそ世界平和確保の方途である政府は日獨伊軍事同盟の締結にまで邁進せよ、政府の生産力擴充計畫に對し率直に言へば我々は大きな疑問を持つてゐる、これは計畫の數字が形大なるがためではなく現在の如き利潤追求の理念の下に立つ經濟機構では到底困難である、金増産計畫の遂行が計畫通りゆかぬのもこの理念によつて運営されてゐるが爲である、輸出振興の爲には生産費の低下を圖らねばならぬ、而も日鐵の如き獨占資本の利潤については積極的に考慮されず勞働賃金をその目を回してゐるのは如何、現經濟産業機構をその儘に生産力擴充及物動計畫が遂行

されるならば國民の蒙る重壓は甚だしいと思ふ、茲に於て現機構を改革する必要が痛感される、その方向は實施中の電力國家管理が之を示唆してゐる、この際鐵、石炭、金、銅等の地下埋藏物資に關する産業を國家管理とすべきである、政府は宜しく庶政改革の案を整備して議會に示し國民をして謂ふ所の萬民輔翼を實行せしむべきであらう現在の如く國民負擔の不均衡の甚しい事は嘗つてない、殷賑産業と犠牲産業の懸隔は愈々甚しい、この際殷賑産業の利潤制限を斷行し犠牲産業の轉失業の對策を徹底強化せよ、犠牲産業者は銃後經濟戰負傷者である、之が救済に要する經費が二倍三倍となつても之に協賛する用意がある、國民精神總動員運動について一言するが今までの官僚的なものに對しては國民がむしろ憤つてゐる國民は上から緊張して来いと思つてゐるのだから上から精神總動員等と押しつけられて來ることに憤懣をさへ感じてゐる、首相自ら身を以て國民を敬ふべきである

田万清臣氏(社大) 明年度豫算は軍備の充實生産力擴充國民生活の安定といふこの三大眼目を綜合的に解決するものでなければならぬこの方向に向ふものとして私は總動員法の全面的發動、行政機構の改革、財政の根本的整理戰時社會政策の遂行を要求するものであると冒頭して明年度豫算案に積極的な迫力のない事を非難し本豫算を檢するに戰時社會政策の缺如が特に目立つ、軍備充實生産力擴充の圓滑達成の爲には積極的戰時社會政策

の樹立實行が不可缺の要件である、即ち人的資源の擴充の爲め生産力擴充と併行して國民更生何ヶ年計畫といつた如きものを急進すべきである戰時負擔の均衡を圖るために財政稅制の根本的改革は焦眉の急務である、物動計畫による中小工業者の大工業の下請けへの轉化中小商業の手續料商人への轉化更に之等が新たな生産部門への轉業を餘儀なくされてゐる事實に對して政府は如何なる解決策を持つてゐるかを十四年度豫算に見ればその認識なし甚だ遺憾である、現經濟機構に於て生産力擴充及物動計畫を實行する爲には統制強化より外に方法がない、又總動員法の發動に従つて行政機構の改革を斷行せねばならぬ、首相は機構に非ず人に依つて國家總力を集中し得るといはれたが現行政機構は決して總動員に即應する様になつてはゐない、社大の本豫算に對する希望條項は次の如きものである

一 政府は十四年度豫算の實施に當り計畫的財政政策を確立して悪性インフレーションを防止して總動員體制確立に遺憾なきを期すべし
二 物動計畫の全貌を發表して國民の協力を求め計畫實施の犠牲中小工業の轉業については國家が全責任を以て救済に萬全を期すべし
三 政府は聲明の如く十五年度に於て中央地方を通する稅制改革を爲し國民負擔の均衡を圖り體制を整備すべし
四 戰時社會政策を確立して民力を涵養し國防の充實、生産力擴充に資し國際壓力に堪ゆべし

五 國內改革を斷行して總協力の實を擧ぐべし

三木武夫氏(第二) 日本の戰時經濟は政府の獨力では乗り切れない、政府は國民に經濟の實情を知らせてその協力を實現しなければならぬ、經濟のみならず外交についても國民と共に語り國民と共に考へてやらねばならぬ、之が首相の所謂總親和を得る所以である、今日一方に於て時局の爲に巨利を貪り、一方に於て時局の爲に深い犠牲を蒙る者のある事が社會不安の種子である、政府はこの繁榮と犠牲の溝を出来るだけ埋めねばならぬと簡潔に要望して原案に賛成、かくして討論を終り採決に入り議員起立滿場一致を以て明年度豫算案は委員長報告通り無修正可決、最後に小山議長より「明年度豫算案は之にて議了した」旨宣し四時五十七分散會

豫算案は之にて議了した」旨宣し四時五十七分散會
▲民政黨幹事長談話(三) (問題は百億豫算に)
衆議院は本日總豫算を滿場一致可決確定したが聞く所によれば政府は臨時軍事費として更に六十億、又軍備充實のため十數億圓の追加豫算を提出せんとする趣きであるが、爲に總額は百數億圓に及ぶ大豫算となる筈である、抑々豫算に對する財政計畫の當否を批判し經濟界に及ぼす影響を推斷し此豫算に對する賛否を決すには之等の各豫算の全貌を檢討した上でなければ決定出来ない調である然し乍ら衆議院はこの時局の重大なるに鑑み之等の點を忍んで快く協賛を與へたのであるから將來政府は之が實行に當りこれら

の點を充分考慮の上之が施行上萬豫算なきを期し國民の期待に副ふ責務があると信ずる

▲政友會砂田幹事長談話(三) (民力涵養に力を注げ)
昭和十四年度一般會計豫算が十三日全院一致を以て衆議院を通過したことは同豫算が支那事變第三年に對處する重要使命を擔つてゐる點に鑑み寔に同慶の至りである、然し最近の帝國財政の全貌は軍事費を大宗とする追加豫算と合して始めてこれを知り得るものである我々は本豫算の審議を通じて政府は長期建設に對應して民力涵養を重要視する必要があることを反覆力説し農村對策、食料政策の上で遺憾の點の多いことを指摘して來た、政府が我黨の意のある所を掬ひて來た、政府に於て萬全の對策と充分の經費を計上し以て戰時對策の完備を期するやう處方を要望して止まぬものである

▲社大河上氏談話(三) (編成の矛盾を是正せよ)
豫算の内容を見るに時局對應の見地より編成された跡も認められるが依然古い時分の形態を強してゐる編成の上にその調和を缺く矛盾がある、之を是正しない限り東亞新秩序の建設に副はないこととなる、自分はこの點を特に考慮して將來豫算編成の完備を期さなければ豫算の完全なる運用は行はれないものと思つてゐる
▲東方會由谷氏談話(三) (合理的運用を期待)
本豫算の内容は極めて杜撰なものであるが時局柄さう完全なものを求めるもの無理かも知れない、各省の要求は最初四十七億圓を突破してゐると聞いてゐるがそ

れが廿六億に落ち着いた點から見ても各省の豫算編成には幾多の無理があるのだらう、各派からもそれらの希望が述べられてゐるが政府は之が運用に際しては最も合理的且つ効果的方法を充分講究して萬濟漏なきを期すべきであると思ふ

▲第一議員俱樂部清瀬氏談【三三】

(眞の事態に即應せよ)

本來豫算は追加豫算と一體をなして考ふべきであるが廿六億に餘る本豫算も支那半變の形勢によつて膨大化して來たものである、吾々は今日最も重要なことは事變の處理にあると信するのでこの線に副つた豫算の運用を熟慮して已まない、又事變の處理は公式論のみで達成されず眞の事態に即應して解決する必要があるので外交もその線に副ふべきであらう、本豫算通過に際し條件等は全然なかつたが政府に於て各派の代表より述べられた意見は充分之を尊重して運用上濟漏なきを期せられたいと思ふ

十四日

對ソ權益確保決議案上程

十四日は午前十一時十分開會直ちに日程に入り、劈頭左の決議案(對ソ權益確保に關する件)(町田忠治氏外八十二名提出)を上程

決議

帝國の權益に對するソ聯政府の壓迫は最近頗る甚しきを加へ正に其根柢を脅かさんとす政府は速に適切な對策を講じ以て之等權益の確保の爲萬濟漏なきを期すべし

右決議す

提案理由説明のため
山本厚三氏(民政) 露領漁業權は日露戰

後北樺太の石炭及び鑛業利權は尼港事件に於ける夫々我同胞の骨き血の犠牲によつて得た戰利品である、近時ソ聯の暴狀は此の權益を自然消滅に歸せしめんとしてゐる、今日之を斷乎として確保せしめて我々は同胞の血の犠牲に對して何を以て酬ひんとするか、堪忍にも程がある

とソ聯の漁業條約交渉拒否、安定漁區の入札北樺太石炭石油權益に對する妨害等其の暴狀を指摘し
最早普通一般の外交辭令をもつては解決し得ない、政府は強い威度をもつて萬全の處置をとり國民の期待に副はねばならぬ

と政府の斷乎たる處置を望望すれば滿場急聲の拍手をもつて之に答へる、次いで討論に入り
深澤聖太郎氏(政友) 日ソ間にはポーツマス條約があれどあたかも無條約状態の如くである、無條約状態に於ては漁業權益は實力をもつて行使する外ないソ聯の暴狀はポーツマス條約の大半を自ら抹殺し去るものだ、北樺太に於てはソ聯は恐怖政策をもつて邦人の企業を壓迫してゐる、事ここに至つては我々互に重大な決意をしなければならぬ、漁業者は自由出漁を決定してゐる政府も實力出漁已むしと言つてゐるが今回の自由出漁は敵前上陸の決意をもつてせねばならぬ

とソ領漁區の一次的占據、北樺太の一次的保障占領の必要さへありり絶叫して決議案に賛成すれば代つて
青木精一氏(第一) 對ソ權益は日ソ修好基本條約、廣田・カラハン協定によつ

▲外相決意表明

現在のソ聯政府自身の確認したものである、北洋漁場の開拓は日本漁夫の力に依つて始めて出來たのである、ソ聯に委して置いたのでは世界に貢獻し得なかつたのだ、ソ聯はいまこれを奪還せんとしてゐる

と論じて露領漁業を國貨會社の經營に編成せよと叫び最後は問題の解決はわが政府の腰一つだ、問題は一權益の問題ではない、外相一人に委して置かずに政府全體の壯を決めてかゝれ

渡邊泰邦氏(東方) ソ聯はわが國際關係の現状を奇貨措くべしとして横車を押ししてゐるのである、言葉の上で解決が出来ないならば力の回答を與へねばならぬ、力の回答を與へることは、ソ聯のみならず世界の槍戟臺に立つてわが斷乎たる決意を示す所である、有田外相は國民外交の外相として斷乎解決に邁進してはどうか

道家齊一郎氏(第一) 政府はソ聯の暴狀に對して樂観してはるやしないか、國民は政府に向つて從來の如く軟弱外交の一番を要求してゐる、總辨和などといふ御念佛みたいなものを要求してゐるのではない、押せば退く退けばつげ上るのソ聯外交の常である、獨伊の外交を見よ今日力は權利の時代ではないか

と強硬外交を主張して降壇、かくて裁決に入り總員起立全員一致を以て決議案を可決、この時有田外相政府の決意表明のため發言を求め

▲外相決意表明

有田外相 只今の對ソ權益確保に關する決議につきまして此際政府の決意を説明いたして置きたいと思ふのであります、政府といたしましては之等の權益確保のため從來努力を怠らなかつたのであります、目下の状況に照らしましたる更に一段の努力を傾注し適切なる對策を講ずるに於いてその最善を講さんことを期する次第であります

臺灣米移出管理特別會計法等上程

次いで
一 競馬臨時特別に關する法律案(政府提出)
を上程農相の提案理由説明後直ちにこれを軍馬資源保護委員會に併托
一 金資金特別會計法中改正法律案(政府提出)
を上程石渡藏相より提案理由を陳べこれを赤字公債委員會に併托
一 臺灣米穀輸出管理特別會計法案(政府提出)
を上程石渡藏相の提案理由の説明ありこれを質疑に入り

岡野龍一氏(民政) 臺灣米の移出管理案は事實以前のものでありこの點現在の戰時食料政策と矛盾はないか、農村は人的資材に不足して居る然るに中央は地方に對し種々命令するが之に關する部活動成について農林省は他に考へて居るか、軍需特用食物の生産増加の爲には米作を抑制せずしてはその目的を達し得ないと考へて居るのか、臺灣米の移出管理による利益金百九十餘萬圓を見込んで居るが石四圓を値引きして臺灣米から安く買上げるのと臺灣農民は一年八百萬圓乃至一千萬圓の減收となり

農民の生活に及ぼす經濟的壓迫は大きいと思ふが如何
とて臺灣島人の今次半變における統後の執誠とその金獻納運動の實績等を述べて内憂無差別を強調したる上
本案の臺灣島人に與へた衝擊は甚だ臺灣統治上憂慮すべきものがある、東亞新秩序の建設に入れる今日臺灣の民心を不安に陥れるが如きは當を得たものでない

寺田拓務政務次官 臺灣米の急激なる増産計畫は回避してゐるが内地と眺み合せて逐次米の増産を圖ることになつてゐる臺灣米が減産する心配はない、又軍需特用穀物の増産は本制度が無くても出來ると云はれるが愛國比麻の増産が出來たのは愛國心に訴へて出來たものであるしかして之が今後増産目的を確定するためには本制度を必要とする石四圓の値引をして臺灣米を買上げるのだと云はれるがそれは誤りで買上げは石二圓以内である故に臺灣に對し經濟的壓迫を加へると云ふ様なことはないと考へてゐる

次いで板垣陸相登壇して食料政策の見地から寺田拓務政務次官と同様の見解である旨を答へ
櫻内農相 我が農家の部落單位實行組合に對し之が助成を更に一層なすことの必要は認めて居り目下研究考慮中であるが未だ成案を得てゐない、
松村大藏政務次官 御質問の如きことはないと思つてゐるが本制度の運用に際しては充分注意する

三善信房氏(政友) 臺灣米移出管理制度の目的は臺灣米の價格を適正に定め米

三善信房氏(政友) 臺灣米移出管理制度の目的は臺灣米の價格を適正に定め米

三善信房氏(政友) 臺灣米移出管理制度の目的は臺灣米の價格を適正に定め米

三善信房氏(政友) 臺灣米移出管理制度の目的は臺灣米の價格を適正に定め米

穀備重を調整し特用作物の増産を圖るにあらねばならぬ米の増産は其の價格が適正に決定されれば其の目的を達し得るものではない、米價算定を如何にするか、又臺灣米と共に朝鮮米に對して政府の所見如何

八田拓相 本法は決して臺灣農家に經濟的壓迫を加へるものではない、本法の實施當初に於ては或は買上價格の引下げによつて多少の影響はあらうが之によつて得たる利益は悉く臺灣産業の發展に投じて施済還元する方針であるから結局は農家の生活を安定せしめることとなる譯で實施後島人が此點をよく諒解する様になると確信する故に臺灣統治上悪影響を生ずるとは思はない、米價は各種の狀況を斟酌して適正なるものとする積である、朝鮮米は氣候其他の關係上臺灣と同様に考へられぬ、今後内地の米穀政策に呼應して最善の策を擧げたいと考へてゐる

前川正一氏(社大) 米穀増産を政府が眞剣に考へるのならば現在の獎勵品種を廢めて適地適應の品種を採用し農具、肥料は軍需品同様に扱つて配給すべきである、この際日滿支を通る戰時米穀増産計畫を樹立せよ、内外地を通ずる米の專賣制度を實施せよこれ等に關する所見如何、米穀備重是正特用食物増産は必要であるが本制度の實施は既に農家の減收を豫約してゐると思はれる、米と甘蔗の臺灣で米が本法で管理されるなら甘蔗もまた處理されるべく製糖事業等を國營また專賣制の下に置くやうに考慮せられねばならぬと思ふが如何

櫻内農相 増産施設については幾多の方法を講じてゐる、適地適應の多收獲品種の大量のことはよく研究する、日滿支の食料増産計畫は既に立案中である米價の適正については米穀統制法の運用によつて萬全を期してをり只今の處米の專賣制については考へてはゐない

八田拓相 砂糖栽培、製糖等について專賣制を今直ちに實行する考へはない、然しこれに對しては十分なる統制をなすべき必要があると思ふこれを以て質疑を終了しこれを朝鮮事業公債委員會に併託、同委員十八名を廿七名に追加することに決定

兵役法中改正法案等上程

次いで

一 短期現役小學校教員俸給復舊國庫負擔法中改正法案(政府提出)

を上程荒木文相提案理由説明の後直ちにこれを軍用自動車検査法案委員會に併託次に

一 兵役法中改正法案(政府提出、貴族院送付)

板垣陸相提案理由説明の後復議に移る

最上政三氏(民政) 我國では年に二萬數千人の小學校教員が退職しつゝあるがこれが補充に欠けるところはないか、また現役召集の場合に充員召集との場合に於ける俸給支給上の不均衡を是正する考へはないか、徴兵猶豫者は最近激増してゐるのは如何なる理由であるか又猶豫中の學生の行狀を文相はどう見てゐるか、徴兵再検査を行ふ考へはないか又徴兵不合格者に對し兵役税を賦課してはどうか

荒木文相 短期現役廢止により師範學校

志願者が減少するものと思はない、現在の青年には兵役年限が長くなるからと云つて師範入學を避ける様な不心得者はないと信する、現役召集中の教員には其の職業の重要性に鑑み俸給の三分の一を給與して可なりと考へてゐる

板垣陸相 徴兵延期學生の増加は適格學校の増加、適格學生の増加によるものであつて徴兵急避の如き傾向は斷じて認められない、昨年度は時局に鑑み徴兵延期を中止し検査を受けた學生が卅一人あつた、再検査は法規上から見ても事實上から見ても實行困難である兵役税は兵役の本質に鑑み賛成し難い

伊東岩男氏(政友) 軍は果して此の程度の改正をもつて變轉極りなき國際情勢に對處すべき兵力量確保に自信があるか、適齢を低下するのは精兵主義の立場から云つても適當ではないか、内地農村の維持發展が強兵育成の礎であると信する軍の所信如何、官公吏は應召中俸給の全額に近い給與を受けて居るが之は一般民間或は農家出身の應召者との均衡を失するものではないか、壯丁の體位低下は憂ふべき事懸である、壯丁の體位確保のためには國民體位を確保することが絶対必要である、對策如何、青年學校を兵營と同様に考へ國營とする考へはないか

荒木文相 短期現役廢止により師範學校

次第である、從來とも受けて居ない人々には軍事扶助法を適用したいと考へてゐる

荒木文相 青年學校の國營は私の念願する所であるが財財の現状が許さぬので遺憾乍ら現行の國庫補助で我慢して貰ふ外はない

廣瀬厚相 毎年二百萬餘の出生兒が母體の影響で三、四十萬位減るのではないかと考へて居るのであるが厚生省としては生れた子供の育成を第一にして乳幼児保護を徹底したいと考へてゐる、應召兵の復員計畫にも萬全を期し度い之にて質疑を終了し軍用自動車検査委員會に併託、最後に

一 滿洲國に於ける領事官の裁判の廢止に關する法律案(政府提出、貴族院送付)

を上程清水外務政務次官の提案理由の説明あり人事調停法委員會に併託、これにて日程を讀了し午後五時卅八分散會

青年校費補助法外十七件上程、十件可決

十六日は午後一時卅八分開會、小山議長に代つて金光副議長議長席に着き去る十三日の決議に對し南支派遣軍司令官及南支方面海軍最高指揮官より夫々謝電があつた旨を報告し之を朗讀すれば滿揚拍手を以て迎ふ、日程に入り政府提出

一 青年學校教育費國庫補助法案

上程荒木文相より提案理由の説明あつて質疑に入る

坂東幸太郎氏(民政) 近時學生がカフェ、麻雀俱樂部等に入出し輕佻浮薄に陥り報國の觀念が薄い、根本的な振肅

荒木文相 短期現役廢止により師範學校

方針如何、中等學校を増設して試験地獄を救ひ、又中學校の學科目の編成を改正する意志はないか

荒木文相 學校當局を奮勵して青年學生の氣風振刷に努めてゐるが未だ充分の實力が擧がらぬのは遺憾である、入學難の緩和は出来る限り圖る方針である學科目の編成は目下教育評議會で考案中である

庄司一郎氏(政友) 帝國教育會その他に青年教育部會を設ける意志はないか、青年學校令を改正して青年學校學務委員會を全國市町村に置いては如何、青年學校後援會を設けては如何、青年學校教育費を小學校と同様の國庫負擔とするか、少くとも五割程度の國庫補助を市町村に交付する意志はないか、青年學校で學校醫を置いてゐるものは全國一萬七千校のうち僅か四千七百、之で青少年の體位向上が計りうるか、青年學校と厚生省の技能者養成所等との關係如何

荒木文相 青年學校教育の義務制は劃期的なもので各方面に亘り改正の必要があり、現にその準備を進めてゐる、國庫補助としたのは青年學校教育費の基礎額が現在はずりせぬからで將來は國庫負擔にしたいと考へてゐる、學校醫は將來充實したい、技能者養成所は青年學校と併せて行ふやうにしたい

津崎厚生政務次官 青少年の體位向上については保健所等に於て充分対策を講じたい

河合義一氏(社大) 青年學校教育は業務の余暇ではなく業務と併行して習得しうるやうに制度を改めては如何、修業

荒木文相 短期現役廢止により師範學校

時間を短縮するつもりか、私立青年學校を許可してゐるが全部公立學校となすべきではないか、青年學校に於て栄養食を供し體位向上に資する意志はないか

小柳文部政務次官 青年學校は餘暇教育である點に重點がある教科書は檢定制度を実施し、修身、公民科は國定とする方針である修業時間の短縮については目下研究中である、給食制度も考慮したいが時間の關係上實行は困難と思ふ、私立の青年學校は主に都市の工場内にあるが現在の状況から見てこれを廢止することは出来ないと思ふ

中村陸軍兵務局長 給食も一方法であるが青年學校の施設を愉快に娛しめる様に關係當局と協力して青年の體位向上につとめたい

以上質疑を終り十八名の特別委員に附託
一 借地借家臨時處理法中改正法律案 (政府提出、貴族院送付)
を上程倉元司法政務次官より提案理由の説明あり質疑に入つて

中村高一氏(社大) 物價騰貴に伴ふ借地料借家料の値上げについて統制を加へる意思はないか、敷金は公債で納め得るやうにするか、又は敷金に利子を附せしむる考へはないか、ベラック建築の十年延長は防災防火の趣旨に反しはせぬか

倉元政務次官 地代、家賃値上防止に關する臨時立法を行ふ用意は目下ないが社會的影響もあるので關係當局と協議したい、敷金の問題は當事者の間の意思に任せるのが建前である
原那内務政務次官 耐震耐火の建物の建

案を昭和廿二年迄延期したのは時局の關係である
かくて人事調停法委員會に併託、次いで一 昭和十四年度一般會計課出の財源に充つる爲め公債發行に關する法律案 (委員長報告)

一 作業會計法中改正法律案(同上)
一 兌換銀行券整理法中改正法律案(同上)
一 農業再保險特別會計法中改正法律案(同上)
一 海軍工廠資金會計法中改正法律案(同上)

を一括上程板谷委員長より委員會の経過並に結果につき報告あり委員長報告通り可決
一 人事調停法案(委員長報告)
牧野委員長より委員會の経過並に結果の報告あつてその通り可決、次いで日程を變更し同會の委員會で可決せる

一 軍用自動車檢査法案(委員長報告)
を緊急上程日本委員長より委員會の経過並に結果の報告あつて可決、次いで日程を續け
一 司法書士法中改正法律案(鹽川正藏氏他一名提出)
一 司法書士法中改正法律案(中川福藏氏他二名提出)

を上程鹽川氏(政友)自席より提法理由の説明、人事調停法案委員會に併託
一 建築士法案(野村嘉六氏外案名提出)につき星島二郎氏(政友)自席より提案理由を説明し人事調停法委員會に併託

一 裁判所構成法改正法律案(野田文一、郎氏外廿六名提出)
一 檢察廳法案(同上)

につき野田文一郎氏(民政)提案理由を説明十八名の委員に附託、更に日程を變更し同日の委員會で可決せる政府提出

一 朝鮮事業公債法中改正法律案
一 朝鮮私設鐵道補助法中改正法律案
一 朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買收の爲公債發行に關する法律案
の三案を一括上程彌池委員長より委員會の経過並に結果につき報告あつて可決、最後に

一 行政書士法案(中山福藏氏外二名提出)
を上程一松定吉氏(民政)自席より提案理由を説明し人事調停法委員會に併託、かくて四時十六分散會

豫算委員會

十三年度追加豫算審議
十三年度追加豫算案に關する衆議院豫算總會は廿日午後一時廿五分開會

一 (第二號)昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案
一 (特第一號)昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
一 (追第 一號)豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件

を一括議題に併し別項の如く石渡藏相の説明あり、三幸信房氏(政友)より資料の要求あつて後
櫻井委員長 今後提出さるべき臨時軍事費豫算及び十四年度一時會計追加豫算は相互に關聯があるからこれらは同時に提出するやうにされたい

と希望し次いで質疑に入り
原惣兵衛氏(政友) 興亞院連絡部の構成について如何なる計畫が進んでゐるか
鈴木興亞院政務部長 關係各省間で研究中で豫算については概數が立つてゐるが、構成については未だ決つてゐない軍の作戰と密接な關係があるため慎重に研究してゐる

原氏 興亞院連絡部が出来ても外相は従前通り支那に大使を置く必要ありと考へてゐるか
有田外相 目下將政權と正式の外交交渉はないが新政權との外交交渉もあり支那に於ける第三國との外交交渉もあり従つて支那の大使を止める考へはない

原氏 眞の日本提携を齎すには相當強固手段も必要と考へるが如何
板垣陸相 事變處理についてはあらゆる手段を講ずる必要あるは屢々述べた通りである

原氏 外相は支那に對して領土的野心なしといはれるが寧ろ短刀直入に支那を占據する決意を示しては如何又治外法權撤廢、租界返還の實現すべき時期については外相は如何に考へるか
有田外相 治外法權撤廢、租界返還については新政權と日本は話合をする場合に於てかくあるべしとの方針を述べたもので具體的問題は種々研究すべき點あり、今日は未だお話しする時期に達しない

原氏 天津の英佛租界内部は匪賊の巢窟の觀がある、佛租界の外部に何條網を張りめぐらしてゐる點について陸相より租界問題の方針を伺ひたい
板垣陸相 租界の當局者が現在の事態を

十分に認識してゐない點に原因があると思ふ、認識を改めて新東亜建設に協力する日の早からんことを希望する
原氏 近衛内閣が支那に於ける邦人の居住の自由、經營の自由について提議してゐることは當然のことであると考へるが此問題について平沼首相は如何なる考へを有するか
平沼首相 大陸に於ける發展の爲極めて必要であると考へる

原氏 日本人が安心して支那に投資することが必要であると考へるがために支那に於ける司法裁判所について日本は相當の指導力を持つ必要がある政府の所信を伺ひたい
鈴木興亞院政務部長 裁判所の構成は日本人の大陸發展に重大な關係あることはいふまでもない將來支那と協力して互助連環の關係を保つ機裁裁判所の構成についても努力したい

原氏 日本の中産階級以下を北支に於て事業に参加せしむることにつき考慮してゐるか
日高興亞院經濟部長 北支開發會社創設に當つても充分考慮したが今後は資源開發について努力するつもりである
原氏 北支産業開發の方針如何
柳川興亞院總務長官 北支に於ける工業、交卸等の事業が次第に確立するにつれて農業方面にも當然及ばなければならぬ

原氏 北支の棉花増産につき具體的に計畫が進んでゐるか
日高經濟部長 北支の棉花は事變前からも着目してゐるし其の重要性に鑑み臨時政府其他各方面の援助により之が改

良獎勵に努力してゐる
原氏 北支の資源開發に關する經費につ

いては如何なる考慮を拂つてゐるか
日高經濟部長 現地の案に基き企畫院其
他と打合中である限り速に具體案を
擧げたい考へである

原氏 右に關する首相の所見如何
平沼首相 將來企畫すべき點は多々ある
から目下研究中である

原氏 關西院は之等の點につき常に企畫
院の意見を聽する必要があるのか
柳川長官 兩者何れも内閣に屬し殊に興
亞院は正副總裁共に關係が兼任してゐ
るのであるから連絡については充分遺
憾なくやつてゐる

原氏 企畫院で計畫した北支關係のこと
は興亞院に於て引續いでやつてゐるの
か
柳川長官 完全に引續いでやつてゐるの
であるが今日具體的に説明が出来ない
までとあつて今後逐次具體化して行く
考へである

青木企畫院總裁 先般秘密會に於てお話
した資金計畫と關連する問題であるが
詳細はお話出来ない
なるは柳川總務長官より次期開會あたりか
ら相當具體的説明が出来らうと述
べるや議事進行に關して

小山谷兩氏(民政) 昨年我々が北支開發
會社法案を審議した際我々は相當の
期待をもつたのであるが只今の答辯で
は北支開發の實績について何等要領を
得る所がない、政府より更に詳細なる
説明ある様注意を促し度い

と希望を述べ櫻井委員長より政府の考慮
を求めるところあり、又又議事進行に

關聯して三善信房氏(政友)よりも政府の
反省を促せば
平沼首相 原君の御質問に關し政府委員
よりお答へしたことは全く計畫がない
と云ふのではない内地の生産力擴充、
物動計畫については先般秘密會で具體
的にお話した通りである、これに關聯
して日滿支の經濟提携を進めねばなら
ぬことは云ふまでもない、既に北支開發
會社の事業も着々進行してゐるのであ
るが具體的なことについてはまだ興亞
院設立後日なほ淺いため計畫立案中だ
と云ふのであつて逐次之を具體化して
行く考へなのである

さらには櫻井委員長より政府の眞剣な答
を要望し同二時五十分散會
十三年度追加豫算說明要旨
廿日衆議院豫算總會に於て審議開始さ
れた總額一千九百八十餘萬圓の昭和十
三年度追加豫算案は興亞院連絡部の設
置、應召小學校教員補充の爲め俸給費
臨時補助増加等に要する經費が注目を
惹く點であつて豫算總會席上に於ける
石渡藏相の説明要旨左の如し

今回提出致しました昭和十三年度歳入歳
出總豫算追加第二號は
歳入 七百八十餘萬圓
歳出 千九百八十餘萬圓
でありまして
差引歳入不足額 千九百十餘萬圓
となつて居りますが右の歳入不足額は昭
和十三年度豫算實行上ひました歳出節
約に依る財源餘額の中より充當する計
費であります

右歳入豫算の内譯は森林收入の増加十
餘萬圓、刑務所收入の増加二百卅餘萬
圓、職業紹介事業に伴ふ地方負擔金の
増加百廿餘萬圓、官立大學特別會計資
金部より繰入の増加四十餘萬圓、治水
事業費分擔金の増加百廿餘萬圓、輸出
資金前貸補償収入二百十餘萬圓、其の
他廿餘萬圓
であります

次に歳出豫算に計上致しました金額は
經常部 千四百四十餘萬圓
臨時部 五百卅餘萬圓
でありまして右の内大部分は昨年中に於
て第二種備金より支出致しましたもの、
年度内所要額及補充費途に屬する經費の
増額に關するものであります、今其の主
要なる經費を申し述べますれば
檢丁及新兵旅費の増加百五十萬餘圓、
警察費運支辨金の増加三百餘萬圓、
内國稅拂戻金の増加七百七十餘萬圓、
小額紙幣製造費の増加五十餘萬圓、興
亞院に關する經費四十餘萬圓、興亞院
連絡部設置に關する經費百六十萬圓、
刑務所軍需作業施行等に要する經費の
増加百七十餘萬圓、小學校教員俸給費
臨時補助の増加十餘萬圓、農林省所管
災害其他設置の増加二百十餘圓、國有
林臨時木材増産に關する經費十餘萬圓
等であります

右の内興亞院に關する經費は支那事變中
支那に於て處理を要する政治經濟及文化
に關する事務等を掌らしむる爲昨年十二
月内閣に設置せられました興亞院の經費
でありまして右の一部は歳に取れず第
二種備金より支出致したのであります
其の本年度内所要額と興亞院連絡部設置
に伴ひ増加を必要とするに至つた額とを
計上致したのであります、又興亞院連絡

部設置に關する經費は支那に於ける興亞
院の事務の連絡を掌らしむる爲現地に連
絡部を設置せんとするものであります
小額紙幣製造費の増加は昭和十四年度に
於て回収せらるべき流通不便銀貨の引
換に充つる爲小額紙幣の製造を更に増加
する必要がありまして之に要する經費
の増加を計上致したのであります
小學校教員俸給費臨時補助の増加は今次
事變に依り召集せられたる小學校教員の
補充の爲財政に困難を來せる市町村に對
し其の俸給費の一部を補助するものであ
りますが其の後の情勢に依り更に増加を
必要とするに至つたものであります
農林省所管災害其他施設費の増加は昨年
各地に於ける暴風雨等の爲損害を蒙りた
る耕地、林地等の復舊費其の他に對する
補助等に要するものであります右の一
部は歳に第二種備金より支出致したので
あります其の本年度内所要額を計上致
した次第であります
檢丁及新兵旅費、警察費運支辨金、内
國稅拂戻金等は何れも補充費途に關する
經費であります但し豫算に不足を告げまし
たので其の増額を計上致したのでありま
す

次に昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫
算追加第一號は對支文化事業、造幣局
大藏省預金部、關東局、海軍工廠資金、
帝國大學、官立大學、帝國鐵道、朝鮮總
督府、臺灣總督府、樺太廳、佛壽保險及
簡易生命保險の各特別會計に關するもの
でありまして何れも必要と避くべからざる
經費を計上致してあります
豫算外國庫の負擔となるべき契約に關す
る件追第一號は一般會計に於ては昨年の
災害に依る自作農創設維持資金の償還預
算に伴ふ臨時助成金に關するもの外三件
であり、特別會計に於ては海軍工廠資金
特別會計の造船造兵材料購入費に關する
ものであります

委員會
森林法委員會
【二一三】森林法中改正法律案外一件委員
會は十三日午前十時廿三分開會
松浦周太郎氏(民) 林道開闢に關する
政府の方針如何
櫻内農相 内地過熟老齡林は約三百萬町
歩で明年度より十ヶ年計畫で之が林道
開設に着手するが、計畫の具體的內容
は未だ最後の決定をみてゐない
松浦氏 保安林と雖もかゝる時局に際し
ては禁伐しておくべきではなく經濟
的に利用すべきだと思ふが如何
村上山林局長 水源涵養の保安林等に對
しては今後遊樂案に基き細心な注意を
以て擇伐してゆく方針である
松浦氏 バルブ資源確保のため坑木用針
葉樹の使用を禁止すべきではないか
農相 將來針葉樹中心の増林計畫を遂行
する方針であるが坑木は瀾葉樹で代替
し得ない部分もあるので今直ぐ使用禁
止といふ點にはゆかない
松浦氏更に搾取の林業經營の根本的は正
方針に關して實し午後零時十五分散會
【二一四】十四日は午前十時廿分開會松浦
氏は林産物の公定價格、森林關係の金融
稅負擔の軽減、樺太廳管内の荒廢林還元
復興、北海道の山林政策等につき商工、
農林兩相を初め關係當局に實し午後零時
廿分休會、午後二時四十分再開、民政黨

【二一三】森林法中改正法律案外一件委員
會は十三日午前十時廿三分開會
松浦周太郎氏(民) 林道開闢に關する
政府の方針如何
櫻内農相 内地過熟老齡林は約三百萬町
歩で明年度より十ヶ年計畫で之が林道
開設に着手するが、計畫の具體的內容
は未だ最後の決定をみてゐない
松浦氏 保安林と雖もかゝる時局に際し
ては禁伐しておくべきではなく經濟
的に利用すべきだと思ふが如何
村上山林局長 水源涵養の保安林等に對
しては今後遊樂案に基き細心な注意を
以て擇伐してゆく方針である
松浦氏 バルブ資源確保のため坑木用針
葉樹の使用を禁止すべきではないか
農相 將來針葉樹中心の増林計畫を遂行
する方針であるが坑木は瀾葉樹で代替
し得ない部分もあるので今直ぐ使用禁
止といふ點にはゆかない
松浦氏更に搾取の林業經營の根本的は正
方針に關して實し午後零時十五分散會
【二一四】十四日は午前十時廿分開會松浦
氏は林産物の公定價格、森林關係の金融
稅負擔の軽減、樺太廳管内の荒廢林還元
復興、北海道の山林政策等につき商工、
農林兩相を初め關係當局に實し午後零時
廿分休會、午後二時四十分再開、民政黨

【二一三】森林法中改正法律案外一件委員
會は十三日午前十時廿三分開會
松浦周太郎氏(民) 林道開闢に關する
政府の方針如何
櫻内農相 内地過熟老齡林は約三百萬町
歩で明年度より十ヶ年計畫で之が林道
開設に着手するが、計畫の具體的內容
は未だ最後の決定をみてゐない
松浦氏 保安林と雖もかゝる時局に際し
ては禁伐しておくべきではなく經濟
的に利用すべきだと思ふが如何
村上山林局長 水源涵養の保安林等に對
しては今後遊樂案に基き細心な注意を
以て擇伐してゆく方針である
松浦氏 バルブ資源確保のため坑木用針
葉樹の使用を禁止すべきではないか
農相 將來針葉樹中心の増林計畫を遂行
する方針であるが坑木は瀾葉樹で代替
し得ない部分もあるので今直ぐ使用禁
止といふ點にはゆかない
松浦氏更に搾取の林業經營の根本的は正
方針に關して實し午後零時十五分散會
【二一四】十四日は午前十時廿分開會松浦
氏は林産物の公定價格、森林關係の金融
稅負擔の軽減、樺太廳管内の荒廢林還元
復興、北海道の山林政策等につき商工、
農林兩相を初め關係當局に實し午後零時
廿分休會、午後二時四十分再開、民政黨

【二一三】森林法中改正法律案外一件委員
會は十三日午前十時廿三分開會
松浦周太郎氏(民) 林道開闢に關する
政府の方針如何
櫻内農相 内地過熟老齡林は約三百萬町
歩で明年度より十ヶ年計畫で之が林道
開設に着手するが、計畫の具體的內容
は未だ最後の決定をみてゐない
松浦氏 保安林と雖もかゝる時局に際し
ては禁伐しておくべきではなく經濟
的に利用すべきだと思ふが如何
村上山林局長 水源涵養の保安林等に對
しては今後遊樂案に基き細心な注意を
以て擇伐してゆく方針である
松浦氏 バルブ資源確保のため坑木用針
葉樹の使用を禁止すべきではないか
農相 將來針葉樹中心の増林計畫を遂行
する方針であるが坑木は瀾葉樹で代替
し得ない部分もあるので今直ぐ使用禁
止といふ點にはゆかない
松浦氏更に搾取の林業經營の根本的は正
方針に關して實し午後零時十五分散會
【二一四】十四日は午前十時廿分開會松浦
氏は林産物の公定價格、森林關係の金融
稅負擔の軽減、樺太廳管内の荒廢林還元
復興、北海道の山林政策等につき商工、
農林兩相を初め關係當局に實し午後零時
廿分休會、午後二時四十分再開、民政黨

の松尾四郎氏より提案の内容、森林組合の運用、森林金融問題等につき農林當局との間に質疑應答を重ね午後四時十分散會

【二三】十五日午後一時十五分開會 伊東岩男氏(政友) 二千六百年記念事業として政府は國有林を解放し、部分林を設定する意思はないか

村上山林局長 非常に有意義の事と思ふから河津町村等より認可の申請があれば可及的に之を許可する方針である

伊東氏 山村の食糧難を緩和するため國有林を解放しては如何

村上山林局長 國有林中開墾適地は積極的に拂下乃至貸付を行ふ方針である

伊藤氏 王子製紙の超過利潤を國家的植林事業に吐き出させては如何

櫻内農相 王子製紙の首脳部が時局の重大性を認識し自發的に獻金されることは望ましいことだと思ふ

松尾四郎氏(民政) 提案の強制力如何

松村農林政務次官 伐期に達しないものを當該山林所有者の都合で假りに伐採したとしてもこれに對し伐採禁止命令を發する等は考へてゐない

伊藤五郎氏(民政) 愛林思想普及のため全國小學校に學藝林を造成させては如何

荒木文相 集團勤勞奉仕運動にも關連し

極めて適宜の企圖と思ふから之が實現に充分努力する

松尾氏(民政)より條文解釋に關する質疑あつて午後零時十分一旦休憩、午後二時十八分再開、川俣(社大)、松浦(民)、伊藤(民)三氏より國有林の開墾適地開放に關し關聯質問あり之に對し

村上山林局長 國有林の開放は進んでやゝるつもりであるが就中東北地方の如き農耕地の少ない土地では國家自らが開墾事業を行つた上で開放してもよい、たゞその際拂下げを行つて地主などに土地が兼併される恐れあるところでは國家が地主となつて極く安い地代で使用權を設定し農耕地を提供しゆきた

旨の注目すべき答辭があり次いで中田儀直氏(政)の質疑あつて同四時十分散會

【二三】十七日は午前十時十分再開會北原阿智之助氏(民)、北勝太郎(第一)、小田氏(第二)の三氏の條文解釋に關し質疑應答あつて午後零時十二分一旦休憩、午後二時十六分再開、川俣氏(社大)小田氏(第一)山川頼三郎氏(政)それ、質疑あり同四時五十分散會、尙林道網開設十ヶ年計畫實施に伴ふ民有林木材増産數量に關し農林省では委員の要求に應じ文書の形式を以て左の如く發表した

一 内地全府縣民有林を對象とし開伐獎勵を施行し林道網十ヶ年計畫の總額費施を見るに於ては昭和十五年度用材約五百萬石を、以後毎年遞増して林道網計畫施行完了の上は用材約一千五百萬石を合理的に増産し得る見込みなり

【二三】廿日は午前十時十分再開、池田氏、松尾氏、伊東氏は林業政策につき櫻

内農相と問答を重ね同十一時四十分一旦休憩の後同五十分再開、川俣氏は提案實施を繰り補助問題に就て實し櫻内農相の應答あつて午後零時廿分休憩のまゝ散會

【二三】十四日の朝鮮事業公債法改正法律案委員會は午前十時四十分開會、前に引續き質疑に入り

田中好氏(政) 今後の朝鮮の交通政策は單に朝鮮のみを對象とせず日滿支を通ずる交通政策の一環として考へねばならぬ、此點遺憾なきや

大野政務總監 お説の通りである、只財政上の關係から急速に間に合はず事が出来ぬのは遺憾であるが特に滿洲國とは緊密な連絡網を設け置きたいと考へてゐる

田中氏 今回の補助年限五ヶ年延長期間中に必ず他の私鐵を買収する方針か、

大野總監 方針としては年限内に買収したいが財政上の關係から必ずしも實現するとは保證し得ない、新規私鐵については交通上の幹線は國鐵で行ふ方針であるが其他の支線については許可する場合もあると思ふ

田中氏 補助法中「補助額最高五百萬圓を限度とする」の文句を削除した意味如何、又將來の買収計畫を有するや

大野總監 買収計畫の具體的なものは現在有してゐない、又前記文句を削除したのは今後補助額の増加を豫想した結果である

田中氏 溝津、羅津兩者が近距離に在りながら競争して築港してゐる理由如何

大野總監 羅津は滿洲物資の集散港として清津は北鮮の工業地帯港として特に茂山鐵道の開發港として經營したいと考へる

次いで松岡俊三(政)、栗山博(民)兩氏より道路、橋梁、港灣問題に就き簡單な關聯質問ありて零時十分散會

【二三】十五日は午後一時廿五分開會、臺灣米穀移出管理特別會計法案併託に伴ふ委員九名増加に依り委員長より新に守屋榮夫氏を理事に指名したる後前日に引續き質疑を續行し

鈴木文治氏(社大) 朝鮮に於ける大陸への二大ルートたる京釜京義本線と羅津より滿洲へ通ずる鐵道の何れに重點を置く方針か

大野政務總監 兩線何れも重大で且夫々の特色を有して居るので當局としては各線の特色を生かす様に利用したい

鈴木氏 日本海に於ける海運を現在の如く四會社に任しておくのは大陸政策上宜しくないとと思ふ、此統制策如何

大野總監 關東軍及遼陽省と目下日本海航路の統制問題に關し國策的會社を設立すべく朝鮮側の出資問題に關し協議中である

鈴木氏 仁川を中心に青島、北支方面へ小型船を使用する意思はないか、茂山鐵道の改良に關し方策如何

大野總監 小型船は今後大いに利用したい、茂山、小茂岡鐵道は不充分なので三菱、朝鮮鐵道、日本製鐵三社で明年中に新鐵道會社を設立し廣軌に依る輸送を開始する方針である

鈴木氏 事業公債の償還方針如何

水田財務局長 内地と同様の償還方法を

とり朝鮮單獨で償還する事はない、但し朝鮮當局としては毎年償還資金として一萬分の十六約六百萬圓を計上してゐる

松尾三藏氏(民政) 牛島に内地同様の戸籍法を實施するため朝鮮の民籍令を改正する意思なきや

鹽野法相 これは主に「姓名」の問題と考へるが司法省としては昭和十二年八月拓務省に對し鮮人が日本名を名乗る事を認める通牒を出してゐる

大野政務總監 朝鮮では民法中親族相續編は未だ完成されて居らず目下民籍令に就き司法制度委員會を設けて慣行其他に就き研究中である

松山常次郎氏(政友) 朝鮮の産金が實際上計畫通り進行してゐないのは密輸出がある爲ではないか

大野總監 一、二その様な例もあつたが密輸出が數字に現はれる程行はれてゐるとは思はない

松山氏 上海に於ける圓の下落がある限り金の密輸出は止むまいと考へる、新義州に七千人の密輸入團があるさうだが當局の所見如何

大野總監 密輸出取締に就いては尙一層努力したい、新義州に於ても滿洲國境關と協力して取締を嚴重にしたい

松山氏 朝鮮に於ける産金業は鑛區も多く統計上將來有望と思ふ、産金組合及國營製煉所を設け産金計畫を一層擴充する意思はないか

大野總監 今さう云ふ考へはない、器材の關係から現在の設備方法以外には方法はないと思ふ

松山氏 朝鮮語の教授を普通學校の自由

採量に任すと云ふ現行制度は内鮮一體の精神に反しないか、同化政策上急ぎ過ぎてはならないか

大野總監 當局としては全く眞の自由採量に任してあるので決して強權を以て朝鮮語を廢止しようとするものではない、自然の趨勢に任したい

松山氏更に朝鮮に於ける宣教師待遇問題神社參拜問題に關し、栗山氏の勸諭に依り三時四十分秘密會に入り同四時十分一旦休職、同四時五十分再開、直に散會した

【二六】十六日は午後一時廿分開會松山常次郎氏(政宣教師取扱問題に就き當局の方針を質したる後

木村正義氏(政友) 今日の時局から見て朝鮮の工業は更に飛躍せしめねばならぬ此爲めに全般的且綜合的に鐵道、道路、治水、港灣其他に亘つて計畫を樹立する必要ありと思ふが當局の方針如何

大野政務總監 時局對策調査會を設けて研究してゐる

木村氏 時局に對應して朝鮮を推進せしむ爲には事業公債發行限度を少くとも三億圓程度に擴張し且つ少くとも此處四、五年間は公債を増發すべきではないか

植木大藏省調査課長 朝鮮總督府の計畫の緩急の度合一般公債政策との關係を考慮して毎年の發行額を定めたい

木村氏 朝鮮發展は今日の時局に鑑み極めて重要であり殊に朝鮮事業公債は軍事公債と同様である

と公債増發を強調し更らに發行形式及消化の實情に就き詳細に質したる後

朝鮮財政の現状から見て一方に一般會計への繰入れを行ひ乍ら一度廢止した補充金を現在の如く復活してゐる理由如何

大野總監 道徳的、政治的理由に依るものである

木村氏 露北線買収の爲めにのみ特に單行法を出した理由如何

水田財務局長 全く慣行に由るものである、尙將來事業公債法に依るか單行法に依るかに就いては目下大藏省との間に研究中である

木村氏 北鮮の鐵道經營を滿鐵に委託した理由及委託經營内容如何

工藤鐵道局長 滿鐵に委託した方が國策上得何と思つて行つてゐる、其内容は二十年契約で使用料を徴收してゐる、將來については目下研究中である

と答へ二時四十五分休職、午後三時十五分再開

小田榮氏(第二) 朝鮮總督府の行政組織機構を東亞新秩序建設の情勢に對應する意味から變更する考へはないか

八田拓相 今日事態では未だ變更する意思はない

小田氏 外地の諸民族に參政權を與へる意思はないか

針である

かくて朝鮮事業公債法改正法律案、朝鮮私鐵補助法改正法律案、朝鮮鐵道株式會社所屬金泉慶北安東間鐵道買収の爲め公債發行に關する法律案三件を一括討論に入り森下氏(民) 田中氏(政) 鈴木氏(社大) 朴氏(第一) 小田氏(第二)より夫々贊成意見あつて採決の結果全會一致可決し四時散會した

▲樺太石炭採掘改正法案併審【二七】十七日は午後一時廿五分開會、先般併託された樺太に於ける石炭採掘に關する明治四十五年法律第廿三號中改正法律案を議題として直に質疑に入り

栗山氏 樺太炭田開放は日滿支を通ずる綜合的計畫の下に立案したのであるか

八田商相 企畫院、商工省、拓務省間に於て日本内地、朝鮮、臺灣、滿洲、北支及樺太に於ける將來の產出目標を樹立した上で計畫した次第である、尙人造石油のみならず天然石油に關しても日滿支を通ずる綜合的年次的計畫を有してゐる、又此事業に要する物資及技術努力についても生産力擴充計畫を再検討して充分考慮してゐる

栗山氏 今回の改正に依る採掘料決定の方法如何

棟居樺太長官 炭質、炭價、物價、事業の内容等を考慮して決定する

栗山氏 採掘炭は液化以外の使用を禁ずる方針か

棟居樺太長官 特に必要ある場合には行政官廳の許可を條件として使用を認め

棟居樺太長官 所謂廿億圓の數字は概算に止つてゐるので今後八ヶ年計畫で精密な調査を行ふ積りで

沖島氏 帝たる不振を指摘した後

沖島氏 中部炭田のみならず石炭飢饉の今日全般的に樺太の炭田を開放する必要がありはせぬか

八田商相 今日の時局に鑑み樺太炭田調査を急速に行つて其の上で全般的綜合的計畫を樹立したい

次いで八田拓相より前議會に於ける東拓法中改正法律案に關する附帶決議及希望條項(東拓正副總裁は官吏より任命を避くべし、子會社の持株は成可く早く開放すべき事、北支開發、中支振興會社と協調すべき事)につき其後政府は之を尊重し實行し來つた旨の報告あり

沖島氏 樺太には今日自治制、徴兵令、陪審法も施行され選舉法施行には何等差支へないかと考へる、直に選舉法を施行する意思なきや

寺田拓務政務次官 行政組織會計制度、法律施行等の状態が内地と同程度に至つてゐないので早急に實現する事は難しいと考へる

と答へ四時四分散會

【二八】廿日は午後一時五十分開會、前回に引續き明治四十五年法律第廿三號中改正法案に就き質疑に入り

棟居長官 此問題は樺太鑛業の國家的重要性に鑑み將來一段と意を用ひたい明年度からは職業紹介法も施行する豫定であり季節的労働者の足止策に關しても考慮してゐる

田中氏(政) 人造石油製造事業の採算如何

小島燃料局長官 天然石油に比して相當生産コストは高いが自給自足を目標に採算を度外視してやる方針である

と答へて三時十分休職、同三時廿五分再開、小田榮氏樺太に於ける參政權問題、王子製紙の事業獨占問題等に關し當局の方針を質したる後更に岩瀬亮氏(政)より低溫乾溜のための技術者補充問題及人造石油製造事業の年次計畫等に關して當局の見透しを質し五時十四分散會

軍馬資源保護委員會

【二九】軍馬資源保護法案委員會は十四日午前十時廿五分より開會

泉國三郎氏(政友)馬種改良、生産費節減政策につき

馬は一種の兵器であるから之は少くとも生産費に利潤を加へた價格を以て買ひ上ぐべきものである、現在の買上げ價格を引上ぐる意思なきか

と質したるに對し、荷見馬政局長官、中村陸軍省兵務局長より夫々趣旨同感であり、その趣旨に添ふべく努力する旨の答辨あり、次いで服部英明氏(民政)馬の衛生施設、特に政府委員より官公立學校に對し獸醫師養成に必要なる施設を行ふ計畫ある旨を答へ、午後零時十五分散會

【三三】十五日午後一時四十五分開會
櫻内農相より同委員に付託となつた、
「競馬法の臨時特例に關する法律案に付
提案理由の説明をなしたる後質疑に入り
土田莊助氏(民政) 本案に依つて軍馬充
實の目的を達するに十分と考へるか、
畜産組合法の改正を考慮してゐるか、
櫻内農相 本案を以て十分なりとは考へ
てゐない、然し畜産組合法の改正は今
のところ考へてゐない、

土田氏更に軍馬充實並に軍馬生産擴充に
關し農林、陸軍兩當局に質し、次いで坪
山德彌氏(政友)馬種改良、馬の鍛錬、軍
馬買上げの方針等につき長時間に亘つて
質したるもの
坪山氏、馬産試験所を至急設置して馬種
改良及馬産擴充に當られる意志なきや
荷見馬政局長官 馬事調査に關する經費
は多少明年度豫算に計上してゐるが、
今後とも出来る限り經費を計上して御
趣旨の如き機關を設けたいと思ふ

【三二】十六日は午前十時卅五分開會、
民政黨の森田重次郎氏より國防上の見地
より軍馬の保護その他法案の内容及び地
方競馬の取締につき陸軍、司法、内務等
關係當局との間に質疑を重ね午後零時中
休憩、午後二時廿分再開大石倫治氏(政)
森田氏(民)より馬の生産費、公賣價格、
新馬政計畫等につき櫻内農相以下農林當
局に質問し、河野一郎氏(政)は滿洲國の
雜穀輸出税の制定が我が農村に及ぼす影
響につき對滿事務局の方針を訊し同五時
八分散會

【三七】十七日は午前十時四十五分開會
大石氏(政)より競馬の取締、馬事思想の
普及について質し櫻内農相、木戸内相の
答辯あつて午後零時半休憩、午後一時
四十八分再開、大石(政)小笠原八十美
(政)中野寅吉(憲)小串清一(政)の各氏と
荷見馬政局長官、栗林陸軍省馬政課長と
の間に質疑應答あり四時散會した

【三二】十八日は午前十時四十八分開會
松尾三彌氏(民)より地方競馬について野
溝勝氏(社大)より國防馬政計畫について
質問あり夫々政府委員の答辯あつて正午
休憩、午後一時九分再開小笠原氏(政)馬
産計畫に基く獸醫の不足について難じた
後
永田良吉氏(政) 各兵種共通の馬の教育
をするために軍馬學校設立の意志なき
や

栗林陸軍省馬政課長 多額の經費を要す
るのでその方面の研究は不可能である
歩騎砲工輜各兵科とも夫々實施學校を
有して研究はして居るから各兵種総合
の教育は必要ないと思ふ
永田氏更に馬に關する國家的研究施設を
要望ついで河野氏(政)競馬と馬産計畫に
つき質し荷見馬政局長官の答辯あり午後
四時五十三分散會

【三三】廿日は午後一時卅五分開會
小笠原氏(政友) 馬政計畫が度々變更さ
れるが新馬政計畫は將來更に變更され
る恐れなきか
との質問に對し荷見馬政局長官、栗林陸
軍省馬政課長より
新計畫は今次事變の擊き經驗に依り樹
立されたものであつて根本方針の大變
更は將來に亘つてないと思ふ
との答辯をなし

遠山房吉氏(民政)は文部當局に對し獸醫
師養成に關し質疑をなし、谷原文部省農
業教育課長より詳細に亘つて獸醫師養成
の現況を説明し新年度より新たに鹿兒島
高農、鳥取高農に獸醫科を新設する旨を
答辯、ついで板垣陸相、櫻内農相の出席
を求め小笠原、小野、永田、大石、河野
諸氏より馬政計畫の根本方針に關し板垣
陸相、櫻内農相にそれ〴〵質疑をなし午
後四時四十五分散會

民族優生保護委員會
【三三】民族優生保護法委員會は十四日
午前十時廿五分開會、八木茂郎氏(民)の
簡單な提案理由の説明あり之に對し野野
厚生省豫防局長は
政府はこの種研究のため所要經費を來
年度豫算に計上してゐる、委員會の討
論の結果を見て政府としての意見を述
べることにしたい
と所見を述べた後

山川頼三郎氏(政) 本案は人間性、人格
を認めず、人間を全く生物學に見る醫
學者グループの獨善主義的見解に基づ
く誠に危険多いものである
と雖も同案を遂行にわたり論難し、同案
の主旨が宗教的に我が國の醇風美俗を害
する旨を力説しこれに對し
八木氏(民) 寧ろ斷種法制定なきことが
たとへば癩病患者の場合に見るやうに
親子別離の如き美俗を害する悲劇的な
結果を來してゐる
と優生保護法の必要を力説次いで河合義
一氏(社大)より同案の斷種該當者に酒精
中毒者が含まれてゐない點其他につき
質し正午散會

【三二】十六日は午前十時四十五分開會
前田田子氏より同法案に對する司法、厚
生兩當局の決意の表明を希望したに對し
綾部厚生參事官 厚生省としては民族の
優生保護に關しては多大の關心を有し
明年度の豫算中にも此の方面の研究の
費用を計上してゐる、委員各位の意見
を拜聴した上で本法案についても善處
したいと思ふ
松阪刑部局長 司法省としては犯罪豫防
の點から同法案の趣旨に賛成であるが
たい事は人權に關するものであり現在
斷種を實行してゐる諸國の實績につい
て今暫く研究を進めたい
山川氏(政) 斷種法はお家騒動などに悪
用される恐れなきか、たとへば總領が
少しゆつくりしてゐるといふので廢嫡
問題が起き更に家督相續の問題が起る
といふやうなことは考へられぬか
之に對し提案者より懸念無用の答あり、
その他樋口善右衛門氏(政)北野吉氏(民)
より同法案の斷種關與者の秘密の義務を
規定せる第十三條につき質疑あつて同十
一時五十五分散會

▲民族優生保護法案可決【三八】十八日
は午前十時五十五分開會、同法案の逐條
審議に入り原案第十四條に若干の修正を
見たのみで採決の結果多數を以てこれを
可決し同午後零時十五分散會した
赤字公債委員會
【三三】十四日の赤字公債法案委員會は
午前十時卅五分開會、松尾三彌氏(民)より
神武天皇聖蹟調査につき荒木文相と、
塚本重藏氏(社大)より貨銀統制に關し廣
瀬厚相と、山崎常吉氏(第一)より國民體
位向上及出生率減退に關し廣瀬厚相とを
それぞれ質疑應答あり、零時五十分散會し

たが、國家總動員法第六條による貨銀統
制に關して廣瀬厚相及び成田勞働局長は
左の如き説明を行つた
一 總動員法の貨銀に關する統制は不當
に高い貨銀を抑へると共に不當に安い
貨銀を上げることにある、一言にして
言へば公正妥當な貨銀を維持すること
にある
一 勞働者の移動制限に就いても決して
不當な移動制限をやる考へはない、運
用宜しきを得れば貨銀その他勞働條件
が低下することはないと思ふし又低下
させるやうなことがあつてはならぬと
考へてゐる

一 標準貨銀は差當り小學校卒業生を工
場で採用する場合に對して定める考へ
であるが、その基準は從來の貨銀統計
生活費、物價等を參考とし從來の實績
その他を見て委員會に附議しその諮問
を照た上で妥當な所に定めたい考へで
ある
一 標準貨銀の實地に就いては大體行政
上の指導をやつて行けると考へるがど
うしても止むを得ない場合には總動員
法の處罰規定も適用することにならう
一 標準貨銀の基準は差當り廿歳以下の
小學校中學校を出た未経験者の男工に
ついて考へてゐるが一般の熟練工に就
いては勞働の種類、地域、年齢、技能
程度、勤続年數等により千差萬別であ
り正確な尺度を今直ちに立てることが
難しいのでは若くは高い或は不當に
安い貨銀に就いて貨銀委員會の意見に
基き變更を命するやうなことにならう

一 貨銀統制の範圍は差當り金屬工業、
機械工業等軍需關係工業の貨銀につい

て考へてゐる

▲赤字公債可決【三五】十五日は午後一時五十分開會

一 昭和十四年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案

一 作業計畫法中改正法律案

一 兌換銀行券整理法中改正法律案

一 農業再保險特別會計法案

一 海軍工廠資金會計法中改正法律案の五件を一括して討論に入り松尾四郎(民)、森幸太郎(政)、平野力三(第二)、塚本重藏(社大)、道家齊一郎(第二)、青木作雄(東方)の諸氏より政府原案に賛成する旨を述べ採決の結果全會一致可決、引續き

一金資金特別會計法中改正法律案に就て矢野大藏參與官より提案趣旨の説明あり午後二時廿五分散會

▲北海道拓振法中改正案併審【三三】十七日は午後一時四十分開會

一 北海道拓殖銀行法中改正法律案を議題として審議に入り北海道拓殖銀行の貸出制限撤廢、未開墾地擔保の貸出、天災事變等に際しての中間據置規定、拓振の普通銀行業務取扱の普通銀行に及ぼす影響等の諸問題につき遠山房吉(民)、東條貞(政)、駒井重次(民)の諸氏より質問あり、これに對し

入間野行局長 今回の改正は北海道、樺太地方における經濟發達の實情に鑑みこれに即應して単に不動産金融のみでなく一般普通銀行業務に關するものをも拓振に替はしめ、北海道樺太地方における金融の必要に應ぜしめるのが目的で普通銀行の預金を吸収しその他これに不利の影響を與へることなきや

充分監督して行く方針である

旨を答へて三時十五分散會した

【三三】廿日午後一時廿五分開會

一 北海道拓殖銀行法中改正法律案

一金資金特別會計法中改正法律案の二件を議題とし特銀の貸付擔保評價問題につき松田正一氏(民)、北海道拓殖銀行の貸出状況につき板谷順助氏(政)、金資金の運用状況に矢野大藏參與官、入間野銀行局長より答辯あつて二時半散會した

建議委員會

【三五】十五日の建議委員會は午後一時四十五分開會、左の如く分科及び主査を決定同五十分散會

△分科

第一 内閣、陸軍、海軍、司法、逓信

第二 外務、内務、大藏、文部、農林

△主査

第一 釘本 衛雄(民)

第二 田中源三郎(政)

人事調停法案委員會

▲原案可決【三五】人事調停法案特別委員會は十五日午後一時四十分開會、一松定吉氏(民政)より簡單に補足質問の後討論採決に移り民政黨を代表して

伊藤五郎氏 本法案は賛成するが問題解決の根本は民法親族編、相続編を改正し併せて恩給法を改正するにあるから政府はこれらの改正法案を是非共來議會に提案されたい

と述べ次いで政友會を代表して山本芳治氏、第一議員俱樂部を代表して石坂繁氏

社會大衆黨を代表して菊地登之輔氏からも略々同趣旨の希望意見を開陳し討論を終結して採決に入り全員一致で司法省原案通り可決、最後に

鹽野法相 民法改正法案は出来るだけ來議會に提案出来るやう努力する。また人事調停法の適用に就いては十分に注意する

と宣明、同二時十分散會した

軍用自動車委員會

▲軍用自動車検査法案可決【三六】十六日の軍用自動車検査法案委員會は午前十一時十五分開會、豫定の軍用自動車法案に關する討論を午後延期して、併託の兵役法中改正法律案に就き板垣陸相より、又短期現役小學校教員俸給支國庫負擔法中改正法律案に就き小柳文部政務次官より夫々提案趣旨の説明あり、中田、田村等委員より資料の提出要求あつて同廿八分一旦休憩、午後一時卅分再開直ちに軍用自動車検査法案の討論に入り山田清氏(民)、中田儀直氏(政)、金井正夫氏(第一)、中村高一氏(社大)の賛成意見あり採決の結果全會一致可決し同四十三分散會

▲兵役法論議【三七】十七日は午前十時四十五分開會、併託の短期現役小學校教員俸給支國庫負擔法中改正法律案並に兵役法中改正法律案(政府提出)を一括議題として質疑に入り

伊藤東一郎氏(民政) 今回の改正には現役兵の服務年限が延長されないがこれによいのか

中村國軍省長務局長 現役兵の服務年限を延長するか短縮するか問題は非常に時に重大な問題であつて軍制改革に關

係があり國軍の總兵力にも影響がある今回の議としたのは現下の非常時局に對處するには現在のもので適當であるとしたためである

伊藤氏 壯丁の體位逐次低下の對策如何中村局長 壯丁の體位が低下してゐることは由々しいことであるので軍として重大關心をもつて文部、厚生等關係省と密接に連絡して研究してゐる

伊藤氏 壯丁に徴兵準備検査を行ひ豫後備兵にも身體検査を実施する考へはないか

中村局長 壯丁の豫備検査は青年學校の生徒のみでなく一定時期に達した青年全部に對し検査を実施したい心持があるのでこれ等に對して研究してゐる豫後備兵に對しては簡略點呼、勤務演習等の召集があるのでその間に於て充分身體検査を実施してゐる

△兵員食糧給與不足なし……次いで伊藤東氏より現在の兵の一日の食糧は何程であるかと質し

中村局長 兵の一日の食糧は米六百グラム麥百八十六グラム副食物は土地によつて高低があるが北海道一九錢一厘、東京、大阪一八錢八厘、仙臺、青森一八錢五厘、廣島、熊本一八錢二厘であるが一日の定額は委任經理であるからこれ以上になり給與上の不足はない

伊藤氏 徵集延期の短縮に關聯して學制を改革する考へはないか

小柳政務次官 今回の改正は各方面から考慮して已むを得ないものである。學制改革は目下委員會に於て審議してゐるから近く成案を得ると思つてゐる

と答へ續いて學校教練、軍事扶助法の改正等につき文部、厚生當局と質疑を重ね

午後零時廿分散會

【三八】十八日は午後一時半開會、直ちに併託案たる兵役法中改正案並に短期現役兵廢止法案に對する質疑に入り多田滿長氏(民)より小學校教員に軍事訓練を施して如何、下級將校の補充、豫後備將官の現役復職短期現役廢止の結果小學校教育志望者が減少しはせぬか、徴兵猶豫が短縮されたか就學年限の短縮を行はぬか、教育の補充方法等につき質疑を重ねたか、これに對し

板垣陸相 國民全部に徴兵保險を実施することについては關係する所重大であるからそれ等の方面と連絡して充分研究して見る、小學校教員に軍事に必要の知識や訓練を與へることは結構である、これを軍隊で実施することは取へて辭さないが女子師範學校に配屬將校を配屬せしめることは考へてない、下級將校の補充は痛切に必要を感じたことで豫備士官學校は飛躍的に増加してゐる、又在郷出身の下級一校は幹部として必要なので豫備士官學校を設け事變以來教育してゐるが良好な成績を擧げてゐる、大陸にこれ等の學校を移すことは實際の戰場に於ける教育を施す上に必要であるので出来るだけ移したい、現在に於ても一部下士官の教育は滿洲では實施してゐるが將來支那でもやりたいと思つてゐる、而し士官學校は現在では内地に置く考へである一旦豫後備に入つた將官を現役に復職せしめることは考へてゐない

荒木文相 短期現役兵廢制度廢止の結果志望者が減少することがあるかも知れ

ぬが、かゝることは國民皆兵主義の上からも由々しきことであるので物心兩方面から將來の優遇法について急速に方法を講じたと思つて腹案も持つてゐる。徴兵猶豫短縮の結果就學年限を短縮するといふことについては教育制度審議會でも問題になると思つてゐるが自分もこれについては考慮する必要があると思ふ、短期現役兵制度廢止による教員の補充方法は昭和十五年三月卒業する者から一般と同様二年服役となるので十四、十五年年度二千四百名を目標として師範學校で増募する方針である。

と夫々答辯しかく三時四十三分散會、尙ほ多田氏の國軍として將來に備へる爲め適當の對策を有するかの質問並に現役兵の服役年限問題及び豫後備の年限延長問題に關する質問に對し板垣陸相は次の要旨の答辯をした。

△國軍の充備精兵主義

將來國防兵力の増大は避くべからざる事は勿論である、従つてその兵員は量に於いて質に於いて充實することは陸軍として至つて大切なことであるので充分研究してゐるが何としても今後の情勢から見て國民皆兵は名實共にその通りではなくてはならぬと思ふ、従つて國民の後繼者たる青年には多大の期待をかけてゐるが、軍としては將來多數國軍に編入するときは多數の兵員を必要とすると共に各種生産力の補充にも人員を必要とするからそれを如何に配分するやについても研究してゐる、國軍として精兵主義をとるか或は多兵主義をとるか重要なことであるが我

國は由來精兵主義をとることに一貫してゐることに變りはない、而し一朝有事の際多數の兵を準備して置かねばならぬことも考へてゐる

△二年服役制は必要

現役兵の二年服役は職團が複雑になつて來たので二年服役は必要である、豫後備年限を延長する考へはない、兵役の終結年限は國家百廢のことに關係するのでそれ等を充分考慮して決せなければならぬがそれ等から見ても延期しない方がよい

【三〇】廿日は午後一時五十分開會直ちに質疑に入り

瀧澤七郎氏(政友) 徴兵検査の年齢を青年學校の卒業期と連繫して十九歳に低下する考へはないか

中村陸軍省兵務局長 入營期を如何に決定するや重大な問題であるが現制で適當と認めてゐる

瀧澤氏 小學校の代用教員は年々どの位採用してゐるか

藤野文部省學務局長 小學校教員は廿七萬名であつてその内譯は正教員廿三萬三千餘、準教員五千六百餘、代用教員三萬二千餘であるが年々退職及び死亡等が一萬九千餘名あり又學級の増加による教員が三千七百名程度を要し合計二萬三千六百名が所要の數であるがこれが補充は師範學校卒業生一萬一千名檢定合格者五千名であつてその他の七千六百名が代用教員である

なほ瀧澤氏より傷病兵に失明者に對する職業輔導につき希望を述べ

伊藤東一郎氏(民政) 傷病軍人に對する精神的指導を考へてゐるか、また孤獨

苦に悩ませぬ様花嫁の世話をしてやつては如何

陸原傷兵保護院計畫局長 徒らに統後の恩恵に押れぬ様自立の精神を涵養せしめてゐる、花嫁は民間團體に世話させ政府は間接的に援助したい

更に瀧澤氏より大都市小學校兒童の體位向上と學校建築問題につき政府當局の見を訊いた後三時卅八分散會

決算委員會

【三六】十六日の決算委員會は午後一時卅三分開會、國務大臣の出席なき爲質疑なく同二時一旦休憩、午後三時五十四分再開、宇賀四郎氏(民)井上良次氏(社大)樋口善右衛門氏(政)より豫算書、決算書の平易化、官吏の俸給並に賞與支給制度につき質問あり、石渡藏相その他政府委員より答辯ありて五時十五分散會した

【三八】十八日は午後一時卅二分開會、金資金運用の状況、昭和十二年度軍用扶助費の豫備金支出、内閣印刷局、專賣局作業會計における豫備金外支出等の問題につき宇賀氏(民)より質問あり松村大藏政務次官、谷口圭計局長、これに答辯して二時四十分一旦休憩、午後三時十五分再開福田氏(民)より會計法改正、國防獻金、恤兵獻金と豫算との關係豫算外支出等の問題につき質問あり石渡藏相その他政府委員より答辯ありて午後五時卅五分散會した

青年教育國庫補助法案委員會

▲委員長、理事決定【三七】青年學校教育費國庫補助法案委員會は十七日午前十一時廿五分開會、互選により委員長に野村嘉六(民)、理事に武知勇記(民)、長野高

一(民)、曾和義式(政)、一ノ瀬俊民(政)五氏を決定し同卅分散會した

【三八】十八日は午前十一時卅六分開會野村委員長より政府委員に對し關係資料の提出方を要求、同十一時四十四分散會した

▲思想教育問題に重點 尙ほ民政黨の武知勇記氏より

現下の東亞新秩序建設の重點をなすものは思想教育問題であるが衆議院はやゝもすれば從來これを輕視するの嫌ひがあつた然るに今回本案の委員會を一本建として設置したのは獨り本法案のみならず廣く思想教育の全般に亘りて檢討せんがためである仍つて來る廿一日の委員會よりはこれに關し文部當局の所信を明確にせしめ併せて衆議院としても本問題に對する眞劍な態度を表明したい

と贊談し、野村委員長よりこれを踏つて滿場一致贊成、これに對し文部當局も同意し本法案委員會に於ては新東亞建設を目標とする思想教育問題を中心としての論戰が展開されることになつた

【三〇】廿日は午前十時四十分開會長野高廣氏(民政) 青年學校義務制に對する文相の所信如何

荒木文相 從來の教育方針は一つの學歷をもつてゐた者を國家の中樞人物として活躍させてゐたのであるがこれから國民の中堅層を擧げて悉く國家の中樞人物とする所に青年學校教育義務制實施の意義があると思ふ、青年中堅層の教育を義務制として實施することは歐米にも先例がないので非なる覺悟をもつて實施に臨む方針である

長野氏 青年層の教育機關として現在青年學校と青年團の二つがある、これを統合して青年教育法を制定する意思はないか

文相 青年團は一つの校外教育として生れた訓練機關である、これからの教育の本旨は知行合一にあり青年學校の義務制實施はこの教育の本旨を實現しようとする所に一つの意義がある、青年教育法の制定は各省と關係する所が多いのでそれらを見合せて研究したいと思ふ

長野氏 今日教員官、吏の中にユダヤ的思想が浸潤し國家を毒してゐる、文相はこれらに對し日本學的再教育を行ふ意思はないか

文相 官吏が世間の非難の的となつてゐるがこれは我國の制度が悪いのではなく國民の師表たる吏道が確立してゐないからである、これが改革は教育並に法制を通じての大問題であり又困難な問題であるから文部省のみならず各方面と協調善處したい

▲教育訓令を重視せしめ

地方教育組織も改善する

尙長野氏は教權の統一、一元化に對する文相の所信を質し

荒木文相 今日教育の狀態は動々もすれば感情、體面、權力等のために本來天職たるべき教職を完し得ないと認められる節がある、これは速かに改善を期したい、文部省としては先づ地方長官及學務部長に對し本省の教育方針並に施設に就ての訓令、指示、浦牒し今後他のものに比して重視するやう其の自覺を促し更に組織の上においても

善を期したと思ふ。かくて正午休憩、午後一時五十分再開、直ちに質疑を續行

長野氏 青年學校教員の待遇を改善して 奏任官にまで優遇する意思はないか 荒木文相 財政の許す限り具體化した、次いで曹和義氏(政友)より師範教育、宗教教育に關する質疑あり、荒木文相これに答へて午後三時四十分散會

裁判所構成法委員會

▲委員長、理事決定 【三二七】裁判所構成法律案委員會は十七日午前十時五十分開會、互選により委員長に熊谷直太(政)理事に山本芳治(政)、高橋泰雄(政)、野田文一郎(民)、高橋義次(民)五氏を決定、同十一時散會した

▲鐵の輸入税免除外一案可決 【三二八】十八日の衆議院鐵の輸入税免除委員會は午前十時五十分開會、直ちに昭和十二年法律第五十七號中改正法律案(鐵の輸入免除に關する件)並に大正十四年法律第五十一號中改正法律案(關東州の生産に係る物品の輸入税免除等に關する件)を一括議題として討論に入り、原玉重氏(民政)依光好秋氏(政友)春名成章氏(第一)松永義雄氏(社大)より夫々賛成意見の開陳あり、採決の結果全案一致可決同十一時散會した

名古屋帝大創設委員會

【三三〇】廿日の名古屋帝大創設特別會計法委員會は午後一時五十分開會、推尾辨

匡氏(第二)は帝國大學の思想問題、凡ゆる部門に於ける日本の研究の必要、特に日本の醫學の確立を論じ延いて名古屋帝大に開設せらるべき醫學部、理工學部の講座組織に當り如何にして日本精神を盛り込むべきやを質し

山川専門學務局長 醫學部、理工學部では學問の性質上唯物的分析的研究が必要であるが、一方全體的全的研究方法の發見も考へられないことはない、又思想問題につき相當長期の特別講演を開くことも考慮せられるが結局要は適當な教授を得ることであらうと思ふ

推尾氏 名古屋帝大に於ては如何にして時局に直ちに後立ち得る人物を養成せんとしてゐるか、農學部を新設する意思はないか

山川局長 既存帝大の理工學部とは稍異なり第一學年に於いて特に基礎智識の涵養に努める積りであるから、卒業後に廣く役立ち得る人物を作ることが出来ると思ふ、將來理工學部を各獨立學部にする希望を持つてゐるが、農學部新設はその後に希望されてゐる

塚本三氏(民政) 名古屋帝大創設に關する地元の負擔額如何又文學部の設立せられないのは遺憾であるが政府の所信如何

小川局長 九百萬圓で建設費並に敷地買収費に當て、經常費は國家の負擔である、豫算等の關係で理工學部となつたのであるが、一日も速かに理學部を新設したいと思つてゐる

各派動向

第一議俱、第二控合併具體化

▲第一議員俱樂部再組織計畫 【三二二】小會派間の新黨結成問題は國民同盟の不參加により社大と東方會のみの合同によつて一段落を告げるかに見られたが、第一結社としての國民同盟を含む第一議員俱樂部は舊昭和會系新黨無所屬の寄合世帯にあるに加へて今期議會は小會派の言論に對し大會派が事ごとに壓迫を加へる傾向にあるので交際團體のない第二控室と共に合併して第一議員俱樂部の再組織を行はんとする計畫が進められてゐるとは頗る注目される

▲院外政治活動に進む 【三二六】第一議員俱樂部と第二控室の單一俱樂部組織化問題に關しては過般來より青木、窪井、伊豆、赤松、小池(以上第一)道家、今井、小山(以上第二)の諸氏の間にて種々折衝が進められ今通中にも具體化すべく努力中であつたが最近院内に於ける單なる俱樂部に止めず院外に向つては之を政治活動の母體とすべしとの議が有力に擡頭し目下この點に關する協議を開始してゐるのでこの成否如何は社大東方兩會派の新黨結成と關して注目されるに至つた

▲馬場元治氏新組織へ 【三二六】社大及東方會の合同に不満のため最近東方會を脱會した馬場元治氏は目下無所屬にあるが近く行はれる第一議員俱樂部と第二控室の併合に際しその新組織の中に參加することになつた

農業生産確保決議案提案せん

▲兩黨幹事長會見 【三二六】政民兩黨では最近衆議院を通過した昭和十四年度一般會計總豫算案並に特別會計豫算案に於て長期學戰遂行の鍵を握る重要農林水産物の生産増進に關する政府の施設が充分でないことを遺憾としてゐたが適當の機会に決議案の形式を以てこの意嚮を政府に傳へ政府が追加豫算提出に際し善處するやう轉告することとなり砂田政友會幹事長は十八日正午院内に於て勝民政黨幹事長と會見

農業生産を確保し軍需及び國民生活必需品の供給に不安ならしめると共に輸入を防護し輸出を振興することは長期學戰下の喫緊の急務である、政府は重要農林水産物の生産増進に關し積極的な施設を行ひ長期作戦遂行の上に萬遺憾なきを期すべきである

との趣旨の決議案文を提示し、これが上程につき協議を行つたが、民政黨側の一部には政府は農林水産物確保のため農漁山村團體交付金を支給しこれを助成すべきであるとの見地より具體的な決議を希望する向もあるため兩黨幹事長は夫々自黨の意見を取纏めた上更に協議を行ふこととなつた

吏道刷新決議案提出運動

【三二〇】民政黨は廿日午後三時より院内に政務調査總會を開き文部當局より宗敬團體法案の説明を聴充した後、吏道刷新に關し森田重次郎氏より

吏制度の根本的改革を斷行すると共に進んで官身分保障令撤廢の必要あるを以て右に關する決議案を提出したいと提議し之に對して山本(厚)、一松、福田(關)、深澤(吉)等の諸氏より熱烈な賛成意見あつて異議なく決議案を提出することに一致したが之が内容並に提出の方法に關しては更に慎重に調査研究する必要があるが又政友會、その他各派と共同提案の關係上之が措置を前田政調會長に任することに決し同五時散會した

☆餘録

裁判所構成法改正の當局意見

【三二二】衆議院各派有志代議士提出の裁判所構成法改正案(裁判所構成法案並に檢察廳法案)は十六日の本會議に上程、特別委員會に附託されたが右法案の内容は裁判所構成法と檢察法を分離して各獨立せしめんとするものであり昨年衆議院を通過、貴族院に於て審議未了となつたものと同一である、之に對し司法當局は裁判所構成法改正の必要は認めるが檢察廳法を全然別個のものに分離することには反對である、即ち裁判所構成法を二部に分つて第一部裁判所の構成、第二部檢察廳とする程度の整理改正を加へることが適當である、また法曹の一元化、判事と檢事の人事交流の廢止等に對しては俄かに賛成し難い、いつれにしてもこの改正は現行の司法制度を根本的に改正せんとする重要法案であるから司法制度調査委員會の意見を徵して獨自の改正案を作成し可及的速かに議會に提案したいとの意嚮を有してゐる

政 治 外 交

旬 間 大 觀

議會論議は遂に平沼首相をしてその革新一面を吐露せしめ不言實行もいさゝか云ひ調めてゐるが、それでも牛に牽かれて善光寺の類に了らざるは幸である。事變下第三次臨時増稅案は愈々開議の決定を経て議會提出となつたが、今議會重要法案中の雄町村制度改正案は廢案必至となつて不提出に決し、米穀會社法案も政府内部の折合つかず、陽の目を見るに至らない。この氣力で不言實行もすまじからずや。

東方・社大の革新々黨運動は更に日本革新農業協議會の參加確定によつて意氣揚ると見えたが、事前工作の不足から黨首問題で暗礁に乗り上げてしまつた。政友會でも又々總裁問題を蒸し返す。

尻馬か傀儡か、我が海南島攻略に果敢フランス、ついで英米の抗議の通告、回答に遠慮は無用、寧ろこちらからその性根を開きたい位だ。

樞 密 院

樞府參集

【二三】十五日は樞密院定例參集日につき近衛、原正副議長、各顧問官は午前十時宮中控室に參集、上議案なきため一同打揃つて天機を率何して退下した

政 治

☆ 政府提出法案

競馬法臨時特例法案

【二三】衆議院に提出せる競馬法の臨時特例に關する法律案全文左の如し

競馬法第八條第一項の規定に依り日本

郵便年金改正法案

【二三】厚生省保険院では大正十五年創始せられた郵便年金事業制度の效用を大ならしめ銃後國民生活の安定を圖り併せて

現在の勤儉貯蓄の國民的氣運を助長する目的を以て郵便年金改正法律案を十三日貴族院に提出した、今回の改正法律案は保障期間附終身年金を創設すると共に軍事援護に資するため戦争又は事變に因り死亡したる年金受取人の遺族に特別の給付を爲し、又本制度の一般的利用を容易ならしむるため掛金隨時拂の方法を新設した點に著しい特徴が見られるものである、改正案の要旨左の如し

一 保障期間附終身年金の創設

年金受取人の生存中年金の支拂を爲すの外年金受取人が年金支拂開始後一定の保障期間内に死亡したる場合には年金受取人の遺族に年金の支拂を繼續すると共に年金支拂開始前に契約消滅したる場合に於ては掛金掛金に一定の利息を附したる額を反還する保障期間附終身年金を創設せんとす

(イ) 保障期間の性質

年金支拂開始後の一定の期間内に年金受取人死亡するも仍其の殘存期間年金受取人の遺族に繼續して年金の支拂を爲すものなること(法律改正)

(ロ) 種類(勅令改正)

左の二種とすること
(一) 保障期間附即時終身年金 保障期間は契約の効力發生の日より十五年、廿年及卅年とすること
(二) 保障期間附据置終身年金 保障期間は年金支拂開始日の到達したる日より廿年とし年金支拂開始年齢は五十歳、五十五歳、六十歳及六十五歳とすること

(三) 年金繼續受取人たるべき者の範圍及順位(勅令改正)

(一) 年金受取人の配偶者、子、父、母、孫、祖父、祖母、兄弟姉妹にして年金受取人死没當時より引續き之と同一戸籍内に在る者及戸主は以上の順位に依り年金繼續受取人となること
(二) 前號の順位は同一順位内に在りては男は女に先ち長は幼に先つこと但し年金受取人の家督相続人又は戸主は同一順位内に在りては最先とすること

(三) 年金受取人年金支拂開始後に於て政府に對する通知に依り第一號に掲ぐる者の中一人を指定したるときは前二號の順位に拘らずに依るものとする
(四) 加入年齢(勅令改正)
(五) 保障期間附即時終身年金 保障期間十五年及廿年のものに在りては四十歳以上七十五歳以下とすること、保障期間卅年のものに在りては廿歳以上四十歳未満の寡婦又は一定の廢疾者とする
(六) 保障期間附据置終身年金 十二歳以上六十歳以下とすること
(七) 掛金計算の基礎(勅令改正)
(八) 死亡生殘表は昭和十一年内閣統計局の發表したる第五回生命表の死亡率に男子に在りては其の二割を、女子に在りては其の三割を減じて作成したるものとする
(九) 豫定利率は現行種類のものと同率(掛金一時拂なるときは市場に於ける公債の時價に準じ定むる豫定利率、分割拂なるときは年三分五厘の豫定利率)とすること

(一) 返還金(勅令改正)
年金支拂開始前に限り支拂ふものとすること
(二) 年金受取人死亡の場合 既拂込掛金額に年二分の複利息を附したる額とすること
(三) 契約解除の場合 前號の返還金額の九割乃至九割五分とすること
(四) 契約變更の場合 契約解除の場合に準ずること
(五) 其の他の事項
現行年金種類に適用すべき契約條項(以下の改正條項を含む)に依ること
二 年金受取人の戦争又は事變に因る死亡の場合に於ける特別給付
年金受取人が直接戦争又は事變に關する勤務に従事し爲に死亡したるときは其の遺族に特別返還金の支拂を爲さんとす

(イ) 年金受取人が戦争又は戦争に準ずべき事變に際し戦傷又は戦闘に準ずべき公務に因る傷痍疾病の爲死亡したるときは政府は年金受取人の遺族に特別返還金の支拂を爲すものとすること(法律改正)
(ロ) 右の條項は昭和十二年七月七日以後に於て年金受取人死亡したる場合にも之を適用すること(法律附則)

(ハ) 特別返還金(勅令改正)
(一) 返還金を附したる契約 年金受取人の爲に積立てたる金額より普通死亡の場合に於ける返還金を控除したる殘額の九割とすること
(二) 返還金を附せざる契約 年金受取人の爲に積立てたる金額の八割とすること但し保障期間附即時終

身年金に於ける返還金の額を算定するに當り、前記の(イ)及び(ロ)の規定は、昭和十二年七月七日以後に於て年金受取人死亡したる場合にも之を適用すること(法律附則)

身年金及年金支拂開始後の保証期間附償還終身年金に在りては其の積立金より保証期間内の残存期間に對する年金現價を控除したる殘額の九割とすること

(二)特別返還金受取人たるべき者の範圍及順位(勅令改正)
保証期間附終身年金に於ける年金繼續受取人たるべき者の範圍及順位に準ずること

三 掛金隨時抑制の新設
現行掛金拂込方法(一時拂及分則拂)の外新に隨時拂の方法を設け同一の契約に付隨時に任意の掛金を拂込み年金の額を増加することを容易ならしめんとす

(イ)据置年金に付任意の時期に任意の掛金を拂込み得るものとすること
(ロ)各掛金の豫定利率は其の拂込の際に於ける一時拂の豫定利率と同一とすること

(ハ)年金證書は第一回掛金拂込の際一通の記入式年金證書を交付すること
(ニ)年金支拂開始期に於ける年金の額が年金最低制限額に達せざるときは契約は解除せられたるものと看做す(法律改正)

四 其他の改正
一 返還金の受取人の制限緩和 拂込掛金の返還を請求し得る者は之を返還金受取人と稱すること、其の制限を緩和して制度利用に便せんとす

(イ)契約者は契約申込の際自己又は第三者を以て返還金受取人と爲し得ること、但し年金受取人以外の第三者を返還金受取人に指定するには年金

受取人の同意を要すること
(ロ)年金受取人以外の者を以て返還金受取人と爲したるときは返還金支拂の事由發生する迄は年金受取人を以て返還金受取人と爲し得ること

(ハ)第三者たる返還金受取人が返還金支拂の事由發生前に死亡したるときは年金受取人を以て返還金受取人とすること(法律改正)

二 返還金を附せざる契約の一部廢止
返還金を附せざる据置年金は利用極めて少く存続の價値乏しきを以て改正法施行後に於ては新契約を廢止せんとす(法律改正)

三 契約無効の場合に於ける掛込掛金の返還
簡易生命保險法と同一趣旨に依り契約が無効なる場合に於て契約者が善意にして且重大なる過失なきときは契約者は掛込掛金の返還を請求し得るものと爲さんとす(法律改正)

四 契約解除權の拋棄
年金受取人を保護する目的を以て契約解除權を拋棄せんとする契約者少からざるを以て之に關する條項を設けんとす(法律改正)

五 貸付金辨濟なき場合に於ける契約變更
貸付を受けた者が貸付金の辨濟を爲さずして長期間を經過するときは年金受取人の不利益となるのみならず事務上に於ても不便あるを以て貸付期間満了後一定期間を經過したるときは政府は貸付金の辨濟に代へ年金及返還金の額を減少し得ること、爲さんとす(法律改正)

臨時利得稅法改正法案
【二六】臨時利得稅法中改正法律案は十八日衆議院に提出、廿一日の本會議に上程されることになつたが改正案の内容左の如くである

△臨時利得稅法中改正法律案
臨時利得稅法中左の通り改正す
第三條第一項に左の二號を加ふ
三 船舶(製浩中の船舶を含む)又は積業若は砂鑛業に關する權利若は設備の讓渡に因る個人の利得(讓渡利得と稱す以下同じ)

第四條の二第三號を左の如く改む
三 現事業年度の資本金額が甲既往事業年度又は乙既往事業年度の平均資本金額に比較し増減あるときは比較せられたる既往事業年度の平均利益の平均資本金額に對する割合を現事業年度の平均資本金額に乘じて算出したる金額を以て其の既往事業年度の平均利益とす、但し法人の現事業年度の資本金額が甲既往事業年度又は乙既往事業年度の平均資本金額に比較し増加したる場合に於て現事業年度の平均利益が昭和十一年十二月卅一日に於ける資本金額を超過するときは其の法人に於ては現事業年度の資本金額中甲既往事業年度の平均資本金額又は昭和十一年十二月卅一日に於ける資本金額の何れが多額なる一方の金額を超過する部分に對し年百分の七の割合を乘じて算出したる金額と其の他の部分に對し甲既往事業年度の平均利益の平均資本金額に對する割合を乘じて算出したる金額との合計額を以て甲既往事業年度の平均利益とし現事業年度の平均資本金額中乙既往事業年度の平均資本金額又は昭和十一年十二月卅一日に於ける資本金額の何れが多額なる一方の金額を超過する部分に對し年百分の七の割合を乘じて算出したる金額と其の他の部分に對し乙既往事業年度の平均利益の平均資本金額に對する割合を乘じて算出したる金額との合計額を以て乙既往事業年度の平均利益とす

前項の場合に於て第一號の規定を適用するに當りては現事業年度の平均資本金額を以て甲既往事業年度又は乙既往事業年度の平均資本金額と看做す
第六條第一項を左の如く改め同條第三項中「各事業年度の」を削る
法人の各事業年度の平均資本金額は各月末に於ける掛込株式金額、出資金額又は基金及積立金額の月割平均を以て之を計算し昭和十一年十二月卅一日に於ける資本金額は同日に於ける掛込株式金額、出資金額又は基金及積立金額に依り之を計算す
第七條中「平均利益」の下に「並に昭和十一年十二月卅一日に於ける資本金額」を加ふ

第十一條の二 讓渡利得は前年中に於ける船舶又は積業若は砂鑛業に關する權利若は設備の讓渡に因る總收入金額より取得價額、設備費、改良費及讓渡に關する必要の經費を控除したる金額に依る
船舶又は積業若は砂鑛業に關する權利若は設備にして昭和十一年十二月卅一日以前に取得したるものに於ては同日に於ける價額を以て前項の取得價額とし同日後に爲したる設備又は改良に要したる費用のみを以て前項の設備費又は改良費とす
前二項の計算に關しては相續、贈與又は遺贈に因り取得したるものは相續人受贈者又は受遺者が引續ぎ之を有したるものと看做し讓渡後相續の開始ありたる場合に於ては被相續人の爲したる讓渡は之を相續人の爲したる讓渡と看做す
前三項に定むるもの、外讓渡利得の計算に關し必要なる事項は命令を以て之を定む
第十一條ノ三 讓渡利得に於ては其の利得の金額より二千圓を控除す
第十三條ノ二 船舶の讓渡に因る利益にして第九條の個人の利益に屬するもの及び昭和十四年四月一日以後に於て設定せられたる積業又は砂鑛業に關する權利にして命令の定むるもの、讓渡に於ては本法中讓渡利得に關する規定を適用せず
第十四條中「百分の十七・二五」を「百分の二十」に、「百分の三十」を「百分の四十」に、「百分の二十五」を「百分の三十」に改む

第十四條の二第一項を左の如く改む
個人の臨時利得稅は左の稅率に依りてを賦課す
甲種利得 利得金額の百分の十二
乙種利得 利得金額の百分の二十五
讓渡利得 利得金額の百分の二十五

第二十三條第一項中「利得」を「甲種利得又は乙種利得に付」に、「利得金額」を「甲種利得又は乙種利得の金額」に改む

第二十四條の二中「個人の利得を「個人」の甲種利得又は乙種利得」に改む

第三十一條第二項を左の如く改む
朝鮮臺灣又は樺太に住所を有し又は一

年以上居所を有する個人の利得に付ては命令の定むる所に依り臨時利得税を課せず、但し朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する個人の甲種利得に付ては此の限に在らず

附 則

本法は昭和十四年四月一日より之を施行す
法人の臨時利得税に付ては昭和十四年一月一日以後に終了する事業年度分より個人の臨時利得税に付ては昭和十四年度分より本法を適用す

讓渡利得に對する臨時利得税に付ては昭和十四年に限り臨時利得税法第十六條の規定に拘らず利得金額の申告期限を昭和十四年四月十五日とす
(理由書)

支那事變の影響等に因る増加利得に對し臨時利得税を増徴すると共に新に船舶等の讓渡に因る利得に對し臨時利得税を課することゝ爲す爲臨時利得税法中改正を要するものあり之れ本案を提出する所以なり

臨時租稅措置法改正案

【二六】臨時租稅措置法中改正法律案は十八日衆議院に提出、廿一日の本會議に上程されることになつたが同改正法律案の内容左の如し

△臨時租稅措置法中改正法律案

臨時租稅措置法中左の浦改正す
第一條中「田畑地租の上に「所得税」を加

「及雜物消費税」を「雜物消費税、登録税及臨時利得税」に改む

第一條の二 法人の各事業年度の普通所得中留保したる金額が其の事業年度に於ける普通所得の十分の四に相當する金額を超過する場合に於て其の超過部分の全部又は一部に相當する金額を命令を以て定むる方に依り運用するときは命令の定むる所に依り其の運用金額に百分の二・四五を以て算出したる金額に相當する所得税を軽減す

第一條の三 所得税法第十九條及營業收益税法第八條の規定に依り指定したる物産の製造業に付其の設備を増設したる者には命令の定むる所に依り設備増設の年及其翌年より三年間其の増設したる設備に依る物産の製造業より生ずる所得及純益に付所得税及營業收益税を免除す

命令を以て指定する製造方法に依る物産の製造を開始したる者又は其の設備を増設したる者には命令の定むる所に依り製造開始又は設備増設の年及其翌年より三年間其の製造方法に依る物産の製造業又は其の増設したる設備に依る物産の製造業より生ずる所得及營業收益税を免除す

第一條の四 左に掲ぐる事項に付ては所得税法に依る所得、營業收益税法に依る純益及臨時利得税法に依る利益の計算に關し命令を以て特例を設くことを得

一 命令を以て指定する國庫補助金の収入
二 命令を以て指定する事業に關し研

究を爲すに要したる支出
三 命令を以て指定する事業の用に供する建物(工場用以外の建物を除く)機械其の他の設備及船舶の價額の償却

第二十一條 ステールファイバー又は綿を用ひたる糸にして命令を以て定むるものは之を雜物消費税法第一條又は第一條の二に判定する綿糸と看做す

麻を用ひたる糸にして命令を以て定むるものは之を雜物消費税法第一條に規定する綿と看做す

附 則

第二十二條 耕作を目的とする土地(其の土地に附隨して利用せらるる土地を含む)の所有權の交換を爲したる場合に於ては交換に因る所有權の取得又は交換の、にする所有權の保存の登記に付ては命令の定むる所に依り登録税を免除す

前項の規定は永小作權の交換又は前項の土地の所有權と永小作權との交換を爲したる場合之を準用す

第二十三條 左の但書を加ふ
但し第一條の二乃至第一條の四の規定に依り軽減又は免除せらるる租稅については此の限に在らず

本法は昭和十四年四月一日より之を施行す
第一種所得税、法人の營業收益税及法人の臨時利得税に付ては昭和十四年四月一日

以後に終了する事業年度分より第三種所得税、個人の營業收益税及個人の臨時利得税に付ては昭和十二年分より本法を適用す

左に掲ぐる雜物又は之を以て製造したる物品に付ては仍從前の例に依る

一 本法施行前消費税を課すべかりしものを
二 本法施行前輸出若は朝鮮移出の目的を以て又は雜物消費税法第七條の規定に依りて消費税を納付せずして製造場又は保税地域より引取りたるもの
三 本法施行前消費税の徴収を猶ほしたるもの

四 本法施行前消費税を納付して輸出し又は朝鮮に移出したるもの
本法施行前消費税を納付したる雜物にして第二十一條又は第二十二條の改正規定に依り消費税を課せざることゝ爲りたるもの又は之を以て製造したる物品を本法施行後輸出し又は朝鮮に移出するも雜物消費税法第三條第二項の規定及大正九年法律第五十一號を適用せず

(理由書)
生産力擴充、産業振興等に資する爲留保所得の一部に對し課税を軽減し、重要物産の製造業に對する免税範圍を擴張し、補助金の収入、研究の爲の支出及設備等の減價償却に關し課税の特例を設くる等の爲臨時租稅措置法中改正を要するものあり之れ本案を提出する所以なり

專斷特別租稅改正案
【二六】臨時軍事費の財源の一部として施行する増稅案たる支那事變特別租稅法中改正法律案は十八日衆議院に提出、廿一日の本會議に上程されることになつたが

同案の内容左の如し
△支那事變特別租稅法中改正法律案

第一條中「砂糖消費税及取引所税」を「清涼飲料税、砂糖消費税、取引所税及印刷紙及社債利子税、建築税」に、「及物品税」を「物品税及遊園飲食税」に改む

第二條第三項を左の如く改む
前二項の規定に依る普通所得税及超過所得に對する所得税の増徴税額は左の金額より普通所得及超過所得に對する所得税額(所得税法第二十一條ノ二の規定に依り普通所得に對する所得税に計算する税額を含まず)と臨時利得税額との合計金額を控除したる税額を超過することを得す

普通所得の百分ノ五十五に相當する金額より普通所得中留保したる金額の百分ノ十五に相當する金額を控除したる税額
第八條ノ二 清涼飲料税は清涼飲料税法第二條の規定に拘らず左の稅率に依る
第一種 五ラム木燻詰のもの 一石に付 八圓五十錢
第二種 其の他の燻詰のもの 一石に付 十五圓

第三種 燻詰以外のもの 炭酸瓦斯使用量一斤に付 四圓五十錢
第九條中「一圓廿錢を「二圓七十錢」に「三圓卅錢」を「四圓」に、「七圓十錢」を「七圓八十錢」に、「八圓六十錢」を「九圓卅錢」に、「十一圓」を「十一圓七十錢」に、「十三圓九十錢」を「十四圓六十錢」に改む
第十一條ノ二 印刷紙中物品切手に關する印刷税法第四條第一項第十八號の規

定を改む

定に拘らず一通毎に左の區別に依り之を納むべし

- 記載金高三圓以下のもの 三錢
- 同 五圓以下のもの 十錢
- 同 十圓以下のもの 卅錢
- 同 廿圓以下のもの 六十錢
- 同 卅圓以下のもの 九十錢
- 同 五十圓以下のもの 一圓五十錢
- 同 百圓以下のもの 三圓
- 同 百圓を超えるもの 三圓

百圓又は其の端數毎に 三圓

第十三條 利益配當税は前條の法人より支拂を受くる利益の配當に付之を賦課し配當金中配當率七分の割合を以て算出したる金額を超過する金額を左の各級に區分し遞次に各税率を適用して算出したる金額を以て其の税額とす

配當金中配當率七分の割合を以て算出したる金額を超過する金額 百分ノ十 同年一割の割合を以て算出したる金額を超過する金額 百分ノ十五

第十六條中「百分ノ十」を「百分ノ十五」に改む

第十八條の二 建築税は左に掲ぐる家屋を建築(増築及改造を含む以下同じ)したる者に之を課す

- 一 居住の用に供する家屋
- 二 料理店業、席貸業其の他之に類する營業の用に供する家屋にして命令を以て定むるもの
- 三 演劇、活動寫眞、演藝又は觀物(相撲、野球、拳闘其の他の競技にして公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)の開催の用に供する

家屋

第十八條の三 建築税は家屋(附屬工作物を含む以下同じ)一構毎に其の建築價額を標準として之を賦課す

前項の建築價額の算定に關しては命令を以て之を定む

一 構の家屋の一部が前條の家屋に該當する場合に於ては其の部分を以て一構の家屋と看做す

第十八條の四 第十八條の二に掲ぐる家屋を新築したる者新築竣成後一年以内に其の家屋と一構と爲るべき建築を爲したる場合に於ては前後の建築を通じて一建築と看做し本法を適用す

前項の規定に依り建築税を課すべき場合に於て既に建築税を課したる部分あるときは其の建築税に相當する金額を建築税額より控除す

第十八條の五 建築税は建築價額より五千圓を控除したる金額の百分ノ十に相當する金額を以て其の税額とす

第十八條の六 左に掲ぐる家屋を建築したる場合に於ては建築税を課せず

取置したる家屋に代へて建築したる家屋

三 其他命令を以て定むる家屋

第十八條の八 建築税に付納税義務ある者は命令の定むる所に依り建築價額を政府に申告すべし

依り申告なきとき又は申告を不相當と認むるときは政府の調査に依り政府に於て之を決定す

建築價額を決定したるときは政府は之を納税義務者に通知すべし

第十八條の十 建築税は建築竣成の際之を徵收す

第十八條の十一 建築税は家屋の所在地を以て納税地とす

納税義務者納税地に居住せざるときは建築價額の申告、納税其他建築税に關する事項を處理せしむる爲納税管理人を定め政府に申告すべし

第十八條の十二 本法の適用に付ては被相続人の爲したる家屋の建築は相続人の爲したるものと看做し合併に因りて消滅したる法人の爲したる家屋の建築は合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人の爲したるものと看做す

第十八條の七 左に掲ぐる家屋を建築したる場合に於ては命令の定むる所に依り建築税を免除す

一 災害に因り滅失又は損壞したる家屋に代へて建築したる家屋

二 法令に依り收用又は使用せられたる家屋に代へて建築したる家屋及法令に依る敷地の收用又は使用に因り

第一種 甲類 一 寶石若しくは半寶石又は之を用ひたる製品、二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品、三 貴金屬製品又は金若しくは白金を用ひたる製品、四 電甲製品、五 珊瑚製品、六

毛皮又は毛皮製品、七 羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品

乙類 八 時計、九 文房具、十 身邊用細貨類、十一 化粧用具、十二 喫煙用具、十三 帽子、杖、鞭及傘、十四 靴及トランク、十五 靴及履物、十六 書齋及骨董

十七 室内裝飾用品、十八 玩具 十九 彈動具、廿 照明器具、廿一 電氣器具及瓦斯器具、廿二 圖書及將棋用具、廿三 家具、廿四 漆器、陶磁器及硝子製器具にして別號に掲げざるもの、廿五 貴金屬を鼓し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの、廿六 皮革製品にして別號に掲げざるもの、廿七 織物、メリヤス、レース、フェルト及同製品並に組物、廿八 果物

同部分品、十九 燻房用の電氣、瓦斯又は礦油ストーブ、廿 冷蔵庫及同部分品、廿一 金庫及鋼鐵製家具、廿二 化粧用石鹼、シャンプー、洗粉及齒磨、廿三 茶、珈琲及其の代用物並にココア、廿四 嗜好飲料但し酒類及清涼飲料を除く

第三種 一 構す、二 酒類但し濁酒を除く、三 餡、葡萄酒及麥芽糖

第卅九條中「五圓」を「十圓」に、「十圓」を「十五圓」に、「七圓」を「十四圓」に改め

「葡萄酒(酒精及酒精含有飲料税法第三條の二に規定するもの以下同じ)の下に」及果實酒(酒精及酒精含有飲料税法第三條の三に規定するもの以下同じ)を加へ

同條第三種に左の一號を加ふ

三 餡、葡萄酒及麥芽糖百斤に付二圓 第四十二條第一項中「第一種第十四號を」

「第一種第十六號」に改む

第四十三條中「化粧品」を「化粧品、化粧用石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又は嗜好飲料」に改む

第四十四條 左に掲ぐる場合に於ては嗜好飲料、酒類、餡、葡萄酒又は麥芽糖は之を製造場より移出したるものと看做す

一 嗜好飲料又は酒類を製造場内に於て飲用したるとき

二 餡、葡萄酒又は麥芽糖を製造場内に於て餡、葡萄酒又は麥芽糖以外の製品の原料として使用したるとき

第四十六條第一項中「課税標準額より其の物品の價格を控除す」を「税額より其の物品に課せられたる物品税に相當する金額を控除す」に改め同條第二項に左の

「第一種第十六號」に改む

「化粧品、化粧用石鹼、シャンプー、洗粉、齒磨又は嗜好飲料」に改む

第四十四條 左に掲ぐる場合に於ては嗜好飲料、酒類、餡、葡萄酒又は麥芽糖は之を製造場より移出したるものと看做す

一 嗜好飲料又は酒類を製造場内に於て飲用したるとき

但書を加ふ

但し第四十八條第一項に規定する政府の承認を受けて移出先又は引取先に移入せられたる酒類に付ては此の限に在らず

第四十八條第一項中「第二種の物品又は構寸」を「第二種又は第三種の物品」に改む

第四十九條第一項第二號中「葡萄酒」の下に「及果實酒」を加ふ

第五十一條中「第二種の物品若は構寸」を「第二種若は第三種の物品（酒類を除く）」に改む

第五十二條の二 遊興飲食税は料理店、貸席、旅館其の他命令を以て定むる類似の場所に於ける遊興及飲食に之を課す

第五十二條の三 遊興飲食税の税率は遊興飲食の料金の百分ノ十とす但し蕨坂の招聘料に付ては料金の百分ノ二十とす

前項の遊興飲食の料金（以下料金と稱す）は前條に規定する場所の經營者が遊興又は飲食を爲したる者より其の遊興又は飲食に付領収すべき金額を謂ふ料金の算定に關しては命令を以て之を定む

第五十二條の四 料金が一人一回五圓に満たざる場合には遊興飲食税を課せず但し蕨坂其の他命令を以て定むる者の招聘料に付ては此の限に在らず

前項の一人一回の料金の計算に關し必要なる事項は命令を以て之を定む

第五十二條ノ五 遊興飲食税は第五十二條ノ二に規定する場所の經營者より之を徴収す

第五十二條の六 第五十二條の二に規定する場所の經營者は命令の定むる所に依り毎月の料金を記載したる申告書を翌月十日迄に政府に提出すべし但し經營を廢止したる場合に於ては直に之を提出すべし

申告書の提出なきとき又は政府に於て申告を不當と認めたるときは政府は其の課税標準額を決定す

第五十二條の七 遊興飲食税は毎月分を翌月末日迄に納付すべし但し經營を廢止したる場合に於ては直に之を納付すべし

第五十二條の八 第五十二條の二に規定する場所の經營者は命令の定むる所に依り毎月の料金中其の月に於て領収せざるものに對する税金を其の料金を領收したる月の翌月末日迄に納付することを得但し其の經營を廢止したる場合に於て未だ納付せざる税金あるときは直に之を納付すべし

前項の規定に依り未だ税金を納付せざる料金を以て領収すること能はざるに至りたるものに付ては命令の定むる所に依り遊興飲食税を免除す

第五十二條の九 第五十二條の二に規定する場所を經營せんとする者は命令の定むる所に依り其の旨を豫め政府に申告すべし之を廢止せんとするとき亦同

第五十二條の十 第五十二條の二に規定する場所の經營者及經營者と經營上取引關係ある者は命令の定むる所に依り其の業務に關する事項を帳簿に記載すべし

前項に規定する者は命令の定むる所に依り其の業務に關し必要なる事項を政府に申告すべし

依り其の業務に關し必要なる事項を政府に申告すべし

第五十四條に第一項として左の一項を加ふ

收税官吏は建築税に付家屋を建築したる者、建築工事請負人、建築工事管理者若は建築材料供給者に對し質問を爲し又は家屋、建築に關する帳簿書類其の他の物件を検査することを得

同條に左の一項を加ふ

收税官吏は遊興飲食税に付第五十二條の十第一項に規定する者に對し質問を爲し又は其の業務に關する帳簿書類を検査することを得

第五十五條中「又は公債及社債利子税」を「公債及社債利子税又は建築税に改む」

第五十六條中「物品税」の下に「又は遊興飲食税」を加ふ

第五十七條第二號中「第四十五條の下に」又は第五十二條の六を加へ同條第三號中「第二種の物品若は構寸」を「第二種若は第三種の物品（酒類を除く）」に改め同條に左の一號を加ふ

四 政府に申告せずして第五十二條の二に規定する場所を經營したる者同條に左の二項を加ふ

第五十二條の十第二項に、同條第三號中「又は第四項」を「第三項、第五項又は第六項」に改む

第六十條に左の一項を加ふ

第五十二條の二に規定する場所の經營者又は經營者と經營上取引關係ある者の代理人戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者が其の業務に關し本法中遊興飲食税に關する規定に違反したるときは其の經營者又は經營者と經營上取引關係ある者を處罰す

第六十一條第一項中「公債及社債利子税」の下に「建築税」を加へ「及物品税」を「物品税及遊興飲食税」に改め同條に左の一項を加ふ

北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は遊興飲食税の課税標準たる料金に對し地方税を課することを得す

第六十二條の二 政府は當分の内第五十二條の二に規定する場所の經營者の組織する團體に對し遊興飲食税に付徵税に必要なる設備を爲し又は徵收事務の補助を爲すべきことを命ずることを得

前項の場合に於ては前項の團體に對し命令の定むる所に依り交付金を交付することを得

第六十三條の二 自己又は其の家族の用にのみ供する第二種の物品又は飴を製造する者には當該物品に付本法中物品税に關する規定を適用せず

附 則 第一條 本法は昭和十四年四月一日より之を施行す 第二條 第二條第三項の改正規定は法人の昭和十四年四月一日以後に終了する事業年度分の第一種所得税より之を適用す

第三條 建築税に關する規定は昭和十四年四月一日以後に竣成する家屋の建築に付て之を適用す但し第十八條の四の規定は新築が昭和十四年三月卅一日以前に竣成したる場合には之を適用せず

第四條 本法施行の際製造場以外の場所に於て同一人が十石を超過する數量の第二種の清涼飲料を所持する場合に於ては其の場所を以て製造場、其の所持者を以て製造者と看做し清涼飲料税を課す此の場合に於ては本法施行の日に之を製造場外に移出したるものと看做し十石を超過する數量に付第八條の二に規定する税率に依り算出したる税額と清涼飲料税法第二條に規定する税率に依り算出したる税額との差額を以て其の税額とし命令の定むる所に依り之を徴収す

前項の清涼飲料の所持者は其の所持する清涼飲料の數量及貯藏の場所を本法施行後一月以内に政府に申告すべし

第五條 本法施行の際製造場又は保税地域以外の場所に於て同一人が二萬斤を超過する數量の砂糖、糖蜜又は糖水を所持する場合に於ては其の者に於て本法施行の日に之を製造場より引取りたるものと看做し砂糖消費税を課す此の場合に於ては二萬斤を超過する數量に付第九條の改正税率に依り算出したる税額と従前の税率に依り算出したる税額との差額を以て其の税額とし命令の定むる所に依り之を徴収す

前項の砂糖、糖蜜又は糖水の所持者は其の所持する砂糖、糖蜜又は糖水の數量及貯藏の場所を本法施行後一月以内に政府に申告すべし

第六條 本法施行の際製造場又は保税地域以外の場所に於て同一人が二萬斤を超過する數量の砂糖、糖蜜又は糖水を所持する場合に於ては其の者に於て本法施行の日に之を製造場より引取りたるものと看做し砂糖消費税を課す此の場合に於ては二萬斤を超過する數量に付第九條の改正税率に依り算出したる税額と従前の税率に依り算出したる税額との差額を以て其の税額とし命令の定むる所に依り之を徴収す

前項の砂糖、糖蜜又は糖水の所持者は其の所持する砂糖、糖蜜又は糖水の數量及貯藏の場所を本法施行後一月以内に政府に申告すべし

第七條 本法施行の際製造場又は保税地域以外の場所に於て同一人が二萬斤を超過する數量の砂糖、糖蜜又は糖水を所持する場合に於ては其の者に於て本法施行の日に之を製造場より引取りたるものと看做し砂糖消費税を課す此の場合に於ては二萬斤を超過する數量に付第九條の改正税率に依り算出したる税額と従前の税率に依り算出したる税額との差額を以て其の税額とし命令の定むる所に依り之を徴収す

前項の砂糖、糖蜜又は糖水の所持者は其の所持する砂糖、糖蜜又は糖水の數量及貯藏の場所を本法施行後一月以内に政府に申告すべし

月以内に政府に申告すべし
第六條 本法施行前より引續き第卅八條の改正規定に依り物品税を課することゝ爲りたる第一種の物品の小賣業を營む者、又は同第二種若は第三種の物品(酒類を除く)の製造を爲す者本法施行後一月以内に其の旨を政府に申告するときは本法施行の日に於て第五十一條の改正規定に依り申告したるものと看做す

本法施行前より引續き第五十二條の二に規定する場所を經營する者本法施行後一月以内に其の旨を政府に申告するときは本法施行の日に於て第五十二條の九の規定に依り申告したるものと看做す
第七條 改正第卅八條に掲ぐる第二種又は第三種の物品の製造者又は販賣者が本法施行の際製造場又は保税地域以外の場所に於て左の各號の一に該當する物品を所持する場合に於ては其の場所を以て製造場、其の所持者を以て製造者と看做し之に物品税を課す此の場合に於ては本法施行の日に於て其の物品を製造場より移出したるものと看做し第一號の物品に付ては改正第卅八條各號に掲ぐる品名毎に價格三千圓、酒類に付ては卅石、餡、葡萄酒又は麥芽糖に付ては一萬斤を超える部分に付命令の定むる所に依り其の物品税を徴収す但し従前の規定に依り物品税を課せられたる物品に付ては其の課せられたる税額に相當する金額を控除したる金額を以て其の税額とす

一 改正第卅八條に掲ぐる第二種第十四號、第十五號、第十七號(擴張用増幅器に限る)第廿二號(シャンパン及洗粉を除く)第廿三號又は第廿四號の物品にして同條各號に掲ぐる品名毎に價格三千圓を超えるもの
二 酒類にして合計石數卅石を超えるもの又は餡、葡萄酒若は麥芽糖にして合計斤數一萬斤を超えるもの
本法施行の際製造場内に現存する酒類にして戻入又は移入したるもの
付ては第四十六條第二項の改正規定に拘らず物品税を徴収す
第一項但書の規定は前項の場合に付て之を準用す
第一項の製造者又は販賣者は第二種の物品に付ては其の品名毎に數量、價格及貯藏の場所、第三種の物品に付ては其の品名毎に數量及貯藏の場所を本法施行後一月以内に政府に申告すべし
第八條 輸出菓子糖果菓原砂糖戻戻税法第一條中「消費税を課せられたる砂糖」の下に「又は物品税を課せられたる餡、葡萄酒若は麥芽糖」を、「其の使用したる砂糖」の下に「餡、葡萄酒又は麥芽糖」を加へ「消費税に相當する金額」を「消費税又は物品税に相當する金額」に改む
昭和十四年四月三十日以前の輸出に係る菓子及糖菓に付ては仍従前の例に依る

第九條 明治四十年法律第二十一號第一條第一項に左の二號を加ふ
十八 建築税
十九 遊興飲食税
第十條 大正九年法律第五十一號中「隣寸」の下に「餡、葡萄酒、麥芽糖」を加ふ

理由書

臨時軍事費の財源の一部として利益配當税、公債及社債利子税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖消費税及印紙税を増徴し、物品税に付課税範圍の擴張及増徴を爲すと共に新に建築税及遊興飲食税を創設する爲支那事變特別税法中改正を要するものあり之れ本案を提出する所以なり

米穀會社案政治的折衝に入る

【二九】日本米穀會計法案を纏る農林商工兩省の意見對立は事務的折衝を以てしては解決し得ざる事態となつたので十九日午後松村農林、今井商工兩政務次官は農相官邸に於て會見、米穀取引所及取引員に對する賠償問題を中心として意見の交換を行つたがなほ一致點に到達するに至らず廿日引續き折衝を繼續することとなつた

▲三相居残り協議【三〇】産組の市場參加並に清算市場への廢業手當問題をめぐつて農林、商工の意見對立を見てゐる米穀會計法案については既に事務當局の手から政治的折衝にまで移されてゐるが間頭が戰時食料政策の見地から緊急を要する經濟立法としてこれが速かなる解決が要望されてゐるため櫻内農相八田商相は石渡藏相と共に廿日議會の議事散會後午後五時より院內大臣室に參集約一時間に亘つてこれが解決點を見出すべく重要協議を行つた

☆ 内政彙報

▲國民精神總動員聯改組問題
▲精勵聯盟機構強化の爲理事全員辭表提出

出【三一】國民精神總動員中央聯盟では十三日正午より舊議事堂跡の本部に理事會を開催、有馬會長以下香坂理事等十名參集、過般開議決定を見た國民精神總動員運動の擴大強化方針を中心議題として之に對する聯盟の態度、今後採るべき措置に關し協議した結果、聯盟としては政府の方針に全面的に賛同、政府と協力して實效ある運動を展開すべしと云ふに意見の一致を見、且つ聯盟機構の整備のため此の際理事は全員辭職するに決定、會長有馬長橋大將は理事會に辭表を提出、理事長香坂昌泰氏以下理事廿七名の全員は會長宛に正式に辭表を提出し午後二時散會した。よつて香坂理事長は同日午後三時院內大臣室に田邊書記官長を訪問、右の次第を報告諒解を求めるところあつた

▲首相有馬會長會談【三二】平沼首相は十九日午前十一時半首相官邸に國民精神總動員中央聯盟會長有馬長橋大將の來訪を求め豫て辭任申出中の同大將に對し留任方を懇請すると共に更生國民精神總動員運動の方針に關し首相の決意を表明し時餘に亘る懇談を行つた、席上有馬大將は明治神宮々司の聖職に専念したい自己の素志よりしてこの際中央聯盟會長を辭任したい旨を重ねて表明したが平沼首相は國民精神總動員運動の重大使命に鑑み飽く迄も有馬大將の留任を求め同會長の決定せざる以上焦眉の急にある國民精神總動員運動を發動せしめられぬ事情を訴へてたつて大將の重任を希望、有馬大將は連答を保留して辭去した
▲有馬會長留任受諾【三三】かねて辭表提出中の國民精神總動員中央聯盟會長有馬長橋大將は廿日午後一時半院內大臣室において平沼首相と會見、十九日首相より懇請を受けた會長留任を受諾する旨正式回答をなした、尙ほ平沼首相は有馬會長に對し理事長以下の役員の人選につき御配慮を要はした旨懇請するところあり同一時五分會見を終つた

▲書記官長談【三四】政府は問題の農村自治制度に關する町村制改正案の取扱方に關し十七日の閣議に於てこれが取捨は別項の如く(閣議參照)決定したが同問題に關し平沼首相は閣議後木戸内相と種々打合せを行つた結果これが議會提出を見合せるに決し同日議會散會後院內に再び閣議を開き正式に今議會提出見合せを決定右の旨を書記官長談の形式で左の通り時表した、尙ほ内務省でも同日午後五時右の旨發表した
△田邊書記官長談
現内閣は時局に鑑み自治制刷新の必要は之を認むるも自治制度の改正は市制町村制及び府縣制に亘つて考究するを要するを以て政府は更に自治制度全般に關する方針を決定したる上、法案の提出をなすこととし今回の町村制のみを改正案の提出は見合せこととせり
▲町村制改正案不提出理由【三五】問題の町村制改正案の議會提出に關しては政民兩黨を始めとする議會方面の反對論漸次有力となり來つたつた情勢に鑑み、政府は別項の如く遂に同案の提出は之れを見合せることに決定、書記官長談の形式を以てその理由を明かにしたが、同案不提出に決定した経緯は主として衆議院各派の反對氣勢に押された爲と同案が自治制

馬長橋大將は廿日午後一時半院內大臣室において平沼首相と會見、十九日首相より懇請を受けた會長留任を受諾する旨正式回答をなした、尙ほ平沼首相は有馬會長に對し理事長以下の役員の人選につき御配慮を要はした旨懇請するところあり同一時五分會見を終つた
▲書記官長談【三四】政府は問題の農村自治制度に關する町村制改正案の取扱方に關し十七日の閣議に於てこれが取捨は別項の如く(閣議參照)決定したが同問題に關し平沼首相は閣議後木戸内相と種々打合せを行つた結果これが議會提出を見合せるに決し同日議會散會後院內に再び閣議を開き正式に今議會提出見合せを決定右の旨を書記官長談の形式で左の通り時表した、尙ほ内務省でも同日午後五時右の旨發表した
△田邊書記官長談
現内閣は時局に鑑み自治制刷新の必要は之を認むるも自治制度の改正は市制町村制及び府縣制に亘つて考究するを要するを以て政府は更に自治制度全般に關する方針を決定したる上、法案の提出をなすこととし今回の町村制のみを改正案の提出は見合せこととせり
▲町村制改正案不提出理由【三五】問題の町村制改正案の議會提出に關しては政民兩黨を始めとする議會方面の反對論漸次有力となり來つたつた情勢に鑑み、政府は別項の如く遂に同案の提出は之れを見合せることに決定、書記官長談の形式を以てその理由を明かにしたが、同案不提出に決定した経緯は主として衆議院各派の反對氣勢に押された爲と同案が自治制

度全般に亘つて考究さるべき問題であり町村制のみを切離して改正すべき性質のものではないとして見合せるに至つたものである、即ち同案に對しては政民兩黨ともその内容中特に

町村會議員中定員の三分まで農會長、産業組合長、小學校長、名望家等の中より町村長が議員に任命し得ること

は町村會議員に官選の議員を認めることであつて我が國選舉制度の本質に反するものであるとして強硬に反對の意向を明かにし、又社大も町村會議員の選舉區を部落單位とするのは社大の黨勢上不利を來たす結果となるので政民兩黨とは異なる立場から之に反對した、而してこの反對氣勢に對し政府部内に於てもこの際無用の摩擦を起すことの不利なること、案の内容が自治制度全般の刷新に亘る性質を有することの二點より今議會提出を見合はすを得策とするとの自重論が多くなり、主管大臣たる木戸内相も遂に閣内外の大勢に順應して強いて提案せず退つて全般的なる自治制度の刷新を斷行するの時期まで待つことに同意したものである、從つて同案は府縣制、市制の改正と同時に提案せらるることとなつたわけ政府としては今後自治制度全般に關する方針の決定をなすべき必要に迫られるに至つたわけである

農工商省機構改革問題 ▲商相、首相に説明 二二八 八田商相は十三日午後六時院內大臣室に於て平沼首相と會見、當日の衆議院本會議で明年年度豫算案も通過したので生産力擴充に伴ふ商工省の機構改革問題その他について商相の意圖する腹案を説明、種々懇談して

同六時半辭去した 前田鐵相談 【二二】親任報告のため西下中の前田鐵相は伊勢神宮、敬勝山、櫻樹園、神宮、桃山、御陵に參拜の後十一日夜京都に於て鐵道行政大陸政策、議會、新黨問題等當面の諸問題に關し左の如き談話を試みた

大陳に於ける鐵道政策の方針、目標については興亞院において決定するのであるが運輸、連絡、統制等鐵道本來の業務については同院の方針に従ひ鐵道省が中心となつて日鮮滿支を通ずる緊密なる聯絡の下にあくまで東亞新秩序の建設に協力せねばならぬ、その際大陸の連絡は勿論船舶との連絡も徹底せしめ通し運賃制度の設定によつて圓滿なる輸送を圖りたい、國內輸送力の増強について研究機關を設けて折角研究中であるが、今の所先づ車輛の新造増強を急務とし本年度豫算にも二億一千萬圓を計上し萬遺憾なきを期してゐる、なほ殆んど飽和點に達した東京、下關間の線については更に一本を増設しなければならぬ、國策の見地より萬難を排してこれを完成しなければならぬ、ルートは何處にするか、廣軌、狹軌、物を運送する人について兎角のことを聞かが省内の空氣も亦外部の省内に期待する空氣も察知して居るから人事の刷新についても目下研究中である、議會の終了を待つて着手したいと思つてゐる、議會は豫想通り進んで居り今後此の儘推移して行くだらう、政黨も時局柄批評を控へ勝て政府に仕事をやりよとさせる空氣かはつきり判る、法案も大してあるまいが食料及其の配給問題については相當

論議があることと思ふ、自動車の統制助長、保有保護は極めて重要であり事務當局に於て立案中であるがこれに關する法律案が果して今議會に提出されるかどうか未定である、政府も組閣早々であるから政策も決定してゐないので議會でも濟めば仕のある平沼首相であるから何かやるだらう、又閣議も皆其の氣構へで熱心に研究中である、この内閣は不言實行をモットーとしてゐるから必ず何かやるだらうと思ふ

東方と社大とが合併したが政治問題としては大したものと思はない、對立した思想のものが寄り集つただけに世間へは不思議なといふ感じを持たしたかも知れない、大きな政治的結果が現れるとは思はない、發展性は乏しいと思ふ、從つて既成政黨中からの加入問題など絶対に考へられない、政友會が兎角いはれてゐるが内部はそれほどものではない、極めて平和的であり所謂溝も次第に淺くなりつゝある現状である、總裁問題は昨年十二月中代行委員の申合せにより當分の間隔れぬことになつてゐるから議會中は何にもないだらう、いま内輪でそんなことをやつてゐる時もあるまい、總て平和的に解決して行きたいと思ふ

國策研究會定例談話 【二二六】國策研究會では十六日正午より丸の内中央亭に定例懇談會を開き大藏公望男、小川郷太郎氏その他八十名出席、末次内閣參議の時局談並に金澤海軍軍曹及部委員より海南島攻略の目的と意義についての講演あつて同三時散會した

法案二件決定

【二三】政府は十三日の持廻り閣議を以て同日午前の文官高等分限委員會において決定せる土方成美教授の休職を正式に決定、又左記法律二件、勅令一件を決定した

- △法案 一 青年學校教育費國庫補助法案 一 郵便年金法中改正法律案

△勅令 一 地方産業職員制中改正の件

十三年度追加豫算決定

【二三】政府は十六日の院內持廻り閣議に於いて一千九百萬圓に達する昭和十三年度一般會計追加豫算案(追第二號)及び同各特別會計追加豫算案(特追第一號)を決定、計數整理の上廿日衆議院に提出する事に決した

鑛業法改正提案決定

【二二六】政府は十六日の持廻り閣議に於て鑛業法中改正法律案を議會に提出することに決定した

農村自治制改正案首相、内相に一任

【二三】政府は十七日午後零時四十分より院內閣議を開き平沼首相以下各閣僚出席、府政改組の異論によつて問題となつてゐる農村自治制度改正に關する町村制改正案について木戸内相より種々説明を加へ各閣僚間に意見の交換を行った結果これを議會に提出すべき否やの取披ひに關しては平沼首相、木戸内相に一任することに決定しなほ左の法律案四件の議會提出を決定して同一時四十分散會した

- 一 支那事變特別稅法中改正法律案 一 臨時利得稅法中改正法律案

臨時租稅措置法中改正法律案

一 非訟事件手續法中改正法律案

三法案提出決定

【二三】政府は廿日の持廻り閣議に於て左の三法案を衆議院提出に決定した

- 一 臨時資金調整法中改正法律案 一 保險業法改正法律案 一 國境取締法案

☆内閣參議

定例參議會 【二三】十五日の定例參議會は午前十時より首相官邸に於て開會、松岡、松井兩參議を除く各參議並に興亞院から柳川總務長官出席、柳川長官より興亞院の組織權限、仕事の内容、將來の方針並に現地に連絡部設置等に關して詳細なる説明をなし引續ぎ正午より閣僚參議の懇談會に入り平沼首相以下各閣僚も出席して午餐を共にしながら種々懇談の後板垣陸相より海南島の戰況に關し報告あり午後一時散會した

☆閣員參内

▲首相參内 【二三】平沼首相は十四日午後三時四十五分宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付られ、大審院長並に檢事總長の後任を内奏し、更に議會審議狀況その他一般政務に關し奏曲奏上、種々御下問に奉答して同五時十五分退下した

▲外相參内 【二三】有田外相は十六日午前九時五十分宮中に參内、天皇陛下に拜謁仰付られ一般外交經過につき奏上種々御下問に奉答して退下した

▲藏相參内 【二三】石渡藏相は十七日午前十時廿二分宮中に參内、天機奉伺の記載

☆閣議

をなし同廿七分退下した

【三〇】石渡藏相は廿日午後二時宮中に参内、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ所管事項につき奏上種々御下問に奉答の後御前を退下した

☆ 往 來

▲田邊運輸長歸京【二三】熱海に歸京中だった田邊書記官長は十二日午後四時四十分東京驛着櫻で歸京した

▲前田鐵相歸京【二三】神宮、皇陵に親任奉告のため西下中の前田鐵相は十二日午後九時東京驛着特急燕で歸京した

▲賀屋氏近衛公訪問【二三】賀屋元藏相は十三日午前十一時荻窪の私邸に近衛公を訪問要談した

▲ベル前首相平沼首相訪問【三四】目下來朝中の前ベル國首相相り・パアクエロ氏は十四日午前九時半首相官邸に平沼首相を訪問歸國の挨拶を兼ねて種々懇談同四十五分辭去した

▲河原田氏近衛公訪問【三六】河原田元内相は十六日午前十時荻窪の私邸に近衛公を訪問要談した

▲外相内府會談【三六】有田外相は十六日午前九時五十分宮中に参内外交經過奏上後内大臣府において湯淺内府と會見、國際情勢を説明旁々種々要談を遂げ同十一時廿分退出した

▲有馬、伍堂兩氏近衛公訪問【三七】有馬前農相、伍堂日本商工會議所會頭の兩氏は十七日午前十時打揃つて荻窪の私邸に近衛公を訪問、要談の後正午午餐を共にした

▲鶴見氏近衛公訪問【三八】鶴見祐輔氏

は十八日午前十時荻窪の私邸に近衛公を訪問會談した

▲原田男國公訪問【三三】原田熊雄氏は十三日午前十時五分奥津坐漁荘に西園寺公を訪問、議會の審議状況、海南島占領による外國の側面その他一般政情について報告同十一時十分辭去した

【三二】西園寺公秘書原田熊雄氏は十九日午前九時卅分奥津坐漁荘に西園寺公を訪問、北洋漁業問題並に議會の情勢等について報告、同十四時四十分辭去した

☆ 法 令 公 布

▲十七日
一 地方産業職員制改正の件
△廿日
一 陸軍補充令中改正の件

内 務

傷痍軍人職業保護打合せ會

【三二】傷痍軍人職業保護事務打合せ會は十三日午前九時半より内務省に於て開催全國府縣より傷痍軍人職業指導事務職員同職業顧問九十餘名出席、傷兵保護院より本庄總裁、兒玉副總裁、藤原計畫、持永業務局長以下各課長出席、劈頭本庄總裁より挨拶あり次いで協議事項たる

- 一 傷痍軍人並一般國民教化指導に關する件
二 職業指導相談並斡旋に關する件
三 生業助成に關する件
四 職業再教育に關する件
五 醫療保護に關する件

六 除役退院者歸郷状況調査に關する件
につき各課長より説明があつたが傷痍軍人の職業相談については

(一)原職復歸希望者に對しては先づ本人より原職主主に復歸の申出を爲さしむる様指導すること

(二)疾病者に對する職業の職業相談に當りては症狀、家庭家計の状況等を考慮し特に慎重を期すること

(三)症狀上職場に直に就業することを得るや否や不明の者に對しては一定期間當該雇傭主に再教育を委託することとし、又就職斡旋には

(一)就職斡旋を必要とする傷痍軍人の數漸次増加するに伴ひ適當なる就職口の開拓益々必要となりたるを以て就職斡旋組織の整備を圖ると共に關係職員並に關係機關の聯絡協調に努め就職口の確保に付萬全を期すること

(二)適當なる求人開拓の爲必要に依り雇傭主協議會懇談會を適宜開催し傷痍軍人の雇傭の奨励に努むること

(三)當該地方に於て求人者なく斡旋上困難なる場合は速に他道府縣又は他の職業紹介所に聯絡をなし取扱の敏速周到を期すること

(四)他道府縣よりの聯絡に依り斡旋せる者及直接道府縣及職業紹介所に於て取扱ひたるもの、爾末は常に明確に整理すること

(五)除役後就職の必要を生じたる者にし餘旋を受ける手續を知らず困惑し居る者尠からざる趣に付職業紹介所市町村聯絡委員等と協力し同郷せる傷痍軍人の聯絡指導に努むること

とし時に現在在事變中で傷痍軍人に對する

一 般の尊敬が高く且産業界が好況で就職は比較的容易であるがこの現況に満足することなく總ての傷痍軍人をして永久に安閑なる職業に就かしめその生活に不安なからしめる様戒心すべきことを強調協議の後意見發表あつて夕刻散會

防 災 建 築 規 則 制 定

【三三】内務省では防空の完備を期する爲昨年三月市街建築法第十二條を改正し三務大臣は建築物の構造、設備又は敷地に關し防空上必要な規定を設け得ることとなつたので今回内務省令を以て防空建築規則を制定し、四月一日より施行することとなつた、右規則の主な事項を擧げれば次の如くである

- 一 木造建築物の外周を隣地疆界線及道路中心線よりの距離に應じ相當程度の防火構造として以て火災の際其の延焼を防止することとした(第四條關係)
- 二 鐵筋コンクリート造の建物及木造の建物にして規模の大きいものには防護室、準防護室其他防護の施設を爲さしめ又は防空壕用の空地を保有せしめることとした(第九條、第十條、第十一條關係)
- 三 航空機の目標となり易い建築物に付ては擬裝の爲其の形若しくは色彩の變更を命じ又は擬裝の爲の準備装置を爲さしめ得ることとした(第十八條關係)
- 四 石油タンクで容量の大きなものは之を地下に設けしめ又は防護の施設を爲さしめることとした(第十九條關係)

尙同規則は今後新たに建築される建築物に適用されるもので其の適用區域は内務大臣が之を指定することとなつて居るが大體防空上必要な都市の豫定である

☆ 地 方

名古屋第一助役に佐藤三重縣知事

【三五】缺員中の名古屋市長は内務省方面の諒解を求め十五日午後八時廿五分名古屋着列車で歸來したが市第一助役に現三重縣知事佐藤正俊氏が納まることに内定、特別の事情のない限り廿三、四日頃市會に推薦承認を求めざる筈

大 藏

大藏省顧問會議

【三五】大藏省顧問會議は十五日午後六時より藏相官邸に於て開催、郷、池田、結城、兒玉、八代、賀屋(各務氏缺席)の各顧問、大藏省側より石渡藏相並に大野次官出席席發を共にした後、大野次官より今議會に大藏省より提出の金融關係法案たる資金調整法、金資金特別會計、産金の各改正法案並に割引公債發行に關する關係法案、日銀、鮮銀、臺銀の兌換券發行準備擴張に關する法案等に關し夫々説明、之に對し顧問側より種々質問並に意見を開陳したが特に顧問側よりはこの外北中支方面に於ける經濟開閉、中聯券の現状及び法幣に對する對策等に關する問題をも提起し大藏當局と隔意なき質疑應答を重ねるところあつた

司 法

大審院長、檢事總長決定

【三五】池田大審院長の逝去に伴ふ後任

登壇に就いては野法相は司法部内の人
事刷新その他諸般の事情を考慮して特に
慎重を期し平沼首相とも協議の上別項
人事(欄参照)の如く決定、平沼首相は
十四日午後三時四十五分官中に参内奏
手續きを取り御裁可を仰いだ

▲親任、親補式(三五)天皇陛下には十
五日午前九時五十分官中鳳凰ノ間に御
平沼首相待立の上大審院長並に檢事總長
の親任、親補式を行はせられ泉二新大審
院長、木村新檢事總長に對し夫々親任、
親補の勅語を賜ひ首相より官記、職記を
授けた

文部

東大經濟學部問題

▲土方教授の處分限委員會で可決(三)
二 東大經濟學部土方成美教授の休職具
狀に關する文官高等分限委員會は十三日
午前十時から永田町の首相官邸に開催さ
れ平沼委員長以下下條實勳局總裁、河合
樞密顧問官、神谷判事、村瀬商工次官、
喜安鐵道次官、河野會計檢査院長、二上
行政裁判所長官七委員參集、審議の結果
原案を可決同十一時半散會した、よつて
直に同日午後待廻りの形式で閣議に報告
上奏御裁下を仰ぎ休職の發令を見た(人
事(欄参照))

農林

森林、林業種苗法の命令規定事項

【三三】森林法中改正法律案並林業種苗
法案の命令規定事項に關し十三日の衆議

院司法委員會において農林當局より左の
如く發表された

▲森林法中改正法律案の命令規定事項
一 第九條第一項の命令
(一) 施業案の編成せらるべき森林は一
市町村の區域内に於て一圃地大約五
十町歩以上の地積を有する公有林、
社寺有林及私有林とすること、(二) 施
業案の内容は森林の生産力と森林
所有者の經濟的能力に即應したる造
林及伐採の計畫を定むるものとする
こと

二 第十二條の三の命令 施業技術者の
雇入を命ぜらるることあるべき森林所
有者は大約五百町歩以上の地積の森林
を所有する者にして國土保安其の他公
益上特に必要ある場合に限るものとな
ること

三 第十三條の三の勅令 森林の所在地
が二以上の府縣に亘る場合に於ては本
章の規定に依る地方長官の職權は主務
大臣に於て之を行ふものとし尙主務大
臣は施業案の一部を適宜地方長官に委
任することを得るものとする

四 第六十六條の二第一項の命令 森林
組合の設立の斡旋を命ぜられたる者は
其の命令を受けたる日より六十日以内
に組合設立の認可を申請すべきものと
すること

五 第六十九條の二第二項の命令 出資
組合に於て組合員に分賦し得べき總費
は役員及施業技術者の給料旅費、事務
所費、會議費等の事務費並に施業案編
成及檢訂費等の事業費に之を限定する
ものとする

六 第六十九條の三第一項の命令 施業

案の内容は地區内森林の生産力及組合
員の經濟事情に即應したる造林及伐採
の計畫を定むるものとする

七 第六十九條の六第二項の命令 收益
分配の標準は各組合員の所有森林の評
價額の外組合員の共有林に關しては持
分、同一作業種の施業を爲す場合は面
積に依ることを得る等收益分配が各組
合員の森林所有關係に基き公平に且簡
易なる方法を以て行はるべきにすること

八 第七十條の二第二項の命令 出資一
口の金額の最高限は集約的な用材林
を經營するものに在りては卅圓程度と
し施業の種類に依り更に少額ならしむ
ること

九 第七十四條の四第二項の命令 流材
價行の存する一河川の流域に於ける一
府縣内の森林組合が木材流送路の開設
維持等に關する小範圍の特定共同目的
を達成する爲設立する聯合會の如きは
地方長官の監督に委ねるものとする

十 附則第四項の命令 改正規定に依る
森林組合となる爲監督官廳の認可を申
請するに付必要なる手續を定むること
軍馬資源保護命令規定

【三五】馬政局では目下衆議院にて審議
中の軍馬資源保護法案による勅令又は命
令を以て規定する主なる事項に關し左の
如く發表した

第二條の命令事項
一 檢定を受くべき馬の資格(性及年
齡)に關する事項
二 檢定の種類(定期檢定及臨時檢定)
に關する事項 定期檢定は毎年明け

二歳の馬に付之を行ふこと、臨時檢
定は政府必要ありと認めたるるとき明
け三歳以上明け十七歳以下の馬に付
之を行ふこと

三 檢定實施の手續、檢定の標準及檢
定委員等に關する事項
四 指定の時期及手續等に關する事項
第三條の命令事項
一 手當及旅費の金額及支給方法に關
する事項

第四條の命令事項
一 補助金の額、交付時期及交付方法
等に關する事項
第七條の命令事項
第一項の命令事項
一 普通鍛鍊實施の回数、場所、方
法及手續等に關する事項

第三項の命令事項
一 補償金の額、交付を受くる者及
交付方法等に關する事項
第八條の命令事項
第一項の命令事項
一 鍛鍊競技の認可官廳等に關する
事項

第二項の命令事項
一 鍛鍊馬馳走の施行者に關する事
項
第一項及第二項の命令事項
一 一般鍛鍊技實施の方法及手續等に
關する事項

第九條の命令事項
一 軍用保護馬の指定の條件及方法等
に關する事項
第十條の命令事項
第一項の命令事項
一 入場料の額及無料入場者に關す
る事項

第七項第八項の命令事項
一 優等馬票の拂戻方法に關する事
項
第十一條の命令事項
第一項の命令事項
一 取得金額の制限に關する事項
第二項の命令事項
一 軍用保護馬鍛鍊中央會納付金の
率及納付方法に關する事項

第十五條の命令事項
一 設立の手續に關する事項
二 登記事項及方法に關する事項
三 定款に關する事項
四 役員の任免、職務權限及會議等に
關する事項

第二十條の命令事項
一 檢査の手續、檢査委員の組織及指
定の取消の手續等に關する事項
第二十二條の命令事項
一 發令第十四條に掲ぐるもの及種
馬統制法に依り種牡馬、候補種牡馬
優良種牝馬又は候補優良種牝馬に指
定せられたるもの、除外に關する事
項

第二十三條の命令事項
一 發令第十四條に掲ぐるものに該
當したるとき及種馬統制法に依り種
牡馬、候補種牡馬、優良種牝馬、又
は候補優良種牝馬に指定せられたる
ときの失效に關する事項

第二十四條の命令事項
一 馬籍の記載方法及記載事項に關す
る事項

附 則

第一項の命令事項

一 第卅三條の施行期日に付別段の定を爲すこと

第二項の命令事項

一 地方競馬場整理委員会の組織、權限等に關する事項

二 整理の對象と爲るべき競馬場の設備負債等の範圍に關する事項

三 整理の方法に關する事項

厚生

官廳被用者申告特例

【三七】國民登錄事務に關し厚生大臣の指定せる官廳の被用者については國民職業能力申告令第十四條の規定により申告の手續その他に特例を設けられることになつてゐるが厚生省では右に關する省令を決定、十八日の官報を以て公示することになつた、同省令により官廳被用者は一般登錄申告者の場合とは異り關係官廳を經由して申告の手續をとることになつたが省令の内容及び同省令の適用を受ける厚生大臣指定の官廳左の如し

△省 令

第一條 國民職業能力申告令（以下令と稱す）第二條の要申告者にして厚生大臣の指定する官廳（以下指定官廳と稱す）に使用せらるるもの（以下官廳被用者と稱す）は令第四條第一項第七號第八號、第十四號及第十五號に掲ぐる事項並に第九號前段の者の技能程度は之を申告せざることを得令第四條第一項の規定に依る申告（以下一般申告と稱す）を爲したる後に於て同條同項第

四號、第七號又は第八號に掲ぐる事項に異動を生じたる時亦同
第二條 官廳被用者の申告は當該指定官廳を經由し當該指定官廳所在地の所轄官廳所屬の支所、支局、分工場、其の他に之に準ずるもの（以下支所と稱す）に勤務する官廳被用者の申告は當該支所を經由し當該支所所在地の所轄職業紹介所長に之を爲すを妨げず、通信官署の官廳被用者にして電氣通信技術者有線電信通信士、無線電信通信士、通信電路工又は通信電機工に従事し又は従事したるもの申告は所轄通信局を經由し當該通信局所在地の所轄職業紹介所長に之を爲すべし

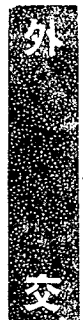
第三條 指定官廳又は其の支所一般申告の經由に當りては令第四條第一項第七號、第八號及第十四號に掲ぐる事項並に第九號前段の者の技能程度を當該職業能力申告書に記入すべし
第四條 官廳被用者の職業能力申告手帳は令第四條第二項又は同第六條の規定に依る申告を爲す場合の外申告の經由に當る指定官廳又は其の支所之を保管す

第五條 官廳被用者一般申告を爲したる後に於て令第四條第一項第七號若しくは第八號に掲ぐる事項に異動を生じたる時又は死亡したるときは申告の經由に當る指定官廳又は其の支所は其の旨當該職業能力申告手帳に記入し所轄職業紹介所長に之を通知すべし指定官廳官廳被用者の使用を罷めたる時亦同
此の場合に於ては其の者の居住の場所を當該職業紹介所長に通知すべし
第六條 本令は臨時に使用せらるる官廳被用者にして左に掲ぐるものには之を適用せず但し第一號に該當する者所定の期間を超えて引續き使用せらるるに至りたる時又は第二號若しくは第三號に該當する者卅日を超えて引續き使用せらるるに至りたる時は此の限に在らず一六十日以内の期間を定めて使用せらるる者

二 使用期間の定なく勞務供給契約に基き又は試に使用せらるる者
三 日雇入れ使用せらるる者
附 則
本令は公布の日より之を施行す
△指定官廳
内閣關係 内閣印刷局
大藏省關係 一、各地方專賣局二、專賣局板橋製作所三、專賣局中央研究所四、造幣局
陸軍省關係 一、陸軍兵器廠二、陸軍造兵廠三、陸軍運輸部四、陸軍衛生材料廠五、陸軍被服廠六、陸軍糧秣廠七、千住野被服所八、各師團兵器部及同經理部
海軍省關係 一、各海軍工廠二、海軍航空廠三、海軍火藥廠四、海軍技術研究所五、海軍燃料廠六、各海軍港務部七、各海軍軍需部八、各海軍建築部九、海軍艦政本部十、海軍航空本部十一、各要港部
選信省關係 一、選信省二、貯金局三、

該職業能力申告手帳に記入し所轄職業紹介所長に之を通知すべし指定官廳官廳被用者の使用を罷めたる時亦同
此の場合に於ては其の者の居住の場所を當該職業紹介所長に通知すべし
第六條 本令は臨時に使用せらるる官廳被用者にして左に掲ぐるものには之を適用せず但し第一號に該當する者所定の期間を超えて引續き使用せらるるに至りたる時又は第二號若しくは第三號に該當する者卅日を超えて引續き使用せらるるに至りたる時は此の限に在らず一六十日以内の期間を定めて使用せらるる者
二 使用期間の定なく勞務供給契約に基き又は試に使用せらるる者
三 日雇入れ使用せらるる者
附 則
本令は公布の日より之を施行す
△指定官廳
内閣關係 内閣印刷局
大藏省關係 一、各地方專賣局二、專賣局板橋製作所三、專賣局中央研究所四、造幣局
陸軍省關係 一、陸軍兵器廠二、陸軍造兵廠三、陸軍運輸部四、陸軍衛生材料廠五、陸軍被服廠六、陸軍糧秣廠七、千住野被服所八、各師團兵器部及同經理部
海軍省關係 一、各海軍工廠二、海軍航空廠三、海軍火藥廠四、海軍技術研究所五、海軍燃料廠六、各海軍港務部七、各海軍軍需部八、各海軍建築部九、海軍艦政本部十、海軍航空本部十一、各要港部
選信省關係 一、選信省二、貯金局三、

總務局四、航空局五、電力管理準備局六、電氣試驗所七、各通信局八、各通信官署九、各海員審判所
鐵道省關係 一、鐵道省二、國際觀光局三、鐵道調査部四、各鐵道局



☆ 消息

▲田中商務官歸國 モスクワ【二六】モスクワ駐在大使館商務書記官田中耕作氏は五日モスクワ發滿洲國經由歸國の途に就いた
▲阮大使歸任【二七】賜暇歸國中の阮駐日滿洲國大使は十八日午後三時三十分東京歸任した
▲石射公使歸國祝祭 バタヴィア【二八】石射新任オランダ公使は去る十日スラバヤに上陸、各市の邦人と會談を重ね十七日バタヴィア着十八日正午總督官邸に於てスタルケンボルグ總督と會見、午餐を共にしたが、オランダ側より總督及び同夫人、日本側より石射公使始め馬淵總領事齋藤領事等が臨席し友好裡に交談を遂げ午後二時半散會した、領事館に引揚げた石射公使は「外交問題には一切觸れず赴任の挨拶をなした、日蘭關係に關し蘭印に於ける邦人の貿易企業従業員の呼び寄せ問題に關し支障があり發展を阻害されるのは遺憾だ、もつと邦人の動き易い状態が必要でありそのために努力したい、オランダ人は相當日本を誤解してゐる點もあるが今後出来るだけ多くの人が實地に見る機會を作りたい、同時に日本人ももつとオランダ、蘭印を知らねばならぬ」

☆ 一 般

日ノ漁業問題 ▲東郷大使宛交渉督促訓令【二六】日ノ漁業交渉は本年に入りてより既に數次に亘りモスクワに於て行はれたがソ聯側の不誠實により何等進展を示さざるのみならず我方の現状維持要求にもかかわらず却つて懸案中の我が安定漁區を含む賣買公告をなすの不法をさへ敢てし故意に事態を悪化せしめるに至つた、而して右の賣買實施日は来る三月十五日とされてをり旁々漁期も切迫してゐるのでこのまゝにては我が權益行使にも重大なる支障を招來する懼れあるに鑑み外務省ではこの際速かに暫定協定妥結の既定方針を貫徹すべく數日來關係各方面と協議を遂げると共に有田外相は十五日平沼首相及櫻内農相とこれが對策につき協議を遂げるところあつたが右の結果外相は十六日モスクワ東郷大使宛重要訓令を發し交渉促進方を要求せしめた
ソ聯船員釋放 【二七】昨年十一月廿三日島根縣隠岐島に不法入港せるソ聯漁船（浦瀨在籍川崎第一八三號約廿噸）に對しては一月十日松江區裁判所にて船泊法違反の罪により罰金一千元の判決があつたが被告に支拂能力なきため右事實を在京ソ聯大使館に報告したる處同大使館より船體を賣却し不足額は大使館に立替へ支拂ふに付乘

組員六名を二月十六日迄に釋放せられた
き旨回答があつた、仍て外務省では一應
右罰金全額を大使館より納入せしめ之を
松江區裁判所に送付すると共に乗組員は
十六日教養出帆の敷浦連絡船上にてソ側
官憲に引渡すこととした、尙船體賣却代
金は購買手續完了次第直ちにソ聯大使館
に送金することとなつてゐる

ソ聯浦鹽航路の定期性否認

【三七】清津浦鹽のソウエト船舶部は過
般突如朝鮮郵船の浦鹽航路に對し同航路
の積荷なきを理由に定期航路と認めざる
旨通告し來つたので朝鮮郵船では目下外
務省を通じてソ聯政府に抗議、折衝中であ
る、ソ聯當局の言分は同航路を今後臨時
航路と見做し從來一ヶ年分全納してゐた
噸税を今後は入港の都度徴収すべしと言
ふにあるが噸税の分割納入は著しく割高
となつて朝鮮郵船にとつてはすこぶる不
利となるわけで、ソ聯當局のかゝる不法
壓迫は同航路の閉鎖を斷行する前提では
ないかと見られ成行き注目されてゐる

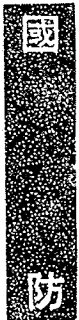
滿、洪兩國防共參加調印

【三五】ハンガリー國、滿洲國兩國政府
は去る一月十三日、十六日それぞれ日獨
伊三國の勸誘により防共協定參加を聲明
したがこの程關係國間の折衝進捗を見、
遅くも來月上旬ブダペスト新京の兩首都
に於て各々防共協定加盟の議定書に正式
調印を見る筈である

佛官邊谷大使受諾説を否定

【三六】最近フランス政府が對日認
識從來の誤謬を清算し、近く谷大使任命
に對しアグレマンを與へるに決したとの
報道があるが右報道につき十六日フラン

ス官邊は全く事實無根なる旨これを否定
した



陸軍

將校下士官の轉科範圍擴張

▲當局談發表【三七】陸軍では軍備の躍
進的擴充に伴ひ今回補充令第百十一條を
改正して各兵科將校準士官及び下士官に
轉科の途を開くことになり十七日の閣議
に於て補充令中改正の件を決定し近く勅
令で公布されることになつたが右につき
十七日次の如く當局談を發表した

△陸軍當局談

陸軍では本日閣議で陸軍補充令の一部
改正が決められた、陸軍では豫て軍備の
躍進的擴充に伴ふ戦力の充實を完からし
める爲各兵科を通じて適材適所に充當
することにつき研究中であつたが今回陸
軍補充令の改正を仰いで各兵科將校準士
官下士官に兵科の融通性を認められるこ
とになつた、從來でも憲兵科、航空兵科
將校以下は他兵科の將校以下の轉科は認
められてゐたが、今回の改正によりこれ
が各兵科にも及ぼされて補充上特に必要
ある場合は各兵科の將校準士官又は下士
官は他兵科の將校準士官又は下士官より
直ちにこれを補充することを得る如く定
められてあつて、これによつて戰車通信
部隊等各兵科に類似の部隊を有するもの
の間にあつては將校以下必要に應じ他兵
科部隊に轉補することが出来るやうにな

つたわけで人物の經濟上は勿論、軍の精
神的の結合を愈々緊密ならしめるものと
信する

陸軍三長官會議

【三三】陸軍では十三日午前十時より陸
相官邸に三長官會議を開き閣院參謀總長
官殿下を始め奉り板垣陸相、西尾教育總
監參集、當面の問題につき協議を行つた
が西尾教育總監は居殘つて正午まで陸相
と要談した

陸軍軍需動員會議

【三五】陸軍では内地、現地協力一致し
て長期建設に邁進するため十五日より十
八日まで四日間、鮮滿支各軍軍需動員及
び總動員主任者會議を開催、第一日の十
五日は午前九時半より陸軍省第一會議室
に於て開會朝鮮、臺灣、滿洲及び支那各
軍參謀並に軍需動員及總動員主任者、陸
軍省、參謀本部關係官、企畫院、輿亞院、
對滿事務局、臨時物資調節局關係者等五
十餘名出席、先づ上月整備局長並中西戰
備課長の口演があつた後軍需動員、總動
員法の發動、經濟統制等につき説明し午
後も引續き會議を行つたが今回の會議の
目的及議題は次の如くである

一 目的

各軍主任者に對し軍需動員及物資動員
の現況を詳細且つ具體的に知悉せしめ
大陸建設に伴ふ經濟戰遂行に資する爲
め我がプロック内軍需資源の最高度利
用に關し軍中央部の要望並に相互の意
見交換を行ひ以て爾後に於ける業務處
理の指針たらしめる爲である

一 議題

一 軍需動員の現況、將來の見透し説

明及びこれに關聯する要説
一 物資動員計畫設立の経緯、各物資
需給の現況、將來の豫想及びこれに
關聯する要説
一 プロック内に資源獲得に關する事
項

一 生産力擴充計畫の概要

一 總動員法發動に關する説明
一 經濟統制の現況、現地の實狀及び
要説
一 陸軍作業場の見學

海軍

第十二號掃海艇進水式

【三六】十八日午後四時半石川島造船所
深川工場で新鋭を誇る海軍第十二號掃海
艇の進水式が横須賀鎮守府副島參謀長以
下將官、關係者出席の下に盛大に舉行さ
れた



☆ 貴族院

松平議長閣僚招待

【三六】松平貴族院議長の恆例閣僚招待
會は十八日午後六時半より議長官舎に於
て開催、平沼首相以下全閣僚並に内閣三
長官、貴族院各派交渉委員、主人側より松
平議長、佐々木副議長長出席先づ松平議長
より一場の挨拶ありこれに應へて平沼首
相謝辭を述べ晩餐を共にしながら歡談の
後午後八時散會した



☆ 政友會

總裁公選即決を要望
▲政友東北團體招待會【三七】政友會砂
田幹事長の同黨所屬東北北海道選出代議
士招待會は十七日午後六時より星ヶ岡茶
寮に於て開催、島田代行、砂田幹事長並
に東、宮澤兩氏を除く全東北北海道選
出代議士出席、東北側より熊谷直太氏が
代表となつて先般の申合せに基き
速かに公選に依て總裁を決定されたい
議會終了直後までには新總裁を決定し
新總裁に依て新役員を任命するやう取
計られたい

旨を述べ幹部側の善處を求めたるに對
し、島田、砂田兩氏は交々
昨年十二月黨は正式機關に於て當分の
間總裁問題を取り上げぬこととなつて
ゐるので今俄かに總裁を決定すること
は困難ではないかと考へてゐるが、諸
君の意のある所は充分諒解したから何
れ黨幹部の間でよく相談することとし
たい

と答へ結局斷然たる結論を得ずして同九
時半散會した

☆ 其他

新黨結成問題

▲新黨結成準備會【三三】社會大衆黨及
東方會の第二回結成準備委員會は十二日
午後一時半より丸の内會館に開會
社大側 三輪、河上、淺野、河野、片
山、三宅、中村、平野、菊川

東方會側 杉浦、由谷、田中、木村、三田村、青木、大石の各委員參集、片山、大石兩氏交互に座長となり小委員會の審議に移すべき綱領政策組織等の問題に關して協議に入つたが菊川委員より

之等の事項は新黨結成上の重要事項であるから小委員會に移すに先立つて充分の意見を交換しその大眼目を何處に置く可きか豫め検討することに如何

との發議があり全委員之に同意して各委員夫々意見の開陳をなしたが各委員とも今回結成の新黨は舉國的國民的黨結成の出発点とすることを確認し、同時に單なる議會の黨に止めず國民を基礎とした革新政黨として、新東亞の建設を目標とし之と併行して國內改革の推進力となる必要がある

との意見に一致し小委員會は十三日衆議院本會議散會後院内に開くこととし左の事務的事項を決定して三時半散會した

一 今後小委員會並に準備委員會は東方會及社會大眾黨の各本部を夫々使用すること

一 黨名は小委員會の決定事項とせず最後の準備委員會に於て決定すること
一 新黨結成大會は日比谷公會堂に開くこと

一 綱領、政策、組織の各事務の分擔は小委員會に於て決定すること
一 小委員會並に準備委員會存置期間中双方より各一名の書記を出すこと
(社大側府議渡邊港氏、東方會未定)
▲第一回社大、東方小委員會【三三】社會大眾黨と東方會の合同準備に關する第

一回の小委員會は十三日午後六時より院内に開會、社大側 三輪、平野、河野、淺沼、河上、東方會側 杉浦、由谷、大石、田中、渡邊の各委員出席次の各事項を決定して七時半散會した

一 新黨結成大會は来る廿七日正午より日比谷公會堂に開催すること
一 綱領並に政策は河野、平野、杉浦、稻村、四氏の間に決定すること
一 規約は淺沼、三輪、由谷、大石四氏間で決定すること

一 今後の對外交渉には社大側三輪、東方會側田中の兩氏が當ること
一 大會準備委員には平野、三田村兩氏が當ること
一 今後各委員は隨時會合討議を行ふこと

一 第三回新黨結成準備委員會は十五日午後一時より溜池の東方會本部に開くこと
▲農革に新黨參加勸誘【三三】新黨準備委員の三宅、三輪、前川(社大)、由谷、杉浦(東方)の五代議士は十三日午後二時芝田村町の農革本部に於て日本農村革新協議會の里田常務理事等の地本部長と會見、新黨參加方を勸誘し種々意見の交換を行つた、この結果農革本部では同日午後五時より緊急幹部會を開き里田常務理事から新黨準備委員より新黨參加方の交渉ありたる顧末を報告、種々協議を重ね結局會の機關に諮つて參加可否かを決定することとし各府縣代表三名宛よりなる代議員會を來る廿四日本部に招集して正式に態度を決定することとなつた

▲革農協議會分裂の危機【三四】社大及東方會の合同によつて結成さる可き新黨への合流問題に關し、日本革新農村協議會本部の大勢は合流に賛成して居り全國卅五府縣の各支部中廿二支部は本黨支持を通告して來てゐる、然し支部中には合流絶対反對を主張してゐるものあり又自重靜觀を熱心に説く向もあるもので代議員會を契機として革農協議會は分裂危機に逢着するやも知れずと見られるに至つた尙ほ右と同時に顧問である代議士永山忠則北勝太郎兩氏の去就は極めて注目されてゐるが兩氏は十四日午後院内に於て有馬前農相と會見し

一 代議員會を招集して新黨側の申出に對する審議を進める好意を持つてゐる
一 革農協議會は政黨でないから新黨に參加することにはなるまい
一 自分達は新黨に參加せざる方針であることに前か變りはない

旨の意見を開陳して諒解を求めざる所あり本部側は兩氏の進退は顧問の建前からの自由意思にまかせる意向である
▲千石與太郎氏立場を辨明【三四】十四日の全購聯全國道府縣聯合會長協議會席上會長千石與太郎氏は日本革新農村協議會の東方、社大兩黨合同による全體主義新黨への加盟問題と同氏の同新氣參加問題とに關し左の如く釋明、その立場を明らかにした

一 協議員會は貴方の申入れに全面的に賛意を表し之を解體して新黨に參加する方針に決定した
一 來る廿六日全國代議員會を開いてこの手續を執る

一 但し參加後革農從來の主張は之を新黨の政策の中に織込むこと
の旨を兩氏より交々述べたるに對し兩派の委員も全面的に同意を表し、新に革農を代表して黒田新一郎、入江五郎兩氏を新黨結成準備委員とすることを申合せ七時過ぎ會見を終つた、尙ほ日本革新農村協議會では右新黨參加申入と共に左の如き聲明を發表した

▲聲明
支那事變を繞る内外の諸狀勢は極めて重大なるものあり、而して難局打開の唯一方法は國民的革新勢力を打つて一丸として強力なる時難克服の推進力を結成し以て萬民轉運の實を齎るの外なきこと緊急を要す、吾人は本協議會を結成せる所以も亦實にこゝにあり、今回東方會及社大黨の二大革新勢力が夫々解散の手續

を執り全體主義國民單一團體の結成を企圖するに至れるは誠に時宜に適したる企と云ふべきなり、其より新組織結成は天下の公事に屬し單なる兩黨の合同に墮すべきものに非らざるを以て新團體準備委員會は當革農協に對しても赤誠を披瀝して協力を求むるところありたり、吾人は創立當初より「道義日本を目的とする國民的革新勢力の發展的统一を期す」ことをしばしば聲明し來り、今回の新組織は吾人の趣旨と合致するものとして欣然賛意を表すると同時に、國家の爲積極的に革新戰線統一に協力すべき旨強調し置きたり其より革農協は農山漁村に於ける協同組織を樞軸とする廣汎なる國民運動の主體的勢力たるの特殊任務を有するを以て新組織との相互依存關係を確立し依つて以て新團體をして名實相伴ふ國民組織たらしむることこそ革農協本來の使命なりと信じて疑はぬ、茲に所陳の一端を披瀝し、全國同志の賛同を求むる次第なり
右聲明す
二月十四日
日本革新農村協議會

▲第三回新黨結成準備會【三五】社會大眾黨並に東方會の第三回新黨結成準備委員會は新に革農協議會の委員を加へて十五日午後二時より溜池の東方會本部に開會、東方會側 杉浦、大石、由谷、田中、三田村、社大側 淺沼、平野、三宅、河野、革農側 黒田、足立(入江代)各委員參集、田谷委員より革農協議會も新黨に合流の旨正式回答があつた顧末を報告して今後の準備促進に關し協議を行ひ四時散會した

▲社大東方新黨の綱領決定【三六】新黨

は自分として同氏に左様なことを悠傳することはお引受け致し兼ねる旨を傳へておいた、尙自分が黨友として參加するとの話についてはかゝる交渉を全然受けて居らぬし、又自分として只今參加の意思は有して居ない
▲革農協、新黨參加申入れ【三四】日本革新農村協議會の黒田新一郎、安達謙の兩氏は革農本部代表の資格を以て十四日午後六時半社會大眾黨本部に於て社大、東方會派の革農結成準備委員である杉山、由谷、淺沼、三宅、平野、前川の各委員と會見
一 協議會は貴方の申入れに全面的に賛意を表し之を解體して新黨に參加する方針に決定した
一 來る廿六日全國代議員會を開いてこの手續を執る
一 但し參加後革農從來の主張は之を新黨の政策の中に織込むこと
の旨を兩氏より交々述べたるに對し兩派の委員も全面的に同意を表し、新に革農を代表して黒田新一郎、入江五郎兩氏を新黨結成準備委員とすることを申合せ七時過ぎ會見を終つた、尙ほ日本革新農村協議會では右新黨參加申入と共に左の如き聲明を發表した

▲社大東方新黨の綱領決定【三六】新黨

の綱領政策を審議すべき結成準備小委員
會は十六日午前十時より院内に開會、社
大側、河野、平野、東方側、杉浦、稻村
革農側、黒田の各委員參集協議の結果政
策は各派に於て夫々起草し來る十八日午
後一時より小委員會を開いて討議するこ
ととし、尙ほ綱領の大綱は次の如く決定
し十九日社大本部に開會の準備委員總會
に付議することとし正午散會した

△綱領

- 一 建國の本義に基き日本國民の民族精
神を昂揚し世界文化の發展に貢獻す
- 一 資本主義の改革と公益共同の新經濟
體制の確立を期す
- 一 東亞新秩序の建設と世界國際趨勢の
再編成を期す

▲社大新黨中樞把握に強硬【二六】社會
大衆黨は東方會並に革農協議會と連繫し
ての新黨結成を前にして地方組織の動搖
防止に努めると同時に中央部に在つても
舉黨一致兩會派との合同を期待してゐる
が、黨規約の作成に伴ふ人的要素の配置
問題等に關し舊勢農系を中心に水谷長三
郎、富吉榮二、松本治一郎の諸氏十六名
の所屬代議士は過股來極秘裡に對策を練
つてゐるが正式黨員を一人も議會に持た
ざる革農協と僅か十名の議員を有するに
過ぎない東方會との無條件合同は到底容
認し得ない事であるとし新黨の中樞とな
るべき黨首並に書記長等は當然社大より
選ばるべきであるとの意見が強く、この
建前で本部側を離脱せんとする状態にあ
るので傳へられるが如く東方の中野正剛
氏を黨首として新黨を結成する様な際
社大は來る廿六日の黨解散大會を機會に
分裂の危機に瀕するのではないかと見ら
れるに至つた

▲第四回新黨準備委員會【二九】新黨の
政策、綱領並に黨規作製の社大、東方會
革農協議會準備委員は十九日午前十一時
四十分より芝の社大本部に參集、社大
側、淺沼、河上、河野、三輪、平野、東
方、側、田中、杉浦、渡邊、由谷、三田村、
稻村、革農側、黒田、安立各擔當委員出席
田中氏を座長として會議に入り社大河
野、東方杉浦、由谷、革農黒田の各氏よ
り夫々の所屬會派において作成せる案の
内容につき説明して討議に入つたが決定
に至らず廿日午後四時より東方會本部に
參集の上協議を續けることにして午後四
時散會した

▲革農協安部黨首に反對【三〇】新黨結
成は廿七日の大會を前にして人的要素の
配置問題から難關に逢着するに至つたが
日本革新農村協議會は社大黨側の固執す
る安部磯雄氏を黨首としての新黨が結成
されるに於てはその發展性極めて稀薄な
るとの見地より之に参加せざる旨を表明
することになつた

▲新黨準備總會延期【三二】新黨結成準
備に關する各小委員會は廿日午後四時よ
り又準備委員會總會は同六時より何れも溜
池の東方會本部に開會の豫定であつたが
政策並に新黨の人的配置問題に關する社
會大衆黨側の態度が決定に至らざるため
廿一日に延期されることになつた

▲社大側黨首問題で協議【三三】社大で
は廿日午後一時より本部に緊急常任委員
會を開き麻生書記長、淺沼、阿部、河野
三輪、平野、松永、中村各委員參集、河
野、平野兩委員より新黨準備經過を報告
し更に紛糾の黨首問題を中心に重要協議

を行つた結果黨首問題については大體の
意向が纏つたのでこれを東方會に傳へる
べく午後五時委員會を一旦休懸して三輪
片山兩氏が東方會本部を訪ねたが同會準
備委員不在のため引返し社大委員會はそ
のまま散會したが更に東方會側と打合せ
の結果廿一日午前九時三輪、片山兩氏は
東方會の杉浦氏と會見し社大常任委員會
の意向を傳へて折衝協議する事になつた

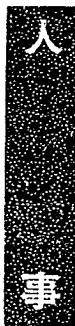
革新政黨結成申合せ

【三八】十八日午後五時より丸の内木曜
俱樂部に宮崎龍介、島中雄三兩氏の發起
に依り革新政黨結成に關心を有する愛國
團體、大學教授等の有志廿餘名參集、社
大東方兩黨の合同問題に關し單なる兩黨
の合同では無意味であるとし廣く天下の
革新勢力を糾合して綜合的な革新政黨
を結成すべきであるとして左の申合せを
なし關係方面に呼びかけることとし同八
時過ぎ散會した

一 新黨をして單なる社大東方二黨の合
同たらしめざること

二 新黨をして眞に革新的なる舉國的國
民の黨たらしめざること

三 廣く天下の同志に協力を求めるため
その準備期間を長くし、結速に結黨式
を擧げざること



外務辭令

△十三日
海軍大佐 近藤泰一郎
補英國在勸帝國大使館附武官
陸軍歩兵中佐 江湖 要一

補米國在勸帝國大使館附
武官輔佐官
米國在勸帝國大使館附
武官輔佐官
陸軍航空兵少佐 松下 勇三

司法辭令

△十五日
檢事總長
從三位勳一等
任判事補大審院長
東京控訴院長
正四位勳二等
任檢事補檢事總長
大審院部長判事
正四位勳三等
補東京控訴院長
齋山 精一

泉二 新熊
櫻内 幸雄
山田 乙三

文部辭令

△廿日
大審院判事 古川源太郎
補大審院判事(民事第四部長)
東京帝國大學教授 土方 成美
文官分限令第十一條第一項第四號に
より休職被仰付
東京帝國大學教授 土方 成美
東京帝國大學教授 岩本 周平
東京帝國大學教授 岩本 周平
東京帝國大學教授 岩本 周平
東京帝國大學教授 岩本 周平

叙位叙勳

定期叙位

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

定期叙勳

同 山内不二雄

正四位勳二等 高村 虎猪

圓書頭 渡部 信

正四位勳二等 渡部 信

定期、選及叙勳

【三九】畏き邊りでは十四日櫻内農相以
下文武官三千五百九十名に對し定期並に
選及叙勳の御沙汰あつた、内主なるもの
左の如し

農林大臣 櫻内 幸雄
從三位勳二等
陸軍中將 櫻内 幸雄
正四位勳二等功五級 山田 乙三
陸軍中將 山田 乙三
從三位勳二等功四級 山田 乙三

叙勳一等授瑞寶章(各通) 末松 茂治
宮中顧問官 北村 耕造
正四位勳二等 北村 耕造

叙從三位(各通) 北村 耕造

叙從三位(各通) 北村 耕造

叙從三位(各通) 北村 耕造

叙從三位(各通) 北村 耕造

叙從三位(各通) 北村 耕造

叙從三位(各通) 北村 耕造

叙從三位(各通) 北村 耕造

叙從三位(各通) 北村 耕造

財 政 經 濟

旬 間 大 觀

十三日の衆議院本會議は約卅七億圓の十四年度總預算案を滿場一致無修正を以て可決した。つい二年前、廿八億圓の馬場財政案が時の廣田内閣の命を取つたことと思ひ合せて、轉た今昔の感にたへぬものがある。しかもその卅七億はいふまでもなく一般會計に屬する國內政費だけであつて、續いて近く約六十億を見込まれる臨時軍事費豫算の上程を見るべく、更に追加豫算と併せるとき百億圓を超える龐大豫算の出現は必至とされ、再び我々はこの石流財政を臨戦とせる物動計畫、公債消化、物價對策等の國民經濟的な重要問題に逢着する。

巨額に上る政府支拂の進捗を背景に日銀の兌換券發行高は膨脹の一途を辿り、限外發行も常態化するに及んで、十五日大藏省顧問會議は約六億の保證準備擴張案を決定するに至つた。

十八日日銀は生糸及絹織物の恩惠金融の抑制方を通過、また十七日ダイヤ用煉ゴム、十八日釘、針金、鐵線の配給統制の實施を見た。

般

昨年中 轉業對策狀況

【二・四】商工省では物資統制強化に基く中小工業者の轉業對策として昨年下半年以來工業組合を中心に軍需品、代用品及輸出品への製造轉換を圖りこれに要する組合の轉換設備費に對しては半額の補助金を支出して來たがその狀況について轉業對策部では十四日集計を發表した、之に依ると昨年十二月末までに軍需工業に轉換した工業組合数は七三二、準備中もの三五と最も多く之に次ぎ輸出工業に轉換したる組合数は七十八(準備中ものを含む)で代用品工業に轉換したる組合

數は十一と最も尠である、而して右の轉換は何れも工業組合の轉換で企業者個人の轉換でなく且つ商人の轉業對策が講ぜられてゐない爲轉業對策の根本的成果は未だ達せられてゐない有様である

轉換作業共同施設費補助

【二・五】商工省では十五日轉業の爲めの作業轉換に要する七工業組合の共同施設費に對し半額の政府補助金を交付する旨指令を發した

更に五工組に

【二・七】商工省は十七日五工業組合に對し轉換共同施設補助金交付の指令を發した、之を以て同補助金指令済のものには累計二百十五組合、補助金總額四百十六萬三千百圓となつた

商會議所法改正原案骨子

【三・八】商會議所法(昭和二年四月五日公布法律第四十九號)の改正については商工省では日商の答申に基き改正法律案を立案中であるが、未だ最後の決定を見るに至らず今議會提出を危ぶまれてゐる、即ち商工事務當局に於て立案中の改正法案の骨子は左の如くである

一 名稱未定、商會議所法とするか又經濟會議所法とするか

一 商會議所の地區を擴張し小都市及町にも及し之等に從來存立した自治團體たる商工會を會議所に再組織せしめる

一 會議所地區を六大都市、市及大町と三級に夫々會議所を設け、道府縣會議所を構成せしめる

一 現在の日本商工會議所の構成分子を道府縣會議所、六大都市會議所とする

一 執行機關を強化する即ち會議所の從來の執行機關たる會頭及副會頭の外に議員中より理事を選出理事會を構成し参加せしめる

一 業種別代表議員の増員の件は未定であるが一應の策としては次の兩案がある

(イ)六大都市のみは全部業種別代表議員とし其他の市及町會議所は業種別代表と選擧代表の兩議員を以てする案がある(現在業種別代表は議員定數の五分の一)

(ロ)六大都市にあつては業種別代表を議員總數の三分の二以上、市にあつては二分の一以上、大町にあつては三分の一以上とする案(此の案では六大都市以外は業種別代表選出が困難

なので難色がある)

一 工業組合、商業組合、貿易組合其他業種別自治カルテルの日商加入は認めない

一 會議所に行政事務の代行は認めない以上如く商工省の試案は未だ最後のものではなく唯日商の主張する如く行政事務の代行、業種別組合團體の加盟は物資調整局其地現業局何れも反對で商工省も絶対的拒否の態度に出で、居り之等の點においては大阪商工會議所が反對の急先鋒をなしてゐる、尙商工省では會議所法改正法とは別に同法施行令を改正し會議所經費の賦課率(第一條及第九條)に關し六大都市市及町に應じてウエイトをつけ

配 給 統 制

昭和石炭、需給割當に備へ

【三・九】本年度に於ける鐵道省納入炭(四月以降明年三月迄)に關しこの程鐵道當局は昭和石炭に對し所要數量及値段の潮踏み交渉を開始するに至つたが、本年度は例年と異り昨年九月の炭價引下げ命令により炭價は銘柄別標準價格が設定されてゐる上に鐵道納入炭は從來より銘柄が比較的統一されてゐる(適當に十四圓前後)ため値段に關する限り殆んど交渉の餘地なく問題は鐵道省の本年度所要炭を昭和石炭がどの程度を賄ふかといふ點に歸着する、即ち本年度の所要數量は貨客輸送の繁忙により昨年度の三百廿萬噸より百萬噸程度激増して四百萬噸を突破する見込であり、右は從來の送炭実績より推して到底昭和石炭のみによつて之を賄ふことは不可能と見られてゐる、しかのみならず昭和石炭は既に日本發送電より五百廿萬噸(内六千三百カローリ炭四百卅萬噸)の申込みがあつた外、別に日鐵の増産計畫遂行に基く石炭の飛躍的需要増が豫想されるところから昭和石炭では

【三・六】人織糸の配給統制に對照して人織糸元賣商は從來の日本綿糸人織糸元賣商業組合の統制から離脱し日本人織糸元賣商業組合を設立することになり十四日創立總會を開催した

【三・四】日本實業聯合會では十四日臨時總會を開催、理事全員改選の結果、會長に中野金次郎氏が當選した

▲大商の反對理由【三・三】現行商工會會議所制度の根本的改正を企圖する日本經濟會議所法案に關し商工省では最近各商工會議所に對し右法案の内容を明示説明するところあつたが大商商工會議所では事隱を重視し十七日緊急役員會を開催、左記の理由を以て反對運動を起すこととなつた

一 從來任意團體たる商工會をも經濟會議所として吸收してゐること

一 業種別代表の定員の多きに過ぎること

一 各地の實際事情の異なるにも拘らず一律に日商を通じてのみの建議に限定したること

一 豫ねて要望してゐる行政權の一部委讓を全然無視してゐること

▲人織糸元賣商業組合創立

之等の割振りを従来の如く自主的に決定することは極めて困難なので近く物資調整局その他關係當局と緊密に聯絡し之が公平なる割當を行ふ方針である

鐵鋼配給切符發行八團體を指定

【三二】商工省では十七日付官報を以て鐵鋼配給統制規則第二條に基く鐵鋼配給切符發行團體に關する告示をなし即日施行した、告示の要旨は左の通り

一 昨年七月卅日の告示で切符發行團體として指定された人造石油製造業鐵鋼配給協議會を人造石油物資協會に改め

一 新に左記八團體を切符發行團體として指定する件

- 石灰窒素肥料製造業組合、電氣通信機器工業組合、日本鉄螺釘工業組合、日本電氣架線金物工業組合、日本電氣架線金物工業組合、日本電氣架線金物工業組合、日本電氣架線金物工業組合、日本電氣架線金物工業組合

釘、針金、鐵線の配給統制實施

【三六】鐵鋼統制強化に伴ひ國內向釘、針金、鐵線の需給は頗る不圓滑となつたので商工省では釘、針金、鐵線の配給統制を行ふこととなり、その要綱を左の如く決定十八日發表した

一 統制品種

釘、亜鉛引鐵線(針金)、鐵線

二、統制組織及統制方法

中央釘、針金鐵線配給協議會を設立し同協議會に於て商工省監督の下に各品種の生産比率及配給數量の決定等を行ひ右決定に基き、製造業者の統制團體

(日本線材製品工業組合聯合會)及販賣業者の統制團體(商業組合)をして生産並に配給の統制を實施せしむ、尙地方販賣業者に配給せられたる數量の消費數量に付ては地方長官の監督下に地方釘、針金鐵線配給協議會を組織せしめ之が決定を爲さしむ

(一)中央釘、針金、鐵線配給協議會

(イ)組 織 線材共販代表、各工業組合理事長 東西問屋代表を以て組織す

(ロ)事 業 (一)釘、針金、鐵線の三品目の生産比率の決定 (二)府縣別小口需要の査定及之に對する配給量の割當

(三)大口需要(二十噸以上)の査定及之に對する配給量の割當 (四)官廳需要(二十噸以上)の査定及之に對する配給量の割當

(五)地方問屋、大口需要及官廳需要に對する配給擔當者の決定 (六)其の他統制に必要な事項の決定

(二)製造業者の統制團體

釘、針金、鐵線の製造業者は日本線材製品工業組合聯合會(東京鐵線工業組合、大阪鐵鋼線材製品工業組合、兵庫縣線材加工工業組合、愛知縣鐵鋼線材製品工業組合、福岡縣線材製品工業組合)を組織するを以て右工業組合聯合會をして製造業者間の生産數量の割當、販賣業者間の販賣數量の割當、配給の調整其の他配給協議會の決定に基く統制の實施に當ら

しむ

(三)販賣業者の統制團體 釘、針金、鐵線の販賣業者は日本線材製品工業組合聯合會の選定したる指定問屋及地方問屋に分ち夫々統制團體を組織せしむ

イ 指定問屋 指定問屋は日本線材製品工業組合聯合會之を選定し東京及大阪に夫々商業組合を組織す

ロ 地方問屋 地方問屋は日本線材製品工業組合聯合會之を選定し道府縣に夫々商業組合を組織す

(四)地方釘、針金、鐵線配給協議會

イ 組 織 經濟部關係官、販賣業者代表(地方問屋金物小賣商)、實需家代表を以て組織す

ロ 事 業 (一)金物小賣商に對する配給數量の決定 (二)小口需要中の主要なるものに對する配給數量の決定

(三)其の他小口需要の配給統制に必要な事項の決定

三 販賣價格

釘、針金、鐵線の販賣價格に付ては商工省の指示に従ふものとす 各条の配給割當は四月より設備主義に據る

【三七】三月分國內用綿糸、スフ糸、人絹糸の需給割當は別項の如き十七日の織維配給協議會に於て決定したが、三月より配給割當の方法として従来の過去の実績主義を廢し、設備主義による當局の方

針は關係工廠の設備調査報告の資料が未だ整はないので、商工省では四月分より實施することとなつた

生糸消費配給統制に農林省反對

【三二】戰時物動計畫の影響を受け鐵鋼工業品は近來一齊に昂騰し、國內の買氣は統制圏外に在る國産纖維生糸に集中し之が爲めに絹物類は滿騰の一途を辿り、他面國內消費増加から輸出にも重大支障を來すといふので、政府では國內向生糸の消費並配給統制を行ひ、國用生糸の輸出向轉換を企圖してゐるとの説が一部に傳へられてゐるが、之に對し農林省では左の如き見解のもとに消費並配給統制は時期尚早なりとし統制に絕對反對の態度を表明してゐる、即ち

一 生糸は糸價安定施設法により既に制高價格(現在九百五十圓、六月以降千圓)が設定されて居り従つて現在の如き値項では輸出の阻害を來たすが如き惧れは絕對になく輸出商談の進捗がはかどしくないので内外における思惑的買氣の相剋適合に基因するものである

一 國內需要の激増と云ふも本年一月の消費は二百六十九萬斤で前年同期に比し一割七分弱の増加に過ぎない

一 國內糸價の價額を徒らに抑制する養蠶農家經營の安定化を缺き而も春蠶の生産減退に拍車を加へるものである

一 低價格による輸出増進は外貨獲得に必ずしも有利ではない

古絹靴下輸入配給統制機構構成

【三三】米國より古絹靴下を輸入し之を再生して内地向絹織物となす原屯業者は爲替管理強化の結果輸入原料が減退して困窮状態にあり僅かに百圓以下の爲替取組を以て古靴下の輸入をなすなどの事情に鑑み商工省では今回之等關係業者を組織せしめ原料の輸入配給統制機構を確立せしめることとなりその要項を左の如く決定した

(從來は一割五分)

- 一 原料輸入は輸入商をして當らしめ日本再生糸原料商組合を結成せしめる
- 一 輸入商の口錢は輸入價格の一割とす
- 一 再生業者は次の四部よりなる全國再生糸業聯合會に引渡す
- 一 再生業者は次の四部よりなる全國再生糸業聯合會を組織する
- 一 第一部古靴下の一本業者
- 一 第二部古靴下の三本業者
- 一 第三部生靴下の再生業者
- 一 第四部古及生の靴下より瓦斯糸を再生する業者
- 一 右聯合會は左の比率に基き原料たる靴下を分ける
- A 古靴下八割、生靴下二割
- B 古靴下
- 一 第一部は八割四分、第二部は一割六分
- C 生靴下は第三部業者十割
- 一 古及生靴下よりとれる再生糸糸は内地向絹織物業者に賣り瓦斯糸は繅紡績業者に賣却するが、價格が昂騰しつゝあるに鑑み商工省では價格抑制のため自治的最高價格又は公定價格を近く設定せしめる
- 一 商工省では機構確立に伴ひ三月末迄に廿萬圓の故絹靴下(原屯)の輸入許可を認める

毛織物の一元的集荷配給実施

【三二】毛製品の屑物即ちモス襪、毛莫大小襪、手編毛糸の屑は反毛として軍需用に不可欠の原料であるが最近羊毛の輸入制限強化に伴ひ反毛の価格は騰貴し商工省では先般物品販賣価格統制規則に基づき公定価格を設定、反毛の價格抑制の措置をとつたが今回更に軍需充足を圖るため毛襪の一元的集荷配給を行ふこととなり近日中輸出入品等臨時措置法に

【三三】商工省では十七日纖維配給協議會を開催、三月分國內向純糸、スフ糸、人絹糸の需給計畫並にスフ使用割當を左の如く決定した

【三三】商工省では十七日纖維配給協議會を開催、三月分國內向純糸、スフ糸、人絹糸の需給計畫並にスフ使用割當を左の如く決定した

【三三】商工省では十七日纖維配給協議會を開催、三月分國內向純糸、スフ糸、人絹糸の需給計畫並にスフ使用割當を左の如く決定した

Table with columns for supply and demand of wool and synthetic fibers. Includes rows for '供給量' (Supply) and '生産量' (Production) for various types of wool and synthetic fibers.

Table showing wool and synthetic fiber usage by industry sector. Columns include '團體別' (Sector), '三月分' (March), and '二月分' (February). Rows include '毛工聯' (Wool Workers Union), '麻工聯' (Linen Workers Union), '糸染晒工聯' (Dyeing and Finishing Workers Union), '雑工聯' (Miscellaneous Workers Union), '電線工聯' (Wire Workers Union), '莫大小工聯' (Wool and Synthetic Fiber Workers Union), and 'ス・フ工聯' (Synthetic Fiber Workers Union).

地方留分

【三三】商工省では十七日纖維配給協議會を開催、三月分國內向純糸、スフ糸、人絹糸の需給計畫並にスフ使用割當を左の如く決定した

【三三】商工省では十七日纖維配給協議會を開催、三月分國內向純糸、スフ糸、人絹糸の需給計畫並にスフ使用割當を左の如く決定した

【三三】商工省では十七日纖維配給協議會を開催、三月分國內向純糸、スフ糸、人絹糸の需給計畫並にスフ使用割當を左の如く決定した

【三三】商工省では十七日纖維配給協議會を開催、三月分國內向純糸、スフ糸、人絹糸の需給計畫並にスフ使用割當を左の如く決定した

Table showing regional allocation of wool and synthetic fibers. Columns include '團體別' (Sector), '三月分' (March), and '二月分' (February). Rows include '羊毛工業會' (Wool Industry Association), '日本紡毛糸工組聯' (Japanese Wool Spinning Workers Union), '大日本紡聯' (Great Japan Wool Spinning Union), '日本絹紡工業會' (Japanese Silk Spinning Industry Association), '日本スフ紡績工組' (Japanese Synthetic Fiber Spinning Workers Union), '朝鮮' (Chosen), '拓務省關係' (Colonial Administration), '學校試驗所關係' (School Experiment Station Relationship), and '羊毛關係アウトサイダー' (Wool Relationship Outsider).

Table showing regional allocation of wool and synthetic fibers. Columns include '團體別' (Sector), '三月分' (March), and '二月分' (February). Rows include '羊毛工業會' (Wool Industry Association), '日本紡毛糸工組聯' (Japanese Wool Spinning Workers Union), '大日本紡聯' (Great Japan Wool Spinning Union), '日本絹紡工業會' (Japanese Silk Spinning Industry Association), '日本スフ紡績工組' (Japanese Synthetic Fiber Spinning Workers Union), '朝鮮' (Chosen), '拓務省關係' (Colonial Administration), '學校試驗所關係' (School Experiment Station Relationship), and '羊毛關係アウトサイダー' (Wool Relationship Outsider).

古コム配給統制協議會を設置

【三三】全國各地の再生コム材料卸賣商業組合では古コム配給統制強化のため全國的聯合會を結成すべく準備中であるが更にメーカー側團體たる日本コム工聯、日本コム商業組合、日本油性再生コム工業組合及び奈良縣コム粉末工業組合の四社では古コム配給統制協議會を設置することに決定、目下之が認可を申請中であるが成立の時は古コム配給統制の一元化が完了する譯である

【三三】全國各地の再生コム材料卸賣商業組合では古コム配給統制強化のため全國的聯合會を結成すべく準備中であるが更にメーカー側團體たる日本コム工聯、日本コム商業組合、日本油性再生コム工業組合及び奈良縣コム粉末工業組合の四社では古コム配給統制協議會を設置することに決定、目下之が認可を申請中であるが成立の時は古コム配給統制の一元化が完了する譯である

【三三】全國各地の再生コム材料卸賣商業組合では古コム配給統制強化のため全國的聯合會を結成すべく準備中であるが更にメーカー側團體たる日本コム工聯、日本コム商業組合、日本油性再生コム工業組合及び奈良縣コム粉末工業組合の四社では古コム配給統制協議會を設置することに決定、目下之が認可を申請中であるが成立の時は古コム配給統制の一元化が完了する譯である

【三三】全國各地の再生コム材料卸賣商業組合では古コム配給統制強化のため全國的聯合會を結成すべく準備中であるが更にメーカー側團體たる日本コム工聯、日本コム商業組合、日本油性再生コム工業組合及び奈良縣コム粉末工業組合の四社では古コム配給統制協議會を設置することに決定、目下之が認可を申請中であるが成立の時は古コム配給統制の一元化が完了する譯である

【三三】全國各地の再生コム材料卸賣商業組合では古コム配給統制強化のため全國的聯合會を結成すべく準備中であるが更にメーカー側團體たる日本コム工聯、日本コム商業組合、日本油性再生コム工業組合及び奈良縣コム粉末工業組合の四社では古コム配給統制協議會を設置することに決定、目下之が認可を申請中であるが成立の時は古コム配給統制の一元化が完了する譯である

【三三】全國各地の再生コム材料卸賣商業組合では古コム配給統制強化のため全國的聯合會を結成すべく準備中であるが更にメーカー側團體たる日本コム工聯、日本コム商業組合、日本油性再生コム工業組合及び奈良縣コム粉末工業組合の四社では古コム配給統制協議會を設置することに決定、目下之が認可を申請中であるが成立の時は古コム配給統制の一元化が完了する譯である

を表明してある全國米穀商組合聯合會並に全國米穀卸、小賣兩商業組合の三團體では右反對運動の機關として三團體聯合の下に「全國米穀商聯盟」を組織したが、

△決 議

戦時下に於ける米穀の消費増大に對應しその需給調節を圖り米價の暴騰を抑制する爲には單に市場員の市場地内取引を緩和することのみに依つて目的を達成し得るものに非ずして寧ろ米穀を投機的取引の對策ならしめず戦時米穀政策の重要性に鑑み一旦緩急ある場合の計畫配給乃至配給の制當等の實施に備へて平戰時を通じ配給組織の根本的整備強化を圖るに在り、即ち(一)商業組合法第九條の變動に依るアウトサイダーの統制及び監督官廳の取締の強化並に新規營業許可制度の實施、(二)商業組合法第十七條の三の發動に依る統制商業組合制度の實施、(三)商業組合法第七條の二の變動に依る強制設立統制商業組合制度の實施、以上の如き商業組合法の全面的活用により國家總動員法乃至日本米穀會社案の實施を俟たずとも市場内外を通じ米穀の配給及び價格の統制を十二分に行ひ得るものにして、國費多端の折衝多大の國幣を費して米穀會社を設立し生産者の團體を市場員として公然投機的延取引を行はしめ市場本來の機能破壊するとともに生産者に多大の危険と消費者に米穀會社の手続料徴収に依る負擔増を招來せしめる如きは國策として絕對承服するを得ず、政府は

宜しく國策的見地に立脚し生産、配給夫々の分野を守るため日本米穀株式會社案を撤回せんことを望む

磷肥配給會社に配給統制命令

【三一四】過磷酸石灰の配給統制の爲め昨年未設立された磷肥配給會社は目下事業開始の準備を急いでいるが農林、商工兩省では十三日付兩省大臣の名を以て同會社に對し

臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に基き本月廿三日より過磷酸石灰の一手買入及販賣等配給統制事業(同法施行令第三條第一號乃至第三號に掲ぐる事業)を行ふべきこと

を命ずると共に十四日付官報を以て同條趣旨の農林、商工兩省告示をなした、而して更に一方過磷酸石灰製造業者に對しても十四日付官報を以て同じく兩省告示として

臨時肥料配給統制法第一條第三項、第二條及第三條の規定により其の製造に係る製品は本月廿三日より全部之を磷肥配給會社に賣渡すべきことを規定した命令を發した

全購聯、肥料割當制即行を要望

【三一五】全購聯では十四日全國道府縣聯合會會長協議會を開催、肥料對策協議に入つたが肥料狀勢の深刻化せる原因は輸入原料の不足と政府當局の肥料政策の不徹底とにあり特に小麦の追肥を控へて過磷酸の不足は生産を危殆に瀕せしめんとする現狀にあるに鑑み結局左記要旨の決議を可決、農林、大藏、商工關係各省並貴衆兩院にその實現に付き陳情をなした

一 肥料配給割當制の即時施行

一 肥料並肥料原料の供給確保
一 磷肥配給株式會社の即時事業開始と磷肥配給小賣價格の制定

最近の主要肥料供給概況

【三一四】(全購聯調査) 本肥料年度の主要肥料供給概況は左の如くで需給不均衡の緊迫は相當深刻なる旨十四日の全國道府縣聯合會會長協議會席上報告された

△硫安 本肥料年度に於て漸く自給自足の域に達すと唱へられ年初繰越、内地生産及滿洲國よりの輸入を合せて計二百四萬噸の供給を以て需要量百九十五萬噸に應じ得ることとなつてゐるが、其後資材、電力、石炭等の關係から豫定の増産計畫は停頓し供給は百九十五萬噸前後に低下するものと豫想され、期末必要繰越を考慮すれば需給の前途は樂觀を許さざる實狀にある

△石灰窒素 十二年度は内地廿八萬噸、外國四萬噸合計卅二萬噸の供給であつたが、本肥料年度は原料、石炭、電力等の關係から年度初既に減産傾向が見られ、製造各社の協定は遂に本年度内地總供給量を廿二萬五千噸と確定したので之に外地運らずとして四萬噸を加へると供給合計は廿六萬五千噸となり、前年比二割減の壓縮を見て需給は著しく悪化するに至つた

△過磷酸石灰 原礦磷礦石の輸入は十二年の百萬噸に對して十三年實績は五十五、六萬噸に壓縮され更に本年度に於ては今日迄のところ一月以降三月迄の許可見込數量廿萬噸の決定を見たに止まる、前途供給の不安は生産の萎縮、市價暴騰を招來し市場價格の公定價格よりの遊離著しく事態前に比し八割前

後の暴騰を示し、今後の供給不足の深刻化、取引の混亂は不可避の狀勢にある

△加里鹽 十二年輸入總計廿五萬噸に對し十三年計十五萬噸に過ぎず、本年度一月以降三月迄の許可見込數量七萬噸となつてゐるが、そのうち確定せるものは三萬五千噸に止まり春肥需要最盛期に比し需給の逼迫は他種肥料に比し一段と深刻なものがある

△魚肥 主力をなす鰾粕は昨秋來北海、近海、朝鮮を通じ稀有の不漁で主要産地の供給は十二年の四十二萬噸より十三年は卅二萬四千噸に著減し、年末全國在庫は僅に四萬五千噸と前年の三分の一に過ぎず而もミール引合相當旺盛にして今後の需給は極めて悲觀の域に在る

△大豆粕 無機肥料の制限、魚肥雜植物粕の不振に伴つて需要は著しく増嵩し前年六十二萬噸に對し本年度は七十二萬噸の需要を見込まれ、滿洲の大豆作柄は十三年度に於て前年比約七%増の良好を傳へられたが輸送關係による出廻停滯、輸出引当、稀有の湯水、石炭制限等の事情は大豆粕生産を滞滯せしめ加ふるに最近飼料化必要の高まりたる結果内地肥料向供給數量は一段と減少する傾向にある

△雜植物粕 從來大部分を輸入に俟ちたる雜植物粕は支那、南洋方面よりの輸入既に殆んど杜絶の狀態に在る

△日商、肥料配給に實績主義要望 【三一五】目下農林省が計畫中の肥料配給割當制度問題を繞り産業組合方面では之が即時施行を要望してゐるが一方日本商

工會議所では肥料配給割當制實施に當つては特に左記事項に付充分考慮すべきであるとし、十五日常議員會の議を経て農林省はじめ全國各府縣當局に建議した

一 要項五に定むる委員會には商人系統及産業組合系統より各適當數の委員を擧げ、以て其の構成を公平ならしめ、且其の審議決定の適正を期すること

二 要項七に定むる商人系統に依るものと産業組合系統に依るものとの配給數量の決定に付ては過去に於ける兩者の取扱實績を標準とし、其の公正を期する爲之を前記委員會に於て査定すること

三 要項十に關する臨時配合肥料に付ては、從來の市販配合肥料にして其の成分内容が之と同一又は近似せるものあるときは、之を明示して製造することを承認するものと

農林省、過磷酸製造業者に警告 【三一六】春肥の實售期に直面して全國的に肥料の供給量が激減し、就中過磷酸の需給關係は非常に逼迫し公定價格を無視せる間取引が専ら行はれ全國的な供給不安氣運が漸く濃厚となつて來たので農林省では事態の成行を極めて重視し十八日過磷酸石灰製造業者に對し左の如き重大警告を發した

一 磷肥配給會社設立の趣旨に鑑み先物買入に付ても配給統制上支障を生ぜざるよう考慮された、

一 三月以降の新規先物契約の約定を差控へ磷肥配給會社の統制事業を妨げざるよう注意された、

一 現下の肥料事情に照し將來配給統制の強化を要するに伴ひ既契約の分に付

いでも地方的偏在を避けるため将来或る程度の調整を餘儀なくせらるゝことあるべし
尙ほ機酸肥料配給會社は来る廿三日より事業開始の予定である

物 價

内外卸賣物價(一月)

【三〇】(日銀調査)一月の内外卸賣物價指數(昭和八年基準)は左の如く米國を除く他は騰勢を示してゐる(△印落)

一月	前月	騰落率	
日本	一三九	一五七	一五五%
滿洲國	一六四	一五三	三二六%
英國	一〇九	一〇九	〇〇%
米國	一六六	一六七	△〇五%
佛國	一〇一	一〇六	〇二九%
(十二月)			
日本	一三九	一五七	一五五%
滿洲國	一六四	一五三	三二六%
英國	一〇九	一〇九	〇〇%
米國	一六六	一六七	△〇五%
佛國	一〇一	一〇六	〇二九%

卸、小賣物價(一月)

【三一】(三菱經濟研究所調査)一月末現在卸賣物價總指數(昭和六年十二月十日基準)は前月末比二〇〇方の昂騰を示し

一方一月十五日現在小賣物價總指數(昭和六年十一月十五日基準)は前月同日比〇五方の微落となつてゐるが小賣物價は此處暫く騰勢を續けてゐた(△印低落)

△卸賣物價	一月末	前月末比
總指數	三〇〇	二〇〇
國內商品	一七二	一六六
貿易商品	三三三	一六六
輸出商品	一八五	一八五
輸入商品	二五九	二四〇
數物類	二五三	二六一

食料嗜好品類	一四一	△三五
被服地類	一五〇	六六
被服地原料類	八四八	△〇一
建築材料類	一七五	△二三
金屬類	一六七	△〇四
工業藥品類	一〇七	二〇六
工業雜品類	一五九	△五六
燃料類	三三四	保合
肥料類	三三七	三四
△小賣物價	一月十五日	前月同日比
總指數	三三三	△〇五
食料品	一五七	△〇七
燃料燈火	一五九	保合
服飾用品	一〇〇	△一三
其他	一六一	〇八

△小賣物價 一月十五日 前月同日比 總指數 三三三 △〇五 食料品 一五七 △〇七 燃料燈火 一五九 保合 服飾用品 一〇〇 △一三 其他 一六一 〇八

公定物價違反頻出に取締強化

【三二】物價統制は八田商相就任を契機として新段階に達し商工省では先般中央物價委員會の機構を改革したが最近の物價不足のため生ずる公定物價違反頻出に直而して商工省では今後の方針として左の如く積極的物價取締方策を決定目下具體案を研究中である

一 現在の物品販賣價格取締規則を強化し物價政策上商工大臣は必要なれば生産者及販賣者に對し供給及販賣命令をなさしめる様規定を追加する
一 物品販賣價格取締規則は賣方のみ取締規定であるが今後は買方をも取締り得る様規定を追加する
一 物價違反罰則の強化
現在物價違反者に對しては暴利取締令違反は戒告若くは三月以下の懲役、百圓以下の罰金、物品販賣價格取締規則違反は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰則(輸出入品等臨時措置法の罰則

適用)を適用されてゐるが今後は密輸と同じく儲け高の數倍に及ぶ追徴金を課したり又は販賣物資の沒收、營業の停止に至る罰則を新に規定する
一 原價採算の上から原材料から製品に至る迄の一貫した公定物價を形成せしめ、將來は獨逸で行つてゐる如き會社の原價計算(貸借對照表の作成の公定)迄も省令で規定する

適用)を適用されてゐるが今後は密輸と同じく儲け高の數倍に及ぶ追徴金を課したり又は販賣物資の沒收、營業の停止に至る罰則を新に規定する
一 原價採算の上から原材料から製品に至る迄の一貫した公定物價を形成せしめ、將來は獨逸で行つてゐる如き會社の原價計算(貸借對照表の作成の公定)迄も省令で規定する

輸出綿糸布低價防止に輸組結成へ

【三三】輸出綿糸布の不當なる市價低落は現行個人リンク制の缺陷に依るものとしてこれが是正に關し紡績聯合會では種々對策を考究してゐるがこの程左の如き綿糸布輸出振興組合案を得たので十四日開催の評議員會に附議することとなつた即ち輸出振興組合は大體出資金五百萬圓程度をもつて組織し現在値下り顯著なる特殊綿布(細布、ジンス、ポプリン等)の偏在を調整するため買受けの建前で各社所要の生産數量を決定し以て不當なる市價低落を防止せんとするものであるが現在の過剩ストックはそのまゝとし將來の生産數量を調節するところにこの輸出振興組合の興味がある

酒精原料の甘藷買上値問題

【三四】ガソリン混用を目的とする無水アルコールの原料たる甘藷並に馬鈴薯の生産擴充は補手の種付期を目前に控へ原料甘藷の納入價格を繰り農林省と大藏省專賣局との間に意見の對立を來し本年度に於けるアルコールの生産計畫に阻礙を來すに至つた、即ち現在に於ける甘藷の買上價格は切干一貫當り廿五錢で生芋換算僅かに七錢内外に過ぎず、市價に比し

三、四割方の安値で今議會に於ても屢々問題となつたが農林省は生産價格を一貫に付七錢引上げの卅二錢を主張、專賣局はガソリン公定價格据置を理由に引上げを拒否し兩當局の交渉は全く行詰り成行は注目されてゐる
【三五】干瓢は昨春生産地に於ける近年稀有の減收のために相場は八月の出廻期以降鋭上りの暴騰をつづけ、殊に今春の需要最盛期を目前に控へてゐるため商工省では十六日特許局に於て生産地たる栃木、茨城兩縣並に主要消費地八府縣の係官及業者代表等四十名を招致し協議の結果、左記の如く干瓢の最終販賣卸賣價格を決定、小賣價格は卸賣價格を基準として大體最高二割の利潤を認めることとし各地方廳に於て夫々決定することとなつた、而して農産物たる干瓢の最高價格設定に關し農林省が干與せず商工省が物價取締の上から單獨に案を樹立せることは最近農産物々價問題をめぐり農林省と商工省の間に對立が漸化してゐることとして注目し値する

三、四割方の安値で今議會に於ても屢々問題となつたが農林省は生産價格を一貫に付七錢引上げの卅二錢を主張、專賣局はガソリン公定價格据置を理由に引上げを拒否し兩當局の交渉は全く行詰り成行は注目されてゐる
【三五】干瓢は昨春生産地に於ける近年稀有の減收のために相場は八月の出廻期以降鋭上りの暴騰をつづけ、殊に今春の需要最盛期を目前に控へてゐるため商工省では十六日特許局に於て生産地たる栃木、茨城兩縣並に主要消費地八府縣の係官及業者代表等四十名を招致し協議の結果、左記の如く干瓢の最終販賣卸賣價格を決定、小賣價格は卸賣價格を基準として大體最高二割の利潤を認めることとし各地方廳に於て夫々決定することとなつた、而して農産物たる干瓢の最高價格設定に關し農林省が干與せず商工省が物價取締の上から單獨に案を樹立せることは最近農産物々價問題をめぐり農林省と商工省の間に對立が漸化してゐることとして注目し値する

干瓢の最終販賣卸賣價格決定

【三五】干瓢は昨春生産地に於ける近年稀有の減收のために相場は八月の出廻期以降鋭上りの暴騰をつづけ、殊に今春の需要最盛期を目前に控へてゐるため商工省では十六日特許局に於て生産地たる栃木、茨城兩縣並に主要消費地八府縣の係官及業者代表等四十名を招致し協議の結果、左記の如く干瓢の最終販賣卸賣價格を決定、小賣價格は卸賣價格を基準として大體最高二割の利潤を認めることとし各地方廳に於て夫々決定することとなつた、而して農産物たる干瓢の最高價格設定に關し農林省が干與せず商工省が物價取締の上から單獨に案を樹立せることは最近農産物々價問題をめぐり農林省と商工省の間に對立が漸化してゐることとして注目し値する

一 干瓢生産地に於ける卸賣價格(産地問屋販賣價格十貫六八圓荷造費を含む)を基準として左記地方に於ける販賣價格を次の通定すること
△最終販賣卸賣價格(單位十貫儀)
栃木六八・〇〇、茨城六八・〇〇、東京七二・〇〇、愛知七三・四〇、京都七三・五〇、大阪七三・五〇、兵庫七三・五五、岡山七三・七〇、廣島七三・八〇、山口七三・九〇
(備考)右價格は一等品の價格とす
二 右府縣以外の地方に對しては本價格

に準じ標準價格を設定せしむること
【三六】政府は十六日の閣議に昭和十三年度追加豫算案
【三七】政府は十六日の閣議に昭和十三年度一般會計歳入歳出豫算追加案第二號及同各特別會計豫算追加案第一號を附議決定することとなつたが之が内容は左の通り(單位千圓)

十三年度追加豫算案

一般會計	二六八
歳入	五一二
經常部	五一二
臨時部(普通歳入)	七八
計	二九〇
歳出	二九〇
經常部	二九〇
臨時部	五二七
計	二九二
差引歳入不足額一、九六六千圓	
は昭和十三年度豫算実行上の歳入超過額を以て支辨する計畫なり	

△一般會計昭和十三年度歳出追加豫算額	
各省所管別内譯	
外務省	一四
内務省	四六六
大藏省	一〇六三
司法省	一七九
計	一九八五
△各特別會計昭和十三年度歳出追加豫算額	
會計別	
對支文化事業	二六
造幣局資金部	二六

大藏省預金部 1,000
關東局 3,600
海軍工廠資金 1,000
帝國大學 2,000
官立大學 2,000
同 資金部 1,000
帝國鐵道 1,000
資本勘定 10,000
用品勘定 10,000
收益勘定 10,000
朝鮮總督府 9,000
臺灣總督府 8,000
樺太廳 1,000
健康保險 1,000
簡易生命保險 8,000

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

一物品稅 三〇七五
寺院貸付國有財産法案命令事項 三〇七五
【三〇】宗教團體法案に伴ひ今議會上に出された「寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關する法律案」に於て命令に規定すべき事項の内容に關し大藏省は十七日左の如く發表した

【寺院等に無償にて貸付しある國有財産の處分に關し命令に規定すべき事項】
第一 第一條第二項の命令に規定すべき事項
(一)讓與すべき國有財産の範圍は左の各號に該當するものに限ること
一 本堂、庫裡其の他寺院又は佛堂に必要な建造物の敷地に供する土地
二 庭園として必要な土地
三 參道として必要な土地
四 宗教上の儀式を執行する爲に必要な土地
五 寺院又は佛堂の風致を維持する爲に必要な土地
六 歴史又は古記等に依り寺院又は佛堂と密接なる緣故あるものと認めらるる土地
七 寺院又は佛堂の災害を防止する爲に必要と認めらるる土地
八 當該寺院等に於て現に公益事業の爲に使用する土地
九 前各號の土地に於ける立木竹其の他の定著物
(二)前各號に該當する場合と雖も國土保安其の他公益上又は森林經營上特に國有として存置するの必要あるものは讓與せざること

第二 第一條第三項の命令に規定すべき事項
(一)寺院境内地處分審査會は大藏大臣の監督に屬し第一條第一項の規定に依る讓與處分及第二條第二項の規定に依る訴願の裁決に關し必要な事項を調査審議すること
(二)審査會の會長は大藏大臣を以て之に充て委員は大藏、文部、農林各省の次官其の他關係部局長、法制局長官、貴衆兩院議員、學識經驗ある者臨時委員は關係稅務監督局長、府縣知事、市長の中より大藏大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ずること
(三)審査會の幹事は關係各高等官の中より大藏大臣の奏請に依り内閣に於て之を命じ書記は大藏大臣を命ずること
(四)審査會は必要あるときは關係寺院側其の他の者の意見を徴することを得ること
第三 第四の命令に規定すべき事項
賣却代金に付五年内の年賦延納を認むる場合に於ては民法第三百廿五條の先取特權の登記をなすこと
第四 第五條の命令に規定すべき事項
(一)左記各號に該當する場合に於ては寺院又は教會は大藏大臣の許可を受くること
一 土地の現状に著しき變更を加へんとするとき
二 土地を他に轉貸せんとするとき
三 建物建設の目的を以て土地の使用を爲さんとするとき
(二)左記各號に該當する場合に於ては寺院又は教會は大藏大臣に届出づること

一耕作の目的を以て土地の使用を爲さんとするとき
二 災害の爲土地及立木竹に被害ありたるとき
(三)前二項に違反したる場合に於ては大藏大臣は當該寺院又は教會に對し貸付の取消を爲すことあるべきこと
右の場合に於て寺院又は教會は政府に對し損害の補償を求むることを得ること

保證準備擴張決定—顧問會議
【三五】日銀鮮銀、臺銀の兌換券保證準備擴張に就いては大藏事務當局に於て近く議會に提出される臨時軍事費の計數並に公債消化の實績等と睨み合せて研究中であつたが十五日の大藏省顧問會議の議を経て三行の保證準備擴張額は日本銀行五億圓、朝鮮銀行六千萬圓、臺灣銀行三千萬圓と夫々擴張することに決定した、この結果日銀兌換券發行限度は廿七億圓、朝鮮銀行、臺灣銀行は夫々一億六千萬圓及八千萬圓となるわけである

預金部國債買入限度八億圓
【三三】大藏省預金部では來る廿日過ぎ職相官邸に運用委員會を開催、本年度國債買入額六億五千萬圓を更に一億五千萬圓擴張して合計八億圓とすること、及び恩給債券一千萬圓以内買入の件を附議する等

金資金運用に關する勅令案要綱
【三七】衆議院赤字公債委員會に併託審

金 融

臨時部 2,000
臨時增稅關係三法案上程 1,000
臨時軍事實費豫算の財源の一部となるべき總額一億九千五百萬圓の臨時增稅案及び生産力擴充のための租稅減免處置に關する法律案は支那事變特別稅法中改正法律案、臨時利得稅法中改正法律案、臨時租稅措置法中改正法律案の三案として十七日の閣議に附議決定したる上十八日衆議院に上程された(本誌「政治要聞」三頁及び前々號「財政」其項參照)

謂中の金資金特別會計法中改正法律案の第四條第一項中の「本資金は……勅令の定めるものに運用することを得」との規定に關し、大藏省は十七日同委員會に於てその勅令案要綱を左の通り發表した

【金資金の運用に關する勅令案要綱】

金資金は金資金特別會計法第四條第一項の規定に依り之を左に掲ぐるものに運用することを得るものとすること

- 一 銀
- 二 日本銀行に對する在外指定預金
- 三 日本産金振興株式會社に對する貸付金
- 四 大藏省預金部に對する預金

生糸思惑金融の抑制方日銀通告

【三二】日本銀行では十八日關東金融自治調整團幹事たる三井、三菱、第一、安田、第百、昭和、武州、足利の八行代表者を招致、生糸及び絹織物思惑金融抑制に關する左記の大藏省通牒を手交し協力を要請した、尙之と同時に地方に對しては各地日銀支店より夫々當該地方自治調整團幹事に對し同様通牒を行つた

最近に於ける生糸及絹織物の價格急騰の情勢に顧みる時は相當賤値し買溜め其他思惑行はれつゝあるものと認めらるゝに付金融機關が斯かる思惑取引者に對して此際資金を供給するが如きことは戒慎すべき處なるを以て特に此點留意せられ時局下に於ける協力に遺憾なきを期せられ度し

貯蓄増加額五十六億六千萬圓

【三三】(大藏省發表) 大藏省では貯蓄奨励運動開始以來九ヶ月間(昭和十三年四月より同年十二月まで)に於ける貯蓄増加額實績を廿日發表したが、右に依れば各種金融機關への貯蓄増加額は總額五十六億六千五百萬圓に達してゐる、詳細左の如し(單位百萬圓)

四月より同年十二月まで)に於ける貯蓄増加額實績を廿日發表したが、右に依れば各種金融機關への貯蓄増加額は總額五十六億六千五百萬圓に達してゐる、詳細左の如し(單位百萬圓)

- 郵便貯金増加五七六、簡易保險積立金増加五一、郵便年金積立金増加一九、銀行預金増加一、四六一、信用組合貯金増加三三〇、金錢信託増加高一三九、保險會社準備金増加二九二、無擔會社資金増加三七、小計三、九八五、私人有價證券投資増加高一、六八〇、合計五、六六五

(備考)

一 本計数は確定數字なきものは推定を加へたるを以て後に變動することあるべし

二 郵便振替貯金及銀行當座預金の増加は之を除外せり

三 金融機關相互の預け合ひは之を控除せり

四 私人有價證券投資増加は當該期間中に於ける國債、地方債、社債及株式拂込金の純増加(發行高より償還高を控除せるもの)より各種金融機關所有有價證券及有價證券擔保貸付金並に政府所有有價證券の純増加高を控除せり

退職積立金、労働者貯金額調

【三四】労働者退職積立金制度による積立金額及工場労働者貯金額に關し成田厚生省労働局長は十四日の衆議院赤字公債法委員會席上左の如く説明した

一 昭和十二年中退職積立金額 三千六百卅三萬餘圓
 内 労働者 千二百十八萬餘圓
 事業主 二千四百十五萬餘圓

一 工場労働者貯金額
 昨年十月一日現在 九千六百萬圓
 昨年六月一日現在 七千四百萬圓

中小商工業融資損失再補償限度

【三五】中小商工業者の資金難を解決する途として商工省では現行中小商工業者金融通損失再補償制に於ける國家の再補償限度(一年五百萬圓以内)を撤廢することとなり廿日衆議院豫算總會に第七十議會の協賛を得た豫算外國庫負擔契約の變更に關する件を提出した、即ち十二年の第七十議會の協賛を得た豫算外國庫負擔契約により中小商工業者金融通損失再補償約に基き道府縣又は六大都市が、中小商工業者に資金融通をなし損失を蒙つた金融機關に對し損失の半額を補償せる場合には政府は道府縣又は六大都市の右損失補償額の五割を限度とし、十二年四月以降五ヶ年間二千五百萬圓(毎年五百萬圓以内)の範圍内に於て再補償をなすこととなつてゐるが國家の再補償を受ける中小商工業者金融通資金は從來中小商工業振興資金組合事業資金、金融機關の自己資金の三者に限られてゐたのに新たに十三年度下期より中小商工業者轉換資金(内預金部資金の融通は二千萬圓)が加つたので國家の再補償限度を毎年五百萬圓以内とするは著しく窮屈の懼があるもので今同右限度を撤廢し政府の再補償額は十二年四月以降五ヶ年間二千五百萬圓と融通性をもたせることとなつたものである之により中小商工業者の資金難は大いに緩和されるものと期待される

【三六】(信託協會調査) 一月末現在全國信託財産調詳細左の如し(單位千圓、△印減)

△資産勘定	一月末	前月比	一月	前月比
投資有價證券	2,040,000	3,440	前月比△1,800,000	△(55%)
受託有價證券	4,340,000	七、三六	前年同比	二六、二(%)
諸貸付金	1,550,000	七、六六	前年同比	六、一五(%)
其他共合計	2,790,000	三、五二	前年同比	三、一七(%)
△負債勘定	2,980,000	一、九〇	前年同比	一、九〇(%)
金錢信託	2,980,000	一、九〇	前年同比	一、九〇(%)
其他の金錢信託	八、〇〇	九	前年同比	九(%)
有價證券信託	2,972,000	△一、〇〇	前年同比	△(三%)

全國銀行主要勘定(一月末)

【三六】(大藏省發表) 一月末現在全國銀行主要勘定調左の如し(單位千圓、△印減)

一 預金(日銀分を除く)	3,000,000	3,000,000
公金預金	3,000,000	3,000,000
當座預金	3,000,000	3,000,000
特別當預	1,000,000	1,000,000
通知預金	1,000,000	1,000,000
定期預金	7,000,000	7,000,000
其他預金	1,000,000	1,000,000
普通及擔置貯金	1,000,000	1,000,000
定期積金	1,000,000	1,000,000
合計	10,000,000	10,000,000
前月比増減	△100,000	△100,000
前年同比較増	△100,000	△100,000

【三八】日本晝夜銀行では今回東京市と懇談の結果市の指定する信用組合に對し市の保證を得て無擔保を以て低利資金を融通することに交渉が成立した、この取扱は信用組合が中小商工業者に對し産業資金を貸付けるに當り手元資金の都合上必要に應じ金額に制限なく何時でも容易に銀行より借入れできる途を拓いたものである

全國手形交換高減少(一月)

【三九】(東京手形交換所調査) 一月中國國手形交換高詳細左の如し(△印減)

土地及特定借物信託	三、三〇
土地權信託	三、三〇
土地賃借權信託	一、五〇
合計	三、三〇
(備考) 資産、負債兩勘定に於て合計額の前月比較數字が符合せざるは未達勘定を其儘處理したるに因る	

日本晝夜、市指定の信組に融資

【三九】(大藏省發表) 一月末現在全國銀行主要勘定調左の如し(單位千圓、△印減)

一 預金(日銀分を除く)	3,000,000	3,000,000
公金預金	3,000,000	3,000,000
當座預金	3,000,000	3,000,000
特別當預	1,000,000	1,000,000
通知預金	1,000,000	1,000,000
定期預金	7,000,000	7,000,000
其他預金	1,000,000	1,000,000
普通及擔置貯金	1,000,000	1,000,000
定期積金	1,000,000	1,000,000
合計	10,000,000	10,000,000
前月比増減	△100,000	△100,000
前年同比較増	△100,000	△100,000

二 貸 出

手形貸付	三,一〇一	再,三三,四六	再,三三,四六
證券貸付	一,七〇,六五	七,五八,八五	二,六九,七五
當座貸越	四,一〇九	一,〇九,三三	一,〇九,三三
割引手形	一,〇〇,五〇〇	一,六四,九四	二,六六,四四
計	三,三三,一〇〇	八,〇七,〇七	二,八三,一〇
前月比減	△ 一九,六六	△ 四,四四	△ 四,六四
前年同月比減	△ 一九,〇〇	△ 一,〇〇	△ 一,〇〇
前年同月比増減	△ 一九,〇〇	△ 一,〇〇	△ 一,〇〇
コールドロ	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇	一,〇〇,〇〇〇
合 計	三,三三,一〇〇	九,〇〇,〇〇	三,三三,一〇〇
前月比減	△ 一六,六六	△ 一三,〇〇	△ 一三,〇〇
前年同月比増減	△ 一六,六六	△ 一三,〇〇	△ 一三,〇〇

定期	一,〇〇,〇〇〇	△ 六,八〇〇	二,〇〇,〇〇〇
諸預金	六,〇〇,〇〇〇	再,〇〇,〇〇	一,〇〇,〇〇〇
合 計	五,〇〇,〇〇〇	九,〇〇	△ 一,〇〇,〇〇〇
貸出金	一,〇〇,〇〇〇	△ 六,八〇〇	二,〇〇,〇〇〇
割引手	三,〇〇,〇〇〇	△ 六,八〇〇	三,三三,〇〇〇
手 貸	一,〇〇,〇〇〇	△ 六,八〇〇	一,〇〇,〇〇〇
證券貸	一,〇〇,〇〇〇	△ 六,八〇〇	一,〇〇,〇〇〇
當座貸越	一,〇〇,〇〇〇	△ 六,八〇〇	一,〇〇,〇〇〇
合 計	七,〇〇,〇〇〇	再,〇〇	六,七六

△所有有價證券	三三,三三〇	△ 七,〇〇〇	△ 五,三三〇
國 債	一〇,〇〇〇	再,〇〇〇	三九,〇〇〇
地方債	一〇,〇〇〇	再,〇〇〇	三九,〇〇〇
社 債	一〇,〇〇〇	再,〇〇〇	三九,〇〇〇
株 式	一〇,〇〇〇	再,〇〇〇	三九,〇〇〇
合 計	三三,三三〇	再,〇〇〇	三九,〇〇〇

出は再び収縮した為め前年末に比しても尚二千八百萬圓の増加を示した
 △第二別口割引手形の特種關係は事業界の好況と併行して整理が豫定計畫以上に進捗した為め幾高は三億七千百萬圓と前季比一千六百萬圓、前年末比三千五百萬圓を著減した
 △公債消化は昨年下半年に於ても上季に引續き相當好成績を持續し季間中賣却高は卅二億二千三百餘萬圓に達したが一方引受は卅七億六千六百餘萬圓の巨額に上つた為め結局下半年末現在保有高は十八億四千四百餘萬圓(米券をも含む)に達し上半年末比五億四千二百萬圓、前年末比四億五千四百萬圓の各激増を示した

☆ 日 本 銀 行

昨年の戦時金融指標(日銀勘定)

【二八】昨年下半年の日銀貸借對照表は十八日の定式總會席上左の如く發表されたが、特に從來と異つた變化はなく、大豫算遂行の當然の歸結として兌換券の膨脹、公債手持ちの激増並に昨年七月外國為替基金設定に伴ふ正貨準備の減少と勘定項目の改正が指摘される即ち

【借 方】

△外爲貸付金 昨年末市場對策として正金がコールドを返還、日銀貸出を仰いだ爲め五千餘萬圓と前季末に比し二千九百萬圓を増加したが、大勢的には貿易退を反映して減少傾向を示し前年末に比すれば一億一千二百萬圓を激減した

【貸借對照表】

△小額紙幣引換準備預金 小額紙幣の發行増に伴ひ八千八百餘萬圓と前季末に比し七千七百餘萬圓を著増した(單位千圓、△印減)

△借 方

十三年下期 同上期比 十三年下期比
 政府一時貸金 二,〇〇〇
 外爲貸付金 二,〇〇〇
 割 手 一,〇〇〇
 金 一,〇〇〇

全國貯蓄銀行勘定(一月末)

【三一】貯蓄協會調査) 一月末現在全國貯蓄勘定詳細左の如し(單位千圓△印減)

△預 金

普通貯金 一月末 前月比 前年同月比
 一,五七,〇〇〇 二六,一三〇 三七,一〇〇
 定期積金 八,七〇,〇〇〇 一五,八〇〇
 其他共合計 二七,〇〇,〇〇〇 六,〇〇,〇〇〇

△貸付金

一,五七,〇〇〇 二六,一三〇 三七,一〇〇
 八,七〇,〇〇〇 一五,八〇〇
 二七,〇〇,〇〇〇 六,〇〇,〇〇〇

全國組合銀行勘定(一月末)

【三五】(東京手形交換所調査) 一月末全國組合銀行諸勘定詳細左の如し(單位千圓、△印減)

△預 金

一,五七,〇〇〇 二六,一三〇 三七,一〇〇
 八,七〇,〇〇〇 一五,八〇〇
 二七,〇〇,〇〇〇 六,〇〇,〇〇〇

第二別口帳手

公債	△ 2,610	△ 2,510
地金	△ 1,000	△ 1,000
金分	△ 1,000	△ 1,000
銀分	△ 1,000	△ 1,000
外國爲替基金	△ 1,000	△ 1,000
海外代理店保管金	△ 1,000	△ 1,000
兌換銀行券	△ 1,000	△ 1,000
政府預金	△ 1,000	△ 1,000
政府儲蓄	△ 1,000	△ 1,000
小額紙幣引換準備預金	△ 1,000	△ 1,000
第二別口割手収益未決済金	△ 1,000	△ 1,000

△貸方

兌換銀行券	△ 1,000
政府預金	△ 1,000
政府儲蓄	△ 1,000
小額紙幣引換準備預金	△ 1,000
第二別口割手収益未決済金	△ 1,000

【利益金】

當季純益金	10,000
前季繰越金	10,000
合計	20,000

【純益金内訳】

利息	△ 1,000
公債利息	△ 1,000
割引料	△ 1,000
手数料	△ 1,000
公債損益	△ 1,000

營業費 缺六〇〇 缺一八〇 缺一六〇
 其他を含む差引合計純益金
 10,000 1,000 2,960

▲純益金増加の主因【三六】昭和十三年下期に於ける日本銀行純益増加の源泉は全く公債利息の増加にあり、之は前季並に前々季に於いても大體同様であつたが戦時財政の進行に伴ふ公債発行額並に發行速度の増加に伴ひ當期に於てこの傾向は一層強化された一方之に對し金融市場が終始本格的緩慢情勢を持續し公債の消化狀況も良好であつたため割引料の増加は目立たず、公債益また公債の日銀引受並に賣却高に比すれば比較的少額に止まつた

昨年中日銀の政府納付金

【三六】日銀の十三年下期決算に於ける利益金分配案中特に目立つものは政府への納付金が七百卅一萬七千圓と上季比百五十三萬圓前年同期比二百四十二萬六千圓をそれぞれ増加してゐることである、而してこの結果昨年上、下季を通じて納付金は合計千三百十萬圓に達したが、之を十三年度國庫豫算計上額千五百六萬圓に比すればは約二百萬圓の減少となつてゐる

津島日銀副總裁金融情勢報告

【三七】日銀では十五日重役總會を開催津島副總裁より最近の金融狀況につき左の如く報告があつた
 △資金撤布—一月中國庫勘定は約三億圓の撤布超過を豫想されたが郵便貯金の増勢が引續き顯著(月中純増加一億三千二百萬圓)であつた爲め政府支拂がある程度相殺され結局米券償還一億九

千三百萬圓を合して尙撤布超過は二億二千五百萬圓に止つた、更に二月上旬に於ては第三種所得債、地州等の國庫移納が一億二千五百萬圓の巨額に上り郵便純増加も亦一千九百萬圓に達した爲め國庫勘定は六千三百萬圓の引揚超過となり、舊正關係による資金需要と相俟て最近の短資市場強調の二因となつた、然し乍ら中、下旬に於ては政府支拂も進捗米券償還一億七千七百萬圓を合して約二億六千三百萬圓の撤布超過を豫想されるから恒例により平穩趨月するものと見られる、かくて月中としては差引約二億圓の撤布超過を豫想される

△國債消化—一月中の公債發行高は四億圓であつたが、一方消化狀況は左の如くで總計四億一千四百萬圓に達し發行高に對する消化率は一〇三・五%と言ふ好記録を示してゐる
 (單位百萬圓)
 市中賣却 三三三
 官廳賣却 三一
 小計 三六四
 預金部引受 五〇
 合計 四一四

日本銀行營業週報

【三八】十一日現在日銀週報は引續きさしたる變化を見せず唯税金の國庫移納の進捗が指摘されるのみである
 △負債の部
 一 政府當座預金の前週比増は第三種所得税を中心し税金の國庫移納が七千六百萬圓の巨額に上つた事を主因とし之に郵貯の純増が七百萬圓、一方支出關係としては政府一般支拂が五千八百萬圓に過ぎぬ爲め結局この差額増を示したものである
 一 一方一般預金は前週比減少し舊正關係の資金需要を反映してゐる
 △資産の部
 一 割手は前月末日銀貸出の回收につれ前週比減少となる
 一 外爲貸付も亦同様月央恒例の低位に下つた
 一 公債は週中利付三千百萬圓、米券一千百萬圓の市中賣却があつた爲め結局前週比減の十六億圓臺割れとなつた(單位千圓)

△起債市場—年初來極めて好調を示し一月中の起債額は十一口、二億九百萬圓二月は十四日迄に九口、一億七千八百萬圓、從つて年初來の累計は廿口、三億八千七百萬圓に達し、今後月中、下旬を通じて尙相當の起債を見る豫定である、このうち市中公募額は一月一億六千百萬圓、二月一億三千九百萬圓、合計三億圓に上つてゐる、現在のとこる本年の起債額は月平均二億圓以上に達し昨年の月平均一億圓餘に比し丁度倍に當る感況である

△負債の分

資本金	20,000	20,000
積立及損益	1,000	1,000
兌換銀行券	2,170,000	2,170,000
政府預金	2,000,000	2,000,000
政府當預	2,000,000	2,000,000
小額紙幣引換準備預命	2,000,000	2,000,000
其他	2,000,000	2,000,000
一般預金	2,000,000	2,000,000
其他	2,000,000	2,000,000
合計	2,170,000	2,170,000

未拂込資本 10,000
 現金及地金 5,000,000
 金貨地金 5,000,000
 其他 5,000,000
 外國爲替基金 100,000
 割引手形 100,000
 政府一時貸金 100,000
 貸付金 100,000
 外國爲替貸付金 100,000
 公債 1,000,000
 代理店勘定 1,000,000
 政府勘定特殊現金 1,000,000
 其他 1,000,000
 合計 2,170,000

△兌換券【三九】(日銀調査)二月五十一日兌換券發行高平均左の如し(單位千圓)
 發行高 本週 前週
 正貨準備 50,000 50,000

△資産の部

未拂込資本	10,000	10,000
現金及地金	5,000,000	5,000,000
金貨地金	5,000,000	5,000,000
其他	5,000,000	5,000,000
外國爲替基金	100,000	100,000
割引手形	100,000	100,000
政府一時貸金	100,000	100,000
貸付金	100,000	100,000
外國爲替貸付金	100,000	100,000
公債	1,000,000	1,000,000
代理店勘定	1,000,000	1,000,000
政府勘定特殊現金	1,000,000	1,000,000
其他	1,000,000	1,000,000
合計	2,170,000	2,170,000

(備考) 右記發行兌換銀行券中鮮銀及豪銀券の支拂準備充當額 2,170,000

△兌換券【三九】(日銀調査)二月五十一日兌換券發行高平均左の如し(單位千圓)
 發行高 本週 前週
 正貨準備 50,000 50,000

保證準備 一六六、六〇〇、一八五、五〇〇
公債 一三、七〇〇、一三〇、八〇〇
證券 一四、〇〇〇、一四〇、〇〇〇
手形 一六、八〇〇、一四、一〇〇
限外發行高 一〇、〇〇〇、一五、五〇〇

☆ 公 社 債

事變公債等三億圓發行

【三五】(大藏省発表) 政府は二月廿一日支那事變公債二億圓を日本銀行引受に依り、歳入補填公債一億圓を大藏省預金部引受に依り發行し日本銀行引受額の支那事變公債の内一部を全國の各郵便局より賣出すことに決定した、之が發行及賣出要項は左記の通り

(一) 支那事變國庫債券

國債名稱 支那事變國庫債券(號)△發行額 額面一億九千五百萬圓△發行日 昭和十四年二月廿一日△償還期限 昭和卅一年六月一日迄(十七年三ヶ月)△發行價格 額面百圓に付九十八圓△額面金額種類 廿五圓、五十圓、百圓、五百圓、千圓、五萬圓、一萬圓及十萬圓の八種(但し右の内廿五圓乃至千圓の五種に限り之を郵便局より賣出すものとす)△利率 年三分五厘△利子支拂期 六月一日及十二月一日の二回△初期利子 (昭和十四年六月一日渡)額面百圓に付九十六圓△發行方法 日本銀行引受 内一部を全國の各郵便局より賣出すものとす△利廻歩合 複利三分六厘五毛、單利三分六厘八毛△郵便局賣出價格 廿五圓券廿四圓五十錢、五十圓券四十九圓、百圓券九十八圓、五百圓券四百九十圓、千圓券九百八十圓△郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

廿一日、至同年三月四日
(二) 支那事變特別國庫債券
國債名稱 支那事變特別國庫債券(第四回)△發行額 額面五百萬圓△發行日 昭和十四年二月廿一日△償還期限 昭和卅一年六月一日迄(十七年三ヶ月)△發行價格 額面十圓に付九圓八十錢△額面金額種類 十圓の一種△利率 年三分五厘△利子支拂期 六月一日の一回△初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢△發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす△郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢△郵便局賣出期間 自昭和十四年二月廿一日至同年三月四日

(三) 三分半利國庫債券(歳入補填の分)
國債名稱 三分半利國庫債券(號)△發行額 額面一億圓△發行日 昭和十四年二月廿一日△發行方法 大藏省預金部引受△償還期限 發行價格、利率 利子支拂期、初期利子、利廻歩合等支那事變國庫債券に同じ

事變國債第八回郵便局賣出
【三〇】(大藏省発表) 支那事變國債の郵便局賣出は統後國民の熱心なる支援により毎回頗る好成绩を収めて居るが事變も愈々新東亞建設の段階に入り政府は本年も引續き支那事變國債の郵便局賣出を實行することとなり其の條一回を愈々廿一日より開始することになった、今回は差當り五千萬圓の證券を各郵便局に配布した處簿約申込の成績は頗る良好であつて本日迄に證券を追加配布した額は約七百萬圓に達した、詳細左の如し

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月廿一日至同年三月四日

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

發行額 額面一億圓
發行日 二月廿一日發行分を含む
發行價格 額面十圓に付九圓八十錢
額面金額種類 十圓の一種
利率 年三分五厘
利子支拂期 六月一日の一回
初期利子 (昭和十五年六月一日渡)額面十圓に付四十五錢
發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものとす
郵便局賣出價格 十圓券九圓八十錢
郵便局賣出期間 自昭和十四年二月

以上償還又は買入却す△申込期間
三月二日より同四日迄△拂込期限 三月廿日△請負募集會社 興銀、第一、三井、三菱、安田及住友各銀行、三井三菱、安田及住友各信託會社△應募者最終利廻、四分二厘六毛餘(同上税引利廻三分八厘四毛餘)

東京電氣社債千五百萬圓發行
【三三】東京電氣第二回い號擔保付社債千五百萬圓の發行條件は十三日左の如く興銀より正式發表されたが發行額千五百萬圓中親引は百五十萬圓、公募は千三百五十萬圓である

發行金額 一千五百萬圓(社債總額三千萬圓の内第一回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限 發行日より十ヶ年但内二ヶ年据置後毎半年金三十萬圓以上を償還又は買入却却し期限迄に完済す△擔保 日本電氣會社所有山形工場財團(第一順位)東京電氣會社所有川崎工場財團(第二順位)△受託會社 興銀△請負募集會社 興銀、第一、三井、三菱、住友、各銀行、三井、三菱、住友各信託會社△申込期間 二月廿一日より同廿三日迄△拂込期限 三月廿五日

宇治電社債一千萬圓發行
【三五】宇治川電氣第二回擔保付社債一千萬圓の發行條件は左の如く十五日興銀より正式發表されたが全額公募である
名稱 宇治川電氣株式會社第二回は號物上擔保付社債△發行金額 一千萬圓(社債總額一億三萬圓の内第五回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限

發行金額 一千五百萬圓(社債總額三千萬圓の内第一回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限 發行日より十ヶ年但内二ヶ年据置後毎半年金三十萬圓以上を償還又は買入却却し期限迄に完済す△擔保 日本電氣會社所有山形工場財團(第一順位)東京電氣會社所有川崎工場財團(第二順位)△受託會社 興銀△請負募集會社 興銀、第一、三井、三菱、住友、各銀行、三井、三菱、住友各信託會社△申込期間 二月廿一日より同廿三日迄△拂込期限 三月廿五日

宇治電社債一千萬圓發行
【三五】宇治川電氣第二回擔保付社債一千萬圓の發行條件は左の如く十五日興銀より正式發表されたが全額公募である
名稱 宇治川電氣株式會社第二回は號物上擔保付社債△發行金額 一千萬圓(社債總額一億三萬圓の内第五回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限

發行金額 一千五百萬圓(社債總額三千萬圓の内第一回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限 發行日より十ヶ年但内二ヶ年据置後毎半年金三十萬圓以上を償還又は買入却却し期限迄に完済す△擔保 日本電氣會社所有山形工場財團(第一順位)東京電氣會社所有川崎工場財團(第二順位)△受託會社 興銀△請負募集會社 興銀、第一、三井、三菱、住友、各銀行、三井、三菱、住友各信託會社△申込期間 二月廿一日より同廿三日迄△拂込期限 三月廿五日

宇治電社債一千萬圓發行
【三五】宇治川電氣第二回擔保付社債一千萬圓の發行條件は左の如く十五日興銀より正式發表されたが全額公募である
名稱 宇治川電氣株式會社第二回は號物上擔保付社債△發行金額 一千萬圓(社債總額一億三萬圓の内第五回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限

行日より十ヶ年、但内二ヶ年据置後毎半年金廿五萬圓以上を償還又は買入却却し期限迄に完済のこ△擔保 同社所有工場財團△申込期間 三月一日より同三日まで△拂込期限 三月廿五日△受託會社 興銀△募集請負會社 興銀(代表)、三菱、住友、三和各銀行、三菱、住友各信託會社

東拓社債三千萬圓發行
【三〇】東拓社債三千萬圓の發行要項は廿日幹事銀行たる興銀より左の如く正式發表されたが既報の如く年限は十二年と前回に比し一ヶ年延長となつてゐる、尙總額三千萬圓中シ團親引は五百萬圓に止め殘額二千五百萬圓を公募する

發行總額 三千萬圓△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付金一百圓△期限 十二年但二ヶ年据置後毎半年金六十萬圓以上を償還又は買入却却し期限迄に完済△申込期間 三月六日より同月八日迄△拂込期限 三月廿日△引受募集會社 興銀、朝鮮、第一、三井、三菱、安田、第百、住友、三和、日本信託、正金、野村各銀行及三井、三菱、安田、住友各信託會社

發行金額 一千五百萬圓(社債總額三千萬圓の内第一回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限 發行日より十ヶ年但内二ヶ年据置後毎半年金三十萬圓以上を償還又は買入却却し期限迄に完済す△擔保 日本電氣會社所有山形工場財團(第一順位)東京電氣會社所有川崎工場財團(第二順位)△受託會社 興銀△請負募集會社 興銀、第一、三井、三菱、住友、各銀行、三井、三菱、住友各信託會社△申込期間 二月廿一日より同廿三日迄△拂込期限 三月廿五日

宇治電社債一千萬圓發行
【三五】宇治川電氣第二回擔保付社債一千萬圓の發行條件は左の如く十五日興銀より正式發表されたが全額公募である
名稱 宇治川電氣株式會社第二回は號物上擔保付社債△發行金額 一千萬圓(社債總額一億三萬圓の内第五回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限

發行金額 一千五百萬圓(社債總額三千萬圓の内第一回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限 發行日より十ヶ年但内二ヶ年据置後毎半年金三十萬圓以上を償還又は買入却却し期限迄に完済す△擔保 日本電氣會社所有山形工場財團(第一順位)東京電氣會社所有川崎工場財團(第二順位)△受託會社 興銀△請負募集會社 興銀、第一、三井、三菱、住友、各銀行、三井、三菱、住友各信託會社△申込期間 二月廿一日より同廿三日迄△拂込期限 三月廿五日

宇治電社債一千萬圓發行
【三五】宇治川電氣第二回擔保付社債一千萬圓の發行條件は左の如く十五日興銀より正式發表されたが全額公募である
名稱 宇治川電氣株式會社第二回は號物上擔保付社債△發行金額 一千萬圓(社債總額一億三萬圓の内第五回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限

發行金額 一千五百萬圓(社債總額三千萬圓の内第一回發行分)△利率 年四分三厘△發行價格 額面百圓に付百圓△償還方法及期限 發行日より十ヶ年但内二ヶ年据置後毎半年金三十萬圓以上を償還又は買入却却し期限迄に完済す△擔保 日本電氣會社所有山形工場財團(第一順位)東京電氣會社所有川崎工場財團(第二順位)△受託會社 興銀△請負募集會社 興銀、第一、三井、三菱、住友、各銀行、三井、三菱、住友各信託會社△申込期間 二月廿一日より同廿三日迄△拂込期限 三月廿五日

貿易

對外貿易(二月中旬)

【三〇】(大藏省発表)二月中旬對外貿易概算左の如し(單位千圓)
二月月中旬 前旬 本年累計
輸出 三、八〇〇 七、〇〇〇 三三、〇〇〇
輸入 六、〇〇〇 一〇、〇〇〇 四〇、〇〇〇
合計 二、八〇〇 三、〇〇〇 七、〇〇〇

入 蜀 五、三三三 三、二七〇 高、七六六

對滿支貿易 (一月) 【三二】(大藏省發表)一月中對滿支貿易

地方別概況左の如し(單位千圓)

Table with columns for region (e.g., 滿洲國, 關東州, 中華民國) and values for 一月 and 前年同期.

△輸入 滿洲國 一、二二四 三、一五五 關東州 四、一七三 五、一〇六 中華民國 三、〇〇三 五、八八六

外地對外交貿易 (一月) 【三三】(拓務省發表)一月中の外地(關東州を除く)總輸出額一千六百九十一萬

輸出割當 【三六】絹人絹糸布輸出組合聯合會では人絹糸人絹織物並にスフ織物の滿洲支向

ることとなりこれが割當基準を左の如く決定した

一 全量數の七割は過去の輸出實績に依り按分割當する

一 二割は過去において輸出無きもの並に僅少輸出したる者に優先的に割當る

一 一割を共同入札に依り割當る

生糸輸出激減 (一月) 【三七】(日本中央蠶糸會調查)一月中本邦生糸輸出高は總數二萬五千八百八十九

人絹糸布輸出高 (一月) 【三八】(人絹聯合會調查)一月中本邦人絹糸輸出高は總數二百七十八萬三千三百

内地木材の輸出累年増加 【三九】農林省が十六日の衆議院森林法中改正法律案委員會に提出せる内地(北海道を含む)木材需給調査によれば用材

用材等は消費現正を受けて靦面に減少してゐる、年次別木材需給表並需要量内譯左の如し(單位千石)

△需給表 昭和十一年 十二年 十三年

Table showing supply and demand for domestic wood materials from 1911 to 1923.

個人リンクは輸出單價を引下ぐ 【三三】綿業リンク制は昨年七月一日、人絹リンク制は同八月一日、羊毛リンク制は同三月十五日から實施され今やリンク制の實績成果を再檢討しその整備補正期に入つてゐるが、商工省調査による原料輸入と製品輸出の單價計數を見ると左の如き注目すべき現象を呈現してゐる、即ち

一 綿業リンク制は、綿糸布は個人リンク制綿織物は團體リンクをとる爲原料輸入單價と製品輸出單價の上に相對立する標相を示して居る、即ち綿糸布は

原棉輸入單價低落より以上に製品輸出單價が低落し、綿プランケット、綿タオルは原料輸入單價低落にも拘らず輸出單價は逆に昂騰を示してゐる、之によると個人リンクは輸出上自由競争を激化して單價を引下げる惧れがあるに反し團體リンクは斯かる弊害が少いとを物語つてゐる

一 人絹の輸出單價を見るとバルブ輸入單價低落にも拘らず人絹糸布の輸出單價は逆に昂騰を示してゐる、之は人絹のリンク制が綿の如く純然たる個人リンク制を貫かず團體リンクを併用し而かも人絹輸出價格の協定を行つてゐることによるものである

一 羊毛のリンク制は團プロックを含めると原毛輸入單價低落に反し製品が昂騰してゐるが第三國のみを見ると輸出單價は二割方低落し、個人リンクによる輸出値段の低下傾向を物語つてゐる(單位圓)

△綿業輸出入單價 棉花輪 綿糸輪 生地綿 輸出綿 輸入(百斤) 布輸出(百斤) ケット(百斤) タオル(百斤) 一打

Table listing cotton industry prices for various goods like cotton, cloth, and yarn.

十二月 一三、〇〇〇 〇、二五 七、七〇 一、六

△人絹輸出入單價 輸入 輸出 輸入 輸出

Table showing silk import and export prices for various months.

【三六】切削工具及測定器具に就いては最近軍需資材の製造、生産力擴充等の爲其の需要大いに増加するに至り關係業者は既に輸入組合設立に關し具體的に計畫を進めて居る實狀に鑑み商工省では貿易組合法第五十七條第二項の規定に依り工具及測定器具を重要輸入品に指定することに決定十八日之が告示を行つた

亞爾然了、邦品閉出しの形勢 【三四】我が對南米貿易の第一位を占めるアルゼンチン國が日本商品、特に綿布を閉出さんとしてゐるとの報告が四日大阪府立貿易館アエノスアイリス駐在岡部通信員より齎され日亞貿易の大半を掌握する阪神業者に大衝動を捲き起してゐる、これは昨年十一月七日公布の「自由貿易に依る輸入品は前もつて政府の許可を要す」との大統領令にも依るものであつてその發令當時輸出入バランスの動向を豫知するための措置であつて輸入阻止の意向はないと政府スポークスマンから聲明されたにも拘らず十二月一日、同令實施以來日伊兩國に對する輸入許可は著しく

制限され特に綿布の如き重要品は總對許可されず邦品は未嘗有の難局に直面するに至つたが背後に我が商品の進出に脅威を感じた某國の暗闘があるものと見られる

噴飯すべき米國の邦品閉出し事由

【二六】十六日貿易局大阪事務所入報によればアメリカ政府衛生官トーマス・パランはこの程政府に對し日本製製劑用刷子の輸入禁止方を要求した、仍つて政府は各税關に各れぞれ急電し應急の措置として追つて米國衛生局において検査が行はれるまで一切除揚を許可せざる様訓令したが右は直ちにカナダ政府にも通達され、同政府よりも亦各州衛生局に逸早く警告が發せられた、右彈壓の理由としてパランは日本製刷子は何れも對する殺菌が行はれて居らず、最近北ゴダ州で之を使用して死亡した者が一名あつたといふ途法もないことを擧げてゐる

來る五月貿易振興強調週間實施

【二七】時局下貿易振興の要が各方面より痛感されてゐる折柄之が一層の伸張を圖る爲今回各道府縣、市當局、日本商工會議所並に貿易關係團體が主催し商工、外務、大藏、農林各省後援の下に「貿易振興強調週間」を計畫本年五月中旬を期し全國一齊に實施する運びとなつた

日商の圓プロツク貿易通貨對策

【二八】日本商工會議所では當面の最重要問題の一つたる圓プロツク貿易及通貨對策に關し十四日日商内東亞經濟委員會に於て最後案を決定、引續き常議員會に附議承認を得たので之を日商意見として

即日外務、商工、大藏各省並に興亞院、企畫院、軍部等關係當局に建議した、右意見内容は左の如し

(一)圓プロツク貿易及通貨の根本對策

一 東亞協同體制の確立を目標とし、我が國の指導下に滿支の資源及努力と我が國の資本及技術とを結合して茲に日滿支三國を通ずる産業分野の確立、生産擴充計畫設定の根本方針を樹立すること

二 東亞協同體制の中樞的連環として日滿支三國を通ずる完全なる圓プロツクの確立を期するを目標とするも、其の過渡的段階にありては滿洲、北支、蒙疆、中南支等に付それぞれ事態の進展に適應せる對策を講じ、逐次其の完成を促進すること

三 東亞協同體内部に於ける自給自足の計畫と對外依存の關係とを考慮し、日滿支三國を通ずる國際收支の見透しを明かにし、此の基礎の上に三國相互間物資移動の調整と對外貿易統制の實行を圖ること

(二)圓プロツク貿易及通貨の過渡的對策

圓プロツク輸出制限問題並に通貨問題解決に付ては(一)滿洲國は固より純圓プロツクとして取扱ふべく、(二)蒙疆及北支に對しても經濟プロツクの進行と共に既定方針の達成に努力し、(三)中南支に於ては出來得る限り速かに新通貨政策を確立すべきも差當り法幣を現貨通貨として利用すること

一 日本の對滿貿易、對蒙疆貿易、對北支貿易及通貨

イ 羊毛、棉花、豚毛其の他此等地域產原料を輸入して我が國より毛製品、綿製品其の他の製品を此等地域へ輸出し得る如きリンク制の擴大を圖ること

ロ 前項の如き直接物資別リンク制を適用し得ざる現在、輸出禁止又は制限商品に付ては努めて金額によるパーター制を採ること

ハ 滿洲國、蒙疆及北支に對する貿易の統制に付ては、日本の對第三國貿易全般を考慮して對策を樹立すること、例へば現在輸出禁止又は制限商品に付(一)第三國に一定量額の輸出を爲したるものに對し一定の比率に於て此等地域向輸出を認め、又は(二)日本の對第三國貿易のパーター制に依る利益を維持増進する爲第三國より輸入したる原料を用ひたる製品、此等地域向輸出を促進すること

ニ 從來第三國より輸入せる重要原料品にして此等地域産品に依り代替し得るものは、其の輸入を促進し、之に對して求價的に此等地域への輸出を増進すること

ホ 對支經濟建設並に難民救恤招撫の爲めの所要品は勿論其の他のものと雖も一船雜貨並に生活必需品中、支那に對する第三國輸入品を個別的に調査し之に代替し得る日本品に付支那向輸出障礙を除去すること、例へば最近罐詰製品、石綿製品、メリヤス製品、自動車及部品、帽子及帽體、化粧品及齒磨、各種雜貨、機械器具、電機機器具、乾電池等の第三國商品の對支進出漸く活潑ならんとする状態にあるが故に、特に其の障

碍除去を考慮すること

ヘ 日本人の手に依り此等地域産品を第三國に輸出するに努め、斯くして取得せる外貨を以て第三國品を我が國に輸入し、之に對して我が國製品、此等地域向輸出を認むること

ト 我が國産品(例へば鰹魚、柑櫛茶等)又は全部若は大部分國産品を原料とする製品(例へば罐詰製品、セルロイド製品、陶磁器、齒磨及化粧品、硝子製品、玩具等)の此等地域向輸出を促進し、之に要する少量の輸入副原料及び包装材料等を確保せしむること

チ 我が國中小工業の維持の爲必要な雜品及人絹製品等の此等地域向輸出を認むること

リ 北支通貨對策としては貿易統制と相俟つて外貨取得に努め聯銀券の擴充強化を圖ること

ニ 關稅制度及關稅率に付ても日滿支を拘束する經濟プロツクの完成を目標とするも其の過渡的段階にありては事態の進展に即應して適當なる對策を講ずること、殊に一九三一年の稅率を復活實施したる結果、經濟プロツクの進展に適合せざる如き點は速かに之を是正すること

三 北支、中南支相互間の貿易兩地域を區別して取扱ふ必要上、中南支方面の新通貨政策の確立迄は此等兩

市場

二月初有價證券時價總額

【三〇】(東株調査)二月初現在本邦有價證券時價總額は左の如し(單位百萬圓)

株式	三六,三三三
債券	三〇,〇七〇
地方債	一五,四〇六
國債	二,五五五
社債	六,二〇九
外債	一,〇七〇
合計	九二,六四九

尚ほ當月現在に於ける株式拂込金額及債券未償還額を標準として左記各期との値上り値下り額を推定するに左の如し

昭和三年七月に比し四、五七六値下り

同 五年十月に比し一六、〇一七値上り

同 六年十一月に比し一六、七一一個上り

同 十一年三月に比し二七三値上り

同 十二年五月に比し五、四〇八値下り

大、小麥暴落

【三一】最近異常の暴騰振りを示した小麥相場は政府の物資動員計畫が各方面に亘つて強化化されることになつたため會社側も高値見込人気がなり買控へてゐるので十六日には茨城産三等品百斤につき東京工場入十二圓七十五錢と同日より十錢方の下押を示すに至つた、一方大麥相

場は茨城産十五貫目につき九圓四十五錢
栃木産九圓四十錢埼玉十四貫目につき九
圓五錢と各品共五錢乃至十錢方下押しした
右は産地の在荷逼迫から茨城産は九圓六
十錢と大正十二年以來の高値を付けたが
これは目下の精麥採算關係を全く無視せ
るもので各業者共此の高値では手が出ず
總見送りとなつたため氣配悪化し低落を
餘儀なくされたものである

價抑制強化に伴ふ値下げ急激と卵價安を
映して十八日内地穀五十斤布袋入三圓丁
度、俵入二圓九十錢と各品共四十錢方、混
合飼料百斤につき豆粕入三種七圓卅錢、
燻殻入三種七圓十錢と夫々五十五錢方何
れも暴落した

豆粕昂騰
【二八】春肥手當期を控へた豆粕相場は
十八日神奈川波一枚につき二圓八十四錢
と二錢方、同インボイス五月波六圓十一
錢、六月波六圓十六錢と五、六錢方何れ
も昂騰した、右は大連産地が舊正月關係
から休會乍ら滿洲國政府が近く大豆統制
税を設定し右を第三國への輸出獎勵方面
に振向けるやの意向ありと傳へられ産地
暗氣配の強調を反映したものである

養鶏飼料の代用品發見
【二九】鶏の飼料として青草の綠飼料
は缺かす事の出來ないものとなつてゐる
が養鶏飼料不足から此の方面にも代用品
の研究行はれ藻草を試みた處濃厚な綠質
素が消化を助長して卵黄を濃厚にし品質
も佳良の成績を擧げることが判り養鶏飼
料として期待されてゐる、採取は澤川
等に密生してゐるため容易で之を陸乾に
すればよいとのこと

産 業

落花生暴騰

【三〇】廿日の落花生相場は千葉皮付百
斤につき十二圓八十錢と一畧六十錢方の
暴騰を演じ先行十三圓出現は必至と見
られてゐるが右は日滿伊通商協定締結後
伊太利向落花生等の輸出活潑が豫想され
るに至つたのと、一方青島方面よりの輸
入不許可等の報によるものである

鑛業法中改正法律案
【三一】現行鑛業法は明治卅八年制定さ
れ爾來部分的の改正を見たが最近生産力
擴充に伴ふ鑛業活況のため鑛管頒發する
に鑑み商工省では同法に對し適當なる改
正を行ふべく一昨年十月鑛業法改正調査
委員會を設けその答申に基き今回愈々改
正法案を決定、十七日議會に提出した、
改正法律案の内容の如し

全版聯の鶏卵統制目標百廿萬圓
【三二】全版聯では十七日鶏卵販賣統制
協議會を開催、本年度全版聯鶏卵販賣統
制目標につき協議の結果、前年度より八
萬五千圓増の百廿萬圓と決定した

鑛法中左の通り改正す
【三三】第十四條中「第八章」を「第九章」に
改む
第四十一條中「第七十二條の下に」若
は第七十四條の四第三項」を加ふ
第五章を第六章とし以下順次繰下げ第
四章の次に左の一章を加ふ

養鶏飼料暴落
【三八】最近品道迫と原料高に異常の高
値を示現した養鶏飼料相場は政府の高物

第五項 鑛害の賠償
第七十四條の二 鑛物掘探の爲の土地の
掘探坑水廢水の放流、捨石鑛滓の堆積
又は鑛煙の排出に因りて他人に損害を
與へたるときは損害發生の時に於ける
當該鑛區の鑛業權者、損害發生の時鑛
業權消滅せる場合に於ては鑛業權消滅
の時に於ける當該鑛區の鑛業權者其の
損害を賠償する責に任ず
前項の場合に於て損害が二以上の鑛區
の鑛業權者の作業に因りて生じたると
きは各鑛業權者は連帶して損害を賠償
する義務を負ふ損害が二以上の鑛區の
鑛業權者の作業の中孰れに因りて生じ
たるかを知ることは能はざるとき亦同じ
前二項の場合に於て損害發生の後鑛業
權者その鑛業權を讓渡したるときは損
害發生の時の鑛業權者及其の後の鑛業
權者は連帶して損害を賠償する義務を
負ふ
前三項の賠償に付ては共同鑛業權者の
義務は連帶とす
第七十四條の三 前條第二項の連帶債務
者相互の間に於ては其の各自の負擔部
分は相均しきものと推定す
前條第三項の場合に於て鑛業權を讓受
けたる者賠償の義務を履行したるとき
は損害發生の時の鑛業權者に對し償還
の請求を爲すことを得
第七十四條の四 石炭を目的とする鑛業
權者は命令の定むる所に依り石炭掘探
の爲の土地の掘探に因りて生ずべき損
害の賠償を擔保する爲其の掘探したる
石炭の數量に應じ毎年一定額の金錢を
供託すべし但し金錢に代へ其の金額に
相當する國債を供託することを妨げず

前項の規定は國の鑛業に之を適用せず
石炭を目的とする鑛業權第一項の供
託を怠りたるときは主務大臣は鑛業の
停止を命ずることを得
第七十四條の五 石炭掘探の爲の土地の
掘探に因りて損害を被りたる者は其の
損害賠償請求權に關し前條第一項の供
託物に付他の債權者に先ち辨濟を受く
るの權利を有す
前項の權利の實行に關し必要な事項
は勅令を以て之を定む
第七十四條の六 石炭を目的とする鑛業
權者其の鑛業權を讓渡したるときは第
七十四條の四第一項の供託物に對する
權利は讓受人に移轉す
第七十四條の七 石炭を目的とする鑛業
權者又は鑛業權者たりし者は左の場合
に限り命令の定むる所に依り第七十四條
の四第一項の供託物を取戻すことを得
一 石炭掘探の爲の土地の掘探に因り
て生じたる損害を賠償したるとき
二 鑛業權消滅後十箇年を経るも石炭
掘探の爲の土地の掘探に因る損害の
生ぜざるとき
第七十四條の八 損害の賠償は金錢を以
て之を爲す、但し賠償金額に比し著し
く多額の費用を要せずして原狀の回復
を爲すことを得るときは被害者は原狀
の回復を請求することを得
賠償義務者の申立ありたる場合に於て
裁判所適當と認むるときは前項の規定
に拘らず金錢の賠償に代へ原狀の回復
を命ずることを得
第七十四條の九 損害の發生に關し被害
者に責むべき事由ありたるときは裁判
所は損害賠償の責任及範圍を定むるに

付之を斟酌することを得、損害の發生
に關し天災其他の不可抗力の競合し
たるとき亦同じ
第七十四條の十 損害賠償の額が豫定せ
られたる場合に於て其の額が著しく不
當なるときは當事者は之が増減を請求
することを得
第七十四條の十一 損害賠償請求權は被
害者が損害及賠償義務者を知りたる時
より三箇年間之を行はざるときは時効
に因りて消滅す損害發生の時より廿箇
年を経過したるとき亦同じ
前項の期間は進行中の損害に付ては其
の進行の止みたる時より之を起算す
第七十四條の十二 損害の賠償に關し爭
議の生じたるときは當事者は損害の發
生地を管轄する地方裁判所又は當事者
の合意に依りて定むる地方裁判所に調
停の申立を爲すことを得
小作調停法第二條、第六條、第十條、
第十二條乃至第十五條、第廿一條、第
廿二條、第廿四條乃至第廿八條、第卅
九條第一項、第卅四條乃至第卅五條、第
卅七條乃至第卅八條及第四十八條、借
地借家調停法第四條の二、第十條、第
十八條及第廿九條乃至第卅一條、金錢
債務臨時調停法第六條第一項第四項、
商事調停法第一條第二項第三項、第四
條及第五條並人事調停法第六條及第十
條の規定は前項の調停に之を準用す
第七十四條の十三 調停委員は特別の知
識經驗を有し公正なる調停を爲すに適
する者に就き毎年豫め地方裁判所長の
選任したる者又は當事者の合意に依り
選定せられたる者の中より各事件に付
調停主任之を指定す

第七十四條の十四 裁判所又は調停委員
會必要ありと認むるときは關係官廳其
の他適當と認むる者に對し意見を求め
又は調査を囑託することを得
關係官廳は裁判所又は調停委員會に對
し意見を述べることを得
第七十四條の十五 本章の規定は鑛業に
從事する者の業務上の負傷、疾病及死
亡に關しては之を適用せず
第九十六條 第十條第三項若しくは第十一條
の規定に違背したる者又は第七十二條
第七十四條第一項若しくは第七十四條の四
第三項の命令に從はざる者は二百圓以
下の罰金に處す

本法施行の期日は勅令を以て之を定む
第五章の改正規定は第七十四條の四乃至
第七十四條の七の規定を除くの外本法施
行前に爲したる作業に因りて本法施行後
に生じたる損害にも之を適用す
本法施行前に生じたる損害にして補償金
手當金、見舞金其の他何等の名義を以て
するを問はず被害者が其の賠償を受けず
又は賠償を受けたるも其の額が著しく少
額なりしものに付ては被害者は賠償又は
其の増額を請求することを得
第七十四條の二第一項、第二項及第四項
第七十四條の三第一項、第七十四條の八
第七十四條の九並に第七十四條の十一乃
至第七十四條の十五の規定は前項の場合
に之を適用す、但し第七十四條の十一第
一項の三箇年の期間は被害者が本法施行
前に損害及賠償義務者を知りたるときは
本法施行の日より之を起算す

▲改正の要點【三・七】鑛業法中改正法案
の改正要點は左の如し

一 最近の鑛害頻發(十二年鑛害賠償四
百五十萬圓、内三百六十萬圓は石炭鑛
床陥没によるもの)するに鑑み鑛害賠
償規定を新に設け又鑛害争議の調停規
定を設けたこと
一 鑛業権者は從來無過失の場合は民法
第七百六條によつて損害賠償責任を免
れてゐたが今回の改正により無過失の
場合と雖賠償責任を認めることとした
一 鑛害の最も多い石炭鑛區に付ては鑛
害の賠償を確保するため石炭の產出量
に應じ毎年一定金額の國債供託の規定
を新に設けたこと
▲改正は更に續く【三・七】商工省とし
ては現行鑛業法の改正は今回のもののみを
以て足れりとせず、更に左記諸點に關し
ても改正の必要あるを認め今後引續き鑛
業法改正調査委員會に諮問してその具體
案を決定せんとする方針を持してゐる

一 鑛業権の賃借權を認める件
現在法律上認めないが實際上は
斤先掘權が認められてゐるので鑛業権
の賃借權を鑛業法中に規定する必要が
ある
滿洲國では既に租續權と稱し法律上賃
借權を認めてゐる
一 試掘權と採掘權とを一本にする件
現行鑛業法は試掘權と採掘權とを二本
建にしてゐるが前者は二年の短期の權
利でその認可料金は低廉であるが、二
年毎にその更新のため願書を提出しな
ければならぬ不便があるに加へて現在
既に朝鮮、滿洲國北支では法制上試掘
權を認めず採掘權一本にしてゐるので
我が國に於ても之を一元化する必要が
あるとされてゐる

一 砂鑛法の改正に關する件
なほ鑛業法改正と併行して現行砂鑛法
(明治四十二年制定)を改正す可く準
備中である、即ち同法は砂金、砂鐵、
砂錫、其他沖積鑛床をなしたる金屬鑛
に關するものであるが露天掘時代の法
律であるため今日の如き坑道掘時代に
副ぐはぬ點があるので之を改正せんと
するものである
開鑛炭の我が需要額二百五十萬噸
【三・八】鐵鋼増產計畫の進行に伴ひ製鐵
用コークス炭の需要は飛躍的急増の一途
を辿り、開鑛炭礦の重要性は内地製鐵業
者之齊しく認めるところであり、本年度
に於ては開鑛炭販賣會社の手により少く
とも二百四十五萬噸(十三年度供給契約
高は百七十萬噸)の内地向送炭を期待、
滿洲國炭礦務局副支配人ブライヤー氏
が上京せる際開鑛炭販賣會社中松社長は
内地製鐵業者の希望數量を傳へ之が善處
方を要望した、之に對しブライヤー氏は
北支自體の需要増加を理由に内地向送炭
可能數量を二百萬噸と押さへ、その間販
賣會社との間に再三折衝が行はれたが結
論を得ずして同氏は一先づ退京し現地の
需給状態、増產計畫(本年度は年産六百
萬噸の豫定)の見透し等につき検討を加
へた上近く正式回答する事となつてゐる

朝鮮の金屬區全面積の五割二分
京城【三・八】朝鮮の産金事業に對しては
極めて期待されてゐるが朝鮮殖産局の調
査によると現鑛區と出願區を合すると十
一萬四千四百平方尺に上り朝鮮の總面積
廿二萬平方尺の五十二パーセントを占め
てゐる、而して金屬區の廣さは金以外の
ものを含んだ金屬區面積の八割を占めて
ゐる
代用品發明研究補助金交付
【三・九】昭和十三年度における代用品發
明研究補助金交付申請七百餘件(二月十
五日現在)のうち審査の上適當と認めら
れた東京都木村安治氏ほか廿三件(補助
金合計三萬二千九百五十圓)に對し今回
それ、補助金交付の指令があつた
工作機械試作獎勵金交付
【三・四】商工省では工作機械製造事業法
に基く工作機械試作獎勵金交付規則に依
り本年度豫算に卅萬圓の獎勵金額を計上
してゐるが、今回十社に對し總額廿九萬
六千圓を交付するに決定した
染色加工料金協定制を復活
【三・三】人絹リンク制に對して染工聯
では染色加工數量の割當制並に料金協定
制の撤廢を實施しリンク制機能の圓滑を
圖りつゝあつたがその結果は各染料工場
の自由競争を惹起し加工料金は下降の一
途を辿り、リンク制實施前に比し約三割
見當の低落を示して染色業者の苦痛は加
重され、法文委託者側においても常に不
安の取引を餘儀なくされ意はして粗悪加
工品の輸出となつて海外からのクレーム
は續出を見てゐる現状である、依つて染
工聯人工聯聯及び商聯では今回染色協
議會を設置し加工料金の低落防止を圖る
爲料金の協定制を復活することに決定し
たが、更にこれが拘束力の強化を圖るた
め染工聯定款中に右協定料金を記入し、
一方商聯並に輸出聯制の定款中に染工聯
組合員以外のものは取扱はざる旨の一項
を挿入しアウトサイダーの統制を圖るこ

ととなり、十四日大阪に第二回染色協議
會を開催正式決定の上商工大臣、貿易局
長、工務局長宛に陳情書を提出すること
となつた、而して染工聯では各協定料金
の定款挿入と共に加工數量割當の復活を
企圖して居りその場合は過去の實績一本
を基準とするを變更し機械設備その他品
種別による實績をも加味することを基準
とすべきであるとの意見が有力である
染色料金確保期成同盟を結成
【三・六】染工聯では最近における輸出入
絹布加工料金の急激な低下傾向に鑑み過
版加工料金協定制並に材料割當制復活實
施の根本方針を決定、右目的達成のため
この程福井、神戸、大阪、京都、和歌山
石川、兩毛、富山、岐阜、名古屋の各府
縣の染色業者は染色料金確保期成同盟會
を結成することとなつた、即ち同盟は加
工料金低下の原因が材料の激減とリンク
制實施に伴ひ各業者が採算を監視しこの
加工注文の争奪に腐心しつゝある現状に
鑑み弱體業者の整理合同を促し過剩能力
の減少を圖り染工聯の統制強化に對應し
て目的達成に進まんとするものである
生絲生産並消費高(一月)
【三・五】(農林省發表)本年一月中生糸製
造高は三、八三五、三八一斤にして消費高
は二、六九一、五〇六斤であつた
第五次追加新糖六萬擔早出決定
【三・二】砂糖需要は引續き旺盛を極め需
給關係逼迫を告ぐるに至つたので日本糖
業聯合會では十七日會員協議會を開催、
十三年度第五次追加供給として直消第二
種糖耕地白糖を通じ更に六萬擔の新糖早
出しを行ふことに決定、即日實施した、

かくて本年度追加總數量は百五十萬擔に達した

標準船型決定(船舶管理委員會)

【二三】船舶改善協會では十五日例管理委員會を開催、豫て考究中の標準船型原案を附議可決し船舶の經濟化と造船業の合理化を目的とし約三年に亘り考究中の標準船型はこゝに最後の決定を見るに至つた、標準船型の主要項目は左の通り

△遠洋航路
A型 A型 B型
重量噸數 六三〇〇 六三〇〇 四三〇〇
總噸數 六三〇〇 六三〇〇 四三〇〇

全長 一五五・五 一五五・五 一八六・六
幅(型) 一七八 一七八 一五八
深 九・八 九・八 九・〇
滿載吃水 約七・八 約七・八 約七・四
△近海航路
C型 D型 E型 F型
重量噸數 四、〇〇〇 四、〇〇〇 一、五〇〇 一、五〇〇
總噸數 二、七五〇 二、七五〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇

全長 九六・〇 九六・〇 六五・五 六五・五
幅(型) 一三五・五 一三五・五 九五・八 九五・八
深 さ 七・六 六・五 五・〇 四・二
滿載吃水 約六・四 約五・六 約四・五 約三・八
△増資
北日本汽船 現在資本金 四、〇〇〇
東電電球 現在資本金 三、〇〇〇
高野綿密工業 現在資本金 一、〇〇〇
増資額 一、〇〇〇(二分一拂込)

【二七】近海運賃の基準をなす薄糖積取運賃の十三、四年期貨率は尙主たる糖聯と船主側(大阪商船)近海郵船(三井船船部及び辰馬汽船)との間の契約更改交渉が双方の張合から一頓控を來したま

越年したが、頃日來折衝を再開互に妥協點の發見に努めた結果、遅ればせ乍ら標準運賃(高雄積京濱揚)を前年期に比して三錢五厘下げの一擔當り七十一錢五厘とすることに決定、十七日正式調印を了した

北太平洋航路米國側再開に決定

【二七】北太平洋航路はアメリカン・メーイル・ラインの廢航後日本郵船の獨舞臺の觀があつたが十七日某所入電に依るとアメリカ政府はアメリカの航權維持のため同航路を再開することに決定、貨物船一隻を配船する命令を發した、依つて太平洋航路の日米間海運は今後激甚なる競争を豫想される

會社

資金審査會百六十四件認可

【二三】(日銀發表) 前週中臨時資金調正法に依る申請處理件數は九十七件、このうち主なるもの左の如し(單位千圓)

△新設
朝比奈鐵工所 資本金 三、〇〇〇
今村製作所 一、〇〇〇
佐藤機械製作所 一、〇〇〇

△増資
北日本汽船 現在資本金 四、〇〇〇
東電電球 現在資本金 三、〇〇〇
高野綿密工業 現在資本金 一、〇〇〇
増資額 一、〇〇〇(二分一拂込)

△拂込 島津製作所 二、〇〇〇、大阪電氣、

〇〇〇、日本鐵工一壘〇
△設備擴張 近海郵船一壘〇、日本水産一、三〇〇、佐藤商店一、一〇〇

【三〇】(日銀發表) 先週中臨時資金調正法による申請處理六十七件中主なるもの左の如し(單位千圓)

△新設 日産液體燃料 資本金 一〇、〇〇〇
(四分一拂込)
△増資 日本タンカー 現在資本金 五、〇〇〇
増資額 五、〇〇〇(四分一拂込)、中島石油 同 五、〇〇〇
同 三、〇〇〇(全額拂込)
△拂込 理研アルマイト工業一、八〇〇、關東電化工業一、〇〇〇、理研金屬一、七〇〇、太田鐵工所一、五〇〇
△設備擴張 日本鋼管 四、〇〇〇

臺灣拓殖未拂込徵收

【二三】臺灣拓殖會社では來月末迄に第二回民間拂込金一株につき十二圓五十錢總額三百七十五萬圓を徵收することゝなつた

汽車製造會社倍額増資

【三五】汽車製造會社(現在資本金一千萬圓全額拂込済)は過般の株主總會で倍額増資し資本金を二千萬圓とすることに決定、資金調正法による認可申請中のごころ、この程認可の指令が發せられた、増資新株第一回拂込四分の一を近く徵收の豫定であるが、増資金は機關車、客貨車等製造設備の擴張費に充當する

日産汽船倍額増資

【三三】日産汽船では十六日重役會を開き(一)同系統會社大阪鐵工所に於て目下建造中の優秀貨物船四隻(重量一〇、〇〇〇噸、速力十五節、タービン機關の何れも同型、第一船は來る九月、以下順次

に竣工、鐵石運搬に使用の豫定)を購入すること並に(二)右購入費に充當のため(イ)現在資本金一千万圓(内拂込八百五十萬圓)のうち未拂込百五十萬圓を先づ徵收の上(ロ)倍額増資して新資本金を二千萬圓とすることに決定、直ちに臨時資金調正法に基く認可申請を申請した

東洋紡傘下の子會社合併進捗

【三五】東洋紡績會社の傘下にある東洋ゴム加工會社(資本金廿二萬圓全額拂込済)は武川ゴム工業(資本金百萬圓内四分の一拂込)並に内田調帶會社(資本金十五萬圓全額拂込済)の二會社を吸收合併することに過般決定を見たが、右關係三社では十五日各臨時株主總會を開催、右合併の件を附議可決した、又東洋ゴム加工會社では近く金壺ゴム(資本金十八萬三千圓)、日産ゴム(資本金十九萬五千圓)の二社を合併する方針であるが、この他東洋染色會社(資本金三百五十萬圓)は播磨帆布會社(資本金百萬圓)を合併することに決定、目下政府當局に認可申請中である

東洋レーヨン染色に乗出す

【三三】東洋レーヨン會社ではさきに瀬田町に瀬田工場を新設し、フを製造してゐるが、今回更に染色に乗出すこととなり、この程京都市伏見區櫻島染色工場を買収した、來月より運轉開始の筈

日本鑛業、北支産金に進出

【三三】内地産金業者は北支長城線附近一帯の金資源に着目し之が開發に乗出さんとしてゐるが、今回日本鑛業では之れが先驅をなすべく子會社として大陸鑛業(資本金五百萬圓、第一回四分の一拂込)を設立新會社の手により長城線附近の金鑛區品位十萬分の一内外を積極的に開發するほか同地に瀋式青化法による製鍊所を設置し現地製鍊(年産三百乃至四百キロの豫定)をも併せ行ふ方針に決定した

理研、朝鮮の砂金採取に着手

【三三】理化學研究所では平壤に砂金採取を目的とする理研鑛業株式會社(資本金三百萬圓四分の一拂込)を創立することとなり此の程朝鮮總督府に認可申請を提出したが、同社は獨特のサンドポンプラヂエーター又は小型ドレッヂヤーに依つて砂金採取を行はんとするもので一日の處理能力は五百六十坪、六十噸を目標としてゐる

會社當期利益金並配當率

二月中旬發表分左の如し
社名 利益金 當期 前期
三井銀行 千圓 〇・八 〇・八
日本ベイント ×六圓 〇・九 〇・八
朝鮮銀行 一、一〇〇 〇・五 〇・五
帝國生命 一、一〇〇 〇・三 〇・三
東寶劇場 四、〇〇〇 一・三 一・〇
三菱銀行 五、一〇〇 〇・八 〇・八
日本銀行 一〇、〇〇〇 一・〇 一・〇
北海道製糖 六、〇〇〇 〇・八 〇・八
住友銀行 五、〇〇〇 〇・八 〇・八
×印し前期繰越金を含む

會社人事
江東樂天地【二七】株式會社江東樂天地新社長に今村信吉氏が就任した
朝鮮郵船【二七】樺木幹雄氏が新社長就任
第一火災海上保險【二三】株主總會に於て林季彦氏が社長に選任された

社 會 ・ 文 化

☆ 學 術 ・ 文 化

第八回芥川賞直木賞決定

【一三三】第八回芥川賞は十二日中里恒子氏(乗合馬車)に、同直木賞は大池唯雄氏(兜首)にそれぞれ決定した

帝國學士院受賞者決定

【一三三】學士院二月例會は十三日午後三時より上野の帝國學士院に於て開催されたが部會並總會の議決を経て學界最高の榮譽たる恩賜賞、帝國學士院賞等十四年度受賞者を左の如く決定した

△ 恩賜賞

一 石門心學史之研究(著書) 東京女子高等師範學校教授 石川 謙氏

一 背體副交感神經に關する研究 東大醫學部教授 醫學博士 吳 建氏

△ 帝國學士院賞

一 日本文學評論史(著書) 東大文學部教授文學博士久松 潜一氏

一 抽象空間の研究 北大理學部教授 功力金二郎氏

△ 大毎、東日寄附東宮御成婚記念賞

一 古活字版之研究(著書) 麹町區平河町安田文庫 川瀬 一馬氏

學術研究會活動準備

【一二五】學術研究會議では今回組織内容の面目を一新して名實共に科學振興の中心機關とし國內的にも國際的にも緊密な横の連絡を圖つて積極的な活動を開始す

る事となり、十五日午後五時から上野帝國學士院に同會議總務部會を開き副會長田中館愛橋博士の他理博天文學部長山田、同地球物理學部長今村明恒、同物理學部長長岡半太郎、同地質學地理學部長小川琢治、同化學部長松原行一、同數學部長高木貞治、醫博醫學部長佐藤三吉、農博生物學部長長安藤廣太郎、工博工學部長澁澤元治、同副部長長賀義氏等各部の正副部長全員十八氏出席してこの旨正式に申合せ午後九時散會した

法隆寺國寶保存協議會

【一二七】本年度法隆寺の國寶保存事業の實施内容を決定すべき法隆寺國寶保存協議會が十七日午前十時から文部省内に開催された、伊東、三上瀧、天沼の各委員に法隆寺國寶保存工事々務所長古宇田實氏等が出席、文部當局より十三年度工事計畫並十四年度預算十四萬三千圓についての説明、工事計畫説明があつて十四年度修理事業を左の如く決定した、その中で金堂壁畫保存のため新に調査會が設置されることになったのは注目される

一 夢殿、及東院廻廊(八、六〇〇圓)

十二年度より工事中のもので本年七月竣工の豫定である、總工費七萬二千餘圓

二 舍利殿、繪殿、傳法殿(三三、一五〇圓)

十三年十一月より着手中のものでなほ十四、十五、十六年度に繼續される、總工費七萬八千圓

三 東院、南門、内四脚門(一六、〇〇〇圓)

【一三〇】來る四月より着手する新規工事で十五年三月までに竣成の豫定

四 伽藍保存施設(四、七〇〇圓) 境内の排水工事、築地塀の新設等の工事である

五 寶殿(二九、〇〇〇圓) 十二年度より着手、昨年十二月に竣成し國寶、寶物類を格納し保護の萬全を謀るる總工費十九萬三千三百圓

六 金堂壁畫保存(六、〇〇〇圓) 新に壁畫調査會を設置して金堂修理の壁畫に及ぼす影響を綜合的、組織的に協議し、壁畫保存に萬全の對策を講ずる

工大に資源化學研究所設立

【一二七】十七日の開議で「官立工業大學官制中改正の件」が決定されたがこれは大岡山東京工業大學構内に「資源化學研究所」が近く開所され之に伴ふ工業大學人員の増加によるものである、この「資源化學研究所」は同大學電氣科教授加藤與五郎氏の私財卅萬圓の寄附によつて創設されるもので同大學教授中一名の所長と助教二名の兼務所員及び新に二名の助教及び數名の助手が所員として任命される、同所は資源の化學的開發を研究する機關で主として日滿支の天然資源を開發してその最大能力を發揮せよとするもので差當つてはアルミニウムや肥料等の國策的な工業的研究を行ふ

昭和洋書獎勵賞受賞者決定

【一二〇】昭和洋書獎勵賞昭和十三年度受賞者は去る十三日白瀧義之助、丸山曉霞、和田英作、南蘆造、石井柏亭、石川寅治、長谷川昇、有馬生馬の委員が協議新制作派協會會員内田巖、二科會會員岡田謙三

☆ 事 故 ・ 遭 難

標示板で乗客三名重傷

【一二八】十八日午後三時廿五分頃東海道線原一鈴川間を下り、〇三一列車と上り二六列車がすれちがった際上り列車に掛つてあつた「東京行」の標示板がどうしたはずみか下り列車の客車内に飛込み乗客三名重傷を負つたので直に静岡市當水病院に収容手当を加へた

☆ 雜

建國祭奉祝

【一二二】事變下第二回目の今日の建國祭は日本晴、今日の佳き日を誇がうとどつと出た人出は警視廳管下でざつと百萬と目される、殊に事變下だけに兩體の奉祝多く九段に集つたもの五十四團體二萬三千名、神宮外苑七十四團體一萬三千五百八十四名、芝公園五十團體で六千九百四十九名、上野公園六十八團體一萬四千九百八十四名、淺草公園廿四團體四千九百八十名、本所三十九團體で四千三百名でこの他水上署管轄下には廿六隻の船が奉祝式に参加、空には十九機の飛行機が機音高く空から、海陸空こぞつてこの日を祝つた

バス・トラックの木炭化強制

【一二三】長期戦下ガソリンの節約を愈々徹底さすべく警視廳交通課では都下三千臺のバス群の木炭化に拍車をかける一方、今後はバス、トラックの新規免許増車は代用燃料による外は一切許可しないことになつた、即ち現在東京に於けるバスの

木炭化は四十一會社の二千八百臺のうち其の三割の約六百臺であるがこれを來る五月迄を期して更にバスは五割、遊覽自動車百臺とバス、トラックの新規増車の全部を強制木炭化する旨十五日をせよ各會社業者に通達を發した

鐵製品特別回収開始

【一二三】長期戦下に生産力擴充の目的で十五品目に亘る鐵の特別回収を明十六日より開始し三月末日迄に完了する事となり、十五日午後二時から企業院に各省から三名づゝの委員が參集鐵特別回収委員會を開催最後の打合せを行つた

女性の機械工場進出顯著

【一二三】支那事變勃發以來著しい女性の産業分野進出が警視廳工場課最近の調査によつて明瞭となつた、先づ當時職工五十人以上使用工場に於て之を見れば銃後産業の發展によつて男女工共に著しい増加の示し事變前の昭和十二年六月に對し滿一年後の十三年六月には男工約五分、三割五分といふ増加率、全體的に見ると男子の方の増加率が稍々大きいのが機械工場方面では逆に女性が男子をリードしてゐる、即ち事變直前の十二年六月を一として一年後には男子六割の増加に比べ女子は六割六分、同年末には男性八割九分に對し九割六分といふ殆んど倍加に近い驚異的数字を示した、然もこの女子の機械工場への集中度合は事變前六月の二九・二パーセントから昨十三年末の四二・二パーセントに高められ部門がらいつと或る特定の機械工場四十五工場に從事する一萬三千餘名に付き調査し

た結果は検査工を筆頭に記録工、組立工調整工とさすがに比較的単純な労働に従事する者が多いが増加率からいふと「旋盤工」「ターレット工」「ミリング工」「研磨工」等が二倍乃至三倍の急激な増加ぶりを續けてゐる、尙興味ある現象としては最近女子中等學校出身者で機械工を志望する者が増え、而も簡単な事務員の仕事よりも技術を要する方面に働きたいと軍國インテリ女性氣質を發揮、採用後も立派な成績を擧げてゐる

代用品廿四種に補助金交付

【三〇】長期建設の國策に順應して昨年四月から今月の十五日までに特許局に出願して來た代用品の發明は實に七百餘件に達したが同局で嚴重な審査を加へた結果次の廿四種の代用品が極めて優良と折紙がつけられ合計三萬二千九百五十圓の補助金を受ける

- △電車木製「トローリホキール」の研究 木村安治△椅子類の金屬線發條に代用する木竹製發條裝置の研究 金子吉尾△大豆及び「絹パール」に依る羊毛代用品の研究 日野光平△錫代用「セルロイド」製螺旋押出「チューブ」の研究 佐伯倉輔△麻織維又は絹織維に依る織機「ビッカー」の研究 新潟縣染織試験場長遠藤三郎△紙糸、紙紐の研究 合資會社田中屋本店代表者田中岩吉△樹脂代用硫化油の研究 村上義比古△シルクモヘヤール(羊毛及びモヘヤール皮製品代用)の研究 松本晃二郎△纖維質斷片より連續糸狀物製造法の研究 川原田英次郎△羊毛、棉花の代用としての羽毛纖維製造及び其の利用法の研究 野田師△絹糸と竹條片とより

成る皮革代用品の研究 山本孝次郎△楮皮、絹膚、七島蘭草に依る綿布代用品の研究 野間正雄△花蓮に依る皮革製「ランドセル」代用品の研究 池末勇△硬質ガラスに依る垂直軸承の研究 海津忠作△樹脂綿及び勝球纖維を主材とするゴムを用ひざる防毒面の研究 針谷孝之△人造樹脂製ボールペヤリ

△代用品見本に補助金【三三】商工省では優秀な代用品の出現を獎勵するため什箇圓の豫算を計上あたりに立派な研究を完成しながら製品を造ることの出来ない人々にその見本を造らせやうと補助金を與へることになり、その下附方を申請して來た二百八十三件を嚴重に審査した結果六十五件に對して合計十九萬八千二百七十二圓を下附優秀な代用品の一日も早い出現を圖ることになつた

計

- ▲奥江清之助翁【三四】加州の邦人成功者奥江清之助翁(名)嗣子清氏から岳父にあたる東京市芝區高輪北町の本間俊平氏の許に「父、二月八日永眠、十一日埋葬

友人方に通知乞ふ」との入電があつた

- ▲フロレンツ博士【三五】元東大講師、勳三等文學博士カール・フロレンツ氏は郷里ハンブルグに於いてかねて病氣療養中のところ去る九日逝去、十三日葬儀執行の旨をテレザ未亡人より外務省へ通知があつた
- ▲森朝鮮郵船社長 京城【三二】朝鮮郵船社長森朝鮮氏は肺炎加答兒のため半島ホテルで療養中のところ十三日午前一時四十五分逝去した、享年七十二
- ▲吉利神戶商船校長【三五】神戸高等商船學校校長從四位勳三等吉利慶氏は一週間前より風邪氣味で加療中十四日午後七時心臓麻痺で逝去した、享年五十八

スポーツ

全日本スキー選手権大會

【三三】第十七回全日本スキー選手権大會は十一日(第三日)長距離、廻轉、新複合、ボツプスレー、十二日(最終日)純飛躍、複合、總走の各競技を行ひ閉幕となつた、各競技三位迄の成績左の通り

- ▲長距離(十八軒)
 - 1 村上吉五郎(秋田林友一) 六・〇〇
 - 2 高田 三郎(三井美唄) 一・〇〇・七
 - 3 大貫喜一郎(秋田林友一) 一・〇〇・〇
- ▲壯年組
 - 1 村上吉五郎(秋田林友一) 六・〇〇
 - 2 高田 三郎(三井美唄) 一・〇〇・七
 - 3 大貫喜一郎(秋田林友一) 一・〇〇・〇
- ▲成年組
 - 1 佐藤 忠義(豊 聯) 一・三・七
 - 2 山田 金作(青森北) 一・三・〇
 - 3 増田 眞一(上古志) 一・三・〇
- ▲少年組
 - 1 落合 力松(北海商) 一・三・三
 - 2 石川 三郎(秋田林) 一・四・〇
 - 3 關戸 末松(札幌商) 一・七・〇
 - ▲廻轉成績(男子)
 - 1 若本松太郎(豊 原) 一・〇・〇
 - 2 奥村 末男(札幌) 一・〇・二
 - 3 若尾金之政(高田中) 一・〇・四
 - ▲女子
 - 1 佐藤 啓子(旭川女) 一・〇・六
 - 2 花岡 靜子(大館女) 一・〇・〇
 - 3 末武 清江(小樽) 一・〇・二
 - ▲新複合成績(男子)
 - 1 奥村 末男(札幌商) (滑降三・七) 計四・七
 - 2 若尾金之政(高田中) (滑降三・三) 計四・六
 - 3 小島 鐵綱(早大) (廻轉一・〇・八) 計四・六
 - ▲女子
 - 1 佐藤 啓子(旭川女) (滑降三・六) 計三・六
 - 2 末武 清江(小樽) (滑降三・三) 計三・六
 - 3 瀧本 章子(岩見澤女) (滑降三・〇) 計三・〇
 - ▲ボツプスレー
 - 1 宮下、小崎組(北大) (計三・三)
 - 2 佐藤、攝摩組(川岸) (計三・三)
 - 3 高橋、堀田組(日出) (計三・八)

▲純飛躍

- 1 久保登喜夫(小樽中) 三・五(五米七)
- 2 奥村 末男(札幌商) 三・三(五米〇)
- 3 村上 良雄(北海中) 三・八(五米〇)
- ▲成年組
 - 1 淺木 文雄(北海商) 三・八(五米〇)
 - 2 伊黒 正次(札幌) 三・六(四米九)
 - 3 若本松太郎(豊原聯) 三・七(五米〇)
 - ▲最長不倒距離
 - 淺木 文雄(北海商) 五米〇
 - ▲複合競技成績
 - 1 久慈 康男(早大) 四・八(距離四・〇) 飛躍三・〇
 - 2 坂田 時人(慶大) 四・九(距離三・五) 飛躍三・四
 - 3 龜ヶ森 隆(北大) 四・七(距離三・七) 飛躍三・七
 - ▲少年組
 - 1 竹見 忠孝(ホツパー) (距離四・〇) 飛躍三・〇
 - 2 久保登喜夫(小樽中) (距離三・〇) 飛躍三・〇
 - 3 小坂友一郎(札幌一) (距離三・〇) 飛躍三・〇
 - ▲總走成績
 - 1 豊原聯盟 (時間二分四秒) (伊藤弘、梶子千富、遠藤泰治、佐藤忠義)
 - 2 札幌スキー聯盟 (時間二分四秒) (井上健二、志水勸治、關戸力、但野寛)
 - 3 青森林友 (時間二分四秒) (佐藤、外崎、山田盛、山田金)

▲明立氷上ホッケー定期戦

【三六】第三回明立氷上ホッケー定期戦は十六日午後六時半から芝浦スケート場

で舉行、四對三で明天堂々と大家を倒して今季最大の激戦を演じた

明大 1101 立敵 0102

堀口東洋選手権を確保

【三】フェザー級東洋選手権の覇を争ふビストン堀口對クリス・ピネダ十二回戦は十二日兩國技館で舉行され結局東洋選手権は堀口の獲得となつた、成績左の如し

堀口(無) 技倒 クリス・ピネダ(比) 十回二分五分秒(十二回戰)

國際スキー選手権大會

ワルシヤワ 【二六】本年度國際スキー選手権大會(F・I・S大會)は十三ヶ國參加の下に十一日より十九日に至る九日間ザコパネに於て舉行された、三位迄の成績左の如し

【第二日】

▲滑降競技

- ▲男子(三千六百米)
 - 1 ランシユネル(獨) 三分六秒八
 - 2 エネワイン(獨) 三分八秒〇
 - 3 モリト(瑞西) 三分九秒五
- ▲女子(三千米)
 - 1 クリスタル・グランツ(獨) 三分五分四
- 2 レツシュ・リラ(獨) 三分五分四
- 3 ゴードル(獨) 三分四分七

【第三日】

- ▲四十キロリレー
 - 1 芬蘭 二時間八分五分秒(ピツカネ、アラクアリ、オルキヌラ、カービネ)
- 2 瑞 典 二時間九分五分秒

3 伊太利 二時間三分六秒

▲【第四日】

- ▲男子廻轉競技
 - 1 ローミンゲル(瑞西) 二分六秒八
 - 2 イエネワイン(獨) 二分五分三
 - 3 ウイリイ・ワルヒ(獨) 二分八秒八
- ▲男子新複合成績
 - 1 イエネワイン(獨) 得點四五・八
 - 2 ウイリイ・ワルヒ(獨) 四五・〇
 - 3 ローミンゲル(瑞西) 四五・六

▲新複合成績競技

1 ドイツ、2 スキス、3 ノルウェー

▲【第五日】

- ▲女子廻轉
 - 1 クリスタル・グランツ(獨) 三分六秒八
 - 2 シヤード(瑞西) 三分八秒五
 - 3 ニルソン(瑞典) 三分九秒八
- ▲女子廻轉團體成績
 - 1 ドイツ、2 スキス、3 ポーランド
- ▲女子新複合
 - 1 クリスタル・グランツ(獨) 得點三〇・二
 - 2 シヤード(瑞西) 三〇・五
 - 3 レツシュ(獨) 三〇・三

▲女子新複合

- ▲女子新複合團體成績
 - 1 ドイツ、2 スキス、3 フランス
- ▲十八軒長距離
 - 1 クリツカラ(芬蘭) 二時間五分五分秒
 - 2 カービネ(芬蘭) 二時間六分五分秒
 - 3 パーリエ(瑞典) 二時間六分五分秒

▲【第六日】

- ▲複合成績
 - 1 グスタフ・ペラウエル(獨) 得點 四六・六點
 - 2 グスタフ・アドルフ・セリング(瑞) 四六・六點

▲【第七日】

- ▲軍隊レース
 - 1 獨逸、2 スウェーデン、3 ポーランド
- ▲最長不倒距離
 - アダニスロー・マルサツ(波蘭) 七三米

▲【第八日】

- ▲五十軒耐久レース
 - 1 ラルス・ベルゲンダール(諾威) 三時間七分五分秒
 - 2 オワレ・カルビネ(芬蘭) 三時間二分五分秒
 - 3 オスカ・ギエスリ(諾威) 三時間五分五分秒
- ▲純ジャンプ成績
 - 1 ヨセフ・ブラダール(獨) 七三米五〇
 - 2 ビルガー・ルード(諾威) 七三米五〇
 - 3 コングスガルド(諾威) 七三米〇〇

▲最長不倒距離

- ▲世界水上ホツケー選手権
 - 1 パーゼル(スキス) 【二三】世界アイス・ホツケー選手権大會決勝戦無敵カナダチームと新鋭アメリカ軍の對戦は十二日當地で舉行されたが流石は古豪カナダ四點を擧げて快勝し選手権を確保した

▲【第九日】

- ▲男子五百米
 - 1 ハンス・エングネスタゲン(ノールウェー) 四分八秒八
 - 2 ビルゲル・バゼニウス(フィンラン) 四分九秒四
 - 3 アルフオンス・ベルチンス(ラトビ) 四分九秒五

▲【第一日】

- ▲男子五千米
 - 1 チャーレス・マテイゼン(ノールウェー) 九分三秒〇
 - 2 アルフオンス・ベルチンス(ラトビ) 九分四秒三
 - 3 ビルゲル・バゼニウス(フィンラン) 九分四秒三
 - 2 エドワード・ワングベルグ(ノールウェー) 九分四秒三

▲【第二日】

- ▲千五百米
 - 1 ビルゲル・バゼニウス(フィンランド) 三分三秒七
 - 2 アイケ・エクマン(フィンランド) 三分三秒七
 - 3 チャーレス・マテイゼン(ノールウェー) 三分三秒七

▲世界スピード選手権

ヘルシンキ 【二六】世界スピード・スケート選手権大會は十八日からヘルシンキに於て華々しく開幕された、各競技三位迄の成績左の通り

▲【第一日】

- ▲男子五百米
 - 1 ハンス・エングネスタゲン(ノールウェー) 四分八秒八
 - 2 ビルゲル・バゼニウス(フィンラン) 四分九秒四
 - 3 アルフオンス・ベルチンス(ラトビ) 四分九秒五

▲【第二日】

- ▲男子五千米
 - 1 チャーレス・マテイゼン(ノールウェー) 九分三秒〇
 - 2 アルフオンス・ベルチンス(ラトビ) 九分四秒三
 - 3 ビルゲル・バゼニウス(フィンラン) 九分四秒三
 - 2 エドワード・ワングベルグ(ノールウェー) 九分四秒三

▲【第三日】

- ▲千五百米
 - 1 ビルゲル・バゼニウス(フィンランド) 三分三秒七
 - 2 アイケ・エクマン(フィンランド) 三分三秒七
 - 3 チャーレス・マテイゼン(ノールウェー) 三分三秒七

▲一萬米

- 1 アルフオンス・ベルチンス(ラトビ) 一九分九秒五
- 2 ビルゲル・バゼニウス(フィンランド) 一九分三秒九
- 3 チャーレス・マテイゼン(ノールウェー) 一九分六秒三

▲綜合得點

- 1 ビルゲル・バゼニウス(フィンランド) 三三、三六點
- 2 アルフオンス・ベルチンス(ラトビ) 三三、〇三點
- 3 チャーレス・マテイゼン(ノールウェー) 三三、〇六點

國際學生冬季競技開幕

リレハンマー 【二六】國際學生冬季競技選手権大會は各國の精銳を集め十九日當地に於て華々しい火蓋を切つた、第一日の氷上ホツケー成績左の如し

▲【第一回戰】

- チエツコ 6-0 ポーランド
- ハンガリー 4-0 スウェーデン
- ポーランド 3-1 ノールウェー

女子百碼自由形に世界新記録

コペンハーゲン 【二六】デンマーク女子水泳界の明星ランヒルド・ペーカーは十九日當地に於て百碼自由形に五九秒七の世界新記録を樹立した

伯國のアセス君百米に十秒一

(リオ・デ・ジャネロ發郵便) 過敵當地で行はれた全伯陸上選手権大會で同國のアセス選手は百米競技にオウエンスの十秒二を十分一秒破る十秒一と言ふ驚異的な世界新記録を作つた、然し當日は相當の追風があつたので公認記録として申請せぬ筈である

滿洲國

遼寧島築港工事着手

錦州【二三】遼寧島築港工事は本年度豫算約八百萬圓を計上、岸壁工事と埋立工事に約三百萬圓、道路倉庫建設に二百卅萬圓、事務所その他に二百卅萬圓を見積り解氷と共に着手することゝなつた

興安四省行政機構改革

新京【二八】滿洲國政府は一昨年の地方行政機構改革當時特殊行政區域の故を以て放置されてゐた興安四省の改革に手を染めることゝなり内務、興安兩當局に於ても開放地に關する各種手續も一段落したので懸念案の機構改革に本格的檢討を加へることゝなつたものである、然しながら右改革が蒙古人に與へる影響を考慮し極めて慎重を期してゐるが産業開發計畫並に國境建設等の關係に鑑み早急立案を期してゐる、改革重點は左の如きものと見られてゐる

- 一 現在の省諸機構を改正し參事官制と總務廳制を廢止し次長官房を設け同時に農畜部門を擴充する
- 一、下部行政補助機構たる準街村制の整備法制化を圖り地方行政の滲透を期する
- 一 現行旗官制を基準として法制化し蒙旗の人事行政を明かにする

滿洲開拓事業方針確立

新京【三〇】滿洲國の開拓根本國策樹立に關する中央案は既に成案を得てゐるが政府は之が實施に際し現地側の意見を聴取し可及的現實に即した方策を決定する

ひ唯資材の配給だけは國家が極力斡旋する

一 原住民の轉住並に國內移動 從來先住農民の轉住問題が忽せにされてゐたが原住民との間に摩擦を生じては民族協和の國是を破壞する故日本農民入植に當つて轉住するものに對しては移轉料、開地選定の資金を期するため中央に第三指導課を設定して處理せしめる

一 本農、鮮農入植一萬戸に附隨する土地家屋整備問題 土地家屋整備問題は省縣協力して行ひ地域は集團を北滿方面に分散、開拓民を全滿各地に入植せしむる

一 土地改良事業 現在未利用地帯約二千萬町歩中農民の手によつて開墾可能と豫想されるもの約三割で残る七割程度の約一千五百萬町歩に就いては國家の手により濕地乾拓、アルカリ地帶改良、防氷工事等を行ひ、入植差迫つて居る地區中成功確實有利と認められるものから着手する

☆ 外交・國防

初代ワルソノ總領事任命

新京【二三】十三日の國務院會議に於て初代ワルソノ總領事に朴錫胤氏を起用することを正式決定即日發令された

在滿六日本領事館閉館

新京【二三】昨年の在滿日本領事館處理方針に基き廢止されることゝなつた各地領事館の閉館式は、十八日の安東領事館を振出しに錦州、承德、齊々哈爾、吉林延吉の順で夫々二月末までに行はれることゝなつた

吉拉林でソ聯兵又不法射撃

新京【二三】滿ソ西部國境方面に於けるソ聯軍の不法行為頻發に日滿當局を憤激せしめて居る折柄又復十二日午後七時頃西北部國境吉拉林に於て我が歩哨がソ聯兵の狙撃を受け次で十三日午前七時過再び同地附近で衝突事件が發生した、目下日滿當局は嚴重監視中

ソ聯機滿洲里方面不法越境

哈爾濱【三五】滿ソ西部國境に於けるソ聯兵の不法挑戰行為頻發の折柄十三日午後六時頃ソ聯機一機一十五型機はソ聯領アツル兵舎（滿洲里小原山正面）より不法越境飛來し高度三四百米を以て約十分間に亘り滿洲里市東端附近より戻り偵察した後鐵道線路に沿ひナガタン兵舎（アトポール南西）方面に飛去つた

☆ 財政・經濟

滿洲セメント輸入順調

新京【二三】一月中の滿洲セメント共販會社のセメント輸入量は二萬九千噸（大連入荷の船積二萬五千三百噸、朝鮮陸送三千七百噸）である、尙同社二月中の輸入豫定數量は三萬六千噸であるが、一月中の実績より見て順調に進捗するものと見られる

英國の對滿輸出減少

ロンドン【三四】十四日午後の英國下院質問時間に於て勞働黨領袖ヘンダーソン議員より「滿洲に於ける英國貿易の現状について伺ひたい、而して政府は滿洲に於ける貿易上の諸困難に對し對抗策を講じてゐるか」

との質問があつたのに對しスタンレー首相は次のやうに答へた

「英國の對滿輸出は滿洲に實施されてゐる爲替管理制度により阻害されてゐることは疑問の餘地がない、滿洲に於ける剩餘の英國商業、即ち石油業、海運業、保險業等も爲替管理の悪影響を蒙つた、しかし余は政府がこの問題に關する情勢の推移を慎重に見守つてゐることを確言する」

▲滿英貿易順調 新京【二六】

過日の英國下院に於いて英國政府當局は滿英貿易が滿洲國の爲替管理に災ひされてゐる旨を述べてゐるが、これに對し滿洲國關係方面では爲替管理による貿易統制は獨立國家として當然の政策であるとの見解を保持して居り、一方滿英貿易實情を見るに滿洲國は英國に對し大豆、豆油を輸出、英國よりは日用雜貨、機械類を輸入して居りその額は昭和四年には四千九百萬圓を算したがその後日用品、雜貨は廉價、良質の日本品にとつて代へられ英國品の輸入總額は二千萬圓乃至三千萬圓を上下して極めて正常な足どりになり、特に麻袋を對象とする英領印後よりの滿洲國輸入額は大同二年一千四百七十萬圓より康徳元年二千三百九十萬圓、同三年二千八百廿萬圓と激増の一途を辿り好況を示してゐる

糧穀會社設立外米輸入

新京【二四】滿洲國內に於ける米穀の需要は最近増加の傾向にあり政府もこれが對策として糧穀會社を設立し需給調整に備へてゐるか朝鮮總督府今回の鮮米の對滿輸出制限は頗る遺憾なりとし農林省及び朝鮮總督府に對し制限緩和につき諒解を求めると共に糧穀會社をして右制限による不足分の手當を外米によつて行は

しめる模様である、即ち滿洲國に於ける米穀需要は大體八百萬石と見られ内七百六十萬石は地物生産によつて賄はれ不足分四十萬石を外米に仰いでゐたもので今後この數量を基調として需給調節を糧穀會社を通じて行はんとして居り内地朝鮮より廿萬石(内朝鮮より十五萬石)シヤム、西貢、南支方面より廿萬石を調達せしめんと對策を研究中である

大倉實業會社正式創立

新京【二二四】去る十二日創立發起人會を開催した大倉實業會社は十四日設立に關する登記を終り愈々正式創立された、新會社は資本金五千萬圓の滿洲國普通法人で滿洲國內に於ける重要産業に投資することを以て目的とするものであるが、差當つては從來大倉が滿洲國內に於て行つて來た事業即ち本溪湖煤礦、本溪湖特殊鐵、本湖溪セメント、本溪湖ドロマイト鐵業、北滿洲金鐵の各會社に關する大倉所有の株式を引繼いで所有し將來は諸種重要産業について新たに子會社を設立して開發に當る方針で今のところ新規事業としては關東州内に於けるマグネサイト鐵開發の工業化が計畫されてゐる、同社の資金調達計畫は左の如くである(單位千圓)

- △事業費第一期(設立直後) 一八、八〇〇
- △事業費第二期(本溪湖煤鐵問題解決後) 四九、五一五

貿易統制法による組合設立令

新京【二二四】滿洲國政府は貿易統制法に基く組合の設立に就き左の如く制定、十四日經濟部より發表した

第一條 貿易統制法第四條第一項の規定

により組合の設立を命ずる場合に於ては經濟部大臣は豫め當該組合名に於て輸出又は輸入を統制すべき物品の種類及び組合員たるべきもの、資格を告示す

第二條 前條の告示に於て指定せられたる資格を具備するものは速にその旨を經濟部大臣に申告すべし

第三條 經濟部大臣は前條の規定による申告をなしたるものにつき組合員たるべき資格ありと認めたるときは、その者に對し貿易統制法第四條第一項の規定により組合の設立を命ず、申告を爲さざる者につき經濟部大臣に於て組合員たる資格ありと認めたるとき又同じ

- 第四條 組合はその設立後遅滞なく左に掲ぐる事項を記載したる報告書に定款及び創立總會の決議録の謄本を添付し經濟部大臣に提出す可し
- 一 事業計畫
- 二 組合負擔に歸す可き創立費及びその償還方法
- 三 經費を組合員に分賦する組合にありてはその經費の初年度の出資、豫算分賦方法
- 四、五 略

第五條 經濟部大臣必要ありと認めたるときは、組合の理事又は幹事の變更を命ずることある可し

第六條 組合に於て組合の營業に關する輸出又は輸入の統制を行はんとする時は、その方法及び内容につき總會の議決を経て經濟部大臣の承認を受く可し之を變更せんとするとき又同じ

附則 本令は公布の日より之を施行す

貿易統制品目の追加公布施行

新京【二二五】貿易統制法に基く輸出及び輸入の制限に關する件改正の件(貿易統制品目追加)は十三日國務院會議にて決定、十六日の臨時參議府會議に諮詢、御裁可を経たので十七日勅令を以て左の如く公布、即日施行に決した

康徳四年勅令第四百四十六號貿易統制法に基く輸出及び輸入の制限に關する件第一條第廿二號の次に左の十號を加ふ

- 廿三 大豆、廿四 落花生、廿五 荏胡麻子、廿六 大豆油、廿七 落花生油、廿八 荏胡麻子油、廿九 蓖麻子油、卅 梓蠶糸、梓蠶屑糸及梓蠶繭、卅一 ヘツシャン・クロース、卅二 麻糸、麻線、麻繩及麻網索

附則 本令は公布の日より之を施行す

▲輸出統制品目追加理由 新京【二二三】今回大豆以下十品目が輸出統制品として追加された理由は大豆の如きものと見られる

一 戦時下に於ける滿洲國々際收支の調整並びに外貨取得の見地より圓ブロック内輸出に對しある程度の統制的制限を加へこの制限數量を第三國向け輸出に振向けんとするもので、これが對照と見られるのは大豆、落花生、蘇子油、梓蠶糸等である

二 上海に於ける日本圓の對外價值は大體九ペンス見當であるから滿洲國よりの對中南支輸出は事實上上海の對滿輸入業者に不當なる利益を與へてゐる現状に鑑み大豆、豆油の如き對中南支輸出品に對しては價格上の調整策を講ずる必要がある

三 蓖麻子

蓖麻子は從來種子のみ輸出されて居りこれは既に統制品目となつてゐるが最近國內に於て榨油し蓖麻子油として輸出するもの續出するに至りたるためこれを防止する目的に出たものである、繭糸、繭糸屑などは從來對日並に對支輸出を主としてゐるが最近獨伊などのタイヤ工業用の需要旺盛なためこれに應ぜんとするためである

四 ヘツシャンクロース、麻糸、麻繩、麻網などの統制理由はこれに黃麻、國內産青麻ケナフ等を混用加工して輸出するものを禁止するとともに國內麻袋業の助成發展を圖らんとする目的に由つたものである、なほ經濟部當局は右助成策の運用に當り大連、營口、安東等に於ける圓ブロック内輸出業者をして地域の輸出組合を結成せしめ輸出割當並びに統制料徴收等の具體的統制方法に就き業者の自發的協力を求める方針である

▲關東州も貿易統制品目追加 新京【二二七】滿洲國政府は大豆等十品の貿易統制品目追加を決定したが之れが徹底を期するに關東州側と協調の要があるので目下兩者間に協議が進められて居り、關東州側も同様の法律改正を行ふ模様である、尙その時期は三月上旬と見られる

▲中央銀行收益激増 新京【二二七】滿洲國中央銀行では十七日の總會で康徳五年下半年決算を可決したが、純益二百十五萬一千圓で前期に比し百十四萬四千圓の激増を示してゐる、これは滿洲國經濟建設の飛躍的進展に伴ふ諸利息、財産收益、手数料収入等各勘定

一齊増加の結果である

▲中銀内地でコール吸收 新京【二二八】滿洲國中央銀行では對日資材輸入決済資金増大に對處すべく日に日銀に對する一億圓のクレジットを一年延長したが今回更に一時的資金の不足を充足するため同行東京支店が日本市場よりコールの吸收方を日本政府に交渉中此の程大藏省の認可があつた、然し同行では勿論右資金を長期資金に振向ける意向なく一時的に爲替尻をカバーするだけである

▲コロンブ石鐵發見さる 新京【二二九】近來朝鮮各地に於てコロンブ石鐵が發見され工業界の注目を惹いてゐる折柄滿洲國地質調査處に於ても滿洲各地につき調査の結果殆んど全滿的に埋藏されてゐることが判明、無事鐵と云はれる滿洲の鐵物資源に更に有望な資源を加へることとなつた

▲上旬貿易對第三國出超躍進 新京【二二八】二月上旬の滿洲國貿易概況は輸出二千九百二萬七千圓、輸入三千五百六十萬一千圓で對日貿易は輸出一千六百九十二萬三千圓、輸入二千九百九十四萬圓となり總括的には依然入超を辿つてゐるが對支關係も出超八十三萬九千圓となり、對第三國關係は輸出七百九十七萬圓、輸入二百三十六萬六千圓で五百六十萬四千圓の出超を示し同年同旬の出超額二百四十一萬八千圓の二倍を越ゆる躍進振りを示した

X X

世界情勢

旬間大觀

スペイン新政府に對してはその後イラランド、スイス、ポランド、エスト、ベルの諸國相繼いで之を承認、英佛の正式承認も愈々時日の問題となつた。英佛のスペイン積極的乗出しと同時にソウエトの對陸東開發展漸く活潑ならんとし、且つ之が宣傳の出所が多く英佛なる事も亦注意を要する。イタリヤのリアビラ増兵、ドイツの百五十萬動員説はスペイン内亂終局と結んで愈々地中海情勢の緊迫を思はせるものがあり、イタリヤの對佛要求は益々強硬を加へるであらう。北歐四國外相會談といひバルカン協商國會議といひ、いづれも急迫せるヨーロッパ情勢を反映せる小國の態度協議といふべく、この間にあつて外交政策を契機とするハンガリーの政變あり、伊・波・波・英の交渉が豫想せられ、獨伊通商協定が成立したと思へば一方には伊ソ通商協定のために獨ソのそれが頓挫せる等、歐洲の國際關係は錯綜そのものである。この時に當つて英の形大國防豫算の發表と對獨、對ソ接近工作の積極化は大いに注目に値する。

世界軍擴競争

各國潜水艦現勢發表

シントン【二二】米國海軍當局は列強各國の現存潜水艦勢力に關し十一日左の如くその順位と保有量を公表し米國海軍が潜水艦につき列強に比し未だ著しく劣勢にある點を指摘してゐる、即ち

△第一位	イタリヤ	就役中	九八隻	七七、一四四噸
建造中	二八隻	三四、〇〇噸		
△第二位	フランス	就役中	一三隻	一四、八三七噸
建造中	一六隻	二四、二〇〇噸		
△第三位	日本	就役中	七六隻	七四、〇八八噸
建造中	一三隻	二二、〇一三噸		
△第四位	英	就役中	四六隻	五三、五五九噸
建造中	一三隻	一四、八三七噸		
△第五位	米	就役中	二二隻	三四、八一噸
建造中	一六隻	二四、二〇〇噸		

日本の建造中の潜水艦數量は詳かでないが既に就役中のものを合めれば恐らく八萬噸乃至十萬噸に上るものと見られる

△第六位 ドイツ
就役中 四三隻 一六、四五五噸
建造中 二八隻 一四、八三七噸

米國の潜水艦勢力は列強に比し著しく劣勢で假令現在直ちに一九三八年成立のヴァインソン海軍擴張法に基いてその極限まで潜水艦を建造するとしても、精々英國の水準に四敵し得るに止まり日伊佛三國には未だ遙かに及ばないであらう

形大國防豫算白書

ロンドン【二五】一九三九—四〇年度の英國國防關係豫算に關する白書は十五日サイモン蔵相から英下院に送付、サイモン蔵相は之と同時に下院に於て白書の要旨を説明した右白書に盛られた一九三九—四〇年度國防豫算額は實に五億二千三百萬磅の巨額に達してゐるがこの形大豫算と共に國防公債發行限度四億磅の八億磅への擴張も併せ發表された、白書の内容次の通り

國防公債發行限度は現在の四億磅から八億磅に擴張するに決定した、現在の發行限度四億磅に基づき政府は既に再軍備開始以來二ヶ年間に二億磅の公債を發行してゐるが新擴張により政府は本年以降一九四二年三月卅一日（再軍備五ヶ年計畫終了年度）までに六億磅の公債發行を得、之によつて一九三九—四〇年度には二億磅の公債を發行する豫定で再軍備開始以來最初の三ヶ年間の公債發行高は四億磅となる體である、一九三九—四〇年度の國防豫算は五億二千三百萬磅であるがこれを最近年度の豫算に對比すれば一九三七—

八年度豫算二億六千二百萬磅、一九三八—九年度豫算三億八千八百萬磅（來る三月卅一日までを含む推定）であるかして一九三七年再軍備五ヶ年計畫開始以來最初の三ヶ年に費消される國防費總額は十一億七千三百萬磅に達するしかもこの額は補助的非軍事情防費を含まず純然たる陸、海、空軍關係費のみである、非軍事情防費を加へれば一九三九—四〇年度の總國防費は五億八千萬磅近くに達する、再軍備五ヶ年計畫に基づき生産方面に於ける諸困難は大部分克服されたが未だ右計畫の第一段階も完成されたと言ひ難く、又今後の國防計畫は世界情勢の推移によつて左右されることゝなるらう

△一九三九年度海軍建築計畫によれば更に主力艦二隻の建造が提案されてゐるがこの二隻を加へれば建造中に屬する主力艦は九隻となる、其他一九三九年度の建築計畫に含まれたもの次の通り

- 一 驅逐艦二戰隊の新編成
- 一 潜水艦、飛行機の攻撃を防禦する新型快速護衛艦廿隻の建造
- 一 航空母艦一隻建造
- 右により現在既に完成されたアーク・ロイヤル號を除き航空母艦の建造中に屬する航空母艦は六隻に上る
- 一 六吋砲を裝備する大巡洋艦四隻の建造
- 一 其他小艦艇の建造

この他就役中の主力艦の改装も順調に進捗中であり又其他艦艇の對空裝備の強化も行はれてゐる

△陸軍の準備改善についても大なる進歩が見られた

△一九三九年度の空軍關係費は二億磅を超えるであらう、航空機製造月額は本會計年度内に於て倍化した、かくて來る三月卅一日までには第一線機は最初の計畫通り一千七百五十臺に達することゝなるらう、更に一九三九年は昨年五月の空軍擴張計畫、即ち英本國に空軍第一線機二千三百七十臺、海外各英領に於ける空軍第一線機五百臺を目標とする計畫、並に昨年十一月十日發表された擴充計畫の完成に向つて空軍擴張工作が進められる事とならう

國防白書と英財界

ロンドン【二五】一九三九—四〇年度の英國國防豫算は十五日白書を以て下院に送付されたが豫算額五億二千三百萬磅は形大なる額ながらも既に豫想された所としてあまり大きな反響は喚び起さなかつた、最も重大視された點は一九三七年度より開始された再軍備五ヶ年計畫がその當初の豫算十五億磅のうち本年度を含む第三年度に於て既に早くも十一億七千三百萬磅が費消されることゝなつてゐる事實で斯る趨勢で軍備擴充計畫が進められれば今後尙一層多額の支出が必要となるべく財界方面に相當の衝撃を與へてゐる豫算案の内容のうち特に注目すべき點は非軍事情防費が一九三九年度に於て始めて公債を以て賄はれる點で、この非軍事情防費は前々年度の三百五十萬磅、前年度の九百五十萬磅に比し一九三九年度は一擧五千萬磅見當に飛躍するものと見られる、一方海軍建築計畫方面では

白書によれば来る三月卅一日には建造中の總噸数は六十五萬九千噸に達するものと推定されるが過去に於ける建造中噸數と比較すれば最近に於ける英國海軍の建設計畫が如何に加速度的に進められて来たかを知る事が出来よう(單位千噸)

- 一九三五年一月一日現在 一三九
- 一九三七年一月一日現在 一三五
- 一九三九年一月一日現在 五四四
- 一九三九年三月卅一日現在(豫想) 六五九

又兵員の増加は一九三三年―四年度の士官、水兵九萬から一九三八―九年度には十一萬九千となつた、更に陸軍の兵員増加も次の如く正規軍並に地方軍兩方面に亘つて順調に進行中である

- 一 正規軍は一九三八年に三萬七千三百廿三名が新たに募集され一九三七年に比し一萬二千名を増加した
- 一 地方軍は一九三七年の四萬五千三百廿名に對し一九三八年には七萬七千四百四十二名を増加した

尙同國防白書は来る廿日乃至廿一日閣下院で審議されることとなり、國防關係借入金増額

ロンドン【三五】サイモン蔵相は十五日の下院に於て國防關係借入金限度の擴張を次の如く發表した
政府は國防費に充當する爲の借入金限度を現在の四億磅から倍額の八億磅に増加するに決定した
尙國防豫算に關する白書は十五日發表されたが、右によれば一九三九年―四〇年度の國防豫算は五億二千三百萬磅の巨額を示してゐる、因に最近年度の國防豫算は次の通り

- 一九三七八年度 二億六千二百萬磅
- 一九三八―九年度 三億八千八百萬磅 (推定)

陸軍追加豫算發表
ロンドン【三六】英國政府は十六日―一九三八―九年度陸軍關係支出に關し約八百萬磅の追加豫算を發表した、これによつて本會計年度中の陸軍關係追加支出は合計約千六百萬磅に達する事となつた、尙今回發表された八百萬磅追加豫算中には正規軍改裝費、地方義勇軍増員費、並に昨秋九月の危機及びパレスチナ問題に關して採られた諸措置を支辨する費用も含まれてゐる

蘇相再軍備計畫聲明
ロンドン【三〇】英國政府は現下の國際情勢に對處して再軍備の強化を期するた

め去る十五日白書を發表して公債發行限度を四億磅から一億八億磅に擴張する旨を闡明したが下院は廿日右白書に基き二日間の國防討論を開始した、サイモン蔵相は劈頭國防公債發行限度を八億磅に擴張する旨の動議を提出した後、動議提出の趣旨を説明して再軍備強化は已むを得ないが國防豫算の不足は専ら公債をもつて賄ひ増税を行ふ意思が無いことを明かした、サイモン蔵相の演説内容は次の通り
政府は總豫算十五億磅をもつて一九三七年から再軍備五ヶ年計畫を實行してゐるが、三九―四〇年の第三年度に於いて早くも十二億五千萬磅を費消することが明かとなつた、従つて五ヶ年計畫の完成のためには當初豫定した十五億磅を遙かに突破する形大國防費が必要であることは確實である、即ち一九

三九―四〇年度の國防豫算は五億八千萬磅に上る豫定で、内三億五千萬磅は公債を以てこれを賄ふこととなり、然し乍ら政府はこれ以外國防費の増大に備へて所得税の増徴を行ふ意思は無い、再軍備計畫は第一年度の準備期を経て今や飛躍的な生産預充の第二年度に入つてゐるが更に来るべき一九三九―四〇年度には生産全面的展開最も實質的な躍進を期し得よう、従つて國際政局が急激に改善されない限り再軍備五ヶ年計畫が當初豫定した十二億磅を速かに突破するに至ることは必至である、海、陸、空各部内に於ける再軍備計畫の内容は次の通りである

一 海軍 一九三七年一月一日現在の建艦噸數は卅五萬五千噸だったが、三九年三月卅一日現在には六十六萬噸の多きに達する筈である、而して一九三六年から三九年迄に主力艦九隻を建造する計畫で兵員は三三年から三八年迄に三萬二千名だけ増加した

一 陸軍 陸軍の再組織並に軍需資材の貯蔵は着々實行されて居り地方軍の如きも三七年度の噸募兵四萬五千名に對し三八年度には七萬七千名の多きに達した

一 空軍 英國空軍が昨三八年度を通じて數千名の有能な噸募兵を迎へると共に最新式飛行機を整備することによつて著しく強化されたことはいふ迄もない
来るべき三九―四〇年度國防豫算は五億八千萬磅に上る豫定で内二億三千萬磅は通常豫算で賄ひ残りの三億五千萬

磅は公債によつてこれを充たす意向である、従つて所得税の増徴その他の増税を實施する考へはない、世界資源の大部分が軍備擴充のために動員されてゐることは是に遺憾でこれが人類平和の進歩に利用されることを望ましい一般の軍備制限は恐らくかゝる状態は一變し得るであらう、しかし現状はかゝる希望の實現を許さないのである、我々英國人が強大な潛勢力を持つ經濟資源を有し、民主主義に對する固い信念を堅持する以上必ずやこの負擔に堪へることが出来ると確信する

佛 佛の米軍用機購入の全貌
ワシントン【二四】ルーズヴェルト大統領の專斷的對佛軍用機輸出問題が米國輿論會論議的となつてゐる折柄右に關し在米フランス大使館は十四日聲明を發しフランスの米國製軍用機購入契約の全貌を明かにした、聲明要旨左の通り
フランス政府は自國空軍の立ち遅れ克服のため今日までのところ各種米國航空會社との間に總計六一五機による軍用機購入契約を結んでゐる
尙右聲明に於いては購入價格總額は發表されてゐないが六千萬佛郎に上ることは確かである、その外別に數百萬佛郎に達する軍用機發動機購入の契約も締結されたといはれる、フランス大使館當局の非公式發表によれば右の六一五機の軍用機の内譯は

- 一 カーチス會社 追擊機 二百臺
- 一 ノース・アメリカン飛行會社 輕機 二百臺
- 一 グレン・マルチン會社 輕機 二百臺
- 一 一五臺

獨逸 キール運河近く擴張
ベルリン【三二】ドイツ政府は近々キール運河擴張工事に着手する旨十六日發表した、右擴張計畫に依れば同運河の幅員を二倍に擴張従つて運河兩端の閘門もそれに伴つて取替工事が施されることになつた、而して同時に大型艦船が容易にハンブルグ方面まで通航し得るやうエルベ河掘鑿工事も施す事となつた、因みにキール運河は北海とバルチック海を結ぶ主として軍事的目的から一八九五年に開鑿されたもので既に一九〇七年、一九一四年の兩度に亘り擴張工事が爲されてゐるが一九一三年の一千萬噸から一九三七年の二千四百萬噸といふ交通量の驚異的増大振り並に最近に於ける大型主力艦の進水にドイツ政府も急遽之が開鑿方を迫られるに至つたものである

一 ダグラス會社 百機
であるが其他飛行機用發動機若干機の注文が發せられてゐる、なほ右發表の結果ルーズヴェルト大統領の對佛軍事援助が相當積極的なこと並にフランスの注文が豫想以上の膨大な數量に上つてゐることが判明したので各方面に衝動を與へてゐる
▲英海軍専門家の見解
ロンドン【三二】ドイツ海軍のキール運河擴張開鑿決定の報に對し英國海軍専門家は多大の關心を示してゐるが十六日英國海軍専門家はドイツ海軍今次の擴張を以て對英對抗措置なりと斷じ左の如く述べた
ドイツ政府は過般潜水艦保有量の對英均等を要求して反英政策を具體化したのがキール運河今回の擴張も斯かる反英

政策上の新措置と看做される、目下英獨關係は微妙を極め兩國は全世界の市場に於て劇烈な通商競争を展開してゐるがこれは正に英獨間の經濟戰に外ならぬ、だがドイツ海軍は現在のところ英ソ兩國海軍に對抗することは到底不可能であり又北海及びバルチック海兩面に亘り同時に積極的な干渉を試みることが不可能である、蓋し右兩海の一より他に移動する際ドイツはデンマークの許可を得ねばならず之に對しデンマークは水雷敷設に依つて一切の海峽通過を禁止し得るからである、此の點キール運河はドイツ海軍に對し北海、バルチックの兩海に於ける完全な行動の自由を與へられることとなり而して英ソ兩國の死活的利益を脅威し得ることとなる。

新鋭主力艦進水

ハンブルグ【二二】ドイツ最初の三萬五千噸級新鋭主力艦「ビスマルク」の命名進水式はヒトラー總統、ゲーリング空相、リッペントロップ外相、レーダー海軍總司令、ゲッペルス宣傳相以下黨國の有力者並に約五萬の觀衆參列の下に十四日午後五時ヘルムスハーフェン軍港で舉行された、ヒトラー總統は帝政ドイツの大政治家「ビスマルク」に倣つて新主力艦を「ビスマルク」と命名すると共に同號の進水を記念して簡単に左の如き挨拶を行つた

余は新主力艦をビスマルクと命名するビスマルクこそ封建制、宗教、地方議會、政黨等の錯綜せる諸困難と闘つて成功を収めた帝政ドイツの唯一の天才的偉人である

ニッセン・ナツイオナル・ツァイツング紙は十四日の紙上にビスマルク號の性能につき次の如く説明してゐる

ビスマルク號はワシントン條約により許容された最大限度の建艦を行つたドイツ最初の主力艦でありその排水量はドイツ海軍にとつて劃期的なことであるその排水量は三萬五千噸とは言ひながら燃料タンク、豫備水槽を除外したものであるから事實上の排水量は三萬五千噸を遙かに凌駕するものとなるべく備砲は「バーデン」號級の最新型ドイツ巡洋艦及び戰艦のものと同様であるがその發射裝置は遙かに精密化してゐる、中央の十五糎砲十二門は從來の如く砲塔に据ゑず上部甲板に据ゑてゐる爲、射角が著しく擴大された、なほ砲塔は防毒裝、爆撃遮蔽を有してゐる等あらゆる點に裝向の改善が見られるが就中最も大きい改善は速力の増大である、精確な數字は發表されてゐないが歐洲最新型艦も卅ノット以下の速力では既に時代遅れとされてゐる點から見て「ビスマルク」級の主力艦はすべて卅ノットの速力を有するものと見られる

驚異的新鋭戰艦編成

米
ロサンゼルス【二二】米國ロツクヒード飛行機製作會社は彈丸の如き速力を有する驚異的の雙發單座戰艦製作に成功した旨十一日發表した、右ロツクヒード新戰艦機は從來の戰艦機の性能を遙かに凌駕した革命的意義を有するものであり米國空軍の一大偉力となるものと豫想されてゐる、米國陸軍航空本部長アーノルド少將は新戰艦

機の優秀性能を保證して左の如く語つた

新戰艦機は最大時速四百哩近くを出し世界の如何なる戰艦機にも勝るものである、恐らく外國の單發戰艦機に比べたら百哩は速いであらう

海軍大演習愈々始まる

ワシントン【二二】將校三千、兵五萬、軍艦百四十隻、飛行機六百隻參加の下に作戦第廿號に基く空前の一九三九年海軍大演習は愈々十三日から本格演習の火蓋を切り、カリビア海のグワタナモ、ゴネーヴスを中心とする一帯の海面に於いて三月五日迄壯烈な攻防戦を展開することとなつた、攻撃軍はカルプス提督の率ゐる「白」艦隊、防禦軍はアンドリュース提督の指揮する「黒」艦隊で行動は一切嚴密に附されてゐるが艦隊訓練、個人訓練、新機材試験のため海面と天候の凡ゆる變化に即應して猛演習を行ふものと信ぜられてゐる、演習の總指揮はブロック提督が當る

ワシントン【二二】米國海軍は大西洋艦隊を創設し大西洋海軍力の増強に努めてゐるが更に一萬噸級巡洋艦「クインシー」、トスカリス、ヒューストン、サンブラ

ンシスコの四艦を大西洋艦隊に編入するに決定し十四日海軍省よりこの旨發表した、右四艦は目下南米各國を親善訪問中であるが歸還後正式に大西洋艦隊に加入する豫定である、目下大西洋艦隊は主力艦四隻、驅逐艦十七隻、乙級巡洋艦八隻特務艦一隻より成つてゐるが甲級巡洋艦四隻の參加により艦隊構成を著しく補強するわけである、なほ右と共に大西洋艦隊所屬の乙級巡洋艦數隻は主力艦隊に編入される豫定である

ウイチタ號試設

ワシントン【二二】米國海軍の新鋭大型巡洋艦「ウイチタ」號は十六日就役した旨當局より發表された、ウイチタ號の性能左の通り

海軍關係法案可決

ワシントン【二二】米國上院海軍委員會は十六日左の各權限附法案を可決した

- 一 總額五百五十萬弗に上るアルゴノート、ナーワール、ノーチラス三潜水艦の改裝法案
- 一 海軍省の油槽船購入法案

尚其他の補助艦艇の建造乃至購入に關する法案は尙審議中である

國防二年計畫本會議上程

ワシントン【二二】米國下院は愈々十四日から本會議に五億五千二百萬弗に上る國防二年計畫を上程し國防防議を開始した、劈頭メイ陸軍委員長は陸軍委員會が同案を可決した理由を説明して左の如く述べた

歐洲の諸國による米國侵略が可能となる日も遠くないであらう、英佛はもし失敗すれば獨裁主義諸國の前に跑到に到ることは必然であらう、だから米國も軍備充實を怠れば歐洲から不意討を食ふこととなる

なほ右國防計畫に對しては米國議會内には殆ど有力な反對は豫想されず唯共和黨系議員が同計畫の即時實施に異議を唱へ今後三、四年の間に徐々實行に移すやう同計畫を引延さうとする位が關の山と見てゐる

▲下院國防論議 ワシントン【二二】下院國防二年計畫の審議は劈頭のメイ陸軍委員長長の報告に引續き賛成反對兩派の議員交々起つて意見を陳列し華々しい論戰を展開した、先づ共和黨のアレンズ議員及び民主黨のシェンファー議員は國防及び外交に關する現政府の政策を攻撃して

政府は最近米國各地を煽動的演説をして歩き廻つてゐる好戰的關係の口を塞ぐべきだ

と主張しこれに引續いて共和黨のワズウォース議員及びアンドルーズ議員は空軍の即時大擴張に反對して左の如く述べた

空軍を一時に大擴張することは危険である、航空機製作技術の日進月歩の状態に鑑み空軍の擴張は徐々に行ひ最新の技術と材料をその都度取り入れるやうにすべきだ

これに對して民主黨のトマソン議員及びハーター議員は國防計畫の即時可決を熱心に主張して左の如く述べた

米國があらゆる種類の脅威に對して自己を防衛する用意あることを諸外國に

向つて示すため下院は国防計畫を直ちに可決すべきである

国防強化案採擇に議會沸騰

ワシントン【三三】米國下院本會議は十五日五億五千二百萬弗に上る國防二ヶ年計畫案の主要部分をなす三億七千六百萬弗の國防強化法案を可決したが下院會議は同案可決に先立ち民主黨アンドリュウ議員の提唱にかゝる

今後二ヶ年間に陸軍軍用機三千五十臺を製作するとの案に依り毎年一千臺宛製作することゝする

旨の修正案を審議した結果これを百六十九票對百二十七票の差で否決した、一方共和黨チャールス・ギフォード議員は今回の國防二ヶ年計畫に反對を表明政府の對英佛軍用機輸出を攻撃して

對英佛軍用機輸出が米國を他國との同盟に導き入れることは明瞭である

と述べ、又更に共和黨クストン議員も政府並に議會は外國から今にも米國を脅威する危険が迫つてゐる様に言ふがこの危険こそ英佛兩國の宣傳がでつち上げたものではないか

とルーゾヴェルト政策を非難した、一方民主黨レイバーン議員は

歐洲の現状は一九一四年大戦勃發當時よりも一層逼迫し正に噴火山上にある従つて予は國防二ヶ年計畫は武裝せる世界に對處するための準備として支持するものである

國防二ヶ年計畫主要部分可決

ワシントン【三三】米國下院陸軍委員會は去る七日總額五億五千二百萬弗の國防二ヶ年計畫の骨子を爲す三億七千六百萬弗の國防強化法案を可決し下院本會議に回附したが下院本會議は十五日これを表決に附した結果三百六十七票對十五票の壓倒的多数をもつて同法案を可決これを上院に回附した、因に同法案は陸軍航空隊所屬飛行機の五千五百臺増加案其他の國防二ヶ年計畫の主要部分の實施權限を政府に與へんとするもので、總額三億七千六百萬弗に上るその主要部分の内容は次の通りである

- 一 陸軍航空部隊のため三億弗をもつて軍用機三千五十臺を購入する
- 一 パナマ運河防備強化(一)、三、七、五、萬弗)
- 一 陸軍士官二萬四千名の増員(費用不明)
- 一 軍需品生産の教育訓練を行ふため二千三百七十五萬弗をもつて米國産業界から軍需品を購入する
- 因に原案の五億五千二百萬弗中右主要部分を除いた一億七千六百萬弗の支途については未だ下院の承認を経てないが近く陸軍防備強化の趣旨に則つた別個の法案の形式で下院に提出される見込である
- ▲國防二ヶ年計畫案上院へ ワシントン【三三】下院本會議は十五日總額五億五千二百萬弗の國防二ヶ年計畫中の主要部分たる三億七千六百萬弗の國防強化法案を可決し直ちにこれを上院に回附したが上院陸軍委員會は愈々明十七日から右三億七千六百萬弗國防強化法案の審議を開始することゝなつた

海軍委員會防備強化案可決

ワシントン【三三】米國下院海軍委員會は十五日總額六千八百四十萬弗に上る海軍強化案を可決、直ちにこれを下院本會議に回附した、採決に先立ちサトワイル民主黨議員は海軍防備強化案から問題のグラム島並にウエーク島の防備強化費を削除すべくその提案を行ひ、更にヘス共和黨議員も同様グラム島防備強化費を削除する提唱したが夫々十四票對四票、十四票對五票の差をもつて否決された、因に今回海軍委員會を通過した海軍防備強化案はルーゾヴェルト大統領の國防特別敎書に基きワシントン下院海軍委員長が作成提出した六千五百萬弗の海軍防備強化案を一部修正して六千八百四十萬弗に増額したものでその内容は次の通り(單位萬弗)

- 一 ハワイ、カネオヘ海 五八〇
- 一 ミドウェー島 五三五
- 一 ウエーク島 二〇〇
- 一 ジョンストン島 一一五
- 一 バルミラ島 一一〇
- 一 アラスカ、コジョアツク 八七五
- 一 アラスワ、シトカ 二九〇
- 一 プエルト・リコ、サンジアン 九一四
- 一 フロリダ州ペンサコラ一、三六六
- 一 オレゴン州タンダポイント 一五〇
- 一 ハワイ、眞珠灣 二八〇
- 一 グラム島 五〇〇
- 一 フィラデルフィア航空研究新設所費 一八〇
- 一 ヴァージニア州ハンブトン・ロード

以上の外更に下院海軍委員會分科會は五百八十五萬弗をもつてジャックソングイル乃至マイアミに海軍飛行根據地を新設する案を審議中である

▲グラム島防備の要を重ねて強調 ワシントン【三三】米國下院海軍委員會はグラム島武裝化に對する孤立主義議員の猛烈な反對を押し切つて十五日遂に六千八百四十萬弗に上る海軍防備強化案を可決したが採決に先立ちサトワイル、ヘス兩議員は交々起つてグラム島並にウエーク島の防備強化は極東の某國から挑戰的行為と見做される恐れがある旨を指摘、これを海軍防備強化案から削除する様要求した、これに對し海軍空軍總司令クック提督はグラム島並にウエーク島の防備強化の必要を力説、次の如く海軍側の主張を開陳した

グラム島並にウエーク島の防備強化と言つても主として港灣の浚渫と兵舎の建築に當るもので何等第三國を挑發する性質を有するものではない、我々は平和時に於いても戰爭の場合に備へる用意を整へるべきで戰爭の場合果してグラム島がどれだけ役に立つかわらないとしても用意だけはしておかねばならぬ、グラム島の防備が整備されてゐればわざ／＼其處まで軍艦を出動させて偵察機の活動を助ける必要もなからぬ、尤に軍艦二、三隻を節約することが出来やう、要するにグラム島の防備は海軍の西部太平洋にける基地となり偵察機の根據地として役立つものでこれによりカムチャツカ半島から濠洲に至る廣大な海上に於いて何處から脅威を

受けやうと米國を充分防備することが出来やう

▲米紙グラム島防備に反對 サンフランシスコ【三三】サンフランシスコ・ニュース紙は十六日社説に於てグラム島武裝に反對し徒らに日本の誤解を招くのみである旨左の如く述べた

一九三四年ルーゾヴェルト大統領はその外交敎書に於て比島内の全軍事施設撤除を勸告し間もなく米國議會は同主旨の條項を含むタイディングス・マクダフワイ法を通過して極東に於て何等帝國主義的野心なきことを實證したが十五日下院海軍委員會は十四票對五票の差を以つてグラム島防備案を可決した、即ち議會は一方に於て米國海軍が日本に對し比島防備の自信を持たぬとの理由で米國を極東より突き出しながら他方米國を極東に突き戻さんとしである、又同委員は同時にその他の國防強化案をも可決した、これは現下世界の軍備擴張熱に鑑みかくするより他なく、本紙も大統領の國防計畫の原則には支持を惜まないものであるが抑々國防の見地からはグラム島は貸方といふよりは借方である、元來極東根據地の防備は費用の問題ではない、議會が一旦極東より手を引く旨議決した以上同方針を覆へすことは米國の意圖につき大なる疑問を懷しめるであらう、若し米國が眞にグラム島を防備する要があれば兎も角然らずとすれば結局徒らに他國特に日本の誤解を招くのみになるであらう、況んや恫喝の目的にはかゝる微々たる島は役に立たない、

燃料資源保護議案提出

ワシントン【三二】米國議會は目下國防關係法案の審議に大童であるがルーズヴェルト大統領は十六日下院に教書を送り、

米海軍委員少數派報告

ワシントン【二八】グラム島武裝を含む米國海軍防備強化案は十七日海軍委員より下院本會議に送附されたが海軍委員

共和黨選出議員五名及び民主黨選出議員一名即ちジョセフ・シャノン氏を含む

合計六名の委員少數派は十八日午後少數派報告を發表、グラム島武裝反對理由を闡明した、報告要旨左の通り

- 一 燃料需供給關係の均衡をとる爲價格統制、配給統制或は價格、配給双方の統制併用等の諸方策の採用

一 聯邦石油保存局の創設

一 有煙炭鑛業の國際統制

一 水力資源開發のため公共土木事業の積極化

一 戰時に際し電力の豊富なる供給を確保し以て國防強化を計ること

一 電力價格の低減とその利用範圍の擴大を圖り以て國民經濟の強化を計ること

我々はグラム島武裝に反對する、何故となれば一九四六年フリーツピンの完全獨立後に於いてグラム島はハワイから三千二百七十七哩、横濱から僅々千五百哩を距たる最西端の米國領土とならう、

改良を行ふ意圖なき旨明確に言明してゐるといへ斯かる措置が當然有する危険に依つて失ふ所は商業上又は海軍作戦上の航空基地に役立つ利益に比し遙かに大だからである

海軍防備案明日より審議開始

ワシントン【三〇】米國下院議事委員會は廿日海軍防備強化案の議事手續につき審議の結果廿一日の本會議に同案を上程しその審議のため特に六時間を割く事となつた、

反對態度を固執せんとしてゐるのは不可解である、尤もグラム島防備により

米國が極東問題に捲き込まれると考へられるならば余は敢て同案を固執しない

何れにしても論議の中心となるのはグラム島の防備強化問題であるが政界消息通

の觀測によれば歐洲に新事態發生の懸念がある一方ルーズヴェルト大統領が頻りに民主黨員に協力を求めてゐるので本會議に於ても大した反對論は起るまいと見られてゐる

本會議で論議が理想されるのはグラム島の水上機基地建設問題だけであるが

同案の審議のためには充分に討論の間が與へられることとならう、同案はグラム島の防備強化の權限を與へるだけのもので實際に直ぐこれを要強化すると云ふのでないのの一部の人々が尙



☆ヒルマ

議會開會と同時に形勢不穩

ラングーン【二二】緬甸議會の開會と同時に種々の反政府運動の惹起すべき形勢は既に豫想されてゐたところであつたが

一 國民大會が開催され反政府派議員その他

の黨首のアジ演説が行はれた、殊にマンダレーに於ては市内の情勢頗る險惡なるため同地警察部長は治安維持令を發し軍隊の出動、憲兵隊の増員を行ひ待機せしめるなど治安の維持に努めたのであるが

一 市内の各所に群衆と警官隊との衝突を

起し遂に軍隊の發砲となつたため死者十一名、負傷者十九名を出すに至つた、今日の議會に提出された豫算案にはラング

マンダレーの死傷者九十名餘

一 議會開會を契機として

各地に勃發した反政府騷擾は遂に十日マンダレーに於て流血の慘を見るに至つたが昨十一日午後八時半首都ラングーン市に於ても映畫街たるモントゴメリー街イクスシエルシャー・セアターの前に停車せる自動車の下の仕掛爆彈が爆發した事件あり、

一 市民大會は午後三時からデモ行進を行ふこと

となつて居り、此の際警官隊との衝突の恐れも多分にあるものと見られ、社會不安は益々濃化して市民は戦々兢々としてゐる、

一 棍棒或は山刀によつて武裝した群衆が政

治犯の釋放を要求して大場地方廳を襲撃した結果、警官隊並に憲兵隊が之を阻止せんとして遂に流血の慘を起したもので當局の發表では死者十一名、負傷者十九名とあるが信すべき筋の情報によれば死者廿餘名、負傷者六十九名であると云はれてゐる

一 關實に反英デモ行進

ラングーン【二三】十二日正午より學生爭論團同情者大會はシユウエダゴン・バゴダに於て開かれ同バゴダに籠城中の労働者爭論團を中心として定期前後からタ

キシ、パス等に乗つて演説場に馳付けた市民大衆は會場に溢れその數は無慮一萬と言はれターキン黨員その他の反政府黨員の演説があつて盛會裡に終り午後三時半からデモ行進に移つた、デモ行進は赤のシャツに赤の半パンツ、赤ストッキングに身を固めたターキン黨員に率ゐられ例のハムマーと鎌を標とした旗を先頭に行列の中央には恰もフアツショ

黨員の如く黒シャツを着た一團もあり左右兩翼の合同行進の如き觀があつた、行進参加者は爭論學生の先輩と爭論中の男女労働者及びその同情者であつたが「ビルマをビルマ人の手に還せ」とか「奴隸的憲法を叩き壊せ」とか言ふスローガンを書いた旗を押立て口々に「我等の祖國ビルマを奪還せよ」「獨立必勝を期せ、然らざらば放火せよ」と男聲に叫びつゝ市内を行進した後、學生爭論團本部メウ・ナシヨナル・ハイ・スクールに至りそこに立籠る男女學生を見舞つた一方學生はその目的達成の爲めハントストを始めたが病者續出の爲め父兄先輩は彼等の要求を容れるやうに政府に交渉し必ず當局をして之を容れしめるからハントストを中止せよとの忠告を爲し學生はその忠告に従つて二日前ハントストを中止したが今も尙校内に立籠り校門を固く鎖して局外者を校内に入れないが十二日同情大會のデモ行進に呼應して彼等は學校の窓に武器を出し上記のスローガンや獨立歌を高らかに齊唱し氣勢を擧げ、午後六時頃デモ行進代表者は學生爭論團の幹部と劇的會見をなし同情聲援の辭を述べて引揚げ

蘭貫ハス争議負傷者を出す

ラングーン【三三】ラングーン電氣軌道會社バス運轉手、女工の争議は十三日に至つても止まず午前八時よりスレタイ大市場の角とイースト・ラングーンの本スダン等に於いて例の張番戦術が行はれバスや電車を常用せざるやう乗客に要求し多数の男女は路上に横はつて交通を妨害したので正午スレタイ市場のビケッタに對しマスクを着けた警官は催涙彈を投げつけ漸くこれを解散せしめたが此の事件で一名の負傷者を出し廿一名が檢獲された。ビケッターは他の場所に於て尙引續き張番を續けてゐるが暑熱の爲め腦貧血を起し倒れる者が續出してゐる

ラングーン裁判所に投擲

ラングーン【三三】十三日の午後一時半ラングーン地方裁判所廳舎に爆彈を投げた者があり警戒中の巡査一名顔面に負傷した、爆彈は椰子の殻に火薬を詰めた手製の粗末なものであつたが轟然たる爆音を立て、爆發し附近にあつた者を驚かした、この裁判所廳舎には目下ビルマ上院が開催されて居り恐らく争議劇の一味が之を狙つたものと見られてゐるが事件の際には既に上院が散會した後であつた

パ・モ一内閣不信任案上院可決

ラングーン【三三】豫てより今議會上院にパ・モ一内閣に對する不信任案が提出されるに際してゐるが本日の上院にこれが提出され遂に可決された、明十六日には同案は下院に上程される筈である

内閣不信任民衆デモ

ラングーン【三三】十五日緬甸上院で可決されたパ・モ一内閣不信任案は十六日

下院に上程される筈であるが十五日院外に於ては緬甸人戸毎にパ・モ一内閣を弾する意味の黒色の巾旗を掲げると共に巾旗を先頭に緬甸を打鳴らして市内をデモ行進し院内の反政府議員を激勵した、本十六日婦人連は不信任案の決戦にキヤスチングボートを押る印度人を戸別訪問して中立を要する筈で反政府派の運動は極めて猛烈である、一方政府は十六日群衆が政廳を襲ふことを恐れラングーン地方長官の名を以て政廳附近に十人以上の集合を禁止する旨發令した

政府不信任案通過

ラングーン【三三】緬甸政府不信任案は十六日下院に上程され討論の結果七十對卅七の大差で政府側は敗れた、政府側の敗因は學生争議團に對する一般國民の同情が議會に反映したこと、過般のマンダレイに於ける軍隊砲擊事件により政府支持の議員も反政府となつたこと等によるのである、緬甸人は朝來黒色の巾旗を戸毎に掲げ自動車、自轉車の前にも掲げその後にはフリキの鐘を曳きすり音を立て、パ・モ一内閣を葬る意を示しデモを行つた

緬甸内閣辭職

ラングーン【三三】パ・モ首相の率ゐるビルマ内閣は十六日の下院で政府不信任案が通過したので遂に辭表を提出した尚ビルマの社會不安は依然熾まず十七日もラングーンの外に於てバスに投石したものが三名の重傷者を出した

印度人民抗争激化の形勢

印度人民抗争激化の形勢

問題は人民の覺醒と共に各地に種々の紛争を惹起しつゝあり殊に過般ガンヂー夫入禁禁問題にからんで不服従運動の激化せるラヂコト、ジャイプール兩國の問題は其の後ガンヂー翁及び國民會議派の積極的活動で重大化の形勢にある、來る廿二日ワルトハで開かれる委員會で具體的協議が爲される筈であるが目下の形勢では英領印度の十一州中八州を占める國民會議派が右八州の内閣辭職を計畫してゐるとすら傳へられる、一方王侯國民の全印度人民會議は去る十四日以来ルディアナで開かれ國民會議派の指導下に今後の闘争を繼續することを決定した尙同會議の席上その總裁に就任したパンデイト・ジャワハルラール・ネル氏は左の如き演説を行ひ斷乎たる決意を示した

印度に於ける約六百の王國の大部分は

現在未だ專制政治下に呻吟してゐる、斯る制度は既に世界的に衰滅せるものなるに拘らず印度に於ては英帝國主義の爲め尙これが維持されてゐる、各王侯國は獨立とは名のみで其君主は英國に操られる傀儡に過ぎず總督代理の駐在官がその實權を握つてゐる、ラヂコト國の例に見る如くその君主には人民と妥協する意思があつたが英官吏がこれに退位の強制を以て脅迫し之を阻んだ事件は君民の抗争だが實際は英帝國主義との抗争なる事は明確である、英國の民衆運動模倣はオリッサの例の様に武力行使に迄進展する、我等は最早これを忍び得ぬ、若し印度政府が民衆壓迫に關與するならば國民會議も全力を擧げてこれに對抗するであらう、

印ソを結ぶ鐵道建設計畫

ボンベイ【三八】十八日のボンベイ・クニコル紙上に掲載された印度・アフガニスタン國境都市ベシヤワールよりの特電によればアフガニスタン政府は同國內の重要都市カンダハル、ヘラート兩市を通過英領印度及びソ聯のトルクメン共和國の鐵道の終點を結ぶ延長四百五十哩の鐵道建設案を決定、目下頻りに準備を進めてゐると云はれる、而して右鐵道計畫に關し英ソ兩國はいづれもその獨占に努力しつゝあるがアフガニスタン政府は英ソ兩國にドイツを加へた合辦會社を作り必要の際にはその株を買戻し得る條件を附する意向と傳へられてゐる

邦人捜査事件落着

シンガポール【三八】シンガポール警察の邦人家宅捜査事件に關しては過般駐英重光大使を通じ英國政府に抗議を發したがその後調査の結果豫想の如く何等不審の點なくシンガポール警察當局も遂に十七日及び十八日漁業家永福虎氏、貿易幹旋所長小原文吉氏、並木バイロツト萬年筆製作所出張所員青木貞郎氏の出頭を求め押收書類を全部返還し、又南洋協會産業館長橋朝太郎氏の書類も廿一日中に返還することとなつた、唯橋氏所持品中より没收した航空寫眞に種々の難辭をつけんとしてゐるらしいが、これとても市場

に販賣されたものを買つてゐたのみで何等嫌疑をかけられる筋合のものではなく事件は全部落着の形となつた、問題は外務本省並に岡本シンガポール總領事が行つた嚴重なる抗議に對し英國側が如何なる回答を行ふかにあるが善意無過失の旅行者のみならずシンガポールに定住し一市民とし平和に事業を営む邦人に對し今回の如き不當な壓迫を加へ人権を蹂躪したことには對しては一步も譲歩せず英本國政府及びシンガポール當局に對し嚴正なる回答を要求すべしとの強硬論が邦人間に熾烈となつてゐる、又岡本總領事も此のまゝでは將來に惡例を残すばかりでなく在留邦人の生活權をも脅威することとなるの見解から本省の訓令を仰ぎ然る態度に出る模様であるから今後の成行は注目値する

シリヤ

シリヤの反佛氣運
ペイルート【三三】マルダム・ベイを首班とするシリヤ内閣は保護國たるフランスの態度にあき足らず十八日總辭職したが内閣辭職發表と共に民衆の反佛氣運昂まり十九日首都ダマスカスの市民學生はロ々に「シリヤ人のためのシリヤ」を絶叫對佛抗議示威運動を行つた、直ちに警官隊が出勤、示威團に解散を命じたが示威團の勢猛烈で到底收拾つかないの引揚げ唯フランス總督府及び官邸の警戒に努めてゐる、因みにフランス政府は一九三六年九月八日締結のフランス・シリヤ友好同盟條約に依り從來フランスの被保護國だつたシリヤに獨立主權を認めたが其後一向に同條約を批准せず加ふるに舊聯

ボンネ佛外相が獨立不承認政策を明確にして以來英國關係は頗る緊迫を告げるに至りフランスの植民地政策強化の折柄注目されてゐたものである

イギリス

英獨通商交渉

グワトキン氏ベルリンへ

ベルリン【三三】英國産業聯盟では二月下旬代表をベルリンに派遣して英獨兩國の通商調整策につきドイツ工業家團代表との間に協議を行はしめる豫定だが英國政府は十七日右英獨經濟交渉のオブザーヴァーとして、外務省經濟局長アシントン・グワトキン氏をベルリンに派遣中に決定した、グワトキン氏は來選中にベルリンに赴き英獨貿易の調整策につきドイツ經濟界各方面と非公式に意見を交換する豫定だが特にグワトキン氏は英獨兩國間の機械並に石炭の價格協定及び兩國間の不必要なる經濟競争の排除策につき協議を重ねるものと見られる、因にグワトキン氏は昨秋チエコ問題が紛糾を告げた際ランシマン卿の隨員としてチエコ政府とズデーテン黨との間の和平斡旋に積極の活躍を示した

英獨交渉に二閣僚出席か

ロンドン【三六】英國政府は來る三月ベルリンに於いて開かれる英獨業者間の通商交渉を重視し來週外務省經濟局長アシントン・グワトキン氏をベルリンに派遣し豫備交渉に當らせるとなつたが官邊の情報に依れば英國政府は三月頃ス

タンレー商相及びヘッドソン海外貿易相をベルリンに派遣し同會議に出席せしめる豫定と言はれる、英國側が斯の如き有力關係を派遣するところから見て會議は豫想以上大規模なものと思はれてゐるが英國産業家代表の主な顔觸れ左の通り

- 英國産業聯盟副會長
- ペーター・ベネツト
- 英國鋼鐵聯盟會長
- サー・ウィリアム・ラーク
- 英國産業聯盟理事
- ギニー・ロコック

英獨通商交渉の見通し

ロンドン【三二】英獨兩國の經濟關係調整を目的とする英國産業聯盟とドイツ工業家團體との通商交渉は愈々三月ベルリンに於て開催されることとなつたが確閉するに英國政府は右當業者間の通商交渉を限る重視しこれを側面から援助する爲に特にスタンレー商相とヘッドソン貿易相とをベルリンに派遣することとなつたと傳へられる、即ちスタンレー、ヘッドソンの兩相は會議には参加しないが

- 一 ドイツは現在の嚴重なる貿易爲替制限を緩和する意向ありや否や
- 一 世界市場に於ける通商戦を回避する可能性ありや
- 一 關しドイツ政府の意向を打診し若し經濟方面に於てドイツが他國と協力する態度を示すに於ては當業者間の通商交渉を外部から積極的に援助し會議の成功に努力すると共に協定事項の範圍を擴大することに努めることとならう、右に關し英國財界では次の見解が行はれてゐる
- 一 ドイツ經濟は最近漸く大なる困難に當面しつつありドイツの政治的勢力が

各方面に進展しつつあるもこれは食糧問題其他ドイツ經濟の改善にはあまり貢獻してゐない

一 シヤハト前ドイツ國立銀行總裁が過般英國を訪問したこと、並に今回英國産業聯盟の代表をドイツに招聘した事實及びドイツ政府が最近各國との間に頻りに通商交渉を開始してゐることなどはドイツ政界財界の一部でもドイツが門戸開放主義をとつて他國と協力するの必要を認めるに至つたことを物語るものであらう

英ソ通商工作

首相貿易相の派遣宣明

ロンドン【三三】チエンバレン首相は廿日の下院質問時間に於いてサートル労働黨議員の質問に應じ英國政府はソ聯並に北歐諸國間の關係の改善強化のためヘッドソン海外貿易相をモスクワその他北歐諸國の首都に派遣することに決定した旨言明し同問題に關し左の如き質疑應答を重ねた

- △サートル議員 政府は英ソ關係の改善につき何か考慮してゐないか
- △チエンバレン首相 各國政府との關係の改善強化を圖ることは英國政府の希望するところである、これに關聯し政府は通商關係樹立のため特別の考慮を

拂ふ方針である、余は今茲にヘッドソン海外貿易相を三月下旬モスクワその他北歐諸國の首都を訪問せしめることに決定した旨報告することは喜びに堪へない

△サートル議員 チエンバレン首相はソ聯に對し友好的ヂェスチアを與へることが時宜に適合してゐるとお考へにならなかつたか

英ソ通商協議の意義

ロンドン【三三】ヘッドソン海外貿易相のモスクワその他北歐諸國首都訪問の發表は英國政界及び財界の異常な注目を惹いてゐる、現在の豫定ではベルリンの通商會議を終つてからワルシヤを経てモスクワに行き次いでヘルシンキを訪れ各國政府當局と通商問題につき協議を行ふ筈である、勿論短期間の訪問で濶踏み的なものに過ぎないがこれを端緒に更に進んだ通商交渉に入ることは明かであり裏面にはこれら諸國と政治的接近を圖らんとする意圖も窺はれ英國政府のこの積極的な通商政策への轉換は一面には國際政情の不安と他面には近年貿易不振に悩んでゐた折柄ドイツの活潑な貿易政策就中バルカン進出に脅威を感じ最早傍觀を許されなくなつた結果である、適々廿日からロンドン及びバーミンガムで開會された英國産業博覽會祝賀會席上スタンレー商相は

政府の補助によつて目覺しい通商進出を行つてゐる國がある以上英國貿易業者は個々の力では到底對抗できない、この結果近年英國の貿易は片貿易になつてゐる國が非常に多く最早英國政府は英國商品の市場が喪失して行くのを放置して置くわけには行かない

と語り政府の決意を披瀝した、これを以て如何に政府が今回の交渉を重視してゐるかが判るが若しこれが失敗に終れば英國は愈々露骨な輸出補助又は關稅引上げ等最後の手を打つものと見られてゐる英國はソウェト商品最大の輸出國で一九二六年英ソ通商條約を締結したが依然著しい入超を續けてゐるので今回これが修正を提案すると見られる、今月初め新任駐ソ大使ウィリアム・シーズ氏が赴任した時、英國はソウェト政府に對し英佛兩國の歐洲に於ける政治的意圖につき將來緊密な連絡をする旨の内諾を與へたと傳へられ、英ソ接近が噂されてゐる折柄英國は政治經濟方面に「石二鳥」の效果を阻つてゐるものと見られる、尙最近の英ソ貿易額左の通り(單位千磅)

一九二五年	一九二六年
ソ聯から	一九二五年
の輸入	一八、七三三
對ソ輸出	三、三三三
再輸出	九、八六六
	一九二六年
	二〇、四六六

輸入信用保證擴張案第二讀會通過

ロンドン【三三】英國下院は目下對支輸出促進に關する輸出信用保證制度擴張案の討論を續けてゐるが十四日夜右輸出信用保證制度擴張案は下院の第二讀會を通過した

英増稅不可避か

ロンドン【二三】英國政府は現下の國際情勢に對處して再軍備の強行を期するた

英國の對聯盟通告
英國政府は過般アブノール國際聯盟事務總長宛、英國は今後戰時に於ては國際紛争の平和的處理に關する聯盟の諸

蘭英兩國外相會議
ロンドン【二三】オランダ外相バティーン博士は同國の生んだ世界的法學者グロ

建てられたグロテイス記念碑除幕式
に列席の爲來英したが同外相は今回の來英を機として十四日午後外務省にハリフ

一 兩國の首都駐劄の公使館を相互に大使館に昇格せしめる
一 英國はオランダ本國又は蘭印が他國の攻撃を受けた場合には斷じて拱手傍

國際避難民委員會閉會
ロンドン【二三】國際避難民救濟委員會は過般來ロンドンに於て開催ユダヤ人避難民問題等を中心に議事を重ねてゐたが

一 前書記長ジョージ・ラブレリーの後任としてハロバート・エマーソン氏を書記長に任命しロバート・ベル氏を副書記長に昇任せしめる

人絹會社價格協定締結
一 英國はオランダ本國又は蘭印が他國の攻撃を受けた場合には斷じて拱手傍

日本向統鐵荷役を開始
シドニー【二三】濱州聯邦政府は十四日統鐵の輸出が國策に反せざる旨決定した

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

佛、英の軍事援助證明要望
ロンドン【二三】スペイン内亂の終結に伴つて佛伊兩國の關係が愈々緊迫の度を

一九三九年

△一月十三日 フ軍アルセツト占領△十五日 フ軍タラゴナに入城△十六日 フ軍セルヴェラを占領バルセロナ西北方八十軒に迫る△廿六日 バルセロナ陥落△廿七日 アサニア大統領フランシスへ逃避・チエコモフランコ政権承認△二月四日 フ軍ヘロナ蹂躞△二月八日 イタリヤ義勇軍第一線より撤退△二月九日 フ軍ミノルカ島占領

☆ 戦況

マドリッド猛爆撃

マドリッド【二六】バルセロナの陥落後人民戦線最後の據点たる舊首都マドリッドの陥落も既に時日の問題と見られミハハ將軍の降服説さへ傳へられてゐるがマドリッド包圍陣を形成するフランコ軍は十六日遂に總攻撃を決定せるものゝ如く未明よりフランコ軍飛行機はマドリッド市内重要軍施設の大爆撃を開始、市民は午前五時迄間断なく爆撃の雨に見舞はれ更に一時途絶えた爆撃は正午頃再び猛烈な勢で開始されマドリッド市内には一時間百五十個以上の爆弾が投下されたと云はれ市民は脅え切つて落城一步手前の悲愴な光景を呈してゐる

英艦隊襲撃英首相官邸

ロンドン【二二】英國巡洋艦デヴォンシャイア號が去る九日ミノルカ島明渡し交渉の爲め、この艦隊は物語るものとして英國朝野に衝撃を與へてゐるがチエンバレン首相は十三日下院の質問時間に於てヘンダーソン労働黨議員の質問に答へ

デヴォンシャイア艦隊襲撃事件につきフランコ政権に申入れを行つた旨次の如く言明した

英國巡洋艦デヴォンシャイア號はフランコ軍マホルカ島當局の依頼を受けミノルカ島明渡し交渉に便宜を爲るためフランコ軍士官を乗せてミノルカ島に至つたが突如フランコ軍飛行機の爆撃を受けた、同事件に關し當の士官は機撃はフランコ軍飛行機が命令を無視して行つたことが遺憾に堪へない旨陳謝したが政府は更にフランコ政権に對し申入れを行つた

フランコ軍避難民收容

ブルゴス【二三】スペインに於ける人民戦線軍の決定的敗北と共にビレネー國境を越えてフランコ軍に逃亡したスペイン避難民についてはフランコ側に於いても種々その救済策が講ぜられてゐるがフランコ政府は十三日右避難民に對しスペイン領内に歸還することを許す旨次の如く公表した

フランコ政府は十三日より佛西國境を開放しフランコ軍に逃亡したスペイン避難民、義勇軍等の歸國を許可することとした、右避難民の總数は約十五萬うち半数はフランコ政府側に歸還するとの希望を表明して續々歸還しつゝある

バルセロナ附近で列車激突

バルセロナ【二二】十一日午前九時頃バルセロナ附近のテラサ、ラスブナス間に於て旅客列車が衝突、死者卅一名、負傷者百餘名を出す慘事を惹起した、現狀は急勾配をなしてゐるため一列車は勢餘つ

て山腹のトンネル入口に衝突大破するの慘狀を呈してゐる、原因は制動機の故障と見られてゐる

☆ 人戦政府

人戦閣議對策協議

ヴァレンシア【二二】バルセロナを逃れたスペイン人民戦線政府閣僚の大部分は飛行機で十一日午前中にヴァレンシアに到着、午後はネグリン首相司會の下に緊急閣議を開催、カタロニア地方喪失後の善後策を協議した、閣議ではフランコ政府側との和平交渉の可能性も討論されたと解されるが結局抗戰繼續を決定した模様で閣議散會後デル・ヴァヨ外相は左の如く語つた

スペイン政府はスペインの獨立を保障する一切の條件が確保されない限り砲く迄戰闘を繼續するであらう

人民戦線外相パリの着

パリ【二三】スペイン人民戦線政府のデル・ヴァヨ外相は十五日午前突然マドリッドからパリに到着した、デル・ヴァヨ外相は直ちに目下パリ滞在中のアサニア大統領と會見密議を重ねてゐるが抗戰か和平か人民戦線軍今後の動向を左右するものとして注目されてゐる

對フランコ軍媾和提案説

パリ【二二】パリのスペイン人筋の言明する所によればパリに亡命してその動向を注視されてゐたスペイン人民戦線政府のアサニア大統領は十六日遂にフランコ政府に對し次の三ヶ條より成る媾和提案を行つたといはれる

一 外國義勇軍をスペイン領内から撤収する事

一 人民戦線派に對して報復行爲を行はぬこと

一 あらゆる外國の勢力を排除してスペインの將來はスペイン人によつて決定すべきこと

而して和平交渉が行はれる場合フランコ政府との交渉は人民戦線政權當局乃至マドリッド防衛司令ミハハ將軍のいづれかに當ることとなり、一方アサニア大統領の後を追つてパリに來つたデル・ヴァヨ外相は十六日アサニア大統領と會見して人民戦線内閣の決定事項として大統領のマドリッド歸還を要請したがアサニア大統領は

事象がかくなつた以上余の最も望む所は平和が出来るだけ早く招來されることであり余のマドリッド歸還は人民戦線派の抗戰に力を與へるものであると述べてこの要請を拒絶したと傳へられる

人民戦線派に屈服か

パリ【二二】スペイン人民戦線外相デル・ヴァヨ氏は過般來パリに乘込んで同地亡命中のアサニア大統領と協議を重ねてゐるが遂にフランコ軍が人民戦線軍將兵に對し迫害を加へぬことを條件としてフランコ軍に降服するに意を決した模様で十八日午後パリの人民戦線側有力者はその旨和平斡旋に當る英佛兩國政府に通過したと言明した、デル・ヴァヨ外相はフランコ軍に對して最後の抵抗を試みるため亡命中のアサニア大統領をマドリッドに連れもどすべく説得を試みたがアサニア大統領はこの際マドリッドに降還すれば人民戦線軍が徒らに抗戰熱を

高めて無益の抵抗を續けることになること主張し、主戦派が飽迄大統領のマドリッド歸還を主張するにおいては人民戦線軍に對しこの際いさぎよく武器を棄て、ネグリン首相、デル・ヴァヨ外相等の主戦派と袂を別つ様宣言を發する意向である

言威嚇的態度に出たと傳へられる、これに對しデル・ヴァヨ外相はアサニア大統領の軟弱態度を誹詰、大統領がマドリッドに歸還しない以上人民戦線政府はその合法性を喪失することになると主張した模様で結局兩者間に妥協成立し、フランコ軍が人民戦線軍に對して迫害を加へないことを條件に降服休戦を圖ることに意見一致したものと解される、人民戦線軍が從來和平休戦の條件としてゐたスペインの獨立保障、人民投票による政體決定を取りさけてその態度を著しく軟化したことについては種々の應測が行はれてゐるが主戦派のマドリッド防衛司令官ミハハ將軍がフランコ軍艦隊の飢饉封鎖に對しカルタヘナに退避した人民戦線海軍が全く手も足も出ない状態になつてゐることと痛く失望して遂に休戦に傾いたとの報道も傳へられてをり人民戦線派の全面的屈服は今や時日の問題と見られるに至つた

休戦調停

今週中に休戦成立か

ロンドン【二二】英國政府はバルセロナ陥落後の新情勢に對しスペイン問題の收拾に腐心しつゝあつたが愈々内亂調停に乗り出すに決し十六日夜ブルゴス駐在英國代表ホヂソン氏を通じてフランコ政

權にこの旨公式に申入れを行つたといはれる、即ちアヴァス通信社ロンドン支局が十七日確實な筋よりの情報として傳へるところによれば英國政府のスペイン問題に對する動きは十六日から俄然活潑となりハリファアックス外相は人民戦線政府の代理大使と會見し、更にムンゼイ外務省西歐局長はフランコ政権駐英代表アルバ公を招致して懇談を遂げた後ブルゴス駐在英國代表ホヂソン氏に訓令を發し、フランコ政府に對し英國は調停斡旋乘出しの用意ある旨通達するやう指示を與へたと云はれる、英國の居中調停申出は和平交渉に先だち休戦を行ひ交渉中は絕對に戰闘行為を再開せざることを條件としてゐるといはれる、フランコ政権側が果して英國政府の右の申出を承諾したか否か判明しないが一部では今週中に休戦が成立するものと期待してゐる、更に英國政府は調停交渉が順調に進めば來週中にもフランコ政権正式承認の擧に出る意向と言はれる、而して交渉の最大難關は人民戦線側將士のスペイン送還後の待遇問題にかゝつてゐる模様である、尙ハリファアックス外相は十七日中に各自治領代表と會見してスペイン問題に對する自治領側の意向を瞭解し政府の方針決定に資する筈である

が無條件降服を行ふ迄は斷じて休戦に應じない旨の強硬意向を通過した模様である、尤もフランコ政権側でも人民戦線軍が降服する以上みだりにこれに迫害を加へる意思は無いと表明してをり、たゞ戰闘行為中止の條件として大敵を行ふことに反對してゐるに過ぎないが人民戦線側ではフランコ政権が休戦提議を拒否した以上單なる口約だけでは満足し得ないとて愈々最後の抗戦の決意を固めるに至るのではないかと見られる

英の調停申出を拒絶
ブルゴス【二七】ブルゴス駐在英國代表ホヂソン氏は十七日日本國政府の訓令に基づきフランコ政権外相ホルダーナ氏と會見して英國政府はフランコ軍と人民戦線軍との間の調停斡旋乘出しの用意がある旨を通過したがホルダーナ外相は直ちに右申出を拒否しフランコ政権は人民戦線軍

の地位を弱める結果とならう
一 うつかり條件を附すると却つて人民戦線軍を元氣づけることとなり内亂解決を遅らせ愈々被害を甚大にする恐れがある
一 友好的デヌスチアアコをフランコ政権の中立及びスペインの國家獨立を確保する最善の手段である

英對西借款を考慮
ロンドン【二二】英國政府は愈々近くフランコ政権を無條件に承認するに決定したと傳へられるがこれと同時にフランコ政権に對する借款の供與についても種々對策を講じてゐる模様で結局フランコ政権がイタリヤ義勇兵の撤收を完全に實行すると共に防共協定に参加しないことを條件として借款の供與に應ずる用意がある旨を明かにすることにならう、尤もフランコ軍撤退の理由がスペイン共產主義の打倒にある以上フランコ政権の防共協定参加を阻止することは頗る困難であると見られ英國としては寧ろこの際フランコ政権がファシスト經濟組織を採用せず自由主義的經濟組織を保持するならば進んで財政援助を與ふべきだとの説も行はれてゐる、何れにせよ財政援助に關する交渉はフランコ政権に對する正式外交代表の派遣を俟つて行はるべきものでこの點からもフランコ政権の法的承認が必要であるとされてゐる

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

英佛無條件承認か
ロンドン【二二】英佛兩國政府はスペイン戦局の急進展に伴ひ愈々フランコ政権を正式承認するに決した模様で來る十四日のフランス閣議、十五日の英國閣議で最後の決定を行ふ段取と見られる、承認については英佛とも色々註文もあらうが消息通は結局無條件承認に落つくものと豫想してゐる無條件承認を可とする理由として消息通は次の諸點をあげてゐる

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

承認問題で英伊協議
ローマ【二三】駐伊バース英大使は十三日キチ宮にチアノ外相を訪問、スペイン問題につき協議を遂げた、會談の内容は明かでないがバース大使は過般ジョルナル・デイタリヤ紙主筆ガイダ氏がフランコ軍の政治的勝利が確保される迄イタリヤ義勇軍を撤收せよと言明したのに對し敷衍の説明を求めたものと言はれる

英佛無條件承認か
ロンドン【二二】英佛兩國政府はスペイン戦局の急進展に伴ひ愈々フランコ政権を正式承認するに決した模様で來る十四日のフランス閣議、十五日の英國閣議で最後の決定を行ふ段取と見られる、承認については英佛とも色々註文もあらうが消息通は結局無條件承認に落つくものと豫想してゐる無條件承認を可とする理由として消息通は次の諸點をあげてゐる

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

英佛無條件承認か
ロンドン【二二】英佛兩國政府はスペイン戦局の急進展に伴ひ愈々フランコ政権を正式承認するに決した模様で來る十四日のフランス閣議、十五日の英國閣議で最後の決定を行ふ段取と見られる、承認については英佛とも色々註文もあらうが消息通は結局無條件承認に落つくものと豫想してゐる無條件承認を可とする理由として消息通は次の諸點をあげてゐる

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

英佛無條件承認か
ロンドン【二二】英佛兩國政府はスペイン戦局の急進展に伴ひ愈々フランコ政権を正式承認するに決した模様で來る十四日のフランス閣議、十五日の英國閣議で最後の決定を行ふ段取と見られる、承認については英佛とも色々註文もあらうが消息通は結局無條件承認に落つくものと豫想してゐる無條件承認を可とする理由として消息通は次の諸點をあげてゐる

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

英佛無條件承認か
ロンドン【二二】英佛兩國政府はスペイン戦局の急進展に伴ひ愈々フランコ政権を正式承認するに決した模様で來る十四日のフランス閣議、十五日の英國閣議で最後の決定を行ふ段取と見られる、承認については英佛とも色々註文もあらうが消息通は結局無條件承認に落つくものと豫想してゐる無條件承認を可とする理由として消息通は次の諸點をあげてゐる

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

英佛無條件承認か
ロンドン【二二】英佛兩國政府はスペイン戦局の急進展に伴ひ愈々フランコ政権を正式承認するに決した模様で來る十四日のフランス閣議、十五日の英國閣議で最後の決定を行ふ段取と見られる、承認については英佛とも色々註文もあらうが消息通は結局無條件承認に落つくものと豫想してゐる無條件承認を可とする理由として消息通は次の諸點をあげてゐる

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

英佛無條件承認か
ロンドン【二二】英佛兩國政府はスペイン戦局の急進展に伴ひ愈々フランコ政権を正式承認するに決した模様で來る十四日のフランス閣議、十五日の英國閣議で最後の決定を行ふ段取と見られる、承認については英佛とも色々註文もあらうが消息通は結局無條件承認に落つくものと豫想してゐる無條件承認を可とする理由として消息通は次の諸點をあげてゐる

英紙フ政府承認を主張
ロンドン【二五】英佛兩國のフランコ政府承認は最早時日の問題として英國各紙

を賑はしてゐるが十五日の英國各紙は英國政府のフランコ政府承認を要請し左の如く論じてゐる

△ロンドン・タイムズ紙 フランコ將軍が實際上充分の權力を有すると認められるに於ては當然これを承認すべきである、マドリッドの陥落及び外國義勇兵撤退等を承認の條件とするが如きは一層事態を紛糾せしめるものである、今となつては人民戦線政府は架空の存在に過ぎず速かに戦争を終結せしめスペイン再建の事業を始むべきであつてこの事業を擔當し得るものは今のところフランコ將軍以外には見當らない

△ヨークシャー・ポスト紙 英佛兩國とも既に主義上フランコ政府承認を決定してをり唯適當な時期を俟つてゐるに過ぎない、又フランコ政府としても英米佛に對し協同的政策を探ることが經濟上並に政治上重要なことは充分諒解してゐるわけであるが問題は獨伊間が豫想外に大きな犠牲を拂つた關係上何らかの方法を以てスペインに勢力を維持しようとしてゐる點であつて殆んど軍事同盟に等しい防共協定參加を要求するものと考へられる、従つてスペイン今後の外交政策に關し特に軍事的關係に於て懸念が起されてゐる

英意々一兩日中に承認か
パリ【三】 英佛兩國政府のフランコ政府承認問題はフランコ政府側が無條件承認を固執して譲らないため行儀の狀態にあるが駐英人民戦線大使アスカラテ氏は十九日英國外務省を訪問、承認問題に關する英國側の意向を確かめた結果近々のうちに正式承認する形勢にあることが

判明した模様で狼狽した同大使は廿日パリ亡命のアサニア大統領に對し英國政府は来る廿二日乃至廿三日フランコ政權を正式承認する氣配であると通告して來た、英國政府が愈々正式承認の舉に倣ふことは必至と見られる

佛 西

フランコ承認に佛兩論
パリ【三】 スペインに於けるフランコ軍の決定的勝利が明らかになると共にフランスに於てもフランコ政權正式承認の機運が漸次増大しつゝあるがフランス政府は明十四日ルブラン大統領司會の下に國務會議を開催フランコ政權承認問題につき最後の検討を行ふこととなつた閣内の意向並に一般輿論共にフランコ軍が決定的勝利を収めたことは認めてゐるがその正式承認については種々異論が行はれ、即時承認論と時期尚早論とが對立してゐる有様である

即ち即時承認論者はフランコ政權の即時正式承認を主張する理由として、それがフランコ政權に對し尊敬と友情とを表明する唯一の方法であることを強調、イタリアに對し大使を派遣するのが手遅れたため結果的に見ても何等佛伊外交の改善に資することが出来なかつた誤りを繰り返すのは愚の骨頂であると主張してゐる、これに對し時期尚早論者はフランコ政權側から義勇軍の撤退、領土保全につき明確な保障を得る以上正式承認は尙早で特に未だ存在してゐる人民戦線政府を如何にするかの問題も慎重に考慮する必要があり、フランコ、ネグリン兩

兩國がフランコ政權側から如何なる密約を得てゐるかも判明しないのにその承認を急ぐことはいないと論じてゐる、然しこの時期尚早論にも拘らず大勢はフランコ政權即時承認に傾いてをり近く英佛兩國共に正式承認を行ふことは明白である、その際英佛兩國は米國政府の意向をも加味して共同政策を取るであらうが何れにせよフランコ政權正式承認の決定も速くないと豫想される

佛は承認を急がず
パリ【三】 フランス政府は英國政府と緊密な連絡を保ちフランコ政權承認問題につき考慮を進めてゐるが結局英國と共同歩調をとり速急の承認を行はず再度ベラル上院議員を特使としてブルゴスに派遣してフランコ政府の態度を質した上今後の方針を決定することとなる模様である、即ちボンネ外相は十三日午後ワイツプス英國大使と會見して英國側の意向を質した後同夜ダラデイエ首相と會見してワイツプス大使との會見談内容を報告し約一時間半に亘り熟議を重ねたが更に十四日ルブラン大統領司會の下に國務會議を開催しフランコ政府承認問題に關するフランス政府の方針を協議する方針である、而して英國政府は来る十五日の定期開議で承認問題に關する態度を決定することになつてゐるのでフランス政府は十四日の國務會議では最後の方針を決定せず先づ特使としてベラル議員を再度フランコ政府に派遣しフランス及びフランコ政權間の外交關係の調整並に通商經濟問題に關する協議を行はしめた上ベラル特使の歸還を待つて事實上フランコ政府承認の態度に出るものと豫想される

然しフランス官邊も法律上の承認に就ては左の如き理由から時期尚早なりとして反對してゐる

一 英國政府はフランコ政府承認問題に關し極力奔走してゐるのであるから英國政府が承認する前にフランス政府が承認を行ふことは不合理である

一 フランスと人民戦線政府との外交關係には何等變化はない、又人民戦線政府の首府がマドリッドに樹立された結果戦局に變化を來した

一 フランコ政府が人民戦線軍に斷崖を加へることはフランス側として歓迎せぬ、若しフランコ政府が大敵を行へばフランスのフランコ政權承認の氣運を促進せしめることになるであらう

佛のフランコ政權承認未だし
パリ【三】 フランコ政府の承認を協議すべきフランス國務會議は十四日午前十時十分から午後一時半まで約三時間半の長さに涉つてルブラン大統領司會の下にエリゼー宮で開催された、席上ボンネ外相よりスペイン内亂を繞る一般情勢に關し詳細なる説明あり、次でフランコ政府を承認すべきや否やに關し協議に入つたボンネ外相は外交報告の結論としてフランコ政府の法律的承認を主張したがダラデイエ首相以下ド・モンジリ勞動相、マルシャンドー法相、ギー・ラ・シャンプル商相、キユイニ農相等はこれに賛意を表し、これに對しマンデル植民相、サロ

一 フランコ政府に代表を派遣しても正式承認を行はぬ限り現在マドリッドに在る人民戦線政府とも連絡を維持し得

に派遣し正式承認の事前工作を行はしめ之を以て事實上の承認とするに決定した佛政府再度特使派遣を決定

パリ【三】 フランス政府は十四日の國務會議の決定に従ひ過版ブルゴスに使用したベラル上院議員を近く再度ブルゴスに派遣しフランコ政府との正式外交關係樹立の事前工作を行はしめることとなつた、ベラル議員は今回はフランス政府の正式代表としてブルゴスに赴く筈であるから事實上の承認に等しく情勢の好轉によりフランコ政府の正式承認が可能となればブルゴス駐劄フランス大使に任命される模様である、十四日の國務會議ではフランコ政府承認問題が長時間に亘り協議されボンネ外相は正式承認を主張したのに對し一部閣僚は人民戦線軍が向も抵抗を續けてゐる今日フランコ政府と交渉を開始する時期ではないと異議を唱へるに對しフランコ政府と全體主義諸國との關係に鑑みフランコ將軍が果して英佛と眞剣に接近する意圖ありや否やにつき危惧の念を表示した、これに對し他の閣僚からも正式承認は尙早で寧ろこの際は消極的な事實上の承認に止むべしとの意見開陳あり結局ベラル議員を派遣して非公式關係を結び暫く英國の動向その他情勢の推移を注視し正式承認の時機についてはボンネ外相に一任することに決定を見たものである、而してフランス政府がベラル議員を派遣して正式代表をブルゴスに常駐せしめることは左の如き利益を生ずるものと見られる

一 フランコ政府に代表を派遣しても正式承認を行はぬ限り現在マドリッドに在る人民戦線政府とも連絡を維持し得

一 フランコ政府に代表を派遣しても正式承認を行はぬ限り現在マドリッドに在る人民戦線政府とも連絡を維持し得

る。その結果フランコ政府及び人民戦線軍の双方に働き掛けて和平斡旋を行ひ得る

一 内亂終熄の際イタリアはフランコ政府に對し各種の要求を提出することが豫想されるがその際ベテール代表を通じてフランコ政府に對しスベインの獨立を維持するやう牽制し得る

佛先づ事實上承認か

パリ【二三】フランス政府は十四日國務會議を開催、フランコ政權承認問題を検討した結果ベテール上院議員を再度特使としてブルゴスに派遣して更に折衝を行はせることとなつたがボンネ外相は十五日午後ベテール特使を外務省に招致し約二時間に亘つてフランコ政權との外交關係樹立問題並にスベイン避難民問題につき協議を行つた、フランス政府はベテール特使をブルゴスに派遣してフランコ政權と交渉を行はしめた上先づ事實上フランコ政權を承認することとなる模様だがベテール特使は明十六日朝ダラデイエ首相と會見、この問題につき再度熟議を重ねた上十七日夜パリを出發、ブルゴスに向ふ豫定である

ベテール佛使節出發

パリ【二三】フランコ政府に對すフランス政府の特使ベテール上院議員は十七日午後八時四十分、白銀海岸に駈列車でゲドルセー驛を出發佛外務省大臣官房次長アン氏、同通商局書記官バラデユック氏を帶同一路ブルゴスに向け出發した、十八日朝佛西國境のアンデーにはフランコ政府外務省文化事業部長ティヒドル氏が出迎へ、直ちにブルゴスへ直行しフランコ

政府外相ホルダーナ氏と會見の豫定である、右出發に先立ち十七日ベテール特使はダラデイエ首相、ボンネ外相と會見最後の打合せを遂げたが會見後記者團に對し次の如く抱負を語つた
余は佛西兩國間の歴史的、地理的關係をフランコ政府當局に説き兩國相互の善隣關係を樹立するのが現下最大の急務であり又双方の利益であることを力説する積りである

ベテール特使再度ブルゴスへ

ブルゴス【二二】フランス政府特使ベテール上院議員はフランコ政府の意向打診のため過般ブルゴスを訪問したが再度フランコ政府に對し調停工作を試みることに成り十八日午後五時ブルゴスに到着した、途中佛西國境のアンデー迄フランコ政府外務省文化事業部長ティヒドル氏が出迎へたがベテール議員はブルゴス到着後直ちにフランコ政府外務省にホルダーナ外相を訪問、餘人を遣はして直ちに重要協議に入つた

ベテール特使活動開始

ブルゴス【二二】フランス政府特使ベテール上院議員はフランコ政府の意向打診の爲十八日再度ブルゴスに乗込んだが十九日午前シャルル・サン、バラデユック兩参事官を帶同してフランコ政府外務省を訪問、政務局長ヒネス・ヴィダル氏、

歐洲局長カサロハス伯、文化事業部長キンドール氏等と會談した、ベテール特使はフランコ政府當局と正式承認問題につき意見を交換した模様である、ベテール特使は續いてフランコ政府外相ホルダーナ氏と會見の筈である

佛特使の打診失敗か

パリ【二三】再度ブルゴスを訪問したベテール佛特使はフランコ政府外相ホルダーナ氏と會見、人民戦線軍との休戦並に和平後のスベインの將兵等につき頻りに打診工作を行つてゐるが廿日パリに入つた情報によればベテール特使は結局具體的成果をあげることに成功しなかつた模様である、尤もホルダーナ外相はベテール特使に對し出来るだけ速かに内亂を終結せしめたい旨を述べた様子で右はフランコ政府が人民戦線軍に對し大敵を行ふ意向がある旨を示唆したものと注目されてゐる、更にホルダーナ外相はスベイン今後の對獨伊關係につきフランコ側は何等言質を與へてをらず英佛兩國に對しても獨伊の行動を制限するが如き保障を與へることは出来ない旨を言明したといはれる

伊は英佛の干渉絶対排撃

ローマ【二三】最近英佛兩國政府がフランコ政府に特使を送りスベインに對する復讐資金の貸附その他の好餌でスベインと獨伊權軸との離間策を企圖してゐるが右につきイタリア政府は十五日非公式に左の如き意見を發表した
一 イタリアは英佛兩國がスベインの内

一 スベインに對する英佛兩國の投資を絶対に認めず、エチオピア戦後イタリアは外資貸附の一切の誘惑を斥けて獨力で隆々と開發してゐる事實に鑑みてスベインも自力で經濟復興を行ふことが不可能でない
一 フランコ政府は一切の妥協を排撃する、妥協による英佛兩國のフランコ政府承認は絶対拒否する
一 フランコ政府は獨伊權軸の同行者で戦後と雖もその内治外交に關し英佛兩國の干渉は御免蒙る

伊飽造フランコ政權支持

ローマ【二三】英佛兩國の對スベイン政策がフランコ政權正式承認に傾くと共にイタリア政府がこれに對して如何なる態度に出るかは頗る注目されてゐるがイタリア外務省機關紙インフォルマチオーネ・デイプロマチカは十六日イタリア政府は英佛の出方如何に拘らず飽造フランコ政權を援助する決意である旨次の如き強硬意向を表明した
所謂民主主義諸國はブルゴス政府を承認すべきか否かに關し色々騒いでゐる様子だがローマ官邊は飽造靜觀的態度を保持してゐる、英佛兩國が結局スベインの戰勝者を承認するに至ることは勿論論理上當然の歸結だが、彼等がフランコ政府承認に當つて採りつゝある態度は全くスベイン國民の心理を無視したもので彼等の心理の混亂を遺憾なく暴露したものと云へよう、獨伊兩國政府は一九三六年十一月十八日一致してフランコ政權を全スベインの正統政府として承認したが英國は例の如く二年半もの間負け馬ばかりに賤けて來たの

「明日のスベイン」

ローマ【二三】スベイン、フランコ將軍の兄弟ニコラ・フランコ氏は十七日のジヨルナレ・デイタリア紙上に「明日のスベイン」と題する特別寄稿をなし今度のフランコ政府の英佛獨等に對する外交方針並に内政方針其他に關する頗る示唆に富んだ意見を發表した、要旨次の通り
一 スベインとイタリアとの關係は平和となつても戦時と同僚兄弟の關係を保持することは當然でイタリア以外の第三國とは單に平和を求める原則によつて友好關係を確立する
一 スベインの政治組織、社會組織を如何にするか、王國とするか或は共和國とするかその方針は決定してゐるが、未だ發表の時機でない
一 戦後の復興や農業問題の解決にスベインの勞働力は充分と思ふが若し不足を感じた時は獨伊等特別親善關係を有する國からの助力を歡迎する

利太伊

伊は英佛の干渉絶対排撃
ローマ【二三】最近英佛兩國政府がフランコ政府に特使を送りスベインに對する復讐資金の貸附その他の好餌でスベインと獨伊權軸との離間策を企圖してゐるが右につきイタリア政府は十五日非公式に左の如き意見を發表した
一 イタリアは英佛兩國がスベインの内

だ、今になつて英國は地上や空中で相携へて開つて來たスベイン人とイタリア人との間の友情を一時に忘れさせ様として躍起になつてゐるが我がイタリアとスベインとの間の自然的近接關係やスベイン人の武士道的精神はかゝる英國側の希望を根柢から覆へしてしまふだらう、數萬の勇敢なイタリア義勇軍は長く民主主義諸國を脅かしてゐたがフランコ政權がその事業を完成する迄は斷じてスベインから撤退しないだらう、一度友人の契りを結んだ以上如何なる障害が起らうとも最後迄相携へて進むといふのがファシスト・イタリアのやり方なのだ

一新立法はスペイン國民の眞の希望を基礎として行はるべく宗教問題は人民戦線派の宗教否定政策を一掃してスペイン人に從來から親まれてゐるカソリック教を復活せしめる方針をとる

一 スペインは植民地問題には重大關心を持つてゐるが植民地擴大の方針は今の處考慮してゐない

一 然し人口問題はスペインの最も重要な問題でスペイン及びフランスの將軍はイタリア及びムソリーニ首相を模範として一切の政策を堅實に建設する方針である

各國承認

フ政権は強ひて承認を求めず

ビルバオ【二六】フランス政府側各紙は連日同政府承認問題に關聯した記事掲載しつつあるが特にフランス軍の壓倒的勝利を目前にし乍ら英佛兩國がフランス政府承認を避つてゐる事實につき同政府が既にスペインの強力政権となつてゐる今日強ひてこれら諸國の承認を求めざる必要は尋もないとの強硬決意を示してゐる

右承認問題に關する十六日附有力紙デイアリオ・ウアスコの論調左の通り

今日までフランス軍は列國の承認どこもかデモクラシー諸國からは絶大な権威を受けつゝも戦争遂行に當つて立派に成功を収めて來た、この點を考へればロンドン若くはパリと將來正常な國交關係が樹立されなくとも何ら遺憾に介する必要はない、承認を求めんがため種々掛引を弄する如き事は罪惡であり絶えず弄弄せらるべき態度であらう

愛蘭フ政権承認

ダブリン【二三】アイルランド共和國政府は十二日フランス政権を正式承認するに決定その旨發表した

瑞西フ政権正式承認通過

ジュネーブ【二三】バルセロナの陥落と共にフランス政権の正式承認が各國で問題になつてゐるがスイス外相モツタ博士は十二日スペイン公使フアラ・リバス氏を招致スイス政府は今週中にフランス政権を正式に承認すべき意圖なる旨通過した

▲スイス政府フランス政府承認

ベルン【二三】スイス政府は十四日午前國務會議を開き在アルゴスのスイス政府代表部を公使館に昇格、正式公使を任命するに決定しフランス政府のアクレマンを要求することとなつた、これに依つてスイス政府は正式にフランス政権を承認する筈である

▲スイス政府フランス政府に公使派遣

ベルン【二三】スイス政府は今回在アルゴスのスイス政府代表部を公使館に昇格正式公使を任命することに決定したが新任フランス政府駐劄公使には現アルゴス駐在スイス政府代表ウージエヌ・プロワイエ氏を起用するに決定し十四日この旨發表した、これに依りスイス政府は正式にフランス政権を承認するわけであるがスイス駐在人民戦線政府公使フアラ・ルヴァス氏は正式公使の資格を喪失し近く任地を去ることになつた、尤もスイス政府はマドリッド駐在スイス公使館事務所並にヴァレンシア駐在スイス領事を通じて人民戦線政府との間にも連絡を維持する模様である

波蘭フ政府正式承認

ワルシャワ【二六】ポーランド政府はフランス政府を正式に承認することに決定し十八日コンミュニケを以てこの旨發表した

埃及もフランス承認

カイロ【二九】エチオピア政府は十九日フランス國民政府をスペイン政府として正式承認する旨發表した、フランス軍の勝利が決定的となると共に各國間にフランス政府承認の氣運が澎湃として起りエチオピア政府も亦この例に倣つたものである

ペルー政府もフランス承認

アルゴス【二三】ペルー政府は南米諸國中進んでフランス政府を正式承認することに決定したがアルゴス駐在ペルー外交代表は廿日フランス政府ホルダーナ外相に對しペルー外相コンチャ氏からホルダーナ外相に宛てた

ペルー政府はフランス政府との間に外交關係の開始を希望する旨の文書を傳達、正式承認の意向を表明した

フ政権承認と米洲諸國の態度

ワシントン【二七】スペイン内亂が終局に近づくと共に中南米諸國にはフランス政府承認の氣運が動きつゝあるがウエルズ國務次官は十七日新聞記者團との會見に際しフランス政府承認問題に關する米國政府の態度について左の如く述べた

スペインのフランス政権を承認すべきか否かは米洲諸國が共同で決定すべき問題ではなく各國政府が個別に決す

べきである、中南米諸國の中には既にこの問題に關し個別的に決定を行つて了つた國もある現状では米洲諸國が一致して態度を決することは殆ど不可能であらう、最近ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、ウルグワイの諸國はフランス政府承認問題につき米國の態度を問ひ合せて來たがペルーの如きは既に自己の判斷によつて承認に決した旨を通告して來てゐる

イタリア

地中海情勢

伊紙の對佛強硬論

ローマ【二二】國際問題に關するイタリアの半官紙ラチオーネ・インテルナチオナレ(週刊)は十一日の紙上に佛伊關係に關する論説を掲げ今までのに強硬な態度で武力に訴へてもイタリアは對佛要求を貫徹すると主張し注目を惹いてゐる、論旨次の通り

獨伊兩國の要求は國際正義に立脚するものでありルーズヴェルト大統領領式の如き民主主義義國側からの恫喝によつて決して阻止し得ないものである、イタリアはスペインに於てはその亦化を防止し歐洲の危機を救つたがフランス軍がスペイン全土に於て完全に勝利を確保するまでイタリアはスペインより撤収しない決心である、否フランスの政策が峻険なる限りイタリアはスペインより退かないかも知れない、若しスペインへの外國勢力の侵入を阻止すること

とがフランスの死活的利益であるならばそれは又イタリアにとつても同様である、従つてフランスが今後どう出るかを監視するにはスペインに止まるのが良策であらう、フランスは頑強にイタリアの自然的要求を拒否し續けてゐるがこの態度こそフランス自身のみならず歐洲にとつても命取りとならう、若しイタリアの要求が商議の手段に依つて達せられないならばイタリアは武力に依つても之を達せしめる決心である、フランス政府並に國民は今こそ何れかの途を選ばねばならないのだ、イタリアの對佛領土要求は嘗てイタリア領たりしものに限られてゐる、アフリカに於てはチュニス、ヌエズ、ジプチの三地方でジプチは地中海に臨んでゐるがエチオピアに至る最適の入口であり同所を他國の手に委ねておく譯にはゆかない、コルシカ島はイタリアの安全にとつて基本的部分を爲してをり之が返還も早急に實現されねばならぬ、イタリア國民は民族を同じくし、同一言語を用ひ、同一歴史を有する人々が外國に奉仕してゐる事實を放任しておくことは出来ない、ユースはピエモンテ同様イタリア領であり、兩地方の連帶關係は人民投票によつて破壊された、以上によつて明らかな如くイタリアの對佛要求は稱乎たるイタリア國民の決意に基き達せられねばならぬ、若し要求が達せられぬ時フランスはイタリアの最悪の敵とならう、しかしイタリアはかゝる敵をば斷乎紛碎するだらう、フランスは武裝し緊密に結合した獨伊兩國の矢面に立つことの眞意

義をよく理解せねばならぬ
世界周航艦隊に帰還命令
ローマ【二三】イタリヤ海軍の第七艦隊は世界周航の爲昨年十一月ナポリ出帆、目下南米各地を歴訪中であるがイタリヤ政府は十四日突如右艦隊に對し巡航豫定を短縮して本國に歸還するやう命令を發した、歐洲の政情逼迫の柄折イタリヤ政府の斯る措置は各方面の重視する所となつてゐるが一部ではスペイン内亂を繞る地中海の危機に備へる爲と見るものもあり、又一部ではイタリヤ艦隊の南米に於ける各寄港地で不祥事件が頻發した爲と解してゐる

英伊外相會談
ロンドン【二三】パース駐伊英大使は十三日キジ宮にチアノ外相を訪問、會談を行つたが英國政界ではパース大使とチアノ外相間に左の如き内容の會談が行はれた事を知りイタリヤの動向に重大關心を示してゐる、即ち右會談の席上パース英大使より

イタリヤが英國に對し事前に通告なくして軍隊の増遣を行つたのは昨年四月十六日調印の英伊協定に規定せる軍事情報交換の原則に背馳し且佛領北アフリカを脅威するものと考へる

旨申入れたのに對しチアノ外相はリビア駐屯イタリヤ現役兵の總數は従前の二萬八千名より六萬二千名に増加されるに至つたがこれはチュニス地方に對するフランスの兵力増遣と南チュニスに於ける軍隊集結に對應するものであるから正常状態に復し次第三萬以下に減少されるであらう

と答へた、次でパース大使より貴説のフランス軍増遣説の根柢は何處にあるか
と質したのに對しチアノ外相は同問題に對して之以上申し述べた必要なしとこれを突つた、パース大使は更にイタリヤ諸新聞の對佛攻撃に抗議し殊に十一日のイタリヤ半官「レチチオーネ・インテルナチオナレ」紙上にはあらはれた對佛強硬論を引用しイタリヤ新聞のかゝる對佛攻撃は佛伊關係のみならず英伊關係にも悪影響を與へる旨指摘しチアノ外相の注意を喚起したがチアノ外相は佛伊關係の緊張は専らフランスがその責任を負ふべきである、殊にイタリヤ政府は新聞の論文全部に對し責任を取る事は出来ない

と答へパース大使の將來の保證申入れに對してもかゝる保證を與へる事を一切拒否する態度に出たと云はれる

獨伊樞軸の動向緊迫
パリ【二三】最近頻りに獨伊兩國の動員説が傳へられてゐるが十四日パリに達したマタン紙ローマ特電はイタリヤの新動員により獨伊樞軸を中心とする歐洲情勢は緊急を見つゝある旨左の如く報じてゐる

イタリヤ參謀本部は二月末迄に一九一三年、一九一四年級に屬する主として專技術門の預備兵を召集することにやつた、一方目下リビア旅行中のナチス黨突撃隊司令ルツツエ氏は本國よりの急電に接して急遽ベルリンに歸還し、又世界一周航海中のイタリヤ第七艦隊も本國政府の歸還命令に接し豫定を變更して歸國するなどの諸事實もあり獨

伊樞軸の動きには重大關心が拂はれてゐる、而してムソリーニ首相は来る十九日トリノに於てイタリヤの植民地要求につき公式にその主張を發表するだらうとの説も傳へられてゐるが以上の情勢から見てムソリーニ首相の演説内容には注目を惹いてゐる

伊大動員説と英佛
パリ【二三】最近頻々と傳へられる獨伊兩國の動員説は不安定を續ける歐洲の政情に益々緊迫感を與へてゐるがフランス外交消息通ベルチナツクス氏は獨伊の動員説並にこれに對するフランスの對策につき十六日次の如く報道してゐる

最も新しい情報によるとイタリヤの軍事的諸準備は最近益々廣範圍となつてゐる模様で三月の第二週には更に六十萬の豫備兵の召集が完了するだらうといはれる、ドイツに於てもこれと併行して同様の措置が行はれてゐるのでフランス軍部の最高指導部に於ても獨伊兩國の右の如き軍事的措置によつて惹起された情勢を頗る重大視し勢力の均衡を得る爲何等かの對抗措置を採るべきか否かを考慮することゝならう、一方フランスの航空使節は英國に赴いて航空機並に發動機の購入に奔走してゐる、更に又英佛兩參謀本部も最近はずつちを含むアフリカに於ける軍事問題をも協議の範圍内に入れて緊密な連絡を遂げてゐる

英リビア増兵確認
ロンドン【二三】イタリヤ軍隊のリビア増遣説が頻りと傳へられる折柄パトラー外務次官は廿日下院に對しイタリヤ軍隊

三萬名がリビアに派遣された旨次の如く言明した
イタリヤ政府がパース大使に與へた言明によりイタリヤがリビアの安全を保障するとの理由でリビアに對し三萬名の軍隊を派遣してゐることが明かになつた、これによつてリビア駐屯兵は英伊協定調印の直前と殆んど同様の兵力に増大したわけである

更にチエンバレン首相は同じく下院に對し
政府は目下スペイン、フランス政權の承認問題を考慮中で何等決定に達してゐない

旨を重ねて明かにした
▲英下院リビア増兵問答 ロンドン【二三】イタリヤのリビア駐屯軍増遣は英國政界の重大關心事となり廿日の下院でも多數議員から質問が出たが之に對しパトラー外務次官は三萬名増遣の通告を受けた旨確認し左の如く述べた

二月八日以來英國外務省はリビアのイタリヤ駐屯軍増加につき別段新たな情報に接してゐない、パース駐伊大使は既にイタリヤ政府よりリビアに約三萬の軍隊を派遣する旨の報告に接して居り、右増遣の目的はリビアの安全を維持する爲だとのことである、軍隊増遣に當つては英國政府は英伊協定中軍事情報交換の規定により當然報告を受けることゝならう

次いで反對派領袖は駐屯軍増遣が英伊協定違反ではないかと喚び下りパトラー次官との間に次の應酬を重ねた
△(ヘンダーソン議員(労働黨)) リビア駐屯のイタリヤ兵増加は英伊協定に牴觸するものではないか
△(パトラー次官) 余は同増加を以て英伊協定に違反するものと考へることは出来ない、イタリヤ政府はリビア駐屯軍を三萬に減少する旨約したからである
△(アトリー労働黨々首) 英伊協定中に規定された兵員の減少とはこの規定を履行した後再び埋め合せをすることが出来ることを意味するの
△(パトラー次官) 英伊協定中の同規定はチアノ外相よりパース駐伊大使宛の交換公文文中にあり同規定は實際に遂行された

△(アトリー労働黨々首) それはつまり一時兵員の減少を行つた上その後は再び兵員の増加を行はうといふのではないか
△(パトラー次官) 同規定の意圖する所は實行されたのである、公文が交換された際にはそれが永続性のあるものかどうかは問題とならなかつた

△(アトリー労働黨々首) 自由黨々首三萬名増加さればリビア駐屯軍は英伊協定調印當時と略同數になるのではないか
△(パトラー次官) 然り、さうならう
△(パトラー次官) 然り、さうならう

△(パトラー次官) 然り、さうならう
△(パトラー次官) 然り、さうならう

△(パトラー次官) 然り、さうならう
△(パトラー次官) 然り、さうならう

△(パトラー次官) 然り、さうならう
△(パトラー次官) 然り、さうならう

△(パトラー次官) 然り、さうならう
△(パトラー次官) 然り、さうならう

△(パトラー次官) 然り、さうならう
△(パトラー次官) 然り、さうならう

▲獨紙パドリオ將軍のリビア訪問を報道
 ベルリン【三三】イタリア政府が地中海情勢の逼迫に備へて動員を決定したとの報道が傳へられてゐる折柄パドリオ元帥が特別使命を帯びてリビアに向つた事はドイツ官邊の注目を惹いてゐるが廿日のベルリナー・ベルゼン・ツァイツング紙はパドリオ元帥のリビア訪問は過般のガムラン佛元帥の北アフリカ佛領植民地訪問に對抗する對佛牽制策であるとして次の如く述べてゐる

今回行はれたパドリオ元帥のリビア訪問は過般のガムラン佛元帥の北アフリカ佛領植民地訪問に對するイタリア側を示威行爲である、伊領リビア駐屯のイタリア兵力は英伊協定の締結により三萬に減少されたが最近再び増兵され六萬二千に達してゐる、かくしてイタリアはリビアに一九三六年エチオピア戦争當時と殆んど同数の兵力を有することゝなつた、イタリアは現在リビアに三軍團を有してゐるがその中一軍團はリビア土人より成る特別部隊であるこれに對しチユニス及びアルゼリアにあるフランス兵力は十二萬の多きに對してゐる有様だ

英大使チアノ外相と協議

ローマ【三三】パリス駐英大使は廿日キジ宮にチアノ外相を訪問イタリアのリビア出兵問題につき詳細な事情を聴取して協議を遂げた、パリス大使は更にイタリア各紙の反佛宣傳に言及、殊に半官週刊紙レチアチオーネ・インテルナチオナールが去る十一日激越な口調でチユニスの武力占領を主張した事實に對し斯る反佛宣傳はチエンバレン首相の包懷する平和

工作を破壊するものであると非難したチアノ外相は右は必ずしもイタリア政府の見解を代辯するものではない旨聲明した模様である

三巨頭會議說否定

ローマ【三三】ムソリーニ首相がヒトラー總統、フランコ將軍と共に近くイタリアで重大會談を行ふとの報道が頻りに傳へられてゐるがイタリア宣傳省は廿日斯る報道は全く事實無根である旨これを否定した、尤もローマ外交界の一部では近い將來フランコ將軍がローマを訪問することは充分實現の可能性があると觀測してゐる

獨伊通商協定成立

ローマ【三三】據れて獨伊間に折衝中の獨伊通商協定はこの程成立し十三日午後七時半キジ宮に於てイタリア代表、上院議員アメデオ・ギアンニーニ公使とドイツ代表クローヂウス公使の間に調印を終了し同時に右協定に伴ふ兩國稅關協定はチアノ伊外相、フォン・マツケンゼン獨大使間に調印された、新協定はドイツの領土合併による新情勢に對處せんとするもので内容骨子左の通り

一 ドイツが新たに合併したオーストリア及びブズデーテン地方とイタリアとの通商關係を明文に依り新たに規定し従來獨伊兩國の輸入年額がイタリア卅億リラ、ドイツ十億リラで、イタリアの輸入超過となつてゐたものを同額程度に調整する
 一 從來イタリアからドイツに生糸、絹織物、麻、果物、野菜類等、ドイツから

らイタリアに石炭及び各種工業製品等を輸出してゐたが新協定に依りドイツの新領土にイタリアから多量の物資を輸出する

獨伊通商協定調印

ローマ【三三】イタリア政府は發てドイツ政府との間に新通商協定の締結方につき交渉を進めてゐたがイタリア政府は十三日午後獨伊新通商協定がローマに於て調印された旨正式に發表した

伊外相訪波の意義

ワルシャワ【三三】チアノ伊外相は来る廿五日ポランドを訪問することになつたが一月下旬リツベントロップ獨外相がワルシャワを訪問した際ベック波外相との間に行はれた會談により獨波兩國の關係が完全に調整された現在では嘗て期待された様な政治的意義はなくベック外相に對する儀禮的答禮の訪問に過ぎないものとならう、元來伊波兩國は傳統的に友好關係にあり而もポランドは昨年三月の獨境合邦以來ドイツの東歐進出を懼れるの餘りムソリーニ、ヒトラー兩巨頭間に金鐵の了解があるにも拘らずイタリアの一部には昨年十一月頃までドイツの東南歐に對する獨占的發展を默認し切れない未練があつたとの希望の觀測が行はれてゐたことは否定出来ない、ポランドがハンガリーとの共同國境設定要求を提示した際イタリアの支持を期待したのはこの表れであり、ポランドは斯くしてイタリアを通じてドイツに對し牽制と妥協との兩刀政策を採つて來た、然るにスベイン問題、地中海開闢等歐洲情勢の急展開に促さにてポランドは今やイタリアとドイツとの間に何等かの懸隔を期待せ

んとする從來の未練を清算し一方又對獨關係の好轉にも成功したのでイタリアをして獨波關係の仲介に立つて貰ふ必要も自然消滅したわけである、更にポランドは十八日フランコ政府を正式承認して伊波關係は更に緊密化を見るであらうが今の處防共働に參加する望みは全然ない模様である

最高國防委員會終了

ローマ【三三】去る六日からローマに於てムソリーニ首相司會の下に開催中の第十九回最高國防委員會は有事の場合に備へるためイタリアの舉國戰時體制強化問題につき審議を行つてゐたが二十一日週間に亘る會期を終へて閉會した、次回の委員會は明年二月開催の豫定である

大評議會教育刷新案可決

ローマ【三三】ファシスト大評議會は十五日夜ムソリーニ首相司會の下に會議を開き政府提案にかゝる教育基礎法案に關する重要討論を行ひ異議なく可決した、右教育基礎法は學校教育により一般國民の生産能力の實際的效果を擧げる爲に勤勞教育を主眼とすべきことを規定したものであるがその内容骨子左の通り

一 學校教育に勤勞奉仕の原則を採用しこの教育目的に基き學校教育を再組織する
 一 學校教育に於ては來るべきファシスト時代の眞の政治家、眞の職士の人格完成を主眼とする
 一 國民はその貧富の如何によつて教育を享くべきではなく何人も教育享受の

可能性を有するものとする

教皇選舉廿八日

ローマ【三二】ピオ十一世の薨去と共に次期教皇は来る二月廿八日樞機卿を以て組織される教皇選舉會に於て決定される旨十一日正式に發表された、次期教皇としてはミラノ大司教シスター師、フィレンツェ大司教エリア・ダラコスタ師等の呼び聲が高い

教皇葬儀執行

ヴァチカン市【三三】ローマ教皇ピオ十一世の葬儀第一日は十二日午前聖ピエトロ寺院に於いて執行された、第一日は寺院に安置した教皇の遺骸に對する一般民衆の參拜のみで終了、明十三日正葬を執行、來る廿日迄續行される豫定である

教皇葬儀第二日

ローマ【三三】ローマ教皇ピオ十一世の葬儀第二日は春雨を降る十三日聖ピエトロ寺院に於て多数の高僧、信徒、各國大公使、イタリア高官等多數參列の下に盛大嚴肅に舉行された、教皇の遺骸は明十四日聖ピエトロ寺院に埋葬される筈である

教皇遺骸埋葬式

ローマ【三三】イタリア政府は十七日國葬の禮を以てローマ教皇ピオ十一世の葬儀を行つた、葬儀は聖アンドレア・ヴァレ教會に於て行はれエマヌエレ三世並にエレナ皇后、ムソリーニ首相以下各大臣其他政府要員多數出席の下に嚴肅なるミサ

教皇國葬

ローマ【三三】イタリア政府は十七日國葬の禮を以てローマ教皇ピオ十一世の葬儀を行つた、葬儀は聖アンドレア・ヴァレ教會に於て行はれエマヌエレ三世並にエレナ皇后、ムソリーニ首相以下各大臣其他政府要員多數出席の下に嚴肅なるミサ

が取り行かれた、又同日はイタリア全國に亘り學校、劇場、映畫館等は休業して哀悼の意を表し全國の教會では夫々祈禱が行はれた

ム首相狙撃説否定

「ムソリーニ首相狙撃される」とのニュースを報布したがイタリア政府當局は右報道を頭から否定し十七日午後五時次の如く發表した

十五日首相官邸附近警戒の警官が暴動不審の男を呼び止め身分證明書の提出を求めたところ右の男は警官に對しピストルを發射したので直ちに之を逮捕

目下取調中であるがムソリーニ首相狙撃云々は全く虚構の流言である、かゝる流言製造者は適當に處分する方針である

白鳥大使伊外相訪問

ローマ【二三】白鳥駐伊大使は十三日イタリア外務省にチアノ外相を訪問懇談を遂げた、右會談では日本軍海軍南島上陸に伴ふ陸東の最新情勢に關し種々意見の交換が行はれたものと見られてゐる

三上總の演奏會好評

ローマ【二三】ソプラノ歌手三上孝子嬢の告別演奏會はエレナ皇后を總裁に仰ぐイタリア名流婦人團體リチエウム・ロマノ主催の下に十八日午後九時半より同會館で催され三上嬢はローマ華界の貴顯紳士淑女を前にして日伊獨の歌曲を約一時間に亘り歌ひ喝采を博した、十九日の各紙朝刊は同嬢の當夜の出來榮を賞讃し特に困難なイタリアものを完全に歌ひこなしした點を指摘、その技倆を讃へ廿三日

のイタリア新聞協會大ホールにおける三上嬢の公開リサイタルは音楽に關心を持つ者の絶對に聞き逃し出來ぬものだと強調、日伊文化親善に寄與しつゝある同嬢の功績を賞揚してゐる、更に同嬢は廿七八日ロイヤ放送局から各國の古典物、新歌曲を放送する筈でこれは日本へも中絶される豫定である、三上嬢は昭和十一年春渡歐して以來二年餘をイタリアに留学、ソヴィエト女史其他イタリア樂壇の大家について修業中であつたが来る三月十一日ナポリ出帆の照國丸で歸朝することとなつた



總動員計畫着手 (佛紙報道)

ハリ【二二】去月卅日のヒトラー獨逸の國會開會演説以來ドイツの植民地要求が歐洲外交界注目目的となつてゐるが急進社會黨系ワグネル紙外交部長タイ女史は十二日の紙上に英國筋より得たる情報としてドイツは植民地要求貫徹の爲動員計畫を實施してゐる旨左の如く報じてゐる

英國筋より得た情報によればドイツ政府は来る三月十日前後を期して獨伊兩國の植民地要求を具體化すべく目下動員計畫の實施にとりかゝつてゐる、空軍動員は現在既にその九割五分を終つて居り十五日には廿五歳から卅歳迄の壯丁を動員し三月初めに全動員を完了する豫定である、尙去る七日には獨佛國境各都市に毒瓦斯マスク配布を命令しミンヘンに配布本部を置いて實施に

着手したと傳へられる

獨逸論に佛憂慮

ハリ【二三】スペイン問題の急展開と共にドイツは愈々近く植民地返還要求を提出すべく既に大規模の動員が行はれてゐると傳へられフランスの軍部方面は同報道に異常な關心を示してゐる模様である、外交通ベルチナツクス氏の消息によれば右動員は昨夏チエコ問題に際して獨伊の行つたものと同性質で今回もイタリアは小規模ではあるがドイツと呼應して行つてをドイツは既に各種豫後備兵を續々召集、三月六日には動員計畫完了し略々百五十萬の大軍を整備するといはれる、而してフランスでは今にして之に對抗策を講ぜざる限り新たな國際紛争が惹起した場合フランスは完全に立遅れようとの聲起り軍演論に拍車をかける形勢にある

獨ソ通商會談頓挫

ワルシャワ【二五】ポーランド側からの情報に依れば目下獨ソ通商會談がモスクワ、ベルリンの兩地に於いて相互の大使館を通じ夫々進行中といはれるが石油問題を繞つて一頓挫を來したといはれる、その原因としてはドイツ側がソヴェト聯邦産石油の大量輸入を主張したの對しソヴェト聯邦は既に海外輸出に充當してゐた百五十萬噸の石油輸出をイタリア政府と契約済みでありこれ以上輸出することはソヴェト聯邦の必要計畫貯蔵を破壊するものなりとの建前から反對したにあると傳へられる、因みにソヴェト聯邦の石油産出額は一九三三年以來第二次五ヶ年計畫開始にも拘らず減産傾向にあり、昨一九三八年の如きは年産額三千二百五

十萬噸で軍需産業方面からの激増する需要に對しては到底滿し得ない有様である

來月中旬獨逸で防共民衆大會

ベルリン【二七】日獨伊防共樞軸の提携は益々鞏固を加へてゐるがベルリン政界消息通の情報によると来る三月中旬フランスフルト及びミンヘンに於て防共樞軸を誇示する防共民衆大會が華々しく開催される豫定と言はれる、この防共民衆大會には我が大島大使、ヘス副總理その他防共協定參加國外交官が多數出席し夫々一場の演説を行ひ防共協定を謳歌する豫定である、なほ大島大使は来る三月十三日フルトを公式訪問し同大會は大體翌十四日開催の見込であるがフランスフルトの防共民衆大會が終了した後更に引續きミンヘンに於て大會を開催することとなる模様である

大島大使ハンブルグ訪問

ハンブルグ【二五】ロンドン及びブリュッセルにそれ〴〵重光駐英、來栖駐白兩大使を訪問協談を遂げた大島駐獨大使はベルリンへ歸任の途中十五日午前ブリュッセルからハンブルグに到着、川村總領事始め多數の日獨官憲の出迎へを受けた大使はハンブルグに二日間滞在の上各方面と交遊を続けるが十五日正午にはハンブルグ州知事主催の歡迎午餐會、十六日には極東協會主催の歡迎會にそれ〴〵出席し十七日にはビスマルクの陵墓に詣で花環を捧げた後ベルリンへ向ふ豫定である

ハンブルグ【二六】大島駐獨大使はロンドン及びブリュッセル訪問の歸途ハンブルグを訪問、各方面との交遊を遂げてゐる

が十五日午後はハンブルグ港の視察を行ひ、次いで有名なハンブルグ大學を訪問した、大島大使は同大學總長グンデルト教授以下職員の出迎へを受け大學内の各施設に日本館の視察を行つた後一場の演説を行ひハンブルグ大學日本館の日獨兩國民の親善促進に對する功績を賞讃した

ヘンダーソン大使英獨親善を強調

ベルリン【二五】駐獨英大使ネイル・ヘンダーソン氏は十五日夕英獨協會主催の晚餐會に臨み一場の演説を行ひ英獨協調が歐洲平和の根幹たるべき旨を強調大要左の如く語つた

余は大體國たるドイツと海國たる英國とが結局は確乎たる友好關係を樹立するものと確信するものである、萬一若しこれが失敗するに於ては歐洲全體が衰滅するに至るであらう、ヒトラー獨逸とチエンバレン英首相とが兩國の親善關係確立のためにミンヘン會談に於て打ち樹てた基礎はすべて此種目的達成を破壞せんとの惡意を懷く人々の努力にも拘らずや兩國の友好關係を達成せしむるであらう、英獨兩國が國際政局に於て對立的であるといふのは全く根も葉もないことだ

新裝の日本古美術展覽會

ベルリン【二四】日本美術展覽會は愈々来る廿八日ベルリン民俗博物館で盛大に開會式を舉行することとなつたが右展覽會に對するドイツ側の力の入れ方は大したもので民俗博物館長キヌメル博士自ら采配を振り特に展覽會裝飾の巨匠マツクス・ニーダーレンダー氏は動員して日

本美術品の陳列に相應しい會場の新装に懸命である、ドイツ側當局の首脳部でも國外不出の御物、國寶等を特に送つて來た日本の誠意に感動し且又日本古美術品が歐洲文化に及ぼす意義が少くないので絶大の支持を惜まず、開場式當日はルスト文相を始めリッペントロップ外相、ゲツベルス宣傳相等が出席し特にヒトラー總統も日獨文化交流を祝する爲に是非開會式には出席の意向であるといはれる開會式當日のプログラムは次の通り

一 開場の辭 會長 フォン・デイルク
セン大使

一 挨拶 井上三郎侯、大島大使並にルスト獨文相

一日獨獨歌齊唱

一 展覽會觀覽

なほ十四日夜キエムメル民俗博物館長はベルリン、カイザーウィルヘルム科學研究所のハルナック會館に於て約四百名の聴衆を前に幻燈を用ひて同展覽會紹介の講演を行ひ觀衆に多大の感銘を與へた

日本研究の篤學 漸く

ハンブルグ【二三】會つて東京帝大教授としてドイツ文學を講じドイツに於ける日本文化研究家の長老として名高いカルル・フロレンツ博士は十六日ハンブルグの自宅に於て死去した、享年七十四、フロレンツ博士は一八六五年生れ、文學を專攻ライプツヒ大學の教授として梵語を講じてゐたが後一八八九年東京帝大に聘せられてドイツ語及びドイツ文學を講じ旁ら多量の論文を公にし日本文學をドイツに紹介するに功があつた、大戰勃發と共にドイツに歸りハンブルグ大學教授として文學を講じてゐたがその後日本

文化の紹介にこれ努め親日家として知られた、著書も日本に關するもの多く「現代日本文學」「日本神話」等有名である

近衛子ドイツで活躍

ハンブルグ【二三】目下ドイツ滞在中の近衛秀麿子は来る十三日夜ハンブルグに於てドイツ放送會社專屬の大管絃樂團を指揮してタクトを振ふことになつた、尙當夜のプログラムには舊臘遊歴した訪日ヒトラー青年團幹部の挨拶も含まれてゐる

訪日飛行三月中旬か

ベルリン【二三】舊臘ベルリン東京間親善飛行を行つたドイツのルフト・ハンザ航空會社は更に同會社の優秀機ユンケン機五十二型を以て第二次日獨親善飛行の舉行を企圖し目下着々準備を進めてゐるがユンケン機通過規定の南方コース中佛領土の部分の通過許可は既に確實と見られ残るは英領土通過許可を待つのみとなつた、英國よりの許可があり次第三月中旬愈々決行することゝならう



極東開發計畫審議

モスクワ【二三】ソヴェト聯邦の第三次五ヶ年計畫が特に極東シベリアの開發に重點を置いてゐることはソヴェト工業化の新階段を物語るものとして注目を惹いてゐるがプラウダ紙廿日のハバロフスク特電によればハバロフスク地方共產黨は第三次五ヶ年計畫中の極東開發計畫を審議するため第一回黨大會をハバロフスクで開催してをり黨地方書記ドンスコイ氏

は次の重要報告を行つた

ハバロフスク地方全體の經濟發展は著しいものがあり一九三三年度の全豫算九千四百七十萬ルーヴルが第二次五ヶ年計畫の最終年度たる一九三七年度は四億四千八百五十萬ルーヴルに激増した、更に同期間に石炭は五倍、石油は二倍、貨物輸送高約三倍に増加した、ニコライエフスクは近く強力なる海港となる筈で同市はカムチャツカ、コリマ及び其他の邊境地方との航空路の連絡中心點とならう、オハからニコライエフスクに石油輸送管を設置し同地に石油分解工場を建設する必要がある更にマクネフ代議員は極東開發の必要を強調して次の如き提案を行つた

極東開發指導者養成のためハバロフスク地方に水産及び工業の専門學校を設置し又燃料及び冶金工業を發達せしめ之を統轄するためハバロフスクに適當な統制中樞部を置く必要がある

大會は全會一致で第三次五ヶ年計畫モロトフ案を採擇し尙全員一致で第三次五ヶ年計畫書はハバロフスク地方をして從來の消費地方から生産地方に轉化せしむべしとの意見を表明した

ソ聯の對極東策

モスクワ【二三】最近内治外交兩方面に於て重大な變化を傳へられるソ聯の今後の動向は注目されてゐるがアヴァス通信社モスクワ支局は廿日ソヴェト外交政策殊に對極東策の今後につきモスクワ消息筋の觀測として左の如く報じてゐる

ではないがその外交政策は漸次歐洲の全體主義諸國との妥協に向ひつゝあり一方日本に對しては一層強硬な態度を採らんとしてゐる如くである、尤も日本に對しても極端な措置に出ることは欲せずこの際極東に於ける大々的の工業發展並に植民地増加を意圖してゐるといはれる、極東ロシアに於ける石炭産額は近く倍加されると共に建設決定熔鑄鐵數の七割五分は極東ロシアに建設されることにならう、かくして第三次五ヶ年計畫の進行によりソヴェト工業の東漸は愈々實現するものと見られてゐる、かゝる事情の下に於てソ聯は日本の漁船を極東沿海州の戰略的地點から驅逐すると共にソヴェト商社のため日本商社の活動を制限せんことを希望してゐる、而して消息通の見るところではソ聯は日本が支那事變で多忙のためソ聯に對し大規模の軍事行動を開始することは不可能と見てゐる模様である、他方モスクワでは日本軍の海南島占領を以てフランスを脅威するため豫め日獨伊三國間に協議された軍事行動だと解してゐる

ソ聯海軍使節團渡米

モスクワ【三五】ソ聯政府は海軍人民委員部次長イサーコフ氏を團長とし其他海軍軍事専門家六名より成るソ聯海軍使節團を米國に派遣することに決定、十五日この旨發表した、右使節團は一兩日中にモスクワ出發渡米し米國海軍との交遊を遂げる決定であるが今回のソ聯海軍使節團の渡米は防共樞軸に對抗するためのゼスチニアと見られ注目を惹いてゐる

▲ソ聯海軍使節團の使命 ニューヨーク

【三五】十五日ニューヨークに達したA Pモスクワ電は右ソ聯海軍使節團の渡米目的につき次の如く報道してゐる

今回のイサーコフ海軍使節團の渡米目的は發表されないが最近ソ聯政府が外敵を驅逐するに足る強力海軍建設方針を決定した事實に徴してその意義は重大なりと見られる、尙駐米國大使館附武官フィリップ・フェイモンザイル中佐は一行の滞米中の歡迎準備のため十五日モスクワを出發歸國の途に就いたがフェイモンザイル中佐はソ聯國防問題の權威として知られソ聯當局者の間でも高く評價されてゐる人物故イサーコフ使節團の使命達成の陰の人として活躍するものと見られる、なほイサーコフ使節團の使命は米國の造船所との間にソ聯海軍艦艇の建造問題につき交渉を行ふにあるとの説もあるが明かでない

ソ聯の建艦と中立法

ワシントン【二六】ソヴェト政府は海軍人民委員部次長イサーコフ氏を團長とするソヴェト海軍使節團を米國に派遣することに決定したが右使節團の使命は二年前決裂した儀となつてゐるソヴェト主力艦二

隻の建造交渉につき再度米國造船所との間に折衝を開始するにあるとも傳へられこれに關聯して再び中立法問題が米國政界の論議的のたならうとしてゐる、即ち米國造船業者は近くソヴェト聯邦が戦争に捲込まれる場合には當然中立法の變動によつて契約の履行が妨げられるのを怖れ大量の建造契約を手控へるものと予想されてをり、一方米國海軍當局も亦果してソヴェト海軍のために目下不足してゐる優秀な技術者を割くことを同意するとは思はずソ聯軍艦材料の試験のために海軍の造船施設の使用を許すかどうかも疑問なのでその建造上には種々の困難が豫期される、尤も一部海軍専門家は假令ソヴェト聯邦のために主力艦の建造を請負ふとしてもこれへ最新の裝備を施すことを避けさへすれば軍機漏洩問題の發生する餘地が無く政府が外交問題で窮地に陥ることはあるまいと樂觀的態度を採つてゐるが對佛軍用機輸出問題を契機にルーズヴェルト大統領の積極外交が露々たる非難を浴びてゐる際ではあり政府當局がソヴェト海軍使節團に對し如何なる態度に出るか各方面の注目を惹いてゐる

保健人民委員ボルヂレフ失脚
ハル濱演説【二六】當地に達した確報によれば失脚を傳へられたソ聯邦保健人民委員ボルヂレフは正式に罷免され後任には同委員代理クラチエーフの拔擢を見たことが確實となつた、尙左の有力者が黨規案亂並にスパイの嫌疑で處刑された

ソ・ラ通商協定成立
モスクワ【二三】タス通信社は十三日ソヴェト、ラトヴィア兩國間に通商協定成立せる旨左の如く發表した
ソヴェト聯邦並にラトヴィア兩國間の通商並に爲替の調整に關する協定は十一日モスクワに於て調印された

ソ・リ通商協定成立
モスクワ【二四】ソヴェト政府は十四日リトアニアの首都コヴノに於てリトアニア政府との間に一九三九年度の通商協定に調印を了しこの旨發表した

ソ波通商協定成る
モスクワ【二五】ソ波兩國政府は兩國間の貿易促進策につき過般來モスクワに於て折衝中だつたが前後一ヶ月に亘る交渉纏りソヴェト代表外國貿易人民委員ミコヤン氏並にポーランド代表駐ソ大使グルチボフスキー博士は十九日新通商協定に調印を了した、尙右通商協定には清算協定も附屬してゐる

同州 第三書記 フョードロフ

駐ソ佛大使活躍
モスクワ【二七】駐ソ佛大使ポール・ナヂヤール氏は十七日クレムリン宮にモロトフ人民委員會議議長を訪問會談した、ナヂヤール大使は前駐支大使として支那事變中昨秋まで支那に駐劄した人であり同大使のモスクワに於ける動靜は注目される

ソ聯農業博八月に開催
モスクワ【二八】ソ聯人民委員會議及びソ聯共產黨は十八日共同布告を以て昨年八月の第二回最高會議で決定した農業獎勵を目的とする全聯邦農業博覽會を本年八月一日からモスクワに於て開催する旨公表した、右布告と同時に博覽會最高委員會は詳細なる出品規定及び種々優賞規定を發表したが出品資格は一定の標準以上の成績を擧げた品目に限ることになつてゐる、なほ最高賞は協同組合農場、國營農場、トラクター・ステーション、協同組合牧場等の團體に與へる事とし成績優秀なものには一等、二等の賞状を下付し一等は總員一千名夫々一萬留及び小型自動車副賞、二等は四千名これに夫々五千留及び自動車副賞として授與することになつてゐる



北歐四外相會議
ヘルシンキ【二九】デンマーク、ノールウェイ、スウェーデン、フィンランドの北歐四國外相會議は廿日フィンランドの首都ヘルシンキに於てデンマーク外相ムニツ博士、ノールウェイ外相コト博士スウェーデン外相サンドラー氏、フィンランド外相ヴオイオンマ氏等參集の下に開催、軍事、經濟、文化の各方面に亘る北歐四國の提携強化問題につき協議を遂げた、同會議では歐洲に戦争が勃發した場合の中立政策につき協議が行はれたものと見られるが右に關しスウェーデン外相サンドラー氏は左の如く語つた

バルカン會議廿日開催
ワルサ【三〇】ドイツの東進政策とこれを阻止せんとするソ聯の黒海協定政策との對立によりバルカン諸國の動向が注目的となつてゐる折柄ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ギリシャ、トルコの四國を加盟國とするバルカン協商國會議はルーマニア外相グレゴワール・ガフニョコ氏司會の下に來る廿日からルーマニアの首都ブカレストに於て開催されることになつた、今回の會議は獨ソ兩國の進出に備へるの團結を強化せんとするものであるが主要議題と目されるもの左の通り

一 バルカン協定の有効期間の延期
一 バルカン協商國とハンガリーとの國交調整
一 ブルガリアの國境改訂要求宣傳に對する對策詳議

一 バルカン諸國間の經濟提携の具體化
一 ノールウェイ外相コト博士の提唱にかゝるルーズヴェルト米大統領に對する軍縮會議開催促進斡旋方懇請に關する共同照會
一 フランコ政府共同承認
一 ヘーグ國府司法裁判所ネグレスコ判決の後任選任に關する對策
一 向ヘーグ國府司法裁判所後任判事には國際法學界の權威たる前ギリシャ外相ニコラス・ポリトリス氏の就任が有力視されてゐる

外相を始め多數の出席を受けベルグラードに到着した、メタクサ首相は直ちに無名戰士の墓を訪れ花環を降けた後ポイル攝政に謁見、續いて午後はツヴェコウイ首相と懇談を遂げた、尙メタクサ首相は明十九日午前マルコウイツチ、ユーゴ外相と共にベルグラードを出發ブカレストに向ひバルカン協商國會議に出席の穩定である

バルカン協商ソ聯の接近排除
ブカレスト【三一】ギリシャ、トルコ、ユーゴスラヴィア、ルーマニア四國外相は廿日ブカレストに參集バルカン協商會議を開き東南歐當面の諸問題を討議した結果ソヴェトの接近を排除するに意見一致次の如く決定した
一 ソヴェト政府提案の黒海協定を拒否する
一 ソヴェトの介入はドイツを刺激する恐れあるに鑑み直接間接を問はずバルカンの政治問題に對するソヴェトの干渉を排除する

ハンガリー政變
▲首相辭意表明 アダベスト【三二】ハンガリー首相イムレディ氏は最近ホルテイ攝政との間に重大な意見の對立を來し遂に十三日同攝政に對し辭意を表明したといはれる
▲今週中に政變か ブダペスト【三三】ハンガリー政府機關MTI通信社は十四日ハンガリー首相イムレディ氏がホルテイ攝政との意見不一致で總辭職したとの報道を公式に否定したが國內の内政不安は一向輕減せず今週中には政變が起るべしとの説が依然盛んに行はれてゐる、政

一 戦争が勃發した際北歐諸國は飽くまで中立政策を保持するかの質問であるが之はその際的情勢次第と言ふ外はな

ルーズヴェルト大統領は平和の道を感
情に走ることなく真直ぐに進んでゐる
のに反し獨裁主義諸國は人類に對し暴
虐を振ひあらゆる米國民の血を憤激
で沸き立たせてゐる

とルーズヴェルト大統領支持の態度を表明
したのに對し議員は政府の外交政策
を痛烈に批判して左の如く述べた

ルーズヴェルト大統領は米國民の指導
を誤つてゐる、政府は宜しく米國を自
己の問題に専念させるやうな方向に外
交政策を導くべきだ

最後に共和黨のバートン下院議員もニュ
ーヨーク州のユティカに於て政府の秘密
外交主義を攻撃して左の如く論じた

政府は平和を政治的に弄んでゐる、米
國は自己の政府を護るに十分に
だけ強力で武装されねばならぬが他國
迄保護してやる必要はない、従つて米
國は如何なる外國とも秘密協定を結ん
だり秘密の買賣を興へてはならぬ、と

に角外交政策の遂行に際して如何なる
秘密も存在してはならぬ

ハル長官國防強化を強調
ワシントン【二三】ハル米國務長官は十
二日午後七時ラヂオを通じ全國民に宛て
紐育萬國博覽會開催に關する演説を行ひ
國際問題に言及して平和維持の爲國防を
充實する要があると強調して左の如く述
べた

今や世界は新たな大規模の武力紛争の
妖怪につき纏はれてゐる、その結果米
國の死活的要領益も近々のうちに外
國の挑戦攻撃に曝されるやもはかり難
いのだ、かゝる挑戦に對しては米國民
は唯斷乎たる國防と抵抗を以て答へる

ばかりである、文明諸國民間の關係を
律する第一の基本的條件が國際法の遵
守にあることは言を俟たない、余は平
和的手段によつて解決されぬ國際的紛
争は存在しないと確信するものである
然かも人類の生存權、財産權こそは國
際關係の根柢をなすものであり、され
ばこそこれらの權利を飽く迄明確にし
維持せねばならぬ、米國政府は勿論外
國の内政に干渉する意圖は毫も有しな
い

一 在外米國民の權益を明確にし
一 かゝる權益を維持し且これに適宜
正當な保護措置を加へること
は政府の義務である

因みに對佛飛行機輸出問題に關聯して米
國の外交政策に關する議論沸騰してゐる
折柄ハル長官は同演説を機として何等か明
確な聲明を行ふものと豫想されてゐたが
何時もながらの抽象的演説に政界方面で
は稍々失望した形である

フーヴァー氏大統領攻撃
ニューヨーク【二三】フーヴァー前大統
領は十三日夜ニューヨークのウォールド
ルフ・アストリア・ホテルに於て開催さ
れたリンカーン誕生記念日祝賀晚餐會に
臨み一場の演説を試みルーズヴェルト政
府の施政方針を攻撃して左の如く述べた

現政府は今や米國を戰爭へと導きつゝ
ある、米國民は決して海外に於ける第
二の世界大戰に捲き込まれることを欲
してはならない、外國の事に係はつてゐ
る代りに先づ以て國內の事態に對しよ
り以上の注意を拂はねばならぬ、國內
では農村は疲弊し失業者は一千万に上
り更に窮乏のどん底に喘ぐ二千萬の民

衆があるではないか
ハル長官軍縮論議を拒否
ワシントン【二三】參戰國民投票案の主
唱者として著名なブローミヤ下院議員は
最近ハル國務長官に宛て書簡を送り米國
政府が主唱して國際軍縮會議を招集すべ
き旨提唱したがハル國務長官はこれに對
して返書を送り現在このところ未だ軍縮會
議招集の機が熟してゐないとの理由でこ
れを拒絶した旨十三日國務省より發表さ
れた、ハル國務長官の返書内容の通り
米國政府は從來も屢々軍備を縮小する
用意ある旨を聲明して來た、しかし一
九三五年のロンドン海軍軍縮會議以
後世界の主要海軍國間に軍縮協定締結
の希望を抱かせる様な事態が発生する
に至らなかつた、米國政府は軍縮成功
の可能性が相當見えて來れば何時でも
率先軍縮會議を提唱する意向である、
しかしその時期が到来する迄は列強が
争つて龐大軍擴計畫を企圖してゐる世
界の現状に鑑み米國政府は國防を必要
なだけ充實して米國國民防衛の義務を
果さねばならぬと信する

尙ラドロー議員の書簡は米國政府が
一九四一年一月一日迄建艦休日を行
ふ

一 今夏或は今秋ワシントンに於て軍縮
會議を召集する
との二點につき直ちに世界各國政府の意
向を打診するやう示唆したものである

ル大統領民主黨の協力要望
ワシントン【二三】米國下院は愈々十四
日より五億五千二百萬弗國防二ヶ年計畫

の討議を開始したがこれに先だちルーズ
ヴェルト大統領は秘かに民主黨領袖連を
ホワイト・ハウスに招致し民主黨が政府
との協力を深めて政府提出諸法案の議會
通過を促進するやうに要望した、その際
ルーズヴェルト大統領は民主黨が現在よ
り一層眞剣に政府と協力しなければ終に
は一九四〇年の大統領選挙に際して國民
の支持を失ひ共和黨に席を譲らねばなら
なくならうと警告したのに對し民主黨領
袖連は政府との協力は勿論異議のない所
だが政府は議會を指導せんと試みること
なく寧ろ議會の指導に従つて貰ひ度いと
の希望を表明したといはれる

米再軍備は不戰條約侵犯
ワシントン【二六】共和黨上院議員、リ
ン・フレージャー氏は十六日ラヂオ放送に
於いてルーズヴェルト大統領の再軍備計
畫反對演説を試み右はケロッグ條約の精
神を侵犯するものである旨左の如く難詰
した

ルーズヴェルト大統領の再軍備計畫は
國家防衛に非ずして第三國間の戰爭に
對する準備に他ならぬ、現在のところ
米國に對する外敵からの攻撃の危険が
始んどないとは幾多の著名な軍事専門
家の承認するところである、若干の諸
國は今春大動亂が勃發するものと豫想
しそれ以前に米國と提携せんと大童の
有様である、ルーズヴェルト大統領の
再軍備こそケロッグ不戰條約の根本精
神を蹂躪したものである

大統領の政策に反對
ワシントン【二六】米國民民主黨選出下院
議員、ロックス氏は十六日下院本會議

の席上左の如きルーズヴェルト大統領彈
劾演説を試みた
下院は宜しく即時ルーズヴェルト大統
領の政策即ち戰爭への途に導く國際主
義が孤立政策かの何れかを決定すべき
である、余は米國民及び議會に對し後
者の政策を選ばんことを勧告する何故
となれば孤立政策こそ世界に於ける唯
一の安定せる民主主義國たる米國を維
持する政策だからである

戰爭論者嚴罰案
ワシントン【二三】ルーズヴェルト米國
大統領の民主主義擁護秘密外交に對する
反對派の攻撃は目下猛烈を極めてゐるが
ホルト民主黨選出上院議員は十六日午後
九時半ラヂオ放送を試み米國を歐洲紛争
に捲き込まんとする輩を嚴罰に處すべき
旨左の如く國民に訴へた

米國を歐洲紛争の渦中に投ぜんとする
人々は宜しく之を難詰し處罰すべきで
ある、昔間外交政策は秘密に附すべき
で然らざれば外交政策の成功は期待出
來ないと言はれるが嘗つて大戦前斯か
る秘密外交があり恐るべき戰爭の悲劇
が漸く終結した後初めて秘密が公開さ
れたことがあるのだ、國民に對しては
我が外交政策の眞相を語らねばならぬ

歐洲情勢と中立法改正
ワシントン【二三】ルーズヴェルト大統
領の本年度一般教書に示唆された中立法
改正問題はその後各方面で論議的とな
つてゐるが十七日米國議會の某有力議員
は米國政府はスペイン問題を繞る歐洲政
局の歸趨が明瞭となる迄中立法改正は行

は行

はぬであらうと左の如く語つた

スペイン内亂終結のため現に各種の努力が行はれてゐるが米國政府はその結果が明瞭となる迄中立法改正のため如何なる措置をとらぬであらう、結局米國政府は獨伊兩國がスペインより撤兵する代價として提出する可能性のある領土的要求その他の要求により歐洲に戰爭の脅威が増加するか否かを見極めた上で態度を決定することゝならん尤も米國政府は民主黨のトーマス上院議員の提出にかゝる

一 侵略者に對する中立法の適用を現在よりも融通性あるものとする

一 大統領に對して中立法による輸出禁制品のリスト擴大の權限を與へるとの二點を骨子とする中立法改正案につき慎重検討を加へてゐるといはれる

ル大統領民主制權を強調

キウエスト【二八】ルーズヴェルト大統領はカリブ海に於て實施中の米國海軍年次大演習觀戰のため目下フロリダ州キウエストに滞在中であるが十八日サンフランシスコの萬國博の開會式に當り擴聲電話を通じて開會の挨拶を送り民主主義擁護の決意を披瀝して左の如く述べた

我々は領土擴張を求めず又隣邦の財貨をも窺はない、我々は軍備制限の提案に對し忠實に協力の用意がある、然し余は全世界に對し西半球の民主制度は必ず維持されなければならぬ且又事實維持すべきことを斷言して憚らぬ 今回のサンフランシスコ萬國博は米國西部諸洲及び、太平洋諸國の物質的並びに精神的文化の進歩を示すと共に國

際親善促進の一助となるべきである、萬國博を機會に金門灣頭に築かれた、「覆島」こそ侵略的手段によらずして領土擴張が出来ることを如實に示した顯著な事例であらう

外交問題のラジオ討論

ワシントン【三〇】米國上院外交委員長キー・ピットマン氏は廿日ワシントン・スター紙のラジオ討論會に臨み一場の演説を行ひ全體主義國を非難して左の如く述べた

全體主義諸國は全世界の征服を企圖してゐるがこれは不當極まるものである米國々民は生命より大事だと考へてゐるもの（自由主義を指す）を防衛するために死をも恐れないであらう、チエンレン英首相の領海政策及び米國孤立主義派の主張は愚劣なものである米國をして戰爭の渦中より免れしめる唯一の方策は全世界に亘る米國權益擁護のため強硬な態度をとることにある次で共和黨のブリッヂネス議員はルーズヴェルト大統領の秘密外交を攻撃して次の如き演説を行つた

ルーズヴェルト大統領が外交政策の決定に際し秘密且異常な方法によつたのに對し余は不満の意を表せざるを得ない、外交關係を纏る秘密とか、神秘といつたものは一掃しなければならぬそして米國外交の基本政策を全世界各國との友好關係及び非同盟政策に還すやうな措置を講じなければならぬ

軍用機輸出問題

ワシントン【三二】去る十日米國上院陸軍委員會に對し民主黨クラーク議員から提出された對佛軍用機輸出に關する記録を全部公表すべしとの動議はその後討論を重ねてゐたが十三日同委員會に於て表決の結果十一票對五票を以て否決された次いで同委員會はローマ教皇ピオ十一世の逝去に對し哀悼の意を表するため直ちに休會に入つた

證言内容發表に決定

ワシントン【三三】米國上院陸軍委員會は十五日秘密會を開き民主黨のクラーク議員の提案になる對佛軍用機輸出問題に關する政府當局の證言内容發表の可否につき審議の結果その一部を公表するに決定した、尤も政府高官の證言は大體速記を停止して陳述したものが多から記録の一部だけを發表しても真相は何も判らぬものと見られてゐる、なほ共和黨のブリッヂネス議員は秘密會終了後上院陸軍委員會は目下歸國中のウィルソン駐獨大使を招致し歐洲情勢を聴取することに立つた旨左の如く語つた

上院陸軍委員會は近くウィルソン駐獨大使の出席を求め歐洲情勢に關する報告を求めることになつた、これは過嚴のブリット駐佛、ケネディ駐英兩大使の報告では歐洲情勢は相當緊迫してゐるやうに傳へられたがウィルソン大使はこれと違つてもつと樂觀の見解を披瀝すると考へられたからである

對佛飛行機供給問題更に紛糾

ワシントン【三二】米國の對佛飛行機供給問題は現政府の民主主義國援助政策乃至は軍備政策と關聯して今や米國今議會

最大の問題にまで發展したが十六日は更に上院陸軍委員會オースチン共和黨議員から對佛飛行機の賣却は陸軍當局の反對にも拘らずルーズヴェルト大統領の壓迫によつて行はれたものである旨その内幕が發表され大センセーションを惹き起した即ちオースチン議員は十六日開かれた上院陸軍委員會秘密會終了後モーゲンソー財務長官並にウッドリング陸軍長官が當日の秘密會に於て去る一月廿八日及廿九日の兩日に亘り行はれた證言の内容を再確認する意味で行つた證言を發表したがこの證言は次の如く對佛軍用機供給が大統領の壓迫によつて行はれたことを認めてゐる

△モーゲンソー長官の證言 ダグラス輕爆撃機百架がフランスに賣却されることとなつたのはクレグ參謀總長が特に反對したにも拘らずルーズヴェルト大統領がこれを許したからである、又財務省が飛行機賣却取引に關係するに至つたのは省の用度部が常に米國の飛行機製造業者と飛行機購買契約を結び之と關係してゐるからである

クレグ參謀總長がダグラス輕爆撃機の對佛供給に反對したのは米國陸軍が今尚右飛行機を使用中でありこれが爲常にその製作の改善が行はれてゐる際フランスにこれを賣却することは陸軍の資材整備計畫に阻礙を來たす惧れあること、更に進んで右の如き飛行機を購入し得る陸軍の特權を剝奪する惧れのあることを愛へた結果と言はれてゐる

△ウッドリング長官の證言 對佛飛行機賣却に關し陸軍省と財務省當局とは意見の相違を來したがルーズヴェルト大

統領がフランスの航空使節に彼等の欲する如何なる軍用機でも賣却するよう更に進んでテストをも許すよう命令するに及んで陸軍、財務兩省間の悶着は解決した

其他の陸軍委員も、體オースチン議員の發表と同様の言明を行つてゐるがシエバード委員長は

陸軍委員會は對佛武器供給問題の討論は既に終了したものと考へる 旨言明、問題の打切りを表明したが問題は陸軍委員會を離れても依然重大なる政治問題として甲論乙駁が續くものと豫想される

▲財務長官の證言公表 ワシントン【三三】上院陸軍委員會は十六日遂にモーゲンソー財務長官の陸軍委員會秘密會に於ける證言内容を發表した、即ち陸軍委員會はオースチン委員始め數委員が證言の一部を新聞記者に發表してしまつたので遂にその證言内容を發表するに決定したものである、但し陸軍委員連は發表された證言の内容の一部にとゞまり、重要な部分では全部削除されてゐると不満を述べてゐる

▲陸軍長官の證言も發表 ワシントン【三七】上院陸軍委員會のオースチン議員が問題の對佛軍用機輸出問題に關する證言の一部を公表したことは米國政界に驚々たる反響を喚び起したが上院陸軍委員會は十七日オースチン議員の發表に押されてウッドリング陸軍長官の證言の一部をも公表した、これによつてウッドリング長官が陸軍空軍司令官アーノルド少將と共にフランス空軍使節が米國軍用機をテストすることに協力反對しルーズヴェ

ルト大統領の對佛提携に異議を申述べたことが明かになった

▲上院秘密會の發言發表 ワシントン

【二六】米國上院陸軍委員會は對佛軍用機輸出問題で問題となつた去る一月廿七八兩日に於ける同委員會秘密會の議事録を十八日に至り遂に發表した、同秘密會に於ける主な發言は次の通りである

△モーゲンソウ財務長官 フランス航空使節は米國の各種軍用機製作工場を視察した後ドイツ軍用機と空中戦に於て一時間たりとも拮抗し得る様な軍用機は米國に二種しかないことが判明したと語つた

△クレグ參謀總長 フランスに賣却したダグラス輕爆撃機並に追撃機四十臺は何れも未だ軍事上の機密に屬するものである、フランス航空使節は輕爆撃機を輸入する前に之がテストを見る機會を與られたが追撃機の方はかかる機會を與られなかつた

△同じくクレグ參謀總長 航空機製作業者は一年以内に新型の追撃機を四十臺以上は製作し得ない、又爆撃機三百臺を製作するには僅は十八ヶ月の日子を要するのである

△ウッドリング陸軍長官 フランス側は最初七月一日までに軍用機一千臺を引渡すことを要求してゐたが、かかる要求には應じられなかつた

財務次官補辭任

ワシントン【二六】熱心なニューディール支持者として知られた米國財務次官補ウニオン・C・テラー氏は十六日辭職した、辭職理由は健康が許さざるためとされてゐるがこれは表面の理由に過ぎず

信すべき筋の情報によれば同氏今回の辭職は目下議會方面で重大問題化してゐる對佛軍用飛行機輸出問題に絡んでゐるといはれる、即ちテラー氏は政府に對し

應々民主主義とフランスム國家間の抗争に捲き込まれざるやう忠告を與へて來たが消息通の語るところに依ればテラー氏の辭任は同氏が主として對外的な財政處理に當つてゐた關係上特に米國政府

の對佛軍用機輸出許可、支那及びスペイン人民衆政府よりの銀買上並に最近の對支二千五百萬弗借款賦與の三項目につき強硬に反對を主張し、ために政府内部で意見の對立を來すに至つたためであると云はれる

對佛軍用機供給問題と米紙

ニューヨーク【二六】十六日の夕刊各紙は一齊に對佛軍用機供給がクレグ參謀總長の猛反對にも拘らずルーズヴェルト大統領がこれを許可したことによつて行はれたとのワシントンから報道並に上院陸軍委員會から發表されたモーゲンソウ財務長官の發言内容を全段抜き大見出しで大々的に報道した、政界消息通筋はこの對佛軍用機供給問題は米國の外交政策、中立法改訂問題並に國防計畫等と

全般的に關係ある重大問題であり今後米國政界に於て白熱的論戰の中心議題となるだらうと觀測してゐる

駐獨大使議會で發言

ワシントン【二七】米國政府の外交方針及び國防計畫に關し米國の國論が沸騰してゐる折柄、目下歸國中のウィルソン駐獨大使は十七日上院陸軍委員會の秘密會に出席し歐洲情勢に關する發言を行つた

確固するにウィルソン大使は歐洲政局は極めて重大なる旨を述べたが多くの重要な質問に對しては現在の微妙な國際情勢に惡影響を與へ或は大自身身的外交官としての活動に支障を來す懼れがあること

を理由に答辯を拒否した、委員會後共和黨のブリッヂス議員はウィルソン大使の發言内容について左の如く洩らした

ウィルソン駐獨大使の發言内容はさき歐洲には戰爭勃發の危機が迫り従つて米國は國防を強化せねばならぬと述べたケネディ駐英大使、ブリット駐佛大使等の發言と著しく異つてゐた、併し三大使とも歐洲政局の真相を隠してゐるのは困つたものだ、余は時として

歐洲情勢が危機に瀕してゐるとの諸報はルーズヴェルト大統領の國防計畫を支持するための作爲的なものではないかと疑ひを抱くことがある、米國々民に對し國際情勢の真相を知らせ且つ米國は世界の警察官として行動する氣か或はモンロー主義のみを擁護する方針か、乃至は外國の紛争から完全に孤立する意向か、自國の外交方針について知らしめる必要がある

尙十七日の上院陸軍委員會の秘密會にはウッドリング陸軍長官も出席して再び軍用機對佛輸出問題について發言を行つた

米陸軍動搖か

ニューヨーク【二七】對佛軍用機輸出問題を纏る米國政府内部の意見對立は十六日オースチン上院陸軍委員會が秘密會の發言を發表した結果俄然明るみに出されるに至つたが殊に陸軍部内ではウッドリング陸軍長官、クレグ參謀總長以下首脳部が一致してルーズヴェルト大統領の

專斷な行動に反對した事實もありニューヨーク・ポスト紙十七日のワシントン特電の如きはこれを契機に陸軍首脳部の辭職を見るのではないかとさへ觀測してゐる、同紙の報道は次の通り

對佛軍用機輸出問題を繞つてルーズヴェルト大統領と陸軍首脳部とは正面衝突を演ずるに至つたがこれを契機に陸軍部内にはこの夏迄に大々的異動が行はれるのではないかと觀測が有力化してゐる、今回の問題で大統領の措置に強硬に反對して來たウッドリング長官は結局辭職しジョーンソン陸軍次官がその後を襲ふこととなり、更にクレグ參謀總長も大統領と意見を異にして居り、老齡でもあるので辭職することになり大統領が事毎に海軍側に最良にして陸軍の主張を無視してこれに干渉を加へてゐることに對しては陸軍の首脳連が何れも憤慨してゐるので進んで參謀總長となる者があるかどうかさへ疑問であるとされてゐる、かくて大統領の投じた對佛軍用機輸出の一石は意外に大きな渦紋を捲き起さんとしてゐる如くである

對佛飛行機輸出は當然(大統領語る)ニューヨーク【二七】ルーズヴェルト大統領は十六日夜ワシントン發目下カリブ海に於て實施中の米國海軍年次大演習觀戰の爲フロリダ州キーウエストに向つたが十七日軍中に於て記者團と會見、俄然重大問題化した對佛飛行機輸出問題に關し次の如く語つた

對佛飛行機輸出問題は余も他の政府の高官連と同様その衝に當つたものであるがフランスは當然飛行機購入の權利があるのだから何等問題とはならないまた對佛軍用機輸出に關するクレグ參謀總長等の反對を大統領が却下したとの説があるが眞否如何との質問に對しては回答を避けたがテラー財務次官の辭職が米國の現外交政策に反對したことに基づ因すとの報道に對しては事實無根であると之を否定した、更にルーズヴェルト大統領は米國內政、外交、軍事の諸問題に關し種々似而非論文を書いてゐる偽軍事通を攻撃し國民はかかる評論家の言は信じないがよいと憤慨の態であつた、なほルーズヴェルト大統領の海軍大演習參加は國民一般に國防觀念を鼓舞せんとし目的に出たものであると見る向もある

佛航空使節の言を反駁ワシントン【二八】十八日發表された米國上院陸軍委員會秘密會におけるモーゲンソウ財務長官の發言でフランス航空使節がドイツ軍用機に比し米國軍用機が遜色あると語つたことが明らかにされたが右につき陸軍省當局はフランス航空使節の言は誤れる結論であると左の如く語つた

フランス航空使節は米國軍用機の一部を視察したに過ぎない、米國陸軍には彼等が視察したものよりは遙かに優秀高速度を誇る軍用機があるのだ、彼等は亦時速四百哩以上の新鋭戦闘機卅八機編隊による大陸横斷試驗飛行の實況を見てゐない、陸軍では又ダグラス機より遙に優秀な爆撃機を製作しつゝある

軍用機機密保護案

ワシントン【二九】對佛軍用機輸出問題を繞つて米國政府の外交政策が重大問題

あるのだから何等問題とはならない

また對佛軍用機輸出に關するクレグ參謀總長等の反對を大統領が却下したとの説があるが眞否如何との質問に對しては回答を避けたがテラー財務次官の辭職が米國の現外交政策に反對したことに基づ因すとの報道に對しては事實無根であると之を否定した、更にルーズヴェルト大統領は米國內政、外交、軍事の諸問題に關し種々似而非論文を書いてゐる偽軍事通を攻撃し國民はかかる評論家の言は信じないがよいと憤慨の態であつた、なほルーズヴェルト大統領の海軍大演習參加は國民一般に國防觀念を鼓舞せんとし目的に出たものであると見る向もある

佛航空使節の言を反駁ワシントン【二八】十八日發表された米國上院陸軍委員會秘密會におけるモーゲンソウ財務長官の發言でフランス航空使節がドイツ軍用機に比し米國軍用機が遜色あると語つたことが明らかにされたが右につき陸軍省當局はフランス航空使節の言は誤れる結論であると左の如く語つた

フランス航空使節は米國軍用機の一部を視察したに過ぎない、米國陸軍には彼等が視察したものよりは遙かに優秀高速度を誇る軍用機があるのだ、彼等は亦時速四百哩以上の新鋭戦闘機卅八機編隊による大陸横斷試驗飛行の實況を見てゐない、陸軍では又ダグラス機より遙に優秀な爆撃機を製作しつゝある

對佛飛行機輸出問題は余も他の政府の高官連と同様その衝に當つたものであるがフランスは當然飛行機購入の權利があるのだから何等問題とはならない

また對佛軍用機輸出に關するクレグ參謀總長等の反對を大統領が却下したとの説があるが眞否如何との質問に對しては回答を避けたがテラー財務次官の辭職が米國の現外交政策に反對したことに基づ因すとの報道に對しては事實無根であると之を否定した、更にルーズヴェルト大統領は米國內政、外交、軍事の諸問題に關し種々似而非論文を書いてゐる偽軍事通を攻撃し國民はかかる評論家の言は信じないがよいと憤慨の態であつた、なほルーズヴェルト大統領の海軍大演習參加は國民一般に國防觀念を鼓舞せんとし目的に出たものであると見る向もある

對佛飛行機輸出問題は余も他の政府の高官連と同様その衝に當つたものであるがフランスは當然飛行機購入の權利があるのだから何等問題とはならない

化してゐる折柄共和黨のナイ上院陸軍委員は廿日議會に軍用機の機密保護に關する法案を提出した、内容次の通り

一 政府との契約に基き又は政府の補助金により乃至政府の試験用に製作されたる航空機並に航空機部分品の機密を防護する

一 外國に賣却されたる軍用機と雖も外國人に對し之がテストを參觀せしめ得ず

同法案の提出に當りナイ議員は左の如く語つた

余の提出せる法案は軍用機の外國賣却を禁止するといふのではないが實質的にはこれが賣却の障害とならう、上院陸軍委員は米國の航空機製作業者が外國政府に軍用機を賣却する一方増大しつゝある米國の國防計畫に應ずる爲に如何に整備されてゐるかを寫と調査する必要がある

オランダも飛行機購入

ニューヨーク【二九】對佛軍用機輸出問題が米國朝野の論議的となつてゐる折柄今度オランダの軍事使節團が來米して飛行機其他武器の購入に奔走してゐることが判明した、即ち十九日のニューヨーク・タイムズ紙ワシントン特電はオランダ陸海軍使節の活躍を次の如く報道してゐる

オランダ海軍のヴァンドルトム提督、植民地軍のゴック、ヴァンギエツセン、兩大佐等オランダ陸海軍使節團一行は今週始めワシントンに到着、軍用機購入に關し活躍を開始した、同使節團は既に米陸海軍・局より米國各地の飛行機製作工場其他各種軍需品製造工場視

察の許可を得て居り又約三百臺の軍用機を始めとして高射砲並に水雷艇若干を購入することに關しても承諾を得てゐる

アラスカ漁業保護施設法案

ワシントン【二六】モーゲンソー時務長官は十六日議會に對しアラスカに於ける漁業保護の爲次の豫算を伴ふ權限委任法案に對する支持を表明した

一 アラスカに於ける沿岸警備隊根拠地及び飛行場建設費 一、七三三、三〇〇

一 水上機十五臺建造費 一、四九〇、〇〇〇

一 沿岸警備船三隻建造費 九、〇〇〇、〇〇〇

モーゲンソー時務長官は右要請に當り右施設は國防上からも必要である旨強調して次の如く述べた

之等の施設は國防上の見地からも不可欠のものである、アラスカの鮭漁業に對する最近の侵入事件に徴してもアラスカ方面の重要水産資源の保護が必要であることは明かであらう

桑港萬國博覽會

サンフランシスコ【二四】サンフランシスコ萬國博覽會の開會に懸けた萬國博覽會は絶好の天氣に恵まれ十四日華々しく蓋開けた、呼物の行列行進は午前十時波止場から行進を開始し日本はパラグワイに續いて國際行列の先頭を切り日章旗と星條旗を先頭とする五十名の吹奏バンドに續いて山車を挟んだ三百名の少女が日傘振袖で行進し、山車の上では「小原節」等「元祿花見節」等の日本踊を行ひ道道數萬の觀衆から大歡呼を浴びた、又日本人町

では春日燈籠、行燈、熾等で街路を美々しく飾り面目一新の形であるが夜は又豪華な街上演舞を行ふなど支支變變の最中に在留邦人も特に力溜を入れて宣傳に努めてゐる

サンフランシスコ【二七】サンフランシスコの萬國博覽會も愈々十八日に迫つたが、開會に懸け十六日午後八時からドリームランド會堂でサンフランシスコ第一の美人を選び出すミス・サンフランシスコの選挙が行はれた、最後に選つた十名の候補の中から選出されたのはロズ・コール嬢といふ十七歳のブルネット美人であるが日本側からもミス・サンフランシスコに大枚五千弗と言ふ金權の刺繡眩しい豪華な縮を贈ることとなり同夜數千の觀衆拍手裡に贈呈式を行つた、然しこの縮は直ぐには手交せず博覽會期中は日本館に陳列し日本の服飾工藝の精巧さを示す豫定である、尙十七日夜は萬國博覽會の旗尾を飾る行列行進が行はれるが日本側は十四日と同じ山車の行列の他大萬燈隊や天狗の面に金棒をついた一隊など總勢七百名が参加し日本町では徹宵餘興を行ひ景氣を添へることになつてゐる

サンフランシスコ【二六】卅五ヶ國参加の下に五千萬弗の巨費を投じて金門灣頭に作られたサンフランシスコ萬國博覽會は絶好の博覽會日和に恵まれて十八日午前八時華々しく開揚され二百八十八日に亘る會期の蓋を開けた、此日午前十時半加州知事オルソン氏は金門大鐵橋の模型に歴史的な開揚式を行ひ續いて正午から盛大な開揚式が行はれたがルーズヴェルト大統領はフロリダ州キー・ウェストから電話を通じて開會の挨拶を送つた、これ

より先日本館は他の外國館に懸けて午前九時佐藤總領事以下日本人多數出席して開館式を舉行したが會場中に異形を放つ白壁のお城は青空にくつきり浮び繪の様な美しさを見せてゐる、續いて午前九時半から一般に公開されたが他の會場で完成してゐるのは尠いので早くも押すな押すな盛況で殊に美術工藝部の人形造りの演演は婦人達で黒山のりばかりであつた、觀光部の富士山及び金剛山の刺繡と日本庭園の美にはいづれも眼を眩しめ嘆息の聲を放つてゐた、別館には生花、盆栽等が飾られ又午後二時から日本庭園で呼物の饗餉ひ演演が行はれ非常な人氣を呼ぶなど會場第一日の人氣は全く日本が優つた形である、尙金門灣萬國博覽會日本側委員佐藤總領事は日本館の開揚式に當り米同胞の努力を謝して左の如く語つた

日本は非常時にも拘らず日米親善及び日本文化宣傳のため金門灣及びニューヨーク兩萬國博覽會に参加しましたが關係者と在米同胞がよくこの意を體し獸身的に努力した結果かくも立派に出來上つたことは感激に堪へません、我々は官民一致よく協力して我が参加を意義あらしめるため今後益々努力したいと思つてゐます

日本移民の功績を放送

サンフランシスコ【二三】米國內務省教育局は各種の文化教育團體と協力して毎週日曜日「アメリカは皆移民より成る」と題して米國發達史をコロムビア放送局を通じて放送してゐるが廿六日には日支移民の功績を放送する筈で日本についてはペリ提督の日本開國から説き起し野口、高崎兩博士の功績をその他日本移民の

米國文化に對する貢獻を紹介することゝなつた、コロムビア放送局は全米に九十八の支局を有し聴取者は九百萬に近いのでこの放送はサンフランシスコ金門灣に於ける萬國博覽會と相俟つて相當効果があるだらうと見られてゐる

ブランドニス判事引退

ワシントン【二三】米國大審院陪審判事ルイス・D・ブランドニス氏は十三日長年の法廷生活からの隱退を聲明した、ブランドニス判事は一八五六年生れで本年八十五歳、一九一六年故ウイルソン大統領時代に任命せられ最近は大審院に於けるニュー・デイル派の長老判事として重きを爲してゐたものである、今回の辭職の理由は明らかになれないが高齡と最近頗る悪化する健康上の理由によるものと云はれてゐる

サスーン氏離米

ヴァンクーヴァー【二〇】訪米中の在支英國財閥の巨頭サー・グイタター・サスーン氏は米國財界人との懇談や關係事業の視察を終へ廿日ヴァンクーヴァー出帆のエンプレス・オブ・ジャパン號で上海へ歸還の途に就いたが出發に際し往訪の記者に對し左の如く語つた

日本は自ら支那開發には資本が足らぬことを認めてゐるから勢ひ英米に資本の供給を仰がねばならぬ、それは英米の在支權益を絶対に承認するを要する

☆ 經 濟

アメリカの金自由市場復活か

ニューヨーク【二三】一九三三年以來

メリカに金の自由市場が消滅するに至つたが最近ワシントン及びニューヨークに於てこれが復活機運強化し政府當局も金の私有許可につき熱烈に論議し、あり、かゝる現象は数年来初めての事として關係各方面の注目の的となりつゝある然して今十三日のニューヨークポスト紙の如きも右問題に關し左の如き注目すべき記事を掲載してゐる。

數多有力方面では現行金準備法の修正に賛成し私人及外國代表者に對し金自由取引を許容する新立法を建議してゐる。

尤も金自由市場復活の時期に關しては金問題がその全體に亘つて過度に混亂且つ正しい解釋が行はれてゐない事に鑑みこれを豫想することは不可能だとしてゐる向があるが一方目下議會に於いて財務省金保有高が百四十七億ドルの多きに達してゐる事に對して重大關心が注がれてゐるから金自由市場復活問題は必ずや近き將來において日程に上るべしと見るべき根拠が多々あると言はれてゐる。

對ブラジル借款許與か

ニューヨーク【二三】去る二月九日ルーズベルト大統領の招聘によりワシントンに到着せるブラジル外相オスワルド・アラニア氏のその後の動靜は注目的となつてゐるがワシントン街方面の觀測によるとブラジル鐵礦山開發に對しアメリカ資本の借款が行はれるものと豫期されてゐる、然し對ブラジル借款にとり第一に重要だと考へられるのはブラジルが借款に對し充分返済力があるか否かと、言ふ點にあるのでアラニア外相はアメリカ政府當局に對しブラジルの支拂能力

について詳細説明を行ふであらうと期待されてゐる。

磅貨引込みて米國買支へ

ニューヨーク【二三】十五日のニューヨーク外國為替市場に於けるヨーロッパ主要通貨は保合乃至騰りを呈したが磅貨のみは昨日反騰の後を受けて可成り多量の商業的賣物に見舞はれて引込みを呈した尤も市場は狭隘で賣物は一般的でなく午後に至つて多少見直し米英クロス最終のレートは結局四弗六十八仙八分五と昨日引に比し十六分三仙安で引けた、この間イギリス爲替平衡資金が實際出動してゐるたかどろかについては意見區々であるがイギリス政府が一九三九—四〇年度の國防豫算を五億二千三百萬磅と本年度に比し一億三千五百萬磅増額せる旨發表した結果磅貨の不安定を懸念してアメリカの爲替安定資金が本日午後磅貨買支への態度に出でたことが注目された、然し當地外國爲替業者は右アメリカ爲替安定資金の態度を別に意外とはしてゐないやうである。

米獨間のパートナー商確

ワシントン【二三】ワシントンのドイツ人方面より得た情報によると目下ドイツ政府とアメリカ中西部の農民及食料品包裝販賣業者の團體との間に廣汎なるパートナー取引取極めに關し交渉が進行中でアメリカの農民及食料品包裝販賣業者はアメリカ農産物特にラード及小麦をドイツ商品と交換することにならうと言はれてゐる、しかして右に對しアメリカ國務省が如何なる態度に出るか注目される所であるがこの點に關しては去る九日に行

はれた農務省の棉花問題討論に出席したハル國務長官は現行アメリカ通商政策に抵觸せず且つ人為的通貨手段を伴はぬ限りかゝる純粋なパートナー取引に對しては敢て反對しない旨言明してゐる。

米亞通商交渉決裂

ワシントン【二三】アルゼンチン政府はアメリカ政府との間に汎米會議の趣旨に基き通商協定締結の交渉を進めつつあつたがこの交渉は遂に決裂に終り今十五日アルゼンチン蔵相ベドロ・グロツボ氏はアメリカよりの輸入を減額する旨左の如く發表した。

アメリカよりの輸入は約四割引下げ、三年乃至四年前の輸入額に減額するを要する、これは米亞間の通商が最近片貿易となつてゐるのを調整するため手段である。

右アルゼンチン政府の抜打的措置に關し消息通方面ではアルゼンチン政府の聲明の結果、一九四〇年にはアメリカの對アルゼンチン輸出は三千百萬ドルを喪失する事にならうがこのアメリカの喪失せる分はイギリス及びドイツよりの輸入を以て置換へられるであらうと解してゐる、而してこの輸入減額はアメリカ品輸入に對する輸入許可の掌控へといふ手段によるものと見られる。

中南米諸國

ペルーに内亂

ニューヨーク【二三】十九日ニューヨークに達したリマ發AP電によればペルー政府内相アントニオ・ロドリゲス將軍は

十七日午前二時突然その一味と共に大統領官邸を占領してクーデターを敢行せんとした、然し變を聞いて急遽出動した政府軍の大統領官邸は直に奪還されロドリゲス將軍以下數名が政府軍の爲殺されて反亂は忽ち鎮定した模様である。

▲ペルー政府聲明發表 リマ【二三】右事件に關しモンターニョ首相は同日左の如き聲明を發表しその真相を明らかにした。

アントニオ・ロドリゲス内相は十九日午前二時クーデターを敢行せんとしその一味と共に一時大統領官邸を占領したが政府軍は直ちに射殺し叛亂を未だ然に防止、直ちに治安を回復した。

向ペナウイデス大統領は三日間の休暇を利用して十八日夜舟遊びに出掛け不在中であつたため幸ひ無事なるを得たといはれる、又右叛亂の原因その他は未だ不明である。

リマ【二三】叛亂軍閥には多數の革命黨(ユニオン・レプオリユシオナリア)の黨員が参加してゐたもので同黨々首シリョ・オルテガ氏は廿日當局の手で逮捕された、ペナウイデス大統領は廿日急遽リマに歸還して目下閣議を開催、本事件に關する政府の聲明文案を練つてゐる、尙叛亂は政府軍の力で簡單に鎮壓されたためペルー全土は平靜の模様である。

同盟旬報

(毎月三回發行)
 一部 卅五錢 送料壹部
 半年分 五圓五十錢 半年以上の本報
 壹年分 拾圓 郵費別
 編輯發行 大川幸之助
 兼印刷人 東京市神田區神保町一ノ五六番
 印刷所 濱中印刷所
 東京市京橋區銀座西七日一番地
 發行所 社團 同盟通信社

同盟通信社發行刊行物に關する御用はすべて左記宛に御願ひします。

東京市銀座西八ノ九
 【同盟通信社別館】
 社團 同盟通信社出版部
 振替 貯金口座
 東京八五〇〇番

電話用專
 營業專用
 銀座(57) 三九七
 銀座(57) 六〇七八
 銀座(57) 二二三〇
 銀座(57) 六〇七九

同盟旬報索引

昭和三十三年十月二十二日
自第二卷第八號至第二卷第三十六號

部門目次

宮廷	一
支那事變	一
中國新政權	八
帝國議會	九
政治	九
外交	九
國防	二
交通・通信・航空	二
地方	二
財政・經濟	二
社會	二
スポーツ	八
滿洲國	九
世界情勢	一〇

宮廷

軍人援護事業への大御心	二六六
皇后陛下傷損軍人に御歌下賜	二六六
熊谷陸軍飛行學校行幸	二六六
御料地近接の農山村に苗木下賜	二六六
御歌會始題者等仰付らる	二六六
神嘗祭の御儀	二六六
聖上靖國神社御親拜	二六六
明治節御賀宴御取り止め	二六六
御衣祭の御儀	二六六
歌會始題御出さる	二六六
德王等に勳章贈與	二六六
鹿兒島罹災民へ御救恤金	二六六
滿洲國皇帝に御答電	二六六
觀菊會御取止め	二六六
張滿洲國司法部大臣に謁見仰付	二六六
武漢陥落のお歎心	二六六

支那

宮中明治節の御儀	二六六
滿洲國産業大臣に謁賜	二六六
傷病勇士に菊花御下賜	二六六
上野帝室博物館に行幸	二六六
皇室豫算極度に緊縮	二六六
兩外國武官に勳章贈與	二六六
御發電	二六六
宮中顧問官賜餐	二六六
宮中新嘗祭の御儀	二六六
諸威皇帝へ御弔電	二六六
三將軍拜謁	二六六
吹上御苑に御府を定めらる	二六六
大本營陸軍部行幸	二六六
關官歳末御慰勞	二六六
勳章贈與	二六六
賜 謁	二六六
兩陛下より御下賜金	二六六
賢所御神樂の御儀	二六六
各關係御慰勞	二六六

支那

宮中新年式御次第御出さる	二六六
天皇陛下御微恙	二六六
銚後々援事業團體等に御下賜金	二六六
社會事業協會に御内帑金	二六六
大正天皇祭	二六六
武勳の諸將軍に御陪食	二六六
野戰糧食を召させ給ふ	二六六
富山縣下雪崩禍に御下賜金	二六六
【皇王族御勳略】	二六六
皇后陛下	二六六
糊帶下賜	二六六
孤獨者孤兒へ御下賜金	二六六
皇太后陛下	二六六
御參内	二六六
療養所に御下賜金	二六六
帝室博物館行啓	二六六
多摩陵御參拜	二六六
同仁會に醫藥費下賜	二六六
義宮 棟	二六六
義宮棟葉山へ	二六六
第三回御誕辰	二六六
内親王様	二六六
三内親王様葉山御用邸へ	二六六
秩父宮様	二六六
御參内	二六六
立川御成り	二六六
高松宮様	二六六
代用品展へ	二六六
日米ホーム生に御陪食	二六六
三笠宮様	二六六
代用品展へ	二六六
久瀨宮様	二六六
赤仁子女王御婚儀勅許	二六六
伏見宮様	二六六
博義王殿下御薨去	二六六
伏見宮令子女王御一周年祭	二六六
故伏見宮博義王御喪儀	二六六
賀陽宮様	二六六
敏子妃殿下愛婦大會へ	二六六
朝香宮様	二六六
朝香宮名古屋へ	二六六

支那

府廳御成り	二六六
孚彦王御結婚	二六六
孚彦王御納采の儀	二六六
若宮様御婚儀告期の儀	二六六
孚彦王御婚儀	二六六
東久瀨宮様	二六六
妃殿下國府憲病院御成	二六六
彰常王金澤原部隊へ	二六六
李健公様	二六六
妃殿下御着帯の御儀	二六六
妃殿下第一公女子御分媛	二六六
故猷仁親王五十年祭	二六六
首相大宮御所に何候	二六六
十一月皇族御親睦會	二六六
各宮家歳末御贈答御取止め	二六六
大元帥陛下南支那作戦軍に御言葉	二六六
大元帥陛下武漢攻略軍に御言葉	二六六
御前會議で日支調整方針可決	二六六
武漢攻略部隊に聖旨及令旨轉達	二六六
閑院參謀總長官御參内	二六六
參謀總長官南支兩指揮官に御祝電	二六六
參謀總長官支各指揮官に御祝電	二六六
參謀總長官武漢攻略日に御言葉	二六六
參謀總長官南支派遣軍に御言葉	二六六
軍令部總長官南支兩軍に御祝電	二六六
軍令部總長官支兩長官に御祝電	二六六
秩父宮殿下南支作戰に御參戰	二六六
閑院宮仁王殿下御歸還	二六六
閑院宮宮、賀陽宮兩殿下御參戰	二六六
東久瀨宮殿下從軍記者に御言葉	二六六
東久瀨宮殿下御歸還	二六六
東久瀨宮殿下御歸還	二六六
東久瀨宮殿下軍狀御奏上	二六六
賀陽宮殿下北支御視察	二六六
賀陽宮恒憲王殿下帝都歸還	二六六
華頂侯南支海上に御奮戰	二六六
澤本侍從武官天津視察	二六六
澤本侍從武官北支より歸還	二六六
四手井侍從武官上海へ	二六六
四手井侍從武官聖旨傳達	二六六
南京の部隊に聖旨傳達	二六六
四手井侍從武官歸京	二六六
南支陸海最高指揮官發表	二六六
漢口瀕江部隊指揮官發表	二六六
最高指揮官前線兵團に感謝文	二六六
最高指揮官聲明	二六六
北支方面最高指揮官更迭	二六六
杉山最高指揮官外國武官招待	二六六
杉山最高指揮官外人記者團招待	二六六
寺內大將帝都歸還	二六六
南支派遣瀕海兩指揮官會見	二六六
南支最高指揮官更迭	二六六
安藤新最高指揮官談話發表	二六六
南支最高指揮官將に挑戰狀	二六六
古莊中將歸還參内	二六六
瀕海提督英艦隊長官と交際	二六六
瀕海南支海軍最高指揮官歸還	二六六
瀕海提督歸京軍狀奏上	二六六
近藤英次郎少將歸京	二六六
豊田中將歸還	二六六
加藤中將等參内	二六六
三宅俊雄中將歸還	二六六
山岡重厚中將歸還	二六六
安藤三郎中將歸還	二六六
藤森少將歸還	二六六
鈴木少將歸還	二六六
牛島少將歸還	二六六
牛島滿少將歸還	二六六
小林信男少將歸還	二六六
漢口にて陸海空一體大祝賀式	二六六
谷公使歸國	二六六
中支戦線損害	二六六
今夏以來の敵機損害表	二六六
彼我損害一覽表(十一月迄)	二六六
海軍作戰の成果(第二年度)	二六六
陸軍への獻金獻品合計(十二月末迄)	二六六

論功行賞

- 第四回論功行賞.....二六〇
- 第五回論功行賞.....二七〇
- 第六回論功行賞.....二八〇
- 第七回論功行賞發表.....二八六

感狀授與

- 徐州會戰殊勳部隊に感狀.....二九〇
- 海空軍手島部隊に感狀.....二九〇
- 海軍三原部隊に感狀.....二九〇
- 久納、及川兩部隊に感狀.....二九〇
- 殊勳の軍馬七十餘頭表彰.....二九〇
- 支那事變軍馬表彰行.....二九〇
- 戰死將校氏名.....二九〇

伊東中將戰傷

- 伊東中將戰傷.....二九〇
- 新聞記者死傷.....二九〇
- 花房向聖特派員戰死.....二九〇
- 【支那側事情】.....二九〇
- 九江の虎渡敵の謀略と確認.....二九〇
- 福州の日本人家屬燒かる.....二九〇
- 第三國旗幟用か援護か.....二九〇
- 佛旗揚揚船我が飛行機に發砲.....二九〇

帝國政府聲明

- 帝國政府聲明(一).....二九〇
- 近衛首相聲明敷衍的放送.....二九〇
- 各國反響.....二九〇
- 日本の意欲を洞察せよ(國府).....二九〇
- 全輿的支持(伊).....二九〇
- 日本國民の努力に敬意(獨).....二九〇
- 我に第二位を與へよ(英).....二九〇
- 時局收拾上好影響(佛).....二九〇
- 條約審判的面子を立てよ(米).....二九〇
- 米國務省ステートメント發表.....二九〇
- 外紙論調.....二九〇
- 首相、新支那國交調整方針聲明.....二九〇
- 海外反響.....二九〇
- 蔣介石反駁聲明發表.....二九〇
- 米治外法權撤廢提議重視.....二九〇
- 英、外國權益問題に重大關心.....二九〇

米、對日通牒發出

- 佛、依然英米に追隨.....二九〇
- 獨、明瞭な國策圖明として重視.....二九〇
- 伊、全輿的支持.....二九〇
- 瑞西紙、東亞新秩序禮讚.....二九〇
- 米、在支權益につき對日通牒(一).....二九〇
- 對日通牒發出の事情.....二九〇
- 對日通牒と米紙論調.....二九〇
- 米國政府對日通牒全文.....二九〇
- 對米回答案閣議承認.....二九〇
- 對米回答全文.....二九〇
- 日本の回答と米の反響.....二九〇
- 米紙論調.....二九〇
- 獨、日本の立場支持.....二九〇
- 佛、英米の頌慶に纏る.....二九〇
- 米、對日新通牒手交(二).....二九〇
- 米の對日通牒全文.....二九〇
- 米國務省非公式發表.....二九〇

對第三國關係

- 隨海・京漢中間の外人協力要望.....二九〇
- 第三國艦船退避方要請.....二九〇
- 佛印經由對蔣援助に抗議.....二九〇
- 揚子江上流艦船退避方通告.....二九〇
- 戰區擴大を各國に通告.....二九〇
- 英則長沙宜昌の權益圖示.....二九〇
- 長沙の水陸洲島を安全地帯に.....二九〇
- 長江外國軍艦の交替航行を認む.....二九〇
- 英大使澤田次官訪問.....二九〇
- 有田外相、英米兩大使と會談.....二九〇
- 有田外相外人記者團に聲明.....二九〇
- 澳門當局と交響.....二九〇
- 長沙の英艦艦隊擱淺事件.....二九〇
- 英船隻軍を不法射擊.....二九〇
- スタンダード會社問題解決.....二九〇
- 揚子江航行權問題回答.....二九〇
- 日本の回答到着.....二九〇

英領越境事件

- 英領附近殘敵掃蕩通告.....二九〇
- 英租借地内トーチカ占領事件.....二九〇
- 皇軍の軍紀嚴正.....二九〇
- 英國側態度.....二九〇
- 事件圓滿解決.....二九〇

武漢進攻戰況

- 武漢攻略戰日誌.....二九〇
- 武漢陷落迄の戰況概觀.....二九〇
- 武漢攻略戰果公表.....二九〇
- 陸海軍當局談.....二九〇
- 擊破の敵軍十ヶ師以上.....二九〇
- 敵最後の抵抗計畫放棄.....二九〇
- 漢口防衛敵兵力配備.....二九〇
- 江上作戰.....二九〇
- 揚子江掃海進擊成功.....二九〇
- 毛竹林占領、江上作戰進捗.....二九〇
- 蕪春指呼の間.....二九〇
- 漢口まで江上艦に廿五里.....二九〇
- 鄂城數裡に迫つて湘江進擊.....二九〇
- 湘江艦隊の驚異的進出.....二九〇

江北戰況

- 【信陽攻略戰況】.....二九〇
- 敵信陽防衛に佛國製優秀機.....二九〇
- 羅山西方四キロに進出.....二九〇
- 羅山西方八キロに進出.....二九〇
- 羅山南方雙店占據.....二九〇
- 關杆舖占領.....二九〇
- 柳林驛にて京漢線遮斷.....二九〇
- 敵柳林驛に遊襲.....二九〇
- 張家灣に到達.....二九〇
- 九家店占領.....二九〇
- 京漢線遮斷部隊北上.....二九〇
- 五里店占領.....二九〇
- 信陽城包圍攻撃.....二九〇

【京漢沿線】

- 信陽大別山方面戰果.....二九〇
- 信陽占領.....二九〇
- 信陽攻略の效果.....二九〇
- 蕪家河占領.....二九〇
- 長台舖占領.....二九〇
- 柳林逆襲の敵擊破.....二九〇
- 萬人寨占領.....二九〇
- 武勝關方面へ進擊.....二九〇
- 【大別山北戰況】.....二九〇
- 沙窩南方の戰局進展.....二九〇
- 新店占領.....二九〇
- 新店西南高地占領.....二九〇
- 將軍岩猛攻.....二九〇
- 雀尖山奪取.....二九〇
- 大別山其他猛攻.....二九〇
- 將軍岩山腹の半を制壓.....二九〇
- 長福店、沙窩方面戰況進展.....二九〇
- 鏡兜山占領.....二九〇
- 大別山系頂上まで三里.....二九〇
- 大圓山占領.....二九〇
- 西山高地占領.....二九〇
- 大別山頂上占領.....二九〇
- 大別山最高峰總攻撃.....二九〇
- 大別山分水嶺突破迫る.....二九〇
- 長竹園崩壊近し.....二九〇
- 湖北省へ進撃迫る.....二九〇
- 獅子腦山占領.....二九〇
- 大別山頂に猛進開始.....二九〇
- 將軍岩の敵陣包圍.....二九〇
- ソ聯製の敵陣包圍.....二九〇
- 新店方面十八、九兩日の戰果.....二九〇
- 麻城古道に擡進.....二九〇
- 【江北岸戰況】.....二九〇
- 蕪春占領.....二九〇
- 廣濟警邏の敵企圖破砕.....二九〇
- 廣濟北方に戰果擴大.....二九〇
- 蕪水進攻開始.....二九〇
- 西河驛占領.....二九〇
- 廣濟より西進卅數軒.....二九〇
- 李店舖・俞家灣突破.....二九〇

【江南岸戰況】

- 李店舖一帶の高地占領.....二九〇
- 蕪水城外二キロに迫る.....二九〇
- 蕪水東岸に到達.....二九〇
- 關漢鎮に迫る.....二九〇
- 敵前を迂回蕪水對岸占領.....二九〇
- 蕪春陷落目睹.....二九〇
- 【江南岸戰況】.....二九〇
- 半壁山要塞占領.....二九〇
- 馬鞍山占領.....二九〇
- 武漢防衛の主陣地寸斷.....二九〇
- 陸戰隊更に江岸進撃.....二九〇
- 火山占領.....二九〇
- 大冶占領.....二九〇
- 【石灰岩・黃石港占領】.....二九〇
- 蕪春の上流對岸に敵前上陸.....二九〇
- 大冶山に肉薄.....二九〇
- 大冶クリク啓閉.....二九〇
- 道士嶽砲臺占領.....二九〇
- 石灰岩に進撃.....二九〇
- 西梁山占領.....二九〇
- 揚子山猛攻.....二九〇
- 石灰岩占領.....二九〇
- 黃石港占領.....二九〇
- 吳王廟占領.....二九〇
- 黃石港西方に戰果擴大.....二九〇
- ▲陽新進攻戰況.....二九〇
- 富水到達とその戰果.....二九〇
- 陽新南方堅持に我軍躍進.....二九〇
- 貴陽、硤石の線に進出.....二九〇
- 排市に突入.....二九〇
- 仰天堂の敵驅逐.....二九〇
- 東山、西山占領.....二九〇
- 東頭山占領.....二九〇
- 栗樹尖確保.....二九〇
- 康家壩の敵制壓.....二九〇
- 富水敵前渡河.....二九〇
- 蕪水、陳家橋占領.....二九〇
- 蠟公嘴占領.....二九〇
- 陽新包圍戰開始.....二九〇
- 張塔山、老虎嶺占領.....二九〇

陽新の敵遁走し始む	二六九
富水の架橋に成功	二六九
大老、駱駝山の線に進出	二六九
坊主山、白岩山占領	二六九
北山査占領	二六九
陽新の包圍縮小	二六九
我が第一線に敵遊襲	二六九
陽新の敵大混戦	二七〇
排市北方に進出	二七〇
周家腦攻撃	二七〇
白石岩占領	二七〇
辛潭舖占領	二七〇
陽新占領	二七〇
陽新西方に猛追撃	二七〇
漢口占領	二七〇
▲大別山系突破	二七〇
將軍塞占領	二七〇
敵線々々崩壊	二七〇
白雲山占領	二七〇
省境突破湖北進入	二七〇
大別山頂の大激戦	二七〇
大別山最後の據點三河口突破	二七〇
麻城占領	二七〇
蕪安占領	二七〇
▲漢線南下	二七〇
京漢線東側を南進	二七〇
平靖關西側迂回突破	二七〇
應山占領	二七〇
▲江北岸進撃	二七〇
蕪水占領	二七〇
蕪水西方に進出	二七〇
關漢口占領	二七〇
麻城・新州街道を遮斷	二七〇
新州占領	二七〇
李家集占領	二七〇
蕪陵占領	二七〇
京漢線を横店にて遮斷	二七〇
▲海軍溯江進撃	二七〇
鄂城占領	二七〇
漢口へ向け溯江進撃	二七〇
全江上艦艇漢口前面に進入	二七〇

▲敵軍防衛狀況	二七〇
武漢防衛全線總退却	二七〇
武漢全く孤立す	二七〇
大公報漢口失陥近きを認む	二七〇
漢口防空設備既に撤退	二七〇
敵京漢線鐵橋破壊	二七〇
武漢戒嚴令施行	二七〇
▲漢口突入	二七〇
漢口攻略期豫想	二七〇
關漢末の漢口	二七〇
漢口陥落迫る	二七〇
陸軍漢口周邊に殺到	二七〇
漢口突入	二七〇
漢口電信局占據	二七〇
日本租界完全確保	二七〇
○部隊長漢口入城	二七〇
全市要塞化の漢口	二七〇
海軍溯江部隊漢口港に突入	二七〇
日本軍ラン子漢口着	二七〇
日本租界確保	二七〇
舊獨逸租界占領	二七〇
漢口飛行場占領	二七〇
武昌漢陽占領	二七〇
▲江南岸進撃	二七〇
双港口の線に進出	二七〇
大冶完全占領	二七〇
陸戦隊と協力鄂城占領	二七〇
更に西進續く	二七〇
葛店占領	二七〇
武昌街道を一路猛進	二七〇
武昌へ四里に迫る	二七〇
金牛突破	二七〇
粵漢線を三點で遮斷	二七〇
▲武昌突入	二七〇
敵將武昌へ進撃	二七〇
武昌城内に突入	二七〇
全城内に戦果擴大	二七〇
武昌占領	二七〇
武昌飛行場占領	二七〇
武昌占領の戦果	二七〇
漢陽占領	二七〇

武漢完全攻略	二七〇
▲敵軍防衛狀況	二七〇
中支軍總隊公表	二七〇
大本營陸海軍部公表	二七〇
坑日本據完全崩壊	二七〇
第三期戦終了す	二七〇
▲陥落後の武漢	二七〇
武漢の人口四十萬に減す	二七〇
特別區統治權を全委員會に	二七〇
漢口に治安維持會成立	二七〇
漢口の被害狀況	二七〇
外人側日本軍を禮讚	二七〇
武昌城内は殆んど破壊されず	二七〇
武昌に平和の曙光	二七〇
花輪漢口總領事着任	二七〇
舊英租界地接收	二七〇
陸戦隊日本租界の清掃續行	二七〇
進撃續行	二七〇
▲江北戦線	二七〇
宋埠東方の敵殲滅	二七〇
京漢線花園占領	二七〇
岐亭・塔而崗占領	二七〇
孝感占領	二七〇
更に長江埠占領	二七〇
大別山進發部隊漢口到達	二七〇
敗退の敵南陽に集結	二七〇
羅田占領	二七〇
英山占領	二七〇
通山、京山來襲の敵撃滅	二七〇
▲江南戦線	二七〇
武昌敗敵の退路遮斷	二七〇
粵漢線遮斷部隊退敵と激闘	二七〇
粵漢線上で兩部隊握手	二七〇
咸寧占領	二七〇
汀泗橋占領	二七〇
金口鎮砲臺占領	二七〇
山坡占領	二七〇
嘉魚占領	二七〇
蒲圻占領	二七〇
通山占領	二七〇
楠林橋占領	二七〇
楠林橋で兩部隊握手	二七〇

崇陽占領	二七〇
通城南方に進出	二七〇
武漢方面の敵平江に移動	二七〇
岳州攻略戦	二七〇
突如臨湘磯に殺到	二七〇
岳州占領	二七〇
海陸兩部隊岳州で握手	二七〇
岳州より更に南下	二七〇
江南の敵一齊後退開始	二七〇
▲海軍溯江作戦	二七〇
次期作戦に遺囑無きを期す	二七〇
溯江艦隊臺灣に進出	二七〇
蘭州水道突破	二七〇
桑家市に進出	二七〇
寶塔州に進出	二七〇
赤壁に達す	二七〇
岳州に近迫	二七〇
臨湘磯猛攻	二七〇
南潯沿線戦況	二七〇
▲德安進撃戦況	二七〇
蓉溪占領	二七〇
蓉溪攻め戦經過	二七〇
蓉溪の敵支離滅裂	二七〇
敵損害八萬	二七〇
逐次德安に迫る	二七〇
蓉溪北岸を前進	二七〇
德安の敵必死の抵抗	二七〇
德安攻め戦進捗	二七〇
駝嶺占領	二七〇
甘木關附近で五六千撃破	二七〇
德安へ敗走の敵大部隊追撃	二七〇
動山占領	二七〇
楊庄占領	二七〇
總退却の敵に巨砲の釣旗撃ち	二七〇
德安街道を猛進	二七〇
德安西南方で萬餘の敵殲滅	二七〇
德安の敵總崩れ	二七〇
德安北方陣地で最後の抵抗	二七〇
德安川左岸確保	二七〇

德安川右岸に夜襲	二七〇
德安川を挟んで激戦	二七〇
廬山南方總進撃	二七〇
梅家灣、宋家灣制壓	二七〇
硝瓜船山大半確保	二七〇
背龍山、鉢卷山一帶占領	二七〇
一文字山占領	二七〇
温塘傳、黃龍山東北一帶占領	二七〇
華龍山占領	二七〇
宋庄占領	二七〇
隘口街の退路遮斷迫る	二七〇
唐家山左側高地占領	二七〇
望樓の大半確保	二七〇
西山尖確保	二七〇
硝瓜船占領	二七〇
隘口街に追撃	二七〇
隘口街の南北悉く陥落	二七〇
敵後方據點砲撃	二七〇
大坪、蓉山確保	二七〇
敵德安方面に潰走	二七〇
隘口街占領	二七〇
更に黃龍山北麓に進撃	二七〇
烏石嶺占領	二七〇
獅子頭、老虎頭大部分確保	二七〇
德安へ四里	二七〇
駝嶺、象山猛攻	二七〇
廬山々岳戦を了り南昌に進撃	二七〇
▲德安占領	二七〇
敵中大迂回部隊の悪戦苦闘	二七〇
德安總攻撃開始	二七〇
德安川敵前渡河	二七〇
德安の命脈迫る	二七〇
德安城内に突入	二七〇
德安城完全占領	二七〇
德安城外義封山占領	二七〇
▲南支戦況	二七〇
▲南支上陸作戦	二七〇
陸海兩軍最高指揮官會見	二七〇
上陸部隊佈告を發す	二七〇
南支作戦に關し第三國に通告	二七〇

南支軍指揮官各國側へ通告 二七三
岡本參事官英外相と會見 二七三
廣東占領
古莊最高指揮官談 二六三
鹽澤最高指揮官談 二六三
松谷少佐香港總督と會見 二六三
岡崎廣東總領事蒞任 二六三
同盟機廣東へ初着陸 二六三
▲廣東進擊戰況
皇軍突如南支に奇襲上陸 二七三
陸海外當局談發表 二七三
淡水突破進擊 二七三
惠州・廣九線近し 二七三
博羅占領 二七三
廣九線を切断 二七三
羅衛艦隊掃海作業續行 二七三
增城占領 二七三
羅浮山南で敵を殲滅 二七三
石龍占領 二七三
敵軍輛廣東から從化へ 二七三
廣東前線陣地へ五里 二七三
南支空爆 二七三
廣東まで二百米 二七三
敵軍市街戰準備 二七三
敵軍部隊廣東突入 二七三
廣東完全占領 二六五
廣東政略までの戰績 二六五
廣東政略戰々果 二六五
廣東疾風政略の諸原因 二六五
廣東政略の重大意義 二六五
廣東陷落と經濟的影響 二六五

珠江週江進擊

▲本流
大角頭島に上陸 二六六
虎門要塞對岸に進出 二六六
虎門要塞占領 二六六
更に廣東指して西江 二六六
海心沙に進出 二六六
蓮花砲臺等占領 二六六
長洲要塞占領 二六六
水路廣東に到着 二六六
更に水路掃掃 二六六

支那側廣東防衛策

▲支那側廣東防衛策
廣東軍政兩部亂謀激化 二七三
蔣、余漢謀に不満 二七三
廣東當局狼狽策 二七三
國民黨廣東軍民を督勵 二七三
南支防衛司令部部關に設置か 二七三
軍事會議開々 二七三
廣東・廣西軍移動配備 二七三
蔣介石溢々援軍派遣 二七三
支那軍の窮餘戰術 二七三
隨所に慘敗の支那軍 二七三
市街戰準備 二七三
廣東拋棄集土戰決意 二七三

支那側廣東防衛策

▲支那側廣東防衛策
廣東軍政兩部亂謀激化 二七三
蔣、余漢謀に不満 二七三
廣東當局狼狽策 二七三
國民黨廣東軍民を督勵 二七三
南支防衛司令部部關に設置か 二七三
軍事會議開々 二七三
廣東・廣西軍移動配備 二七三
蔣介石溢々援軍派遣 二七三
支那軍の窮餘戰術 二七三
隨所に慘敗の支那軍 二七三
市街戰準備 二七三
廣東拋棄集土戰決意 二七三

大混亂の廣東

▲大混亂の廣東
廣東各學校授業停止 二七三
主要銀行奧地移轉開始 二七三
南支一掃動搖 二七三
廣東共產黨後方擾亂を企圖 二七三
支那要人・新聞言説
蔣、余漢謀に督勵電 二七三
余漢謀省民に協力要請 二七三
李宗仁英佛に縋る 二七三
白崇禧強がる 二七三
陳友仁、蔣を痛罵 二七三
支那當局負惜みの辯 二七三
遊離要人日本軍の成功確認 二七三
廣東陷落の報道ぶり 二七三
當局の責任糾纏(各紙) 二七三
抗戰繼續の激論(大公報) 二七三
支那紙論調 二七三

【陷落後の廣東】

▲【陷落後の廣東】
支那軍政當局對策
白雲、天河飛行揚自爆 二八三
吳鐵城全省官吏に布告 二八三
敗退の廣東軍邊境遁入 二八三
虎門要塞司令逃亡 二八三
西江沿岸に壘據構築 二八三
余漢謀廣東反擊計畫説 二八三
蔣、廣東軍閥を處罰し得ず 二八三
廣東軍政首腦亂謀表面化 二八三
余漢謀、吳鐵城消息 二八三
省政府の方針 二八三

陷落混亂の廣東

▲陷落混亂の廣東
敗殘兵市内放火 二八三
廣東沙面は平靜 二八三
治安は我が憲兵が維持 二八三
廣東に難民區域設定 二八三
英領に難民救済の農場設定 二八三
宮崎大佐英總領事館訪問 二八三
水道復舊に半年を要せん 二八三
廣九線被害甚大 二八三
遊離民續々廣東に歸來 二八三
廣東米人全部無事 二八三
汕頭戒嚴令を布く 二八三

殘敵掃蕩戰況

▲殘敵掃蕩戰況
京漢正太間沿滄線の戰果 二八三
北支掃蕩戰況 二八三
全北支の肅清漸々完成へ 二八三
共匪肅清の戰果(七月十一日) 二八三
保安・徐州附近の掃蕩戰 二八三

【北支掃蕩戰】

▲【北支掃蕩戰】
遊擊隊總部南宮占領 二八三
廣龍湖清河方面へ遁入 二八三
河北省掃蕩狀況 二八三
冀中地區平定 二八三
雙營附近の殘匪掃蕩 二八三
河北省中部地區掃蕩戰 二八三
嚴城嶺附近の掃蕩戰 二八三
冀中掃蕩戰々果 二八三

【山東戰線】

▲【山東戰線】
東昌、臨清占領 二八三
海軍陸戰隊威海衛鎮定 二八三
山東匪團討伐戰果 二八三
山東省昌邑の掃蕩戰 二八三

【山西戰線】

▲【山西戰線】
新銳部隊も黄河に殺到 二八三
隴海線の敵大動搖 二八三
大兵團到着隴海線遮斷の體勢 二八三
隴海線の敵西安へ退却 二八三

【陝西戰線】

▲【陝西戰線】
山西全省の完全肅清近し 二八三
五台山殲滅戰公表 二八三
寧武完全占領 二八三
山西掃蕩戰況 二八三
陝西南部掃蕩戰況 二八三
懷德鎮・東鎮附近の掃蕩戰 二八三
翼城附近で劉茂恩軍擊破 二八三
青年決死隊を奇襲 二八三
南部山岳地帯の大掃蕩戰 二八三
離石附近で敵二千殲滅 二八三
夏縣・清河鎮附近の掃蕩戰 二八三
第八路軍指揮部隊擊破 二八三
南部遊擊隊歸順 二八三
積雪暗夜の共匪掃蕩戰 二八三
王曲村の遊擊隊擊破 二八三
敵の襲撃部隊擊破 二八三
晉西掃蕩戰開始 二八三
汾河南方からも猛進 二八三
汾河西北方に激戰展開 二八三
晉西掃蕩戰進歩 二八三
汾河右岸山麓の敵掃蕩 二八三
黄河左岸の要衝船窩鎮に迫る 二八三
黑龍關占領 二八三
六十一軍の本據に殺到 二八三
禹門口、船窩鎮占領 二八三
晉西大殲滅戰の完了近し 二八三
晉西の匪團に北方から猛撃 二八三
午城占領、黄河へ猛進 二八三
黑龍關より消縣に突入 二八三
大寧占領 二八三
臨汾東方浮山の敵殲滅 二八三
吉縣占領 二八三

【中支掃蕩戰】

▲【中支掃蕩戰】
望海峰南麓占領 二八三
餘家山の敵擊破 二八三
山西全省の完全肅清近し 二八三
五台山殲滅戰公表 二八三
寧武完全占領 二八三
山西掃蕩戰況 二八三
陝西南部掃蕩戰況 二八三
懷德鎮・東鎮附近の掃蕩戰 二八三
翼城附近で劉茂恩軍擊破 二八三
青年決死隊を奇襲 二八三
南部山岳地帯の大掃蕩戰 二八三
離石附近で敵二千殲滅 二八三
夏縣・清河鎮附近の掃蕩戰 二八三
第八路軍指揮部隊擊破 二八三
南部遊擊隊歸順 二八三
積雪暗夜の共匪掃蕩戰 二八三
王曲村の遊擊隊擊破 二八三
敵の襲撃部隊擊破 二八三
晉西掃蕩戰開始 二八三
汾河南方からも猛進 二八三
汾河西北方に激戰展開 二八三
晉西掃蕩戰進歩 二八三
汾河右岸山麓の敵掃蕩 二八三
黄河左岸の要衝船窩鎮に迫る 二八三
黑龍關占領 二八三
六十一軍の本據に殺到 二八三
禹門口、船窩鎮占領 二八三
晉西大殲滅戰の完了近し 二八三
晉西の匪團に北方から猛撃 二八三
午城占領、黄河へ猛進 二八三
黑龍關より消縣に突入 二八三
大寧占領 二八三
臨汾東方浮山の敵殲滅 二八三
吉縣占領 二八三

【中支掃蕩戰】

▲【中支掃蕩戰】
望海峰南麓占領 二八三
餘家山の敵擊破 二八三
山西全省の完全肅清近し 二八三
五台山殲滅戰公表 二八三
寧武完全占領 二八三
山西掃蕩戰況 二八三
陝西南部掃蕩戰況 二八三
懷德鎮・東鎮附近の掃蕩戰 二八三
翼城附近で劉茂恩軍擊破 二八三
青年決死隊を奇襲 二八三
南部山岳地帯の大掃蕩戰 二八三
離石附近で敵二千殲滅 二八三
夏縣・清河鎮附近の掃蕩戰 二八三
第八路軍指揮部隊擊破 二八三
南部遊擊隊歸順 二八三
積雪暗夜の共匪掃蕩戰 二八三
王曲村の遊擊隊擊破 二八三
敵の襲撃部隊擊破 二八三
晉西掃蕩戰開始 二八三
汾河南方からも猛進 二八三
汾河西北方に激戰展開 二八三
晉西掃蕩戰進歩 二八三
汾河右岸山麓の敵掃蕩 二八三
黄河左岸の要衝船窩鎮に迫る 二八三
黑龍關占領 二八三
六十一軍の本據に殺到 二八三
禹門口、船窩鎮占領 二八三
晉西大殲滅戰の完了近し 二八三
晉西の匪團に北方から猛撃 二八三
午城占領、黄河へ猛進 二八三
黑龍關より消縣に突入 二八三
大寧占領 二八三
臨汾東方浮山の敵殲滅 二八三
吉縣占領 二八三

望海峰南麓占領 二八三
餘家山の敵擊破 二八三
山西全省の完全肅清近し 二八三
五台山殲滅戰公表 二八三
寧武完全占領 二八三
山西掃蕩戰況 二八三
陝西南部掃蕩戰況 二八三
懷德鎮・東鎮附近の掃蕩戰 二八三
翼城附近で劉茂恩軍擊破 二八三
青年決死隊を奇襲 二八三
南部山岳地帯の大掃蕩戰 二八三
離石附近で敵二千殲滅 二八三
夏縣・清河鎮附近の掃蕩戰 二八三
第八路軍指揮部隊擊破 二八三
南部遊擊隊歸順 二八三
積雪暗夜の共匪掃蕩戰 二八三
王曲村の遊擊隊擊破 二八三
敵の襲撃部隊擊破 二八三
晉西掃蕩戰開始 二八三
汾河南方からも猛進 二八三
汾河西北方に激戰展開 二八三
晉西掃蕩戰進歩 二八三
汾河右岸山麓の敵掃蕩 二八三
黄河左岸の要衝船窩鎮に迫る 二八三
黑龍關占領 二八三
六十一軍の本據に殺到 二八三
禹門口、船窩鎮占領 二八三
晉西大殲滅戰の完了近し 二八三
晉西の匪團に北方から猛撃 二八三
午城占領、黄河へ猛進 二八三
黑龍關より消縣に突入 二八三
大寧占領 二八三
臨汾東方浮山の敵殲滅 二八三
吉縣占領 二八三
【中支掃蕩戰】
望海峰南麓占領 二八三
餘家山の敵擊破 二八三
山西全省の完全肅清近し 二八三
五台山殲滅戰公表 二八三
寧武完全占領 二八三
山西掃蕩戰況 二八三
陝西南部掃蕩戰況 二八三
懷德鎮・東鎮附近の掃蕩戰 二八三
翼城附近で劉茂恩軍擊破 二八三
青年決死隊を奇襲 二八三
南部山岳地帯の大掃蕩戰 二八三
離石附近で敵二千殲滅 二八三
夏縣・清河鎮附近の掃蕩戰 二八三
第八路軍指揮部隊擊破 二八三
南部遊擊隊歸順 二八三
積雪暗夜の共匪掃蕩戰 二八三
王曲村の遊擊隊擊破 二八三
敵の襲撃部隊擊破 二八三
晉西掃蕩戰開始 二八三
汾河南方からも猛進 二八三
汾河西北方に激戰展開 二八三
晉西掃蕩戰進歩 二八三
汾河右岸山麓の敵掃蕩 二八三
黄河左岸の要衝船窩鎮に迫る 二八三
黑龍關占領 二八三
六十一軍の本據に殺到 二八三
禹門口、船窩鎮占領 二八三
晉西大殲滅戰の完了近し 二八三
晉西の匪團に北方から猛撃 二八三
午城占領、黄河へ猛進 二八三
黑龍關より消縣に突入 二八三
大寧占領 二八三
臨汾東方浮山の敵殲滅 二八三
吉縣占領 二八三

國民政府

【一覽】 五十節「全國國民に告ぐ」……二六五

蔣の「全國國民に告ぐ」の書……二六五
宋子文等亡命費に五億米弗調達……二六六
幽閉中の張學良釋放運動……二六八
ロシア革命記念祝賀會……二六九
華僑の援助繼續を哀願……二七〇
華僑資金吸收の獎勵辦法……二七〇
佛印の華僑も蔣を見離す……二七二

【政治】

▲一覽
國府最高主腦部會議開催……二六八
蔣下野決意から抗戰繼續へ……二六八
蔣更に抗戰強化を力説……二六九
蔣の獨裁權力強化……二七〇
蔣政權の統制力弛緩……二七〇
陳友仁政治機構改革を主張……二七二
蔣、網紀肅正を致命……二七三
今になつて飯良官吏更成……二七三
官吏の上海香港逃避阻止令……二七三
甘肅・寧夏に反蔣運動……二七三
▲要人動靜
蔣介石重慶遁入説……二七四
武漢陷落直前の蔣……二七四
蔣介石の行方……二七五
蔣が湖南省沅陵にあり……二七五
蔣介石蘭州行きか……二七五
蔣、重慶で國府要人と會談……二七五
朱德漢口に到着……二七五
交通部長昆明へ……二七五
湯玉祥桂林に到着……二七五
程天放香港歸着……二七五
國府要人動靜……二七六

▲要人言説
全國國民に告ぐ(蔣介石)……二七五
蔣擴大委員會で發語……二七五
蔣更に抗戰強化を力説……二七五
汪精衛蔣を擁護の辯……二七五

我等出直さん(周恩來)……二六五
周恩來全面的遊擊戰主張……二六五
王明日本軍西北進出を恐る……二六五
周宣傳部長和平主張……二六五
許波公使の強がり……二六五
陳誠戰略的轉換發表……二六五
勝利か敗北かあるのみ(陳誠)……二六五
▲汪精衛國民黨離脱
汪精衛重慶脱出河内着……二六五
周佛海も汪と同行か……二六五
國府發言人汪の外遊發表……二六五
反共派、改組派退却せん……二六五
汪の出國事情……二六五
蔣介石大狼狽……二六五
汪精衛行動諸説紛々……二六五
汪匿名で河内の某華人宅に……二六五
要人三名更に重慶を去る……二六五
陳公博香港到着……二六五
陳公博外字記者に語る……二六五
彭學沛逮捕、何應欽免職……二六五
汪香港より重大聲明を發す……二六五
顧孟餘、汪派を去る……二六五
汪聲明の重大影響……二六五
國民政府憂色深し……二六五
南洋華僑に衝動……二六五
汪及其一黨香港に集る……二六五
支那紙論調……二六五
汪聲明と列國反應……二六五

▲國民參政會
國民參政會重慶に集る……二六五
參政會談話會開催……二六五
第二次參政會日程……二六五
第三次參政會開催さる……二六五
蔣介石の激勵電報……二六五
蔣介石の演説代讀……二六五
蔣擁護抗戰繼續に一致……二六五
第二日の會議開かる……二六五
全體審查委員會設置……二六五
第三日の審查會開かる……二六五
大公報參政會批判……二六五
共產黨擁護抗戰決議案提出……二六五

財政報告に注意喚起……二六五
戰時新聞政策其他可決……二六五
左翼的提案難多……二六五
豫定通り閉會……二六五
第二次大會總決算……二六五
省市參議會成立……二六五
▲五中全會
五中全會無期延期……二六五
五中全會無期延期……二六五
▲國共關係
中國共產黨全體會議……二六五
新國共三大大會の決議……二六五
周恩來等又も國府改組要求……二六五
新陝省全民政大了る……二六五
汪の消極論と部内抗爭……二六五
共產黨の「中國新外交政策」……二六五
中國共產黨六中全會擴大會議……二六五
共產黨提案國民黨内に波瀾……二六五
國共合作の國防政府出現か……二六五
中共の民族革命聯盟實現か……二六五
西北に國共軋轢激化……二六五
國民黨漸次共產黨化す……二六五
國社黨、共產黨を痛撃……二六五
▲【西南建設工作】
廣東、廣西、福建の民衆組織強化……二六五
西南經濟調整委員會設置……二六五
西南開發に外資導入……二六五
工場輿地移轉の技術問題協議……二六五
西南開發工作續く……二六五
西南開發後三事業着手……二六五
西南茶葉發展に乘出す……二六五
▲湖北省政府
湖北省政府宜昌に移轉……二六五
▲湖南省
湖南民團壯丁反中央暴動……二六五
湖南首席更迭……二六五
衡陽、南昌の市民に遊離命令……二六五
長沙灰燼……二六五
湖南民衆將に抗議文提出……二六五

長沙事件で谷正倫死刑説……二六五
長沙燒失戶數發表……二六五
▲四川省
▲政治
四川の抗日建設と民衆訓練……二六五
四川黨部の大同團結強調……二六五
四川各行政區の監督員入替……二六五
蔣軍の四川、貴州進軍準備開始……二六五
四川の土着派、蔣軍の入川拒否……二六五
四川の解決に着手……二六五
國際デマ宣傳本部重慶へ移轉……二六五
▲經濟
四川移轉の工場五十七……二六五
四川省岷江に水力電氣廠建設……二六五
四川炭開發の炭坑會社新設……二六五
四川開發に一千萬元公債……二六五
▲交通
四川全省の電信擴充……二六五
四川雲南公路一部開通……二六五
四川南部、貴州西部間公路完成……二六五
▲其他
四川省外人旅行に制限……二六五
四川省で日本語研究熱高まる……二六五
重慶恐怖……二六五
成都防空に大章……二六五
▲雲南省
臨時首都昆明へ……二六五
雲南の抗日教育強化……二六五
▲經濟
雲南の輸出入統制……二六五
昆明を支那金融中心に……二六五
昆明で佛印幣の需要激増……二六五
昆明に戰時金庫會議召集……二六五
難民の雲南移住計畫……二六五
トラック不足で昆明に滯貨の山……二六五
▲交通・通信
昆明中心の航空路開發……二六五
雲南貴州鐵道近く着工か……二六五
昆明・貴陽間バス連日運轉……二六五
緬甸政府と共同で滇緬公路改修……二六五

滇緬鐵道愈々着工……二六五
滇緬線着工式舉行……二六五
ビルマ雲南間武器ルート進捗……二六五
昆明で國府機關紙發行……二六五
▲其他
雲南の外人旅行地域制限……二六五
▲西康省
▲政治
西康省省愈々近く實施……二六五
西康省政府明年元旦成立決定……二六五
西康省主席は劉文輝か……二六五
西康省開省準備成る……二六五
▲其他
漢人官吏と西康人の結婚禁止……二六五
▲貴州省
▲政治
貴州に對外宣傳用無線電完成……二六五
▲經濟
貴州省の鐵礦開發に着手……二六五
貴陽に藥品製造工廠設立……二六五
▲廣西省
馮玉祥桂林に到着……二六五
廣西主府更迭……二六五
中央軍三萬廣西省に入る……二六五
廣西モノロー主義擡頭……二六五
避難民で桂林の人口倍加……二六五
▲廣東省
▲政治
廣東省政府主席に張發奎……二六五
廣東行營の一部桂林に移轉……二六五
廣東省各機關梧州移轉……二六五
余漢謀等戒飭處分に……二六五
廣東省政府主席更迭……二六五
李漢魂の後任は鄧龍光……二六五
▲經濟
西南への門戶廣州體に移る……二六五
武器輸入新ルート北海……二六五
▲交通
佛印國境よりの外人入支制限……二六五
佛印からの西印旅行査證料減額……二六五

【抗日戰備】

- ▲一 敵
 - 蔣の對日宣戰說……………二六八
 - 支那第二軍報告を論ず……………二七〇
 - 蔣抗戰放談……………二七〇
 - 蔣介石衛陽で指揮……………二七〇
 - 支那軍の損害莫大(米紙)……………二七〇
 - 蔣、敗軍の建直しに狂奔……………二七〇
 - 蔣軍の軍事の痛手……………二七〇
 - 蔣軍首腦部崩壊状態……………二七〇
 - 抗日軍再建を要請……………二七〇
 - 抗日諸派統一戦線強化……………二七〇
 - 前線の各軍に政治部設置……………二七〇
 - 支那海軍殆んど潰滅……………二七〇
 - 敵兵愈々奥地撤退開始……………二七〇
 - 四川から八十萬人強制徴發……………二七〇
 - 將領間に反陳誠熱昂まる……………二七〇
 - 田家鎮防備隊長等銃殺決定……………二七〇
 - 張學良前線出動……………二七〇
 - 虐行に憤慨揚兵暴動……………二七〇
 - 江北の廣西軍自由揚揚開始……………二七〇
 - 四川軍閥に蔣介石返電……………二七〇
 - 囚入軍隊八千名……………二七〇
 - 蔣方震死去……………二七〇
 - 蘭州に造兵分廠設置……………二七〇
 - ビルマ經由武器輸入活潑……………二七〇
- ▲作 戰
 - 國府の第四期抗戰方針……………二七〇
 - 最高國防會議の第四期戰方策……………二七〇
 - 第四期抗戰に三戰區整備……………二七〇
 - 全國を四大軍區に分つ……………二七〇
 - 共產軍遊撃隊の組織内容……………二七〇
 - 遊撃戰術學校設置……………二七〇
 - 朱德作戰建直し獻策……………二七〇
 - 蔣共產軍作戰採用……………二七〇
 - 汪精衛の遊撃戰術排擊論……………二七〇
 - 江南北に前線司令部設置……………二七〇
 - 蔣自ら第四戰區長官兼任……………二七〇
 - 蔣介石桂林で作戰指揮……………二七〇
 - 抗戰各軍を整理改編……………二七〇
 - 軍事會議……………二七〇

廣東防備の軍事會議開催

- 廣東防備の軍事會議開催……………二七〇
- 衡陽軍事會議……………二七〇
- 桂林軍事會議……………二七〇
- 南支で重要軍事會議……………二七〇
- 廣西遊撃隊總司令に陳濟棠……………二七〇
- 宋哲元軍事委員に任命……………二七〇
- 第一戰區總司令に彭德懷内定……………二七〇
- 各戰區長官入れ替へ……………二七〇
- 南支新編軍團司令に張發奎……………二七〇
- 蔣學生軍組織命令……………二七〇
- 蔣全學生の迅速編成命令……………二七〇
- 海南島自衛團編成不可能か……………二七〇
- 廣東奪回作戰を宣傳……………二七〇
- 四川軍の前線増援を命令……………二七〇
- 廣河南岸中央軍に引揚命令……………二七〇
- 廣西確保に焦土政策強要……………二七〇
- 浙江の劉建緒軍西方へ移動……………二七〇
- 陳名儒、蔡廷鍇兩廣民團訓練……………二七〇
- 蘭州に第八戰區總司令部設置……………二七〇
- 傳作義軍軍夏入り……………二七〇
- 潼關の敵感に陣地構築……………二七〇
- ▲武漢防備狀況
 - 各將領武漢保衛の責任回避……………二七〇
 - 武漢最後の相……………二七〇
 - 大部隊通山に集結……………二七〇
 - 武漢防備の第五線陣地構築……………二七〇
 - 國府漢口陥落を公式發表……………二七〇
- ▲南支防備狀況(南支戰況欄参照)
 - 廣東防備の軍事會議開催……………二七〇
 - 廣東奪還を企圖……………二七〇
 - 白崇禧の廣西軍、廣東省に出動……………二七〇
 - 金漢辭職電請……………二七〇
 - 第四戰區副司令更迭……………二七〇
 - 海南島防備を嚴命……………二七〇
 - 第四路軍司令部清還に移轉……………二七〇
 - 廣西抗日體制建直しを策す……………二七〇
 - 廣東省黨部黨員工作決定……………二七〇
 - ▲各地防備狀況
 - 廣西・貴州に増援隊派遣要求……………二七〇
 - 廣西省防備に必死……………二七〇
 - 李・白省民に長期抗戰激勵……………二七〇

廣西省も戰時狀態

- 廣西省も戰時狀態……………二七〇
- 重慶に大防空壕建設……………二七〇
- 潼關の防備強化……………二七〇
- 潼關死守に躍起……………二七〇
- 洛陽集土化計畫……………二七〇
- 長沙・衡陽の防備強化……………二七〇
- 武漢防備軍を湖南に移動……………二七〇
- 湖南防備に全力傾注……………二七〇
- 成都の防備強化……………二七〇
- 湖南の中央軍一部貴陽へ……………二七〇
- 雲南軍擴張計畫……………二七〇
- 湖南省政府長沙から沅陵に移動……………二七〇
- 蔣湖南の防備固む……………二七〇
- ▲空 軍
 - 再建空軍使用可能機は百臺……………二七〇
 - 長沙の飛行場自壞開始……………二七〇
 - 蘭州重慶間飛行頻繁……………二七〇
 - ▲財政・經濟(西南建設工作欄参照)
 - 農產減少で食糧調節開始……………二七〇
 - 蘭州に兵工廠分廠開設……………二七〇
 - 非常時期工業獎勵暫行條例……………二七〇
 - 中國經濟年會開催……………二七〇
 - ▲對外依存
 - 孔財政部長辭意表明……………二七〇
 - 戰時過剩利得課稅公布……………二七〇
 - 金現賣買統制……………二七〇
 - 相續稅、戰時利得稅徵收……………二七〇
 - 五億元の新公債發行か……………二七〇
 - 國府の債務現狀發表……………二七〇
 - 明察相稅賦實施……………二七〇
 - 蔣政權愈々財窮乏……………二七〇
 - 輸出爲替法を緩和……………二七〇
 - 獻金貯金法令公布……………二七〇
 - ▲交通・通信
 - 歐亞航空漢口香港線再開……………二七〇
 - 成都重慶桂林間空路新設……………二七〇
 - 西南航空運給開始……………二七〇
 - 奧地向航空路河内に集中……………二七〇
 - 新輸送線の意外なる進捗……………二七〇
 - 水空路開發……………二七〇
 - 蘭州から蘭州へ自動車連絡……………二七〇
 - 九龍漢口間バス運轉……………二七〇

奧地交通建設に躍起

- 奧地交通建設に躍起……………二七〇
- 與漢線の一般貨物輸送禁止……………二七〇
- 與漢線は長沙衡陽間不定期運轉……………二七〇
- 漢口大公線重慶に移轉……………二七〇
- 重慶長貴陽無電氣發送開始……………二七〇
- ▲各地混亂狀況
 - 漢口の外人急避難揚開始……………二七〇
 - 漢口僑裝外人財産の處置……………二七〇
 - 梧州市民に引揚命令……………二七〇
 - 西安市民續々避難……………二七〇
 - 蘭州市民に避難命令……………二七〇
 - 修水及三都市街を燒却……………二七〇
 - 西安市民に退去命令……………二七〇
 - 雷州・北海の住民に避難命令……………二七〇
 - ▲教育文化
 - 國立各大學の移轉先發表……………二七〇
 - 教育學術團體聯合年會の開催……………二七〇
 - 萬國博參加中止……………二七〇
 - 國府香港で旅券發行……………二七〇
 - ▲對外依存
 - 顧、郭兩大使使佛の態度打診……………二七〇
 - 郭、顧兩大使使歐再認議要請……………二七〇
 - 支那外國依存強化を言明……………二七〇
 - 支那國教徒援將要望……………二七〇
 - 英米借款成立に浮るか……………二七〇
 - ▲對米 國
 - 蔣米の關與を哀願……………二七〇
 - 胡適新大使使紐青瀆……………二七〇
 - 米の對支物資供給困難……………二七〇
 - 米支借款不成功か……………二七〇
 - 胡適駐米大使任狀掃早……………二七〇
 - 對日對露輸出阻止要請……………二七〇
 - 對米借款計畫失敗か……………二七〇
 - 王正廷香港着……………二七〇
 - 孔祥熙、米支借款を語る……………二七〇
 - 蔣政權、米に小銃射討……………二七〇
 - 米國會社からトラック購入……………二七〇
 - 米大使に蔣極秘援助要請……………二七〇
 - ▲對佛 國
 - 蔣佛印・印度に補給路を求む……………二七〇
 - 金融中心地を河内へ……………二七〇

廣東財閥續々佛印へ移動

- 廣東財閥續々佛印へ移動……………二七〇
- ▲對ソ 聯
 - 蔣ソ聯の積極援助を期待……………二七〇
 - 新赤色ルート建設……………二七〇
 - 赤色ルートの鐵道敷設着手か……………二七〇
 - 赤色ルート據點を蘭州に移す……………二七〇
 - ソ支提携強化を提唱……………二七〇
 - 新疆盛世才のソ聯訪問……………二七〇
 - 孫科再びソ聯行きか……………二七〇
 - 新赤色都市蕭州酒泉……………二七〇
 - ▲對英 國
 - 陳友仁、英首相に公開狀……………二七〇
 - ▲對ドイ ツ
 - 獨、國府陳大使忌避……………二七〇
 - 陳介の信任拒否問題……………二七〇
 - 駐獨陳介大使信任狀掃早……………二七〇
 - ▲對ポ ー ラ ン ド
 - 駐波公使に王景岐決定……………二七〇
 - 駐波公使波外相と會談……………二七〇

事變と列國動向

- 事變と列國動向……………二七〇
- 各國大使重慶に到着近し……………二七〇
- 歐洲の新情勢と支那事變……………二七〇
- 各國軍艦依然漢口碇泊……………二七〇
- 英米共同行動困難視さる……………二七〇
- 廬山の外人下山……………二七〇
- 米佛軍艦上海に下航……………二七〇
- 漢口の英米軍艦五隻下江……………二七〇
- ▲【英 國】
 - 英帝和平輪旋を示唆……………二七〇
 - 日英國交調整を期待……………二七〇
 - 英司令官對蔣援助確認……………二七〇
 - カ一大使訓辭……………二七〇
 - カ一蔣會見……………二七〇
 - 國府首腦と會見……………二七〇
 - カ一報告對日態度硬化……………二七〇
 - カ一大使上海英商と會見……………二七〇
 - 英の對蔣武器輸送否定……………二七〇
 - セイロン島を軍事根據地に……………二七〇
 - 在支實業家強硬決議……………二七〇
 - マンチエスタターの排日デモ中止……………二七〇

王克敏氏等北京へ歸還……………二六〇
 新中國政府の方針……………二六二
 聯合委員會委任委員……………二六四
 第三次聯合委員會延期……………二六四
北京臨時政府
 臨時政府成立一周年記念祝典……………二六五
 溥儀、鑾邸夫々新政權下に……………二六六
 王克敏氏重大宣言……………二六六
 冀南反共會議遊擊隊根絶申合せ……………二六六
 救國武裝青少年隊組織……………二六六
 北支反共救國大會……………二六六
 湯爾和氏渡日……………二六六

【政 治】
 北京四郊に保甲制實施……………二六八
 ▲法令公布
 棉花輸出許可條例公布……………二六八
 【財政・經濟】
 五分、一分、半分の小額紙幣發行……………二六九
 中國聯銀營業成績發表……………二七〇
 旅行者の南方へ聯銀券に交換……………二七〇
 中國聯銀新情勢對策考慮……………二七〇
 北支支那銀行も聯銀券に轉換……………二七〇
 北支關稅徵收事務聯銀で接收……………二七〇
 聯銀米貨廿九萬弗取得……………二七〇
 英租界聯銀券納入を認む……………二七〇
 天津租界悉く聯銀券承認……………二七〇
 聯銀券の徹底普及に乘出す……………二七〇
 天津に近く日華經濟協會誕生……………二七〇
 日華經濟協會……………二七〇
 天津爲替低落……………二七〇
 北支棉花配給割當内定……………二七〇
 中興炭日本へ初輸出……………二七〇
 石家莊棉花買付代行機關問題……………二七〇

【教育・文化】
 新民會副會長張燕卿氏辭任……………二七〇
 【其 他】
 北京に華僑協會生誕……………二七〇
蒙古政府地務審議會設置……………二七〇

蒙古文官視察團來朝……………二七二
 蒙古金礦業者來朝……………二七二
 蒙古農產收穫豫想……………二七二
 張家口に合辦煙草工場……………二七二
 德王等蒙疆主權者訪日……………二七二
 蒙古聯盟政府一周年記念式……………二七二
 蒙古製藥近く開業……………二七二

南京維新政府
 維新政府各部南京移轉完了……………二七三
 南京學生反共大會……………二七三
 統一の救濟機關設置要望……………二七三
 反共救國民眾運動發展……………二七三
 統一政府要望大會……………二七三
 梁院長「國民に告ぐる書」發表……………二七三
 維新政府直轄車一萬を編成……………二七三
 南京陥落一周年記念日……………二七三

【政 治】
 南京督辦に高冠氏任命……………二七三
 上海の佛軍に抗議……………二七三
 上海特別市制實施……………二七三
 安徽省政府正式成立……………二七三
 王實業部長渡日……………二七三
 梁行政委員長一行渡日……………二七三
 梁政府の擴張準備を急ぐ……………二七三
 梁院長各地巡察……………二七三
 江交通部長交通復興談……………二七三
 王實業部長歸任……………二七三
 五月以來知事新任卅九名……………二七三

【財政・經濟】
 米國向銀塊積出不可……………二七三
 華中鐵礦初の積出し……………二七三
 大冶鐵山は華中鐵礦が經營……………二七三
 江蘇、浙江の棉花豫想……………二七三
 【教育・文化】
 慈善、教化團體統制機關設置……………二七三
 【其 他】
 余實業部參事暗殺さる……………二七三
 邵統稅局長襲はる……………二七三
 外人記者團政府要人と會見……………二七三
 黃河巡警官維新政府へ逃避……………二七三

【召集・開院式】
 兩院各派勢力……………二七四
 第七十四議會召集……………二七四
 開院式仰出さる……………二七四
 開院式行幸仰出さる……………二七四
 政府委員任命……………二七四
 第七十四議會開院式……………二七四
 奉答文採呈……………二七四

帝國議會

【貴族院】
 貴族院成立……………二七四
 貴族院各派交渉會……………二七四
 貴族院部長理事……………二七四
 貴族院無所屬世話人交替……………二七四
 豫算分科部屬變更……………二七四
 奉答文起草協議……………二七四
 △本會議
 貴族院勸告奉答文……………二七四
 貴族院感謝決議文……………二七四
 貴族院豫算委員……………二七四

【衆議院】
 衆議院成立……………二七四
 衆議院部長理事……………二七四
 各派交渉會……………二七四
 △本會議
 勸告奉答文……………二七四
 感謝、敬吊兩決議案……………二七四
 豫算委員……………二七四
 常任委員理事……………二七四

【各派動向】
 △民政黨
 民政黨議員總會……………二七四
 院內總務分擔……………二七四
 常任委員……………二七四
 △政友會
 議員總會……………二七四
 院內役員事務分擔……………二七四
 議會報告書起草委員……………二七四
 常任委員……………二七四

△其 他
 社大代議士會……………二七四
 國同議員總會……………二七四
 東方會代議士會……………二七四
 東方青年團體會議……………二七四
 第一議員俱樂部議會陳容……………二七四

樞密院
 樞密顧問缺員四名……………二七五
 審查委員會議協力終止承認……………二七五
 勞動者募集規程條約批准……………二七五
 對聯盟協力終止案可決……………二七五
 海相・樞府に説明……………二七五
 日獨文化協定樞府精査委員會……………二七五
 外交經過説明……………二七五
 日獨文化協定案可決……………二七五
 興亞院官制案審議……………二七五
 日支關係調整方針對外説明……………二七五
 外相より説明精査……………二七五
 興亞院官制原案承認……………二七五
 興亞院官制外七件可決……………二七五
 樞府官制改正斷行……………二七五
 樞密院官制改正可決……………二七五
 陸相樞府に説明……………二七五
 定例本會議……………二七五

内閣
 【一般事項】
 議會制度審議會……………二七五
 二七五、二七五、二七五、二七五、
 二七五
 首相政黨關係關係參議院談……………二七五
 三二五、三二五
 對支院官制案審議……………二七五
 對支院に技術部を加ふ……………二七五
 興亞院官制案承認……………二七五
 興亞院人選進む……………二七五

興亞院開設……………二七五
 第一回興亞院首腦會議……………二七五
 勞務需給對策……………二七五
 轉業目標の確立に努力……………二七五
 卒業者使用制限委員會設置……………二七五
 失業對策プロック會議……………二七五
 失業對策プロック會議……………二七五
 轉業指導原料斡旋補助決定……………二七五
 熱線工業成務務制度具體化……………二七五
 國民登錄制愈々實施……………二七五
 職案紹介委員會……………二七五
 小學校卒業者職業指導訓令……………二七五
 總動員三勅令案要綱可決……………二七五
 總動員法第六條兩勅令案骨子……………二七五
 國營紹介所都部にも急速設置……………二七五
 國民登錄制介紹決定……………二七五
 鑛工學校卒業者制當方針決定……………二七五
 轉業指導の根本方針……………二七五
 積弊轉業の傾向顯著……………二七五
 國民登錄明春より實施……………二七五
 國民登錄關係助令改正決定……………二七五
 國民登錄專家協議會……………二七五
 鑛工學校卒業者制當方針決定……………二七五
 △學國一致運動
 内外根本方針協議……………二七五
 衆議院各派精神總動員運動展開……………二七五
 首相に總動員聯盟改組進言……………二七五
 新黨問題再燃……………二七五

政府機關新黨實現檢討……………二七五
 首相三國會……………二七五
 政府の新黨目標……………二七五
 政黨制の態度……………二七五
 國民運動と新黨問題……………二七五
 東亞再建國民運動……………二七五
 國民組織再編成問題……………二七五
 三二五、三二五、三二五
 東亞再建國民聯盟講演會……………二七五
 專任外相取止め、外務省腦髓化……………二七五
 拓相も兼攝のま……………二七五

專任外相・拓相決定……………二六六
 專任外相拓相就任式……………二六六
 有田新外相談……………二六六
 八田新拓相談……………二六六
 陸海事情……………二六六
 有田外相の外交方針……………二六六
 八田新拓相に期待……………二六六
 海外反響……………二六六
 國策研究會……………二六六
 科學審議會總會答申建議可決……………二六六
 政府重大聲明發表……………二六六
 總動員第十一條問題……………二六六
 發動は各省と企畫院で研究……………二六六
 發動時期に非ず(池田相談)……………二六六
 臨時態勢構成が必要(佐藤情報部長談)……………二六六
 長談……………二六六
 内政關係會議で討論……………二六六
 摩擦を避け圓滿發動……………二六六
 解決方針當局發表……………二六六
 專任商相設置……………二六六
 商相候補一應白紙へ……………二六六
 專任商相を置かず……………二六六
 文官制度改革檢討……………二六六
 文官制度改正問題……………二六六
 文官制度改正大綱決定……………二六六
 文官制度改正暫く休止……………二六六
 東地興業總裁横山助成氏決定……………二六六
 日滿連絡強化大綱決定……………二六六
 企畫院改組の根本方針……………二六六
 企畫院擴充問題……………二六六
 生産力擴充計畫改訂……………二六六
 日滿交通連絡大綱決定……………二六六
 新東亞建設方針決定……………二六六
 政府聲明は無期延期……………二六六
 東亞新秩序建設方針宣明……………二六六
 板垣陸相車中談……………二六六
 外、拓兩官制改正案決定……………二六六
 二千六百年奉祝會十四年度豫算可決……………二六六
 加藤陸軍政務次官歸京……………二六六
 轉失策聯絡官設置……………二六六

國家總動員審議會……………二六六
 國民體力管理制度調查會官制成立……………二六六
 十四年度物動計畫……………二六六
 十四年度豫算兩院代表に内示……………二六六
 臨時國勢調査……………二六六
 近衛首相引籠る……………二六六
 登壇……………二六六
 地方總動員會議……………二六六
 東北局長更迭……………二六六
 提出法律案六十餘件……………二六六
 内閣再組織氣運運動……………二六六
 地方長官異動評……………二六六
 【閣議】……………二六六
 △定例閣議……………二六六
 聲明文案決定……………二六六
 對米回答、興亞院官制案等承認……………二六六
 新東亞建設の具體方針決定……………二六六
 △四相會議……………二六六
 △三三相會議……………二六六
 △首相・文相會談……………二六六
 △首相・陸相會談……………二六六
 △首相・內相會談……………二六六
 △內政關係會議……………二六六
 △首相・藏相要談……………二六六
 【內閣參議】……………二六六
 臨時參議會……………二六六
 閣僚參議懇談會……………二六六
 定例參議會……………二六六
 【閣員參內】……………二六六
 【往來】……………二六六
 【法令公布】……………二六六

工作機械委員會官制……………二六六
 傷兵保護院官制改正……………二六六
 保險制度調査會官制……………二六六
 龍馬法施行規則改正……………二六六
 【內務】……………二六六
 農村自治制特別委員會……………二六六
 行政統合機關新設か……………二六六
 農業團體調查修正案可決……………二六六
 地方制度調査會……………二六六
 農村自治改正答申案可決……………二六六
 都長官選決定……………二六六
 警察部長プロック會議……………二六六
 關西警察部長會議……………二六六
 三治水計畫實施決定……………二六六
 地方行政並國民動向調査官派遣……………二六六
 經濟警察協議會設置……………二六六
 招魂社を護國神社と改稱……………二六六
 映畫法案更綱……………二六六
 【大藏】……………二六六
 國民貯蓄獎勵委員會……………二六六
 稅關監視部長、港務部長會議……………二六六
 貯蓄獎勵主務課長會議……………二六六
 專賣局長異動……………二六六
 專任駐米財務官設置……………二六六
 【司法】……………二六六
 辯護士の司法官任用續……………二六六
 司法制度調査委員會……………二六六
 審判所長、矯正院長會同……………二六六
 受刑中の應召者に特赦の恩命……………二六六
 改正商法施行準備部長判事會同……………二六六
 應召公民權喪失者の復權問題……………二六六
 思想檢事會同……………二六六
 捜査の合法化方針決定……………二六六
 短期司法研究……………二六六
 司法研究所設置案決定……………二六六
 司法科試驗改正方針決定……………二六六

刑法改正第二編の起草完了……………二六六
 控訴院長、檢事長會同……………二六六
 【文部】……………二六六
 各地測候所を國立に移管……………二六六
 統後學生の健康調査……………二六六
 國民學校、幼稚園要綱可決……………二六六
 日本大學創立五十年記念式……………二六六
 教育經費……………二六六
 特別交付金繰上交付……………二六六
 學校給食施設費交付……………二六六
 師範教育費補助制當……………二六六
 東大改革問題解決……………二六六
 實業教育補助決定……………二六六
 長與東大總長辭職……………二六六
 宗教團體法案更綱……………二六六
 宗教團體法案更綱修正……………二六六
 宗教團體法案更綱修正……………二六六
 氣象機關擴充更綱……………二六六
 科學振興調查會……………二六六
 名古屋帝大創設決定……………二六六
 青年學校義務制實施……………二六六
 教學局參與會議……………二六六
 十四年度高校入學概要……………二六六
 高工新設計畫變更……………二六六
 鑛工學校卒業者割當決定……………二六六
 官立實業專門學校生往募集要項……………二六六
 文部次官更迭事情……………二六六
 兒童就學獎勵並災害地に増加交付附屬金大綱地方權災町村に國庫負擔金繰上増加交付……………二六六
 【農林】……………二六六
 傷痍軍人に全官公私立學校開放……………二六六
 農業報國聯盟結成……………二六六
 農村勤務奉仕官續續著……………二六六
 農業保險會議……………二六六
 馬政關係二法案來議會提出決定……………二六六
 臨時農村對策部新設……………二六六
 農林省分設規程改正……………二六六
 農林十四年度豫算……………二六六

產業獎勵金……………二六六
 產業助成金……………二六六
 產業補助金……………二六六
 龍馬法施行規則改正……………二六六
 林業種苗法案提出決定……………二六六
 農林計畫委員會設置……………二六六
 龍馬研究委員會初總會……………二六六
 馬取引改善協議會第一回總會……………二六六
 農山漁村調查……………二六六
 水産六團體決議……………二六六
 【商工】……………二六六
 經濟法令の趣旨徹底……………二六六
 鑛山監督局支所設置……………二六六
 工作機械委員會被令……………二六六
 石炭抗撥發豫防試驗所開設……………二六六
 道府縣統計課長會議……………二六六
 中小商工業實情調査……………二六六
 商工行政機構改革要綱……………二六六
 商工機構改革に商相積極的……………二六六
 全國的に經濟國策懇談會開催……………二六六
 商工省分設規程改正……………二六六
 貿易省設置に氣乗薄……………二六六
 商工關係會議提出案……………二六六
 工業試驗所等擴充……………二六六
 【通信】……………二六六
 京城清淨空輪開始……………二六六
 日支定期航空開始……………二六六
 北支との航空郵便取扱開始……………二六六
 日伊間直通無線電話開通……………二六六
 永井巡相車中談……………二六六
 金澤飛行場竣工……………二六六
 長野飛行場開場式……………二六六
 上海間の無線電話開通……………二六六
 内務間に寫眞電話開始……………二六六
 船舶職員方針改正……………二六六
 東京福岡兩飛行場豫算認めらる……………二六六
 大日本航空株式會社創立……………二六六
 日、亞間電話料金引下げ……………二六六
 電話統制案大綱……………二六六
 電話統制案近く實施……………二六六
 電話事業組合第一回認可……………二六六

特別志願將校の年齢延長... 三九七
東京陸軍航空學校開校式... 三〇五
在内地將校の増手當を返納... 三〇五
十三年壯丁検査状況發表表... 三〇六
陸軍各學校卒業式... 三〇六
陸軍管理事業主懇談會... 三〇七
第二補充兵も在郷軍人に編入... 三〇七
陸軍航空總監部新設... 三〇七
東條總監親補式... 三〇七
陸軍定期異動... 三〇七
軍事參議會... 三〇七
陸大卒業式... 三〇七
觀兵式諸兵指揮官... 三〇七
陸軍首腦部協議... 三〇七
次官軍務局長を兼任... 三〇七
陸軍士官學校卒業式... 三〇七

歐納機、兵器命名式... 三〇七
驅逐艦、黒潮進水式... 三〇七
定期進級總數千五百一名... 三〇七
要港部司令官親補... 三〇七
駐滿海軍部及臨時防備隊撤廢... 三〇七
海軍軍醫學校卒業式... 三〇七
橫濱各學校空陸卒業式... 三〇七
驅逐艦「親潮」進水式... 三〇七
三航空隊開隊... 三〇七
海軍聯合航空隊令制定... 三〇七
海軍異動發表... 三〇七
鹿島筑波兩航空隊開隊式... 三〇七
播海艇第十一號進水式... 三〇七

大日本防空協會設立... 三〇七
中央防空委員會會費申案可決... 三〇七

身延白羽兩鐵道省管となる... 三〇七

交通通信航空
東京地方交通調整臨時委員任命... 三〇七
交通調整委員會... 三〇七
廿六品の鐵道運賃引下げ... 三〇七
地下鐵澁谷・青六間開通... 三〇七
日伊間直通無線電話開通... 三〇七
上海間の無線電話開通... 三〇七
内閣閣内爲眞電送開始... 三〇七
電話統制案近く實施... 三〇七
日・亞間電話料金引下げ... 三〇七
電話事業組合第一回認可... 三〇七
日滿支電報制度刷新... 三〇七
京城清津空線開始... 三〇七
日支配定期航空開始... 三〇七
北支支との航空郵便取扱開始... 三〇七
金澤飛行場竣工式... 三〇七
長野飛行場開場式... 三〇七
東京福岡兩飛行場豫算認めらる... 三〇七
大日本航空株式會社創立... 三〇七
中央航研所第一次計畫内容... 三〇七
中央航研豫算政治的折衝に移さる... 三〇七
中央航研所設立準備會... 三〇七
航空事故調査會設置... 三〇七

名古屋市長辭任承認... 三〇七
東海地方總動員會議... 三〇七
敦賀市長決定... 三〇七
船橋市長選舉... 三〇七
地方議會大部分開幕... 三〇七

市制五十周年記念式典... 三〇七
三委員、都制試案提出... 三〇七
東京府議會... 三〇七
都制案失業對策委員會... 三〇七
都制案委員會... 三〇七
東京市々債、市有財産額... 三〇七
東京市豫算削減... 三〇七
東京府十四年度豫算... 三〇七
愛都七十周年記念市會... 三〇七
東京市十四年度普通豫算... 三〇七
東京市議補選石和田氏當選... 三〇七
東京府會... 三〇七
東京地方總動員會議... 三〇七
市議補選... 三〇七
地下鐵澁谷・青六間開通... 三〇七

日滿支經濟懇談會開催に決定... 三〇七
日支間貨物直通運輸開始... 三〇七
黃海經濟聯盟設置に決定... 三〇七
中日協會總會... 三〇七
官廳購入外國品の代替品目決定... 三〇七
工作機械製造委員會官制... 三〇七
中小商工業振興對策... 三〇七
内閣情報部主催大阪時局懇談會... 三〇七
經聯主催第一回時局經濟懇談會... 三〇七
商組中央會時局對策委員會協議會... 三〇七
第二回經濟警察問題懇談會... 三〇七
伍堂卓雄氏東商會頭就任決定... 三〇七
漢口陥落と財界... 三〇七

金融界・産業界・貿易界... 三〇七
結城日銀總裁談... 三〇七
小林東電社長談... 三〇七
杉野東株理事長談... 三〇七
全産聯産業報國運動不振對策... 三〇七
統制諸法規の是正要望... 三〇七
商工省轉業對策事務打合せ... 三〇七
株主配當役員賞與の制限要望... 三〇七
産組對中小商工業者の摩擦緩和... 三〇七
日商臨時總會産組對策協議... 三〇七
東商顧問會方針... 三〇七
長期建設設計方針... 三〇七
池田藏商相談... 三〇七
物支動員計畫更に強化... 三〇七
帝國不動の對支方針明示に財界... 三〇七
好感... 三〇七
結城日銀總裁談... 三〇七
伍堂日商會頭談... 三〇七
政治經濟研究會建議... 三〇七
政經研究會全體院議と懇談... 三〇七
經聯主催第三回時局經濟懇談會... 三〇七
轉業對策社文檢査會社設立計畫... 三〇七
軍需工業轉換の共同施設費補助... 三〇七
代用品見本製作に補助金支出... 三〇七
日滿支經濟懇談會準備打合せ... 三〇七
大商時局經濟懇談會... 三〇七
共同設備設置に關する通牒... 三〇七
日本優良物産協會役員會... 三〇七
商工會議所法改正の商工省原案... 三〇七
日本商工會議所定期總會開催... 三〇七
日支經濟開辦懇談會... 三〇七
黃海經濟聯盟創設... 三〇七
日滿實業協會會長に伍堂氏... 三〇七
經聯主催時局經濟官民懇談會... 三〇七
東商全面的に職制を改革... 三〇七
東京重機製造工業組合創立... 三〇七
日滿支經濟東京懇談會... 三〇七
名古屋懇談會... 三〇七
大阪懇談會... 三〇七

九州懇談會... 三〇七
日支經濟懇談會... 三〇七
全國消費組合協議會... 三〇七
全國米穀卸商組創立總會... 三〇七
中小工業への下請發注に協力... 三〇七
要請... 三〇七
大阪府主催官民經濟懇談會... 三〇七
轉業資金に損失補償制適用... 三〇七
百貨店營業統制規程決定(十四年一月一日施行)... 三〇七
總動員法十一條關係命令原案決定... 三〇七

△米 穀
日商、米穀配給標準審議... 三〇七
全國米穀大同團結へ... 三〇七
米穀小賣商組合全國聯盟を結成... 三〇七
米穀配給會社案に日商近く建議... 三〇七
大南米穀配給統制會社案に賛成... 三〇七
日本米穀會社案發表... 三〇七
米穀會社法案に反對決議... 三〇七
米二百萬石買入決定... 三〇七
△肥 料
過磷酸組合自主的配給統制企圖... 三〇七
硫酸配給を繰り大小資本對立... 三〇七
肥料も明年一月より割當制實施... 三〇七

財政經濟
日滿支經濟懇談會開催に決定... 三〇七
日支間貨物直通運輸開始... 三〇七
黃海經濟聯盟設置に決定... 三〇七
中日協會總會... 三〇七
官廳購入外國品の代替品目決定... 三〇七
工作機械製造委員會官制... 三〇七
中小商工業振興對策... 三〇七
内閣情報部主催大阪時局懇談會... 三〇七
經聯主催第一回時局經濟懇談會... 三〇七
商組中央會時局對策委員會協議會... 三〇七
第二回經濟警察問題懇談會... 三〇七
伍堂卓雄氏東商會頭就任決定... 三〇七
漢口陥落と財界... 三〇七

地方
市制五十周年記念式典... 三〇七
三委員、都制試案提出... 三〇七
東京府議會... 三〇七
都制案失業對策委員會... 三〇七
都制案委員會... 三〇七
東京市々債、市有財産額... 三〇七
東京市豫算削減... 三〇七
東京府十四年度豫算... 三〇七
愛都七十周年記念市會... 三〇七
東京市十四年度普通豫算... 三〇七
東京市議補選石和田氏當選... 三〇七
東京府會... 三〇七
東京地方總動員會議... 三〇七
市議補選... 三〇七
地下鐵澁谷・青六間開通... 三〇七

一般
大日本防空協會設立... 三〇七
中央防空委員會會費申案可決... 三〇七

【鐵 業】
 肥料配給調整官民懇談會……………三六九
 確安配給機構審當り現狀維持……………三六九
 磷肥配給會社を新設……………三六九
 商組中央會肥料配給問題決議……………三六九
 肥料配給統制委員會決定……………三六九
 肥料配給統制制度要項決定……………三六九
 磷酸肥料配給株式會社創立……………三六九
 △其 他……………三六九
 飼料配給統制十月十五日實施……………三六九
 商工省捲糸工廠に統制命令……………三六九
 米松販賣取締規則改正(十月廿八日公布、十一月一日實施)……………三六九
 苧麻の配給統制實施……………三六九
 マニラ麻需給特別委員會設置……………三六九
 飼料輸入制限規則(十一月十六日公布即日實施)……………三六九
 △石 炭……………三六九
 石灰配給統制規則運用を簡易化……………三六九
 軍需用石灰の配給統制決定……………三六九
 石灰需給圓滑に推移……………三六九
 △ガソリン……………三六九
 ガソリン配給プロック新設……………三六九
 地域別ガソリン共販會社設立……………三六九
 △鐵 鋼……………三六九
 機械工業用壓延鋼材制管方法改正……………三六九
 農機具用鐵鋼配給要綱……………三六九
 副原料たる鐵鋼類の配給に便法……………三六九
 特殊鋼協議會配給統制方策答申……………三六九
 鐵鋼割當證明書發行團體追加指定……………三六九
 日滿鐵鋼、半製品共販に加盟……………三六九
 鋼材販賣會社設立決定……………三六九
 日本鐵屑統制會社創立總會……………三六九
 鐵屑配給統制協議會を設置……………三六九
 鐵屑配給統制規則(十一月廿一日公布、十二月一日施行)……………三六九
 日本鐵材製品工廠聯立認可……………三六九
 鋼材共販會社設立を決定……………三六九
 全國鋼材商業組合總會……………三六九
 日本鋼材販賣會社より特約店除外賣會社特殊鋼協議會指定販賣人承認……………三六九

【工 業】
 農機具用鐵鋼の統制要綱決定……………三六九
 鐵鋼使用關係工業組合設立認可……………三六九
 △鋼……………三六九
 故鋼の集荷、特約代理店制に變更……………三六九
 銅鉛錫等配給統制規則(十一月廿二日公布、十二月一日實施)……………三六九
 銅配給統制強制力を加ふ……………三六九
 日本鋼統制組合輸出製品用銅地金配給規定制定(十二月一日に遡及實施)……………三六九
 △其 他……………三六九
 鉛、亜鉛屑も故鋼統制會社で統制……………三六九
 五ガロン罐の配給統制を實施……………三六九
 日本アルミ工廠設立認可……………三六九
 コークス統制會社設立……………三六九
 揮發油及重油販賣取締規則改正(十一月廿五日公布、十四年一月一日施行)……………三六九
 △綿 糸……………三六九
 輸出綿製品配給統制規則改正(十月七日公布即日實施)……………三六九
 綿製品販賣制限令近く改正……………三六九
 買上綿製品の引取に愈々着手……………三六九
 買上綿布配給問題で産組憤慨……………三六九
 綿製品製造制限令改正(十一月十四日公布、即日實施)……………三六九
 買上綿製品加工許可規則改正(十一月十四日公布即日實施)……………三六九
 買上綿製品配給統制當座組優待……………三六九
 輸出綿製品配給統制規則改正(十一月十七日公布即日實施)……………三六九
 明年一月分綿糸需給計畫決定……………三六九
 △人絹・人織……………三六九
 輸出向人絹糸の配給限る……………三六九
 十月分の織物用人絹糸割當決定……………三六九
 スフ使用數量割當方法決定……………三六九
 スフ十一月分割當決定……………三六九
 協定系配給圓滑化問題意見一致……………三六九
 協定人絹糸配給問題商工省裁定……………三六九
 十二月分スフ配給割當決定……………三六九

一般人絹糸配給統制延期に決定……………三六九
 協定人絹糸配給査定機關成る……………三六九
 スフ一月分配給割當決定……………三六九
 輸出向人絹生産割當……………三六九
 △羊 毛……………三六九
 毛糸の織機封緘、配給原案作成……………三六九
 日本整毛外四社の原毛輸入割當……………三六九
 毛糸配給統制の是正を要望……………三六九
 △ゴ ム……………三六九
 勞農用ゴム靴配給方法決定……………三六九
 ゴム一元統制會社案遂に流産……………三六九
 日本ゴム工廠亞鉛華の統制實施……………三六九
 △其 他……………三六九
 商工省捲糸工廠に統制命令……………三六九
 日陶製販賣統制を確保……………三六九
 全國食料品卸賣聯合會大會……………三六九
 砂糖追加供給正式決定……………三六九
 皮革配給統制規則改正(十一月廿八日公布、十二月一日施行)……………三六九
 明年度雜誌用紙二割制限……………三六九
 △其 他……………三六九
 東京府商業組合第一回大會……………三六九
 規正水産資料の割當改正……………三六九
 全國消費組合協議會……………三六九

物價・貨銀
 都市卸賣物價(商工省發表)……………三六九
 十月(微騰)……………三六九
 十一月(微騰)……………三六九
 都市小賣物價(商工省發表)……………三六九
 八月(保合)……………三六九
 全國小賣物價(商工省發表)……………三六九
 十一月(反騰)……………三六九
 卸賣物價(三菱經濟研究所調)……………三六九
 九月末(微落)……………三六九
 十月末(反騰)……………三六九
 十一月末(微騰)……………三六九
 卸賣物價(東京商工會議所調査)……………三六九
 十月(反騰)……………三六九
 十一月(反騰)……………三六九

東京小賣物價(日銀調査)……………三六九
 十月(騰貴)……………三六九
 十二月(騰貴)……………三六九
 東京卸賣物價(日銀調査)……………三六九
 十月(微騰)……………三六九
 十一月(微騰)……………三六九
 内外卸賣物價(日銀調査)……………三六九
 十月……………三六九
 九月……………三六九
 公定價格再檢討・低價策強行……………三六九
 商工省物價抑制方法を變更……………三六九
 十一月十二日鐵建値據置……………三六九
 石灰緊要次期建値據置決定……………三六九
 生ゴム販賣値段改訂……………三六九
 棉花、綿糸最高價格適用期間變更……………三六九
 價格取締規則に基く商工省告示改正(十月八日)……………三六九
 下駄、織維品、工業藥品の最高價格決定……………三六九
 雜品専門委員五名追加……………三六九
 人絹最高價格付一部改正……………三六九
 故鋼買上げ規格並價格決定……………三六九
 民需用國産アルミ最高價格據置……………三六九
 田畑買價價格大戦以來の最高記録……………三六九
 紡毛式綿糸に最高標準價格設定……………三六九
 硫安業者炭價引下げ要望……………三六九
 物資調整に業者の協力制度實施……………三六九
 暴利取締令に關し大阪商議答申……………三六九
 物價プロック制設定……………三六九
 農林省農産品公定價格を再檢討……………三六九
 スフ販賣價格取締規則改正(十月廿七日)……………三六九
 スフ織物の規格決定……………三六九
 毛製品等の最高販賣價格決定……………三六九
 棉花綿糸最高標準價格(商工省發表)……………三六九
 物價聯絡會……………三六九
 主要鋼材、半製品建値大巾引下……………三六九
 次期硫安公定價格據置に決定……………三六九
 當局米價對策に慎重……………三六九
 十二年産米賣渡價格……………三六九

關東プロック物價連絡會……………三六九
 寸寸の最高價格設定……………三六九
 商工省寸寸販賣價格を告示……………三六九
 スフ系價格自治的統制……………三六九
 硬化油建値據置……………三六九
 毛糸の最高價格追加改正(十一月廿一日)……………三六九
 生ゴム最高販賣價格決定……………三六九
 硫安公定價格據置に決定……………三六九
 十二月分故鋼買入價格……………三六九
 米穀新公定價格差決定……………三六九
 スフ織物等最高價格を新設改訂……………三六九
 物品販賣價格取締規則改正(十一月十三日公布即日實施)……………三六九
 公定價格商品の公示方通牒……………三六九
 日本硫安會社の販賣價格決定……………三六九
 東京府糖價抑制協議會……………三六九
 十二月小賣物價騰貴(東京商工會議所調査)……………三六九
 公定標準米價決る……………三六九
 農業生産資料の價格騰貴抑制要請……………三六九
 米生産費大巾昂騰……………三六九
 紡毛式混紡綿糸に最高標準價格……………三六九
 販賣價格取締規則指定品目追加……………三六九
 磷肥の公定價格制定……………三六九
 過磷酸公定價格を承認……………三六九
 アルミニウム販賣價格引下げ……………三六九
 銑鉄(明春一三月派)建値據置……………三六九
 【勞 銀】
 勞働賃銀(東京商工會議所調)……………三六九
 八月(反騰)……………三六九
 九月(續騰)……………三六九
 都市賃銀(商工省發表)……………三六九
 九月(微騰)……………三六九
 十月(騰貴)……………三六九
 勞働統計(日銀調査)……………三六九
 八月……………三六九
 九月……………三六九
 【生計費】
 全國生計費指數(内閣統計局發表)……………三六九
 十月……………三六九

十一月..... 三六八

十二月東京大阪兩市生計費..... 三六四

財 政

【一 般】

十三年度國庫現計..... 三六四、三六七

八月末..... 三六七

十月末..... 三六五

產業獎勵金..... 三六五

產業補助金..... 三六五

政府資金の前押制適用範圍擴大..... 三六五

稅務懇談會改組..... 三六五

來議會在六藏省提出の諸案..... 三六五

國有財産調査會..... 三六五

政府貸付金處理委員會..... 三六五

葉煙草、鹽の賠償價格措置..... 三六五

【豫 算】

十四年度豫算査定方針..... 三六五

企畫院豫算編成に協力..... 三六五

第二豫備金支出..... 三六五、三六五

三七、三六五、三六五

鐵道省豫算編成方針..... 三六五

逓信省要求豫算概計..... 三六五

明年度豫算査定方針..... 三六五

一般豫算卅四億圓程度に査定..... 三六五

農業計畫施設費..... 三六五

明年度歳入豫算..... 三六五

明年度豫算總額八十億圓突破か..... 三六五

大藏省豫算省議..... 三六五

司法省豫算復活省議..... 三六五

文部省復活要求..... 三六五

厚生省復活要求..... 三六五

各省豫算査定一應終る..... 三六五

陸軍臨時軍事費..... 三六五

各省復活要求強硬..... 三六五

内務土木事業費復活要求..... 三六五

十四年度豫算原案成る..... 三六五

十四年度一般會計豫算案閣議決定..... 三六五

主なる新設計上豫算..... 三六五

十四年度歳入計費..... 三六五

十四年度一般會計豫算公債金八億九百萬圓..... 三六五

陸軍豫算内容..... 三六五

海軍豫算(當局談)..... 三六五

池田藏相談..... 三六五

十四年度豫算内示會..... 三六五

海軍豫算内容..... 三六五

海軍豫算内示會..... 三六五

陸軍豫算内示會..... 三六五

來議會在六藏省提出の諸案..... 三六五

災害復舊豫備金支出決定..... 三六五

十四年度一般會計豫算綱要..... 三六五

陸軍費院に豫算内示..... 三六五

臨時軍事費繰入金九千七百萬圓..... 三六五

鐵道、逓信豫算内定..... 三六五

外地豫算内定..... 三六五

【租 稅】

明年度増稅の可否當局慎重研究..... 三六五

日商、配當所得課稅に就き建議..... 三六五

明年度増稅不可避か..... 三六五

新規増稅の方針決定..... 三六五

主稅局研究中の増稅案大綱..... 三六五

【公債】(金融其項参照)

【大藏省預金部】(金融其項参照)

金 融

【一 般】

全國的證券引受業者協會近く設立云々..... 三六五

全國市街地信用組合協會改組..... 三六五

產組金融統制團體設立..... 三六五

全國市街地信用組合設立..... 三六五

十一月の短省異例の強調..... 三六五

個人間不動産貸借成低記録..... 三六五

證券引受會社協會設立さる..... 三六五

有價證券取締法施行規則改正..... 三六五

戰時下の資金老實狀況..... 三六五

轉業資金に損失補償制適用..... 三六五

關西無毒聯合總會..... 三六五

庶民金庫の小口貸付資金融通實施..... 三六五

七厘一本で平穩越年..... 三六五

△對滿洲國

對滿資金ルード一元化企圖..... 三六五

滿銀へのクレヂット一年延長..... 三六五

【資金調整】

資金調整實績(九月末現在)..... 三六五

資金調整法適用範圍を擴大..... 三六五

國內資金調査規則及國際收支調査規則廢止(十二月十日)..... 三六五

十四年度國內資金調査規則(十二月十日公布)..... 三六五

【兌換券】

月央の兌換券收縮率鈍化..... 三六五

鮮銀券發行高三億圓突破..... 三六五

兌換銀行券整理法改正案來議會に..... 三六五

鮮、臺兩銀行券も膨脹顯著..... 三六五

【手形交換】

全國手形交換高(九月)..... 三六五

十月..... 三六五

十一月..... 三六五

東京手形交換高(九月)..... 三六五

十月..... 三六五

十一月..... 三六五

十三年中總計..... 三六五

全國不渡手形(十一月)..... 三六五

【銀 行】

全國銀行勸定(大藏省發表)

九月末..... 三六五

十月末..... 三六五

十一月末..... 三六五

全國組合銀行勸定(東京交換所調)

九月末..... 三六五

十月末..... 三六五

十一月末..... 三六五

東京社員銀行勸定(東京交換所調)

九月末現在..... 三六五

十月一日現在..... 三六五

十月八日現在..... 三六五

十月廿九日現在..... 三六五

十月末日現在..... 三六五

十一月五日現在..... 三六五

十一月十五日現在..... 三六五

十一月十九日現在..... 三六五

十一月廿六日現在..... 三六五

十一月末現在..... 三六五

十二月三日現在..... 三六五

十二月十日現在..... 三六五

十二月十七日現在..... 三六五

十二月廿四日現在..... 三六五

銀行異動(九月)

十月..... 三六五

十一月..... 三六五

十二月..... 三六五

日本銀行..... 三六五

營業週報..... 三六五、三六六、三六六

二六〇、三六六、三六六、三六六

社債金融に新便法..... 三六五

上海に代理店新設..... 三六五

創立五十周年記念..... 三六五

重役總會..... 三六五

金融懇談會..... 三六五

結城總裁談..... 三六五、三六六、三六六

結城總裁演說(關西銀行大會)..... 三六五

關銀在支商社復舊資金貸付開始..... 三六五

東京銀行集會所臨時總會..... 三六五

朝鮮殖産銀行倍額増資..... 三六五

滿銀へのクレヂット一年延長..... 三六五

關西銀行大會..... 三六五

池田藏相演說..... 三六五、三六五

結城日銀總裁演說..... 三六五、三六五

森東京手形交換所理事長挨拶..... 三六五

興銀三倍増資を目標に機構擴充..... 三六五

興銀四倍増資に變更..... 三六五

勸銀農工貸付金利率最高歩合認可..... 三六五

【信 託】

全國信託財產勸定(信託協會調)

九月末..... 三六五

十月末..... 三六五

十一月末..... 三六五

金銀信託當座措置に内定..... 三六五

【預金部・郵貯】

預金部狀況(九月末)..... 三六五

十月十五日現在..... 三六五

十月末..... 三六五

十一月十五日現在..... 三六五

十一月末..... 三六五

十二月十五日現在..... 三六五

郵便年金事業成績(九月)..... 三六五

十一月..... 三六五

郵貯増勢の一途..... 三六五

十一月中郵貯増勢..... 三六五

預金部、綿製品買入資金融資..... 三六五

預金部國債の引受、買入限度擴張..... 三六五

十三年中の預金部活動狀況..... 三六五

預金部三千萬圓を短期融通..... 三六五

經濟強調週間郵貯好成績..... 三六五

【保 險】

海上積荷戰時保險料率引下げ..... 三六五

自動車保險を六社に免許..... 三六五

海上積荷戰時保險料一部引下げ..... 三六五

簡易保險事業成績(九月)..... 三六五

十月..... 三六五

十一月..... 三六五

生命保險事業成績(八月)..... 三六五

九月..... 三六五

十月..... 三六五

保險業法改正の答申決定..... 三六五

東商、健康保險制度委員會設置..... 三六五

火保、火保、火保..... 三六五

船舶保險協同會、社團法人に改組..... 三六五

生命保險厚生會設立さる..... 三六五

風水害保險免除さる..... 三六五

利益擔保火災保險特約認可..... 三六五

九社に信用、硝子、盜難保險營業免許..... 三六五

【商工中金】

借入限度を擴張..... 三六五

商工中金總代會..... 三六五

【産組中金】

産組中金臨時總代會..... 三六五

産組中金、金利協定方針決定..... 三六五

産組中金評議員會..... 三六五

産組中金特別融通損失政府補償... 〇七九

【公債】 國債現在額(九月末)... 〇六九

十一月末... 〇六九

公債發行高(興銀調査) 九月... 〇六九

十一月... 〇六九

十二月... 〇六九

十一月物米券殆んど賣切... 〇六九

全國的證券引受業者協會近く設立... 〇六九

支那軍備國債發行額... 〇六九

五分半利付米貨公債買入銷却... 〇六九

米穀證券借換發行... 〇六九

二流債基準四分三厘アンダー... 〇六九

東電社債二千七百五十萬圓發行... 〇六九

宇治電社債一千萬圓發行... 〇六九

富山縣水力電氣事業債發行... 〇六九

東拓社債三千五百萬圓發行... 〇六九

日銀、社債金融に新便法... 〇六九

滿拓社債三千萬圓發行... 〇六九

滿鐵社債五千萬圓年內發行決定... 〇六九

滿鐵社債四千五百萬圓發行... 〇六九

揖斐川電氣社債發行條件... 〇六九

二流債に多形性を賦與... 〇六九

下期起債額六億七千萬圓... 〇六九

滿炭社債一千萬圓發行... 〇六九

日本油脂社債五百萬圓發行... 〇六九

大同電力の社債承継命令... 〇六九

東北振興電力社債一千萬圓發行... 〇六九

明年中償還期限到來公社債... 〇六九

公社債發行額六十億圓突破... 〇六九

出雲電氣社債五百萬圓發行... 〇六九

【債券】 政府保證興業債券四千萬圓發行... 〇六九

一月七日... 〇六九

興業債券三千萬圓發行(十一月十七日)... 〇六九

第八回貯蓄債券七百五十萬圓(十一月五日)... 〇六九

政府保證興業債券三千萬圓發行明年一月十七日賣出... 〇六九

【計畫資本】 計畫資本(日銀調査) 十月(中)激減... 〇六九

十一月(中)減少... 〇六九

十三年中の計畫資本卅九億圓... 〇六九

【拂込金】 拂込金額(日銀調査) 九月(中)激増... 〇六九

十月(中)激増... 〇六九

十一年中(激増)... 〇六九

十年中拂込金額七十二億圓... 〇六九

【金利・利廻】 産組中金後半期貸出利率認可... 〇六九

二流債基準四分三厘アンダー... 〇六九

地方金利調整順調に推移... 〇六九

産組中金、金利協定方針決定... 〇六九

勸銀農工貸付金利子最高歩合認可... 〇六九

全群預金金利協定成る... 〇六九

債券利廻微落(九月)... 〇六九

十月(微落)... 〇六九

十一月(微落)... 〇六九

株式利廻微落(九月)... 〇六九

十月(微落)... 〇六九

十一月(微落)... 〇六九

【産金政策】 金貨及金埋保有状況調査規則公布(十月廿五日)... 〇六九

日本産金應急事業方針決定... 〇六九

【爲替】 兩替商の取締強化... 〇六九

臺灣でも爲替管理改正府令公布... 〇六九

爲替基金制度の活用方針を考究... 〇六九

對獨爲替にも協定實施(十一月五日)... 〇六九

爲替資金日銀集中制度に外銀參加... 〇六九

外國爲替基金利用條件緩和決定... 〇六九

【統計】 對外貿易旬報(大藏省發表) 十月(上・中・下)中... 〇六九

十一月(上・中・下)中... 〇六九

十二月(上・中・下)中... 〇六九

【統】 對外貿易旬報(大藏省發表) 十月(上・中・下)中... 〇六九

十一月下旬(數量増、金額減)... 〇六九

十二月下旬(數量増、金額減)... 〇六九

人絹糸輸出高(人絹聯合會調査) 九月(減少)... 〇六九

十月(増加)... 〇六九

十一月(増加)... 〇六九

生糸輸出高(日本中央蠶糸會調) 九月(減少)... 〇六九

十月(増加)... 〇六九

十一月(減少)... 〇六九

【一覽】 比島向セメント輸出活況... 〇六九

日本合板輸出制限を緩和... 〇六九

日伊輸出入組合設立認可... 〇六九

第三回日秘通商審議會... 〇六九

内詳開マツチ統制協定成立... 〇六九

綿布輸出數量激増(十月下旬)... 〇六九

經聯駐日各國商務官招待懇談會... 〇六九

邦商、關印で織布界へ進出... 〇六九

對伊輸出入に統制命令を發動... 〇六九

輸出生糸取引法施行規則改正... 〇六九

日伊輸出入組合設立認可... 〇六九

十月下旬綿布輸出著減... 〇六九

我が小麦粉の北支向輸出減少... 〇六九

重要輸出品検査品種追加... 〇六九

支那向綿布輸出解禁... 〇六九

支那向既約綿糸の處理策成る... 〇六九

大阪府立貿易館廣東に分館設置... 〇六九

累計貿易戻は輸出超過に轉換... 〇六九

日本歐阿近東輸入組合設立... 〇六九

伊と朝鮮のバーチ制計畫進捗... 〇六九

南米、中南米兩輪出入組聯認可... 〇六九

貿易局も關西に係官派遣... 〇六九

廿一年振りの貿易戻出超過... 〇六九

本年度品目別對外貿易概計... 〇六九

本年申布輸出高四億圓を割る... 〇六九

十一月分米穀移動高調査概要... 〇六九

本年下期の小麦粉輸出量... 〇六九

【振興策】 保税工場輸出不合格品課税改訂... 〇六九

輸出資金前償の再補償實施... 〇六九

雙毛輸出振興會案に反對陳情... 〇六九

ベニヤ板のリンク制近く實施... 〇六九

人絹交換物のリンク制取扱方法... 〇六九

綜合リンク制問題越越近く裁断... 〇六九

大藏省反對意見を商工省に通過... 〇六九

商工省既定方針固持... 〇六九

商工省の綜合リンク原案大綱... 〇六九

大商、綜合リンク案に賛成... 〇六九

商工省綜合リンク部分の採用... 〇六九

織維雜品に人絹リンク制を適用... 〇六九

綿人絹交換にリンク制實施... 〇六九

綿リンク制の効果現はれず... 〇六九

商工省、綿リンク制不採對策考慮... 〇六九

莫大小の輸出統制強化... 〇六九

對中南米貿易振興策... 〇六九

輸出振興策は考究を要す(福相談)... 〇六九

綿莫大小と人絹糸間にリンク制... 〇六九

貿易局義務輸出期間延長企圖... 〇六九

海外に貿易斡旋所新設... 〇六九

大阪市輸出前貸損失再補償實施... 〇六九

一大貿易參謀本部創設に決定... 〇六九

スフ・リンク制要綱編成... 〇六九

重要輸出品検査品種追加... 〇六九

船積前の契約取消にも補償適用... 〇六九

物産陳列所と貿易斡旋所を連絡... 〇六九

日本貿易振興協會定款... 〇六九

特殊リンク制実施の運び... 〇六九

スフ・リンク制十月一日に遡及實施... 〇六九

新製輸出品見本購入頒布補助金... 〇六九

日本皮革製品輸出組合設立認可... 〇六九

日本貿易振興協會設立... 〇六九

大阪府貿易振興會議... 〇六九

輸出業者資金前償制大綱... 〇六九

輸出洋傘にリンク制採用... 〇六九

貿易振興協會常務理事會... 〇六九

十一月分米穀移動高調査概要... 〇六九

本年下期の小麦粉輸出量... 〇六九

【振興策】 保税工場輸出不合格品課税改訂... 〇六九

輸出資金前償の再補償實施... 〇六九

雙毛輸出振興會案に反對陳情... 〇六九

輸出調整會社設立案考慮さる 三六三
輸出回織維製品には公定價格不適 三六三
用 三六三

特殊リンクに關し兩省意見一致 三六三
スフ・リンク制に再検査の聲 三六三
特殊リンクの義務輸出期間妥協案三六三
特殊リンク制一月十五日から實施
(十二月廿九日二省令公布) 三六九

特殊リンクの特質 三六九
特殊リンクの適用品目 三六九
特殊リンクの關係省令公布 三六九
スフのリンク制應々實施 三六九
皮革リンク案組合則當局に提出 三六九
輸出水産物雜詰製造業許可規則(十
二月廿九日公布、明年一月十六
日施行) 三六九

日本雜貨印度輸出聯に統制命令 三六九
ゴム製品に統制命令發動 三六九

市場

【證 券】
△一 股
有價證券業者營業年度に便法 三六四
證券引受會社協會設立さる 三六四
有價證券取締法施行規則改正(十一
月廿一日公布即日實施) 三六八
十一月初有價證券時價總額 三六八
十二月初 三六八
證券業者公債の賣捌を仲介 三六三

△株 式
東株市場振興策協議 三六四
新東立會の珍現象 三六四
東株株價指數(東株取引所調査) 三六四
九 月 三六四
十 月 三六四
十一月 三六四
東株、實物金融銘柄追加 三六四
新東四月以來の高値(十月十八日)天四
東株委託證據金引下 三六四
全國株式取引所大會 三六四
長期上場株式時價總額(東株調査)

十月 三六四
十一月初 三六四
十二月 三六四
株式は不安濃厚 三六四
東株組合臨時總會 三六四
新東昭和六年以來の安値(十一月
廿九日) 三六四
株式崩落陳情 三六四
現株特殊銘柄廢止 三六四
生保證券、株買出動に決定 三六四
低落の一途を辿つた本年の株界 三六四
株式受渡高近來の低記録 三六四

△債 券
公債も大巾低落 三六四
勸業債券現物團全國大會 三六四
小額債券を賣物市場に上場 三六四

【商 品】
△生 糸
生糸昨年七月以來の高値 三六五
生糸暴落(高値より卅圓安) 三六五
△綿 糸
綿布初立會 三六五
綿布清算取引打開策を陳情 三六五
△米 穀
米商取引所撤消可決 三六五
小麥暴騰 三六五
米商取引所撤消可決 三六五
大麥相場暴騰 三六五
期米新雨の報 三六五
小麥續騰 三六五
名古屋米取引會縮小 三六五
△金 物
錫、鉛暴落 三六五
銀建値引上 三六五
市中金相場暴騰 三六五
銀建値引下 三六五
錫相場暴騰 三六五
錫建値引上 三六五
△其 他
鶏卵依然高値 三六五

密柑初登場 三六五
干瓢暴騰 三六五
東京砂糖取引所免許期限延長 三六五
鶏卵界未曾有の混亂 三六五
公定價を無視して鶏卵暴騰 三六五
砂糖當限高の對策 三六五

【一 股】
十三年上期事業會社業績好轉 三六五
資金審査會認可 三六五
三六五、三六五、三六五、三六五、
三六五、三六五

大阪市、大阪聯合買收交渉成立 三六五
十二社の製鐵事業許可決定 三六五
大日電、化學工業へ進出 三六五
日本産金應急事業方針決定 三六五
臺灣の新規事業計畫着々實現 三六五
國際汽船の整理完了 三六五
工作機械製造事業許可 三六五
有力セメント會社續々製鐵開始 三六五
發送電現金出資株は全産業に割當會
大同電力の包括的出資條件決定 三六五
産金會社の減價償却緩和 三六五
各種事業代表會社配當率調 三六五
郵船船制改革 三六五
日本發送電事業計畫 三六五
滿鐵、大調査機關を確立 三六五
電力出資卅三社評價格決定 三六五
日本發送電會社の資本決定 三六五
會社統計(十二年末) 三六五
本年上期事業會社成績調 三六五
航空機製造事業許可會社決定 三六五
九社の電氣製鐵事業許可に決定 三六五
大同、日本發送電(包括的出資承
認 三六五
帝燃、三菱の提携成る 三六五

【設 立】
大日本航空株式會社設立 三六五
人造石油會社設立 三六五
理研、重工業會社設立 三六五

日本鋼材販賣會社設立決定 三六三
三六三、三六三
日本製屑統制會社設立 三六三
地域カソリン共販會社設立 三六三
熟帶農産會社創立 三六三
アルミニウム會社設立内認可 三六三
大日本航空會社創立總會 三六三
鐘淵實業創立總會 三六三
南洋汽船創立總會 三六三
アングラ鬼毛會社創立 三六三
北海道人造石油創立 三六三
東洋アルミ創立 三六三
大日本工作機械株式會社創立 三六三

【合 併】
日鐵、東洋鋼板を支配 三六三
鐘淵實業、東邦バルブ工業を合併三六三
【社 債】(金融其項参照)
【計畫資本】(金融其項参照)
【拂込金】(金融其項参照)
【人 事】
日銀異動 三六三
昭銀頭取大塚伸次郎氏 三六三
住友銀行人事異動 三六三
十五銀行異動 三六三
伍堂氏日浦電鐵取締役に就任 三六三
橫濱正金銀行異動 三六三
郵船の首腦部陣容全く一新 三六三
大阪商船參與及參事制新設 三六三
朝鮮電力社長更迭 三六三
王子製紙陣容一新 三六三
日魯漁業重役一新 三六三

【産 業 一 般】
十二年工場統計(商工省發表) 三六三
經聯、産業統制委員會設置 三六三
十二年東京市工場統計 三六三

【農 業】
鮮米第一回收穫豫想高 三六三
十四年産米收穫は増收の豫想 三六三
朝鮮移出米數量(九月下旬) 三六三
臺灣移出米數量(九月下旬) 三六三
臺灣移出管理案曲折を豫想 三六三
政府米四十萬石賣却決定 三六三
政府米賣却成績 三六三
當局米價對策に慎重 三六三
昭和十三年全國麥實收高 三六三
臺灣米移出管理案答申決定 三六三
臺灣米第二期豫想收穫高 三六三
米第二期豫想收穫高 三六三
十三年産米消費費高 三六三
米數現在高 三六三
臺灣米數帶給實額 三六三
朝鮮第二回豫想收穫高 三六三
十四年度米帶給推算 三六三
政府米買換百萬石發表 三六三
買入内地米格差改訂追加 三六三
十四年度産米帶給推算可決 三六三
全國米商聯結に決定 三六三
米數新格差決定 三六三
十三年度年度販賣高 三六三
公定標準米價決る 三六三
日本米穀會社案發表 三六三

【其 他】
産業獎勵金 三六三
産業補助金 三六三
本年度小麥實收高 三六三
農村自治制度改正原案に反對 三六三
農機具協同化運動實行方針 三六三
本年甘藷減收豫想 三六三
本年桑苗減少 三六三
帝國農會總會 三六三
農業團體の統制原案 三六三
十二年度農作收入増加 三六三
農業團體聯結成さる 三六三
十三年來種實高 三六三
日滿家畜防疫會議終了 三六三
農林省、畜牛の増産を計畫 三六三

十二年末現在農事統計……………三〇七
 十二年小作爭議減少……………三〇七
 種馬統制法要綱案可決……………三〇八
 本年養蠶統計……………三〇八
 農業振興運動役員會……………三〇九
 農業生產資材の價格騰貴抑制要請……………三〇九
 米生産費大巾昂騰……………三〇九
 農産物の販賣統制實施……………三〇九
 飼料輸入制限規則(十二月十六日公布)即日實施……………三〇九
 昭和十四年産煙草耕作段別増加……………三〇九
 農林計畫委員會第一回總會……………三〇九
 牧野密備審議會第一回總會……………三〇九

林業

森林法改正案を來議會に提出……………三〇九
 大日本山林會大會……………三〇九
 本年度樺木材出材量激減……………三〇九

漁業

昭和十二年沿岸漁獲高……………三〇九
 全國漁業組合聯合會設立……………三〇九
 全漁聯會會長に戸田元農林次官……………三〇九
 特別契約調印促進に日魯代表派遣……………三〇九
 ソ聯日魯經營三安定漁區を閉鎖……………三〇九
 母船式漁業取締規則改正(十一月十八日實施)……………三〇九
 日ソ問題に海洋漁業協會立つ……………三〇九
 北海道漁業の振興策決定……………三〇九
 ソ聯の新提案を絕對排撃……………三〇九
 極東漁業廳明年産漁區鑑賣不發表……………三〇九

鑛業

【一 般】
 産金増産設備資材は軍需品に準ず……………三〇九
 日本アルミニウム工業組合創立……………三〇九
 大阪内地向鉄鋼鐵器工業組合結成……………三〇九
 産金會社の減價償却緩和……………三〇九
 鑛業法改正法案骨子成る……………三〇九
 鑛害賠償規定要綱……………三〇九
 朝鮮マグネサイト開發方針決定……………三〇九

【石油】
 坑道掘による採油實驗開始……………三〇九
 石油業法施行令改正(十四年一月十八日施行)……………三〇九
 明年産石油試掘地域及深度決定……………三〇九
 【石 炭】
 樺太の封鎖炭田開發……………三〇九
 炭界物的的資材の不足に備む……………三〇九
 北海道送炭高二割方増加……………三〇九

鋼業

十二社の製鐵事業許可決定……………三〇九
 鐵鋼聯盟參事人選決定……………三〇九
 鐵鋼組合新規加入を承認……………三〇九
 有力セメント會社續々製鐵開始……………三〇九
 中小鐵工業者試験的に滿洲移住……………三〇九
 日本練材製品工組設立認可……………三〇九
 休職案の明年鉄鐵生産四十萬噸……………三〇九
 日本鋼材販賣會社大綱決定……………三〇九
 鐵鋼聯・特別委員會設置……………三〇九
 關東再生鉄鐵工業組合設立認可……………三〇九
 鐵鋼聯盟増産促進を協議……………三〇九
 洋灰設備製鉄轉換協定に統制命令……………三〇九

工業

【綿 糸】
 紡聯委員長問題關東側の意圖……………三〇九
 紡聯・委員會の組織改革を決議……………三〇九
 紡聯・賃機下請規定を制定……………三〇九
 綿織物生産高(商工省發表)……………三〇九

生糸

生糸製造並消費高(農林省發表)……………三〇九
 九月……………三〇九
 十月……………三〇九
 十一月……………三〇九
 本年夏秋蠶繭想收頗高激減……………三〇九
 本年春繭處理狀況……………三〇九
 組合製糸第二次擴充運動……………三〇九
 絹織物生産額(八月)……………三〇九

羊毛

日本紡毛工組設立認可……………三〇九
 毛織物生産高(八月)……………三〇九
 九月……………三〇九
 十月……………三〇九
 毛織物製造制限令近く公布……………三〇九
 日本毛織物元賣商組設立認可……………三〇九
 毛織物製造制限令公布(十一月廿五日公布、同廿日施行)……………三〇九
 織機封鎖解除蠶數の基準決定……………三〇九
 羊毛工業會各社手持原毛調整……………三〇九
 反毛を年内に取締物品に指定……………三〇九

皮革

麻織物産額(十二年末)……………三〇九
 十月……………三〇九
 十一月……………三〇九
 皮製製品産額(十二年末)……………三〇九
 十月……………三〇九
 十一月……………三〇九
 朝鮮洋灰限産率據置……………三〇九
 セメント需給高(九月)……………三〇九
 十月……………三〇九
 十一月……………三〇九
 洋灰換短率更に三分擴張……………三〇九
 セメント製法事業委員會決議……………三〇九
 朝鮮洋灰限産率一割擴張……………三〇九
 洋灰設備製鉄轉換協定に統制命令……………三〇九

肥料

肥料取締法施行規則改正(十月十二日)……………三〇九
 九月……………三〇九
 十月……………三〇九
 十一月……………三〇九
 麥酒造石高續増(九月)……………三〇九
 十月(激増)……………三〇九
 十一月(減少)……………三〇九
 八月中建築統計(商工省發表)……………三〇九
 九月……………三〇九
 染工聯理事總辭職……………三〇九
 瓦斯發生爐試驗合格發表……………三〇九
 工作機械製造事業許可……………三〇九
 日本鑛山用機械工組設立認可……………三〇九

電力

電力明年建設計畫協議……………三〇九
 電力聯盟解散に決定……………三〇九
 電氣協會新設部長決定……………三〇九
 第二回電力審議會……………三〇九
 發送電檢定計畫要綱……………三〇九
 電力料金決定基準……………三〇九
 發送電五ヶ年計畫の方針……………三〇九
 日本發送電設立小委員會設置……………三〇九
 發送電會社の收支概算可決……………三〇九
 日本發送電會社設立大綱決定……………三〇九
 各社の電氣料金引下げ決定……………三〇九
 發送電現金出資株は全産業に割當……………三〇九
 大同電力の包括的の出資條件決定……………三〇九
 出資設備の収益還元率正式決定……………三〇九
 東電の料金引下げ正式認可……………三〇九
 日本發送電事業計畫等可決……………三〇九
 大同電力の社債承継命令……………三〇九
 電力出資卅三社評價格決定……………三〇九
 日本發送電會社の資本金決定……………三〇九
 朝鮮電力、内地電聯より獨立……………三〇九

運輸

海上トラック自治統制へ……………三〇九
 太平洋航路再開を計畫……………三〇九
 船舶料標準率更に細分化を要求……………三〇九
 通信省荷役能率の改善に乘出す……………三〇九
 建造中船舶増加(九月末)……………三〇九
 日本海を運統制會社政府案に反對……………三〇九

船主協會理事會……………	二七六	科學振興調查會總會……………	三三〇
商船の北鮮航路に二新船を配船……………	二七六	東洋婦人教育會初總會……………	三三〇
次期印棉運賃措置……………	二七六	東亞文化協會會東京初總會……………	三三〇
海運自治統制委員會……………	二七六	第二回透谷賞は保田氏……………	三三〇
郵船上海航路に更に増配……………	二七六	日伊協會發會式……………	三三〇
建造船增加(十月末)……………	二七六	日秘協會發會式……………	三三〇
十一月(減少)……………	二七六	藤原氏工業大學設立……………	三三〇
船員職業能力申告令近く公布……………	二七六	【學 術】	
小型船の標準船料運賃發表……………	二七六	超音波治療法實驗發表……………	三三〇
自治統制委員會肥料標準運賃決定……………	二七六	ユカワ・エレクトロン發明……………	三三〇
郵船上海航路に更に増配……………	二七六	筑内博士のミノフアゲン發表……………	三三〇
陸運アロカー團體率決定……………	二七六	日本學術協會十四回大會……………	三三〇
運賃、儲船料標準發表……………	二七六	結核の肺摘出に成功……………	三三〇
日本海運業組合聯盟總會……………	二七六	世界最長の有線電話實驗成功……………	三三〇
主要港船況(十一月中旬)……………	二七六	【文藝・美術】	
明年日滿伊通航路開闢……………	二七六	第二回文展出品數……………	三三〇
南洋材標準運賃決定……………	二七六	重要美術品廿九件指定……………	三三〇
第二回臨時船舶管理委員會……………	二七六	文展特選決定……………	三三〇
日本海運會社の設立停頓……………	二七六	文展御賞上品決定……………	三三〇
商船、南阿沿岸同盟(加盟)……………	二七六	【映畫・演劇・音樂】	
船主協會、船價償却等に付き陳情書……………	二七六	寶塚トイ初公演……………	三三〇
		寶塚歌劇團波蘭で大好評……………	三三〇
		寶塚ローマで公演……………	三三〇



學術・文化

【一 般】		檢察・裁判	
職權の絕對自由を主張……………	二七六	全國經濟取締違反狀況……………	三三〇
新聞使節團मुख相と會見……………	二七六	經濟統制違反漸増……………	三三〇
新聞使節團使命終了……………	二七六	河合教授の四著書發售……………	三三〇
新聞使節團、倫敦視察……………	二七六	請願巡査廢止……………	三三〇
新聞使節團歸朝の途に……………	二七六	五・一五血盟團關係者特別減刑……………	三三〇
訪獨伊新聞使節團歸朝……………	二七六	大日本聯合青年團理事總辭職……………	三三〇
史蹟名勝天然記念物四十件指定……………	二七六	北大新文化運動事件……………	三三〇
發明獎勵金交付決定……………	二七六	ソ聯人權太國境越境……………	三三〇
ヘル訪日留學生出發……………	二七六	實子殺しの徳田上告棄却……………	三三〇
ヘル使節團離京……………	二七六	大審院刑事第十部廢止……………	三三〇
比島世界教育視察團來朝……………	二七六	少年保護相談所十ヶ所新設……………	三三〇
學士院新會員藤生慶治郎博士……………	二七六	養子縁組に對する新判例……………	三三〇
ヒトラー・ユーゲント歸國……………	二七六	警視廳管下犯罪激減……………	三三〇
遺獨青少年團歸朝……………	二七六		

社會 雜

【一 般】		統後後援強化週間……………	三三〇
		靖國神社臨時大祭……………	三三〇
		内務省兒童雜誌統制に乗出す……………	三三〇
		ポーナスの一部は公債で……………	三三〇
		比島副大統領來朝……………	三三〇
		トルコ共和國宣言記念晚餐會……………	三三〇
		武漢陷落祝賀の人数百萬突破……………	三三〇
		軍艦旋制定五十周年記念日……………	三三〇
		國民精神作興週間……………	三三〇
		ポーナス國債支給率通過……………	三三〇
		招魂社を護國神社と改稱……………	三三〇
		第二次東部防空訓練……………	三三〇
		獨コントの恐怖……………	三三〇
		少年の工場就職希望率……………	三三〇
		年賀郵便著減……………	三三〇
		【統 計】	
		全國經濟取締違反狀況……………	三三〇
		經濟統制違反漸増……………	三三〇
		内地推計人口七千二百萬……………	三三〇
		東京市の世帯と人口數……………	三三〇
		四月一六日出生死亡概數……………	三三〇
		國民體力準備調査概況……………	三三〇
		警視廳管下犯罪激減……………	三三〇
		少年の工場就職希望率……………	三三〇
		年賀郵便著減……………	三三〇
		【事故・遭難】	
		淺間山噴火……………	三三〇
		夕張炭坑爆發……………	三三〇
		高尾山の風水禍死者四百名……………	三三〇
		南關東颶風被害……………	三三〇
		航空事故……………	三三〇
		鬼怒川温泉大火……………	三三〇
		東北地方地震……………	三三〇
		ダグラス機試験中の事故……………	三三〇
		札幌行旅客機墜落……………	三三〇
		機體外に放り出される……………	三三〇
		崔飛行士の死體発見……………	三三〇
		黒部峽谷雪崩で死者八十四名……………	三三〇
		コンドル號不着水……………	三三〇
		内臺航空路富士號遭難……………	三三〇

ス ポー ツ

【一 般】		關東學生ホッケーリーグ……………	三三〇
		學生東西對抗足球戰……………	三三〇
		全日本卓球選手權……………	三三〇
		元田肇氏……………	三三〇
		野間清治氏……………	三三〇
		入澤達吉博士……………	三三〇
		横田秀雄博士……………	三三〇
		門野義之進氏……………	三三〇
		島德藏氏……………	三三〇
		東京大學野球リーグ戰……………	三三〇
		東西對抗並女子三部對抗陸上……………	三三〇
		關東七大學ラグビー戰……………	三三〇
		學生米式蹴球……………	三三〇
		關東學生水球選手權……………	三三〇
		東日庭球トーナメント……………	三三〇
		早慶對抗劍道……………	三三〇
		太平洋西南岸庭球……………	三三〇
		ヤ軍世界野球選手權獲得……………	三三〇
		世界記録一東……………	三三〇
		全日本オープン・ゴルフ……………	三三〇
		關東大學蹴球リーグ戰……………	三三〇
		關東大學蹴球リーグ戰……………	三三〇
		關東大學蹴球リーグ戰……………	三三〇
		全關東卓球リーグ……………	三三〇
		都下學生弓道リーグ……………	三三〇
		關東學生馬場馬術……………	三三〇
		關東大學排球リーグ……………	三三〇
		東京學生米式蹴球リーグ……………	三三〇
		全日本柔道選手權……………	三三〇
		慶明拳闘戰……………	三三〇
		兒島體壇盤技に日本新記録……………	三三〇
		全日本學生陸上選手權……………	三三〇
		關東學生ホッケーリーグ……………	三三〇
		學生東西對抗足球戰……………	三三〇
		全日本卓球選手權……………	三三〇
		明大送球リーグに優勝……………	三三〇
		早慶對抗レスリング……………	三三〇
		早明拳闘戰……………	三三〇
		東都大學野球に中大優勝……………	三三〇
		五大學水上ホッケーリーグ……………	三三〇
		早京ラグビー戰……………	三三〇
		全日本排球選手權大會……………	三三〇
		全日本庭球選手權大會……………	三三〇
		五大學米式蹴球リーグ……………	三三〇
		ク、ム兩選手歡迎庭球試合……………	三三〇
		十三年度水上新記録發表……………	三三〇
		關東學生拳闘選手權……………	三三〇
		東日本學生弓道選手權……………	三三〇
		全國學生相撲……………	三三〇
		職業野球秋季リーグ巨人優勝……………	三三〇
		女子百五十碼背泳世界新記録……………	三三〇
		ユニス選手權保持……………	三三〇
		全日本ホッケー選手權……………	三三〇
		南校ラグビーに成蹊六連覇……………	三三〇
		デ孟代表歡迎試合……………	三三〇
		我レスリング軍好調……………	三三〇
		女子百碼背泳に世界新記録……………	三三〇
		十三年度陸上日本記録發表……………	三三〇
		東西對抗蹴球戰……………	三三〇
		東西學生對抗蹴球に關學優勝……………	三三〇
		關西學生ラグビーに中大優勝……………	三三〇
		慶應米蹴球に立教を取る……………	三三〇
		職業野球日本選手權……………	三三〇
		八大學純馬術競技會に中大優勝……………	三三〇
		渡米レスリングに中大成績……………	三三〇
		バルク五百平均泳に新記録……………	三三〇
		英國對全歐蹴球戰……………	三三〇
		米ゴルフ最高成績實確決定……………	三三〇
		全日本重量舉選手權大會……………	三三〇
		日本學生陸上最高記録發表……………	三三〇



五十米スピード女子水上に日本
新記録……………三八六
今村幾千米スピードに日本新記録……………三八六

【宮廷】

滿洲國皇帝武漢政略御祝電……………三八六
傅傑上尉駐日武官に御榮轉……………三八六
銀行團一行皇帝陛下に謁見……………三八六

【政治】

舊蒙古王侯を優遇……………三八六
呂産業部大臣訪日……………三八六
張司法部大臣訪日……………三八六
拓政機關擴充……………三八六
國境建設會議開催……………三八六
國都建設計畫法公布……………三八六
人事異動……………三八六

【外交】

遣歐使節團動靜……………三八七、三八八
二九〇、二九一、二九二
遣歐使節團歸滿……………三八七
張總理對外方針聲明……………三八七
洪國も近く滿洲國承認……………三八七
對ドイツ……………三八七
呂公使ベルリン着任……………三八七
安總領事ハンブルグ着任……………三八七
ワグネル獨公使着任……………三八七
獨駐滿代理公使離滿……………三八七
新任獨逸公使信任狀捧呈……………三八七
呂駐獨公使信任狀捧呈……………三八七

▲對イタリヤ

滿伊通商條約發効(二)……………三八七
滿伊修交條約批准……………三八七
滿伊條約批准交換……………三八七
滿伊兩國正式國交開始……………三八七
滿伊通商條約全文發表……………三八七
滿伊兩國貿易好轉せん……………三八七
在伊滿國公使館披露……………三八七

▲對ソ聯

正勇山事件死體交換終る……………三八七
在ソ領事館の安全確保要求……………三八七
下村外交特派員ソ聯側と懇談……………三八七
領事館の安全確保にソ聯不誠意……………三八七
對ソ外交陣強化……………三八七
滿ソ旅券査問問題暫定解決……………三八七
北鐵讓渡問題でソ聯に通告……………三八七
▲對ポーランド……………三八七
滿洲國・波蘭修好條約調印……………三八七
滿波兩國交換公文發表……………三八七
▲對スペイン……………三八七
駐西公使館移轉……………三八七
徐公使フ政權に信任狀捧呈……………三八七
▲對サルヴァドル……………三八七
對サルヴァドル修好條約交渉……………三八七
▲對ペルー……………三八七
ペルー使察團動靜……………三八七
▲對中國新政權……………三八七
通商代表中支にも設置……………三八七
上海に通商代表部設置決定……………三八七

【國防】

徵兵制度確立の方針……………三八七
國軍に鮮人特設部隊新設……………三八七
軍人醫院新設……………三八七
徵兵制度明後年度より實施……………三八七
武官令制定……………三八七
▲對ソ關係……………三八七
ソ聯機水沈降偵察……………三八七
ソ聯龍江で滿人十三名拉致さる……………三八七
ソ聯、滿人漁夫を不法射撃……………三八七
ソ聯警備艇不法射撃……………三八七
ソ聯兵黑河近く不法越境……………三八七
越境ソ聯兵撤退……………三八七
ソ聯兵不法越境……………三八七

【治安】

三江省殘匪秋季大討伐……………三八七
熱河省の剿匪狀況……………三八七
瀋江、三江兩省の討匪成績……………三八七
東邊道討匪の成果……………三八七
山内部隊の殘匪掃蕩……………三八七
通化省の匪首投降……………三八七

コミンテルン系策動外人追放……………三八七
【教育】
新京法政大學設立要綱公布……………三八七
哈爾濱に農科大學設立……………三八七
【交通・通信・航空】
精古線本營業開始……………三八七
滿支間交通業務調整連絡……………三八七
綏化・神樹間鐵道開通……………三八七
華北滿洲兩電に通信協定骨子……………三八七
黑河、海拉爾兩放送局開局……………三八七
飛行場、無線設備を國家管理……………三八七
北支滿洲國間航空郵便開始……………三八七
大王家局燈臺完成……………三八七

【社會・文化】

赤十字社首腦部發令……………三八七
赤十字社創立式典……………三八七
四庫全書再刊……………三八七
滿支國境防疫對策……………三八七
滿洲黨綱要式……………三八七
事變以來滿鐵社員殉職者數……………三八七
英國軍二校に閉鎖命令……………三八七

【財政・經濟】

日滿經濟共同委員會を譚……………三八七
日滿支經濟懇談會新京會議……………三八七
日滿經濟懇談會開かる……………三八七
第一日の一般質問……………三八七
第二日の鐵道懇談會……………三八七
同貿易懇談會……………三八七
第三日の金融懇談會……………三八七
日滿家畜防疫會議……………三八七
物資調整機關統一強化……………三八七
原棉、綿製品の配給價格統制……………三八七
棉花統制法・棉花股份公司法改訂……………三八七
正……………三八七
勞働統制法實施……………三八七
鑛工技術者統制……………三八七
特殊會社制度再檢討……………三八七
毛皮皮革統制法……………三八七
毛皮皮革統制方針……………三八七
毛皮皮革統制法公布……………三八七
滿洲確安會社法公布……………三八七

▲貿易

十月月上旬對外貿易……………三八七
十一月中の貿易概況……………三八七
十一月中大連港特產輸出概數……………三八七
十二月月上旬對外貿易……………三八七
滿洲國の本年度貿易……………三八七
隊外對日輸出統制……………三八七
中支間特產輸出問題決定……………三八七
臺灣茶の滿洲輸入……………三八七
麻袋輸入統制……………三八七
小麥粉輸出制限緩和和要請……………三八七
北支棉と煙草輸入折衝……………三八七
大連小麥輸入業者組合結成準備……………三八七

▲産業

五ヶ年計畫實行案諒解成立……………三八七
輸入資材一億二千萬圓許可……………三八七
北滿農畜林産五ヶ年計畫……………三八七
△重工業……………三八七
奉天に放射能鑛脈發見……………三八七

▲金融

國際シンヂケート團來朝……………三八七
明年度資金計畫統制……………三八七
銀行資本金許可限度……………三八七
銀行法公布……………三八七
滿洲電業資金調達完了……………三八七

▲債

滿鐵社債發行豫定……………三八七
滿拓社債三千萬發行認可……………三八七

▲會社

滿興明年度豫算額……………三八七
滿鐵車役會豫算決定……………三八七
明年度事業豫算……………三八七
滿興國に滿化株式讓渡……………三八七
明年度の滿鐵政府特種株拂込額……………三八七
來年度政府の滿鐵株拂込……………三八七
預金部より滿鐵への立替拂……………三八七
鑛工部門大擴張……………三八七
日下純鐵工業化に乗出す……………三八七
オイルニール第二次計畫……………三八七
滿洲電氣化學會社法公布……………三八七
昭和製鋼の滿鐵特種株滿業へ移讓……………三八七
滿洲電業明年事業豫算……………三八七
滿洲鑛業會社の機能擴大……………三八七
滿洲確安株式引受認可を通牒……………三八七
吉野信次氏滿重訓總裁決定……………三八七
滿業航空工業に獨伊と提携……………三八七
滿化、滿洲瓦斯總會……………三八七

滿鐵埠頭の滯貨處分對策……………三八七
伯林萬國農業大會に參加……………三八七
安東市内の金鑛探掘開始……………三八七
政府炭業者に警告……………三八七
ホルバツチ氏新京着……………三八七
▲財政……………三八七
歲入見込額增加……………三八七
通貨流出取締強化……………三八七
明年度豫算膨脹……………三八七
明年度歲出豫算決定……………三八七
明年度より一部増稅斷行……………三八七
明年度豫算案等御前會議で決定……………三八七
地方稅法及法人營業稅法改正……………三八七

▲金

國際シンヂケート團來朝……………三八七
明年度資金計畫統制……………三八七
銀行資本金許可限度……………三八七
銀行法公布……………三八七
滿洲電業資金調達完了……………三八七

▲債

滿鐵社債發行豫定……………三八七
滿拓社債三千萬發行認可……………三八七

▲會社

滿興明年度豫算額……………三八七
滿鐵車役會豫算決定……………三八七
明年度事業豫算……………三八七
滿興國に滿化株式讓渡……………三八七
明年度の滿鐵政府特種株拂込額……………三八七
來年度政府の滿鐵株拂込……………三八七
預金部より滿鐵への立替拂……………三八七
鑛工部門大擴張……………三八七
日下純鐵工業化に乗出す……………三八七
オイルニール第二次計畫……………三八七
滿洲電氣化學會社法公布……………三八七
昭和製鋼の滿鐵特種株滿業へ移讓……………三八七
滿洲電業明年事業豫算……………三八七
滿洲鑛業會社の機能擴大……………三八七
滿洲確安株式引受認可を通牒……………三八七
吉野信次氏滿重訓總裁決定……………三八七
滿業航空工業に獨伊と提携……………三八七
滿化、滿洲瓦斯總會……………三八七

▲運輸

胡蘆島築港新計畫……………三八七
日滿航路統制大綱決定……………三八七
鴨綠江架橋築港問題意見一致……………三八七
安東、新義州兩港の取統……………三八七
河川法公布……………三八七

▲農

機械農業經營大量生産計畫……………三八七
土地制度の確立を期す……………三八七
滿洲農業會社設立……………三八七
農産物第三次收穫豫想高……………三八七

▲林

松花江箱柳のバルブ企業化……………三八七
興安嶺バルブ會社設立決定……………三八七
△運輸……………三八七
胡蘆島築港新計畫……………三八七
日滿航路統制大綱決定……………三八七
鴨綠江架橋築港問題意見一致……………三八七
安東、新義州兩港の取統……………三八七
河川法公布……………三八七

世界情勢

東遼道開發會社製鐵所設立……………三三〇
 滿洲製糖增產計畫……………三三〇
 滿洲電化工業へ日本側參加決定……………三三〇
 昭和製鋼、貧鐵處理開始……………三三〇
 △増 資
 滿洲鑛業十倍増資諒解成る……………三三〇
 滿洲林業三千萬圓に増資……………三三〇
 滿洲炭業上期三億圓に増資……………三三〇
 滿洲探金増資……………三三〇
 滿洲鑛業開發會社十倍増資……………三三〇
 △創 立
 佳木斯にバルブ會社設立……………三三〇
 滿洲硫酸會社設立要綱案決定……………三三〇
 滿洲化學工業創立……………三三〇
 吉林に石炭液化會社設立決定……………三三〇
 興安嶺バルブ會社設立決定……………三三〇
 滿洲農業會社創立……………三三〇

△空 軍
 第二次國防計畫空擴へ……………三三〇
 政府空軍増強を發表せん……………三三〇
 空軍擴充方針……………三三〇
 大規模な防空計畫……………三三〇
 △陸 軍
 滿洲國防費大増額……………三三〇
 國防三年計畫發表……………三三〇
 英議會滿洲防備問答……………三三〇
 【フランス】
 △一 般
 膨大軍事豫算下院通過……………三三〇
 △海 軍
 海軍豫算激増……………三三〇
 海軍強化方針……………三三〇
 建艦計畫全貌……………三三〇
 飛行機給油船建造命令……………三三〇
 △空 軍
 空軍再建計畫……………三三〇
 【ドイツ】
 △一 般
 獨の軍備擴充……………三三〇
 英を脅威する獨航空母艦……………三三〇
 潜水艦對英均等保有通告……………三三〇
 【イタリヤ】
 △一 般
 明年度國防費六十七億……………三三〇
 △海 軍
 新鋭驅逐艦進水……………三三〇
 【ベルギー】
 下院防空豫算通過……………三三〇
 【米 國】
 新年の歡喜で大軍擴發表……………三三〇
 米士官の比島獨立反對論……………三三〇
 國防計畫再檢討……………三三〇
 新軍擴計畫と汎米主義……………三三〇
 國防充實の要諦昂まる……………三三〇

米國防強化に邁進(大統領演説)……………三三〇
 大統領演説と獨伊反響……………三三〇
 前大統領演説……………三三〇
 國防擴充政策強説……………三三〇
 重要國防會議……………三三〇
 大統領重要聲明……………三三〇
 再軍備計畫內容……………三三〇
 米國の新國防計畫……………三三〇
 △陸 軍
 陸軍擴充を要望……………三三〇
 陸軍長官年次報告……………三三〇
 △海 軍
 海軍豫算増額豫想……………三三〇
 海軍補給基地も擴充……………三三〇
 政界海軍擴張支持……………三三〇
 海軍施設増強案……………三三〇
 海軍擴充と英帝訪米……………三三〇
 大統領海軍充實の必要強調……………三三〇
 海軍大航空船建造に着手……………三三〇
 主力艦起工に難關……………三三〇
 建艦設計に意見分裂……………三三〇
 建艦遲延の原因……………三三〇
 海軍年次報告發表……………三三〇
 主力艦三隻建造發註……………三三〇
 作戰部長建艦遲延を指摘……………三三〇
 海軍航空年次報告……………三三〇
 大統領海軍擴充協議……………三三〇
 海軍調査會根據地増設報告……………三三〇
 三萬五千噸主力艦發註……………三三〇
 主力艦に新式汽鍋……………三三〇
 米海軍の新艦艦廿一隻……………三三〇
 輕巡建造……………三三〇
 大統領四萬五千噸艦建造を考慮……………三三〇
 米國の新海軍計畫……………三三〇
 パナマ運河改修提案……………三三〇
 大西洋艦隊常設……………三三〇
 卅九年度海軍大演習……………三三〇
 △空 軍
 航空技術工寮成計畫……………三三〇
 空軍大擴計畫……………三三〇
 航空技師訓練計畫……………三三〇

空軍大擴充計畫……………三三〇
 民間飛行士養成計畫……………三三〇
 ▲フィリピン
 比島で救艦隊建造……………三三〇
 ▲少數民族問題
 【チエコスロヴァキア】
 獨軍進駐……………三三〇
 獨軍チエコ進駐開始……………三三〇
 國際委員會獨の要求を容る……………三三〇
 第五區引渡決定……………三三〇
 ヘンライン黨首を辨務官に……………三三〇
 ズデーテン黨活動再開……………三三〇
 ズデーテン行政區確立……………三三〇
 ズデーテン地區占領完了……………三三〇
 獨進軍と獨紙論調……………三三〇
 人民投票管理に英軍出動……………三三〇
 ヒ總統ズデーテン地方視察……………三三〇
 ▲波蘭軍進駐
 テンシエン市民大會強硬決議……………三三〇
 米波蘭に平和勸告……………三三〇
 チエコ波蘭の要求に屈服……………三三〇
 波蘭國民の感激最高潮……………三三〇
 波軍テンシエン進駐……………三三〇
 波も植民地要求か……………三三〇
 波蘭更に領土割讓要求か……………三三〇
 波蘭接收と波蘭鐵鋼業……………三三〇
 ▲チエコ問題解決と各國反響
 近衛首相と總統に祝電……………三三〇
 陸相スミグリ元帥へ祝電……………三三〇
 ドイツ
 獨佛間にも共同聲明か……………三三〇
 ドイツの次の目標……………三三〇
 ズデーテン合併の經濟的影響……………三三〇
 英 國
 英首相より佛首相に親書……………三三〇
 チエコ新國境保障と英國……………三三〇
 英國の海軍動員漸次解除……………三三〇
 フランス

新國境保障と佛國……………三三〇
 花の都に還る巴里……………三三〇
 佛政府動員後仕末……………三三〇
 ソ 聯
 ソ聯の對佛不信……………三三〇
 ソ聯遂に歐洲に孤立か……………三三〇
 佛ソ條約廢棄示唆……………三三〇
 リトヴィノフ、スターリン會見……………三三〇
 ソ聯外交界肅清説……………三三〇
 英佛伊三巨頭地中海上で會談か……………三三〇
 ▲新聞論調
 英紙首相を賞讃……………三三〇
 チエコの經濟的將來(英紙)……………三三〇
 歐洲政局の前途(英紙)……………三三〇
 佛言論界の動向……………三三〇
 ソ紙英佛の態度を攻撃……………三三〇
 チエコ問題の教訓(米紙)……………三三〇
 世界平和前途遠慮(米紙)……………三三〇
 ▲獨チエ關係
 獨チエ會談……………三三〇
 チエコ新外相伯林訪問……………三三〇
 獨チエ外相會談……………三三〇
 獨チエ關係改善期待……………三三〇
 チエ外相訪獨を佛重視……………三三〇
 チエコ外相と總統訪問……………三三〇
 國境問題……………三三〇
 獨チエ委員會で歸屬決定……………三三〇
 國境地帯の機上攝影……………三三〇
 關稅同盟說に獨反對……………三三〇
 獨チエ通商交渉近く開始……………三三〇
 ▲洪チエ關係
 洪少數民族の自決再要求……………三三〇
 チエコ政府洪との商議受諾……………三三〇
 洪チエコに強硬要求……………三三〇
 洪チエ國境で衝突事件……………三三〇
 洪に右翼内閣成立か……………三三〇
 コマルノ會談……………三三〇
 洪軍スロヴァキアに入る……………三三〇
 コマルノ會談停頓……………三三〇
 洪チエ會商決裂……………三三〇

英佛獨伊に解決期待……………二七五
 洪一部豫備兵召集……………二七五
 洪政府重要對策協議……………二七五
 洪四國調停正式要求せん……………二七五
 チニコ側直接交渉の望捨てず……………二七五
 英國洪政府の自重要望……………二七五
 ウクライナ人の反洪デモ……………二七五
 洪チニコ國境情勢逼迫……………二七五
 會談決裂と中歐政局……………二七五
 洪チニコ交渉再開の機運……………二七五
 ルテニア獨立維持要求……………二七五
 スロヴァク代表ブラハ……………二七五
 洪最後通牒……………二七五
 獨伊調停……………二七五
 洪チニコ紛争解決……………二七五
 ウイーン四國會議開催……………二七五
 洪チニコ紛争解決案……………二七五
 紛争遂に解決……………二七五
 解決案の内容……………二七五
 洪チニコ國境の變動……………二七五
 獨伊の中歐制覇進む……………二七五
 スロヴァキア首相報告演説……………二七五
 ルテニア前首相演説……………二七五
 ルテニア自治政府所在地變更……………二七五
 ルテニア自治政府宣言……………二七五
 洪軍進駐……………二七五
 ▲波チニコ關係……………二七五
 チニコ外相波蘭訪問か……………二七五
 波チニコ國境の最終劃定……………二七五
 ▲波洪關係……………二七五
 洪代表波外相訪問……………二七五
 洪波羅三國プロツク結成か……………二七五
 ▲チニコ内情勢……………二七五
 ベネシニ大統領辭職説……………二七五
 大統領辭職……………二七五
 ベネシニ大統領訣別演説……………二七五
 シロヴィ内閣辭職……………二七五
 シロヴィ内閣閣成立……………二七五
 チニコ新外相首相と總談……………二七五
 新内閣の施政方針……………二七五
 チニコ大統領下馬評……………二七五

スロヴァキア事務相新設……………二七六
 チニコ國境兵動員解除……………二七六
 スロヴァキア自治要求……………二七六
 スロヴァキア自治政府組織……………二七六
 ロシア少數民族も自治政府……………二七六
 チニコ聯邦制を採用せん……………二七六
 波カルパチア自治政府成立に警……………二七六
 戒……………二七六
 チニコ共產黨彈壓……………二七六
 チニコ政府新外交策討議……………二七六
 首相施政方針發表……………二七六
 チニコ新憲法の骨子……………二七六
 マサリツク公使辭職説……………二七六
 チニコ容共政策を一擲……………二七六
 チニコ六大會社協定締結……………二七六
 スロヴァキア自治政府……………二七六
 スロヴァキア自治政府初開議……………二七六
 自治政府組織を擴充……………二七六
 スロヴァキア黨首歸還……………二七六
 スロヴァキア内相伯林……………二七六
 ▲ルテニア自治政府……………二七六
 ルテニア全國會議……………二七六
 カルパチア自治政府分裂……………二七六
 ▲波羅折衝……………二七六
 波外相ルーマニア訪問……………二七六
 ルテニア問題協議……………二七六
 波蘭の動向……………二七六
 波羅折衝を佛注目……………二七六
 波蘭外相秘書訪洪……………二七六
 對獨プロツク形成を波紙力説……………二七六
 伊は洪の立場支持……………二七六
 【波蘭】……………二七六
 波蘭ルーマニアに抗議……………二七六
 リ波少數民族問題解決……………二七六
 ダンチニ連絡問題で交渉開始か……………二七六
 洪チニコ問題と波蘭……………二七六
 波外相の動向……………二七六
 波外相外交方針闡明……………二七六
 波蘭も植民地獲得希望……………二七六
 ダンチニ市民に軍事訓練……………二七六
 【パレスチナ】……………二七六

パレスチナ騷擾再發……………二七六
 パレスチナ英領保護隊増強……………二七六
 パレスチナ問題報告……………二七六
 パレスチナ高等辨務官歸任……………二七六
 ユダヤ人移民許可數増加……………二七六
 パレスチナの騷擾再發……………二七六
 聖地騷擾の被害……………二七六
 英増援隊到着……………二七六
 パレスチナ問題報告……………二七六
 合同會議明春召集……………二七六
 【ユダヤ人問題】……………二七六
 ▲ドイツ……………二七六
 駐佛獨大使館に暴徒闖入……………二七六
 全獨に反ユダヤ熱擡頭……………二七六
 在獨猶太人に罰金十億マルク……………二七六
 ローライの歌禁止……………二七六
 スイス國籍ユダヤ人釋放……………二七六
 獨紙英紙に應酬……………二七六
 獨駐米大使召還……………二七六
 ユダヤ人所有建物沒收か……………二七六
 ユダヤ人に軍服着用禁止……………二七六
 桑港萬國博に獨不参加……………二七六
 コロンビア駐獨公使召還……………二七六
 獨政府更にユダヤ人彈壓……………二七六
 ユダヤ人移住費英で起債……………二七六
 ユダヤ人移住問題折衝……………二七六
 メーメルユダヤ人逃亡……………二七六
 ユダヤ人の橋東移住……………二七六
 ▲イタリヤ……………二七六
 ユダヤ人排斥宣言採擧……………二七六
 ユダヤ人排斥令發布……………二七六
 ローターリ俱樂部解散……………二七六
 ▲英國……………二七六
 反英論取締を獨に要求……………二七六
 反猶太運動に英抗議……………二七六
 英の對獨申入れ……………二七六
 英米で追放ユダヤ人收容か……………二七六
 英領ギニア提供か……………二七六
 ユダヤ人に英領植民地開放……………二七六
 英下院のユダヤ人情況決議……………二七六
 英獨關係惡化か……………二七六

倫敦のユダヤ人擁護大會……………二七六
 猶民救済委員會會議……………二七六
 ▲米國……………二七六
 駐獨大使に歸國命令……………二七六
 獨の猶太人問題に米重視……………二七六
 米の反獨政策は國內對策……………二七六
 ル大統領ユダヤ人彈壓策を攻撃……………二七六
 米ユダヤ人問題で獨申入れ……………二七六
 ▲ウイールソン大使歸任せず……………二七六
 獨へ米重ねて抗議……………二七六
 米獨關係愈々惡化……………二七六
 ▲波蘭……………二七六
 波蘭ユダヤ救済案を注目……………二七六
 波もユダヤ人彈壓……………二七六
 ▲ハンガリー……………二七六
 反ユダヤ熱洪にも飛火……………二七六
 ▲日本……………二七六
 ユダヤ人の北支入り禁止……………二七六
 日本の猶太人排斥説波紋を生む……………二七六
 英國・英帝國……………二七六
 ▲宮廷……………二七六
 英帝から國民へメツセジ……………二七六
 英帝明年カナダ御訪問……………二七六
 英帝明年米國を御訪問……………二七六
 グロスター公バリー訪問……………二七六
 ウィンザー公歸國か……………二七六
 英皇弟落馬……………二七六
 ▲政治……………二七六
 ▲一般……………二七六
 チェンバレン首相休養靜養……………二七六
 恐獨論英に擡頭……………二七六
 國民登錄制……………二七六
 チャーチル氏チェンバレン外交……………二七六
 を痛罵……………二七六
 ▲内閣……………二七六
 英海相辭職……………二七六
 内閣一部改造か……………二七六
 ヴァンシタート顧問辭職説……………二七六
 自治領相死去……………二七六

内閣に非常時三省新設……………二七六
 定例開議……………二七六
 内閣改組説否定……………二七六
 チェンバレン外交支持……………二七六
 海相任命……………二七六
 内閣改組行儀み……………二七六
 對獨問題で内閣意見對立……………二七六
 内閣第一次補強……………二七六
 英内閣補強の意義……………二七六
 内閣改組説……………二七六
 陸相の進退注目さる……………二七六
 ▲議會(在支權益問題討議に付ては「支那事變」中「事變と列國動向」の項を併せ参照)……………二七六
 前海相軟弱外交痛擊……………二七六
 首相四國協定の經緯報告……………二七六
 反對派の攻撃演説……………二七六
 イーデン前外相の演説……………二七六
 ホーア内相の答辯……………二七六
 内相五ヶ國不可侵條約示唆……………二七六
 政府信任動議提出……………二七六
 チェンバレン外交擁護……………二七六
 英總選舉舉行説有力……………二七六
 總選舉舉行せず(首相言明)……………二七六
 首相再び外交策闡明……………二七六
 英のチニコ經濟援助……………二七六
 徵兵制度平時實施の意圖なし……………二七六
 下院休會動議採擧……………二七六
 チェンバレン外交支持決議採擧……………二七六
 下院再開第一日の經過……………二七六
 英伊協定發効動議上程……………二七六
 下院防空討議……………二七六
 軍需省の新設を要求……………二七六
 英帝勅語日支事變に言及……………二七六
 英帝開院開始……………二七六
 下院討論開始……………二七六
 英既存條約堅持……………二七六
 下院極東問答……………二七六
 在支權益問題討議……………二七六
 蔣・カール大使會見問題……………二七六
 日英關係保證……………二七六

近日中に合同會議開催……………三〇〇
 公債發行限度擴張か……………三〇一
 支那人勞働者問題……………三〇一
 下院植民地問題討論……………三〇一、三〇二
 下院佛伊問題討論……………三〇二、三〇七
 歐洲政局と英の關心……………三〇四
 チェンバラ外交信任……………三〇五

【外交】

▲一 般
 十一月中に第二次四國會議か……………三〇六
 (ンダーソン大使歸英……………三〇七
 白國王倫敦訪問……………三〇七
 キリヤ國王近く英京訪問……………三〇七
 羅國王訪英……………三〇七、三〇八
 ニューゴ攝政訪英……………三〇八

▲英獨關係

獨英に空軍協定締結申入れ……………三〇八
 獨の東漸と英獨……………三〇八
 英佛對獨調整に厲心……………三〇八
 英獨兩巨頭北海で再會か……………三〇九
 英獨交渉近く再會……………三〇九
 英獨 定款み海……………三〇九
 イーデン英獨會談に反對……………三〇九
 獨空相特使訪英……………三〇九、三〇九
 英試獨の北賦進出を惧る……………三〇九
 英獨經濟調整(シャット訪英……………三〇九
 首相演説で英獨關係惡化……………三〇九、三〇九

▲南阿國防相活躍
 南阿國防相近く訪獨……………三〇九
 南阿國防相葡都訪問……………三〇九
 南阿國防相サラマンカへ……………三〇九
 植民地會開催……………三〇九
 南阿國防相白耳義訪問……………三〇九、三〇九
 ▲英佛關係
 首相外相近くパリ訪問……………三〇九
 英佛秘密關係の再確認……………三〇九
 佛大統領近く訪英……………三〇九
 英佛パリ會談……………三〇九、三〇九
 陸相パリ訪問……………三〇九
 ▲英伊關係
 スペイン問題につき英伊諒解説云……………三〇九

西問題につき新協定成立か……………三〇九
 英伊協定近く發効か……………三〇九
 英のエチオピア併合承認尙早云々……………三〇九
 義勇兵撤收決定……………三〇九
 英伊協定……………三〇九
 英伊協定發効決定か……………三〇九
 近く發効通達……………三〇九
 パース大使解任か……………三〇九
 英伊協定發効……………三〇九、三〇九
 首相明春訪伊か……………三〇九、三〇九
 ▲英チエ關係
 チエに於て一千萬磅貸付……………三〇九
 英米關係……………三〇九
 英米通商協定成立……………三〇九、三〇九
 イーデン前外相訪米……………三〇九、三〇九

【防】

世界軍備競争英國の項參照……………三〇九
 空軍使節訪佛……………三〇九、三〇九
 英佛の軍事提携歡迎……………三〇九
 國防調整相平和演説……………三〇九
 內相國防強化力説……………三〇九
 陸相國防強化力説……………三〇九
 外相國防強化力説……………三〇九
 政府商業航空買收……………三〇九
 新嘉坡新司令官……………三〇九
 ウッド空相訪佛……………三〇九、三〇九
 英佛空軍提携強化協議……………三〇九
 國防相軍備強化を謳歌……………三〇九

【財政・經濟】

▲一 般
 經濟使節蘭東歐近東へ……………三〇九
 英財界氣分回復……………三〇九
 產業界回復論と財界……………三〇九
 ▲金融
 英國の金保有は十分……………三〇九
 英國銀行金買入れ……………三〇九
 英國銀行保證準備増額……………三〇九
 一九三七年の對外投資收入……………三〇九
 海外貸付制限……………三〇九、三〇九

▲為替
 比總統演説で英米クロス低落……………三〇九
 磅切下の可能性……………三〇九
 磅の先行と英國銀行金再評價……………三〇九
 問題……………三〇九
 對米金現貨續く……………三〇九
 ロンドンで弗昂昂騰……………三〇九
 ボンド及びフラン貨價落……………三〇九
 倫敦市場法貨反騰磅貨急軟化……………三〇九
 フランス金金の還流頗々……………三〇九
 紐育市場でポンド貨價落……………三〇九
 金喪失更に十億弗に達せん……………三〇九
 ボンド貨急落……………三〇九
 倫敦金塊新高價……………三〇九
 フラン調劑ポンドは再軟化……………三〇九

▲通商貿易
 英米通商協定……………三〇九、三〇九
 英埃綿業協定成る……………三〇九
 ▲市場
 政府大量綿布發註……………三〇九
 ロンドン金物強調……………三〇九
 ロンドン標銅軟化……………三〇九
 銅減產復活とロンドン市場……………三〇九
 對米證券投資會社新設……………三〇九
 減產擴大にロンドン銅相場昂騰……………三〇九
 ロンドン金塊商内旺盛……………三〇九

▲産業

ランカシア更生案に着手……………三〇九
 戰時保險料引下げ……………三〇九
 ロンドン海運市況……………三〇九
 ロイド卿の海運振興論……………三〇九
 ▲社會・文化
 フロイド博士英國に歸化願ひ……………三〇九
 ベネシニ大統領領英國へ……………三〇九
 英海軍士官に米勳章贈呈……………三〇九

レディーバード艦長に叙勳……………三〇九
 降誕祭日當ての排日貨運動……………三〇九
 ▲愛蘭
 愛蘭首相アルスター併合要求……………三〇九
 北愛蘭の反政聲明……………三〇九
 ▲埃及
 埃及補九月末線上高……………三〇九
 エチオピア軍備擴張……………三〇九
 埃及糧收極豐豫想高發表……………三〇九
 英埃綿業協定承認……………三〇九
 ▲加奈陀
 對米金現貨増大……………三〇九
 駐日カナダ公使更迭……………三〇九
 反日決議案舞る……………三〇九
 エチオピア併合承認……………三〇九
 ▲印度
 インド第一回甘蔗反別豫想……………三〇九
 ビルマ反英騷擾……………三〇九
 ルービー貨先物軟弱……………三〇九

【豫】

シドニー石炭罷業解決……………三〇九
 豫洲に飜異發見……………三〇九
 豫洲石油會社創立……………三〇九
 ケント公使豫洲總督に任命……………三〇九
 豫洲内閣改組……………三〇九
 日豫訴訟日本側に勝利……………三〇九
 日本向航荷役拒否……………三〇九
 日本補給船遭難……………三〇九
 衣服類の關稅引上げ……………三〇九
 ニュージランド爲替許可制……………三〇九

【フラン】

▲一 般
 國務會議……………三〇九
 政局不安懸懼せん……………三〇九
 愛蘭一致内閣要緊……………三〇九
 政界前途困難……………三〇九
 財政經濟再建案……………三〇九、三〇九、三〇九
 勞働同盟財政再建案反對決議……………三〇九

在領軍人も再建案反對……………三〇九
 大統領國民の奮起要緊……………三〇九
 再建案を繞る勞働總罷業……………三〇九
 三〇九
 官公吏新規採用禁止……………三〇九
 ▲内閣・閣議
 財政均衡案疑議……………三〇九
 藏相辭職……………三〇九
 閣相法相更迭……………三〇九
 内閣動搖……………三〇九
 ▲議會
 臨時議會開會……………三〇九
 下院外交問題討論……………三〇九
 財政全權案下院通過……………三〇九
 上院財政全權案可決……………三〇九
 上院外交委員會議事……………三〇九
 上院一部改選……………三〇九、三〇九
 急進社會黨議員大會……………三〇九
 議會開く……………三〇九
 政府議會の支持確保……………三〇九
 議會でナチ禮讓論……………三〇九
 内閣信任さる……………三〇九

【政】

社會黨入閣要求……………三〇九
 勞働同盟共産黨陰謀排撃……………三〇九
 レイノ法相民主同盟脫黨……………三〇九
 勞働同盟内訌暴露……………三〇九
 急進黨共産黨を攻撃……………三〇九
 上院右翼派擡頭……………三〇九
 急進社會黨大會……………三〇九
 右翼共産黨解散要求……………三〇九
 社會黨内訌……………三〇九

【外交】

英佛關係は英國のその項參照……………三〇九
 ▲一 般
 外務人事決定……………三〇九
 第二次外交異動……………三〇九
 白星帝パリ御訪問……………三〇九
 大統領明春倫敦訪問……………三〇九
 羅國王巴里着……………三〇九
 ニューゴ攝政訪佛……………三〇九
 外相外交方針闡明……………三〇九

外務人事決定……………三〇九
 第二次外交異動……………三〇九
 白星帝パリ御訪問……………三〇九
 大統領明春倫敦訪問……………三〇九
 羅國王巴里着……………三〇九
 ニューゴ攝政訪佛……………三〇九
 外相外交方針闡明……………三〇九

ソ 聯 邦

訪日親善機... ローマの休職記念日祝賀... ローマの防共協定祝賀會... 駐日新聞參事官近く赴任... 獨伊文化協定正式調印... 獨伊放送交換協定締結... ローマ教皇病む...

政 治

極東赤軍黨大會... 極東地方を二分... 聯邦共產黨宣傳機關改革... 極東ソ聯に技術者農民強制移住... 勞働振興令... 人事異動... 人民委員會議議長決定... 內務人民委員部次長後任... 國立銀行副總裁更迭... 內務人民委員部次長候補... エジヨフの被免理由... 海軍人民委員部次長任命... 林業人民委員部新任... 駐米大使辭意表明... 農業者人民委員更迭... 國營農場人民委員更迭... 共産青年同盟幹部更迭... 外國貿易人民委員更迭... 輕工業人民委員部次長更迭... 內務人民委員部次長任命... 肅清工作... プリニツヘル元帥逮捕説... 赤軍部内に大肅清... 外蒙文部大臣銃殺... プリニツヘル失脚事情... プリニツヘルの消息... プ元帥近く公判に...

プ元帥處刑確實... プ元帥の監禁詳報... 內務人民委員更迭... フエディコ將軍失脚か... ソ聯警備司令逮捕か... 肅清工作愈々苛烈... エジヨフ被免... グベウ六名逮捕... 青年層に肅清の風... 肅清行過ぎ是正工作... 赤軍肅清... ソ聯機關紙赤軍との確執暴露... 極東赤軍の巨頭銃殺... 赤軍機關紙改題... 反ソ運動... プラゴエに反ソ暴動... 外國の反ソ空氣濃厚... ウクライナの板敷... 【外交】(ソ波親善及び通商協定に付ては「ポーランド」の項参照)

ソ聯對歐政策... ソ紙世界革命を煽動... ソ聯對外政策の轉換... カリーニ英を難詰... 獨チエ對ソ聯空の宣傳戰... 米ソ關係 (「米國」のその項参照) 佛ソ間に又々悶着... 獨ソ通商協定延長... ソ波通商協定成立... ソ伊兩國總領事館閉鎖... 【國 防】 西部國境に大機雷地帯... 振鼓降事件行賞... シニテルン大將に勳章授與... 【財政・經濟】 家畜取締令發表... 本年度小麥不作... ソ波パートナー制確立... ソ波通商協定成立... 獨ソ通商協定延長... 【社 會・文化】

ソ聯飛行家リンパークに反駁... 英船不法拿捕に英抗議... ロマンフ王家の嫡流逝去... 女流島人極東に安宿... 女流三島人を表彰... ソ聯島人慘死... ソニア革命記念日... スターリンの義弟急死... 勞働組合スペイン兒童救済... 深海測深球建造... ソ聯空の第一人者慘死... チカロフ記念事業... ソ聯に新稱號... スペイン

【戰 況】 マドリッドに一年半振りの空襲... フランコ機列車機撃... フランコ軍司令弟慘死... フランコ軍大勝... 矢野公使戰跡視察... ヴアレンシア空襲... 兩軍軍艦既合ひ... ジブラルタル沖の海戰... フランコ軍總攻撃開始... フランコ軍清々進撃... 戰況漸く活潑... 【外國義勇軍】 義勇軍撤收監理委員會成立... 伊義勇軍一萬名故國歸還... 伊義勇軍撤收開始... 【不干渉委員會】 不干渉委員會開會未だし... 不干渉委員會を現地に急派... 不干渉委員會監視隊長辭職... 米スペイン市民救済... 【兩 政 府】 フランコ政權... 矢野公使信任狀捧呈... 西廣帝の歸國許可... 輸出品差押令...

英に抗議... 內相急逝... 各國フランコ政權承認... 丁抹承認... 白耳義承認... スエーデン承認... 人民戰線政府... 前國防相渡米... 內閣更迭か... 白耳義と國交斷絶... 駐白大使召還... フィンランド... 北歐兩外相會見... 外相更迭... ノールウエー... スエーデン... パルプ業不振... フランコ政權承認... デンマーク... オランダ... 蘭銀金イマーク發表を中止... ベルギー... 國王訪佛... 豫備兵除隊... 首相議會報告... 動員費用充填に公債發行... 鐵錫週報... 國銀割引歩合引下... 國王和蘭公式訪問... 再軍備強化要望... フランコ政權承認... 內閣危機... 人民戰線政府駐白大使召還...

人職政府と國交斷絶... 藏相辭職... 政情急消化... 內閣相繼辭職か... 新職相任命... 經濟相辭職... 內閣危機に直面... 第二インター指導者逝く... スイス... 國防強化... ナチス彈壓... 兵役法改正... リスニア... (メーメル問題は「ドイツ」の項参照) 大統領選舉... 外相更迭... 新內閣成立... ポーランド... (少數民族問題「中」波蘭の項参照) 波蘭の明年度豫算... 下院選舉... 上院選舉に政府大勝... ルテナ進撃を主張... 統制政策強化... リスニア・ポーランド新鐵道... 波蘭リスニア通商協定成立... ダンチヒ波蘭人逮捕に不満... 獨伊外相波蘭訪問か... ウクライナ問題... ウクライナの自治要求... 獨波代表の微妙な態度... 佛紙ウクライナ獨立運動を論ず... 波紙のウクライナ獨立反對論... 波紙のウクライナ警告... チェコのウクライナ政策... 反波放送に抗議... ソ波接近... ソ波親善關係を確認...

人職政府と國交斷絶... 藏相辭職... 政情急消化... 內閣相繼辭職か... 新職相任命... 經濟相辭職... 內閣危機に直面... 第二インター指導者逝く... スイス... 國防強化... ナチス彈壓... 兵役法改正... リスニア... (メーメル問題は「ドイツ」の項参照) 大統領選舉... 外相更迭... 新內閣成立... ポーランド... (少數民族問題「中」波蘭の項参照) 波蘭の明年度豫算... 下院選舉... 上院選舉に政府大勝... ルテナ進撃を主張... 統制政策強化... リスニア・ポーランド新鐵道... 波蘭リスニア通商協定成立... ダンチヒ波蘭人逮捕に不満... 獨伊外相波蘭訪問か... ウクライナ問題... ウクライナの自治要求... 獨波代表の微妙な態度... 佛紙ウクライナ獨立運動を論ず... 波紙のウクライナ獨立反對論... 波紙のウクライナ警告... チェコのウクライナ政策... 反波放送に抗議... ソ波接近... ソ波親善關係を確認...

ソ波接近の意義……………三三三

獨波關係悪化せん……………三三三

ソ波接近と波紙論調……………三三三

波外相モスクワ訪問否定……………三三三

ソ波商交渉開始……………三三三

▲波チエ紛争……………三三三

波チエ關係險惡……………三三三

ポーランド出兵……………三三三

波チエ國境軍隊小鎮合……………三三三

チエゴ政府一部要求受諾……………三三三

波チエ國境事件發生……………三三三

▲波洪共同國境問題……………三三三

波洪軍隊國境集中……………三三三

チエゴ新國境保障要請……………三三三

ハンガリー……………三三三

〔少數民族問題及び「イタリア」中……………三三三

「伊洪會談」ポーランドの項等参照……………三三三

洪參謀總長辭職……………三三三

内閣總辭職……………三三三

外相更迭……………三三三

チエゴスロヴァキア……………三三三

〔少數民族問題〕の他に向は國境紛争問題……………三三三

に付ては「ポーランド」「ハンガリー」の項……………三三三

參照……………三三三

前政府の行動調査……………三三三

大統領候補に現外相……………三三三

議會開會……………三三三

大統領候補決定……………三三三

新大統領當選……………三三三

内閣總辭職……………三三三

憲法修正權を大統領に附與……………三三三

洪チエ國境の騷擾事件……………三三三

スロヴァキア自治地方議會選舉……………三三三

共産黨解散……………三三三

全政黨解散……………三三三

ルーマニア……………三三三

國防關係首腦部強化……………三三三

國王歴訪勸諭……………三三三

羅の對英接近……………三三三

佛公使館を昇格……………三三三

錢衛團首領射殺さる……………三三三

羅馬一致黨成立……………三三三

外相更迭……………三三三

獨・羅通商協定調印……………三三三

バルカン諸國の大使交換……………三三三

駐佛新大使……………三三三

列車衝突突珍事……………三三三

ブルガリア……………三三三

〔對ユーゴスラヴィア關係は「ユーゴスラヴィア……………三三三

參照〕……………三三三

參謀總長射殺さる……………三三三

英佛勃に借款供與……………三三三

内閣改組……………三三三

首相近くトルコ訪問……………三三三

ユーゴスラヴィア……………三三三

議會解散……………三三三

政府舉國一致を企圖……………三三三

勃、ユーゴスラヴィア首相會談……………三三三

勃ユーゴスラヴィア國境改訂交渉……………三三三

攝政ルーマニア訪問……………三三三

總選舉……………三三三

内閣總辭職……………三三三

新内閣成立……………三三三

トルコ……………三三三

〔對獨逸經濟問題はドイツの「財政・經濟……………三三三

を見よ〕……………三三三

土耳其大統領重選……………三三三

大統領逝去……………三三三

新大統領決定……………三三三

内閣更迭……………三三三

米土通商協定近……………三三三

ギリシア……………三三三

國王訪白……………三三三

ポルトガル……………三三三

白・葡・蘭協力要請……………三三三

米國……………三三三

▲一 波……………三三三

チエゴ問題餘波……………三三三

ウエルズ次官の平和演說……………三三三

ル大統領多くを語らず……………三三三

米國未だ乗出さず……………三三三

新軍縮會議打診……………三三三

米に軍擴の要あり……………三三三

リッブマン國防強化を論……………三三三

海軍擴充は急務……………三三三

スパイ對策強化……………三三三

防諜活動を強化……………三三三

外國宣傳關係者登録……………三三三

農務省大改組……………三三三

農務省の議會對策……………三三三

平價切下權限延長提案……………三三三

閣僚近く大異動……………三三三

大統領政治演說……………三三三

商務長官辭職……………三三三

商務長官後任決定……………三三三

▲中間選舉……………三三三

中間選舉迫る・始まる……………三三三

共和黨進出……………三三三

選舉の結果……………三三三

消息筋觀測……………三三三

財界選舉結果を好感……………三三三

共和黨進出と今後の境界……………三三三

選舉の重要性……………三三三

ニユーデール阻止に乗出さん……………三三三

外交方針は變らず……………三三三

▲一 波……………三三三

國際會議召集案當局放棄……………三三三

米外交政策の動向……………三三三

ハル長官互恵主義強調……………三三三

中南米との提携強化……………三三三

英帝招請受諾に大統領満足……………三三三

武器禁輸提案……………三三三

政府外交協議……………三三三

芬、洪を除き戰債不拂……………三三三

米土通商協定近く調印……………三三三

▲日米關係……………三三三

齋藤大使惜まる……………三三三

堀内新大使を歓迎……………三三三

デーヴィス報告發表……………三三三

華府日本大使館に投石……………三三三

▲米支關係……………三三三

胡大使信任狀捧呈遅る……………三三三

▲對中南米關係……………三三三

メキシコ土地賠償金支拂決定……………三三三

▲汎米會議……………三三三

汎米會議米代表決定……………三三三

西半球政策……………三三三

ハル長官二十五日南米へ……………三三三

汎米會議への抱負……………三三三

▲汎米會議開……………三三三

汎米會議の經濟的意義……………三三三

汎米會議閉……………三三三

汎米會議終る……………三三三

▲米英關係〔英國〕のその項を見よ……………三三三

駐英大使歸國……………三三三

▲米伊關係……………三三三

駐伊大使歸任……………三三三

▲米獨關係〔ユダヤ人問題〕の項併……………三三三

せ參照……………三三三

米獨關係惡化……………三三三

▲米蘇關係……………三三三

米蘇關係冷却……………三三三

米國のフアシスト関を攻撃……………三三三

▲社會・文化……………三三三

労働總同盟CIOと絶縁……………三三三

CIO名稱變更……………三三三

海軍記念日……………三三三

太平洋航路に巨船建造……………三三三

三億圓訴訟大審院へ……………三三三

マッケイ無電社長逝去……………三三三

紐育タイムズ主筆更迭……………三三三

海軍機事……………三三三

労働界紛糾……………三三三

▲一 波……………三三三

スパイ事件有罪判決……………三三三

ル大統領御曹子映畫界入り……………三三三

ウツツ元駐日大使逝去……………三三三

國際研究會で日本問題講演……………三三三

高津特許權訴訟再審……………三三三

無線會社罷業……………三三三

警保局内の騷擾逮捕……………三三三

萬國博日本館上棟……………三三三

▲一 波……………三三三

米財界中南米に經濟使節派遣……………三三三

海外米人權益擁護を要請……………三三三

選舉と財界……………三三三

▲一 波……………三三三

中間選舉と商業會議所觀測……………三三三

十一月中美國景氣……………三三三

▲金 融……………三三三

本年第二季資金流出高……………三三三

墨銀買入繼續……………三三三

棉花期貨價格引上不許可……………三三三

政府ビットマン案を否定……………三三三

對外投資額……………三三三

ドル切下權限延長……………三三三

金銀政策に付財務長官語る……………三三三

銀買上法撤廢遲延化……………三三三

歐洲資本流入止まず……………三三三

世界の金の五割八分米に集中……………三三三

通貨専門家協議……………三三三

金銀政策は改變せず……………三三三

軍艦で金現送……………三三三

銀流入額……………三三三

國內新産銀買上値下か……………三三三

銀法撤廢促進決議……………三三三

支那銀買輸入……………三三三

選舉の結果と銀買上法……………三三三

▲一 波……………三三三

南阿産金紐育向現送考慮……………三三三

新産銀買上値下げか……………三三三

金自由市場復活商議説……………三〇八
 南米諸國よりの投資要望……………三〇八
 キューバに融資か……………三〇八
 中南米へ貸付考慮……………三〇七
 米支銀協定延長發表……………三〇八
 支那の對米金現送……………三〇八
 チリ・銅會社建設に融資……………三〇八
 米銀買上値揚價……………三〇八
 爲替……………三〇八

▲歐洲通貨反撥……………一八〇元
 磅買下落とアメリカ……………一五七
 磅買上……………一五七
 弗貨強調……………一五七
 ヨーロッパ通貨軟化……………一五七
 磅貨反撥……………一五七
 磅貨再軟化……………一五七

▲通商貿易……………一五七
 軍需品輸出高……………一五七
 米暹通商關係改善……………一五七
 九月中の鐵類輸出……………一五七
 英米通商協定期間……………一五七
 對伯パター説否定……………一五七
 瑞典米農産物機械類買付……………一五七
 對英小麦買却交渉成立……………一五七
 玩具輸出……………一五七
 對南米互惠通商協定交渉……………一五七
 米暹通商協定期間……………一五七
 日米綿業協定延長……………一五七
 對支貿易促進に融資……………一五七
 歐羅巴屑鉄カルテル米屑鐵購入……………一五七
 日本米屑鐵買付……………一五七

▲市場……………一五七
 銅値上げ……………一五七
 商品市場軒並み強調……………一五七
 紐育株取上揚株式總數……………一五七
 自動車用薄鋼板値下……………一五七
 薄鋼板續軟……………一五七
 鋼鐵相場値下……………一五七
 自動車用薄鋼板値下げ徹廢……………一五七
 ニューヨーク株式活況……………一五七
 日本公債續騰……………一五七

綿業取引規則公布……………三〇七
 日本綿製品進出……………三〇七
 選舉と商品市況……………三〇七
 選舉と株式市場……………三〇七
 銀力建値引下げ……………三〇七
 鋼減産擴大と紐育……………三〇七
 米棉公報發表は影響薄……………三〇七
 紐育棉取會員權買買……………三〇七

▲産業……………三〇七
 明年度米棉統制計畫完了……………三〇七
 米棉情報一施……………三〇七
 米棉一般投資履行日……………三〇七
 米棉融資提供高……………三〇七
 タイヤ、チユブ需給統計……………三〇七
 農産物二重價格制採用……………三〇七
 棉花に保險制度採用か……………三〇七
 織物業の輸出振興策……………三〇七
 セラニーズ社新合成纖維製造……………三〇七
 デュボン社正式發表……………三〇七
 米棉公報コメント……………三〇七
 第三季人絹生産高……………三〇七
 選舉後の農政策……………三〇七
 玉蜀黍融資償還表……………三〇七
 來年度農産物付反別減少……………三〇七
 來年度農産物調整計畫……………三〇七
 棉花加工税賦課を勸奨……………三〇七
 人絹會社生産擴張……………三〇七
 アメリカ羽二重の進出……………三〇七
 三九年度砂糖割當決定……………三〇七
 米棉販賣割當農家支持……………三〇七
 來議會の農案……………三〇七

▲海運……………三〇七
 ダライ汽船世界一周航路……………三〇七
 プレジデント社航路擴張……………三〇七
 日米海運競争激化……………三〇七
 商船、山下運賃同盟加入……………三〇七
 ▲會社……………三〇七
 デュボン人絹工場設立……………三〇七
 復興金融會社々債借換……………三〇七
 U・S・スチール業績……………三〇七
 ベスレム製鋼業績……………三〇七

▲中米諸國……………三〇七
 (汎米會議は「米國中」外交)の項を見上)
 中米無電波長協定成る……………三〇七
 【メキシコ】
 人絹糸輸入税引上げ……………三〇七
 米國過剰小麦買入……………三〇七
 メキシコ人絹輸入伊獨占……………三〇七
 伊獨に石油油槽船輸出……………三〇七
 伯國商社墨國石油販賣權獲得……………三〇七
 漁業利權延長に政府同意……………三〇七
 獨墨貿易協定締結……………三〇七
 【コロンビア】
 平價切下げ……………三〇七
 【ブラジル】
 外務省制度改革……………三〇七
 汎米會議代表決定……………三〇七
 伯國商社墨國石油販賣權獲得……………三〇七
 棉花輸出高……………三〇七
 大統領日本移民賞讃……………三〇七
 獨伯貿易再開……………三〇七
 ブラジル銅を日本に積出……………三〇七
 外國移民取締……………三〇七
 爲替制限令發布……………三〇七
 リオに日本製Xマス玩具……………三〇七
 獨身税設定……………三〇七

▲アルゼンチン……………三〇七
 亞國數授親日演説……………三〇七
 小麦作付反別訂正發表……………三〇七
 亞麻仁及別豫想訂正發表……………三〇七
 ダンピング税制定……………三〇七
 駐日公使更迭……………三〇七
 小麦亞麻仁最低價格決定……………三〇七
 棉花豫想……………三〇七
 【チリ】
 チリ一新大統領……………三〇七
 新内閣閣議……………三〇七
 【ペルー】
 在留邦人の赤誠……………三〇七
 訪日使節團歸國……………三〇七
 【ウルグワイ】
 爲替割當額……………三〇七
 日ウ親善レセプション……………三〇七
 【ヴェネネラ】
 本邦綿糸輸入防限……………三〇七

▲イラク……………三〇七
 内閣一部異動……………三〇七
 シヤム……………三〇七
 シヤム王族瑞典に御留學……………三〇七
 國防相危難……………三〇七
 幼帝御歸國……………三〇七
 首相更迭……………三〇七
 安南……………三〇七
 皇帝負傷……………三〇七

▲世界經濟……………三〇七
 國際銅生産率擴大……………三〇七
 銅減産撤廢事情……………三〇七
 銅限産撤廢と中小産銅業者……………三〇七
 銅相場の前途……………三〇七
 米國スエーデン二重課税防止……………三〇七
 波蘭ワイヤ輸出カルテル脱退……………三〇七
 埃遠長距離飛行……………三〇七
 世界小麦生産高……………三〇七

▲國際會議……………三〇七
 國際著作權會議……………三〇七
 國際植物會議……………三〇七
 ▲國際航空……………三〇七
 大西洋航空開始發表……………三〇七
 埃遠長距離飛行……………三〇七
 ノーベル賞……………三〇七

本年度世界棉花需給……………三〇七
 ゴム在存急減せん……………三〇七
 九月中歐洲砂糖消費高……………三〇七
 ワイヤカルテル活潑……………三〇七
 屑鉄カルテル白鐵で買付……………三〇七
 ゴム輸出割當擴大……………三〇七
 ジャワ糖一時賣止め……………三〇七
 小麦諮問委員會閉會……………三〇七
 鋼鉄カルテル懸延鋼建値揚價……………三〇七
 十一月世界中世界物價……………三〇七
 鋼鉄カルテル會合……………三〇七
 ゴム消費増大の必要……………三〇七

▲國際聯盟……………三〇七
 聯盟規約を平和條約と分離……………三〇七
 聯盟委任統治委員會……………三〇七
 聯盟事務局職員整理……………三〇七
 第三百三回聯盟理事會……………三〇七
 ▲日支問題……………三〇七
 帝國聯盟各種委員會脫退……………三〇七
 制裁實行せば帝國對抗の決意あり……………三〇七

▲國際會議……………三〇七
 國際著作權會議……………三〇七
 國際植物會議……………三〇七
 ▲國際航空……………三〇七
 大西洋航空開始發表……………三〇七
 埃遠長距離飛行……………三〇七
 ノーベル賞……………三〇七

▲國際聯盟……………三〇七
 聯盟規約を平和條約と分離……………三〇七
 聯盟委任統治委員會……………三〇七
 聯盟事務局職員整理……………三〇七
 第三百三回聯盟理事會……………三〇七
 ▲日支問題……………三〇七
 帝國聯盟各種委員會脫退……………三〇七
 制裁實行せば帝國對抗の決意あり……………三〇七

本年度世界棉花需給……………三〇七
 ゴム在存急減せん……………三〇七
 九月中歐洲砂糖消費高……………三〇七
 ワイヤカルテル活潑……………三〇七
 屑鉄カルテル白鐵で買付……………三〇七
 ゴム輸出割當擴大……………三〇七
 ジャワ糖一時賣止め……………三〇七
 小麦諮問委員會閉會……………三〇七
 鋼鉄カルテル懸延鋼建値揚價……………三〇七
 十一月世界中世界物價……………三〇七
 鋼鉄カルテル會合……………三〇七
 ゴム消費増大の必要……………三〇七

▲國際聯盟……………三〇七
 聯盟規約を平和條約と分離……………三〇七
 聯盟委任統治委員會……………三〇七
 聯盟事務局職員整理……………三〇七
 第三百三回聯盟理事會……………三〇七
 ▲日支問題……………三〇七
 帝國聯盟各種委員會脫退……………三〇七
 制裁實行せば帝國對抗の決意あり……………三〇七

▲國際會議……………三〇七
 國際著作權會議……………三〇七
 國際植物會議……………三〇七
 ▲國際航空……………三〇七
 大西洋航空開始發表……………三〇七
 埃遠長距離飛行……………三〇七
 ノーベル賞……………三〇七

▲國際聯盟……………三〇七
 聯盟規約を平和條約と分離……………三〇七
 聯盟委任統治委員會……………三〇七
 聯盟事務局職員整理……………三〇七
 第三百三回聯盟理事會……………三〇七
 ▲日支問題……………三〇七
 帝國聯盟各種委員會脫退……………三〇七
 制裁實行せば帝國對抗の決意あり……………三〇七

週報

● 第二百二十四號 ●

皇子御誕生の御儀式について
 人事調停制度の確立
 海軍と利材
 銃後奉公會について
 電氣關係標準用語の決定
 國民健康保險組合の實績
 ビルマの騷擾
 警防團とは

定價 五錢
半ヶ年前 一圓二十錢
 一ヶ年前 (金) 二圓四十錢

トッレフパの策国

希御録日書圖行發局刷印閣内
 いさ下込申御宛局當は方の望

週寫眞

● 號四十五第 ●

満洲國建國七周年
 姑娘は風を切つて
 春は太倉にも
 わが鐵腕鐵脚部隊
 白衣と桃のお節句
 雪の中の子どもたち
 海外通信・讀者のカメラ

国策のグラフ

定價 十錢
(前巻) 半ヶ年 二圓十四錢
 一年 四圓十八錢

陸軍省編纂
帝國及列國の陸軍
 定價三十錢 送料不要

陸軍省情報部編纂
**支那事變下に
 再び陸軍記念日を迎へて**
 定價十五錢 送料六錢

海軍省海軍軍事普及部編纂
**東亞新秩序の建設と
 帝國海軍**
 定價十錢 送料三錢

閣内印刷局直賣所 || 全國各書局
 閣内印刷局直賣所 || 全國各書局

閣内印刷局發行

東京市麴町區大町手
 振替東京一〇九〇〇番

昭和十四年出版發賣

同盟通信社調查部編
昭和十四年版

時事年鑑

☆四六倍判八百五十餘頁
☆美麗箱入本製本特製

『時事年鑑』は凡ゆる年鑑と百科辭典を一冊に壓縮した我國唯一の綜合大年鑑であります。その内容は今更中すまでもなく飽く迄も『時事年鑑』二十年の傳統を生かすと共に本社獨特の組織と完備せる通信網と相俟て本社調査部總動員の上取材したその豊富なる資料、正確なる統計數字を以て誇り得る最新のものとして確信致します。

『昭和十四年版時事年鑑』は政治、外交、軍事、財政、經濟、交通、労働に更に文藝、美術、スポーツ等に、事變下日本の凡る實相と國際非常時局の情勢を克明に記録しつくしたもので、總ての年鑑中の王座『標準版』の自信を以つて世に贈るものであります。敢へて銀行、會社、工場、學校は勿論御家庭にも是非一部を御備へになる様お奨めする次第であります。

目次

皇位	爵位	土氣	政治	帝貴	衆政	行政	國海	陸軍	支那	外交	財政	租稅	專賣	經濟	新戰	郵政	社會	商貿	産業	戰時		
法室功	人點	地位	院會	院會	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	防軍	
農林業	林業	農業	工業	運送	陸道	鐵道	水陸	航空	勞務	社會	高等	學校	版界	察刑	業界	生識	術藝	庭諸	庭諸	庭諸	庭諸	
近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近	近近

定價
金二圓五十錢
送料
海外六十三錢
地方六十三錢

東京市橋區同人社區
電話銀座(57)三〇九七番
東京市橋區同人社區
電話銀座(57)三〇九七番
東京市橋區同人社區
電話銀座(57)三〇九七番

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地
社同人盟通信社
電話代表番銀座(57)三〇九七番
振替貯金口座東京八五〇〇〇番